

# 專利審查指南

2023

國家知識產權局 制定



# 目次

第一部分 初歩審査	1
第一章 発明専利出願の初歩審査	2
1. 序文	2
2. 審査の原則	3
3. 審査手続	4
3.1 初歩審査の合格	4
3.2 出願書類の補正	4
3.3 顕著な実質的欠陥に対する処理	4
3.4 通知書に対する応答	4
3.5 出願の拒絶	5
3.6 前置審査と復審後の処理	5
4. 出願書類の形式審査	5
4.1 願書	5
4.1.1 発明の名称	5
4.1.2 発明者	5
4.1.3 出願人	6
4.1.3.1 出願人が中国人である場合	6
4.1.3.2 出願人が外国人、外国企業又は外国のその他の組織である場合	6
4.1.3.3 国内出願人と外国出願人が共同で出願する場合	8
4.1.4 連絡者	8
4.1.5 代表者	8
4.1.6 専利代理機構、専利代理人	8
4.1.7 住所	8
4.2 明細書	9
4.3 明細書の添付図面	10
4.4 請求の範囲	11
4.5 要約書	11
4.5.1 要約の文字部分	11
4.5.2 要約の添付図面	11
4.6 出願書類の出版条件に関する様式審査	12
4.7 先行出願書類を引用する方式による、出願書類の追加提出	12
4.7.1 先行出願書類を引用する方式による、抜けていた請求の範囲又は明細書の追加提出	12

4.7.2	先行出願書類を引用する方式による、誤って提出された請求の範囲、明細書、又は不十分なもしくは誤って提出された請求の範囲、明細書の一部の内容の追加提出.....	13
4.7.3	引用による補充の排除の適用 .....	14
4.7.4	費用の追加納付 .....	14
5.	特殊な専利出願の初歩審査 .....	15
5.1	分割出願 .....	15
5.1.1	分割出願の確認 .....	15
5.1.2	分割出願の期限と費用 .....	16
5.2	生物材料に係る出願 .....	17
5.2.1	生物材料に係る出願の確認 .....	17
5.2.2	寄託の回復 .....	18
5.3	遺伝資源に係る出願 .....	18
6.	その他の書類及び関連手続の審査 .....	19
6.1	専利代理機構への委任 .....	19
6.1.1	委任 .....	19
6.1.2	委任状 .....	19
6.1.3	委任の解除と委任の辞退 .....	20
6.2	優先権主張 .....	20
6.2.1	外国優先権の主張 .....	21
6.2.1.1	先行出願及び優先権を主張する後続出願.....	21
6.2.1.2	優先権主張声明 .....	21
6.2.1.3	先行出願書類の副本 .....	22
6.2.1.4	後続出願の出願人 .....	23
6.2.2	国内優先権の主張 .....	23
6.2.2.1	先行出願及び優先権を主張する後続出願.....	23
6.2.2.2	優先権主張声明 .....	24
6.2.2.3	先行出願書類の副本 .....	24
6.2.2.4	後続出願の出願人 .....	24
6.2.2.5	先行出願が取り下げられたものとみなす手続.....	25
6.2.3	優先権主張の追加又は訂正 .....	25
6.2.4	優先権主張の取下げ .....	25
6.2.5	優先権主張費用 .....	26
6.2.6	優先権主張の回復 .....	26
6.2.6.1	専利法実施細則第 6 条に基づく回復.....	26
6.2.6.2	専利法実施細則第 36 条に基づく回復.....	27
6.3	新規性喪失の例外となる公開 .....	27
6.3.1	国家に緊急事態又は非常状況が発生した時に、公共利益を目的として初めて公開された場合 .....	27
6.3.2	中国政府が主催又は承認する国際展覧会において初めて出展された場合.....	28

6.3.3	規定の学術会議又は技術会議において初めて発表された場合.....	28
6.3.4	他者により出願人の同意なく内容が漏洩された場合.....	28
6.4	実体審査請求.....	29
6.4.1	実体審査請求に関連する要求.....	29
6.4.2	実体審査請求の審査及び処理.....	29
6.5	早期公開声明.....	30
6.6	専利出願の取下げ声明.....	30
6.7	書誌的事項の変更.....	30
6.7.1	書誌的事項変更手続.....	31
6.7.1.1	書誌的事項変更登録申請書.....	31
6.7.1.2	書誌的項目変更費用.....	31
6.7.1.3	書誌的項目変更費用の納付期限.....	31
6.7.1.4	書誌的事項変更手続を行う者.....	31
6.7.2	書誌的事項変更証明書類.....	32
6.7.2.1	出願人（又は専利権者）の氏名又は名称の変更.....	32
6.7.2.2	専利出願権（又は専利権）の移転.....	32
6.7.2.3	発明者の変更.....	34
6.7.2.4	専利代理機構及び代理人の変更.....	34
6.7.2.5	出願人（又は専利権者）の国籍変更.....	35
6.7.2.6	証明書類の形式に対する要求.....	35
6.7.3	書誌的事項変更手続の審査及び認可.....	35
6.7.4	書誌的事項変更の効力の発生.....	37
6.7.5	信義誠実の原則.....	37
7.	顕著な実質的欠陥に対する審査.....	37
7.1	専利法第2条第2項に基づく審査.....	37
7.2	専利法第5条に基づく審査.....	37
7.3	専利法第19条第1項に基づく審査.....	38
7.4	専利法第25条に基づく審査.....	38
7.5	専利法第31条第1項に基づく審査.....	39
7.6	専利法第33条に基づく審査.....	39
7.7	専利法実施細則第20条に基づく審査.....	40
7.8	専利法実施細則第22条に基づく審査.....	40
7.9	専利法実施細則第11条に基づく審査.....	40
8.	職権による訂正.....	40
<b>第二章</b>	<b>実用新案専利出願の初歩審査.....</b>	<b>42</b>
1.	序文.....	42
2.	審査の原則.....	42
3.	審査手続.....	43
3.1	専利権付与通知.....	43

3.2	出願書類の補正	43
3.3	顕著な実質的欠陥に対する処理	44
3.4	通知書に対する応答	44
3.5	出願の拒絶	44
3.5.1	拒絶の条件	44
3.5.2	拒絶査定の本文	45
3.6	前置審査と復審後の処理	46
4.	その他の書類と関係手続の審査	46
4.1	専利代理機構への委任	46
4.2	優先権主張	46
4.3	新規性喪失の例外となる公開	46
4.4	専利出願の取下げ声明	46
4.5	書誌的事項の変更	46
5.	専利法第 5 条、第 25 条及び専利法実施細則第 11 条に基づく審査	46
6.	専利法第 2 条第 3 項に基づく審査	46
6.1	実用新案専利は物品のみを保護する	46
6.2	物品の形状及び/又は構造	47
6.2.1	物品の形状	47
6.2.2	物品の構造	48
6.3	技術的解決手段	48
7.	出願書類の審査	49
7.1	願書	49
7.2	明細書	49
7.3	明細書の添付図面	50
7.4	請求の範囲	51
7.5	要約書	53
7.6	先行出願書類を引用する方式による、出願書類の追加提出	53
7.7	出願書類の出版条件に関する様式審査	53
8.	専利法第 33 条に基づく審査	53
8.1	出願人による自発的な補正	54
8.2	通知書で指摘された欠陥に対する補正	54
8.3	職権による訂正	55
9.	法第 31 条第 1 項に基づく審査	55
10.	法実施細則第 49 条に基づく審査	55
11.	法第 22 条第 2 項及び第 3 項に基づく審査	56
12.	専利法第 22 条第 4 項に基づく審査	56
13.	専利法第 9 条に基づく審査	56
14.	専利法第 19 条第 1 項に基づく審査	56
15.	国内段階に移行した国際出願の審査	57

15.1	審査の根拠となる書類の確認	57
15.1.1	出願人の請求	57
15.1.2	審査の根拠となる書類	57
15.1.3	最初に提出された国際出願書類の法的効力	58
15.2	審査要件	58
15.2.1	出願書類の審査	58
15.2.2	単一性の審査	58
15.2.3	先行出願が中国で提出された場合	59
15.2.4	訳文の誤りの訂正	59
<b>第三章</b>	<b>意匠専利出願の初歩審査</b>	<b>60</b>
1.	序文	60
2.	審査の原則	60
3.	審査手続	61
3.1	専利権付与通知	61
3.2	出願書類の補正	61
3.3	顕著な実質的欠陥に対する処理	62
3.4	通知書に対する応答	62
3.5	出願の拒絶	62
3.6	前置審査と復審後の処理	63
4.	出願書類の審査	63
4.1	願書	63
4.1.1	意匠を使用する物品の名称	63
4.1.2	創作者	64
4.1.3	出願人	64
4.1.4	連絡者	64
4.1.5	代表者	64
4.1.6	専利代理機構、専利代理人	64
4.1.7	住所	64
4.2	意匠の図面又は写真	64
4.2.1	図面の名称及びその注釈	65
4.2.2	図面の作成	65
4.2.3	写真の撮影	66
4.2.4	図面又は写真の欠陥	66
4.3	簡単な説明	67
4.4	部分意匠	68
4.4.1	物品の名称	68
4.4.2	意匠の図面又は写真	69
4.4.3	簡単な説明	69
4.5	グラフィカルユーザーインターフェースに係る物品の意匠	69

4.5.1	物品の全体意匠の方式による出願の提出	70
4.5.2	部分意匠の方式による出願の提出	70
4.5.2.1	グラフィカルユーザーインターフェースが適用される物品を含む方式による出願の提出	70
4.5.2.2	グラフィカルユーザーインターフェースが適用される物品を含まない方式による出願の提出	71
4.5.3	動的なグラフィカルユーザーインターフェース	71
5.	その他の書類と関係手続の審査	72
5.1	専利代理機構への委任	72
5.2	優先権主張	72
5.2.1	外国優先権の主張	72
5.2.1.1	先行出願及び優先権を主張する後続出願	72
5.2.1.2	優先権主張声明	73
5.2.1.3	先行出願書類の副本	73
5.2.1.4	後続出願の出願人	73
5.2.2	国内優先権の主張	73
5.2.2.1	先行出願及び優先権を主張する後続出願	73
5.2.2.2	優先権主張声明	74
5.2.2.3	先行出願書類の副本	74
5.2.2.4	後続出願の出願人	74
5.2.2.5	先行出願が取り下げられたものとみなす手続	74
5.2.3	優先権主張の取下げ	75
5.2.4	優先権主張費用	75
5.2.5	優先権主張の回復	75
5.3	新規性喪失の例外となる公開	75
5.4	専利出願の取下げ声明	75
5.5	書誌的事項の変更	75
6.	専利法第5条第1項、第25条第1項第(6)号及び専利法実施細則第11条に基づく審査	75
6.1	専利法第5条第1項に基づく審査	75
6.1.1	法律違反	75
6.1.2	公序良俗に違反する	76
6.1.3	公共利益を妨げる	76
6.2	専利法第25条第1項第(6)号に基づく審査	76
6.3	専利法実施細則第11条に基づく審査	77
7.	専利法第2条第4項に基づく審査	77
7.1	意匠が物品を媒体としなければならない場合	77
7.2	物品の形状、模様又はそれらの組み合わせ及び色彩と形状、模様の組み合わせ	77
7.3	工業への応用に適した美的感覚に富む新しいデザイン	77
7.4	意匠専利権を付与しない状況	78
8.	専利法第23条第1項、第2項に基づく審査	79



8.1	専利法第23条第1項に基づく審査	79
8.2	専利法第23条第2項に基づく審査	79
9.	専利法第31条第2項に基づく審査	79
9.1	同一物品に係る二つ以上の類似意匠	80
9.1.1	同一物品	80
9.1.2	類似意匠	80
9.2	組物の意匠	80
9.2.1	同一類別	81
9.2.2	一組で販売される又は使用される	81
9.2.3	各物品のデザイン上の構想の同一	81
9.2.4	組物に類似意匠を含めることができない場合	82
9.3	併合出願する意匠がそれぞれ授權条件を備えなければならない場合	82
9.4	分割出願の審査	82
9.4.1	分割出願の確認	82
9.4.2	分割出願のその他の要求	82
9.4.3	分割出願の期限と費用	83
10.	専利法第33条に基づく審査	83
10.1	出願人による自発的な補正	83
10.2	通知書で指摘された欠陥に対する補正	84
10.3	職権による訂正	84
11.	専利法第9条に基づく審査	85
11.1	判断の原則	85
11.2	処理方式	85
12.	意匠の分類	85
12.1	分類の根拠	86
12.2	分類の方法	86
12.3	分類番号の確定	86
12.3.1	単一用途の物品の分類	86
12.3.2	多用途の物品の分類	87
12.3.3	特殊な物品の分類	87
12.3.4	分類の補正	87
<b>第四章</b>	<b>専利の分類</b>	<b>89</b>
1.	序文	89
2.	分類の内容	89
3.	技術主題	89
3.1	技術主題の類別	89
3.2	技術主題の確定	90
3.2.1	請求の範囲に基づいて技術主題を確定するいくつかの状況	90
3.2.2	請求の範囲に基づいて技術的主題を確定できない状況	91

3.2.3 明細書、添付図面に基づく専利保護を要求しない技術主題の確定.....	92
4. 分類方法 .....	92
4.1 全体的な分類 .....	92
4.2 機能による分類又は応用による分類の確定.....	92
4.2.1 機能による分類 .....	92
4.2.2 応用による分類 .....	93
4.2.3 機能且つ応用による分類 .....	93
4.2.4 特殊な状況 .....	94
4.3 多重分類 .....	94
4.3.1 技術的主題の多面的な分類 .....	94
4.3.2 二級分類表 .....	95
4.3.3 ハイブリッドシステムとインデキシングコード.....	95
4.4 技術主題の特殊な分類 .....	95
5. 分類位置の規則の概略 .....	96
6. 分類のステップ .....	96
7. 公表レベルが異なる専利出願の分類 .....	96
7.1 検索されていない専利出願の分類 .....	96
7.2 検索済み及び審査後の専利出願の分類.....	96
8. 特定の技術主題の分類方法 .....	96
8.1 化合物 .....	96
8.2 化学混合物又は組成物 .....	97
8.3 化合物の製造又は処理 .....	97
8.4 機器又は方法 .....	97
8.5 製造された物品 .....	97
8.6 マルチステップ方法、セット機器 .....	97
8.7 部品、構造部材 .....	98
8.8 一般式 .....	98
8.9 組み合わせライブラリー .....	99

## 第二部分 実体審査 ..... 101

### 第一章 専利権を付与しない出願 ..... 103

1. 序文 .....	103
2. 専利法第2条第2項の規定に合致しない客体.....	103
3. 専利法第5条に基づき専利権を付与しない発明創造.....	103
3.1 専利法第5条第1項に基づき専利権を付与しない発明創造.....	104
3.1.1 法律に違反する発明創造 .....	104
3.1.2 公序良俗に違反する発明創造 .....	104
3.1.3 公共利益を害する発明創造 .....	105

3.1.4 専利法第5条第1項に一部違反する出願.....	105
3.2 専利法第5条第2項に基づき専利権を付与しない発明創造.....	105
4 専利法第25条に基づき専利権を付与しない客体.....	106
4.1 科学的発見 .....	106
4.2 知的活動の法則及び方法 .....	107
4.3 疾病の診断及び治療方法 .....	108
4.3.1 診断方法 .....	108
4.3.1.1 診断方法に属する発明 .....	108
4.3.1.2 診断方法に属さない発明 .....	109
4.3.2 治療方法 .....	109
4.3.2.1 治療方法に属する発明 .....	110
4.3.2.2 治療方法に属さない発明 .....	110
4.3.2.3 外科手術方法 .....	111
4.4 動物及び植物の品種 .....	111
4.5 原子核変換方法及び当該方法を用いて取得した物質.....	112
4.5.1 原子核変換方法 .....	112
4.5.2 原子核変換方法を用いて取得した物質.....	112
5 専利法実施細則第11条に基づく審査 .....	112
<b>第二章 明細書と請求の範囲 .....</b>	<b>113</b>
1 序文 .....	113
2 明細書 .....	113
2.1 明細書が満たすべき要件 .....	113
2.1.1 明確性 .....	113
2.1.2 完全性 .....	114
2.1.3 実現可能であること .....	114
2.2 明細書の記載方法及び順番 .....	115
2.2.1 名称 .....	116
2.2.2 技術分野 .....	116
2.2.3 背景技術 .....	117
2.2.4 発明又は実用新案の概要 .....	117
2.2.5 図面の簡単な説明 .....	119
2.2.6 具体的な実施の形態 .....	119
2.2.7 明細書の記載に関する他の要件 .....	121
2.3 明細書の添付図面 .....	122
2.4 要約書 .....	122
3 請求の範囲 .....	123
3.1 請求項 .....	123
3.1.1 請求項の種類 .....	123
3.1.2 独立請求項及び従属請求項 .....	124

3.2 請求の範囲が満たすべき要件 .....	125
3.2.1 明細書を根拠とする .....	125
3.2.2 明確性 .....	128
3.2.3 簡潔性 .....	129
3.3 請求項の記載に関する規定 .....	130
3.3.1 独立請求項の記載に関する規定 .....	131
3.3.2 従属請求項の記載に関する規定 .....	132
<b>第三章 新規性</b> .....	<b>134</b>
1. 序文 .....	134
2. 新規性の概念 .....	134
2.1 従来技術 .....	134
2.1.1 時間的境界 .....	134
2.1.2 公開方式 .....	134
2.1.2.1 出版物による公開 .....	135
2.1.2.2 使用による公開 .....	136
2.1.2.3 他の方法による公開 .....	136
2.2 抵触出願 .....	136
2.3 引用文献 .....	137
3. 新規性の審査 .....	137
3.1 審査の原則 .....	137
3.2 審査基準 .....	138
3.2.1 同一内容の発明又は実用新案 .....	138
3.2.2 具体的（下位）概念と一般的（上位）概念.....	138
3.2.3 慣用手手段の直接的な置き換え .....	139
3.2.4 数値と数値範囲 .....	139
3.2.5 性能、パラメータ、用途又は製造方法などの特徴を含む製品の請求項.....	141
4. 優先権 .....	142
4.1 外国優先権 .....	142
4.1.1 外国優先権を獲得する条件 .....	142
4.1.2 同一主題の発明創造の定義 .....	143
4.1.3 外国優先権の効力 .....	143
4.1.4 外国の複数の優先権と外国の部分優先権.....	143
4.2 国内優先権 .....	145
4.2.1 国内優先権を獲得する条件 .....	145
4.2.2 同一主題の発明又は実用新案の定義.....	145
4.2.3 国内優先権の効力 .....	145
4.2.4 国内の複数の優先権と国内の部分優先権.....	145
5. 新規性喪失の例外に関する猶予期間 .....	146
6. 同様の発明創造についての処理 .....	147

6.1	判断の原則	148
6.2	処理方式	148
6.2.1	2件の専利出願の処理	148
6.2.1.1	出願人が同一の場合	148
6.2.1.2	出願人が異なる場合	149
6.2.2	1件の専利出願と1つの専利権の処理	149
<b>第四章</b>	<b>創造性</b>	<b>150</b>
1.	序文	150
2.	発明の創造性の概念	150
2.2	突出した実質的特徴	150
2.3	顕著な進歩	150
2.4	当業者	150
3.	発明の創造性の審査	151
3.1	審査の原則	151
3.2	審査基準	151
3.2.1	突出した実質的特徴の判断	151
3.2.1.1	判断方法	151
3.2.1.2	判断の例示	155
3.2.2	顕著な進歩の判断	155
4.	異なる種類のいくつかの発明の創造性の判断	156
4.1	先駆的な発明	156
4.2	組み合わせ発明	156
4.3	選択発明	157
4.4	転用発明	158
4.5	既知の製品の新規用途発明	159
4.6	要素を変更した発明	159
4.6.1	要素関係が改変された発明	159
4.6.2	要素が置き換えられた発明	160
4.6.3	要素関係を省略した発明	160
5.	発明の創造性を判断する時に考慮すべきその他の要素	161
5.1	発明で人々がずっと解決を渴望していたが始終成功が得られなかった技術的難題	161
5.2	発明で技術的偏見を解消した場合	161
5.3	発明が、予期できない技術的効果を得ることができる	161
5.4	発明で商業上の成功を遂げた場合	162
6.	創造性の審査時に注意すべき問題	162
6.1	発明創造の経路	162
6.2	「後知恵」を避ける	162
6.3	予期できない技術的効果に対する考慮	162
6.4	保護を請求する発明に対する審査	163

<b>第五章 実用性</b> .....	164
1. 序文 .....	164
2. 実用性の概念 .....	164
3. 実用性の審査 .....	164
3.1 審査の原則 .....	164
3.2 審査基準 .....	165
3.2.1 再現性のないもの .....	165
3.2.2 自然法則に反するもの .....	165
3.2.3 唯一無二の自然条件を利用する物 .....	165
3.2.4 人体又は動物体に対する非治療目的の外科手術方法 .....	166
3.2.5 極限状態における人体又は動物体の生理パラメータの測定方法 .....	166
3.2.6 積極的な効果がないもの .....	166
<b>第六章 単一性と分割出願</b> .....	167
1. 序文 .....	167
2. 単一性 .....	167
2.1 単一性の基本概念 .....	167
2.1.1 単一性の要件 .....	167
2.1.2 一体的な発明の概念 .....	167
2.2 単一性の審査 .....	168
2.2.1 審査の原則 .....	168
2.2.2 単一性の審査方法と例示 .....	170
2.2.2.1 同一種類の独立請求項の単一性 .....	170
2.2.2.2 異なる種類の独立請求項の単一性 .....	172
2.2.2.3 従属請求項の単一性 .....	175
3. 分割出願 .....	176
3.1 分割のいくつかの状況 .....	176
3.2 分割出願が満たすべき要件 .....	177
<b>第七章 検索</b> .....	179
1. 序文 .....	179
2. 審査用検索リソース .....	179
2.1 専利文献リソース .....	179
2.2 非専利文献リソース .....	179
3. 検索の主題 .....	179
3.1 検索の根拠となる出願書類 .....	179
3.2 独立請求項についての検索 .....	180
3.3 従属請求項についての検索 .....	180
3.4 要素を組み合わせた請求項についての検索 .....	180
3.5 異なる種類の請求項についての検索 .....	180
3.6 明細書及びその添付図面についての検索 .....	180

4.	検索する時期の期限	181
4.1	従来技術における関連文献を検索する時期の期限	181
4.2	抵触出願を検索する時期の期限	181
5.	検索前の準備	181
5.1	関係書類の閲読	181
5.2	出願の国際特許分類番号の照合	182
5.3	検索する技術分野の確定	182
5.3.1	コンピューター検索データベースの利用	182
5.3.2	国際特許分類表の利用	183
5.4	請求項の分析、検索要素の確定	184
5.4.1	請求項の全体的分析	184
5.4.2	検索要素の確定	184
6.	発明専利出願についての検索	185
6.1	検索の要点	185
6.2	検索の過程	185
6.2.1	予備検索	185
6.2.2	通常検索	185
6.2.3	拡張検索	186
6.3	検索戦略	186
6.3.1	検索システム又はデータベースの選択	186
6.3.2	基本検索要素の記述	186
6.3.3	検索式の構築	187
6.3.4	検索戦略の調整	187
6.4	抵触出願の検索	187
6.4.1	基本原則	187
6.4.2	18 か月が満了して出願が公開された後に実体審査プロセスに移行する際の検索	188
6.4.3	出願が早期に公開された後に実体審査プロセスに移行する際の検索	188
7.	権利の重複付与を避けるための検索	188
8.	検索の中止	188
8.1	検索の限度	188
8.2	検索を中止できるいくつかの状況	189
9.	特殊な状況の検索	189
9.1	出願の主題が異なる分野に及ぶ場合の検索	189
9.2	出願が単一性に欠ける場合の検索	189
9.2.1	明らかに単一性に欠ける出願の検索	189
9.2.2	単一性に欠けることが不明確な出願についての検索	190
9.3	その他の状況の検索	190
10.	検索の必要がない場合	190
11.	追加検索	191

12. 検索報告書 .....	191
<b>第八章 実体審査手続</b> .....	<b>193</b>
1. 序文 .....	193
2. 実体審査手続及びその基本原則 .....	193
2.1 実体審査手続の概要 .....	193
2.2 実体審査手続における基本原則 .....	194
3. 出願書類の確認及び実体審査の準備 .....	194
3.1 出願の国際特許分類番号の確認 .....	194
3.2 出願書類ファイルの確認 .....	195
3.2.1 手続を開始するの根拠の確認 .....	195
3.2.2 出願書類の確認 .....	195
3.2.3 優先権に係る資料の確認 .....	195
3.2.4 その他の関連書類の確認 .....	196
3.2.5 出願書類ファイルに欠陥がある場合の処理 .....	196
3.3 個人審査記録ファイルの作成 .....	196
4. 実体審査 .....	196
4.1 審査の書類 .....	196
4.2 出願書類の閲読及び発明の理解 .....	197
4.3 検索を行わずに審査意見通知書を発行する場合 .....	197
4.4 単一性に欠ける出願に対する処理 .....	198
4.5 検索 .....	199
4.6 優先権の確認 .....	199
4.6.1 優先権の確認が必要とされる場合 .....	199
4.6.2 優先権確認の一般原則 .....	200
4.6.2.1 部分優先権の確認 .....	201
4.6.2.2 複数優先権の確認 .....	201
4.6.3 優先権確認後の処理手続 .....	201
4.7 全面審査 .....	202
4.7.1 請求の範囲の審査 .....	202
4.7.2 明細書と要約書の審査 .....	204
4.7.3 その他出願書類の審査 .....	205
4.8 全面審査を行わない場合 .....	205
4.9 公衆からの意見に対する処理 .....	205
4.10 1回目の審査意見通知書 .....	205
4.10.1 総括的要求 .....	205
4.10.2 構成及び要求 .....	206
4.10.2.1 フォーマット .....	206
4.10.2.2 審査意見通知書の本文 .....	207
4.10.2.3 引用文献の複製書類 .....	209



4.10.3	応答期限	209
4.10.4	署名	209
4.11	審査の継続	209
4.11.1	出願に対する継続審査後の審査処理	210
4.11.2	追加検索	210
4.11.3	2回目の審査意見通知書	211
4.11.3.1	2回目の審査意見通知書を発行する場合	211
4.11.3.2	2回目の審査意見通知書の内容及び要求	211
4.12	面接	211
4.12.1	面接の開始	212
4.12.2	面接の場所及び参加者	212
4.12.3	面接記録	213
4.13	電話での討論及びその他の方式	213
4.14	証拠収集及び現場調査	214
5.	応答及び補正	214
5.1	応答	214
5.1.1	応答の方式	215
5.1.2	応答の署名	215
5.2	補正	216
5.2.1	補正の要件	216
5.2.1.1	補正の内容と範囲	216
5.2.1.2	自発補正のタイミング	217
5.2.1.3	審査意見通知書に対する応答時の補正の方式	217
5.2.2	認められる補正	218
5.2.2.1	請求の範囲に対する補正	218
5.2.2.2	明細書及びその要約書に対する補正	220
5.2.3	認められない補正	222
5.2.3.1	認められない追加	222
5.2.3.2	認められない変更	223
5.2.3.3	認められない削除	224
5.2.4	補正の具体的な形式	225
5.2.4.1	差し替え頁の提出	225
5.2.4.2	職権による訂正	226
6.	拒絶査定及び専利権付与の通知	226
6.1	拒絶査定	226
6.1.1	出願を拒絶する条件	226
6.1.2	拒絶の種類	226
6.1.3	拒絶査定の構成	227
6.1.4	拒絶査定の本文の記載	227

6.1.4.1	経緯	227
6.1.4.2	拒絶の理由	228
6.1.4.3	決定	228
6.2	専利権付与の通知	228
6.2.1	専利権付与の通知書を発行する条件	228
6.2.2	専利権付与の通知書を発行する時に実施すべき作業	228
7.	実体審査手続の終了・中止と回復	229
7.1	手続の終了	229
7.2	手続の中止	229
7.3	手続の回復	229
8.	前置審査及び復審後の審査の継続	230
<b>第九章 コンピュータープログラムに係る発明専利出願の審査に関する若干の規定</b>		231
1.	序文	231
2.	コンピュータープログラムに係る発明専利出願の審査基準	231
3.	コンピュータープログラムに係る発明専利出願の審査例	232
4.	漢字のエンコーディング方法及びコンピューターの漢字入力方法	240
5.	コンピュータープログラムに係る発明専利出願の明細書及び請求の範囲の記載	242
5.1	明細書の記載	242
5.2	請求の範囲の記載	242
6.	アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願の審査関連規定	246
6.1	審査基準	246
6.1.1	専利法第25条第1項第(2)号に基づく審査	246
6.1.2	専利法第2条第2項に基づく審査	246
6.1.3	新規性と創造性の審査	247
6.2	審査例	248
6.3	明細書と請求の範囲の記載	264
6.3.1	明細書の記載	264
6.3.2	請求の範囲の記載	265
<b>第十章 化学分野の発明専利出願審査に関する若干の規定</b>		266
1.	序文	266
2.	専利権を付与しない化学分野の発明専利出願	266
2.1	天然物質	266
2.2	物質の医薬用途	266
3.	化学発明の十分な開示	266
3.1	化学製品発明の十分な開示	266
3.2	化学方法発明の十分な開示	268
3.3	化学製品における用途発明の十分な開示	268
3.4	実施例について	268
3.5	補完された実験データについて	268

3.5.1	審査の原則	269
3.5.2	医薬品専利出願の実験データの補完	269
4.	化学発明の請求項	269
4.1	化合物の請求項	269
4.2	組成物の請求項	270
4.2.1	開放式、閉鎖式及びその使用要求	270
4.2.2	組成物の請求項における成分と含有量の限定	270
4.2.3	組成物の請求項における他の限定	271
4.3	構造及び/又は組成の特徴のみで明確に特徴づけることのできない化学製品の請求項	272
4.4	化学方法の請求項	272
4.5	用途の請求項	272
4.5.1	用途の請求項のカテゴリー	272
4.5.2	物質の医薬用途の請求項	273
5.	化学発明の新規性	273
5.1	化合物の新規性	273
5.2	組成物の新規性	274
5.3	物理化学的パラメータ又は製造方法により特徴づけられる化学製品の新規性	274
5.4	化学製品における用途発明の新規性	275
6.	化学発明の創造性	275
6.1	化合物の創造性	275
6.2	化学製品における用途発明の創造性	279
7.	化学発明の実用性	279
7.1	料理及び調理方法	279
7.2	医師の処方箋	279
8.	化学発明の単一性	279
8.1	マーカッシュクレームの単一性	279
8.1.1	基本原則	279
8.1.2	例示	280
8.2	中間体と最終生成物の単一性	282
8.2.1	基本原則	282
8.2.2	例示	283
9.	バイオテクノロジー分野における発明専利出願の審査	284
9.1	保護を求める客体に対する審査	284
9.1.1	専利法第5条に準拠して保護を求める客体に対する審査	284
9.1.1.1	各形成及び発育段階にある人体	284
9.1.1.2	違法に取得したもの又は遺伝資源を利用して完成させた発明創造	284
9.1.2	専利法第25条に基づいて保護を求める客体に対する審査	284
9.1.2.1	微生物	284
9.1.2.2	遺伝子又はDNA断片	284

9.1.2.3	動物と植物の個体及びその構成部分	285
9.1.2.4	遺伝子組換え動物と植物	285
9.2	明細書の十分な開示	285
9.2.1	生物材料の寄託	285
9.2.2	遺伝子工学に係る発明	287
9.2.2.1	製品の発明	287
9.2.2.2	製品の製造方法の発明	289
9.2.3	ヌクレオチド又はアミノ酸配列表	289
9.2.4	微生物に係る発明	289
9.3	バイオテクノロジー分野における発明の請求の範囲	290
9.3.1	遺伝子工学に係る発明	290
9.3.1.1	遺伝子	290
9.3.1.2	キャリア	291
9.3.1.3	組み換えベクター	291
9.3.1.4	形質転換体	291
9.3.1.5	ポリペプチド又はタンパク質	291
9.3.1.6	融合細胞	292
9.3.1.7	モノクローナル抗体	292
9.3.2	微生物に係る発明	292
9.4	新規性、創造性及び実用性の審査	292
9.4.1	遺伝子工学に係る発明の新規性	293
9.4.2	創造性	293
9.4.2.1	遺伝子工学に係る発明	293
9.4.2.2	微生物に係る発明	295
9.4.3	実用性	295
9.4.3.1	自然界から特定微生物をスクリーニングする方法	295
9.4.3.2	物理、化学方法を通じた人為突然変異による新規微生物の製造方法	296
9.5	遺伝資源の由来の開示	296
9.5.1	専門用語の解釈	296
9.5.2	開示内容に対する具体的な要求事項	296
9.5.3	遺伝資源の由来開示に対する審査	297
<b>第十一章</b>	<b>漢方薬分野の発明専利出願審査に関するいくつかの規定</b>	<b>298</b>
1.	序文	298
2.	漢方薬発明専利によって保護される客体	298
2.1	専利権を付与できる出願	298
2.2	専利権を付与できない出願	298
3.	明細書と請求の範囲	299
3.1	明細書の十分な開示	299
3.1.1	漢方生薬の名称	299

3.1.2	漢方薬組成物の組成及び用量配合比.....	300
3.1.3	漢方薬組成物の医薬用途 .....	300
3.2	請求の範囲の明確化とサポート .....	301
3.2.1	漢方薬組成物の請求項の記述方式 .....	301
3.2.2	漢方薬組成物の請求項の一般化 .....	301
4.	新規性 .....	302
4.1	漢方薬組成物の成分の用量配合比 .....	302
4.2	漢方薬の製薬用途に係る病気と証 .....	302
5.	創造性 .....	303
5.1	漢方薬組成物 .....	303
5.1.1	加減処方 of 発明 .....	304
5.1.1.1	漢方薬原料を変更した処方の発明.....	304
5.1.1.2	配合処方の発明 .....	306
5.1.2	自己組成処方の発明 .....	307
6.	実用性 .....	308
6.1	医師の処方箋 .....	308
6.2	動物体から漢方薬原料を取得する方法.....	308

### 第三部分 国内段階に移行した国際出願の審査 ..... 310

#### 第一章 国内段階に移行した国際出願の初歩審査と事務処理 ..... 312

1.	序文 .....	312
2.	国際出願の国内移行手続の審査 .....	312
2.1	中国で効力がない場合 .....	313
2.2	中国における効力を喪失した場合 .....	313
2.2.1	国際事務局による効力を喪失する旨の通知.....	313
2.2.2	国内段階移行が遅れた場合の手続 .....	313
2.2.3	選定について .....	314
2.3	国内段階移行の処理 .....	314
3.	国内段階移行時に提出する出願書類の審査.....	315
3.1	国内段階移行の書面声明 .....	315
3.1.1	国際出願日 .....	315
3.1.2	保護の種類 .....	315
3.1.3	発明の名称 .....	315
3.1.4	発明者 .....	315
3.1.4.1	発明者情報の確定 .....	315
3.1.4.2	国際出願に発明者の記載がない場合.....	316
3.1.4.3	発明者の氏名の訳 .....	316
3.1.5	出願人 .....	317

3.1.5.1	出願人情報の確定	317
3.1.5.2	出願人の資格	317
3.1.5.3	出願人の氏名の訳	318
3.1.6	審査の基礎となる書類の声明	318
3.2	最初の出願の訳文と添付図面	319
3.2.1	明細書と請求の範囲の訳文	319
3.2.2	添付図面	320
3.2.3	要約の訳文及び要約の添付図面	320
3.3	中国語による国際公開を行った国際出願	321
3.4	期限満了前の処理	321
3.4.1	処理を繰り上げる場合	321
3.4.2	一時的に処理を見送る場合	322
4	国際段階における補正書類の訳文の審査	322
4.1	特許協力条約第 19 条に基づいて補正した請求の範囲の訳文	322
4.2	特許協力条約第 34 条に基づいて行った補正の訳文	323
5	その他書類の審査	323
5.1	委任と委任状	324
5.1.1	委任	324
5.1.2	委任状	324
5.2	優先権主張	324
5.2.1	優先権主張声明	324
5.2.2	先行出願書類の副本の提供	325
5.2.3	先行出願書類の副本の審査	326
5.2.3.1	優先権声明と一致しない場合	326
5.2.3.2	優先権を享有する証明の提供	326
5.2.4	優先権主張費用	326
5.2.5	優先権主張の回復	327
5.2.5.1	専利法実施細則第 128 条に基づく回復	327
5.2.5.2	専利法実施細則第 6 条に基づく回復	327
5.2.6	先行出願が中国で提出された場合	328
5.3	引用による補充	328
5.4	新規性喪失の例外となる公開	329
5.5	生物材料サンプルの寄託事項	330
5.5.1	移行声明での明記	330
5.5.2	生物材料サンプルの寄託説明	330
5.5.3	生物材料サンプルの寄託証明書	331
5.6	遺伝資源の由来	331
5.7	国内段階移行後の出願書類に対する補正	331
5.8	訳文の誤りの訂正	332

5.9	実体審査請求	333
5.10	書誌的事項の変更	333
5.10.1	国際事務局で記録された変更	333
5.10.1.1	国際事務局による通知の効力	333
5.10.1.2	証明資料の追加提出	333
5.10.2	国内段階における書誌的事項の変更	333
5.11	再審の請求	334
5.11.1	再審請求の提出	334
5.11.2	その他の手続	334
5.11.3	再審及び再審後の処理	334
5.12	国際機関による誤りの補正	335
5.12.1	改国際機関による誤り補正の声明	335
5.12.2	添付書類	335
5.12.3	補正後の処理	335
6.	国内の公開	335
6.1	公開の時期	336
6.2	公開の形式	336
6.2.1	国際公開に外国語を使用した出願	336
6.2.2	国際公開に中国語を使用した出願	336
6.3	公開の内容	336
6.3.1	発明専利公報における国内公開の内容	336
6.3.2	発明専利出願単行書の内容	337
7.	費用納付における特殊な規定	337
7.1	出願費、公開印刷費、出願付加費及び期限猶予費	337
7.2	費用の減免	337
7.2.1	出願費の免除	337
7.2.2	実体審査費の減免	337
7.2.3	再審費と年金の軽減又は延期納付	338
7.3	その他特殊な費用	338
<b>第二章</b>	<b>国内段階に移行した国際出願の実体審査</b>	<b>339</b>
1.	序文	339
2.	実体審査の原則	339
2.1	実体審査の基本原則	339
2.2	専利権付与の実質的条件に係る条項	339
3.	実体審査の根拠となる書類の確認	340
3.1	出願人の請求	340
3.2	審査の根拠となる書類	340
3.3	最初に提出された国際出願書類の法的効力	341
4.	実体審査における検索	341

4.1	一般原則	341
4.2	節約の原則	342
5.	実体審査に係る内容と審査要件	342
5.1	特許性に関する国際予備審査報告の使用	342
5.2	専利権を付与しない発明創造の出願であるかを審査する	343
5.3	優先権の審査	343
5.4	新規性と創造性の審査	344
5.5	単一性の審査	344
5.6	重複権利付与を避けるための審査	345
5.7	訳文の誤りの訂正	346

## 第四部分 復審と無効請求の審査 348

### 第一章 総則 350

1.	序文	350
2.	審査の原則	350
2.1	合法の原則	350
2.2	公正な法執行の原則	350
2.3	請求の原則	350
2.4	職権に基づく審査の原則	351
2.5	聴聞の原則	351
2.6	公開の原則	351
3.	合議審査	351
3.1	合議体の結成	351
3.2	五人合議体の構成についての規定	352
3.3	合議体メンバーの職責分担	352
3.4	合議体の審査意見の形成	352
4.	1人審査	352
5.	忌避制度と従業禁止	352
6.	審査決定	353
6.1	審査決定に対する審査及び認可	353
6.2	審査決定の構成	353
6.3	審査決定の公開	354
7.	請求の訂正と拒絶	355
7.1	受理の訂正	355
7.2	通知書の訂正	355
7.3	審査決定の訂正	355
7.4	みなし取下げの訂正	355
7.5	その他処理決定の訂正	355



7.6 請求の拒絶 .....	355
8. 法院の発効判決により審査決定が取り消された後の審査手続.....	355
<b>第二章 復審請求の審査</b> .....	<b>357</b>
1. 序文 .....	357
2. 復審請求の形式審査 .....	357
2.1 復審請求の客体 .....	357
2.2 復審請求人の資格 .....	357
2.3 期限 .....	357
2.4 書類の形式 .....	358
2.5 費用 .....	358
2.6 委任手続 .....	358
2.7 形式審査通知書 .....	359
3. 前置審査 .....	359
3.1 前置審査の手続 .....	359
3.2 前置審査意見の類型 .....	359
3.3 前置審査意見 .....	360
4. 復審請求の合議審査 .....	361
4.1 理由と証拠の審査 .....	361
4.2 補正文書の審査 .....	362
4.3 審査の方式 .....	362
5. 復審請求の審査決定の類型 .....	363
6. 復審決定の送付 .....	363
7. 元の審査部門に対する復審決定の拘束力 .....	363
8. 復審手続の中止 .....	364
9. 復審手続の終了 .....	364
<b>第三章 無効宣告請求の審査</b> .....	<b>365</b>
1. 序文 .....	365
2. 審査の原則 .....	365
2.1 一事不再理の原則 .....	365
2.2 当事者処置の原則 .....	365
2.3 秘密保持の原則 .....	366
3. 無効宣告請求の形式審査 .....	366
3.1 無効宣告請求の客体 .....	366
3.2 無効宣告請求人の資格 .....	366
3.3 無効宣告請求の範囲及び理由と証拠 .....	367
3.4 書類の形式 .....	367
3.5 費用 .....	368
3.6 委任手続 .....	368
3.7 権属紛争の当事者が無効宣告手続の形式審査に参加する.....	369

3.8	形式審査通知書	369
4.	無効宣告請求の合議審査	370
4.1	審査の範囲	370
4.2	無効宣告の理由の追加	372
4.3	挙証期限	372
4.3.1	請求人による挙証	372
4.3.2	専利権者による挙証	372
4.3.3	挙証の期限延長	373
4.4	審査の方式	373
4.4.1	書類の転送	373
4.4.2	口頭審理	373
4.4.3	無効宣告請求審査通知書	373
4.5	案件の併合審理	374
4.6	無効宣告手続における専利書類の補正	374
4.6.1	補正の原則	374
4.6.2	補正の方式	374
4.6.3	補正方式の制限	375
4.7	無効宣告手続の中止	375
5.	無効宣告請求審査決定の類型	375
6.	無効宣告請求審査決定の送付、登記と公告	376
6.1	決定の送付	376
6.2	決定の登記と公告	376
7.	意匠の国際出願に関する送達	376
8.	無効宣告手続の終了	376
9.	医薬品専利紛争早期解決メカニズムの無効宣告請求案件審査に関する特別規定	377
9.1	請求書及び証明書類	377
9.2	審査順序	377
9.3	審査の基礎	377
9.4	審査状態及び結審の通知	377
<b>第四章</b>	<b>復審と無効宣告手続における口頭審理についての規定</b>	<b>379</b>
1.	序文	379
2.	口頭審理の確定	379
3.	口頭審理の通知	380
4.	口頭審理前の準備	381
5.	口頭審理の進行	381
5.1	口頭審理の第一段階	381
5.2	口頭審理の第二段階	382
5.3	口頭審理の第三段階	382
5.4	口頭審理の第四段階	383

6.	口頭審理の中止	383
7.	口頭審理の終了	383
8.	当事者の欠席	384
9.	当事者の途中退廷	384
10.	証人による出廷証言	384
11.	記録	384
12.	傍聴	385
13.	当事者の権利と義務	385
<b>第五章</b>	<b>無効宣告手続における意匠専利の審査</b>	<b>386</b>
1.	序文	386
2.	既存のデザイン	386
3.	判断の客体	386
4.	判断の主体	387
5.	専利法第 23 条第 1 項に基づく審査	387
5.1	判断基準	388
5.1.1	意匠の同一	388
5.1.2	意匠の実質的同一	388
5.2	判断方式	389
5.2.1	単独比較	389
5.2.2	直接観察	389
5.2.3	製品の外観のみを判断の対象とする	389
5.2.4	全体観察・総合判断	390
5.2.4.1	引留意匠に公開された情報の確定	390
5.2.4.2	係争意匠の確定	390
5.2.4.3	係争意匠と引留意匠の比較	390
5.2.5	組物製品と状態が変化する製品の判断	391
5.2.5.1	組物製品	391
5.2.5.2	状態が変化する製品	391
5.2.6	デザイン要素の判断	391
5.2.6.1	形状の判断	391
5.2.6.2	図案の判断	392
5.2.6.3	色彩の判断	392
6.	専利法第 23 条 2 項に基づく審査	392
6.1	同一又は類似する種類の製品における既存のデザインとの比較	393
6.2	既存のデザインの転用、既存のデザインとその特徴の組み合わせ	394
6.2.1	判断の方法	394
6.2.2	既存のデザインの転用	394
6.2.3	既存のデザインとその特徴の組み合わせ	395
6.2.4	独特な視覚効果	395

7.	専利法第 23 条 3 項に基づく審査	395
7.1	商標権	396
7.2	著作権	396
8.	専利法第 9 条に基づく審査	396
9.	意匠の優先権の確認	397
9.1	優先権の確認が必要とされる場合	397
9.2	意匠の同一主題の認定	397
9.3	優先権を享有する条件	398
9.4	優先権の効力	398
9.5	複数の優先権	398
<b>第六章</b>	<b>無効宣告手続における実用新案専利審査に係る若干の規定</b>	<b>399</b>
1.	序文	399
2.	実用新案専利による保護の客体の審査	399
3.	実用新案専利の新規性の審査	399
4.	実用新案専利の創造性の審査	399
<b>第七章</b>	<b>無効宣告手続における同一の発明創造についての処理</b>	<b>401</b>
1.	序文	401
2.	専利権者が同一である場合	401
2.1	授権公告日が異なる場合	401
2.2	授権公告日が同一である場合	402
3.	専利権者が異なる場合	402
<b>第八章</b>	<b>無効宣告手続における証拠問題についての規定</b>	<b>404</b>
1.	序文	404
2.	当事者による挙証	404
2.1	挙証責任の分配	404
2.2	証拠の提出	404
2.2.1	外国語の証拠の提出	404
2.2.2	域外証拠及び香港・マカオ・台湾地区で形成された証拠の証明手続	405
2.2.3	物証の提出	405
3.	証拠の調査収集	406
4.	証拠の反対尋問と審査認定	406
4.1	証拠の反対尋問	406
4.2	証拠の審査	406
4.3	証拠の認定	407
4.3.1	証人の証言	407
4.3.2	認可と承認	407
4.3.3	公知常識	408
4.3.4	公証書類	408
5.	その他	409

5.1	インターネットによる証拠の公開時期.....	409
5.2	出願日以降に記載された公開使用又は口頭による公開.....	409
5.3	技術的内容と問題に関する諮問、鑑定.....	409
5.4	当事者の提出サンプルなど証拠としない物品の処理.....	409

## 第五部分 専利出願および事務処理..... 411

### 第一章 専利出願書類および手続..... 413

1.	序文.....	413
2.	専利出願手続処理の形式.....	413
2.1	電子形式.....	413
2.2	書面形式.....	413
2.3	書面出願から電子出願への変更.....	414
3.	適用文字.....	414
3.1	中国語.....	414
3.2	漢字.....	414
3.3	外国語の翻訳.....	414
4.	フォーマット.....	415
4.1	用紙.....	415
4.2	規格.....	415
4.3	ページの余白.....	415
5.	記載の規則.....	415
5.1	タイプ又は印刷.....	415
5.2	フォント及び規格.....	416
5.3	記載の方式.....	416
5.4	記載内容.....	416
5.5	フォントの色.....	416
5.6	頁番号の作成.....	416
6.	証明書類.....	416
7.	書類の部数.....	417
8.	署名又は押印.....	417
9.	専利事務処理システムの登録.....	417

### 第二章 専利に係る費用..... 418

1.	費用の納付期限.....	418
2.	費用支払と決済方式.....	418
3.	費用の軽減.....	419
3.1	軽減可能な費用の種類.....	420
3.2	費用の軽減の手続.....	420
4.	費用の留保と返還.....	420

4.1	留保	420
4.2	返還	421
4.2.1	返還の原則	421
4.2.1.1	当事者が返還を請求できる場合	421
4.2.1.2	専利局が自発的に費用を返還する場合	421
4.2.1.3	費用を返還しない場合	421
4.2.2	費用返還手続	422
4.2.2.1	費用返還請求の提出	422
4.2.2.2	費用返還の処理	422
4.2.3	費用返還の効力	422
4.2.4	特殊な状況の処理	422
4.2.4.1	銀行又は郵便局側の責任により必要な費用の納付の情報が不完全となり費用が返還される場合	422
4.2.4.2	送金者による送金後の取戻により送金為替が不渡りとなる場合	423
4.2.4.3	通知書における専利に係る費用に関する情報に誤りが存在する場合	423
5.	費用の照会	423
6.	費用の種類の変更	423
7.	費用の納付の情報の補完	424
<b>第三章</b>	<b>受理</b>	<b>425</b>
1.	受理部門	425
2.	専利出願の受理と不受理	425
2.1	受理条件	425
2.2	不受理となる場合	425
2.3	受理と不受理手続	426
2.3.1	受理手続	426
2.3.2	分割出願の受理手続	427
2.3.2.1	国内出願の分割出願の受理手続	427
2.3.2.2	国内段階移行の国際出願における分割出願の受理手続	427
2.3.3	専利法実施細則第 45 条に基づき、引用により先行出願に欠落書類を補充する場合の受理手続	427
2.3.4	不受理手続	428
3.	その他の書類の受理と不受理	428
3.1	その他の書類の受理条件	428
3.2	その他の書類の受理手続	428
3.3	その他の書類の不受理手続	429
4.	出願日の訂正	429
5.	受理手続における誤りの訂正	429
6.	照会	430
<b>第四章</b>	<b>専利出願書類ファイル</b>	<b>431</b>

1.	ファイル及び構成 .....	431
2.	包袋 .....	431
2.1	包袋フォルダー .....	431
2.2	書類 .....	431
2.3	包袋の作成 .....	431
3.	電子ファイル .....	432
4.	法的効力 .....	432
5.	閲覧と複製 .....	432
5.1	閲覧と複製の原則 .....	432
5.2	認められる閲覧と複製の内容 .....	433
5.3	閲覧と複製の手続 .....	434
6.	包袋の保管期限と処分 .....	434
6.1	保管期限 .....	434
6.2	処 分 .....	434
<b>第五章</b>	<b>秘密保持出願と外国専利出願の秘密保持審査</b> .....	<b>435</b>
1.	秘密保持の範囲 .....	435
2.	秘密保持の基準 .....	435
3.	専利出願の秘密保持の確定 .....	435
3.1	出願人が秘密保持請求を提出した場合の秘密保持確定 .....	435
3.1.1	秘密保持請求の提出 .....	435
3.1.2	秘密保持の確定 .....	435
3.2	専利局が自ら行う秘密保持の確定 .....	436
4.	秘密保持専利出願の審査許可の工程 .....	436
5.	専利出願（又は専利）の秘密解除手続 .....	437
5.1	出願人（又は専利権者）による秘密解除請求の提出 .....	437
5.2	専利局による定期的秘密解除 .....	437
5.3	秘密解除後の取り扱い .....	437
5.4	機密解除された国防専利の受け取り及び処理 .....	437
6.	外国へ専利出願する場合の秘密保持審査 .....	438
6.1	外国への直接的な専利出願を予定している場合の秘密保持審査 .....	438
6.1.1	秘密保持審査請求の提出 .....	438
6.1.2	秘密保持審査 .....	438
6.2	専利出願後に外国への専利出願を計画している場合の秘密保持審査 .....	439
6.2.1	秘密保持審査請求の提出 .....	439
6.2.2	秘密保持審査 .....	439
6.3	国際出願の秘密保持審査 .....	439
6.3.1	秘密保持審査請求の提出 .....	439
6.3.2	秘密保持審査 .....	440
<b>第六章</b>	<b>通知と決定</b> .....	<b>441</b>

1. 通知と決定の発生	441
1.1 通知と決定の種類	441
1.2 通知と決定の作成	441
2. 通知と決定の送達	441
2.1 送達の方式	441
2.1.1 郵送	442
2.1.2 直接送付	442
2.1.3 電子形式	442
2.1.4 公告による送達	442
2.2 受取人	442
2.2.1 当事者が専利代理機構に委任していない場合	442
2.2.2 当事者が専利代理機構に委任している場合	443
2.2.3 その他の場合	443
2.3 送達日	443
2.3.1 郵送、直接送付と電子形式による送達	443
2.3.2 公告による送達	443
3. 返送書類の処理と書類の照会	443
3.1 返送書類の処理	443
3.2 書類の照会	444
<b>第七章 期限、権利の回復、中止、審査の順序</b>	<b>445</b>
1. 期限の種類	445
1.1 法定期限	445
1.2 指定期限	445
2. 期限の計算	445
2.1 期限の起算日	445
2.2 期限の満了日	446
2.3 期限の計算	446
3. 期限の監視	446
3.1 期限の確定	446
3.2 期限の監視方式	446
3.3 期限満了の通知	447
4. 期限の延長	447
4.1 期限延長の請求	447
4.2 期限延長請求の許可	447
5. 期限遅延の処置	448
5.1 処分決定前の審査・確認	448
5.2 処分決定	448
5.3 処分決定後の処理	448
6. 権利の回復	449



6.1	適用範囲	449
6.2	手続	449
6.3	審査許可	449
7.	中止手続	450
7.1	中止請求の条件	450
7.2	中止の範囲	450
7.3	中止請求の手続と審査許可	450
7.3.1	権利帰属紛争当事者の請求による中止	450
7.3.1.1	権利帰属紛争当事者の請求による中止の手続	450
7.3.1.2	権利帰属紛争当事者の請求による中止の審査許可と処理	451
7.3.2	人民法院による財産保全の執行協力要求による中止	451
7.3.2.1	財産保全の執行協力による中止の手続	452
7.3.2.2	財産保全の執行協力による中止の審査・確認と処理	452
7.4	中止の期限	452
7.4.1	権利帰属紛争当事者の請求による中止の期限	452
7.4.2	財産保全の執行協力による中止の期限	453
7.4.3	無効宣告手続に係る中止の期限	453
7.5	中止手続の終了	453
7.5.1	権利帰属紛争当事者が申し立てた中止手続の終了	453
7.5.2	人民法院の財産保全執行協力要請による中止手続の終了	454
8.	審査の順序	454
8.1	一般原則	454
8.2	優先審査	455
8.3	審査の延期	455
8.4	専利局の自発的開始	455
<b>第八章</b>	<b>専利公報と単行書の編集</b>	<b>456</b>
1.	専利公報	456
1.1	専利公報の種類	456
1.2	専利公報の内容	456
1.2.1	発明専利公報	456
1.2.1.1	発明専利出願の公開	456
1.2.1.2	発明専利権の付与	456
1.2.1.3	秘密保持発明専利と国防発明専利	457
1.2.1.4	発明専利の事務	457
1.2.1.5	索引	457
1.2.2	実用新案専利公報	457
1.2.2.1	実用新案専利権の付与	457
1.2.2.2	秘密保持実用新案専利	458
1.2.2.3	実用新案専利の事務	458

1.2.2.4	権利付与公告索引	458
1.2.3	意匠専利公報	458
1.2.3.1	意匠専利権の付与	458
1.2.3.2	意匠専利の事務	459
1.2.3.3	権利付与公告索引	459
1.3	専利公報の編集	459
1.3.1	出願書類の編集	459
1.3.2	事務部分の編集	459
1.3.2.1	実体審査請求の発効、発明専利出願に対する専利局の自発的な実体審査に関する決定	460
1.3.2.2	発明専利出願公開後の拒絶、取下げ及びみなし取下げ	460
1.3.2.3	専利権取得の放棄とみなされる発明専利出願	460
1.3.2.4	専利の強制実施許諾	460
1.3.2.5	専利権の終了	460
1.3.2.6	専利権期限の補償	460
1.3.2.7	専利実施許諾契約届出の発効、変更と抹消	460
1.3.2.8	専利権抵当契約の登記の発効、変更と抹消	460
1.3.2.9	専利権の保全と解除	461
1.3.2.10	専利出願権、専利権の移転	461
1.3.2.11	専利権の全部又は一部の無効宣告	461
1.3.2.12	専利権の自発的放棄	461
1.3.2.13	権利の重複付与回避のための実用新案専利権放棄	461
1.3.2.14	権利の回復	461
1.3.2.15	書類の公告による送達	461
1.3.2.16	その他関連事項	462
1.3.2.17	訂正	462
1.3.3	索引の編集	462
1.3.3.1	分類番号索引	462
1.3.3.2	出願番号又は専利番号索引	462
1.3.3.3	出願人又は専利権者索引	462
1.3.3.4	公開番号/出願番号（権利付与公告番号/専利番号）索引	462
2.	専利出願及び専利の単行書	463
2.1	単行書の種類	463
2.2	単行書の内容	463
2.2.1	発明専利出願の単行書	463
2.2.2	発明専利の単行書	463
2.2.3	実用新案専利の単行書	463
2.2.4	意匠専利の単行書	464
2.3	訂正	464
<b>第九章</b>	<b>専利権の付与と終了</b>	<b>465</b>

1. 専利権の付与	465
1.1 専利権付与の手続	465
1.1.1 専利権付与通知	465
1.1.2 登記手続実行通知	465
1.1.3 登記手続	465
1.1.4 専利証書の発行、登記と専利権付与の公告	465
1.1.5 専利権の権利取得のみなし放棄	465
1.2 専利証書	466
1.2.1 専利証書の構成	466
1.2.2 専利証書の交換	466
1.2.3 専利証書の誤りの訂正	466
1.3 専利登記簿	466
1.3.1 専利登記簿の様式	466
1.3.2 専利登記簿の効力	467
1.3.3 専利登記簿の副本	467
2. 専利法第 42 条第 2 項に基づく専利権期限の補償	467
2.1 請求の提出	467
2.2 補償期限の確定	468
2.2.1 権利付与プロセスにおける合理的な遅延	468
2.2.2 出願人に起因する不合理的な遅延	468
2.3 期限補償請求の審査許可	469
2.4 登記及び公告	469
3. 専利法第 42 条第 3 項に基づく専利権期限の補償	469
3.1 補償条件	469
3.2 請求の提出	469
3.3 証明資料	470
3.4 適用範囲	470
3.5 指定請求項が新薬関連の技術的解決手段を含むか否かの審査	471
3.6 補償期限の確定	471
3.7 期限補償請求の審査許可	471
3.8 登記及び公告	472
4. 専利権の終了	472
4.1 専利権の期限満了による終了	472
4.2 専利権者が規定された年金を納付しない場合の終了	472
4.2.1 年金	472
4.2.1.1 年度	472
4.2.1.2 納付すべき年金の金額	472
4.2.1.3 滞納金	473
4.2.2 終了	473

4.3	専利権者による専利権の放棄	474
<b>第十章</b>	<b>専利権評価報告</b>	<b>475</b>
1.	序文	475
2.	専利権評価報告請求の形式審査	475
2.1	専利権評価報告請求の主体及び時機	475
2.2	専利権評価報告請求の客体	476
2.3	専利権評価報告請求書	476
2.4	費用	476
2.5	委任手続	477
2.6	形式審査後の処理	477
3.	専利権の評価	477
3.1	専利権評価報告請求書の確認	477
3.2	専利権評価の内容	478
3.2.1	実用新案専利	478
3.2.2	意匠専利	478
3.3	検索	479
3.3.1	実用新案専利	479
3.3.2	意匠専利	479
4.	専利権評価報告	480
4.1	専利権評価報告の内容	480
4.1.1	様式表の部分	480
4.1.2	説明の部分	481
4.2	専利権評価報告の発送	481
5.	専利権評価報告の閲覧と複製	481
6.	専利権評価報告の訂正	481
6.1	訂正できる内容	482
6.2	訂正手続の開始	482
6.3	訂正手続の継続と終了	482
<b>第十一章</b>	<b>専利開放許諾</b>	<b>483</b>
1.	序文	483
2.	開放許諾関連原則	483
3.	専利開放許諾声明の提出	484
3.1	専利開放許諾声明の客体	484
3.2	専利開放許諾声明を提出する主体	484
3.3	専利開放許諾声明	484
3.4	公告の許可及び公告の不許可	485
3.5	専利開放許諾声明の発効	485
4.	専利開放許諾声明の取下げ	485
5.	専利開放許諾声明の登記及び公告	486

6. 専利開放許諾実施契約の発効 .....	486
7. 専利開放許諾実施契約の届出 .....	486
8. 専利開放許諾の実施可能期限の費用減免手続の処理.....	487
9. 開放許諾を実行した専利に関連する手続処理.....	487

## 第六部分 意匠の国際出願 .....

489

### 第一章 意匠の国際登録出願の事務処理 .....

491

1. 序文 .....	491
2. 意匠の国際登録出願 .....	491
2.1 提出経路 .....	491
2.2 送付と不送付 .....	491
2.2.1 受取日の確定 .....	491
2.2.2 送付条件 .....	491
2.3 送付と不送付の手続 .....	492
2.3.1 書類の処理 .....	492
2.3.2 送付の手続 .....	492
2.3.3 不送付の手続 .....	492
3. 意匠の国際出願の事務処理 .....	492
3.1 中国での出願日の確定 .....	492
3.2 国内出願番号の付与 .....	492
3.3 その他の書類の受理 .....	492
3.3.1 その他の書類の受理条件 .....	492
3.3.2 その他の書類の受理手続 .....	493
3.4 分割出願の受理 .....	493
3.5 公告手続 .....	493
3.6 関連手続の審査 .....	493
3.6.1 書誌的事項の変更 .....	493
3.6.2 権利の回復 .....	494
3.6.3 更新されなかったことによる専利権の終了.....	494
3.6.4 権利の一部放棄 .....	494
4. 費用納付の特別規定 .....	494
4.1 国際手続費用の納付 .....	494
4.2 専利局費用の納付 .....	494

### 第二章 意匠の国際出願の審査 .....

495

1. 序文 .....	495
2. 審査の原則 .....	495
3. 審査手続 .....	495
3.1 保護を与える決定を下す場合 .....	495

3.2	拒絶通知の発行	496
3.3	拒絶通知への応答	496
3.4	拒絶査定をする場合	496
3.5	前置審査と復審後の処理	496
4.	審査の根拠となる書類の確認	496
4.1	審査の根拠となる書類	496
4.2	国際事務局により公開された意匠の国際出願書類の効力	496
5.	意匠の国際出願書類の審査	497
5.1	書誌的事項の審査	497
5.2	図面又は写真の審査	497
5.2.1	図面の名称及びその注釈	497
5.2.2	図面又は写真の明瞭な表示	497
5.3	簡単な説明の審査	497
5.4	専利法第5条第1項、第25条第1項第(6)号、専利法実施細則第11条及び専利法第2条第4項に基づく審査	497
5.5	専利法第9条及び第23条第1項、第2項に基づく審査	497
5.6	専利法第31条第2項に基づく審査	497
5.7	専利法第33条に基づく審査	498
6.	その他の書類及び関連手続の審査	498
6.1	専利代理機構への委任	498
6.2	優先権の審査	498
6.2.1	外国優先権の主張	498
6.2.1.1	先行出願及び優先権を主張する後続出願	498
6.2.1.2	優先権主張声明	499
6.2.1.3	先行出願書類の副本	499
6.2.1.4	後続出願の出願人	499
6.2.2	国内優先権の主張	499
6.2.2.1	先行出願及び優先権を主張する後続出願	499
6.2.2.2	優先権主張声明	499
6.2.2.3	先行出願書類の副本	499
6.2.2.4	後続出願の出願人	499
6.2.2.5	先行出願が取り下げられたものとみなす手続	500
6.2.3	優先権主張の取下げ	500
6.2.4	優先権主張の回復	500
6.3	新規性喪失の例外となる公開	500
	その他	501







# 第一部分

## 初步审查





## 第一章 発明専利出願の初歩審査

### 1. 序文

『中華人民共和国専利法』（以下、専利法という）第 34 条の規定に基づき、専利局は発明専利出願を受理した後、初歩審査によって、専利法の要件に合致するものと認めた場合、出願日から起算して 18 か月間が満了後に、即時公開する。専利局は、出願人の請求に基づき、当該出願を早期公開することができる。発明専利出願の初歩審査とは、発明専利出願を受理した後、当該出願が公開される前の必要な手続である。

発明専利出願の初歩審査の主要な役割：

法 26  
細則 50 (1) 出願人が提出した出願書類が、専利法及びその実施細則の規定に合致するかどうかを審査する。補正を行うことができる欠陥を見つけた場合、補正の方式によって欠陥を除去するよう出願人に通知し、公開の条件に合致するようにする。補正により解消できない欠陥を見つけた場合、審査意見通知書を発行し、欠陥の性質を明記し、拒絶することで審査手続を終了する。

細則 51 (2) 出願人が専利出願を提出すると同時に、又はそれ以降に提出した専利出願に関連するその他の書類が、専利法及びその実施細則の規定に合致するかどうかを審査する。書類に欠陥が存在することを見つけた場合、欠陥の性質に基づき、補正の方式によって欠陥を除去するよう出願人に通知するか、又は直接的に、書類が提出されていないものとみなす決定を下す。

(3) 出願人が提出した専利出願に関連するその他の書類が、専利法及びその実施細則に規定された期限内、又は専利局が指定した期限内に提出されているものかどうかを審査する。期限内に提出されなかった場合、又は期限を過ぎてから提出された場合、状況により、出願が取り下げられたものとみなす又は書類が提出されていないものとみなす決定を下す。

法 81  
細則 112 及び  
113  
細則 116 (4) 出願人が納付した関連費用の金額と期限が、専利法及びその実施細則の規定に合致するかどうかを審査する。費用を納付していない場合、又は納付額が足りない場合、又は期限を過ぎてから納付した場合、状況により、出願が取り下げられたものとみなす又は書類が提出されていないものとみなす決定を下す。

細則 50.1 発明専利出願の範囲：

(1) 出願書類の形式審査は、専利出願が専利法第 26 条に規定された出願書類を含むかどうか、これらの書類が様式上で専利法実施細則第 19 条～第 22 条、第 26 条の規定に明らかに合致するかどうか、専利法実施細則第 2 条、第 3 条、第 29 条第 2 項、第 146 条の規定に合致するかどうかということを含む。

(2) 出願書類の顕著な実質的欠陥の審査は、専利出願が専利法第 5 条、第 25 条に規定された状況に明らかに該当するかどうか、専利法第 17 条、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項又は専利法実施細則第 11 条の規定に合致しないかどうか、専利法第 2

条第2項、第26条第5項、第31条第1項、第33条又は専利法実施細則第20条、第22条の規定に明らかに合致しないかどうかということを含む。

(3) その他の書類の形式審査は、専利出願に関連するその他の手続と書類が、専利法第10条、第24条、第29条、第30条及び専利法実施細則第2条、第3条、第6条、第7条、第17条第2項と第3項、第18条、第27条、第33条、第34条第1項～第3項、第35条、第36条、第37条、第38条、第41条、第45条、第46条、第48条、第49条、第51条、第52条、第103条、第104条、第117条の規定に合致するかどうかということを含む。

(4) 関連費用の審査は、専利出願が専利法実施細則第110条、第112条、第113条、第116条の規定に従って関連費用を納付しているかどうかということを含む。

## 2. 審査の原則

初歩審査の手続において、審査官は下記の審査原則に従わなければならない。

### (1) 秘密保持の原則

審査官は専利出願の審査及び認可手続において、秘密保持規定に基づき、未公開・未公告の専利出願書類及び専利出願に関するその他の内容、及びその他開示に適しない情報に対して秘密保持の責任を負う。

### (2) 書面審査の原則

審査官は、出願人が提出した書面書類に基づいて審査を行い、審査意見（補正通知を含む）と審査結果を書面方式で出願人に通知しなければならない。初歩審査手続において、原則的に、面談を行わない。

### (3) 聴聞の原則

審査官は拒絶査定を下す前に、拒絶の根拠となる事実、理由及び証拠を出願人に通知し、意見陳述及び/又は出願書類の補正を行う機会を最低一回、出願人に供与しなければならない。審査官が拒絶査定を下す際の、拒絶査定となる事実、理由及び証拠は、出願人に通知してあるものでなければならず、新たな事実、理由及び/又は証拠を含めてはならない。

### (4) 手続省略の原則

規定に合致することを前提に、審査官は審査効率を可能な限り高めて、審査プロセスを短縮しなければならない。補正により解消できる欠陥のある出願について、審査官は全面審査を実施し、可能な限り一回の補正通知書において全ての欠陥を指摘しなければならない。出願書類における文字と記号の明らかな誤りについて、審査官は職権により自ら訂正を行い、出願人に通知することができる。補正により解消できない実質的欠陥がある出願について、審査官は出願書類とその他の書類の形式上の欠陥を審査せずに、審査意見通知書において実質的欠陥の指摘のみを行うことができる。

前述の原則に従うほか、審査官は提出されていないものとみなす、取り下げられたものとみなす、拒絶するなどの処分決定を下すと同時に、開始できる後続手続を出願人に告知しなければならない。

### 3. 審査手続

#### 3.1 初歩審査の合格

初歩審査の結果、出願書類が専利法及びその実施細則の関連規定に合致しかつ顕著な実質的欠陥がない専利出願は、補正を施すことにより初歩審査の要件に合致した専利出願を含め、初歩審査に合格したものと認めなければならない。審査官は初歩審査合格通知書を発行し、公開の根拠とする出願書類を明示してから、公開手続に入らなければならない。

#### 3.2 出願書類の補正

初歩審査において、出願書類に、補正により解消できる欠陥のある専利出願に対して、審査官は全面審査を行い、補正通知書を発行しなければならない。補正通知書において専利出願に存在する欠陥を明記して、その理由を説明するとともに、応答期限を指定しなければならない。

#### 3.3 顕著な実質的欠陥に対する処理

初歩審査において、出願書類に、補正方式により解消できない顕著な実質的欠陥が存在する専利出願に対して、審査官は審査意見通知書を発行しなければならない。審査意見通知書において専利出願に存在する実質的欠陥を明記して、その理由を説明するとともに、応答期限を指定しなければならない。

出願書類に存在する実質的欠陥について、それが明らかに存在し、かつ公開に影響する場合に限って、指摘及び処理を行う必要がある。

#### 3.4 通知書に対する応答

出願人は補正通知書又は審査意見通知書を受け取った後に、指定期限内に補正又は意見陳述を行わなければならない。出願人は専利出願に対して補正を行った場合、補正書及び対応する補正書類の差し替え頁を提出しなければならない。出願書類に対する補正は、通知書で指摘された欠陥に対して行わなければならない。補正内容は出願日に提出された明細書及び請求の範囲の記載範囲を超えてはならない。

期限が満了しても出願人が応答しない場合、審査官は状況により、取り下げられたものとみなす通知書又はその他の通知書を発行しなければならない。出願人が正当な理由のため指定された期限内に応答できない場合、期限延長請求を行うことができる。期限延長請求に関する処理は、本指南第五部分第七章第4節の規定を適用する。

不可抗力的な事由又はその他の正当な理由のため期限に遅れたことにより専利出願が取り下げたものとみなされた場合、出願人は規定された期限内に専利局に権利回復請求を行うことができる。権利回復請求に関する処理は、本指南第五部分第七章第6節の規定を適用する。

### 3.5 出願の拒絶

出願書類に顕著な実質的欠陥が存在し、審査官が審査意見通知書を発行した後に、出願人が意見陳述又は補正を行ってもそれがなくなっていない場合、又は出願書類に形式上の欠陥が存在し、審査官が当該欠陥に対して補正通知書を二回発行しており、出願人が意見陳述又は補正を行ってもそれがなくなっていない場合、審査官は拒絶査定を下すことができる。

拒絶査定の本文は、経緯、拒絶の理由及び決定の三つの部分の内容を含まなければならない。経緯の部分では、出願を拒絶した審査プロセスを簡潔に記載しなければならない。拒絶の理由の部分では、拒絶の事実、理由及び証拠を説明しなければならない。決定の部分では、当該専利出願における専利法及びその実施細則に合致しない対応する条項を明示するとともに、専利法実施細則 50 条 2 項の規定に基づいて当該専利出願を拒絶することを説明しなければならない。

### 3.6 前置審査と復審後の処理

出願人は拒絶査定に対して不服がある場合、規定された期限内に復審請求を行うことができる。復審請求の前置審査及び復審後の処理については、本指南第二部分第八章第 8 節の規定を参照する。

細則 50

## 4. 出願書類の形式審査

法 26.2

### 4.1 願書

細則 19

#### 4.1.1 発明の名称

願書における発明の名称は明細書における発明の名称と一致しなければならない。発明の名称は、発明専利出願が保護を請求する主題と類型を簡潔かつ的確に表示しなければならない。発明の名称に例えば人名、機構の名称、商標、略号、型番などの非技術用語を含めてはならない。例えば「及びその他」、「及びその類似物」などといった不明瞭な言葉も含めてはならない。例えば「方法」「装置」「組成物」「化合物」などだけを発明の名称とするような、一切の発明情報も与えない大まかな言葉だけを使ってもならない。

発明の名称は一般的には 25 文字を超えてはならない。必要な場合にはこの限りではないが、60 文字を超えてはならない。

#### 4.1.2 発明者

専利法実施細則第 14 条では、発明者とは、発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献をした者を指すと規定している。専利局の審査手続において、審査官は願書に記載された発明者が当該規定に合致するかどうかについて審査を行わない。

発明者は個人でなければならない、願書に機構又は組織、及び人工知能の名称を記載してはならず、例えば「××課題グループ」又は「人工知能××」などとしては

ならない。発明者は本人の実名を使わなければならない、ペンネーム又はその他正式でない氏名を使ってはならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行しなければならない。出願人が願書に記載された発明者の氏名を補正する場合、補正書、当事者の声明及び対応する証明書類を提出しなければならない。

発明者は専利局に自身の氏名を公開しないように請求することができる。専利出願の提出時に発明者の氏名を公開しないように請求する場合、願書の「発明者」の欄に記載した対応する発明者の氏名の後に「(氏名を公開しない)」と明記しなければならない。氏名を公開しない請求を行った後に、審査によって規定に合致すると認められた場合、専利局は専利公報、専利出願単行書、専利単行書及び専利証書のいずれにおいても、その氏名を公開せず、対応する位置に「氏名を公開しないよう請求あり」という文字を明記しなければならない。発明者が自身の氏名を公開するように再請求することもできない。専利出願を提出した後に、発明者の氏名を公開しないように請求する場合、発明者が署名又は捺印した書面声明を提出しなければならないが、専利出願が公開準備段階に入った後に、当該請求を行った場合、請求が提出されていないものとみなし、審査官は提出されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。外国発明者の中国語の訳名において、外国語のイニシャルを使うことができ、例えばM・ジョーンズのように、姓と名の間を中黒で区分し、中黒を中間位置に置く。

#### 4.1.3 出願人

##### 4.1.3.1 出願人が中国人である場合

職務発明に関する専利出願権は機構に帰属する。非職務発明に関する専利出願権は発明者に帰属する。

専利局の審査手続において、一般的に審査官は願書に記載された出願人について資格審査を実施しない。

出願人が中国の機構又は個人である場合、その名称又は氏名、住所、郵便番号、統一社会信用コード又は身分証明書番号を記載する必要がある。出願人が個人である場合、本人の実名を使わなければならない、ペンネーム又はその他正式でない氏名を使ってはならない。出願人が機構である場合、正式なフルネームを使わなければならない。願書に記載する機構の名称は使用する公印にある機構の名称と一致しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行しなければならない。出願人が願書に記載された氏名又は名称を補正する場合、補正書、当事者の声明及び対応する証明書類を提出しなければならない。

##### 4.1.3.2 出願人が外国人、外国企業又は外国のその他の組織である場合

専利法第17条の規定では、中国に常時居住地又は営業所のない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で専利を出願する場合、その所属国が中国と締結した協定又は共同で加盟している国際条約、又は互惠の原則に従い、本法に基づい



て処理する。

出願人が外国人、外国企業又は外国のその他の組織である場合、その氏名又は名称、国籍又は登録している国家もしくは地域を記載しなければならない。審査官は願書に記載された出願人の国籍、登録地に疑義があると判断した場合、専利法実施細則 第 38 条第 (1) 号又は第 (2) 号の規定に基づき、出願人に国籍証明又は登録している国家もしくは地区の証明書類を提出するように通知することができる。

出願人が中国に常時居住地又は営業所のない外国人、外国企業又は外国のその他の組織であることが確認された場合、審査請求書に記載された出願人の国籍、登録地が以下の三つの条件のうちの一つに合致するかどうかを審査しなければならない。

- (1) 出願人の所属国と中国の間で、相互国民の専利保護の協定を締結している。
- (2) 出願人の所属国は工業所有権の保護に関するパリ条約（以下、パリ条約という）の加盟国又は世界貿易機関の加盟国である。
- (3) 出願人の所属国は互惠の原則に基づいて、外国人に専利保護を与える。

審査官は出願人の所属国（出願人が個人である場合、国籍又は常時居住地により確定する。出願人が企業又はその他の組織である場合、登録地により確定する）が、パリ条約の加盟国又は世界貿易機関の加盟国であるかどうかということから審査しなければならない。一般的に、当該国が中国と相互国民の専利保護の協定を締結しているかどうかを審査しなくてもよく、その理由は、中国と前述の協定を締結している国は、全てパリ条約の加盟国又は世界貿易機関の加盟国であるためである。出願人の所属国がパリ条約の加盟国又は世界貿易機関の加盟国でない場合に限り、当該国の法律に、互惠の原則に準拠して外国人に専利の保護を与える条項があるかどうかを審査する必要がある。出願人の所属国の法律に、互惠の原則に準拠して外国人に専利の保護を与えるよう規定する条項を明記していない場合、審査官は出願人の所属国で中国の公民と機構が当該国の国民と同等な条件に従い、当該国で専利権とその他の関連権利を獲得できることを承認している証明書類を提出するよう、出願人に要求しなければならない。出願人が証明書類を提供できない場合、専利法実施細則第 50 条の規定に基づき、専利法第 17 条に合致しないことを理由として、当該専利出願を拒絶する。

パリ条約の加盟国の特定の領地又は属領の出願人については、当該国がパリ条約を当該地域に適用すると声明しているかどうかを審査しなければならない。

出願人が個人である場合、その中国語の訳名において、外国語のイニシャルを使うことができ、例えば M・ジョーンズのように、姓と名の間を中黒で区分し、その中黒を中間位置に置く。氏名には例えば ××博士、××教授などといった学位、職務などの称号を含んではならない。出願人が企業又はその他の組織である場合、その名称は中国語の正式な訳文によるフルネームでなければならない。出願人の所属国の法律で独立した法人地位を具備することを規定しているいくつかの呼称は使用が認められる。

**4.1.3.3 国内出願人と外国出願人が共同で出願する場合**

国内出願人と外国出願人が共同で専利出願する場合、国内出願人には本章第4.1.3.1節の規定を適用し、外国出願人には本章第4.1.3.2節の規定を適用する。

細則 4.3

**4.1.4 連絡者**

出願人が機構であり、かつ専利代理機構に委任していない場合、連絡者を記載しなければならない。連絡者は専利局から当該機構に送付された通知書を受領する者である。連絡者は当機構の勤務者でなければならない。例えば、連絡者の住所と機構の住所が明らかに一致していない場合のように、必要な場合に審査官は出願人に証明書の提示を要求することができる。出願人が個人であり、かつ他者が代わりに専利局からの通知書を受領する必要がある場合も、連絡者を記載することができる。連絡者は一人しか記載してはならない。連絡者を記載する場合、連絡者の通信住所、郵便番号、電話番号もあわせて記載する必要がある。

細則 17.3

**4.1.5 代表者**

出願人が二名以上であり、かつ専利代理機構に委任していなければ、本指南に別途の規定がある場合又は願書に別途の声明がある場合を除き、筆頭出願人を代表者とする。願書に別途の声明がある場合、声明する代表者は出願人のうちの一人でなければならない。共有権利に直接係る手続を除いて、代表者は出願人全員の代表として、専利局におけるその他手続を行うことができる。共有権利に直接係る手続は専利出願の提出、専利代理の委任、専利出願権・優先権又は専利権の譲渡、専利出願の取下げ、優先権主張の取下げ、専利権の放棄などを含む。共有権利に直接係わる手続は権利者全員が署名又は捺印しなければならない。

法 18

細則 19 (4)

**4.1.6 専利代理機構、専利代理人**

専利代理機構は専利代理条例の規定に基づいて、国家知識産権局の許可を得て成立する。

専利代理機構の名称は国家知識産権局で登録したフルネームを使わなければならない。かつ出願書類に押捺された専利代理機構の公印にある名称と一致しなければならない。願書には、国家知識産権局が当該専利代理機構に付与した機構コードも記載しなければならない。

専利代理人とは、専利代理人資格証明書を獲得し、合法的な専利代理機構で勤務する者という。願書において、専利代理人は実名を使用し、専利代理人従業証書の番号と連絡用の電話番号をあわせて記載しなければならない。一件の専利出願に対して二名を超える専利代理人を選任してはならない。

法 26.2

細則 19

**4.1.7 住所**

願書にある住所（出願人、専利代理機構、連絡者の住所を含む）は、迅速かつ的確に郵便配達できるという要件に合致するものでなければならない。出願人の住所はその常時居住地又は営業所の所在地の住所でなければならない。国内の住所は所

在地の郵便番号、及び省（自治区）、市（自治州）、区、丁目番号と電話番号、又は省（自治区）、県（自治県）、鎮（郷）、丁目番号と電話番号、又は直轄市、区、丁目番号と電話番号を含めなければならない。私書箱がある場合、規定に従って私書箱を使用することができる。住所には機構の名称を含むことができるが、機構の名称を住所に代えてはならず、例えば、××省××大学だけを記載してはならない。外国の住所には国別を明記し、外国語文字で詳細な住所を付さなければならない。

法 26.3  
細則 20

#### 4.2 明細書

明細書の一頁目の一行目には発明の名称を明記しなければならない、当該名称は願書における名称と一致しており、かつ中央揃えにしなければならない。発明の名称の前には「発明の名称」又は「名称」などの文字を記載してはならない。発明の名称と明細書の本文との間は一行空けなければならない。

明細書の様式は以下に挙げられる各部分を含み、かつ各部分の前に標題を明記しなければならない。

技術分野

背景技術

発明の概要

図面の簡単な説明

発明を実施するための形態

明細書に添付図面がない場合、明細書の文字部分は図面の簡単な説明及びそれに対応する標題を含まない。

ヌクレオチド又はアミノ酸配列に係る出願は当該配列表を明細書の独立した部分としなければならない。電子出願について、規定に合致するコンピューター読み取り可能な形式の配列表を明細書の単独部分として提出しなければならない。紙出願について、番号が単独で書かれた配列表を提出しなければならない、かつ出願と同時に、当該配列表が記載された規定に合致する光ディスク又はフロッピーディスクのような、コンピューター読み取り可能な形式の当該配列表と一致する配列表の副本を提出する。提出した光ディスク又はフロッピーディスクに記載された配列表が明細書における配列表と一致しない場合、明細書の配列表を基準とする。コンピューター読み取り可能な副本を提出していない場合、又は提出した副本が明細書の配列表と明らかに一致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、指定された期限内に正しい副本を追加提出するように出願人に通知しなければならない。期限内に提出しない場合、審査官は取り下げたものとみなす通知書を発行しなければならない。

明細書の文字部分に化学式、数式又は表があってもよいが、イラストを挿入してはならない。

明細書の文字部分に図面の簡単な説明がある場合、明細書に添付図面がなければならない。明細書に添付図面がある場合、明細書の文字部分に図面の簡単な説明が

なければならない。

細則 46

明細書の文字部分に図面の簡単な説明があるが明細書に添付図面がない場合、又は対応する添付図面が不十分である場合、明細書の文字部分の図面の簡単な説明を取り消すか、又は指定期限内に対応する添付図面を追加提出するよう、出願人に通知しなければならない。出願人が添付図面を追加提出する場合、添付図面を専利局に提出した日又は郵送で追加提出した日を出願日とし、審査官は出願日再確定通知書を発行しなければならない。出願人が対応する図面の簡単な説明を取り消す場合、元の出願日を留めておく。

明細書はアラビア数字で順に頁番号を作成しなければならない。

細則 21

### 4.3 明細書の添付図面

明細書の添付図面はコンピューターを含めた製図ツールで作成しなければならない。線はいずれも均等かつ明瞭で、十分に濃い色でなければならない。塗りつぶして補正してはならず、工事用青図を使ってはならない。添付図面は一般的に黒色インクで作成し、必要な場合はカラー添付図面を提出することで、専利出願の関連の技術内容を明確に描写することができる。

断面図における断面線は添付図面の符号の線と主線の明確な認識を妨げてはならない。

複数の添付図面を一枚の製図用紙に描くことができる。一つの全体図を数枚の製図用紙に描くことができるが、各々の図面が独立したものであり、かつ全ての製図用紙を合わせて一つの全体図とする時に、相互の明瞭度に影響しないことを保証しなければならない。添付図面の周りに図面と関係のない枠線があってはならない。添付図面の総数が二つ以上ある場合、アラビア数字で順に番号を付け、例えば図1、図2のように、番号の前に「図」の文字を冠さなければならない。当該番号は対応する添付図面の真下に注釈しなければならない。

添付図面は製図用紙に可能な限り縦方向に作成し、相互に明確に区分しなければならない。部品の横方向の寸法が明らかに縦方向の寸法より大きく、水平に配置しなければならない場合は、添付図面の上端を製図用紙の左側に配置しなければならない。一頁の製図用紙に二つ以上の添付図面があり、既に一つを水平に配置している場合は、当該頁における他の添付図面も水平に配置しなければならない。

添付図面の符号はアラビア数字で番号をつけなければならない。明細書の文字部分で言及していない添付図面の符号が添付図面に現れてはならず、添付図面に現れない添付図面の符号を明細書の文字部分で言及してはならない。出願書類において、同じ構成要素を示す添付図面の符号は統一しなければならない。

添付図面の大きさ及び明瞭度は、当該図面を3分の2まで縮小しても、図面の各細部をはっきりと識別できるよう保証し、コピー、スキャンの際の要件を満たすことを基準としなければならない。

同一の添付図面では同じ縮尺で描き、図面中の特定の構成要素をはっきりと表すために、部分拡大図を別途追加することができる。添付図面には、必要な文言を除き、その他の注釈を含めてはならない。添付図面における文言は中国語を使用しな

ければならず、必要な場合は、その後の括弧内に原文を明記することができる。

フローチャート、ブロックダイアグラムは添付図面としなければならず、そのブロック内に必要な文字と記号を記入しなければならない。一般的に、写真を添付図面として使ってはならないが、特殊な場合、例えば、金属組織構造、細胞組織又は電気泳動図を表示する場合には、写真を製図用紙に貼り付けて添付図面とすることができる。

明細書の添付図面はアラビア数字で順に頁番号を作成しなければならない。

細則 22.2

#### 4.4 請求の範囲

請求の範囲に複数の請求項がある場合、アラビア数字で順に頁番号を付けなければならない。番号の前に「請求項」や「クレーム」などの言葉を冠してはならない。

請求項に化学式又は数式があってもよく、必要な場合には表があってもよいが、イラストを挿入してはならない。

請求の範囲はアラビア数字で順に頁番号を作成しなければならない。

法 26.1

#### 4.5 要約書

細則 26

発明専利を出願する場合、要約書（以下、要約という）を提出しなければならない。

##### 4.5.1 要約の文字部分

要約の文字部分には発明の名称及びそれが属する技術分野を明記し、解決しようとする技術的課題、当該課題を解決するための技術的解決手段の要点及び主要な用途を明確に反映しなければならない。発明の名称を明記していない場合又は技術的解決手段の要点を反映できていない場合、出願人に補正するよう通知しなければならない。商業的な宣伝用語を使っている場合、出願人に削除するよう通知するか、又は審査官が削除することができ、審査官が削除する場合は、出願人に通知しなければならない。

要約の文字部分に標題を使ってはならず、文字部分（句読点を含む）は300文字を超えてはならない。要約が300文字を超える場合、出願人に削除するよう通知するか、又は審査官が削除することができる。審査官が削除する場合は、出願人に通知しなければならない。

##### 4.5.2 要約の添付図面

明細書に添付図面がある場合、出願人はそのうちの一つの、当該発明の技術的解決手段の主な技術的特徴を最も説明することができる添付図面を要約の添付図面として指定し、願書において図面番号を明記しなければならない。出願人が要約の添付図面を指定しない場合、審査官は出願人に補正するよう通知するか、又は職権により一つの図面を指定し、出願人に通知することができる。審査官は指定できる適切な要約の添付図面がないことを確認した場合、出願人に補正するよう要求しなくてもよい。

出願人が指定した要約の添付図面が発明の技術的解決手段の主な技術的特徴を説明することが明らかにできない場合、又は指定された要約の添付図面が明細書の添付図面の一つでない場合、審査官は出願人に補正するよう通知するか、又は職権により一つの図面を指定し、出願人に通知することができる。

要約の添付図面の大きさと明瞭度は、当該図面を 4cm×6cm まで縮小しても、図面中の各細部をはっきりと識別できるよう保証するものでなければならない。

要約には発明を最も説明することができる化学式があってもよく、当該化学式は要約の添付図面とみなすことができる。

#### 4.6 出願書類の出版条件に関する様式審査

専利出願を公開する際の明細書、請求の範囲と要約書における文字は明瞭で、揃っていないと見えず、塗りつぶして補正してはならず、行間に字を追加してはならない。明細書の添付図面、要約の添付図面における線（例えば、輪郭線、鎖線、断面線、中心線、符号指示線など）は明確に識別できるものでなければならない。文字と線は黒色で、十分に濃いもので、背景が簡潔で、コピー、スキャンの際の要件を満たすことを基準としなければならない。文字及び添付図面の版面の周りに枠線があってはならない。各書類の頁番号はそれぞれ連続して作成しなければならない。

出願書類が前述の規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正しない場合は、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。

細則 45

#### 4.7 先行出願書類を引用する方式による、出願書類の追加提出

##### 4.7.1 先行出願書類を引用する方式による、抜けていた請求の範囲又は明細書の追加提出

出願人が専利法実施細則第 45 条の規定に基づき、先行出願書類を引用する方式で、抜けていた請求の範囲又は明細書を追加提出する場合、専利出願の最初の提出時に先行出願の優先権を主張し、引用による補充の声明を提出しなければならない。出願人が、専利局が制定した引用による補充の声明を含む専利願書フォーマットを使用した場合、引用による補充の声明を提出したものとみなす。出願人はさらに、専利出願の最初の提出日から 2 か月以内又は専利局が指定した期限内に、引用による補充の確認声明を提出し、関連書類を追加提出しなければならない。初歩審査において、審査官は以下の内容を審査しなければならない。

(1) 引用による補充の確認声明に明記されている先行出願の出願番号は願書に記載された先行出願の出願番号と一致していなければならない。追加提出された出願書類の内容の先行出願書類の副本（副本が外国語である場合は中国語訳文）における位置を説明する。

(2) 追加提出する出願書類の内容は先行出願書類の副本及びその中国語訳文に含まれるものでなければならない。

(3) 願書において外国優先権を主張する場合、当初の受理機構が発行した先行出願書類の副本を提出すると同時に、当該副本の中国語訳文を提出する必要がある。国内優先権を主張し、かつ先行出願番号及び出願日が明記されている場合、先行出願書類の副本が提出されているものとみなす。

(4) 引用による補充に係る優先権は専利法第 29 条、専利法実施細則第 34 条及び第 35 条の規定、及び本指南第一部分第一章第 6.2.1 節、第 6.2.2 節及び第 6.2.5 節の規定に合致するものでなければならず、専利法実施細則第 36 条及び第 37 条に規定の状況でなければならず、専利法実施細則第 45 条の規定は適用しない。

第 (1) 号又は第 (3) 号の規定に合致しない場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならず、期限内に応答しない場合又は補正しても規定に合致しない場合、審査官は専利出願受理取消通知書を発行し、引用による補充の声明が提出されていないものとみなすことを明示し、かつ終了処理を行う必要がある。第 (4) 号の規定に合致しない場合、審査官は専利出願受理取消通知書を発行し、引用による補充の声明が提出されていないものとみなすことを明示し、かつ終了処理を行う必要がある。第 (2) 号の規定に合致しない場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならず、期限内に応答しない場合、審査官は専利出願受理取消通知書を発行し、引用による補充の声明が提出されていないものとみなすことを明示し、かつ終了処理を行う必要がある。補正後に追加提出した出願書類の内容が先行出願書類の副本及びその中国語訳文に含まれておらず、かつ第 (1)、第 (3) 及び第 (4) 号の規定に合致しない場合、審査官は請求の範囲又は明細書を追加提出した日が出願日であるとする、出願日再確定通知書を発行しなければならない。

#### 4.7.2 先行出願書類を引用する方式による、誤って提出された請求の範囲、明細書、又は不十分なもしくは誤って提出された請求の範囲、明細書の一部の内容の追加提出

専利法実施細則第 45 条の規定に基づき専利出願において請求の範囲、明細書の一部の内容が不十分であるか、又は請求の範囲、明細書もしくはその一部の内容が誤って提出された場合、先行出願書類を引用する方式で不十分な又は正確な部分を追加提出し、出願日を留めておくことができる。

出願人が提出日に先行出願の優先権を主張し、先行出願書類を引用する方式で請求の範囲、明細書又はその一部の内容を追加提出するよう請求する場合、専利出願の最初の提出時に引用による補充の声明を提出しなければならない。出願人が、専利局が制定した引用による補充の声明を含む専利願書フォーマットを使用した場合、引用による補充の声明を提出したものとみなす。出願人はさらに、専利出願提出日から 2 か月以内又は専利局が指定した期限内に、引用による補充の確認声明を提出し、関連書類を追加提出しなければならない。専利出願に対して出願書類に形式的欠陥が存在することを指摘する補正通知書が発行された場合、出願人は指定された期限内に引用による補充の確認声明を提出し、先行出願書類を引用する方式で欠陥を解消することができる。提出日に優先権を主張していないか、又は規定の期限内に引用による補充の声明及び引用による補充の確認声明を提出していない

場合、審査官は引用による補充の声明に対して提出されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。

先行出願書類を引用する方式で出願書類を追加提出する際に、以下の要件にも合致しなければならない。

(1) 引用による補充の確認声明は引用している先行出願の出願番号を明記し、追加提出する出願書類の内容の先行出願書類の副本(副本が外国語の場合は中国語訳文)における位置を説明しなければならない。

(2) 出願書類の補正差し替え頁を提出する。

(3) 追加提出する出願書類の内容は先行出願書類の副本及びその中国語訳文に含まれるものでなければならない。

(4) 願書で外国優先権を主張する場合、当初の受理機構が発行した先行出願書類の副本を提出すると同時に、先行出願書類の副本の中国語訳文を提出する必要がある。国内優先権を主張し、かつ先行出願番号及び出願日が明記されている場合、先行出願書類の副本が提出されているものとみなす。

(5) 引用による補充に係る優先権は専利法第 29 条、専利法実施細則第 34 条及び第 35 条の規定、及び本指南第一部分第一章第 6.2.1 節、第 6.2.2 節及び第 6.2.5 節の規定に合致するものでなければならず、専利法実施細則第 36 条及び第 37 条に規定の状況に属するものでなければならず、専利法実施細則第 45 条の規定は適用しない。

第 (1)、第 (2) 又は第 (4) 号の規定に合致しない場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならず、期限内に応答しない場合又は補正しても規定に合致しない場合、審査官は引用による補充の声明に対して提出されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。第 (5) 号の規定に合致しない場合、審査官は引用による補充の声明に対して提出されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。第 (3) 号の規定に合致しない場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならず、期限内に応答しない場合、審査官は引用による補充の声明に対して提出されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。補正後に追加提出した出願書類の内容が先行出願書類の副本及びその中国語訳文に含まれておらず、かつ第 (1)、第 (2)、第 (4) 及び第 (5) 号の規定に合致しない場合、審査官は請求の範囲、明細書又はその一部の内容を追加提出した日が出願日であるとする、出願日再確定通知書を発行しなければならない。

#### 4.7.3 引用による補充の排除の適用

分割出願には専利法実施細則第 45 条の規定を適用しない。専利法実施細則第 6 条第 2 項は、出願人が専利法実施細則第 45 条に規定の期限に遅れた場合には適用しない。

#### 4.7.4 費用の追加納付

出願人が出願書類を追加提出した場合、審査官は出願追加費用を確認しなければならず、追加納付が必要な場合、追加納付費用通知書を発行する。出願人は出願日



から 2 か月又は通知書を受け取った日から 1 か月以内に関連費用を追加納付しなければならず、期限内に納付しない場合、又は納付額が足りない場合、当該出願は取り下げられたものとみなし、審査官は取り下げられたものとみなす通知書を発行しなければならない。

## 細則 48.1

**5. 特殊な専利出願の初歩審査****5.1 分割出願****5.1.1 分割出願の確認**

一件の専利出願に二つ以上の発明が含まれる場合、出願人は自発的に又は審査官の審査意見に従って分割出願を提出することができる。分割出願は、原出願（一回目の出願）を基に提出しなければならない。分割出願の類別は原出願の種別と一致しなければならない。分割出願の際は、願書に原出願の出願番号と出願日を記載しなければならない。既に分割出願をしたものについて、出願人が当該分割出願に更に分割出願を提出する場合、当該分割出願の出願番号も記載しなければならない。例えば優先権出願書類の副本、生物材料寄託証明書及び生存証明書など、原出願で既に提出された分割出願に関連する各種の証明書類は、既に提出されたものとみなす。

審査官は分割出願について、規定に従って出願書類及びその他の書類を審査する以外にも、原出願に基づいて下記の各内容を確認しなければならない。

**(1) 願書に記載された原出願の出願日**

願書には原出願の出願日を正確に記載しなければならず、出願日の記載に誤りがあった場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間内に補正しなかった場合、審査官は取り下げられたものとみなす通知書を発行しなければならない。補正が規定に合致する場合、審査官は出願日再確定通知書を発行しなければならない。

**(2) 願書に記載された原出願の出願番号**

願書には原出願の出願番号を正確に記載しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正しない場合は、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。

**(3) 分割出願の提出日**

出願人は、専利局から原出願に対して専利権を付与する旨の通知書を受領した日から 2 か月の期限（即ち処理手続の期限）までに分割出願を提出しなければならない。前記期限が満了した場合、又は原出願が拒絶された場合、又は原出願が取り下げられた場合、又は原出願が取り下げられたものとみなされかつその権利が回復しなかった場合は、一般的に分割出願を再び提出することができない。

審査官により拒絶査定がなされた原出願に対して、出願人は拒絶査定を受領した日から 3 か月以内に、復審請求の有無に拘わらず分割出願を提出することができ

る。復審請求の提出後の復審期間、復審決定の日から3か月以内及び復審決定に対して不服を申し立てる行政訴訟期間でも、出願人は分割出願を提出することができる。

初歩審査において、分割出願の提出日が前記の規定に合致しない場合、審査官は分割出願が提出されていないものとみなす通知書を発行し、終了処理を行わなければならない。

提出済みの分割出願について、出願人が当該分割出願に対して更に分割出願を提出する場合、再度提出する分割出願の提出日は、原出願に基づいて確認しなければならない。再分割出願の提出日が上記の規定に合致しない場合、分割出願をすることができない。

ただし、審査官が分割出願に単一性の欠陥が存在することを指摘した分割出願通知書又は審査意見通知書を発行したことにより、出願人が審査款の審査意見に基づいて分割出願を再度提出した場合、分割出願を再度提出した提出日は単一性の欠陥が存在する当該分割出願を基礎として確認しなければならない。規定に合致しない場合、当該分割出願を基礎として分割出願を行うことはできず、審査官は分割出願が提出されていないものとみなす通知書を発行し、終了処理を行わなければならない。

#### (4) 分割出願の出願人と発明者

分割出願の出願人は、分割出願を提出した際の原出願の出願人と同一でなければならない。分割出願に対して分割出願を再度提出する出願人は、当該分割出願の出願人と同一でなければならない。規定に合致しない場合、審査官は分割出願が提出されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。

分割出願の発明者は原出願の発明者又はそのメンバーの一部でなければならない。分割出願に対して提出する再分割出願の発明者は、当該分割出願の発明者又はそのメンバーの一部でなければならない。規定に合致しない場合について、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正が行われない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。

### 5.1.2 分割出願の期限と費用

分割出願に適用する各種の法定期限、例えば、実体審査請求を提出する期限は、原出願日から起算しなければならない。既に満了した、又は分割出願の提出日から期限の満了日まで2か月未満の各種期限について、出願人は分割出願の提出日から2か月以内又は受理通知書の受取日から15日以内に、各種類の手続を補足することができる。期限内に補足しなかった場合、審査官は取り下げられたものとみなす通知書を発行しなければならない。

分割出願に対しては、新規出願とみなして、各種の費用を徴収しなければならない。既に満了した、又は分割出願の提出日から期限の満了日まで2か月未満の各種費用について、出願人は分割出願の提出日から2か月以内又は受理通知書の受取日から15日以内に、納付することができる。期限内に納付しなかった場合又は納付額が足りない場合、審査官は取り下げられたものとみなす通知書を発行しなけれ

ばならない。

## 細則 27

## 5.2 生物材料に係る出願

## 5.2.1 生物材料に係る出願の確認

生物材料に係る出願について、出願人は出願を専利法及びその実施細則の関連規定に合致させる以外にも、以下の手続を行わなければならない。

(1) 出願日以前、又は遅くても出願日に（優先権がある場合は、優先日）、国家知識産権局に認可された生物材料サンプル国際寄託機関に当該生物材料のサンプルを寄託する。

(2) 願書と明細書には、当該生物材料サンプルの寄託機関の名称、住所、寄託日と番号、及び当該生物材料の分類名称（ラテン語名称を明記する）を明記する。

(3) 生物材料の特徴に関する資料を出願書類内で提供する。

(4) 出願日から4か月以内に、寄託機関が発行した寄託証明書と生存証明書を提出する。

初歩審査において、規定された期限内に寄託証明書が提出されたものについて、審査官は寄託証明書に基づき、以下の各項の内容を確認しなければならない。

## (1) 寄託機関

寄託機関は国家知識産権局に認可された生物材料サンプル国際寄託機関でなければならない。規定に合致しない場合、審査官は生物材料サンプルが寄託されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。

## (2) 寄託日

寄託日は出願日以前又は出願日（優先権がある場合は、優先日）当日でなければならない。規定に合致しない場合、審査官は生物材料サンプルが寄託されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。

但し、寄託証明書に明記された寄託日が、主張された優先日以降かつ出願日以前である場合には、審査官は手続実行補正通知書を発行し、指定された期限内に優先権の主張を取り下げるか、又は当該寄託証明書に係る生物材料の内容の優先権を主張しないことを声明するよう、出願人に要求しなければならない。期限内に応答しない場合又は補正しても規定に合致しない場合、審査官は生物材料サンプルが寄託されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。

## (3) 寄託・生存証明書と願書の一致性

寄託・生存証明書は願書に記載された項目と一致しなければならない。一致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、規定された期限内に補正するよう出願人に通知しなければならない。期限内に補正しない場合、審査官は生物材料サンプルが寄託されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。

初歩審査において、規定された期限内に寄託証明書を提出しなかった場合、当該生物材料サンプルは寄託されていないものとみなし、審査官は生物材料サンプルが寄託されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。出願日から4か月以内に、出願人が生物材料の生存証明書を提出せず、当該証明書を提出できない

正当な理由を説明してもいない場合、当該生物材料サンプルは寄託されていないものとみなし、審査官は生物材料サンプルが寄託とされていないものとみなす通知書を発行しなければならない。

生物材料サンプルを寄託している間にサンプルが死亡した場合は、生物材料サンプルの死亡が出願人の責任に起因していないことを証明できる証拠を出願人が提供できる場合を除き、当該生物材料サンプルは寄託されていないものとみなし、審査官は生物材料サンプルが寄託されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。出願人が証明を提供した場合、出願日から4か月以内に、当初のサンプルと同一の新規サンプルを再寄託し、当初の寄託提出日を寄託日とすることができる。

生物材料に係る専利出願について、出願人は願書と明細書にそれぞれ生物材料の分類名称、及び当該生物材料サンプルの寄託機関の名称、住所、寄託日と寄託番号を記入し、それを一致させなければならない（本指南第二部分第十章第9.2.1節を参照のこと）。出願時に願書及び明細書のどちらにも明記していない場合、出願人は出願日から4か月以内に補正しなければならないが、期限内に補正しない場合、寄託されていないものとみなす。願書と明細書の記載が一致しない場合、出願人は専利局の通知書を受け取った後に、指定された期限内に補正することができ、期限内に補正しない場合、寄託されていないものとみなす。

### 5.2.2 寄託の回復

審査官が、生物材料サンプルが寄託されていないものとみなす通知書を発行した後に、出願人に正当な理由がある場合、専利法実施細則第6条第2項の規定に基づき、回復手続を開始することができる。その他の正当な理由を除き、生物材料サンプルが寄託されていない、又は生存していないことについての正当な理由を以下に挙げる。

(1) 寄託機関が出願日から4か月以内に寄託証明書又は生存証明書を提出することができず、かつ証明書類を発行することができない。

(2) 生物材料サンプルを提出している間に生物材料サンプルが死亡し、生物材料サンプルの死亡が出願人の責任に起因していないことを証明できる証拠を出願人が提供している。

法 26.5  
細則 29.2

### 5.3 遺伝資源に係る出願

遺伝資源に依存して完成される発明創造について専利出願する場合、出願人は願書で遺伝資源の由来について説明し、遺伝資源由来開示登録表に記載し、当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を明記しなければならない。出願人が原始的由来を説明できない場合、理由を陳述しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正しない場合、審査官は取り下げられたものとみなす通知書を発行しなければならない。補正しても規定に合致しない場合、当該専利出願を拒絶しなければならない。

細則 50

## 6. その他の書類及び関連手続の審査

### 6.1 専利代理機構への委任

#### 6.1.1 委任

専利法第 18 条第 1 項の規定に基づき、中国本土に常時居住地又は営業所のない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で専利出願及びその他の専利事務処理を行う場合、又は代表者として他の出願人と共同で専利出願及びその他の専利事務処理を行う場合、専利代理機構に処理を委任しなければならない。審査中に、前述の出願人が専利出願及びその他の専利事務を行った時に専利代理機構に委任していなかったことが発覚した場合、審査官は審査意見通知書を発行し、指定された期限内に応答するよう出願人に通知しなければならない。出願人が指定された期限内に応答しない場合、その出願は取り下げられたものとみなす。出願人が意見を陳述するか又は補正しても専利法第 18 条第 1 項の規定に合致しない場合、当該専利出願を拒絶しなければならない。

中国本土の機構又は個人が専利出願及びその他の専利事務処理を行うか、又は代表者として他の出願人と共同で専利出願及びその他の専利事務処理を行う場合、専利代理機構に処理を委任することができる。委任が規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、指定の期限内に補正するよう専利代理機構に通知しなければならない。期限内に応答しない場合、又は補正しても規定に合致しない場合、専利代理機構に委任していないものとみなす通知書を出願人及び委任を受けた専利代理機構に発行しなければならない。

中国本土に常時居住地又は営業所のない香港、マカオ又は台湾地区の出願人が専利局に専利出願及びその他の専利事務を行う場合、又は代表者として他の出願人と共同で専利出願及びその他の専利事務を行う場合、専利代理機構に処理を委任しなければならない。専利代理機構に委任していない場合、審査官は補正通知書を発行し、指定の期限内に応答するよう出願人に通知しなければならない。出願人が指定された期限内に応答しない場合、審査官は取り下げられたものとみなす通知書を発行しなければならない。出願人が意見陳述又は補正を行っても規定に合致しない場合、当該専利出願を拒絶しなければならない。

委任の双方当事者は出願人と委任を受ける専利代理機構である。出願人が二名以上いる場合、委任の双方当事者は全ての出願人と委任を受ける専利代理機構である。委任を受ける専利代理機構は一つに限定されるが、本指南に別途の規定がある場合は除く。専利代理機構は委任を受けた後に、当該専利代理機構において関連事務処理を行うための専利代理人を指定しなければならない。指定される専利代理人は二名を超えてはならない。

細則 17.2

#### 6.1.2 委任状

出願人が専利代理機構に委任して、専利局に専利出願及びその他の専利事務処理

を行う場合、委任状を提出しなければならない。委任状は専利局で制定されたフォーマットを使い、委任権限、発明創造の名称、専利代理機構の名称、専利代理人の氏名を明記し、かつ願書に記載された内容と一致させなければならない。専利出願の出願番号が確定された後に委任状を提出する場合、専利出願番号も明記しなければならない。

出願人が個人である場合、委任状には出願人が署名又は捺印しなければならない。出願人が機構である場合、機構の公印を押捺しなければならない。同時にその法定代表者の署名又は捺印を付してもよい。出願人が二名以上いる場合、出願人全員が署名又は捺印しなければならない。また、委任状には専利代理機構が公印を押捺しなければならない。

出願人が専利代理機構に委任した場合、専利局に総委任状を交付することができる。専利局は規定に合致する総委任状を受け取った後に、総委任状に番号を付け、専利代理機構に通知しなければならない。総委任状を交付済みである場合、専利出願を提出する時に総委任状番号を提示しなければならない。

委任状が規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、指定の期限内に補正するよう専利代理機構に通知しなければならない。出願人又は代表者が中国本土の機構又は個人であり、期限内に応答しない場合又は補正をしても規定に合致しない場合、審査官は双方当事者に対して、専利代理機構に委任していないものとみなす通知書を発行しなければならない。出願人又は代表者が中国本土に常時居住地又は営業所のない外国人、外国企業又は外国のその他の組織であり、期限内に応答しない場合、審査官は取り下げられたものとみなす通知書を発行しなければならない。補正しても規定に合致しない場合、当該専利出願を拒絶しなければならない。出願人又は代表者が中国本土に常時居住地又は営業所のない香港、マカオ又は台湾地区の個人、企業又はその他の組織であり、期限内に応答しない場合、審査官は取り下げられたものとみなす通知書を発行しなければならない。補正しても規定に合致しない場合、当該専利出願を拒絶しなければならない。

### 6.1.3 委任の解除と委任の辞退

出願人(又は専利権者)が専利代理機構に委任した後に、委任を解除することができる。専利代理機構が出願人(又は専利権者)の委任を受けた後に、委任を辞退することができる。委任の解除と委任の辞退の処理を行う手続の関連規定は本章第6.7.2.4節を参照のこと。

## 6.2 優先権主張

優先権主張とは、出願人が専利法第29条の規定に基づき、先に提出した専利出願を基礎とした優先権の獲得を専利局に主張することをいう。出願人の優先権主張は専利法第29条、第30条、専利法実施細則第34条、第35条、第36条、第37条及びパリ条約の関連規定に合致しなければならない。

出願人が同じ主題の発明又は実用新案の外国での最初の専利出願の提出日から12か月以内に、又は同じ主題の意匠の外国での最初の専利出願の提出日から6か

月以内に、中国で再び出願する場合、当該国が中国と締結した協定又は共同で加盟している国際条約に準拠するか、若しくは優先権を相互に認める原則に準拠して、優先権を獲得することができる。このような優先権は外国優先権と呼ばれる。

出願人が同じ主題の発明又は実用新案の中国での最初の専利出願の提出日から 12 か月以内に、当該発明専利出願を基礎として、専利局に発明専利出願又は実用新案専利出願を再び提出する場合、又は当該実用新案専利出願を基礎として、専利局に実用新案専利出願又は発明専利出願を再び提出する場合、又は出願人が意匠の中国での最初の専利出願の提出日から 6 か月以内に、専利局に同じ主題について意匠専利出願を再び提出する場合、優先権を獲得することができる。このような優先権は国内優先権と呼ばれる。

### 6.2.1 外国優先権の主張

法 29.1

#### 6.2.1.1 先行出願及び優先権を主張する後続出願

出願人が専利局に一件の専利出願を提出して外国優先権を主張する場合、審査官は優先権主張の基礎になる先行出願がパリ条約加盟国の国内において提出されたものか、又は当該加盟国に対する有効な地区での出願であるか、又は国際出願であるかを審査しなければならない。パリ条約加盟国以外の国からの優先権を主張する出願について、当該国が中国の優先権を認める国であるかどうかを審査しなければならない。さらに、優先権を主張する出願人がパリ条約に付与された権利を享受する権利があるかどうか、つまり、出願人がパリ条約の加盟国の国民もしくは住民であるかどうか、又は出願人が中国の優先権を認める国の国民もしくは住民であるかどうかを審査しなければならない。

審査官はさらに、優先権を主張する後続出願が規定された期限内に提出されたかどうかを審査しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。先行出願が二件以上ある場合、その期限は最も早い先行出願の出願日から起算し、規定された期限を超えた場合について、その期限を超えた優先権主張声明に対して、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。本章第 6.2.6.2 節の規定に基づいて優先権の回復を主張する場合は除く。

初歩審査において、先行出願がパリ条約に定義された最初の出願であるかどうか、及び先行出願と後続出願の主題の実質的内容が同じであるかどうかということについてはいずれも審査しないが、最初の出願が明らかにパリ条約の関連規定に合致しない、又は先行出願と後続出願の主題が明らかに無関係である場合は除く。

先行出願はパリ条約第 4 条で定義された発明者証明書を要求する出願であってもよい。

法 30

#### 6.2.1.2 優先権主張声明

優先権を主張する場合、出願人は専利出願の提出と同時に願書においてこれを声明しなければならない。願書で声明していない場合は、優先権を主張していないも

のとみなす。

出願人は優先権主張声明において、優先権の基礎とする先行出願の出願日、出願番号及び当初の受理機構の名称を明記しなければならない。先行出願日、出願番号及び当初の受理機構の名称のうちの一つ又は二つの内容が明記されていないか又は誤って記載されており、規定された期限内に出願人が先行出願書類の副本を提出している場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期間内に応答しない場合又は補正しても規定に合致しない場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。複数の優先権を主張しながら、声明の中に特定の先行出願の出願日、出願番号及び当初の受理機構の名称のうちの一つ又は二つの内容が明記されていないか又は誤って記載されており、規定された期限内に出願人が当該先行出願書類の副本を提出している場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期間内に応答しない場合又は補正しても規定に合致しない場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

### 6.2.1.3 先行出願書類の副本

細則 34.1

優先権の基礎とする先行出願書類の副本は当該先行出願の当初の受理機構から発行されるものでなければならない。先行出願書類の副本の様式は国際的な慣例に合致するものでなければならない。少なくとも、当初の受理機構、出願人、出願日、出願番号を明示しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期間内に応答しない場合又は補正しても規定に合致しない場合、先行出願書類の副本が提出されていないものとみなし、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

複数の優先権を主張する場合、先行出願書類の副本を全部提出しなければならない。その中の特定の副本が規定に合致しない場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期間内に応答しない場合又は補正しても規定に合致しない場合、当該先行出願書類の副本が提出されていないものとみなし、当該先行出願書類の副本の対応する優先権主張声明について、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

先行出願書類の副本は優先日（複数の優先権を主張する場合は、最も早い優先日）から 16 か月以内に提出しなければならない。期限内に提出しない場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

国家知識産権局と先行出願の受理機構が締結した協定に従い、専利局が電子的交換などの方法を通じて当該受理機構から先行出願書類の副本を取得した場合、出願人が当該受理機構の証明を受けた先行出願書類の副本を提出したものとみなす。

専利局に提出済みの先行出願書類の副本について、再び提出する必要がある場合、当該副本の中国語の書誌参照の訳文だけを提出することができるが、先行出願書類の副本の原本がある包袋の出願番号を明記しなければならない。

専利法第 18 条第 1 項の規定に基づき、代理機構に委任する場合、出願人は先行出願書類の副本を自ら提出することができる。



## 細則 34.3

**6.2.1.4 後続出願の出願人**

優先権を主張する後続出願の出願人は先行出願書類の副本に記載した出願人と一致している者か、又は先行出願書類の副本に記載された出願人のうちの一人でなければならない。

出願人が全く一致しておらず、かつ先行出願の出願人が優先権を後続出願の出願人に譲渡した場合、優先日（複数の優先権を主張する場合は、最も早い優先日）から16か月以内に、先行出願の出願人全員が署名又は捺印した優先権譲渡証明書類を提出しなければならない。先行出願に複数の出願人がおり、かつ後続出願にそれと異なる複数の出願人がいる場合、先行出願の出願人全員が共同で署名又は捺印した、後続出願の出願人全員に譲渡する旨の優先権譲渡証明書類を提出することができる。また、先行出願の出願人全員が別々に署名又は捺印した、後続出願の出願人に譲渡する旨の優先権譲渡証明書類を提出することもできる。

出願人が期限内に優先権譲渡証明書類を提出しない場合又は提出した優先権譲渡証明書類が規定に合致しない場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

**6.2.2 国内優先権の主張****6.2.2.1 先行出願及び優先権を主張する後続出願**

## 細則 35.2

先行出願及び優先権を主張する後続出願は、以下の規定に合致しなければならない。

(1) 先行出願は発明又は実用新案専利出願であり、意匠専利出願であってはならず、分割出願であつてもならない。

(2) 先行出願の主題は外国優先権若しくは国内優先権を主張していないか、又は外国優先権若しくは国内優先権を主張したものの、優先権を獲得していない。

(3) 当該先行出願の主題について、専利権が付与されていない。

(4) 優先権を主張する後続出願は、先行出願の出願日から12か月以内に提出されたものである。

前述の第(3)号を審査する際は、優先権を主張する後続出願の出願日を時間の判断基準とする。前述の第(4)号を審査する際は、本章第6.2.6.2節の規定に基づいて優先権の回復を主張する場合を除く。複数の優先権を主張する場合には、最も早い先行出願の出願日を時間の判断基準とする。つまり、優先権を主張する後続出願の出願日は最も早い先行出願の出願日から12か月以内である。先行出願が前述の規定された状況のいずれにも合致しない場合、規定に合致しない当該優先権主張声明に対して、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

優先権を審査する際に、専利局が先行出願に対して専利権付与通知書又は登録手続実行通知書を既に発行しており、かつ出願人が登録手続を既に行っていたことが判明した場合、審査官は後続出願に対して優先権を主張していないものとみなす通

知書を発行しなければならない。初歩審査において、審査官は、後続出願と先行出願の主題が明らかに関連しないものであるかどうかについてのみ審査し、後続出願と先行出願の実質的内容が一致するかどうかについては審査しない。その出願の主題が明らかに関連しない場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

法 30

**6.2.2.2 優先権主張声明**

出願人が優先権を主張する場合、専利出願の提出と同時に願書においてこれを声明しなければならない。願書で声明していない場合は、優先権を主張していないものとみなす。

出願人は優先権主張声明に優先権の基礎とする先行出願の出願日、出願番号及び当初の受理機構の名称（即ち中国）を明記しなければならない。前述の各項のうちの一つ又は二つの内容が明記されていない場合又は誤って記載されている場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならず、期限内に応答しない場合又は補正しても規定に合致しない場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

複数の優先権を主張しているが声明に特定の先行出願の出願日、出願番号及び当初の受理機構の名称のうちの一つ又は二つの内容が明記されていない場合又は誤って記載されている場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならず、期限内に応答しない場合又は補正しても規定に合致しない場合、当該優先権を主張していないものとみなし、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

細則 34.1

**6.2.2.3 先行出願書類の副本**

先行出願書類の副本は、専利局が規定に基づいて作成する。出願人が国内優先権を主張し、かつ願書に先行出願の出願日と出願番号が明記されている場合、先行出願書類の副本を提出したものとみなす。

細則 34.3

**6.2.2.4 後続出願の出願人**

優先権を主張する後続出願の出願人は先行出願に記載した出願人と一致しなければならない。一致しない場合、後続出願の出願人は優先日（複数の優先権を主張する場合は、最も早い優先日）から 16 か月以内に、先行出願の出願人全員が署名又は捺印した優先権譲渡証明書類を提出しなければならない。後続出願の出願人が期限内に優先権譲渡証明書類を提出しない場合、又は提出した優先権譲渡証明書類が規定に合致しない場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。先行出願の出願人が中国本土の個人又は機構であり、後続出願の出願人が外国人、外国企業又は外国のその他の組織である場合、本章第 6.7.2.2 節第（3）号の規定に従って処理を行う。

細則 35.3

**6.2.2.5 先行出願が取り下げられたものとみなす手続**

出願人が国内優先権を主張する場合、その先行出願は後続出願の提出日から取り下げられたものとみなす。

出願人が国内優先権を主張しており、初歩審査によって、規定に合致すると認められた場合、審査官は先行出願に対して、取り下げられたものとみなす通知書を発行しなければならない。出願人が二つ以上の国内優先権を主張しており、初歩審査によって、規定に合致すると認められた場合、審査官は対応する先行出願に対して、取り下げられたものとみなす通知書を発行しなければならない。

取下げとみなされた先行出願は、回復を請求してはならない。

**6.2.3 優先権主張の追加又は訂正**

細則 37

専利法実施細則第 37 条の規定に基づき、出願人が優先権を主張する場合、優先日から 16 か月以内又は出願日から 4 か月以内に、専利局で公開準備を行う前に、優先権主張の追加又は訂正を請求することができる。

出願人が優先権主張の追加又は訂正を請求する場合、出願提出時に優先権を主張しかつ規定の期限内に優先権主張追加又は訂正願書を提出しなければならない。優先権主張の追加を請求する場合、優先権主張費用も同時に納付しなければならない。出願提出時に優先権を主張していない場合、又は規定の期限内に請求を提出していない場合、又は期限内に納付していないもしくは納付額が足りない場合、該請求は提出されていないものとみなす。

優先権主張追加又は訂正願書に先行出願の出願日、出願番号及び当初の受理機構の名称を明記しなければならない。先行出願日、出願番号及び当初の受理機構のうちの一つ又は二つの内容が明記されていないか又は誤って記載されており、出願人が規定の期限内に先行出願書類の副本を提出している場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期限内に応答しない場合又は補正しても規定に合致しない場合、審査官は提出されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。

優先権主張追加又は訂正請求が規定に合致する場合、当該優先権主張声明が規定に合致するとみなし、審査官は本章第 6.2.1 節、第 6.2.2 節のその他の規定に基づいて優先権主張に対して審査も行わなければならない。

専利法実施細則第 36 条に規定の状況に属する場合は、専利法実施細則第 37 条の規定は適用しない。

専利法実施細則第 6 条第 2 項は出願人が専利法実施細則第 37 条に規定の期限に遅れた場合には適用しない。

**6.2.4 優先権主張の取下げ**

出願人は優先権を主張した後に、優先権主張を取り下げることができる。出願人は複数の優先権を主張した後に、優先権主張を全部取り下げることができ、そのうち特定の一つ又は複数の優先権主張を取り下げることができる。

出願人が優先権主張を取り下げを要求する場合、出願人全員が署名又は捺

印した優先権取下げ声明を提出しなければならない。規定に合致する場合、審査官は手続合格通知書を発行しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は提出されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。

優先権主張を取り下げたことによって、当該専利出願の最も早い優先日が変わった時に、当該優先日から起算される各期限が満了になっていない場合、当該期限は変更後の最も早い優先日又は出願日から起算しなければならず、優先権の取下げ請求が、当初の最も早い優先日から起算して 15 か月が経過した以降に専利局に到達した場合、後続専利出願の公開期限は当初の最も早い優先日から起算する。

国内優先権を主張する場合、優先権を取り下げた後に、専利法実施細則第 35 条第 3 項の規定に基づいて取り下げたものとみなされた先行出願は、優先権主張の取下げにより回復を請求してはならない。

### 6.2.5 優先権主張費用

細則 110.1(1) 優先権を主張する場合、出願費用を納付すると同時に優先権主張費用を納付しなければならない。期限までに納付していない場合又は納付額が足りない場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

細則 112.2

優先権を主張していないとみなされた場合又は優先権主張を取り下げた場合、納付済みの優先権主張費用は返還しない。

### 6.2.6 優先権主張の回復

#### 6.2.6.1 専利法実施細則第 6 条に基づく回復

細則 6

優先権を主張していないものとみなされ、かつ以下の状況のいずれか一つに当たる場合、出願人は専利法実施細則第 6 条の規定に基づき、優先権を主張する権利の回復を請求することができる。

(1) 指定された期限内に手続実行補正通知書に応答していないため、優先権を主張していないものとみなされた。

(2) 優先権主張声明に少なくとも一つの内容が正しく記載されたが、規定された期限内に先行出願書類の副本又は優先権譲渡証明書を提出していない。

(3) 優先権主張声明に少なくとも一つの内容が正しく記載されているものの、規定された期限内に優先権主張費用を納付していないか又は納付額が足りない。

(4) 分割出願の原出願において、優先権が主張された。

権利回復請求に関する処理の規定は、本指南第五部分第七章第 6 節の規定を適用する。

前述の状況以外に、その他の原因により、優先権を主張していないものとみなされた場合は、回復しないものとする。例えば、先行出願の主題に専利権が既に付与されかつ国内優先権を主張していないとみなされた場合、優先権主張の権利は回復しないものとする。

**6.2.6.2 専利法実施細則第36条に基づく回復**

専利法実施細則第36条の規定に基づき、先行出願の出願日から12か月の期限が満了してから後続出願が提出された場合、専利局が公開準備を行う前に、出願人は期限の満了日から2か月以内に優先権の回復を請求することができる。

出願人が優先権の回復を請求する場合、優先権回復願書を提出し、理由を説明し、専利回復請求費用、優先権主張費用を納付し、かつ同時にその他の処理が必要な手続、例えば先行出願書類の副本、優先権譲渡証明書類の提出を行う必要がある。規定に合致する場合、優先権は回復し、審査官は権利回復請求審査及び認可通知書を発行しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は権利回復請求審査及び認可通知書を発行し、かつ回復しない理由を説明しなければならない。

専利法実施細則第37条に規定の状況である場合、専利法実施細則第36条の規定は適用しない。

専利法実施細則第6条第1項、第2項は出願人が専利法実施細則第36条に規定の期限に遅れた場合には適用しない。

**6.3 新規性喪失の例外となる公開**

専利法第24条の規定に基づき、専利出願に係る発明創造が、出願日（優先権を有する場合は優先日）の6か月前までに、以下の状況のいずれか一つに当たる場合、新規性が喪失しない。

- (1) 国家に緊急事態又は非常状況が発生した時に、公共利益を目的として初めて公開された場合。
- (2) 中国政府が主催又は承認する国際展覧会において初めて出展された場合。
- (3) 規定の学術会議又は技術会議において初めて発表された場合。
- (4) 他者により出願人の同意なく内容が漏洩された場合。

**6.3.1 国家に緊急事態又は非常状況が発生した時に、公共利益を目的として初めて公開された場合**

専利出願に係る発明創造が、出願日の6か月前までに、国家に緊急事態又は非常状況が発生した時に、公共利益を目的として初めて公開されたことを、出願人が出願日より前に知っていれば、専利出願提出時に願書で声明を行い、出願日から2か月以内に証明資料を提出しなければならない。出願人が出願日以降に状況を自ら知った場合、状況を知ってから2か月以内に新規性喪失の例外に関する猶予期間を要求する声明を提出し、かつ証明資料を付さなければならない。審査官が必要であると判断した際に、出願人が指定の期限内に証明資料を提出するよう要求することができる。出願人が専利局の通知書を受け取ってから状況を知った場合、当該通知書に指定の応答期限内に、新規性喪失の例外に関する猶予期間の応答意見を提出しかつ証明書類を付さなければならない。

国家に緊急事態又は非常状況が発生した時に、公共利益を目的として公開される証明資料は、省級以上の人民政府の関連部門が発行しなければならない。証明資料中に、公共利益を目的として公開する事由、日付及び当該発明創造の公開の日付、

形式及び内容を明記し、かつ公印を押捺しなければならない。

細則 33.1

**6.3.2 中国政府が主催又は承認する国際展覧会において初めて出展された場合**

中国政府が主催する国際展覧会は、国務院・各部委委員会が主催するか、又は国務院が許可し、その他の機構もしくは地方政府が開催する国際展覧会を含む。中国政府が承認する国際展覧会とは、国際博覧会条約に規定された、国際展覧局に登録又は認可された国際展覧会を指す。国際展覧会というのは、出展される展示品は主催国の製品以外に、外国からの展示品もなければならない。

専利出願に係る発明創造が、出願日の6か月前までに、中国政府が主催又は承認する国際展覧会で初めて展示されており、出願人が、新規性喪失の例外に関する猶予期間を要求する場合、出願時に願書で声明を行い、かつ出願日から2か月以内に証明資料を提出しなければならない。

国際展覧会の証明資料は、展覧会の主催機構又は展覧会組織委員会が発行するものでなければならない。証明資料に、展覧会の出展日、場所、展覧会の名称及び当該発明創造が展示された出展日、形式及び内容を明記し、公印を押捺しなければならない。

細則 33.2

**6.3.3 規定の学術会議又は技術会議において初めて発表された場合**

規定の学術会議又は技術会議とは、国務院の関連主管部門又は全国的な学術団体組織が開催する学術会議又は技術会議、及び国務院の関連主管部門が認可した国際組織が開催する学術会議又は技術会議を指す。省以下もしくは国務院の各部委委員会又は全国的な学術団体から委任を受けて、もしくはその名義により開催する学術会議又は技術会議は含まない。後者という会議での公開は、これらの会議そのものに守秘の約定がある場合は除き、新規性の喪失につながる。

専利出願する発明創造が、出願日の6か月前までに規定の学術会議又は技術会議で初めて発表され、出願人が、新規性喪失の例外に関する猶予期間を要求する場合、出願時に願書で声明を行い、かつ出願日から2か月以内に証明資料を提出しなければならない。

学術会議及び技術会議の証明資料は、国務院の関連主管部門又は会議を組織する全国的な学術団体が発行するものでなければならない。証明資料に、会議の開催日、場所、会議の名称及び当該発明創造の発表日、形式及び内容を明記し、かつ公印を押捺しなければならない。

**6.3.4 他者により出願人の同意なく内容が漏洩された場合**

他者により出願人の同意なく内容が漏洩されたことによる公開は、他人が明示又は暗示された守秘の約定を守らないことによる発明創造の内容の公開、他者が威嚇、詐欺又はスパイ活動などの手段により発明者又は出願人から発明創造の内容を得ることによる公開を含む。

専利を出願する発明創造について、出願日の6か月前までに、他者が出願人の同意なく当該内容を漏洩したことを、出願人が出願日以前に知っていれば、専利出願

時に願書で声明を行い、出願日から 2 か月以内に証明資料を提出しなければならない。出願人が出願日以降に状況を自ら知った場合、状況を知ってから 2 か月以内に新規性喪失の例外に関する猶予期間を要求する声明を提出し、かつ証明資料を付さなければならない。審査官が必要であると判断した際に、指定の期限内に証明資料を提出するよう出願人に要求することができる。出願人が専利局の通知書を受け取ってから状況を知った場合、当該通知書に指定の応答期限内に、新規性喪失の例外に関する猶予期間の応答意見を提出しかつ証明書類を付さなければならない。

出願人が提出する他者による出願内容漏洩に関する証明資料は、漏洩日、漏洩方式、漏洩内容を明記し、証明者が署名又は捺印しなければならない。

出願人が、新規性喪失の例外に関する猶予期間を要求しながらも、上述の規定に合致しない場合、審査官は新規性喪失の例外に関する猶予期間を要求していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

## 6.4 実体審査請求

発明専利出願の実体審査手続は主に、出願人の実体審査請求に準拠して開始する。

法 35.1

細則 110.1(2)

及び 113

法 36

### 6.4.1 実体審査請求に関連する要求

実体審査請求は出願日（優先権がある場合は、優先日）から起算して 3 年以内に提出し、かつ当該期限までに実体審査費用を納付しなければならない。

発明専利の出願人が実体審査を請求する時、出願日（優先権がある場合は、優先日）以前の当該発明に関連する参考資料を提出しなければならない。

### 6.4.2 実体審査請求の審査及び処理

実体審査請求に対する審査は以下の要件に従って行われる。

(1) 実体審査請求の提出期限が満了する 3 か月前の時点で、出願人が実体審査請求を提出していない場合、審査官は期限満了前通知書を発行しなければならない。

(2) 出願人が規定された期限内に実体審査請求書を提出しており、実体審査費用を納付しているが、実体審査請求書の形式が規定に合致しない場合、審査官は提出されていないものとみなす通知書を発行することができる。期限満了前通知書が既に発行されているのであれば、審査官は手続実行補正通知書を発行し、規定された期限内に補正するよう出願人に通知しなければならない。期限内に補正しない場合又は補正しても規定に合致しない場合、審査官は提出されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。

(3) 出願人が規定された期限内に実体審査請求書を提出しない場合、又は規定された期限内に実体審査費用を納付していないもしくは納付額が足りない場合、審査官は取り下げられたものとみなす通知書を発行しなければならない。

(4) 実体審査請求が規定に合致する場合、実体審査手続に移行する時に、審査官は発明専利出願実体審査段階移行通知書を発行しなければならない。

細則 52

### 6.5 早期公開声明

早期公開声明は発明専利出願のみに適用する。

出願人は早期公開声明の提出に当たっては、如何なる条件も付けてはならない。

早期公開声明が規定に合致しない場合、審査官は提出されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。規定に合致する場合、専利出願の初歩審査に合格した後に、直ちに公開の準備に移行する。公開の準備を行った後に、出願人が早期公開声明の取下げを要求した場合、当該請求は提出されていないものとみなされ、出願書類は通常どおりに公開される。

法 32

### 6.6 専利出願の取下げ声明

細則 41

専利権が付与される前は、出願人はいつでも自身の専利出願の取下げを自発的に要求することができる。出願人が専利出願を取り下げる場合、専利出願の取下げ声明を提出するとともに、出願人全員が署名又は捺印した、専利出願の取下げに同意する旨の証明資料を添付するか、又は出願人全員が署名又は捺印した専利出願の取下げ声明のみを提出しなければならない。専利代理機構に委任している場合、専利出願の取下げ手続は専利代理機構が行い、かつ出願人全員が署名又は捺印した、専利出願の取下げに同意する旨の証明資料を添付するか、又は出願人全員が署名又は捺印した専利出願の取下げ声明のみを提出しなければならない。

専利出願の取下げに当たっては、如何なる条件も付けてはならない。

専利出願の取下げ声明が規定に合致しない場合、審査官は提出されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。規定に合致する場合、審査官は手続合格通知書を発行しなければならない。専利出願の取下げの発効日は手続合格通知書の発行日である。公開された発明専利出願についてはさらに、専利公報で公告しなければならない。出願人が正当な理由なくして、専利出願の取下げ声明の取消を要求してはならない。但し、専利権の真の保有者以外の者が、専利出願の取下げを悪意で要求した後に、専利権の真の保有者（効力を生じる法的文書を提供してこれを証明しなければならない）が専利出願の取下げ声明の取消を要求することができる。

専利出願の取下げ声明が、専利出願の公開準備段階の移行後に提出された場合、出願書類は通常どおりに公開又は公告されるが、審査手続は終止する。

### 6.7 書誌的事項の変更

書誌的事項（即ち書誌的項目）は、出願番号、出願日、発明創造の名称、分類番号、優先権事項（先行出願の出願番号、出願日と当初の受理機構の名称を含む）、出願人又は専利権者事項（出願人又は専利権者の氏名又は名称、国籍又は登録している国又は地区、住所、郵便番号、統一社会信用コード又は身分証明書番号を含む）、発明者の氏名、専利代理事項（専利代理機構の名称、機構コード、住所、郵便番号、専利代理人の氏名、免許証番号、連絡電話番号を含む）、連絡者事項（氏名、住所、郵便番号、連絡電話番号を含む）及び代表者などを含む。

そのうち人事関係の書誌的事項（出願人又は専利権者事項、発明者の氏名、専利



法 10 及び  
細則 146.2

代理事項、連絡者事項、代表者を指す)に変更がある場合、当事者は規定に従い書誌的事項変更手続を行わなければならない。その他の書誌的事項に変更がある場合、専利局は状況により、職権によって変更を行うことができる。

専利出願権(又は専利権)に譲渡又はその他の事由により移転が発生した場合、出願人(又は専利権者)は書誌的事項の変更の形式により、専利局に登録を行わなければならない。

### 6.7.1 書誌的事項変更手続

#### 6.7.1.1 書誌的事項変更登録申請書

書誌的事項変更手続をするには、書誌的事項変更登録申請書を提出しなければならない。一件の専利出願の複数の書誌的事項を同時に変更する場合、書誌的事項変更登録申請書を1部だけ出せばよい。一件の専利出願の同一の書誌的事項を連続して変更する場合、書誌的事項変更登録申請書を別々に提出しなければならないが、専利出願権(又は専利権)を連続で移転する場合、連続変更方式で処理を行ってはならない。複数の専利出願の同一の書誌的事項を変更し、かつ変更する内容が全く同じである場合、書誌的事項変更登録申請書を一括で提出することができる。

#### 6.7.1.2 書誌的項目変更費用

出願人が発明者及び/又は出願人(又は専利権者)の変更を請求する場合、書誌的項目変更費用、即ち書誌的事項変更手続費用を納付しなければならない。専利局が公開した専利費用徴収基準における書誌的項目変更費用とは、一件の専利出願で書誌的事項変更登録申請を一回行う費用を指す。一件の専利出願(又は専利)について、出願人は同一の書誌的事項に対して同時に連続して変更を行う場合、一回変更するごとに費用を納付する。出願人が一括の書誌的事項変更請求により出願人(又は専利権者)の氏名又は名称に変更を行いかつ専利の移転に関係しない場合、関連の規定に基づいて費用を納付する。

#### 6.7.1.3 書誌的項目変更費用の納付期限

書誌的項目変更費用は請求の提出から1か月以内に納付しなければならないが、別途の規定がある場合は除く。期限内に納付しない場合又は納付額が足りない場合、書誌的事項変更登録申請が提出されていないものとみなす。

#### 6.7.1.4 書誌的事項変更手続を行う者

専利代理機構に委任していない場合、書誌的事項変更手続は出願人(又は専利権者)又はその代表者が行わなければならない。専利代理機構に委任している場合、専利代理機構が行わなければならない。権利の移転による変更は、新たな権利者が行うことができる。新たな権利者が代理機構に委任している場合、委任した専利代理機構が行わなければならない。

## 6.7.2 書誌的事項変更証明書類

### 6.7.2.1 出願人（又は専利権者）の氏名又は名称の変更

出願人（又は専利権者）が氏名又は名称の変更を請求する場合、身分証明書番号又は統一社会信用コードを提示しなければならない。身分証明書番号又は統一社会信用コードを提示できない場合、又は審査によって得られた情報が不正確である場合、以下の証明書類を提示する必要がある。

(1) 個人が氏名変更のために変更請求を提出する場合、戸籍管理部門が発行した証明書類を提出しなければならない。

(2) 個人が誤記のために変更請求を提出する場合、本人が署名又は捺印した声明及び本人の身分証明書類を提供しなければならない。

(3) 企業法人が名称変更のために変更請求を提出する場合、工商行政管理部門が発行した証明書類を提出しなければならない。

(4) 事業機構法人、社会团体法人が名称変更のために変更請求を提出する場合、登録管理部門が発行した証明書類を提出しなければならない。

(5) 機関法人が名称変更のために変更請求を提出する場合、上級主管部門が発行した証明書類を提出しなければならない。

(6) その他の組織が名称変更のために変更請求を提出する場合、登録管理部門が発行した証明書類を提出しなければならない。

(7) 外国人、外国企業又は外国のその他の組織が名称変更のために変更請求を提出する場合、前述の各規定に基づき、対応する証明書類を提出しなければならない。

(8) 外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国語の訳名の変更のために変更請求を提出する場合、出願人（又は専利権者）の声明を提出しなければならない。

細則 15.1

### 6.7.2.2 専利出願権（又は専利権）の移転

(1) 出願人（又は専利権者）が権利の帰属をめぐる紛争による権利の移転の発生のために変更請求を提出する場合、紛争が協議によって解決されたのであれば、当事者全員が署名又は捺印した権利移転協議書を提出しなければならない。紛争が地方知産権管理部門による調停で解決された場合、当該部門が発行した調停書を提出しなければならない。

紛争が人民法院による調停、又は判決で確定された場合、効力を生じた人民法院による調停書又は判決書を提出しなければならない。第一審法院の判決について、判決書を受け取った後に、審査官はその他の当事者に通知し、上訴提起の有無を確認しなければならない。指定された期限内に当事者が応答しない場合又は上訴を明確に提起しない場合、当該判決書に基づき、変更しなければならない。上訴を提起する場合、当事者は上級人民法院が発行した証明書類を提出しなければならない。当初の人民法院の判決書は法的効力を生じない。紛争が仲裁機関による調停又は裁決を受けて確定された場合、仲裁調停書又は仲裁裁決書を提出しなければならない。

(2) 出願人（又は専利権者）が権利の譲渡又は贈与による権利の移転の発生のために変更請求を提出する場合、双方が署名又は捺印した譲渡又は贈与契約を提出しな

なければならない。必要な場合、例えば当事者が専利出願権（又は専利権）譲渡又は贈与に対して異議を唱える場合、当事者が専利出願権（又は専利権）移転手続きを行い、複数回提出した証明書類が相互に矛盾している場合、移転又は贈与協議において出願人又は専利権者の署名又は印章が案件に記載の署名又は印章と一致しない場合は主体資格証明も提出しなければならない。当該契約が機構により締結したものである場合、機構の公印又は契約専用印を押捺しなければならない。公民が契約を締結した場合、本人が署名又は捺印しなければならない。複数の出願人（又は専利権者）がいる場合、権利者全員が譲渡又は贈与に同意する旨の証明資料を提出しなければならない。

(3) 専利出願権（又は専利権）の譲渡（又は贈与）が外国人、外国企業又は外国のその他の組織に係るものである場合、以下の規定に合致しなければならない。

(i) 譲渡側、譲受側の双方とも外国人、外国企業又は外国のその他の組織である場合、双方が署名又は捺印した譲渡契約を提出しなければならない。

法 10

(ii) 発明又は実用新案専利出願（又は専利）について、譲渡側が中国本土の個人又は機構であり、譲受側が外国人、外国企業又は外国のその他の組織である場合、国務院商務主管部門が発行した「技術輸出許可証」又は「技術輸出契約登録証」、又は地方商務主管部門が発行した「技術輸出契約登録証」、及び双方が署名又は捺印した譲渡契約を提出しなければならない。

(iii) 譲渡側が外国人、外国企業又は外国のその他の組織であり、譲受側が中国本土の個人又は機構である場合、双方が署名又は捺印した譲渡契約を提出しなければならない。

中国本土の個人又は機構と外国企業又は外国のその他の組織が共同譲渡側となり、譲受側が外国人、外国企業又は外国のその他の組織である場合、本号 (ii) の規定を適用して処理する。中国本土の個人又は機構と外国人、外国企業又は外国のその他の組織が共同譲受側となり、譲渡側が外国人、外国企業又は外国のその他の組織である場合、本号 (iii) の規定を適用して処理する。

中国本土の個人又は機構と香港、マカオ又は台湾地区の個人、企業又はその他の組織が共同譲渡側となり、譲受側が外国人、外国企業又は外国のその他の組織である場合、本号 (ii) の規定に従って処理する。中国本土の個人又は機構と香港、マカオ又は台湾地区の個人、企業又はその他の組織が共同譲受側となり、譲渡側が外国人、外国企業又は外国のその他の組織である場合、本号 (iii) の規定に従って処理する。

譲渡側が中国本土の個人又は機構であり、譲受側が香港、マカオ又は台湾地区の個人、企業又はその他の組織である場合、本号 (ii) の規定に従って処理する。

(4) 出願人（又は専利権者）が機構であり、合併、分割、登録抹消又は組織形式の改変のために変更請求を提出する場合、登録管理部門が発行した証明書類を提出しなければならない。

(5) 出願人（又は専利権者）が相続のために変更請求を提出する場合、当事者が唯一の合法的な相続者であること又は当事者が法定相続者全員を含んでいることが公証された証明書類を提出しなければならない。別途の明確な規定がある場合を

除き、共同相続者は専利出願権（専利権）を共同で継承しなければならない。

(6) 専利出願権（又は専利権）の競売のために変更請求を提出する場合、法的効力のある証明書類を提出しなければならない。

(7) 専利権抵当期間の専利権の移転は、変更に必要な証明書類のほか、抵当の双方当事者が変更合意する旨の証明書類も提出しなければならない。

細則 146.2

### 6.7.2.3 発明者の変更

(1) 発明者の氏名変更のために変更請求を提出する場合、戸籍管理部門が発行した証明書類を提出しなければならない。

(2) 発明者の氏名表記の誤記のために変更請求を提出する場合、本人が署名又は捺印した声明及び本人の身分証明書類を提出しなければならない。

(3) 発明者の記入漏れ又は誤記のために変更請求を提出する場合、通知書を受理した日から1か月以内に提出を行い、出願人（又は専利権者）全員と変更前後の発明者全員が署名又は捺印した証明書類を提出しなければならず、それに変更の原因を明記し、かつ専利法実施細則第14条の規定に基づいて変更を確認した後の発明者が本発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献を行ったメンバー全員であるということを声明しなければならない。

(4) 発明者の資格をめぐる紛争により変更請求を提出する場合、本章第6.7.2.2節第(1)号の規定に従う。

(5) 中国語の訳名の変更のために変更請求を提出する場合、発明者の声明を提出しなければならない。

細則 146.2

### 6.7.2.4 専利代理機構及び代理人の変更

(1) 専利代理機構に名称変更、住所変更がある場合、まず国家知識産権局主管部門で届出の登録変更手続を行い、登録変更手続が発効した後に、専利局がその代理している全ての有効な専利出願及び専利に対して統一した変更処理を行わなければならない。専利代理人の変更は専利代理機構が個別変更手続を行わなければならない。

(2) 委任の解除又は委任の辞任の手続を行う場合、当事者に事前通知しなければならない。

委任の解除時に、出願人（又は専利権者）は書誌的事項変更登録申請書を提出し、かつ出願人（又は専利権者）全員が署名又は捺印した解除書を添付するか、又は出願人（又は専利権者）全員が署名又は捺印した書誌的事項変更登録申請書のみを提出しなければならない。

委任の辞任時に、専利代理機構は書誌的事項変更登録申請書を提出し、かつ出願人（又は専利権者）又はその代表者が署名又は捺印した委任辞任合意声明を添付するか、又は専利代理機構が捺印した出願人（又は専利権者）通知済み声明を添付しなければならない。

変更手続が発効する（即ち手続合格通知書を発行する）前は、当初の専利代理委任関係は依然として有効であり、かつ専利代理機構が出願人（又は専利権者）のた

めに既に行った各種事務は変更手続が発効した後も引き続き有効である。変更手続が規定に合致しない場合、審査官は変更手続を行う当事者に、提出されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。変更手続が規定に合致する場合、審査官は当事者に手続合格通知書を発行しなければならない。

筆頭出願人が中国本土に常時居住地又は営業所のない外国出願人である専利出願に対して、委任の解除又は委任の辞任の手続を行う場合、出願人（又は専利権者）は新たな専利代理機構に同時に委任しなければならない、そうしなければ、審査官は委任の解除又は委任の辞任の手続を行わず、提出されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。

筆頭出願人が中国本土に常時居住地又は営業所のない香港、マカオ又は台湾地区の出願人である専利出願に対して、委任の解除又は委任の辞任の手続を行う時に、出願人（又は専利権者）は新たな専利代理機構に同時に委任しなければならない、そうしなければ、審査官は委任の解除又は委任の辞任の手続を行わず、提出されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。

(3) 出願人（又は専利権者）が専利代理機構を変更する場合、出願人（又は専利権者）全員が署名又は捺印した当初の専利代理機構に対する委任解除声明及び新たな専利代理機構に対する委任状を提出しなければならない。

(4) 専利出願権（又は専利権）が移転されて、変更後の出願人（又は専利権者）が新たな専利代理機構に委任する場合、変更後の出願人（又は専利権者）全員が署名又は捺印した委任状を提出しなければならない。変更後の出願人（又は専利権者）が当初の専利代理機構に委任する場合、新規追加となった出願人（又は専利権者）が署名又は捺印した委任状のみを提出すればよい。

細則 146.2

#### 6.7.2.5 出願人（又は専利権者）の国籍変更

出願人（又は専利権者）が国籍を変更する場合、身分証明書類を提出しなければならない。

細則 147

#### 6.7.2.6 証明書類の形式に対する要求

(1) 提出された各種の証明書類には、出願番号（又は専利番号）、発明創造の名称及び出願人（又は専利権者）の氏名又は名称を明記しなければならない。

(2) 一つの証明書類は一回の書誌的事項変更の請求のみに対応し、同一の表記に連続した変更が生じる場合、証明書類を別々に提出しなければならない。

(3) 各種の証明書類は原本でなければならない。証明書類が複製物である場合、公証を受けているものか、又は証明書類を発行した主管部門が公印を押捺したものでなければならない（原本が専利局に届け出されて確認されているものを除く）。外国で作成された証明書類が複製物である場合、公証を受けなければならない。

#### 6.7.3 書誌的事項変更手続の審査及び認可

審査官は当事者が提出した書誌的事項変更登録申請書と添付された証明書類に基づいて審査を行わなければならない。書誌的事項変更登録申請手続が規定に合致

しない場合、変更手続を行う当事者に、提出されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。書誌的事項変更登録申請手続が規定に合致する場合、関連当事者に手続合格通知書を発行し、書誌的事項変更前後の状況を通知しなければならない。公開しなければならない場合には、公開を行う予定の刊行物番号も同時に通知しなければならない。

書誌的事項変更が権利の移転に係る場合、手続合格通知書は双方当事者に発行しなければならない。一回で提出した出願人（又は専利権者）が数回の変更に係る場合、手続合格通知書は変更前の出願人（又は専利権者）及び変更した最後の出願人（又は専利権者）に発行しなければならない。手続合格通知書における出願人（又は専利権者）について、変更後の出願人（又は専利権者）を記載しなければならない。専利代理機構の変更に係る場合、手続合格通知書は変更前と変更後の専利代理機構に発行しなければならない。これと同時に、審査官は以下のように処理しなければならない。

(1) 費用の減免を受けることに関わっている場合

(i) 出願人（又は専利権者）が全部変更され、変更後の出願人（又は専利権者）が費用減免請求を提出していない場合、これ以降の費用の減免は行わず、審査官はデータベースにある費用減免マークを修正し、かつ出願人（又は専利権者）に通知しなければならない。

(ii) 変更後の出願人（又は専利権者）が増加し、新規に増加した出願人（又は専利権者）が費用減免請求を提出していない場合、これ以降の費用の減免は行わず、審査官はデータベースにある費用減免マークを修正し、出願人（又は専利権者）に通知しなければならない。

(iii) 変更後の出願人（又は専利権者）が減少し、出願人（又は専利権者）が費用減免請求を提出していない場合、費用減免基準は変わらない。変更後の出願人（又は専利権者）は専利費用減免法に基づき、改めて費用減免請求手続を行うことができる。

(2) 変更前の出願人（又は専利権者）が連絡者を記載しており、変更後の出願人（又は専利権者）が当初の連絡者を自身の連絡者として指定しない場合、審査官はデータベースから変更前の出願人（又は専利権者）に指定された連絡者の情報を削除しなければならない。

(3) 専利代理機構への委任に係わり、変更後の出願人（又は専利権者）が専利代理機構に委任していない場合、審査官はデータベースから変更前の出願人（又は専利権者）が委任していた専利代理機構の情報を削除しなければならない。

(4) 規定に基づいて専利公報において変更状況、例えば、専利権者の変更などを公告しなければならない場合は、書誌的事項変更前後の状況を公告しなければならない。

(5) 専利代理機構の名称、住所を変更する場合、及び専利代理条例に基づいて専利代理機構を取り消す場合、以下のように処理しなければならない。

(i) 専利代理機構の集団での書誌的事項変更及び専利代理機構の取消のために統一的な処理が必要な場合、データベースの中の関連する書誌的事項を統一的に修正

する。

(ii) 取り消された専利代理機構の専利出願（又は専利）の出願人（又は専利権者）が中国本土の個人又は機構である場合、公告取消の日から、筆頭出願人（又は専利権者）を専利出願の代表者とみなすが、別途声明がある場合は除く。出願人（又は専利権者）は他の専利代理機構に改めて委任することもできる。

法 10.3

#### 6.7.4 書誌的事項変更の効力の発生

(1) 書誌的事項変更手続は専利局による変更手続合格通知書の発行日から発効する。専利出願権（又は専利権）の移転は登録日から発効し、登録日とは前述の手続合格通知書の発行日である。専利権の移転に係る書誌的事項変更手続の審査及び認可の期限は一般的に1か月を超えない。

(2) 書誌的事項変更手続が発効する前に、専利局が発行した通知書及び専利公開又は公告準備段階に既に移行した関連事項は、変更前のものを基準とする。

#### 6.7.5 信義誠実の原則

信義誠実の原則に反する関連手続について、例えば虚偽の証明資料を提供した場合、審査官は提出されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。承認を得ていれば、法律に基づいて取り消す。

細則 50

### 7. 顕著な実質的欠陥に対する審査

#### 7.1 専利法第2条第2項に基づく審査

専利法第2条第2項の規定に基づき、専利法でいう発明とは、製品、方法又はその改良に対して提示される新たな技術的解決手段を指す。

初歩審査において、出願書類に「発明」の一部の技術的特徴が記載されている場合、審査官は当該技術的解決手段が完全なものであるかどうかを判断しなくてもよく、当該技術的解決手段が実施できるものかどうかも判断しなくてもよい。但し、出願書類にいくつかの技術指標、利点と効果が記載されているだけで、技術的課題を解決するための技術的解決手段について何の記載もなく、ひいては技術的内容について何の説明もない場合、審査官は審査意見通知書を発行し、指定された期限内に意見の陳述又は補正を行うよう出願人に通知しなければならない。出願人が指定された期限内に応答しない場合、審査官は取り下げられたものとみなす通知書を発行しなければならない。出願人が意見陳述又は補正を行っても規定に合致しない場合、審査官は拒絶査定を下すことができる。

#### 7.2 専利法第5条に基づく審査

専利法第5条の規定に基づき、法律、公序良俗に違反するか、又は公共利益を妨げる発明創造、及び法律、行政法規の規定に違反した上で遺伝資源を獲得又は利用し、かつ当該遺伝資源に依存して完成された発明創造には、専利権を付与しない。

初歩審査において、審査官は本指南第二部分第一章第3節の規定に基づき、専利

出願に係る発明が法律に明らかに違反しているかどうか、公序良俗に明らかに違反しているかどうか、公共利益を明らかに妨げているかという三つの面について審査しなければならない。遺伝資源に依存して完成された発明創造については、遺伝資源の獲得又は利用が法律と行政法規の規定に明らかに違反しているかどうかを審査しなければならない。審査官が、専利出願の全部の内容又は一部の内容が前述の面のいずれかに当たると判断した場合、例えば、出願人が「麻薬吸入用ツール」、「賭博用ツール及びその使用方法」という出願又はそれに類似した出願を提出した場合、審査官は審査意見通知書を発行し、理由を説明して、指定された期限内に意見の陳述を行うか、又は対応する部分を削除するように出願人に通知しなければならない。出願人が陳述した理由が、当該出願が専利法第 5 条に規定された範囲に属さないことを十分に説明していない場合、又は対応する部分の削除を十分な理由なく拒否する場合、拒絶決定を下さなければならない。出願人が審査官の意見に従って対応する部分を削除する際は、文章の前後関係の内容の一貫性のために必要な文字を追加することが許容される。

細則 10

前述の専利法第 5 条に違反する発明創造は、その実施が単に法的に禁じられる発明創造を含まない。

### 7.3 専利法第 19 条第 1 項に基づく審査

専利法第 19 条第 1 項の規定に基づき、出願人が中国で完成した発明を外国で専利出願する場合には、事前に専利局に報告し、秘密保持審査を受けなければならない。

専利法実施細則第 8 条第 1 項の規定に基づき、中国で完成した発明とは、技術的解決手段の実質的内容が中国国内で完成した発明をいう。

初歩審査において、出願人が前述の規定に違反して外国で専利出願していると判断した理由が審査官にある場合、国内で同じ発明について提出された専利出願に対して、審査意見通知書を出さなければならない。出願人が陳述した理由が、当該出願が前述の状況に属さないことを説明するのに不十分である場合、審査官は専利法第 19 条第 1 項に合致しないことを理由に、専利法第 19 条第 4 項と専利法実施細則第 50 条の規定に基づき、拒絶査定を下すことができる。

### 7.4 専利法第 25 条に基づく審査

専利法第 25 条の規定に基づき、以下の各号には専利権を付与しない。

- (1) 科学上の発見。
- (2) 知的活動の規則と方法。
- (3) 疾病の診断と治療方法。
- (4) 動物と植物の品種。
- (5) 原子核変換方法を用いて取得した物質。

前述 (4) 号に記載した製品の生産方法は、専利法の規定に基づき、専利権を付与することができる。

初歩審査において、審査官は本指南第二部分第一章第 4 節の規定に従い、専利出



願する発明が専利法第 25 条に規定された専利権を付与しない客体に明らかに属するものかどうかを審査しなければならない。審査官は専利出願の全部の内容が専利法第 25 条に記載された状況のいずれかに当たると判断した場合、例えば、出願人が「新しく発見された小惑星」、「人体疾病の診断方法」という出願又はそれに類似した出願を提出した場合、審査官は審査意見通知書を出し、理由を説明し、指定された期限内に意見陳述を行うよう、出願人に通知しなければならない。出願人が陳述した理由が、当該出願が前述の状況のいずれかに属さないことを説明するには不十分である場合、審査官は拒絶査定を下すことができる。審査官が専利出願の一部の内容が前述の状況のいずれかに当たると判断したものの、当該出願から切り離せない場合には、初歩審査では処理せずに、実体審査で処理するように保留しておく。

### 7.5 専利法第 31 条第 1 項に基づく審査

専利法第 31 条第 1 項の規定に基づき、一件の発明専利出願は一つの発明に限定され、一つの総体的な発明構想に属する二つ以上の発明は一件の出願として提出することができる。

細則 48.2

初歩審査において、一件の専利出願に二つ以上の全く関連していない発明が含まれている場合に限って、審査官は審査意見通知書を発行し、専利出願を補正して単一性の規定に合致させるよう出願人に通知しなければならない。出願人が正当な理由なく当該出願の補正を拒否する場合、審査官は拒絶査定を下すことができる。

### 7.6 専利法第 33 条に基づく審査

専利法第 33 条の規定に基づき、出願人はその専利出願書類に対して補正を行うことができる。但し、専利出願書類に対する補正は当初の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えてはならない。

初歩審査において、審査官が審査意見通知書を発行し、出願人に書類の補正を要求した場合に限って、出願人がそれについて行った補正が当初の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を明らかに超えているかどうかを審査しなければならない。補正が明らかに範囲を超えている場合、例えば、出願人がデータの補正又は数値の範囲の拡大を行うか、又は当初の明細書に対応する文字記載のない技術的解決手段の請求項を追加するか、又は当初の明細書もしくは請求項に記載されていない一頁以上の発明の実質的内容を追加している場合、審査官は審査意見通知書を発行し、当該補正が専利法第 33 条の規定に合致しないことを出願人に通知しなければならない。出願人が意見陳述又は補正を行っても規定に合致しない場合、審査官は拒絶査定を下すことができる。

初歩審査手続において、出願人が専利法実施細則第 57 条の規定に基づき、自発的に補正した書類を提出している場合、審査官は補正書に対して形式審査を行うほか、自発的補正の提出タイミングが専利法実施細則第 57 条の規定に合致するかどうかのみ確認しなければならない。規定に合致する場合、合格の旨の処理意見を作成して保管する。規定に合致しない場合、実体審査の参考のための処理意見を作成して保管する。自発的補正書類の内容を審査せずに、実体審査の際に処理するよう

に保留しておく。

### 7.7 専利法実施細則第 20 条に基づく審査

明細書において、技術に関連のない言葉を使ってはならず、商業的な宣伝用語及び他人又は他人の製品を貶めるもしくは誹謗する言葉も使ってはならない。但し、背景技術に技術的課題が存在することを客観的に指摘するのは貶める行為とみなしてはならない。明細書には発明の技術的内容を記載しなければならない。説明細書が前述の規定に明らかに合致しない場合、審査官は審査意見通知書を発行し、理由を説明し、指定された期限内に意見の陳述又は補正を行うよう出願人に通知しなければならない。出願人が指定された期限内に応答しない場合、審査官は取り下げられたものとみなす通知書を発行しなければならない。出願人が意見の陳述又は補正を行っても規定に合致しない場合、審査官は拒絶査定を下すことができる。

初歩審査において、明細書に発明の一部の技術的特徴が記載され、かつ形式的に本章第 4.2 節の規定に合致していれば、その他の実質的な問題を審査せずに、実体審査で処理するよう保留しておく。

### 7.8 専利法実施細則第 22 条に基づく審査

請求の範囲には発明の技術的特徴を記載しなければならない。

請求の範囲には、例えば「当該専利の生産、販売権の保護を請求する」などのような、技術的解決手段の内容に関連しない言葉を使ってはならず、商業的な宣伝用語を使用してはならず、他人又は他人の製品を貶める言葉も使ってもならない。

初歩審査において、請求の範囲が前述の規定に明らかに合致しない場合、審査官は審査意見通知書を発行し、理由を説明し、指定された期限内に意見の陳述、又は補正を行うよう出願人に通知しなければならない。出願人が指定された期限内に応答しない場合、審査官は取り下げられたものとみなす通知書を発行しなければならない。出願人が意見の陳述又は補正を行っても規定に合致しない場合、審査官は拒絶査定を下すことができる。

### 7.9 専利法実施細則第 11 条に基づく審査

発明専利出願が専利法実施細則第 11 条の規定に合致するかどうかについての審査は、『専利出願行為の規範化に関する規定』を適用する。

## 8. 職権による訂正

専利法実施細則第 57 条第 4 項の規定に基づき、発明専利出願書類の中の文字又は記号の明らかな誤りについて、審査官は初歩審査で合格になる前に職権により訂正を行い、出願人に通知することができる。職権による訂正によく見られる状況を以下に挙げる。

(1) 願書：出願人の住所又は連絡者の住所における記載漏れ、誤記又は重複して記載した省（自治区、直轄市）、市、郵便番号などの情報を訂正する。

(2) 請求の範囲と明細書：明らかな文字の誤りと句読点の誤りを訂正し、明らか

な文書編集時の誤りを訂正し、明らかに余計な情報を削除する。但し、当初の出願書類の記載範囲を改変する可能性のある訂正は、職権による訂正の範囲に属さない。

(3) 要約：明らかに抜けていた内容を追加し、明らかな文字の誤りと句読点の誤りを訂正し、明らかに余計な情報を削除し、要約の添付図面を指定する。

## 第二章 実用新案専利出願の初歩審査

### 1. 序文

専利法第3条と第40条の規定に基づき、専利局が実用新案専利出願を受理及び審査し、初歩審査を行っても拒絶の理由が見当たらない場合、実用新案専利権を付与する決定を下し、対応する専利証書を発行すると同時に、登録及び公告を行う。実用新案専利出願の初歩審査は、実用新案専利出願を受理した後、専利権を付与する前の必要な手続である。

細則 50.1

実用新案専利出願の初歩審査の範囲は以下のとおりである。

(1) 出願書類の形式審査は、専利出願が専利法第26条に規定された出願書類を含んでいるかどうか、及びこれらの書類が専利法実施細則第2条、第3条、第19条～26条、第45条、第46条、第48条、第49条第2項と第3項、第57条、第58条、第146条の規定に合致するかどうかということを含む。

(2) 出願書類の顕著な実質的欠陥の審査は、専利出願が専利法第5条、第25条に規定された状況に明らかに該当するかどうか、専利法第17条、18条第1項、第19条第1項又は専利法実施細則第11条の規定に合致しないかどうか、専利法第2条第3項、第22条、第26条第3項又は第4項、第31条第1項、第33条又は専利法実施細則第20条～25条、第49条第1項の規定に明らかに合致しないかどうか、専利法第9条の規定に基づく専利権を取得できないかどうかということを含む。

(3) その他の書類の形式審査は、専利出願に関連するその他の手続と書類が専利法第10条第2項、第24条、第29条、第30条及び専利法実施細則第2条、第3条、第6条、第17条、第18条、第33条、第34条第1項～第3項、第35条、第36条、第37条、第38条、第41条、第51条、第103条、第117条、第146条の規定に合致するかどうかということを含む。

(4) 関連費用の審査は、専利出願が専利法実施細則第110条、第112条、第116条の規定に従い、関連費用を納付しているかどうかということを含む。

### 2. 審査の原則

初歩審査の手続において、審査官は下記の審査原則に従わなければならない。

#### (1) 秘密保持の原則

審査官は専利出願の審査及び認可手続において、秘密保持規定に基づき、未公開・未公告の専利出願書類及び専利出願に関するその他の内容、及びその他開示に適しない情報に対して秘密保持の責任を負う。

#### (2) 書面審査の原則

審査官は、出願人が提出した書面書類に基づいて審査を行い、審査意見（補正通知を含む）と審査結果を書面方式で出願人に通知しなければならない。初歩審査手続において、原則的に、面談を行わない。

#### (3) 聴聞の原則

審査官は拒絶査定を下す前に、拒絶の根拠となる事実、理由及び証拠を出願人に

通知し、意見陳述及び/又は出願書類の補正を行う機会を最低一回、出願人に供与しなければならない。審査官が拒絶査定を下す際の、拒絶査定の根拠となる事実、理由及び証拠は、出願人に通知してあるものでなければならず、新たな事実、理由及び/又は証拠を含めてはならない。

(4) 手続省略の原則

規定に合致することを前提に、審査官は審査効率を可能な限り高めて、審査プロセスを短縮しなければならない。補正により解消できる欠陥のある出願について、審査官は全面審査を実施し、可能な限り一回の補正通知書において全ての欠陥を指摘しなければならない。補正により解消できない実質的欠陥がある出願について、審査官は出願書類とその他の書類の形式上の欠陥を審査せずに、審査意見通知書において実質的欠陥の指摘のみを行うことができる。出願書類における欠陥がいずれも職権による訂正により解消できる出願について、審査官は補正通知書を発行しなくてもよい。

前述の原則に従うほか、審査官は提出されていないものとみなす、取り下げられたものとみなす、拒絶するなどの処分決定を下すと同時に、開始できる後続手続を出願人に告知しなければならない。

3. 審査手続

法 40

3.1 専利権付与通知

初歩審査を行っても拒絶の理由が見当たらない実用新案専利出願について、審査官は実用新案専利権付与通知を発行しなければならない。専利権を付与できる実用新案専利出願は、補正の必要なく初歩審査の要件に合致する専利出願、及び補正を行うことで初歩審査の要件に合致する専利出願を含む。

専利権付与通知書は、受取人情報、書誌的事項のほか、授權の根拠とした文書と実用新案の名称を明記しなければならない。審査官が職権による訂正を行った場合、職権による訂正の内容も明記しなければならない。

3.2 出願書類の補正

初歩審査において、出願書類に、補正により解消できる欠陥のある専利出願に対して、審査官は全面審査を行い、補正通知書を発行しなければならない。

補正通知書は受取人情報、書誌的事項のほか、以下の内容を含まなければならない。

- (1) 補正通知書の対象となるのが、出願人がいつ提出した何の文書であるかを指摘する。
- (2) 出願書類に存在する欠陥を明確かつ具体的に指摘するとともに、それが専利法及びその実施細則の関連条項に合致しないことを指摘する。
- (3) 出願人が審査官の意図を理解できるようにするために、審査官の方向性のある見解及び可能性のある提案を明確かつ具体的に説明する。
- (4) 出願人が補正通知書に応答する期限を指定する。

(5) 出願人に補正時の書類の種類を提示する。

### 3.3 顕著な実質的欠陥に対する処理

初歩審査において、審査官が出願書類に、補正方式により解消できない顕著な実質的欠陥が存在すると判断した場合、審査意見通知書を発行しなければならない。

審査意見通知書は受取人情報、書誌的事項のほか、以下の内容を含まなければならない。

(1) 審査通知書の対象となるのが、出願人がいつ提出した何の文書であるかを指摘する。

(2) 出願書類に存在する欠陥を明確かつ具体的に指摘するとともに、それが専利法及びその実施細則の関連条項に合致しないことを指摘し、出願書類に顕著な実質的欠陥が存在するという事実について、必要な場合に関連証拠を基礎として分析も行わなければならない。

(3) 審査官が専利法及びその実施細則の関連規定に基づいて専利出願を拒絶する旨の方向性のある見解を説明する。

(4) 出願人が審査意見通知書に応答する期限を指定する。

### 3.4 通知書に対する応答

出願人は補正通知書又は審査意見通知書を受け取った後に、指定期限内に補正又は意見陳述を行わなければならない。出願人が専利出願を補正する場合、補正書及び対応する補正書類の差し替え頁を提出しなければならない。出願書類に対する補正は、通知書で指摘された欠陥に対して行わなければならない。補正内容は出願日に提出された明細書及び請求の範囲の記載範囲を超えてはならない。

期限が満了しても出願人が応答しない場合、審査官は状況により、取り下げられたものとみなす通知書又はその他の通知書を発行しなければならない。出願人が正当な理由のため指定された期限内に応答できない場合、期限延長請求を行うことができる。期限延長請求に関する処理は、本指南第五部分第七章第4節の規定を適用する。

不可抗力的な事由又はその他の正当な理由のため期限に遅れたことにより専利出願が取り下げたものとみなされた場合、出願人は規定された期限内に専利局に権利回復請求を行うことができる。権利回復請求に関する処理は、本指南第五部分第七章第6節の規定を適用する。

### 3.5 出願の拒絶

#### 3.5.1 拒絶の条件

出願書類に、補正の方式によって解消できないと審査官が判断した顕著な実質的欠陥が存在しており、審査官が意見通知書を発行した後に、指定された期限内に出願人が説得力のある意見陳述及び/又は証拠を提出しておらず、通知書で指摘された欠陥に対して補正も行っておらず、例えば誤字の変更又は記述方式の変更しか行

っていない場合には、審査官は拒絶査定を下すことができる。通知書で指摘された欠陥を補正しても指摘された欠陥が依然として存在している場合も、出願人に意見陳述及び/又は文書の補正の機会を再び供与しなければならない。その後再び同一種類の欠陥の補正を行った場合について、補正後の出願書類に、出願人に通知していた欠陥が依然として存在しているのであれば、審査官は拒絶査定を下すことができる。

出願書類に、補正方式により解消できる欠陥が存在しており、審査官が当該欠陥に対して補正通知書を二回発行しており、かつ指定された期限内に出願人が意見陳述又は補正を行ってもそれがまだなくなっていない場合、審査官は拒絶査定を下すことができる。

### 3.5.2 拒絶査定の本文

拒絶査定の本文は、経緯、拒絶の理由及び決定の三つの部分の内容を含む。

(1) 経緯の部分では、拒絶査定の対象となる出願書類を明記するとともに、拒絶される出願の審査プロセスを簡潔に記載しなければならない。

(2) 拒絶の理由の部分では、拒絶査定の根拠とした事実、理由、証拠を詳細に論述しなければならない。特に以下の各要件に注意しなければならない。

(i) 法律条項を正確に採用する。専利法及びその実施細則の異なる条項に同時に基づいて専利出願を拒絶することができる場合、その中の最も適切で、主導的な位置づけにある条項を拒絶の主な法的根拠とするとともに、出願に存在するその他の実質的欠陥を簡潔に指摘しなければならない。拒絶の法的根拠は専利法実施細則第50条に記載された法律条項に含まれていなければならない。

(ii) 説得力のある事実、理由及び証拠を拒絶の根拠とし、かつこれらの事実、理由及び証拠についての聴聞が、拒絶の条件に合致するものである。

(iii) 数回にわたって補正しても欠陥が依然として存在するために専利出願を拒絶する場合、当該欠陥に対し既に二回又は二回以上の補正通知書を発行しており、かつ最新の補正書類に当該欠陥が依然として存在していることを明確に指摘しなければならない。

(iv) 専利法第2条第3項、第5条、第9条、第19条第1項、第22条、第25条、第26条第3項又は第4項、第31条第1項、第33条又は専利法実施細則第11条、第23条、第49条第1項を理由に専利出願を拒絶する場合、出願書類における顕著な実質的欠陥に対し分析を行わなければならない。

審査官は拒絶の理由の部分で出願人の弁明意見について簡潔なコメントをしなければならない。

(3) 決定の部分で、当該専利出願が専利法及びその実施細則に合致しない対応条項を明示するとともに、専利法実施細則第50条第2項の規定に基づいて当該専利出願を拒絶するという結論を下さなければならない。

### 3.6 前置審査と復審後の処理

専利法及びその実施細則の規定に合致しないため、専利出願が拒絶され、出願人が拒絶査定を不服とする場合、規定された期限内に専利復審委員会に復審請求を行うことができる。復審請求の前置審査及び復審後の処理については、本指南第二部分第八章第8節の規定を参照する。

## 4. その他の書類と関係手続の審査

### 4.1 専利代理機構への委任

本部分第一章第6.1節の規定を適用する。

### 4.2 優先権主張

本部分第一章第6.2節の規定を適用する。

### 4.3 新規性喪失の例外となる公開

本部分第一章第6.3節の規定を適用する。

### 4.4 専利出願の取下げ声明

本部分第一章第6.6節の規定を適用する。

### 4.5 書誌的事項の変更

本部分第一章第6.7節の規定を適用する。

## 5. 専利法第5条、第25条及び専利法実施細則第11条に基づく審査

実用新案専利出願が専利法第5条、第25条に規定された専利権を付与しない出願に明らかに当たるかどうかについての審査は、本指南第二部分第一章第3節及び第4節の規定を参照する。

実用新案専利出願が専利法実施細則第11条の規定に合致するかどうかについての審査は、『専利出願行為の規範化に関する規定』を適用する。

## 6. 専利法第2条第3項に基づく審査

専利法第2条第3項の規定に基づき、専利法にいう実用新案とは、物品の形状、構造又はそれらの組み合わせについて提示される実用に適した新たな技術的解決手段を指す。これは専利保護を獲得できる実用新案に対する一般的な定義であり、新規性、創造性、実用性を判断する具体的な審査基準ではない。

### 6.1 実用新案専利は物品のみを保護する

専利法第2条第3項の規定に基づき、実用新案専利は物品のみを保護する。前述の製品とは、産業的な方法で製造され、確定した形状、構造を有し、一定の空間を



占める実体でなければならない。

すべての方法及び人的に製造されていない自然に存在する物品は、実用新案専利による保護の客体に該当しない。

前述の方法は、製品の製造方法、使用方法、通信方法、処理方法、コンピュータープログラム及び製品の特定用途への使用などを含む。

例えば、歯車の製造方法、作業室の集塵方法又はデータ処理方法、自然に存在する雨花石などは、実用新案専利による保護の客体に属さない。

一件の発明創造は、製品の形状、構造に対する改善を含むだけでなく、当該製品を生産するための専用方法、プロセス又は当該製品を構成する材料そのものなどについての改善を含む可能性もある。但し、実用新案専利は物品の形状、構造のみに対して提示される改善の技術的解決手段のみを保護する。

以下の事項について注意しなければならない。

(1) 請求項において既知の方法の名称を使って、物品の形状、構造を限定することができるが、方法の手順、プロセス条件などを含めてはならない。例えば、溶接、リベット締めなどの既知の方法の名称により各部品の間接関係を限定することは、方法そのものに対する改善に該当しない。

(2) 請求項に形状、構造の特徴が含まれるだけでなく、方法そのものに対する改善も含まれる場合、例えば、物品の製造方法、使用方法又はコンピュータープログラムを限定する技術的特徴を含む場合は、実用新案専利による保護の客体に該当しない。例えば、主体形状が円柱形で、端部が円錐形である木製爪楊枝であって、木製爪楊枝の加工成型の後に、医療用殺菌剤に5～20分間浸漬し、取り出してから乾燥させることを特徴とする木製爪楊枝。当該請求項には方法そのものに対する改善が含まれるため、実用新案専利による保護の客体に該当しない。

## 6.2 物品の形状及び/又は構造

専利法第2条第3項の規定に基づき、実用新案は物品の形状及び/又は構造に対して行われる改善でなければならない。

### 6.2.1 物品の形状

物品の形状とは、物品が持っており、外部から観察可能で確定的な空間上の形状を指す。

製品の形状に対する改善は、例えばカムの形状、カッターの形状に対する改善など、製品の三次元形態に対する改善であってもよく、例えば型材の断面形状に対する改善など、製品の二次元形態に対する改善であってもよい。

例えば気体、液体、粉末状、粒子状の物質又は材料など、確定的な形状のない物品の場合、その形状を実用新案物品の形状的特徴とすることはできない。

以下の事項について注意しなければならない。

(1) 生物の、又は自然に形成された形状を物品の形状的特徴としてはならない。例えば、鉢植えの植物が生長して形成された形状を物品の形状的特徴としてはなら

ず、自然に形成された築山の形状も物品の形状的特徴としてはならない。

(2) 置く、積み重ねるなどの方法で獲得した非確定的な形状を物品の形状的特徴としてはならない。

(3) 製品における特定の技術的特徴が確定的な形状を有しない物質、例えば、気体、液体、粉末状、粒子状の物質などであることは許容され、当該製品において当該製品の構造的特徴により制限されていればよく、例えば、温度計の形状的構造に対して提示される技術的解決手段に、確定的な形状を有しないアルコールを記入することは許容される。

(4) 物品の形状は、ある特定な状況において備わる確定的な空間上の形状であっても良い。例えば、新規な形状を有する氷のコップ、落下傘など。また例えば、内側鋼製リング、外側鋼製リング、バンドロープ、外側保護板及び防水複合紙などで構成される帯鋼の運送及び保管のための帯鋼包装ケースの場合、その各部分が技術的解決手段により確定された相互関係に基づいて帯鋼を包装することで確定的な空間上の形状を形成するものであれば、このような空間上の形状は任意性がなく、帯鋼包装ケースは実用新案専利による保護の客体に該当する。

### 6.2.2 物品の構造

物品の構造とは、物品の各構成要素の配置、組み合わせ及び相互関係を指す。物品の構造は機械的な構造であっても、回路的な構造であってもよい。機械的な構造とは、製品を構成する部品の相対的な位置関係、連結関係及び必要な機械結合関係などを指す。回路的な構造とは、製品を構成する部品の間の確定的な連結関係を指す。

複合層は物品の構造であると認めることができ、物品の浸炭層、酸化層などは複合層に該当する。

物質の分子構造、成分、金属組織構造などは実用新案専利により保護される物品の構造に該当しない。例えば、溶接棒のコーティングの成分のみを変更した溶接棒は実用新案専利による保護の客体に該当しない。

以下の事項について注意しなければならない。

(1) 請求項に既知の材料の名称が含まれていてもよく、即ち、先行技術における既知の材料を、形状、構造を備える製品に応用することができ、例えば、複合木製床板、プラスチックコップ、記憶合金で作製した心臓ステントなどは材料そのものに対する改善に属さない。

(2) 請求項に形状、構造的特徴が含まれるだけでなく、材料そのものに対する改善も含まれていれば、実用新案専利による保護の客体に該当しない。例えば、20%のA成分、40%のB成分及び40%のC成分で構成される菱形錠剤。材料そのものに対する改善が当該請求項に含まれるため、実用新案専利による保護の客体に該当しない。

### 6.3 技術的解決手段

専利法第2条第3項にいう技術的解決手段とは、解決しようとする技術的課題

に対して採用する自然法則を利用した技術的手段の集合を指す。技術的手段は通常、技術的特徴により具現するものである。

技術的手段を採用して技術的課題を解決することにより自然法則に合致する技術的効果を獲得していない思想は、実用新案専利による保護の客体に該当しない。

物品の形状及びその表面の模様、色彩又はそれらの組み合わせの新規な案は、技術的課題を解決していないのであれば、実用新案専利による保護の客体に該当しない。物品表面の文字、記号、図表又はそれらの組み合わせの新規な案は、実用新案専利による保護の客体に該当しない。例えば、キーの表面の文字、記号を変更しただけのコンピューター又はスマートフォン用キーボード、十二支の動物の形状を装飾とする缶切り、表面の模様のデザインのみを区別される特徴とする囲碁将棋類、古詩トランプなどのカード類。

## 7. 出願書類の審査

### 7.1 願書

本部分第一章第 4.1 節の規定を適用する。

### 7.2 明細書

初歩審査において、明細書が専利法第 26 条第 3 項及び専利法実施細則第 20 条第 1 項～第 3 項の規定に明らかに合致しないかどうかを審査する。専利法第 26 条第 3 項に係る審査は、本指南第二部分第二章第 2.1 節の規定を参照のこと。

明細書の審査は以下の内容を含む。

法 26.3

(1) 明細書は当業者が実現できることを基準として、実用新案について明確かつ完全な説明を行わなければならない。当業者が実現できることとは、当業者が明細書の記載内容に基づいて、当該実用新案の技術的解決手段を実現し、その技術的課題を解決し、予期された技術的効果を獲得できることを指す。

細則 20.1 及び 2

(2) 明細書には実用新案の名称を記載しなければならず、当該名称は願書における名称と一致しなければならず、明細書はさらに、技術分野、背景技術、実用新案の概要、図面の簡単な説明及び実用新案を実施するための形態という 5 つの部分を含み、かつ各部分の前に標題を明記しなければならない。

細則 20.1 (3)

(3) 明細書の実用新案の内容の部分に、実用新案で解決しようとする技術的課題、その技術的課題の解決のために採用される技術的解決手段を記載し、背景技術と照合しながら実用新案の有益な効果を明記しなければならず、かつ解決しようとする技術的課題、採用される技術的解決手段及び有益な効果は相互に対応し合わなければならない。相互に矛盾する状況又は関係しない状況が出現してはならない。

(4) 明細書に記載する実用新案の内容は請求項により限定された対応する技術的解決手段の記述と一致しなければならない。

細則 20.1 (4)

(5) 明細書には各添付図面の名称を記載し、かつ図示される内容について簡潔に説明しなければならない。添付図面が一つ以上ある場合、すべての添付図面について説明しなければならない。

- 細則 20.1 (5) (6) 明細書における実用新案を実施するための形態の部分で、当該実用新案を実現するための少なくとも 1 つの好ましい形態を提示し、かつ添付図面と照合しながら説明しなければならない。
- 細則 20.3 (7) 明細書では、用いる語は規範的なものとし、語句を簡潔にし、技術用語で実用新案の技術的解決手段を正確に表現しなければならない。「請求項…で述べたような…」などといった引用語を使ってはならず、商業的な宣伝用語及び他人又は他人の物品を貶しめる文言も使ってはならない。
- (8) 明細書の文字部分に、化学式、数式又は表があってもよいが、フローチャート、ブロックダイアグラム、曲線図、写真図などを含むイラストを挿入してはならず、明細書の添付図面としてのみ使うことができる。
- 細則 46 (9) 明細書の文字部分に図面の簡単な説明が記載されているにもかかわらず明細書に対応する添付図面がない場合、明細書の文字部分の図面の簡単な説明を取り消すか、又は指定された期限内に対応する添付図面を追加提出するよう、出願人に通知しなければならない。出願人が添付図面を追加提出する場合、特許局に添付図面を提出した日又は郵送で追加提出した日を出願日とし、審査官は出願日再確定通知書を送付しなければならない。出願人が対応する図面の簡単な説明を取り消す場合、当初の出願日を留めておく。
- (10) 明細書はアラビア数字で順に頁番号を作成しなければならない。

### 7.3 明細書の添付図面

添付図面は明細書における構成要素の一つである。添付図面の役割は、図形で明細書の文字部分の記述を補足することにより、実用新案の各技術的特徴及び技術的解決手段全体を直観的、具体的に理解できるようにすることである。従って、明細書の添付図面は、実用新案の内容を明確に反映しなければならない。

特許法実施細則第 20 条第 5 項及び第 21 条の規定に基づいて明細書の添付図面を審査する。明細書の添付図面の審査は以下の内容を含む。

- (1) 添付図面に工事用青図、写真を使ってはならない。
- (2) 明細書の添付図面はコンピューターを含めた製図ツールで作成しなければならない。線はいずれも均等かつ明瞭で、塗りつぶして補正してはならない。添付図面の周りに図面と関係のない枠線があってはならない。添付図面は一般的に黒色インクで作成し、必要な場合はカラー添付図面を提出することで、特許出願の関連の技術内容を明確に描写することができる。
- 細則 21.1 (3) 添付図面はアラビア数字で順に頁番号を付けなければならない。図 1、図 2 などの表示を、対応する添付図面の真下に注釈しなければならない。
- (4) 添付図面は可能な限り縦方向に製図用紙に作成し、相互に明確に区分しなければならない。
- 部品の横方向の寸法が明らかに縦方向の寸法より大きく、水平に配置しなければならない場合は、添付図面の上端を製図用紙の左側に置かなければならない。一頁の製図用紙に二つ以上の添付図面があり、既に一つを水平に配置している場合は、当該頁における他の添付図面も水平に配置しなければならない。

(5) 添付図面の大きさ及び明瞭度は、当該図面を3分の2まで縮小しても、図面の各細部をはっきりと識別できるよう保証し、コピー、スキャンの際の要件を満たすことを基準としなければならない。

細則 21.2 (6) 一件の専利出願に複数の添付図面がある場合、同じ実施形態を表示する各添付図面において、同じ構成要素（同じ技術的特徴又は同じ対象）を表示する添付図面の符号は統一しなければならない。明細書では、添付図面において使用する同一の添付図面の符号と同じ構成要素を表示しなければならない。明細書の文字部分で言及していない添付図面の符号は添付図面に出現させてはならず、添付図面で出現しない添付図面の符号も明細書の文字部分で言及してはならない。

細則 21.3 (7) 添付図面には、必要な文言を除き、その他の注釈を含めてはならない。文言は中国語を使用しなければならない。必要な場合は、その後の括弧内に原文を明記することができる。

(8) 構造ブロックダイアグラム、論理ブロックダイアグラム、プロセスフローチャートはそのブロック内に必要な文字と記号を記入しなければならない。

(9) 同一の添付図面では同じ縮尺で描き、図面中の特定の構成要素をはっきりと表すために、部分拡大図を別途追加することができる。

細則 20.5 (10) 明細書の添付図面には、保護を請求する物品の形状、構造又はそれらの組み合わせを示す添付図面がなければならず、先行技術を表示する添付図面のみを付すことはできず、例えば温度変化曲線図などのように、物品の効果、性能を示す添付図面のみを付すこともできない。

(11) 明細書の添付図面はアラビア数字で順に頁番号を作成しなければならない。

#### 7.4 請求の範囲

初歩審査において、請求の範囲が専利法第26条第4項及び専利法実施細則第22条～第25条の規定に明らかに合致しないかどうかを審査する。専利法第26条第4項に係る審査は、本指南第二部分第二章第3.2節の規定を参照のこと。

請求の範囲の審査は以下の内容を含む。

法 26.4 (1) 請求の範囲は明細書を根拠とし、専利保護を請求する範囲を明確、簡潔に限定しなければならない。

細則 22.1 (2) 請求の範囲には実用新案の技術的特徴を記載しなければならない。

細則 23.2 及び (3) 独立請求項は実用新案の技術的解決手段を全体的に反映しなければならない。

24.1 その他の方式により記述しなければならない場合を除いて、独立請求項は前提部と特徴部を含み、前提部は保護を請求する実用新案の技術的解決手段の主題の名称及び実用新案の主題と最も近い先行技術との共通した必要な技術的特徴を明記し、特徴部では、「…を特徴とする」又はそれに類似した文言を使って、実用新案を最も近い先行技術と区別する技術的特徴を明記しなければならない。

細則 23.3 及び (4) 従属請求項は付加的な技術的特徴を使って、引用している請求項をさらに限定しなければならない。その記載は引用部分と限定部分を含み、引用部分には引用した請求項の番号及び独立請求項と一致する主題の名称を明記し、限定部分には実用新案の付加的な技術的特徴を明記しなければならない。

- 細則 24.3 (5) 一件の実用新案は一つの独立請求項のみ有し、それを同一の実用新案の従属請求項の前に記載しなければならない。
- 法 26.4 (6) 請求項に記載があるものの明細書に記載がない内容は、明細書に付け加えなければならない。
- 細則 22.1 (7) 請求項には技術的効果を生じない特徴を含めてはならない。
- 法 26.4 (8) 請求項にはグラフで示される技術的特徴を含めてはならない。
- 法 26.4 (9) 請求項では機能又は効果的特徴を使って実用新案を限定することを可能な限り回避しなければならない。特徴部には実用新案の機能を単純に記述してはならず、特定の技術的特徴が構造的特徴により限定できない場合、又は技術的特徴を構造的特徴よりも、機能又は効果的特徴により限定したほうが適切であり、かつ当該機能又は効果が明細書において十分に説明されている場合に限って、機能又は効果的特徴により実用新案を限定することが許容される。
- 法 26.4 (10) 請求項において技術的概念が不明瞭であるか、又は意味が不確かな用語を使ってはならない。
- 細則 22.1 (11) 請求項には、例えば「当該専利の生産、販売権の保護を請求する」などのような、技術的解決手段の内容に関連しない用語を使ってはならず、商業的な宣伝用語を使用してはならず、他人又は他人の製品を貶める言葉も使ってはならない。さらに、請求の範囲は以下に挙げられる形式要件に合致しなければならない。
- (1) 各請求項はその末尾のみに句点を付けることが許容される。一つの請求項は一つの自然段落を用いて記述することができ、一つの自然段落の中で行や段落を分けて記載することもでき、改行、改段落箇所にはセミコロン又はコンマのみを使用でき、必要な際に改行又は改段落の前に順序を示す番号を付けることができる。
- (2) 請求の範囲に標題を付けてはならない。
- 細則 22.2 (3) 請求の範囲に複数の請求項がある場合、アラビア数字で順に番号を付けなければならない。
- 細則 22.3 (4) 請求項に化学式又は数式があってもよいが、イラストを挿入してはならない。絶対に必要な場合を除いて、「明細書…部分で述べたように」又は「図面…で示したように」などの文言を使ってはならない。
- 細則 22.4 (5) 請求項に記載された技術的解決手段を理解することに資するため、請求項における技術的特徴は明細書の添付図面にある対応する符号を引用することができる。但し、これらの符号は括弧に入れ、対応する技術的特徴の後に記さなければならない。請求項で使われる添付図面の符号は明細書の添付図面における符号と一致しなければならない。
- 細則 25.2 (6) 従属請求項は前にある請求項しか引用することができない。二つ以上の請求項を引用する多項従属請求項は択一の方法でしか前にある請求項を引用することができず、かつ別の多項従属請求項に引用される基礎とすることはできず、即ち後にある多項従属請求項は前にある多項従属請求項を引用してはならない。
- (7) 請求の範囲はアラビア数字で順に頁番号を作成しなければならない。

### 7.5 要約書

専利法実施細則第 26 条の規定に基づき、要約書を審査する。要約書の審査は以下の内容を含む。

細則 26.1

(1) 要約には実用新案の名称及びそれが属する技術分野を明記し、解決しようとする技術的課題、当該課題を解決するための技術的解決手段の要点及び主要な用途を明確に反映しなければならず、特に当該実用新案が背景技術に対して形状と構造の面で改善を行っていることを反映している技術的特徴を明記しなければならず、広告又は単なる機能的な物品の紹介になるように記載してはならない。

(2) 要約の文字部分に標題を使ってはならない。

細則 26.2

(3) 要約に化学式又は数式があってもよい。

(4) 要約の文字部分（句読点を含む）は 300 文字を超えてはならない。

(5) 要約書には要約の添付図面がなければならず、出願人は、要約の添付図面として明細書の添付図面から選定された実用新案の技術的解決手段を反映できる一つの図面を指定し、かつ明細書において図面番号を明記しなければならない。

### 7.6 先行出願書類を引用する方式による、出願書類の追加提出

本部分第一章第 4.7 節の規定を適用する。

そのうち、先行出願書類を引用する方式で、抜けていた明細書の添付図面を追加提出する場合、本部分第一章第 4.7.1 節の規定を適用する。先行出願書類を引用する方式で抜けていた明細書の添付図面、又は不十分なもしくは誤って提出された一部の明細書の添付図面を追加提出する場合、本部分第一章第 4.7.2 節の規定を適用する。

### 7.7 出願書類の出版条件に関する様式審査

本部分第一章第 4.6 節の規定を適用する。

## 8. 専利法第 33 条に基づく審査

専利法第 33 条の規定に基づき、出願人は自身の実用新案専利出願書類に対して補正を行うことができるが、専利出願書類に対する補正は当初の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えてはならない。

出願人が出願書類を補正する時に、当業者が当初の明細書及び請求の範囲から直接かつ一義的に確定することのできない内容を加えた場合、そのような補正は当初の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えていると認識される。

出願人が出願からいずれか一つ又は複数の特徴を削除することも、当初の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えることとなる可能性がある。

当初の請求の範囲に記載されているが当初の明細書には記述されていない技術的特徴が明細書に付け加えられ、かつその内容を拡大する記述がなされている場合、補正が当初の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えていると認識される。

当初の明細書及び請求の範囲に記載されていない技術的特徴が明細書に付け加えられかつ当初の明細書の添付図面に示された内容から一義的に確定することができない場合、補正が当初の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えていると認識される。

以下の事項について注意しなければならない。

(1) 明らかな誤りに対する補正は、当初の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えていると認識されることはない。明らかな誤りとは、正確でない内容が当初の明細書、請求の範囲の文脈から明確に判断でき、他の解釈又は補正を行う可能性がないものを指す。

(2) 添付図面に明らかに示されておりかつ唯一の解釈を有する構造については、明細書に付け加えて請求の範囲に記入することが許容される。

専利法実施細則第 57 条の規定に基づき、出願人は出願日から起算して 2 か月以内に、実用新案専利出願書類に対して自発的に補正を提出することができる。また、出願人は専利局の審査意見通知書又は補正通知書を受け取った後に、通知書で指摘された欠陥に対して補正を行わなければならない。

細則 57.2

**8.1 出願人による自発的な補正**

出願人による自発的な補正に対して、審査官はまず補正の提出日が出願日から起算して 2 か月以内であるかどうかを確認しなければならない。2 か月を超えた補正について、補正された書類から当初の出願書類に存在した欠陥がなくなっており、かつ授権される見込みがある場合、当該補正書類を受理することができる。受理できない補正書類に対し、審査官は提出されなかったものとみなす通知書を発行しなければならない。

2 か月以内に提出された自発的な補正に対して、審査官はその補正が当初の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えているかどうかを審査しなければならない。補正が当初の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えている場合、審査官は審査意見通知書を発行し、当該補正が専利法第 33 条の規定に合致しないことを出願人に通知しなければならない。出願人が意見陳述又は補正を行っても規定に合致しない場合、審査官は専利法第 33 条及び専利法実施細則第 50 条の規定に基づいて拒絶査定を下すことができる。

**8.2 通知書で指摘された欠陥に対する補正**

細則 57.3

出願人が通知書に応答する時に行った補正について、審査官は当該補正が当初の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えているかどうか、及び通知書で指摘された欠陥に対して補正を行ったかどうかを審査しなければならない。出願人が提出した、通知書で指摘された欠陥以外のものに行った補正が含まれる補正書類について、その補正が専利法第 33 条の規定に合致し、当初の出願書類に存在した欠陥がなくなっており、かつ授権の見込みがあれば、当該補正は通知書で指摘された欠陥に対して行った補正とみなすことができ、この補正を行った出願書類は受理される。専利法実施細則第 57 条第 3 項の規定に合致しない補正書類に対して、審査官



は通知書を発行し、当該補正書類を受理できないことを出願人に通知し、理由を説明し、指定された期限内に専利法実施細則第 57 条第 3 項の規定に合致する補正書類を提出するよう、出願人に要求することができ、それと同時に、出願人が再提出した補正書類が専利法実施細則第 57 条第 3 項の規定に依然として合致しないのであれば、審査官が補正前の書類に対して、例えば授權又は拒絶査定を下すなどの審査を続けるということを指摘しなければならない。

出願人が提出した補正書類が当初の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えている場合、審査官は審査意見通知書を発行し、当該補正が専利法第 33 条の規定に合致しないことを出願人に通知しなければならない。出願人が意見陳述又は補正を行っても規定に合致しない場合、審査官は専利法第 33 条及び専利法実施細則第 44 条の規定に基づいて拒絶査定を下すことができる。

細則 57.4

**8.3 職権による訂正**

審査官は実用新案専利権付与通知を発行する前に、出願書類における文字及び記号の明らかな誤りに対して訂正を行うことができる。職権による訂正の内容を以下に挙げる。

(1) 願書：出願人の住所又は連絡者の住所における記載漏れ、誤記又は重複して記載した省（自治区、直轄市）、市、郵便番号などの情報を訂正する。

(2) 明細書：明らかに適切でない実用新案の名称及び/又は所属する技術分野を訂正する。誤字、間違った記号、符号などを訂正する。明らかに規範的でない用語を訂正する。明細書の各部分の抜けていた標題を補足する。添付図面から必要のない文字説明などを削除する。

(3) 請求の範囲：誤字、間違った句読点、間違った添付図面の符号、添付図面の符号の追加括弧を訂正する。但し、保護範囲を変更する可能性のある訂正は、職権による訂正の範囲に属さない。

(4) 要約：要約の中の適切でない内容及び明らかな誤りを訂正し、要約の添付図面を指定する。

審査官が職権により訂正した内容は、ファイルに記載して出願人に通知しなければならない。

**9. 法第 31 条第 1 項に基づく審査**

専利法第 31 条第 1 項及び専利法実施細則第 39 条の規定に基づき、実用新案専利出願が明らかに単一性に欠けているという欠陥について審査する。実用新案の初歩審査において、特定の技術的特徴を確定する時は一般的に、出願書類に記述された背景技術を根拠とする。

単一性についての審査は、本指南第二部分第六章第 2 節の規定を参照のこと。

**10. 法実施細則第 49 条に基づく審査**

専利法実施細則第 48 条及び第 49 条の規定に基づき、実用新案の分割出願について審査する。分割出願の審査は本部分第一章第 5.1 節の規定を適用し、また本指

南第二部分第六章第 3 節の規定を参照のこと。

#### 11. 法第 22 条第 2 項及び第 3 項に基づく審査

初歩審査において、審査官は実用新案専利が新規性及び創造性を明らかに有さないかどうかについて審査を行う。

審査官は得られた関連の従来技術又は抵触出願の情報に基づき、実用新案専利出願が新規性を明らかに有さないかどうかを審査することができる。新規性についての審査は、本指南第二部分第三章及び第四部分第六章第 3 節の規定を参照のこと。審査官は得られた関連の従来技術の情報に基づき、実用新案専利出願が創造性を明らかに有さないかどうかを審査することができる。創造性についての審査は、本指南第四部分第六章第 4 節の規定を参照のこと。

#### 12. 専利法第 22 条第 4 項に基づく審査

実用性とは、出願している製品が必ず産業上で製造及び使用でき、かつ当該製品が積極的、有益な効果を生じさせることができることを指す。

実用性についての審査は、本指南第二部分第五章の規定を参照のこと。

#### 13. 専利法第 9 条に基づく審査

専利法第 9 条第 1 項では、同様の発明創造には一件の専利権だけを付与することができる」と規定している。専利法第 9 条第 2 項では、二名以上の出願人が同一の発明創造について別々に専利出願する場合、専利権は最も先に出願した者に付与すると規定している。

初歩審査において、審査官は実用新案専利が専利法第 9 条の規定に合致するかどうかについて審査を行う。審査官は得られた同様の発明創造の専利出願又は専利に基づき、実用新案専利出願が専利法第 9 条の規定に合致するかどうかを審査することができる。

同様の発明創造についての処理は、本指南第二部分第三章第 6 節の規定を参照のこと。

#### 14. 専利法第 19 条第 1 項に基づく審査

専利法第 19 条第 1 項の規定に基づき、出願人が中国で完成した実用新案を外国で専利出願する場合には、事前に専利局に報告し、秘密保持審査を受けなければならない。

専利法実施細則第 8 条第 1 項の規定に基づき、中国で完成した実用新案とは、技術的解決手段の実質的内容が中国国内で完成した発明をいう。

初歩審査において、出願人が前述の規定に違反して外国で専利出願していると判断した理由が審査官にある場合、国内で同じ実用新案について提出した専利出願に対して、審査意見通知書を発行しなければならない。出願人が陳述した理由が、当該出願が前述の状況に属さないことを説明するのに不十分である場合、審査官は専利法第 19 条第 1 項に合致しないことを理由に、専利法第 19 条第 4 項と専利法実

施細則第 50 条の規定に基づき、拒絶査定を下すことができる。

## 15. 国内段階に移行した国際出願の審査

本節において、国内段階に移行した実用新案専利の保護を請求している国際出願（以下、国際出願という）における特別な問題のみについて説明と規定を行い、国内出願と同じ問題は、本章のその他の規定を適用する。

### 15.1 審査の根拠となる書類の確認

#### 15.1.1 出願人の請求

国内段階に移行した時、国際出願の出願人は国内段階移行の書面声明（以下、移行声明という）において、専利局が根拠とするように希望する審査書類を確定しなければならない。

国際出願の国内段階の審査は、出願人の請求に基づき、移行声明で確定した書類及びそれ以降に提出された関連規定に合致する書類に基づいて行わなければならない。

#### 15.1.2 審査の根拠となる書類

審査の基礎となる書類は以下の内容を含めて良いとする。

(1) 中国語で国際公開を行った国際出願については、最初に提出された国際出願。外国語で公開を行った国際出願については、最初に提出された国際出願の中国語訳文。

(2) 中国語で国際公開した国際出願の場合は、特許協力条約第 19 条に基づいて提出した補正後の請求の範囲。外国語で公開した国際出願の場合は、特許協力条約第 19 条に基づいて提出した補正後の請求の範囲の中国語訳文。

(3) 中国語で国際公開した国際出願の場合は、特許協力条約第 34 条に基づいて提出した補正後の請求の範囲、明細書及び添付図面。

外国語で公開した国際出願の場合は、特許協力条約第 34 条に基づいて提出した補正後の請求の範囲、明細書及び添付図面の中国語訳文。

(4) 専利法実施細則第 50 条及び/又は第 121 条に基づいて提出した補正書類。

(5) 専利法実施細則第 130 条第 1 項に基づいて提出した補正書類。

特許協力条約第 28 条又は第 41 条の規定に基づき、出願人が補正後の請求の範囲、明細書及び添付図面を提出する期限は、専利法実施細則第 130 条第 1 項の規定に合致しなければならない。

審査の基礎となる書類は、審査の基礎についての声明で明記したものを基準とする。審査基礎声明は、国内段階移行時の移行声明の所定の欄における指定、及び国内段階移行後に規定された期限内の補足声明の形式の審査基礎の補足指定を含む。後者は前者に対する補足と補正である。

出願人が移行声明において、引用による補充を行う項目又は部分が出願書類に含

まれることを指定していれば、審査官は引用による補充が規定に合致するかどうかを審査しなければならない。審査基準は本指南第三部分第一章第 5.3 節の規定を適用する。引用による補充を行う項目又は部分は、最初に提出した出願書類の一部である。

国際段階の補正書類については、国内段階移行時に審査基礎として指定していない場合、又は規定通りに中国語訳文を提出していない場合、審査の基礎としない。

### 15.1.3 最初に提出された国際出願書類の法的効力

外国語で公開された国際出願について、その中国語訳文に対して審査を行い、一般的に原文を照合しない。但し、最初に提出された国際出願書類は法的効力を有し、出願書類の補正の根拠とする。

国際出願について、専利法第 33 条に述べた当初の明細書及び請求の範囲とは、最初に提出された国際出願の明細書、請求の範囲及び添付図面を指し、引用による補充を行う項目又は部分を含む。

## 15.2 審査要件

### 15.2.1 出願書類の審査

出願書類の形式又は内容に対する審査は、以下に挙げられる各項を除き、専利法とその実施細則及び本指南の規定を適用する。

(1) 実用新案の名称に余計な語彙がない場合、審査官は本指南第一部分第一章第 4.1.1 節における名称の文字数に関する規定に合致しないことを理由に出願人に補正を要求すること又は職権により訂正することはできない。

(2) 余計な語句がない場合、審査官は専利法実施細則第 26 条第 2 項における要約の文字数の規定に合致しないことを理由に出願人に補正を要求すること又は職権により訂正することはできない。

(3) 審査官は専利法実施細則第 20 条第 1 項及び第 2 項における明細書の記載方式、順序及び副題に関する規定に合致しないことを理由に出願人に補正を要求すること又は職権により訂正することはできない。

### 15.2.2 単一性の審査

審査プロセスにおいて、審査官が審査の基礎となる出願書類において単一性に欠ける複数の実用新案の保護を請求していることを発見した場合、以下の内容を確認しなければならない。

(1) 単一性に欠ける複数の実用新案に、国際段階において国際検索又は国際予備審査を経ていない発明創造が含まれているかどうか。

(2) 単一性に欠ける複数の実用新案に、出願人が国際段階で取下げを表明した発明創造(例えば出願人が国際段階で特定の請求項に対する制限を選択することにより放棄した発明創造)が含まれているかどうか。

(3) 前述の (1) 又は (2) の状況に当たるものに対して、国際機関が下した、発

明は単一性に欠けるという結論が正しいかどうか。

審査官は国際機関が下した結論が正しいと判断した場合、単一性回復費用納付通知書を発行し、2か月以内に単一性回復費用を納付するよう、出願人に通知しなければならない。出願人が規定の期限内に単一性回復費用を納付しないか又は納付額が足りず、かつ単一性に欠ける実用新案の削除も行っていない場合、審査官は審査意見通知書を発行して、国際出願において前述の国際検索が行われていない部分は取り下げられたものとしてみなすことを出願人に通知し、かつこの部分の内容を削除した補正書類を提出するよう要求しなければならない。審査官は当該部分の内容が削除された書類で審査を継続する。出願人が単一性回復費用を納付しないことにより削除された実用新案について、専利法実施細則第133条第2項、第48条第1項の規定に基づき、出願人は分割出願を提出してはならない。このような場合を除き、国際出願に二件以上の実用新案が含まれる場合には、出願人は専利法実施細則第133条第1項の規定に基づき、分割出願を提出することができる。

国際段階の検索及び審査において、国際機関が単一性の問題を提示していないものの、実際には出願に単一性の欠陥が存在している場合には、本章第9節の規定に従って処理を行う。

### 15.2.3 先行出願が中国で提出された場合

国内段階に移行した国際出願で主張するのが、中国で提出された先行出願の優先権であるか、又は中国国内段階に既に移行した先行国際出願の優先権である場合には、重複授権となる可能性がある。これにより重複授権となる可能性がある場合についての処理は、本章第13節の規定を適用する。

注意すべきこととして、優先権を主張していないものとしてみなす状況となった場合、先行出願は当該国際出願の新規性を損ねる従来技術又は抵触出願になる可能性がある。

### 15.2.4 訳文の誤りの訂正

専利法実施細則第131条の規定に基づき、専利局による実用新案専利権の公開のための準備作業が完了する前に、提出している明細書、請求の範囲又は添付図面の文字の中国語訳文に誤りがあることを出願人が発見した場合、訂正請求を提出することができる。出願人が訳文の誤りを訂正する場合、書面による請求を提出しかつ規定された訳文訂正費用を納付しなければならない。

## 第三章 意匠専利出願の初歩審査

### 1. 序文

専利法第3条と第40条の規定に基づき、専利局が意匠専利出願を受理及び審査し、初歩審査を行っても拒絶の理由が見当たらない場合、意匠専利権を付与する決定を下し、対応する専利証書を発行すると同時に、登録及び公告を行う。意匠専利の初歩審査は、意匠専利出願を受理した後、専利権を付与する前の必要な手続である。

細則 50.1

意匠専利出願の初歩審査の範囲は以下のとおりである。

(1) 出願書類の形式審査は、専利出願が専利法第27条第1項に規定された出願書類を含んでいるかどうか、及びこれらの書類が専利法実施細則第2条、第3条第1項、第19条、第30条、第31条、第32条、第40条第3項、第57条、第58条、第146条の規定に合致するかどうかということを含む。

(2) 出願書類の顕著な実質的欠陥の審査は、専利出願が専利法第5条第1項、第25条第1項第(6)号に規定された状況に明らかに該当するかどうか、又は専利法第17条、第18条第1項、又は専利法実施細則第11条の規定に合致しないかどうか、又は専利法第2条第4項、第23条第1項、第2項、第27条第2項、第31条第2項、第33条、及び専利法実施細則第49条第1項の規定に明らかに合致しないかどうか、又は専利法第9条の規定に基づくと専利権を取得できないかどうかということを含む。

(3) その他の書類の形式審査は、専利出願に関連するその他の手続と書類が専利法第24条、第29条、第30条及び専利法実施細則第6条、第17条第2項及び第3項、第33条、第34条、第35条、第38条、第41条、第48条、第49条第2項及び第3項、第51条、第103条、第117条の規定に合致するかどうかということを含む。

(4) 関連費用の審査は、専利出願が専利法実施細則第110条、第112条、第116条の規定に従い、関連費用を納付しているかどうかということを含む。

### 2. 審査の原則

初歩審査の手続において、審査官は下記の審査原則に従わなければならない。

#### (1) 秘密保持の原則

審査官は専利出願の審査及び認可手続において、秘密保持規定に基づき、未公開の専利出願書類及び専利出願に関するその他の内容、及びその他開示に適しない情報に対して秘密保持の責任を負う。

#### (2) 書面審査の原則

審査官は、出願人が提出した書面書類に基づいて審査を行い、審査意見（補正通知を含む）と審査結果を書面方式で出願人に通知しなければならない。初歩審査手続において、原則的に、面談を行わない。

#### (3) 聴聞の原則

審査官は拒絶査定を下す前に、拒絶の根拠となる事実、理由及び証拠を出願人に通知し、意見陳述及び/又は出願書類の補正を行う機会を最低一回、出願人に供与しなければならない。審査官が拒絶査定を下す際の、拒絶査定となる事実、理由及び証拠は、出願人に通知してあるものでなければならず、新たな事実、理由及び/又は証拠を含めてはならない。

#### (4) 手続省略の原則

規定に合致することを前提に、審査官は可能な限り審査効率を高めて、審査プロセスを短縮しなければならない。補正により解消できる欠陥のある出願について、審査官は全面審査を実施し、可能な限り一回の補正通知書において全ての欠陥を指摘しなければならない。補正により解消できない実質的欠陥がある出願について、審査官は出願書類とその他の書類の形式上の欠陥を審査せずに、審査意見通知書において実質的欠陥の指摘のみを行うことができる。すべての欠陥がいずれも職権による補正により解消できる出願について、審査官は補正通知書を発行しなくてもよい。

前述の原則に従うほか、審査官は提出されていないものとみなす、取り下げられたものとみなす、拒絶するなどの処分決定を下すと同時に、開始できる後続手続を出願人に告知しなければならない。

### 3. 審査手続

法 40

#### 3.1 専利権付与通知

初歩審査を行っても拒絶の理由が見当たらない意匠専利出願について、審査官は意匠専利権付与通知を発行しなければならない。専利権を付与できる意匠専利出願は、補正の必要なく初歩審査の要件に合致する専利出願、及び補正を行うことで初歩審査の要件に合致する専利出願を含む。

#### 3.2 出願書類の補正

初歩審査において、出願書類に、補正により解消できる欠陥のある専利出願に対して、審査官は全面審査を行い、補正通知書を発行しなければならない。

補正通知書は受取人情報、書誌的事項のほか、以下の内容を含まなければならない。

- (1) 補正通知書の対象となるのが、出願人がいつ提出した何の文書であるかを指摘する。
- (2) 出願書類に存在する欠陥を明確かつ具体的に指摘するとともに、それが専利法及びその実施細則の関連条項に合致しないことを指摘する。
- (3) 出願人が審査官の意図を理解できるようにするために、審査官の方向性のある見解及び可能性のある提案を明確かつ具体的に説明する。
- (4) 出願人が補正通知書に応答する期限を指定する。

### 3.3 顕著な実質的欠陥に対する処理

初歩審査において、出願書類に、補正方式により解消できない顕著な実質的欠陥が存在する専利出願に対して、審査官は審査意見通知書を発行しなければならない。

審査意見通知書は受取人情報、書誌的事項のほか、以下の内容を含まなければならない。

- (1) 審査通知書の対象となるのが、出願人がいつ提出した何の文書であるかを指摘する。
- (2) 出願書類に存在する欠陥を明確かつ具体的に指摘するとともに、それが専利法及びその実施細則の関連条項に合致しないことを指摘し、出願書類に顕著な実質的欠陥が存在するという事実について、必要な場合に関連証拠を基礎して分析も行わなければならない。
- (3) 審査官が専利法及びその実施細則の関連規定に基づいて専利出願を拒絶する旨の方向性のある見解を説明する。
- (4) 出願人が審査意見通知書に応答する期限を指定する。

### 3.4 通知書に対する応答

出願人は補正通知書又は審査意見通知書を受け取った後に、指定期限内に補正又は意見陳述を行わなければならない。出願人は専利出願に対して補正を行った場合、補正書及び対応する補正書類の差し替え頁を提出しなければならない。出願書類に対する補正は、通知書で指摘された欠陥に対して行わなければならない。補正内容は出願日に提出された図面又は写真で示される範囲を超えてはならない。

期限が満了しても出願人が応答しない場合、審査官は状況により、取り下げられたものとみなす通知書又はその他の通知書を発行しなければならない。出願人が正当な理由のため指定された期限内に応答できない場合、期限延長請求を行うことができる。期限延長請求に関する処理は、本指南第五部分第七章第4節の規定を適用する。

不可抗力的な事由又はその他の正当な理由のため期限に遅れたことにより専利出願が取り下げたものとみなされた場合、出願人は規定された期限内に専利局に権利回復請求を行うことができる。権利回復請求に関する処理は、本指南第五部分第七章第6節の規定を適用する。

### 3.5 出願の拒絶

細則 50.2

出願書類に顕著な実質的欠陥が存在し、審査官が審査意見通知書を発行した後に、出願人が意見陳述又は補正を行ってもそれがなくなっていない場合、又は出願書類に形式上の欠陥が存在し、審査官が当該欠陥に対して補正通知書を二回発行しており、出願人が意見陳述又は補正を行ってもそれがなくなっていない場合、審査官は拒絶査定を下すことができる。

拒絶査定の本文は、経緯、拒絶の理由及び決定の三つの部分の内容を含まなけれ



ばならない。

経緯の部分では、拒絶される出願の審査プロセス、即ち各審査意見及び出願人の応答の概要、出願に存在する拒絶につながった欠陥及び拒絶査定の対象となった出願書類を簡潔に記載しなければならない。

拒絶の理由の部分は、拒絶の事実、理由及び証拠を説明し、かつ以下に挙げられる要件に合致しなければならない。

(1) 法律条項を正確に採用する。専利法及びその実施細則の異なる条項に同時に基づいて専利出願を拒絶することができる場合、その中の最も適切で、主導的な位置づけにある条項を拒絶の主な法的根拠とするとともに、出願に存在するその他の実質的欠陥を簡潔に指摘しなければならない。

(2) 説得力のある事実、理由及び証拠を拒絶の根拠とし、かつこれらの事実、理由及び証拠については、出願人に通知してあり、かつ意見陳述及び/又は出願書類の補正の機会を最低一回、出願人に供与しているものでなければならない。

審査官は拒絶の理由の部分で出願人の弁明意見について簡潔なコメントをしなければならない。

決定の部分で、当該専利出願が専利法及びその実施細則に合致しない対応条項を明示するとともに、専利法実施細則第 50 条第 2 項の規定に基づいて当該専利出願を拒絶することを説明しなければならない。

### 3.6 前置審査と復審後の処理

専利法及びその実施細則の規定に合致しないため、専利出願が拒絶され、出願人が拒絶査定を不服とする場合、規定された期限内に専利復審委員会に復審請求を行うことができる。復審請求の前置審査及び復審後の処理については、本指南第二部分第八章第 8 節の規定を参照する。

## 4. 出願書類の審査

専利法第 27 条の規定に基づき、意匠専利を出願する場合、願書、当該意匠の図面又は写真及び当該意匠についての簡単な説明などの書類を提出しなければならない。出願人が提出する関連図面又は写真は、専利保護を請求する物品の意匠を明確に表すものでなければならない。

### 4.1 願書

#### 4.1.1 意匠を使用する物品の名称

意匠を使用する物品の名称は、図面又は写真に示された意匠が適用される物品の種類を説明する役割を有する。意匠を使用する物品の名称は意匠の図面又は写真に示された意匠に合致し、保護を求める物品の意匠を正確かつ簡明に表示しなければならない。一般的に、物品の名称は国際意匠分類表のサブクラスに列挙された名称に合致するものでなければならない。物品の名称は一般的に 20 文字を超えてはならない。

物品の名称は通常、以下のような状況を避けなければならない。

(1) 人名、地名、国名、機構の名称、商標、コード、型番を含む名称、又は有史以来に命名された物品の名称。

(2) 例えば「ライト」「文房具」「炊事用具」「楽器」「建築用物品」など、不適切に概括しており、抽象的すぎる名称。

(3) 例えば「ガソリン節約エンジン」「身長を高くする機能を持つインソール」「新型エンジン搭載自動車」など、技術的効果、内部構造が記述された名称。

(4) 例えば「21 インチのテレビ」「ミドルサイズ本棚」「一対の手袋」など、物品の規格、寸法、規模、数量単位が付された名称。

(5) 例えば「克莱斯酒瓶」など、外国語文字又は確定的な中国語意味のない文字で付けた名称。ただし、例えば「DVD プレーヤー」、「USB ハブ」など、既に周知となっておりかつ確定的な意味のある文字は使用することができる。

#### 4.1.2 創作者

本部分第一章第 4.1.2 節の発明者に関する規定を適用する。

#### 4.1.3 出願人

本部分第一章第 4.1.3 節の規定を適用する。

#### 4.1.4 連絡者

本部分第一章第 4.1.4 節の規定を適用する。

#### 4.1.5 代表者

本部分第一章第 4.1.5 節の規定を適用する。

#### 4.1.6 専利代理機構、専利代理人

本部分第一章第 4.1.6 節の規定を適用する。

#### 4.1.7 住所

本部分第一章第 4.1.7 節の規定を適用する。

### 4.2 意匠の図面又は写真

専利法第 64 条第 2 項の規定に基づき、意匠専利権の保護範囲は図面又は写真に示された当該物品の意匠を基準とし、簡単な説明は図面又は、写真に示された当該物品の意匠の解釈に使用することができる。専利法第 27 条第 2 項の規定に基づき、出願人が提出する関連図面又は写真は、専利保護を求める物品の意匠を明確に表すものでなければならない。専利法実施細則第 30 条第 1 項では、出願人は意匠物品で保護を必要とする内容ごとに関連図面又は写真を提出しなければならないと規定している。

立体物品の意匠については、物品のデザインの要点が六つの面に係る場合、六面

正投影図を提供しなければならない。物品のデザインの要点が一つ又はいくつかの面にだけ係わる場合、少なくとも係わった面の正投影図を提供しなければならないが、他の面については正投影図を提出することができ、また斜視図を提出してもよい。使用時に見えにくい又は見えない面は図面を省略することができ、簡単な説明に図面を省略した理由を明記しなければならない。

平面物品の意匠については、物品のデザインの要点が一つの面だけに係る場合、当該面の正投影図だけを提出することができる。デザインの要点が二つの面に係る場合、当該二つの面の正投影図を提供しなければならない。

必要な場合、出願人はさらに当該意匠物品の展開図、断面図、切断図、拡大図及び状態変化図を提供しなければならない。

さらに、出願人は参考図を提供することができ、参考図は通常、意匠を使用した物品の用途、使用方法又は使用する場所などを示すものである。

色彩は黒白灰色系とカラー系を含む。簡単な説明において色彩の保護を求めることを声明している意匠専利出願は、図面の色がしっかりと着色されており、色あせしにくいものでなければならない。

#### 4.2.1 図面の名称及びその注釈

六面正投影図の図面の名称とは、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図のことである。その中の正面図に対応する面は、使用時に常に消費者に向かう面か、又は物品の全体のデザインを最もよく反映する面である。例えば、取っ手付きコップの正面図は取っ手が側辺にある状態の図面である。

各図面についての図面の名称は対応する図面の真下に注釈しなければならない。

組物意匠について、そのうちの各製品の図面の名称の前にアラビア数字で順に番号を注釈しなければならないが、番号の前には「組物」という文字を書かなければならない。例えば、組物意匠のうちの第4組の正面図について、その図面の名称は組物4正面図となる。

同一物品の類似した意匠について、各デザインの図面の名称の前にアラビア数字で順に番号を注釈しなければならないが、番号の前には「デザイン」という文字を書かなければならない。例えば、デザイン1正面図。

組み立て関係が唯一である構成材製品について、組み立てた状態の製品の図面を提示しなければならない。組み立て関係がない又は組み立て関係が唯一でない構成材製品について、各部材の図面を提示し、かつ各部材の図面の名称の前にアラビア数字で順に番号を注釈しなければならないが、その番号の前には「構成材」という文字を書かなければならない。例えば、構成材製品のうちの3番目の構成材の左側面図について、その図面の名称は構成材3左側面図となる。複数の状態の変化を有する物品の意匠について、その状態の変化を示す図面の名称の後に、アラビア数字で順に番号を注釈しなければならない。

#### 4.2.2 図面の作成

図面は中国の技術製図及び機械製図に関する国家基準における正投影関係、線幅

及び切断マークの規定に従って作成し、太さが均一な実線により、意匠の形状を示さなければならない。陰影線、指示線、中心線、寸法線、鎖線などで意匠の形状を表示してはならない。2本の平行な二点鎖線又は自然切断線により、細長い物品の省略部分を示すことができる。図面において、指示線で切断の位置と方向、拡大部位、透明な部位などを示すことができるが、必要のない線又は符号があってはならない。

図面はコンピューターを含めた製図ツールを使って作成することができるが、鉛筆、クレヨン、ボールペンなどで作成してはならず、青図、下書き、謄写版を使ってもならない。コンピューターにより作成した意匠の図について、図面の解像度が明瞭の要件を満たすものでなければならない。

#### 4.2.3 写真の撮影

(1) 写真は明瞭なものでなければならず、フォーカスなどの原因で物品の意匠が明確に表されないことを避けなければならない。

(2) 写真の背景は単調なものとし、当該意匠物品以外の内容が現れることを避けなければならない。物品の意匠を明確に表すために、物品と背景には適切な明度差がなければならない。

(3) 写真の撮影は通常、正投影の規則に従い、透視による変形が物品の意匠の表現に影響しないようにしなければならない。

(4) 写真は強い光、反射光、陰影、倒影などが物品の意匠の表現に影響しないようにしなければならない。

(5) 写真の中の物品は、通常は内容物又は引き立てる物を含めないようにしなければならないが、内容物又は引き立てる物がなければ、物品の意匠を明確に表すことができない場合には、内容物又は引き立てる物を留めておくことが許容される。

#### 4.2.4 図面又は写真の欠陥

法 27.2

図面又は写真の内容に欠陥が存在する専利出願に対し、審査官は出願人に補正通知書又は審査意見通知書を発行しなければならない。上記の欠陥とは主に以下の各項をいう。

(1) 例えば、投影関係が正投影の規則に合致しないか、又は図面同士の投影関係が対応していないか、又は図面の方向が反対になっているなど、図面の投影関係に誤りがある。

(2) 意匠の図面又は写真が不明瞭であり、図面又は写真に示される物品の図形の寸法が小さすぎる。又は図形は明瞭だが、強い光、反射光、陰影、倒影、内容物又は引き立てる物などが物品の意匠の正確な表現に影響している。

(3) 意匠の図面における物品描画線に、陰影線、指示線、点線、中心線、寸法線、鎖線など、削除又は補正すべき線が含まれている。

(4) 立体製品を示す図面で、以下の状況に当たる。

(i) 各図面の比率が一致しない。

(ii) 製品の六つの面の表示が不完全である。但し、以下の状況は除く。

背面図と正面図が同一又は対称である場合、背面図を省略することができる。

左側面図と右側面図が同一又は対称である場合、左側面図（又は右側面図）を省略することができる。

平面図と底面図が同一又は対称である場合、平面図（又は底面図）を省略することができる。

製品の使用時に見えにくい又は見えない面は、対応する図面を省略することができる。

(5) 平面製品を示す図面で、以下の状況に当たる。

(i) 各図面の比率が一致しない。

(ii) 製品のデザインの要点が二つの面に係るが、二つの面の図面が不足している。但し、背面図と正面図が同一又は対称である場合、又は背面図にデザインがない場合は除く。

(6) メジャー、型材などのような細長い物品で、製図時に中間の一部の長さが省かれているが、2本の平行な二点鎖線又は自然切断線で切断するという描画方法を使用していない。

(7) 断面図と切断図における断面及び切断箇所の表示で、以下の状況に当たる。

(i) 切断線が欠けているか、又は切断線が完全なものではない。

(ii) 切断位置を示す切断位置線、記号及び方向が完全なものでないか、又は上記の内容が欠けている（但し、中心位置の箇所から切断することを示す符号はなくてもよい）。

(8) 部分拡大図があるものの、関連する図面で拡大部位が示されていない。

(9) 組み立て関係が唯一である構成材製品に、組み立て状態の図面がない。組み立て関係がないか、又は組み立て関係が唯一でない構成材製品に、必要な個別の部材の図面がない。

(10) 透明な物品の意匠で、外層と内層に2種以上の形状、模様、色彩がある場合、別々に表示していない。

### 4.3 簡単な説明

専利法第64条第2項の規定に基づき、意匠専利権の保護範囲は図面又は写真に示された当該物品の意匠を基準とし、簡単な説明は図面又は、写真に示された当該物品の意匠の解釈に使用することができる。

専利法実施細則第31条の規定に基づき、簡単な説明は次に掲げる内容を含まなければならない。

(1) 意匠に係る物品の名称。簡単な説明における物品の名称は、願書における物品の名称と一致しなければならない。

(2) 意匠に係る物品の用途。簡単な説明には、製品の類別の確定に資する用途を明記しなければならない。部材について、通常はそれが適用される製品を明記する必要がある、必要な際にそれが適用される製品の用途を明記する。複数種の用途を持つ製品について、簡単な説明には、前述の製品の複数種の用途を明記しなければ

ならない。

(3) 意匠のデザインの要点。デザインの要点とは、既存のデザインと区別される物品の形状、模様及びそれらの組み合わせ、又は色彩と形状、模様の組み合わせ、又は部位を指す。デザインの要点の記述は簡潔にまとめるべきである。

(4) デザインの要点が最もよく示されている一つの図面又は写真を指定する。指定された図面又は写真は、専利公報の出版に用いられる。

また、次のような状況を簡単な説明に明記しなければならない。

(1) 色彩について保護を請求するか、又は図面を省略する状況。

意匠専利出願で色彩について保護を請求する場合、簡単な説明において声明を行う必要がある。

意匠専利出願で図面を省略する場合、出願人は例えば、「左側面図と右側面図は対称であるため、左側面図を省略する」「使用時に底面は常には見えないため、底面図を省略する」のように、図面を省略する具体的な理由を明記する。

(2) 同一物品における複数項目の類似意匠について一件の意匠専利出願をする場合、簡単な説明において、そのうちの一個項目を基本意匠として指定しなければならない。

(3) 更紗、壁紙などの平面製品について、必要な際に、平面製品におけるユニット模様が二方向に連続又は四方向に連続しているなどの限定する境界がない状況を記述しなければならない。

(4) 細長い製品について、必要な際に、細長い製品の長さについて省略描画方法を採用した旨を明記しなければならない。

(5) 物品の意匠が透明材料又は特殊な視覚的効果を有する新たな材料からなる場合、必要な際に、簡単な説明にこれを明記しなければならない。

(6) 意匠に係る物品が組物に属する場合、必要な際に、各セットに対応する物品の名称を明記しなければならない。

(7) 点線を用いて図面中の模様のデザインを表示する場合、必要な際に、簡単な説明にこれを明記しなければならない。

簡単な説明には、商業的な宣伝文句を用いてはならず、かつ製品の性能と内部構造の説明に用いてもならない。

#### 4.4 部分意匠

##### 法 2.4

部分意匠とは、物品の部分的な形状、模様又はそれらの組み合わせ及び色彩と形状、模様の組み合わせに対してなされる美的感覚に富みかつ工業上の応用に適した新たなデザインである。

物品の分割不可能な部分について保護を請求する場合、部分意匠の方式で出願を提出しなければならない。例えば「座椅子の背もたれの彫刻」など。

##### 4.4.1 物品の名称

部分意匠専利を出願する場合、物品の名称に、例えば「自動車のドア」「スマー

「トフォンのカメラ」のように、保護を請求する部分とそれが物品全体を明記する必要がある。

その他の要件については本部分第三章第 4.1.1 節の規定を参照のこと。

#### 4.4.2 意匠の図面又は写真

細則 30.2

専利法実施細則第 30 条第 2 項では、部分意匠専利を出願する場合、物品全体の図面を提出し、点線と実線の組み合わせ又はその他の方式により保護を請求する必要がある部分の内容を表明しなければならないと規定している。

物品全体の図面は専利保護を請求する物品の部分意匠、及び当該部分の物品全体における位置と比率関係を明確に示さなければならない。保護を請求する部分が立体形状を含む場合、提出する図面に当該部分が明確に示された斜視図が含まなければならない。

提出する図面は保護を請求する部分とその他の部分を明確に区別できるものでなければならない。点線と実線を組み合わせる方式で保護を必要とする内容を表明する際に、実線は保護を必要とする部分を示し、点線はその他の部分を示す。他の方式で保護を必要とする内容を表明する際に、例えば一色の半透明層で保護が不要な部分を覆ってもよい。保護を請求する部分とその他の部分の間に明確な境界線がない場合、鎖線で境界線を表示しなければならない。

その他の要件については本部分第三章第 4.2 節の規定を参照のこと。

#### 4.4.3 簡単な説明

部分意匠専利を出願する場合、簡単な説明は以下の規定に合致しなければならない。

(1) 点線と実線の組み合わせ以外の方式で保護を請求する部分意匠を示す場合、簡単な説明に保護を請求する部分を明記しなければならない。

(2) 鎖線で保護を請求する部分とその他の部分の間の境界線を表示する場合、必要な際に、簡単な説明にこれを明記しなければならない。

(3) 必要な際に、保護を請求する部分の用途を明記し、かつ物品の名称に示される用途と対応させなければならない。

(4) 指定されたデザインの要点を最もよく示す図面又は写真に、保護を請求する部分意匠が含まなければならない。

その他の要件については本部分第三章第 4.3 節の規定を参照のこと。

#### 4.5 グラフィカルユーザーインターフェースに係る物品の意匠

グラフィカルユーザーインターフェースに係る物品の意匠とは、物品のデザインの要点がグラフィカルユーザーインターフェースを含むデザインである。出願人は物品の全体意匠の方式又は部分意匠の方式で出願を提出することができる。

物品の名称は本部分第三章第 4.1.1 節の規定に合致し、かつグラフィカルユーザーインターフェースの具体的な用途及びそれが適用される物品を明記しなければならない。一般的には、例えば「温度調節グラフィカルユーザーインターフェース

を有する冷蔵庫」「スマートフォンのモバイル決済グラフィカルユーザーインターフェース」のように、「グラフィカルユーザーインターフェース」という文字のキーワードを必要とする。例えば「ソフトウェアのグラフィカルユーザーインターフェース」「操作のグラフィカルユーザーインターフェース」のように、単に漠然と「グラフィカルユーザーインターフェース」という名称を物品の名称としてはならない。

簡単な説明は本部分第三章第 4.3 節の規定に合致するものであり、グラフィカルユーザーインターフェースの用途を明確に説明するものでなければならず、かつ物品の名称に示される用途と対応させなければならない。デザインの要点はグラフィカルユーザーインターフェースを含まなければならない。必要な際に、グラフィカルユーザーインターフェースの製品中の領域、マンマシンインタラクション方式及び変化のプロセスなどを説明する。

#### 4.5.1 物品の全体意匠の方式による出願の提出

グラフィカルユーザーインターフェースの物品の意匠について、出願人は物品の全体意匠の方式による出願の提出を行うことができる。

デザインの要点がグラフィカルユーザーインターフェースのデザイン及びそれが適用される物品のデザインを含む場合、図面は本部分第三章第 4.2 節の規定に合致しなければならない。

デザインの要点がグラフィカルユーザーインターフェースのデザインにしかない場合、出願人は少なくともグラフィカルユーザーインターフェースに係る面の製品の正投影図を提出しなければならない。必要な際に、グラフィカルユーザーインターフェースの図面も提出しなければならない。簡単な説明にはデザインの要点がグラフィカルユーザーインターフェースにしかないことを明記しなければならない。

#### 4.5.2 部分意匠の方式による出願の提出

デザインの要点がグラフィカルユーザーインターフェースにしかない物品の意匠について、出願人は部分意匠の方式による出願の提出を行うことができる。部分意匠の方式は、グラフィカルユーザーインターフェースが適用される物品を図面を含む又は含まない二種の方式を含む。

簡単な説明にはデザインの要点がグラフィカルユーザーインターフェース又はグラフィカルユーザーインターフェース中の部分にしかないことを明記しなければならない。

##### 4.5.2.1 グラフィカルユーザーインターフェースが適用される物品を含む方式による出願の提出

グラフィカルユーザーインターフェースの最終物品における位置及び比率関係を明確に示す必要がある場合、出願人はグラフィカルユーザーインターフェースが適用される物品を含む方式による出願の提出を行うことができる。

出願人はグラフィカルユーザーインターフェースに係る面の製品の正投影図を



提出しなければならず、必要な際に、グラフィカルユーザーインターフェースの図面も提出しなければならない。図面の提出方式は本部分第三章第 4.4.2 節の規定に合致しなければならない。

出願人がグラフィカルユーザーインターフェース中の部分で意匠専利を出願する場合、物品の名称は、例えば「スマートフォンのモバイル決済グラフィカルユーザーインターフェースの検索欄」のように、保護を請求する部分も明記しなければならない。図面の提出方式は本部分第三章第 4.4.2 節の規定にも合致しなければならない。簡単な説明には保護を請求する部分意匠の用途も明記しなければならない。

#### 4.5.2.2 グラフィカルユーザーインターフェースが適用される物品を含まない方式による出願の提出

任意の電子機器に適用できるグラフィカルユーザーインターフェースについて、出願人はグラフィカルユーザーインターフェースが適用される物品を含まない方式による出願提出を行うことができる。

物品の名称には「電子機器」という文字のキーワードがなければならない。例えば「電子機器に用いるビデオオンデマンドグラフィカルユーザーインターフェース」「電子機器に用いる道路ナビゲーショングラフィカルユーザーインターフェース」。

出願人はグラフィカルユーザーインターフェースの図面のみを提出することができる。簡単な説明における物品の用途を、電子機器と総括することができる。出願人はグラフィカルユーザーインターフェース中の部分で意匠専利を出願する場合、物品の名称は、例えば「スマートフォンのモバイル決済グラフィカルユーザーインターフェースの検索欄」のように、保護を請求する部分も明記しなければならない。図面の提出方式は本部分第三章第 4.4.2 節の規定にも合致しなければならない。簡単な説明には保護を請求する部分意匠の用途も明記しなければならない。

#### 4.5.3 動的なグラフィカルユーザーインターフェース

動的なグラフィカルユーザーインターフェースの物品の名称には、例えば「スマートフォンの天気予報の動的なグラフィカルユーザーインターフェース」のように、「動的」という文字のキーワードがなければならない。

動的なグラフィカルユーザーインターフェースについて、出願人はグラフィカルユーザーインターフェースの起動状態に係る面の図面を正面図として提出しなければならず、グラフィカルユーザーインターフェースのキーフレームの図面を状態変化図として提出することができ、提出する図面は動的なグラフィカルユーザーインターフェースの完全な変化プロセスを唯一に確定できるものでなければならない。状態変化図の図面の名称は、動的な変化プロセスに基づいて順番を注釈しなければならない。

専利局が必要と判断した際に、出願人に動的なグラフィカルユーザーインターフ

ェースの変化プロセスを示すビデオ類ファイルを提出するよう要求することができる。

## 5. その他の書類と関係手続の審査

### 5.1 専利代理機構への委任

本部分第一章第 6.1 節の規定を適用する。

### 5.2 優先権主張

法 29

出願人が優先権の獲得を主張する場合、専利法第 29 条、第 30 条、専利法実施細則第 34 条、第 35 条及びパリ条約における関連規定に合致しなければならない。

専利法第 29 条第 1 項の規定に基づき、意匠専利出願の優先権主張は外国優先権であってもよく、即ち出願人が外国での初回の専利出願の提出日から起算して 6 か月以内に、中国で再び同じ主題について意匠専利を出願する場合、当該外国が中国と締結した協定又は共同で加盟している国際条約に準拠するか、又は優先権を相互に認める原則に準拠して、優先権を獲得することができる。

専利法第 29 条第 2 項の規定に基づき、意匠専利出願の優先権主張は国内優先権であってもよく、即ち出願人が中国での初回の専利出願の提出日から起算して 6 か月以内に、専利局に同じ主題について意匠専利を出願する場合、優先権を獲得することができる。

意匠専利出願で優先権を主張する場合、先行出願の主題は発明又は実用新案専利出願の添付図面に示されるデザイン、又は意匠専利出願の主題でなければならない。

専利法実施細則第 34 条第 4 項の規定に基づき、意匠専利出願の出願人が外国優先権を主張し、その先行出願に意匠に対する簡単な説明が含まれておらず、出願人が専利法実施細則第 31 条の規定に基づいて提出した簡単な説明が先行出願書類の図面又は写真に示される範囲を超えていない場合、優先権の獲得には影響しない。

専利法実施細則第 35 条第 1 項の規定に基づき、出願人は一件の意匠専利出願において、1 つ又は複数の優先権を主張することができる。

初歩審査において、複数の優先権に対する審査については、優先権ごとに本章の関係規定に合致するかどうかを審査しなければならない。

法 29.1

#### 5.2.1 外国優先権の主張

##### 5.2.1.1 先行出願及び優先権を主張する後続出願

外国優先権を主張する場合、先行出願は発明、実用新案又は意匠専利出願でなければならない。

その他の規定は本部分第一章第 6.2.1.1 節の規定を適用する。

### 5.2.1.2 優先権主張声明

本部分第一章第 6.2.1.2 節の規定を適用する。

法 30

### 5.2.1.3 先行出願書類の副本

優先権を主張する場合、先行出願書類の副本を、後続出願の提出日から起算して 3 か月以内に提出しなければならない。期限内に提出しない場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

その他の規定は本部分第一章第 6.2.1.3 節の規定を適用する。

細則 34.3

### 5.2.1.4 後続出願の出願人

優先権を主張する後続出願の出願人は先行出願書類の副本に記載した出願人と一致している者か、又は先行出願書類の副本に記載された出願人のうちの一人でなければならない。

出願人が全く一致しておらず、かつ先行出願の出願人が優先権を後続出願の出願人に譲渡した場合、後続出願の提出日から起算して 3 か月以内に、先行出願の出願人全員が署名又は捺印した優先権譲渡証明書類を提出しなければならない。先行出願に複数の出願人がおり、かつ後続出願にそれと異なる複数の出願人がいる場合、先行出願の出願人全員が共同で署名又は捺印した、後続出願の出願人全員に譲渡する旨の優先権譲渡証明書類を提出することができる。また、先行出願の出願人全員が別々に署名又は捺印した、後続出願の出願人に譲渡する旨の優先権譲渡証明書類を提出することもできる。

出願人が期限内に優先権譲渡証明書類を提出しない場合又は提出した優先権譲渡証明書類が規定に合致しない場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

## 5.2.2 国内優先権の主張

細則 35.2

### 5.2.2.1 先行出願及び優先権を主張する後続出願

先行出願及び優先権を主張する後続出願は、以下の規定に合致しなければならない。

(1) 先行出願は発明、実用新案又は意匠専利出願でなければならないが、分割出願であってはならない。

(2) 先行出願の主題で外国優先権もしくは国内優先権を主張していないか、又は外国優先権もしくは国内優先権を主張したが、優先権を獲得していない。

(3) 当該先行出願の主題について、専利権が付与されていない。

(4) 優先権を主張する後続出願が、先行出願の出願日から起算して 6 か月以内に提出された。

前記の第 (3) 号について審査する際は、優先権を主張する後続出願の出願日を時間判断基準とする。前記の第 (4) 号について審査する際、複数の優先権を主張

する場合については、最も早い先行出願の出願日を時間の判断基準とし、つまり、優先権を主張する後続出願の出願日は最も早い先行出願の出願日から 6 か月以内である。

先行出願が前述の規定された状況のいずれにも合致しない場合、規定に合致しない当該優先権主張声明に対して、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

優先権を審査する際に、専利局が先行出願に対して専利権付与通知書又は登録手続実行通知書を既に発行しており、かつ出願人が登録手続を既に行っていたことが判明した場合、審査官は後続出願に対して優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。初歩審査において、審査官は後続出願と先行出願の主題が明らかに関連しないものであるかどうかを審査しなければならない。その出願の主題が明らかに関連しない場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

#### 5.2.2.2 優先権主張声明

本部分第一章第 6.2.2.2 節の規定を適用する。

#### 5.2.2.3 先行出願書類の副本

本部分第一章第 6.2.2.3 節の規定を適用する

細則 34.3

#### 5.2.2.4 後続出願の出願人

優先権を主張する後続出願の出願人は先行出願に記載の出願人と一致しなければならない。一致していない場合、後続出願の出願人は後続出願の提出日から起算して 3 か月以内に、先行出願の出願人全員が署名又は捺印した優先権譲渡証明書類を提出しなければならない。後続出願の出願人が期限内に優先権譲渡証明書類を提出しない場合、又は提出した優先権譲渡証明書類が規定に合致しない場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

細則 35.3

#### 5.2.2.5 先行出願が取り下げられたものとみなす手続

請求人が国内優先権を主張する場合、その先行出願は一つ後の出願提出の日から取り下げられたものとみなすが、意匠専利出願の出願人が発明又は実用新案専利出願を国内優先権の基礎とする場合を除く。

出願人が国内優先権を主張しており、初歩審査によって、規定に合致すると認められた場合、先行出願が意匠専利出願であれば、審査官は先行出願に対して、取り下げられたものとみなす通知書を発行しなければならない。出願人が複数の国内優先権を主張しており、初歩審査によって、規定に合致すると認められた場合、先行出願が意匠専利出願を含むのであれば、審査官は対応する先行意匠専利出願に対して、取り下げられたものとみなす通知書を発行しなければならない。

取下げとみなされた先行出願は、回復を請求してはならない。

### 5.2.3 優先権主張の取下げ

本部分第一章第 6.2.4 節の規定を適用する。

### 5.2.4 優先権主張費用

本部分第一章第 6.2.5 節の規定を適用する。

### 5.2.5 優先権主張の回復

本部分第一章第 6.2.6.1 節の規定を適用する。

## 5.3 新規性喪失の例外となる公開

本部分第一章第 6.3 節の規定を適用する。

## 5.4 専利出願の取下げ声明

本部分第一章第 6.6 節の規定を適用する。

## 5.5 書誌的事項の変更

本部分第一章第 6.7 節の規定を適用する。

## 6. 専利法第 5 条第 1 項、第 25 条第 1 項第 (6) 号及び専利法実施細則第 11 条に基づく審査

### 6.1 専利法第 5 条第 1 項に基づく審査

専利法第 5 条第 1 項の規定に基づき、法律及び公序良俗に違反するか、又は公共利益を妨げる発明創造には、専利権を付与しない。

審査官は本指南第二部分第一章第 3 節の関連規定に基づき、専利出願する意匠が法律に明らかに違反しているかどうか、公序良俗に明らかに違反しているかどうか、公共利益を明らかに妨げているかどうかという三つの面について審査しなければならない。

#### 6.1.1 法律違反

法律違反とは、意匠専利出願の内容が、全国人民代表大会又は全国人民代表大会常務委員会が立法手続に基づいて制定及び公布した法律に違反していることをいう。

例えば、『中華人民共和国刑法』『中華人民共和国治安管理処罰法』では賭博、麻薬吸入などの関連行為を禁止しており、賭博機器、麻薬吸入器具の意匠は法律に違反する意匠であり、専利権を付与することができない。人民元札の模様が付されたシーツの意匠は、『中華人民共和国中国人民銀行法』に違反しているため、専利権を付与することができない。中国の国旗、国章を含む意匠は、『中華人民共和国国旗法』『中華人民共和国国章法』に違反しているため、専利権を付与することがで

きない。

### 6.1.2 公序良俗に違反する

公序良俗とは、公衆が普遍的に正当なものとみなし、かつ受け入れられる倫理道徳観念及び行動基準をいう。その含意は一定の文化的背景に基づき、時間の経過及び社会の進歩に伴って絶え間なく変化し、また地域によって異なる。中国専利法でいう公序良俗は中国国内に限定される。

例えば、暴力、虐殺、淫猥又は低俗な内容がある意匠は、専利権を付与することができない。

### 6.1.3 公共利益を妨げる

公共利益を妨げるとは、意匠の実施又は使用により公衆又は社会に危害を加えるか、又は国家と社会における正常な秩序に影響を与えることをいう。

政党の象徴及びマーク、国家の重大な政治事件、人民感情又は民族感情の傷害、封建迷信の宣伝に係る意匠は、専利権を付与することができない。国家の重大な経済事件、文化事件又は宗教信仰に係ることにより、公共利益を妨げる意匠は、専利権を付与することができない。

天安門などの著名な建築物又は指導者の肖像などの内容を含む意匠は、専利権を付与することができない。

## 6.2 専利法第 25 条第 1 項第 (6) 号に基づく審査

専利法第 25 条第 1 項第 (6) 号では、平面印刷物の模様、色彩又は両者の組み合わせによって作成され、主に標識機能を果たす意匠に対しては、専利権を付与しないと規定している。専利法実施細則第 50 条第 1 項第 (3) 号の規定に基づき、意匠専利出願に対する初歩審査で、意匠専利出願が専利法第 25 条第 1 項第 (6) 号の状況に明らかに該当するかどうかについて審査しなければならない。

一件の意匠専利出願が次に掲げる三つの条件を同時に満たしている場合、前述の出願は専利法第 25 条第 1 項第 (6) 号に規定の専利権を付与しない対象に該当すると判断する。

- (1) 意匠に係る物品が平面印刷物に属する。
- (2) 当該意匠が物品の模様、色彩又は両者の組み合わせによって作成されている。
- (3) 当該意匠が主に標識機能を果たす。

前記の規定に基づいて意匠専利出願を審査する際、審査官は、まず出願の図面又は写真と簡単な説明に基づき、意匠に係る物品が平面印刷物に該当するかどうかを審査する。次に、前述の意匠が模様、色彩又は両者の組み合わせによって作成されているものかどうかを審査する。形状要素を考慮しないため、二次元物品に係る全ての意匠は、いずれも模様、色彩又は両者の組み合わせによって作成されていると判断することができる。さらに、前述の意匠がそれを使用した物品に対して、主に標識機能を果たしているかどうかを審査する。主に標識機能を果たすとは、前述の意匠の主な用途が、これに係る物品、サービスの供給源などを公衆が識別できるよ

うにすることを指す。

壁紙、紡織品は本条項に規定の対象に該当しない。

### 6.3 専利法実施細則第 11 条に基づく審査

意匠専利出願が専利法実施細則第 11 条の規定に合致するかどうかについての審査は、『専利出願行為の規範化に関する規定』を適用する。

## 7. 専利法第 2 条第 4 項に基づく審査

専利法第 2 条第 4 項の規定に基づき、専利法においていう意匠とは、物品の全体的な又は部分的な形状、模様又はそれらの組み合わせ及び色彩と形状、模様の組み合わせに対してなされる美的感覚に富みかつ工業上の応用に適する新たなデザインである。

### 7.1 意匠が物品を媒体としなければならない場合

意匠は物品の意匠であり、その媒体は物品でなければならない。繰り返し生産することができない工芸品、農産物、畜産物、自然物は意匠の媒体とすることができない。

### 7.2 物品の形状、模様又はそれらの組み合わせ及び色彩と形状、模様の組み合わせ

意匠を構成しているのは物品の意匠要素又は要素の組み合わせであり、それには形状、模様又はそれらの組み合わせ及び色彩と形状、模様の組み合わせが含まれる。

物品の色彩は単独で意匠を構成することができないが、物品の色彩の変化そのものが模様を形成している場合は除く。意匠を構成し得る組み合わせには、物品の形状、物品の模様、物品の形状と模様、物品の形状と色彩、物品の模様と色彩、物品の形状と模様と色彩がある。

形状とは、物品の造形についてのデザインを指し、つまり製品外部の点、線、面の移動、変化、組み合わせによって示される外部輪郭であり、即ち製品の構造、外形などに対してデザイン、製造を同時に行った結果である。

模様とは、あらゆる線、文字、記号、カラーブロックの配列又は組み合わせにより、製品の表面に構成される図形を指す。模様は、製図又は創作者の模様のデザイン上の構想を具現するその他の手段により制作することができる。

色彩とは、物品に使われる色又は色の組み合わせを指し、当該物品の製造に使われる材料の元の色は意匠の色彩には当たらない。

意匠の要素、即ち形状、模様、色彩は相互に依存し合うものであり、例えば複数種類のカラーブロックを組み合わせれば模様になり、その境界線を区分することが難しい場合もある。

### 7.3 工業への応用に適した美的感覚に富む新しいデザイン

工業への応用に適するとは、意匠を産業に応用し、ロット生産ができることをい

う。

美的感覚に富むとは、意匠専利権の保護客体に該当するかどうかを判断する時に注目するのが、物品の機能上の特性又は技術的効果でなく、物品の外観が人に与える視覚的印象であることをいう。

専利法第2条第4項は専利保護が得られる意匠についての一般的な定義であり、意匠が同一又は実質的に同一であるかどうかを判断するための具体的な審査基準ではない。従って、審査において、保護を請求する意匠が新たなデザインの一般的な要件を満たしているかどうかということについて、審査官は通常、出願書類の内容及び一般消費者の常識のみに基づいて判断しなければならない。

#### 7.4 意匠専利権を付与しない状況

専利法第2条第4項の規定に基づくと、以下の項目は意匠専利権を付与しない状況に該当する。

(1) 特定の地理的条件によって決まり、繰り返し再現することのできない固定的な建築物、橋のデザインなど。例えば、特定の山水を含む山水別荘。

(2) 気体、液体及び粉末状などの固定した形状のない物質を含むためにその形状、模様、色彩が固定されない製品。

(3) 異なった特定の形状又は模様を有する複数の部材で構成される物品について、部材そのものを単独で販売することができずかつ単独で使用することができないのであれば、当該部材は意匠専利の保護客体に該当しない。例えば、形状の異なるピースからなる一組のジグソーパズルは、すべてのピースを共同で一件の意匠として出願する場合に限って、意匠専利の保護客体に該当する。

(4) 視覚に作用しないか又は肉眼では確認しにくく、特定のツールを使わなければその形状、模様、色彩を見分けられない製品。例えば、紫外線ランプで照射されないと模様が現れない製品。

(5) 自然物の元来の形状、模様、色彩を主体とするデザイン。通常は、二つの状況を指し、一つは自然物そのもので、もう一つは自然物を模倣したデザインである。

(6) 純粋な美術、書道、撮影の範疇の作品。

(7) その物品の所属する分野で見慣れている幾何形状及び模様のみで構成される意匠。

(8) 文字及び数字の読み方、意味は意匠の保護内容に該当しない。

(9) ゲームのインターフェース及びマンマシンインタラクションに無関係な表示装置に表示される模様。例えば、電子画面の壁紙、電源オン・オフ画面、マンマシンインタラクションに無関係なウェブサイトのウェブページの画像とテキストのレイアウト。

(10) 物品において比較的独立する領域を形成することができないか、又は比較的完全なデザインユニットを構成することができない部分意匠。例えば、ウォーターグラスの持ち手の屈曲線、任意に切り取られた眼鏡のレンズの不規則な部分。

(11) 専利保護を請求する部分意匠が、物品表面の模様又は模様と色彩の組み合わせのデザインに過ぎないもの。例えば、オートバイの表面の模様。



## 8. 専利法第 23 条第 1 項、第 2 項に基づく審査

### 8.1 専利法第 23 条第 1 項に基づく審査

専利法第 23 条第 1 項では、次のように規定している。専利権を付与する意匠は、既存のデザインに属さないものでなければならない。またいかなる機構又は個人も同様の意匠について出願日より前に国務院専利行政部門に出願を提出しておらず、出願日以降に公告された専利書類に記載していないものでもなければならない。

初歩審査において、審査官は意匠専利が専利法第 23 条第 1 項の規定に合致するかどうかについて審査を行う。審査官は得られた関連の既存のデザイン又は抵触出願の情報に基づき、意匠専利出願が専利法第 23 条第 1 項の規定に明らかに合致しないかどうかを審査することができる。

同一又は実質的に同一であることについての審査は本指南第四部分第五章第 5 節の関連の規定を参照のこと。

### 8.2 専利法第 23 条第 2 項に基づく審査

専利法第 23 条第 2 項では、専利権を付与する意匠は既存のデザイン又は既存のデザインの特徴の組み合わせと比較して、明確な違いを有するものでなければならないと規定している。初歩審査において、審査官は意匠専利出願が専利法第 23 条第 2 項の規定に適合するかどうかについて審査を行う。通常、審査官は得られた既存のデザインと専利出願で保護を請求する意匠との単独比較に基づき、意匠専利出願が専利法第 23 条第 2 項の規定に明らかに合致しないかどうかを審査することができる。

明確な違いがないことについての審査は本指南第四部分第五章第 6 節の関連の規定を参照のこと。

## 9. 専利法第 31 条第 2 項に基づく審査

専利法第 31 条第 2 項では、一件の意匠専利出願は、一つの意匠に限らなければならないと規定している。

一件の構成材物品のデザインは一つの意匠である。構成材製品とは複数の部材を組み合わせることで構成される一つの製品である。以下の三種の組み立て関係の製品を含む。例えば搾汁カップ・氷かきカップ・ベースで構成されるスムージーメーカー、コンロ・オーブン・食器洗浄機を有するキッチンキャビネット全体のような、組み立て関係が唯一の構成材製品。例えば挿入接続により様々な造形をなすことができる積み木のような、組み立て関係が唯一でない構成材製品。例えばランプのような、組み立て関係がない構成材製品。例えば机の上に随意に置いた装飾物のような、複数部材を随意に寄せ集めた製品は構成材製品には該当しない。

同一物品の二つ又は二つ以上の接続関係のない部分意匠は、機能又はデザインの面で関連がありかつ特定の視覚効果を形成しているのであれば、一つの意匠とする

ことができる。例えば眼鏡の二本のテンプルのデザイン、スマートフォンの四隅のデザイン。

同一物品に係る二つ以上の類似意匠、又は同一類別であり一組で販売される又は使用される物品の二つ以上の意匠は、一件の出願として提出することができる（併合出願と略称する）。

### 9.1 同一物品に係る二つ以上の類似意匠

専利法第 31 条第 2 項の規定に基づき、同一物品における二つ以上の類似意匠は、一件の出願として提出することができる。

細則 40.1

一件の意匠専利出願における類似意匠は 10 を超えてはならない。10 を超えている場合、審査官は審査意見通知書を発行し、出願人が訂正しても欠陥が解消されない場合は、当該専利出願を拒絶しなければならない。

#### 9.1.1 同一物品

専利法第 31 条第 2 項の規定に基づき、一件の出願における各意匠は同一物品における全体又は部分意匠でなければならない。例えば、いずれも食器の意匠でなければならない。各意匠がそれぞれ、食器、小皿、コップ、ボウルの意匠である場合は、国際意匠分類表における同一クラスに該当するが、同一物品ではない。

#### 9.1.2 類似意匠

専利法実施細則第 40 条第 1 項の規定に基づき、同一物品における他の意匠は、簡単な説明において指定した基本意匠と類似しなければならない。類似意匠を判断する際は、他の意匠と基本意匠とを単独で比較しなければならない。

細則 50.1 (3)

初歩審査の際に、類似意匠に係る出願について、専利法第 31 条第 2 項の規定に明らかに合致しないかどうかを審査しなければならない。一般的に、全体的な観察を経て、他の意匠と基本意匠が同一又は類似したデザインの特徴 459 を備えており、かつ両者の間の相違点が部分的な細かな変更、当該種別の物品の慣用デザイン、デザインユニットの配列の繰り返し、部分意匠の全体における位置及び/又は比率関係の一般的な変更又は単なる色彩要素の変更などの状況である場合、通常は両者が類似する意匠であると認定する。

法 31.2

### 9.2 組物の意匠

専利法実施細則第 40 条第 2 項では、同一類別でありかつ一組で販売される又は使用される物品に用いられ、かつ同一のデザイン上の構想を有する二つ以上の意匠は、一件の出願として提出できると規定している。

組物意匠とは、二つ以上（二つを含む）の同一クラスに属し、各自で独立している製品によって構成され、各製品のデザイン発想が同一であり、そのうちの製品ごとに独立した使用価値があり、かつ各製品を組み合わせるとその組み合わせ後の使用価値が現れるような製品を指す。例えば、コーヒーカップ、コーヒーポット、ミ

ルクポット及びシュガーポットによって構成されるコーヒー器具。

組物における各意匠は、物品の部分意匠ではなく、物品の全体意匠でなければならない。

### 9.2.1 同一類別

専利法第31条第2項および専利法実施細則第40条第2項の規定に基づき、二つ以上（二つを含む）の意匠を一件の出願として出願できる条件の一つは、当該二つ以上の意匠物品が同一類別に該当すること、即ち、当該二つ以上の意匠に係る物品が国際意匠分類表における同一のクラスに属することである。

説明すべきこととして、物品が同一のクラスに属することは、併合出願の十分条件ではなく、専利法第31条第2項及び専利法実施細則第40条第2項における一組で販売される又は使用されるという要件、及び同一のデザイン上の構想に属するという要件も満たさなければならない。

### 9.2.2 一組で販売される又は使用される

専利法実施細則第40条第2項にいう一組で販売される又は使用されるとは、習慣上同時に販売又は同時に使用され、かつ組み合わせで使用する価値があることをいう。

#### (1) 同時の販売

同時の販売とは、例えば、ベッドカバー、シーツ及び枕カバーなどにより構成されるベッド用品セットのように、意匠に係る物品が習慣上同時に販売されるものをいう。販売促進のために随意に一組で販売される製品、例えば、学生鞆とペンケースの場合、学生鞆の販売時にペンケースを贈呈するとしても、習慣上同時の販売とみなすことはできず、組物意匠として出願提出することはできない。

#### (2) 同時の使用

同時の使用とは、製品が習慣上同時に使用されることをいい、つまり、そのうちの一つの製品を使用すると、使用が連想されることで、別の一つ又は複数の製品の存在に想到することであって、これらの製品を同時に使用するというのではない。例えば、コーヒー器具のうち、コーヒーカップ、コーヒーポット、シュガーポット、ミルクポット等。

### 9.2.3 各物品のデザイン上の構想の同一

デザイン上の構想の同一とは、各物品のデザインスタイルが統一されていることを指し、つまり、各物品の形状、模様又はそれらの組み合わせ、及び色彩と形状、模様の組み合わせについてなされたデザインが統一されていることをいう。

形状の統一とは、個々の構成製品がいずれも同一の特定の造形を特徴とするか、又は個々の構成製品が特定の造形によって組み合わせの関係となることをいい、そのようであれば形状の統一の要件に合致すると考えられる。

模様の統一とは、各製品における模様のデザインのモチーフ、構図、表現方式などの面で統一されていることをいう。そのうちの一つの面が違っていれば、模様の

不統一であると考えられ、例えば、コーヒーポットのデザインにおいて蘭の花の模様をモチーフとしながら、コーヒーカップにデザインされた模様がパンダであれば、模様として選ばれたデザインモチーフが違うことから、模様の不統一であると考えられ、統一調和の原則に合致しないため、組物意匠として併合出願することはできない。

色彩の統一については、単独で考慮することはできず、各物品の形状、模様と共に総合的に考慮しなければならない。各物品の形状、模様が統一調和の原則に合致している場合、簡単な説明において色彩の保護を請求すると明記していなくても、デザイン上の構想の同一となる。簡単な説明において色彩の保護を請求すると明記していて、物品の色彩のスタイルが一致していれば、デザイン上の構想の同一となる。各物品における色彩の変化が大きく、全体の調和性を損ねている場合は、組物として併合出願することはできない。

#### 9.2.4 組物に類似意匠を含めることができない場合

組物の意匠専利出願には、特定の一つ又は複数の物品の類似意匠を含めることができない。例えば、食事用のコップと小皿を含めた組物の意匠専利出願には、前記コップと小皿の二つ以上（二つを含む）の類似意匠を含めることができない。

前記の規定に合致しない出願に対して、審査官は審査意見通知書を発行して出願人に補正するよう要求しなければならない。

#### 9.3 併合出願する意匠がそれぞれ授権条件を備えなければならない場合

注意すべきこととして、同一物品に係る二つ以上の類似意匠と、組物の意匠専利出願のどちらも、そのうちの各意匠又は各物品の意匠は、上述した併合出願に関する規定に合致しなければならないほか、その他の授権条件もそれぞれ備えなければならない。そのうちの一つの意匠又は一つの物品の意匠が授権条件を備えていない場合、当該意匠又は当該物品の意匠を削除しなければならず、そうしなければ当該専利出願に専利権を付与することができない。

#### 9.4 分割出願の審査

##### 9.4.1 分割出願の確認

本部分第一章第 5.1.1 節の規定を適用する。

##### 9.4.2 分割出願のその他の要求

(1) 原出願に二つ以上の意匠が含まれる場合、分割出願は原出願のうちの一つ又は複数の意匠でなければならない、かつ原出願に示された範囲を超えてはならない。

(2) 原出願が物品の全体意匠である場合、その一部を分割出願として提出することは許容されず、例えば、オートバイの意匠について保護を請求する専利出願の場合、オートバイの部品を分割出願として提出することはできない。

(3) 原出願が物品の部分意匠である場合、その全体意匠又はその他の部分意匠を

分割出願として提出することは許容されない。

分割出願で上述の第(1)号の規定に合致しない場合、審査官は審査意見通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間内に応答がない場合、取り下げられたものとみなす通知書を発行しなければならない。出願人が十分な理由なく補正を行わない場合、当該分割出願に対して拒絶査定を下す。分割出願が上述の第(2)、(3)号の規定に合致しない場合、審査官は審査意見通知書を発行しなければならない。期間内に応答がない場合、取り下げられたものとみなす通知書を発行しなければならない。出願人が十分な理由なく分割出願としての出願を続ける場合、当該分割出願に対して拒絶査定を下す。

#### 9.4.3 分割出願の期限と費用

本部分第一章第5.1.2節の規定を適用する。

### 10. 専利法第33条に基づく審査

細則 57.2 及び 3

専利法第33条の規定に基づき、出願人による自身の意匠専利出願書類に対する補正は、当初の図面又は写真に示された範囲を超えてはならない。補正が当初の図面又は写真に示された範囲を超えるとは、補正後の意匠が当初の出願書類に示された対応する意匠と比較して、異なる意匠に属することをいう。出願人による自身の意匠専利出願書類に対する補正が当初の図面又は写真に示された範囲を超えているかどうかを判断する際に、補正後の内容が当初の図面又は写真に既に示されているか、又は直接かつ一義的に確定できるのであれば、当該補正は専利法第33条の規定に合致すると考えられる。

出願人は出願日から2か月以内に意匠専利出願書類に対して自発的に補正を提出することができる。また、出願人は専利局による審査意見通知書又は補正通知書を受領すると、通知書で指摘された欠陥について専利出願書類を補正しなければならない。

細則 57.2

#### 10.1 出願人による自発的な補正

出願人による自発的な補正に対して、審査官はまず補正の提出日が出願日から起算して2か月以内であるかどうかを確認しなければならない。2か月を超えた補正について、補正された書類から当初の出願書類に存在した欠陥がなくなっており、かつ授權される見込みがある場合、当該補正書類を受理することができる。受理できない補正書類に対し、審査官は提出されなかったものとみなす通知書を発行しなければならない。但し、以下の補正については、当初の出願書類に存在した欠陥がなくなっているとは認められず、自発的な補正を行ったのが2か月を超えていることを理由に提出していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

- (1) 全体意匠を部分意匠に補正している。
- (2) 部分意匠を全体意匠に補正している。
- (3) 同一の物品全体の特定の一つの部分意匠を別の部分意匠に補正している。

2か月以内に提出された自発的な補正について、審査官はその補正が当初の図面

又は写真に示された範囲を超えているかどうかを審査しなければならない。補正が当初の図面又は写真に示された範囲を超えていれば、審査官は審査意見通知書を発行し、出願人に当該補正が専利法第 33 条の規定に合致しないことを通知しなければならない。出願人が意見陳述又は補正を行っても規定に合致しない場合、審査官は専利法第 33 条及び専利法実施細則第 50 条第 2 項の規定に基づいて拒絶査定を下すことができる。

細則 57.3

### 10.2 通知書で指摘された欠陥に対する補正

通知書で指摘された欠陥に対する補正について、審査官は当該補正が当初の図面又は写真に示された範囲を超えているかどうか及び当該補正が通知書で指摘された欠陥に対して行われた補正であるかどうかを審査しなければならない。

出願人が提出した補正書類が当初の図面又は写真に示された範囲を超えている場合、審査官は審査意見通知書を発行し、出願人に当該補正が専利法第 33 条の規定に合致しないことを通知しなければならず、出願人が意見陳述又は補正を行っても規定に合致しない場合、審査官は専利法第 33 条及び専利法実施細則第 50 条第 2 項の規定に基づいて拒絶査定を下すことができる。

出願人が提出した、通知書で指摘された欠陥以外に対して行われた補正を含む補正書類について、その補正が専利法第 33 条の規定に合致し、当初の出願書類に存在した欠陥がなくなっており、かつ授權の見通しがある場合、当該補正は通知書で指摘された欠陥に対して行われた補正であるとみなすことができ、当該補正された出願書類は受理される。

但し、以下の状況の場合、補正後の内容が当初の図面又は写真に示された範囲を超えていなくても、通知書で指摘された欠陥に対して行われた補正であるとみなすことはできないため、受理しない。

- (1) 全体意匠を部分意匠に補正している。
- (2) 部分意匠を全体意匠に補正している。
- (3) 同一の物品全体の特定の一つの部分意匠を別の部分意匠に補正している。

出願人が審査意見通知書に応答した時に提出した補正書類に上記の受理しない状況があれば、審査官は審査意見通知書を発行し、出願人に当該補正が専利法実施細則第 57 条第 3 項の規定に合致しないと通知し、指定の期限内に専利法実施細則第 57 条第 3 項に規定された補正書類を提出するように出願人に要求しなければならない。また指摘すべきこととして、指定の期限満了日の時点で、出願人が提出した補正書類が依然として専利法実施細則第 57 条第 3 項の規定に合致しないか、又は専利法実施細則第 57 条第 3 項の規定に合致しない他の内容が現れた場合、審査官は補正前の書類に対して審査を継続し、授權又は拒絶査定を下す。

### 10.3 職権による訂正

細則 57.4

初歩審査において、本章第 4.1 節、第 4.2 節及び第 4.3 節で規定された出願書類における明らかな誤りに対して審査官は職権による訂正を行い、出願人に通知することができる。職権による訂正の内容は主に以下の複数の面を指す。

- (1) 明らかな物品の名称の誤り。
  - (2) 明らかな図面の名称の誤り。
  - (3) 明らかな図面の方向の誤り。
  - (4) 意匠図面における物品を描く線に、例えば陰影線、指示線、中心線、寸法線、鎖線などのような、削除すべき線が含まれる。
  - (5) 簡単な説明に、例えば製品の内部構造、技術効果に関する記述、製品のプロモーションと宣伝などの用語のような、簡単な説明に明記できるものに明らかに属さない内容が明記されている。
  - (6) 出願人が簡単な説明で指定したデザイン要件を最もよく示している図面又は写真が明らかに不適切である。
  - (7) 願書における、出願人の住所又は連絡者の住所の記載漏れ、誤記又は省（自治区、直轄市）、市、郵便番号などの情報を重複しての記載。
- 審査官が職権により訂正した内容は、ファイルに記載して出願人に通知しなければならない。

## 11. 専利法第9条に基づく審査

専利法第9条第1項では、同様の発明創造には一件の専利権だけを付与することができる」と規定している。専利法第9条第2項では、二名以上の出願人が同一の発明創造について別々に専利出願する場合、専利権は最も先に出願した者に付与すると規定している。

初歩審査において、審査官は意匠専利が専利法第9条の規定に合致するかどうかについて審査を行う。審査官は得られた同様の意匠の専利出願又は専利に基づき、意匠専利出願が専利法第9条の規定に合致するかどうかを審査することができる。

### 11.1 判断の原則

専利法第9条に述べた同様の発明創造となるかどうかを判断する時は、二件の意匠専利出願又は専利の図面又は写真に示された物品の意匠を基準としなければならない。同様の意匠とは、二件の意匠が同一又は実質的に同一であることをいう。意匠が同一又は実質的に同一であることについての判断の原則は、本指南第四部分第五章の関連規定を適用する。

### 11.2 処理方式

本指南第二部分第三章第6.2節の規定を参照のこと。

## 12. 意匠の分類

専利局は国際意匠分類法（即ちロカルノ分類法）を用いて意匠専利出願の分類を行い、最も直近に公開された『国際意匠分類表』の中国語翻訳本を作業用文書とする。

意匠の分類の目的を以下に挙げる。

- (1) 意匠物品の類別属性の確定。
- (2) 意匠専利に対する分類管理。
- (3) 意匠専利についての検索照会の利便化。
- (4) 分類番号順の意匠専利書類のソートと公開。

意匠分類は当該意匠に係る物品を対象に行われ、分類番号が「LOC」「(版番号)」  
「C1.」「クラス-サブクラス」の組み合わせによって構成される（以下に述べる分類番号は「クラス-サブクラス」を指す）。例えば LOC (14) C1.06-04。複数の分類番号がある場合、各分類番号の間をセミコロンで区分する。例えば LOC (14) C1.06-04 ; 23-06。

## 12.1 分類の根拠

意匠の分類は意匠に係る物品の名称、図面又は写真及び簡単な説明に記載された物品の用途を根拠とする。

## 12.2 分類の方法

意匠の分類は一般的に、用途の原則に従わなければならないが、当該物品を製造する材料については考慮しない。物品の用途は出願人が提示した意匠に係る物品の名称、図面又は写真、及び物品の使用目的、使用分野、使用方法などの情報から得ることができる。

製品の類別の確定に当たっては、まずクラス、次にサブクラスの順で行う。意匠物品の類別は、その物品用途を含めるクラス及び当該クラスの下にあるサブクラスに属すべきであるが、当該クラスの下にその物品の用途を含めるサブクラスが挙げられていないのであれば、当該クラスの下にある 99 サブクラス、即ちその他の雑項目に分類する。

製品の部品について、専用の類別があれば、当該部品をその専用の類別に分類しなければならないが、例えば自動車のタイヤは、12-15 類に分類すべきである。専用の類別がなく、かつ通常はその他の製品に応用することがない場合、当該部品をその上位製品の属する類別に分類しなければならないが、例えばライターのプリントホイールは、27-05 類に分類しなければならない。製品の部品が専用の類別を有するかどうかを確定する際は、分類表における具体的な製品項目と一つずつ対応していることに限定せず、例えば、偽札検査機のハウジングは 10-07 類に分類しなければならない。

時代の発展に伴って新規な用途が派生した製品は、一般的に、伝統的な用途の所属する分類に維持すべきである。例えば提灯は、昔の単なる照明器具から装飾用品に徐々に変化したが、26 クラスの照明器具に分類しなければならない。

## 12.3 分類番号の確定

### 12.3.1 単一用途の物品の分類

- (1) 意匠専利出願に一つの物品の意匠のみを含み、かつ用途が単一である場合、



一つの分類番号を与えなければならない。

(2) 意匠専利出願に同一物品に係る複数の意匠を含み、かつ用途が単一である場合、一つの分類番号を与えなければならない。

(3) 意匠専利出願に複数の物品の意匠を含み、かつ用途が同一で、単一である場合、一つの分類番号を与えなければならない。例えば、一つの意匠専利出願に枕カバー、シーツ、ベッドカバーという三つの物品を含む場合、いずれもベッド用品に属するため、分類番号は06-13類である。

### 12.3.2 多用途の物品の分類

(1) 意匠専利出願に一つの物品の意匠のみを含み、かつ当該物品が用途の異なる二つ又は二つ以上の物品の複合体である場合、その用途に対応する複数の分類番号を与えなければならないが、家具の複合体は除く。例えば、温度計付きの写真立ては、写真を入れる用途と温度を計測する用途という二種の用途を備えており、分類番号は06-07と10-04である。また例えば、一体型の机と椅子は、家具の複合体であり、分類番号は06-05である。

(2) 意匠専利出願に同一物品の複数の意匠を含み、かつ当該物品が用途の異なる二つ又は二つ以上の物品の複合体である場合、その用途に対応する複数の分類番号を与えなければならない。

(3) 意匠専利出願に複数の物品の意匠を含み、かつ個別の物品が異なる用途を備える場合、その用途に対応する複数の分類番号を与えなければならない。例えば、意匠専利出願にボウルとスプーンという二つの物品を含む場合、分類番号は07-01及び07-03である。

### 12.3.3 特殊な物品の分類

意匠専利出願が物品の部分意匠である場合、物品の全体又は部分に対応する分類番号を与えなければならない。製品の部分自体を部品として分類番号を与えることができない場合、製品の全体に対応する分類番号を与えればよい。意匠専利出願がグラフィカルユーザーインターフェースに係る物品の意匠である場合、それが適用される物品及びグラフィカルユーザーインターフェースに対応する分類番号を与えなければならない。但し、グラフィカルユーザーインターフェースを提示しているだけでそれが適用される製品を含まない出願については、グラフィカルユーザーインターフェースに対応する分類番号を与えればよい。

### 12.3.4 分類の補正

専利法実施細則第31条の規定に基づき、簡単な説明には意匠物品の用途を明記しなければならない。

意匠の分類において以下に挙げられる状況が発生した場合、補正通知書を発行しなければならない。

(1) 意匠に係る物品の名称、図面又は写真で物品の用途を確定することができず、かつ簡単な説明に物品の用途を記載していないか、又は記載された物品用途が不適

切である。

(2) 意匠に係る物品の名称、図面又は写真で確定される物品の用途が、簡単な説明に記載された物品用途と明らかに一致しない。

出願人は補正通知書を受け取った日から 2 か以内に応答し、意匠の簡単な説明の差し替え頁を提出しなければならない。期限内に応答しない場合、当該出願は取り下げられたものとみなされる。

## 第四章 専利の分類

### 1. 序文

専利局が専利国際分類を採用して発明専利出願と実用新案専利出願に対し分類を行う際は、最新版の国際特許分類表（IPC、その使用指南を含む）の中国語訳文を作業用文書とし、疑義がある場合、同じ版の英語又はフランス語バージョンを基準とする。

分類の目的は以下のとおりである。

- (1) 検索に資する専利出願書類ファイルを構築する。
- (2) 発明専利出願と実用新案専利出願を対応する審査部門に割り当てる。
- (3) 分類番号に基づき、発明専利出願と実用新案専利出願をソートし、系統的に公衆へ公開又は公告する。

本章は、発明専利出願と実用新案専利出願の分類のみに係る。意匠の分類は本部分第三章第 12 節の規定を適用する。

### 2. 分類の内容

発明専利出願又は実用新案専利出願一件ごとに技術主題の分類を行い、発明又は実用新案の発明情報を示すことができる完全な分類番号を与えるとともに、付加的情報を可能な限り分類しなければならない。最も十分に発明情報を示す分類番号を一番目に配置する。

発明情報は、専利出願の全部の書類（例えば、請求の範囲、明細書、添付図面）において先行技術に対する貢献を表す技術的情報であり、先行技術に対して貢献する技術的情報とは、専利出願において明確に開示された全ての新規な及び非自明的な技術的情報をいう。

付加的情報そのものは先行技術に対する貢献を表さないが、検索にとっては有用な情報となる可能性があり、それはインデキシングコードで表示される技術情報を含む。付加的情報は発明情報に対する補足となる。例えば、組成物もしくは混合物の成分、又は方法、構造の要素もしくは組成部分、又は分類された技術主題の用途もしくは応用上の特徴。

### 3. 技術主題

#### 3.1 技術主題の類別

発明創造の技術主題は方法、製品、機器又は材料であってもよく、それはこれらの技術主題の使用又は応用の方式を含む。最も広範な意味によりこれらの技術主題の範疇を理解しなければならない。

- (1) 方法。例えば、重合、発酵、分離、成形、運送、紡織品の処理、エネルギーの輸送と変換、建築、食品の製造、試験、機器の操作及びその運転、情報の処理と伝送の方法。

(2) 製品。例えば、化合物、組成物、織物、製造された物品。

(3) 機器。例えば、化学又は物理学的な技術機器、各種ツール、各種器具、各種機械、操作を実行する各種装置。

(4) 材料。例えば、混合物を構成する各種成分。

材料は各種物質、中間製品及び製品の製造用の組成物を含む。材料の例を以下に挙げる。

**【例 1】**

コンクリート。構成材料はセメント、砂、水である。

**【例 2】**

家具の製造用の積層板。厚さがほぼ均一で、多かれ少なかれ連続的に接触して一体に結合している多層構造からなる材料。

以下の点に注意されたい。機器は、一つの方法により製造されるため、一つの製品とみなすことができる。「機器」という用語は特定の予期された用途又は目的に関連するものであり、例えば、気体の生産用の機器、切断用の機器である。但し、「製品」という用語は特定の方法の結果のみを示すために用いられ、当該製品の機能が如何なるものかとは問わず、例えば、特定の化学的方法又は製造方法の最終製品である。材料そのものが製品を構成することができる。

**3.2 技術主題の確定**

専利出願の全ての書類（例えば、請求の範囲、明細書、添付図面）に基づいて技術主題を確定しなければならない。請求の範囲に基づいて技術主題を確定すると同時に、明細書、添付図面に基づいて専利による保護を請求していない技術主題を確定しなければならない。

**3.2.1 請求の範囲に基づいて技術主題を確定するいくつかの状況**

請求の範囲に基づいて技術主題を確定する時に、請求の範囲に記載された技術的内容を完全に理解しなければならない。例えば、独立請求項により技術主題を確定する時は、その前提部に記載された技術的特徴と特徴部に記載された技術的特徴とを組み合わせることで確定しなければならない。

さらに、明細書、添付図面の内容を組み合わせることで、請求の範囲に記載された、専利による保護を請求する技術的解決手段を構成している技術的特徴を正確に理解又は明らかにしなければならない。

(1) 一般的に、独立請求項の前提部に記載された技術的特徴を主とし、特徴部に記載された技術的特徴は前提部に対する限定とみなす。

**【例 1】**

壁又は屋根用建築板であって、当該板はシート材で製造され、当該シート材は長方形でありかつ四つの部分で構成され、各部分の表面の形状が双曲放物面であり、…であることを特徴とする、壁又は屋根用建築板。

技術主題は、形状を特徴とするシート状の壁又は屋根用建築板である。

**【例 2】**

改善された流動点特徴を有する原油組成物であって、含蠟原油及び有効量の流動点低下添加剤を含み、当該添加剤がエチレンとアクリロニトリルの共重合体及び三元共重合体からなることを特徴とする、改善された流動点特徴を有する原油組成物。

技術主題は、エチレンとアクリロニトリルの共重合体及び三元共重合体からなる添加剤を含むことを特徴とする原油組成物である。

**【例 3】**

綿織機のダンパーであって、鋼板に粘弾性材料が貼り付けられ、両者を一体に結合することを特徴とする、綿織機のダンパー。

技術主題は、鋼板に粘弾性材料が貼り付けられ、両者を一体に結合することを特徴とする、綿織機のダンパーである。

**【例 4】**

筒状のハウジング本体の一端に圧電セラミックシートが圧接され、他端がスピーカー口であり、圧電セラミックシートに二つの金属接点があるスピーカーであって、ハウジング本体の外部に一層の振動ハウジングが取り付けられ、前記振動ハウジングがハウジング本体におけるスピーカー口の縁部に接続され、二層のハウジングの間に隙間があり、二層ハウジング構造を構成することを特徴とする、スピーカー。

技術主題は、二層ハウジング構造を特徴とする、圧電セラミックシートを採用したスピーカーである。

**【例 5】**

活性染料化合物であって、1種の酵素を用いて合成を行い…することを特徴とする活性染料化合物。技術主題は、酵素を用いて合成した活性染料化合物である。

(2) 独立請求項の前提部に記述された対象について、分類表において確実な分類位置がない場合、特徴部に記載された技術的特徴を主とし、前提部に記載された技術的特徴は特徴部に対する限定とみなす。

**【例 1】**

ケーシング、ケーシングカバーの中に設置された制御装置、電線通路及び開閉接点を備えるスイッチであって、開口を有するケーシングカバーの開口の下に透明材料で製造された光伝導ボード及びスイッチ位置を示すグロー電球が設けられることを特徴とする、スイッチ。

技術主題は、スイッチにおけるスイッチ位置を示す装置である。

**【例 2】**

ケーシング及びムーブメントを含む時計であって、前記ケーシングがセラミック材料で製造され、ケーシングの外形が…であることを特徴とする、時計。

技術主題は、時計のセラミック材料で製造されたケーシング、…である。

**3.2.2 請求の範囲に基づいて技術的主題を確定できない状況**

請求の範囲に基づいて技術主題を確定できない場合、その明細書に記載した当該発明又は実用新案が解決しようとする技術的課題、技術的解決手段、技術的效果又

は実施例に基づいて確定しなければならない。

### 3.2.3 明細書、添付図面に基づく専利保護を要求しない技術主題の確定

明細書、添付図面に先行技術に対する貢献の内容が記載されているのであれば、当該内容で専利保護を請求していなくても、その技術主題を確定しなければならない。

## 4. 分類方法

特定の専利出願に対し、まずその技術主題に係る発明情報及び付加的情報を確定してから、発明情報及び付加的情報に対応する分類番号を与えなければならない。

### 4.1 全体的な分類

技術主題は、各構成要素を別々に分類せずに、可能な限り一体として分類すべきである。

但し、技術主題の特定の構成要素そのものが先行技術に対する貢献を表しているのであれば、当該構成要素は発明情報となり、それについても分類を行わなければならない。例えば、比較的大きなシステムを一体として分類する場合、その部材又は部品が新規な及び非自明的なものであれば、このシステム及びこれらの部材又は部品に別々に分類を行わなければならない。

#### 【例 1】

中央梁、弾性密封部材、横梁、支持スプリング、横梁密封ボックスなどで構成される回転アーム自動制御式橋梁用エキスパンションジョイント装置であって、各横梁が…であることを特徴とする回転アーム自動制御式橋梁用エキスパンションジョイント装置。

橋梁用エキスパンションジョイント装置として全体的に分類すると、E01D 19/06 となる。横梁が新規な及び非自明的なものであれば、さらに横梁を E04C 3/02 に分類しなければならない。

#### 【例 2】

入力装置及び仕分け、粉碎、金属回収、プラスチック回収及び肥料製造などの機器からなる、固体ゴミの処理システム。

固体ゴミの処理システムとして全体的に分類すると、B09B 3/00 となる。粉碎機器が新規な及び非自明的なものであれば、さらに粉碎機器を B02C 21/00 に分類しなければならない。

### 4.2 機能による分類又は応用による分類の確定

#### 4.2.1 機能による分類

技術主題が特定の物の本質的属性又は機能にあり、かつ特定の応用分野の制限を受けない場合、当該技術主題を機能により分類する。

技術主題が特定の応用に係わりながら、明確には開示されていない又は完全には

確定されていない場合、分類表に機能による分類位置があれば、機能により分類する。いくつかの応用について大まかに言及していても、機能により分類する。

**【例 1】**

構造又は機能を特徴とする各種のバルブは、その構造又は機能が、通過する特定の流体（例えばオイル）の性質、又は当該バルブを含む任意の機器により決まるものでないのであれば、機能により分類し、F16K とする。

**【例 2】**

化学構造を特徴とする有機物化合物の技術主題は、機能により分類し、C07 とする。

**【例 3】**

回転軸を中心として回転するディスクカッターが取り付けられる切断機械は、機能により分類し、B26D 1/157 とする。

**4.2.2 応用による分類**

技術主題が下記の状況に該当する場合、当該技術主題を応用により分類する。

(1) 技術主題が特定の用途又は目的に「専ら適用する」物に係る。例えば、人間の心臓に嵌め込むことに専ら適用するメカニカルバルブは、応用により分類し、A61F 2/24 とする。

(2) 技術主題が特定の物の特殊な用途又は応用に係る。

**【例】**

タバコのフィルターは、応用により分類し、A24F 3/00 とする。

(3) 技術主題が特定の物をより大きなシステムに組み込むことに係る。

**【例】**

板バネを車輪のサスペンション内に取り付ける場合は、応用により分類し、B60G 11/02 とする。

**4.2.3 機能且つ応用による分類**

技術主題が特定の物の本質的属性又は機能に係わりながら、当該物の特殊な用途又は応用、又は特定の大きなシステムにおける専門的応用にも係わる場合、機能により分類するだけでなく応用によっても分類する。

前述の第 4.2.1 節と第 4.2.2 節で指摘した状況に適用できないのであれば、機能により分類するだけでなく応用によっても分類する。

**【例 1】**

塗料組成物が、組成物の成分に係わりながら、専門的応用にも係わる場合、機能により分類し、C09D 101/00～C09D 201/00 の適切な分類位置とするだけでなく、応用によっても分類し、C09D 5/00 とする。

**【例 2】**

自動車のサスペンション内に配置される板バネについて、板バネそのものが新規な及び非自明的なものであれば、機能により分類し、F16F 1/18 とする。自動車のサスペンション内のこの板バネの配置方式も新規な及び非自明的なものであれば、

応用によっても分類し、B60G 11/02 としなければならない。

#### 4.2.4 特殊な状況

(1) 機能により分類すべき技術主題は、分類表に当該機能による分類位置がなければ、適切な応用により分類する。

**【例】**

ケーブル被覆層の剥離器。

分類表には被覆層の剥離器の機能による分類位置がなく、主にケーブルの外皮の剥離に使われると判断される。応用により分類し、H02G 1/12 とする。

(2) 応用により分類すべき技術主題は、分類表に当該応用による分類位置がなければ、適切な機能により分類する。

**【例】**

冷蔵庫の過負荷、過電圧及び起動遅延保護装置。

分類表には冷蔵庫専用の緊急保護回路装置の応用による分類位置がなく、緊急保護回路装置であると判断される。機能により分類し、H02H サブクラスとする。

(3) 技術主題について機能により分類するだけでなく応用によっても分類する場合、分類表に当該機能による分類位置がなければ、応用のみにより分類する。分類表に当該応用による分類位置がなければ、機能のみにより分類する。

**【例】**

変速比調整可能ギアボックスが取り付けられ、車輪と組み合わせやすい、畜力車照明用の発電機。

分類表には畜力車照明用の発電機の応用による分類位置がなく、機能のみにより分類し、H02K 7/116 とする。

#### 4.3 多重分類

技術主題の内容に基づき、複数の分類番号を与えることができる。

専利出願が異なる種類の技術主題に係わり、かつこれらの技術主題が発明情報となる場合、係わる技術主題に基づいて多重分類をしなければならない。例えば、技術主題が製品及び製品の製造方法に係わり、分類表に製品及び方法の分類位置が両方あれば、製品及び方法について別々に分類を行う。

技術主題が機能による分類と応用による分類の両方に係る場合、機能により分類するだけでなく応用によっても分類する。

検索に有用な付加的情報についても、多重分類又はインデキシングコードの組み合わせによる分類を可能な限り採用する。

##### 4.3.1 技術的主題の多面的な分類

技術主題の多面的な分類は特殊な類型の多重分類を表し、特定の技術主題の複数の面を特徴として分類を行うことを指す。例えば、固有の構造及び特殊な応用又は機能の特徴とする技術主題は、一つの面のみによりこのような技術主題を分類すると、検索情報が不完全となる。



分類表において、付注により「多方面分類」を採用する分類位置を明記する。

例えば、

G11B 7/24・使われる材料又は構造又は形式により区分した記録メディア

G11B 7/241・・・材料の選択を特徴とする記録メディア

G11B 7/252・・・記録層とは異なる層

付注

サブグループ G11B 7/252 において、多面的な分類を使用するため、技術主題の特徴が一つのサブグループを含む面にとどまらない場合、当該技術主題はこれらのサブグループのそれぞれにおいて分類しなければならない。

G11B 7/253・・・・最下層

G11B 7/254・・・・保護用外表面コーティング

技術主題が記録層とは異なる最下層及び保護用外表面コーティングに係る場合、最下層及び保護用外表面コーティングに対して別々に分類を行い、G11B 7/253 及び G11B 7/254 とする。

#### 4.3.2 二級分類表

二級分類表は、その他の分類位置に分類された技術主題に対する強制的補足分類に用いられる。二級分類表は、例えば、A01P、A61P、A61Q 及び C12S である。

二級分類表における分類番号は第一位置分類番号とすることはできない。

#### 4.3.3 ハイブリッドシステムとインデキシングコード

ハイブリッドシステムは、分類表の分類番号及びそれと組み合わせて使用するインデキシングコードからなる。

インデキシングコードは分類番号との組み合わせでしか使用することができず、分類番号と同一の様式を持つが、通常は独特の付番体系を採用している。分類表において、付注によりインデキシングコードを採用することができる分類位置を明記する。それに対応して、各インデキシング表の前にある付注、類型名又はガイド標題においてこれらのインデキシングコードがどの分類番号と組み合わせて使用されるかを明記する。

#### 4.4 技術主題の特殊な分類

(1) 技術主題は異なる類別を有することができる。分類表において特定の類別の技術主題の分類位置がないのであれば、最も適切なその他の類別の技術主題を使って分類し、詳細は本章第 8 節を参照のこと。

(2) 分類表から特定の技術主題を十分に含む分類位置が見つからないのであれば、当該技術主題を分類番号 99/00 に示される専門の剰余のメイングループに分類する。

##### 【例】

A セクションにおいて

A99Z 99/00 は本セクションのその他の類型には含まれない技術主題である。

F セクション F02M サブクラスにおいて

F02M 99/00 は本サブクラスの他のグループには含まれない技術主題である。

## 5. 分類位置の規則の概略

分類表のいくつかの箇所において、参照・付注により優先規則（最優先箇所規則、最後位置規則）及び特殊規則を如何に使用するかについて明記している。これらの分類位置の規則の使用について特に注意しなければならない。

付注は関連する位置及びその細分位置のみに適用し、かつ一般規定に抵触する場合、付注を一般規定よりも優先する。

## 6. 分類のステップ

セクション、クラス、サブクラス、メイングループ、サブグループという順番に従い、最も低い等級の適切なグループが見つかるまで級別に分類する。

## 7. 公表レベルが異なる専利出願の分類

### 7.1 検索されていない専利出願の分類

新規及び非自明的である可能性を持つ全ての請求項の技術主題、請求項の技術主題となり新規及び非自明的である可能性を持つ全ての構成要素、及び明細書・添付図面における新規及び非自明的である可能性を持ち専利保護を請求していないあらゆる技術主題を、ともに発明情報として分類する。

検索に有用であれば、専利保護を請求している、及び請求していないあらゆる付加的情報を可能な限り分類又はインデキシングする。

### 7.2 検索済み及び審査後の専利出願の分類

全ての新規な及び非自明的な請求項の技術主題、請求項の技術主題となり新規な及び非自明的な全ての構成要素、及び明細書・添付図面における新規な及び非自明的な専利保護を請求していないあらゆる技術主題を、ともに発明情報として分類する。

検索に有用であれば、専利保護を請求している、及び請求していないあらゆる付加的情報を可能な限り分類又はインデキシングする。

## 8. 特定の技術主題の分類方法

### 8.1 化合物

技術主題が1種の化合物そのものに係る場合、例えば、有機、無機又は高分子化合物の場合、当該化合物をCセクションに分類しなければならない。技術主題が化合物の特定の応用にも係わる場合、当該応用が先行技術に対する貢献となるのであれば、それをさらに当該応用の分類位置に分類しなければならない。但し、化合物が既知なものであり、かつ技術主題がこの化合物の応用のみに係る場合には、当該

応用の分類位置のみに分類する。

## 8.2 化学混合物又は組成物

技術主題が 1 種の化学混合物又は組成物そのものに係る場合、その化学組成によって適切な分類位置に分類しなければならない。例えば、ガラスを C03C に分類し、セメント、セラミックを C04B に分類し、高分子化合物の組成物を C08L に分類し、合金を C22C に分類する。分類表にこのような分類位置がなければ、その用途又は応用により分類する。用途又は応用が先行技術に対する貢献にもなるならば、その化学成分及びその用途又は応用の両方により分類する。但し、化学混合物又は組成物が既知であり、かつ技術主題がその用途又は応用のみに係る場合、用途又は応用の分類位置のみに分類する。

## 8.3 化合物の製造又は処理

技術主題が 1 種の化合物の製造又は処理方法に係る場合、それを当該化合物の製造又は処理方法の位置に分類する。分類表にこのような分類位置がなければ、当該化合物の分類位置に分類する。この製造方法によって得られた化合物が新規なものでもある場合、当該化合物に対しても分類を行わなければならない。技術主題が複数の種類の化合物の製造又は処理の一般的方法に係る場合、採用される方法の分類位置にそれを分類する。

## 8.4 機器又は方法

技術主題が 1 種の機器に係る場合、それを当該機器の分類位置に分類する。分類表にこのような分類位置がなければ、当該機器で実行する方法の分類位置にそれを分類する。技術主題が製品の製造又は処理方法に係る場合、採用される方法の分類位置にそれを分類する。分類表にこのような分類位置がなければ、当該方法を実行する機器の分類位置に分類する。分類表に当該方法を実行する機器の分類位置がなければ、当該物品の分類位置に分類する。

## 8.5 製造された物品

技術主題が 1 種の物品に係る場合、それを当該物品の分類位置に分類する。分類表に当該物品そのものの分類位置がなければ、当該物品で実行する機能に基づき、適切な機能による分類位置にそれを分類する。適切な機能による分類位置がなければ、応用分野に基づいて分類する。

## 8.6 マルチステップ方法、セット機器

技術主題が 1 種のマルチステップ方法又はセット機器に係わり、かつ当該方法又はセット機器がそれぞれ複数の処理ステップ又は複数の機器の複合体からなる場合、それを一体として分類しなければならない。つまり、例えばサブクラス B09B のように、このような複合体に用いる分類位置に分類する。分類表にこのような分類位置がなければ、この方法又はセット機器で製造された物品の分類位置にそれを

分類する。技術主題がこのような複合体の一つのユニットに係る場合、例えば、当該方法の一つの単独ステップ又は当該セット機器の単一機器に係る場合には、当該ユニットに対して分類を行わなければならない。

### 8.7 部品、構造部材

技術主題が製品又は機器の構造もしくは機能に用いられる部品又は構造部材に係る場合、以下の規則に従って分類しなければならない。

特定の製品又は機器のみに適用又は専ら適用する部品又は部材について、当該製品又は機器の部品又は部材の分類位置にそれを分類する。分類表に当該部品又は部材の分類位置がなければ、当該製品又は機器の分類位置にそれを分類する。

複数の種類の異なる製品又は機器に応用できる部品又は部材について、より一般的な部品又は部材の分類位置にそれを分類する。より一般的な分類位置が分類表になければ、当該部品又は部材を明らかに用いる全ての製品又は機器の分類位置にそれを分類する。

### 8.8 一般式

一般式は例えば、マルクーシュ構造化合物のように、そのうちの少なくとも一つの基が変更可能な 1 種類又は数種類の化合物を示すために用いられる。一般式の範囲内において、対応する分類位置に独立して分類できる化合物が大量にある場合、検索に最も有用な化合物のみを分類する。これらの化合物が一つの一般式により説明される場合、以下の分類手順に従う。

#### ステップ 1

全ての新規な及び非自明的な「完全に確定」された化合物を分類する。「完全に確定」されたと認識される化合物とは、以下のものを指す。

- (1) 確定された化学名又は化学構造式を有するか、又はその製造に使われる指定された反応物から推定できる唯一の反応産物。
- (2) 当該化合物の特徴がその物理性質、例えば、融解点であるか、又はその製造過程を具体的に記述する実施例を示しているもの。

経験式だけで表される化合物は「完全に確定」された化合物とは認められない。

#### ステップ 2

「完全に確定」された化合物が開示されていないのであれば、化学式を、全ての可能な実施形態を含む最も確定されたグループに分類するか、又はほとんどの可能な実施形態を含む最も確定されたグループに分類する。一般式の分類は、一つのグループ又は可能な限り少ないグループに制限すべきである。

#### ステップ 3

前述のステップ 1、2 に従って分類する以外に、当該一般式の範囲内のその他の化合物が重要である場合、それに対しても分類を行うことができる。

全ての「完全に確定」された化合物を、最も確定された分類位置に分類することにより、分類番号が大量（例えば 20 個を超える）となった場合、分類者は分類番号の数を減らすことができる。但し、下記の状況のみににおいて、分類番号の数を減

らすことができる。「完全に確定」された化合物の分類によって、より高い等級の単一グループの下に大量のサブグループが派生するのであれば、これらの化合物をより高い等級のグループのみに分類することができる。そうしない場合、これらの化合物を全てのより明確なグループに分類する。

### 8.9 組み合わせライブラリー

技術主題が「ライブラリー」の形式で多くの化合物、生物の実体又はその他の物質からなる集合を表している場合、ライブラリーを一体としてサブクラス C40B における適切な一つのグループに分類すると同時に、「ライブラリー」における「完全に確定」された個別の構成要素を最も明確な分類位置に分類する。例えば、ヌクレオチドの化合物ライブラリーを一体として、サブクラス C40B における適切な一つのグループに分類すると同時に、「完全に確定」されたヌクレオチドを C セクションの適切な分類位置に分類する。



# 第二部分

## 实体审查





## 第一章 専利権を付与しない出願

法 1

### 1. 序文

発明創造に対する専利権の付与は、その応用の推進、イノベーション力の向上、我が国の科学技術の進歩と経済社会の発展の促進に利するものでなければならない。そのため、専利法第 2 条では専利権付与の客体について規定している。国家と社会の利益を考慮し、専利法は専利保護の範囲についていくつか制限的な規定もしている。専利法第 5 条において、法律、公序良俗に違反するか又は公共利益を害する発明創造に対しては専利権を付与せず、法律、行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得又は利用し、当該遺伝資源に依存して完成させた発明創造に対しては専利権を付与しないと規定している。もう一方では、専利法第 25 条において、専利権を付与しない客体について規定している。また、専利法第 20 条第 1 項では専利の出願及び専利権の行使には信義誠実の原則を遵守しなければならないと規定しており、専利法実施細則第 11 条ではさらに各種の専利出願は真実の発明創造活動を基礎としなければならないと規定している。

法 2.2

### 2. 専利法第 2 条第 2 項の規定に合致しない客体

専利法にいう発明とは、製品、方法又はその改良について提示された新しい技術的解決手段をいい、これは専利による保護を申請できる発明客体に対する一般的定義であって、新規性、創造性を判断する具体的な審査基準ではない。

技術的解決手段とは、解決しようとする技術的課題に対して採用する自然法則を利用した技術的手段の集合である。技術的手段は通常は技術的特徴によって表される。技術的課題を解決することで自然法則に合致する技術的効果を獲得するために技術的手段を用いていない思想は、専利法第 2 条第 2 項に規定された客体に該当しない。

におい、又は例えば音、光、電気、磁気、波などの信号もしくはエネルギーも専利法第 2 条第 2 項に規定された客体に該当しない。但し、その性質を利用して技術的課題を解決するものは例外である。

法 5

### 3. 専利法第 5 条に基づき専利権を付与しない発明創造

専利法第 5 条第 1 項の規定に基づき、発明創造の公開、使用、製造が法律、公序良俗に違反するか又は公共利益を害する場合には、専利権を付与しない。

専利法第 5 条第 2 項の規定に基づき、法律、行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得又は利用し、当該遺伝資源に依存して完成させた発明創造に対しては、専利権を付与しない。

法律、行政法規、公序良俗及び公共利益の含意は広範であり、時期、地区などの違いにより常に変化し、新たな法律、行政法規の公布と実施、又は従来法律、行政法規の改正、廃止に伴い、いくつかの規制が追加される場合又は緩和される場合

もあるため、審査官が専利法第 5 条に基づいて審査を行う際は、特に注意しなければならない。

法 5.1

**3.1 専利法第 5 条第 1 項に基づき専利権を付与しない発明創造**

**3.1.1 法律に違反する発明創造**

法律とは、全国人民代表大会又は全国人民代表大会常務委員会が立法プロセスに基づいて制定及び公布する法律を指す。行政法規及び規則は含まない。

発明創造が法律に違反している場合、専利権を付与することができない。例えば、『中華人民共和国刑法』『中華人民共和国治安管理処罰法』『中華人民共和国中国人民銀行法』『中華人民共和国手形法』では賭博、麻薬吸入、国家貨幣又は手形の偽造などの関連行為を禁止しており、賭博用装置、機械又はツール、麻薬吸入用器具、国家貨幣・手形・公文書・証明書・印章を偽造する装置などはいずれも法律に違反している発明創造に該当し、専利権を付与することができない。

発明創造が法律に違反するものではないが、濫用されることにより法律に違反するものは、例外である。例えば、医療用の各種毒薬、麻酔薬、鎮静剤、ドーピング剤及び娯楽用の駒、カードなど。

専利法実施細則第 10 条には、専利法第 5 条にいう法律に違反する発明創造は、その実施のみが法律によって禁止されている発明創造を含まないと規定している。これは、発明創造に係る製品の生産、販売又は使用だけが法律で制限又は規制される場合、当該製品そのものとその製造方法は、法律に違反した発明創造に該当しないという意味である。例えば、国防用の各種武器の生産、販売及び使用は法律で制限されているが、これらの武器そのものとその製造方法は依然として専利による保護を与えることができる客体に該当する。

**3.1.2 公序良俗に違反する発明創造**

公序良俗とは、公衆が普遍的に正当なものとみなし、かつ許容される倫理道徳観念及び行動基準をいう。その含意は一定の文化的背景に基づき、時間の経過及び社会の進歩に伴って絶え間なく変化し、また地域によって異なる。国専利法でいう公序良俗は中国国内に限定される。

発明創造が公序良俗に違反している場合、専利権を付与することができない。

例えば、暴力・虐殺又は淫猥な内容を伴う製品又は方法、非医療目的の人工臓器又はその代用品、人間と動物の交配方法、人間の生殖系の遺伝同一性を改変する方法又は生殖系の遺伝同一性が改変された人間、クローン人間又は人間のクローニング方法、人胚胎の工業又は商業目的での応用、動物に苦痛を感じさせる可能性がありかつ人間又は動物の医療に対して実質的に利益のない動物の遺伝同一性を改変する方法など、上述の発明創造は公序良俗に違反しており、専利権を付与することができない。

但し、発明創造が体内で発育していない受精から 14 日以内の人類の胚を利用して幹細胞を分離又は取得するものである場合は、「公序良俗に違反する」ことを理

由として専利権の付与を拒否することはできない。

### 3.1.3 公共利益を害する発明創造

公共利益を害するとは、発明創造の実施又は使用により公衆又は社会に危害をもたらすか、又は国家と社会の正常な秩序に影響を与えるものを指す。

#### 【例】

例えば窃盗者の両眼を失明させる窃盗防止装置及びその方法のような、人の身体に傷害を残すか又は財産に損害を与えることを手段とする発明創造に対しては、専利権を付与することができない。

発明創造の実施又は使用により、深刻な環境汚染、深刻なエネルギー又は資源の浪費、生態バランスの破壊、公衆の健康への危害をもたらすものは、専利権を付与することができない。

政党の象徴及びマーク、国家の重大な政治事件、人民感情又は民族感情を害し、封建的な迷信を吹聴する発明創造については、専利権を付与することができない。国家の重大な経済事件、文化事件又は宗教信仰により、公共利益を害する発明創造については、専利権を付与することができない。

ただし、濫用によって公共利益を害する可能性がある発明創造、又は積極的な効果を生じさせると同時に何らかの欠点も存在する発明創造、例えば人体に対して何らかの副作用を持つ医薬品については、「公共利益を害する」ことを理由として専利権の付与を拒否することはできない。

### 3.1.4 専利法第5条第1項に一部違反する出願

専利出願が法律、公序良俗に違反するか又は公共利益を害する内容を含むものの、その他の部分は合法である場合、当該専利出願は専利法第5条第1項に一部違反する出願という。審査官はこのような専利出願を審査する際に、補正を行い、専利法第5条第1項に違反する部分を削除するよう出願人に通知しなければならない。出願人が違法となっている部分の削除に同意しない場合は、専利権を付与することができない。

例えば、「硬貨投入式玉弾きゲーム機」の発明創造。

プレイヤーの得点が一定の数に達すると、機器が一定の数の硬貨を放出する。

審査官は、硬貨を放出する部分を削除するか又は補正を行うことで、単純な硬貨投入式ゲーム機にするよう出願人に通知しなければならない。さもなくば、創造性のある新しい技術的解決手段であっても、専利権を付与することができない。

法 5.2

### 3.2 専利法第5条第2項に基づき専利権を付与しない発明創造

専利法第5条第2項の規定に基づき、法律、行政法規に違反して遺伝資源を獲得又は利用し、かつ当該遺伝資源に依存して完成させた発明創造に対しては、専利権を付与しない。

専利法実施細則第29条第1項の規定に基づき、専利法にいう遺伝資源とは、人体、動物、植物又は微生物などから取得した遺伝機能単位を含みかつ実際の又は潜

在的な価値がある材料及びこのような材料を利用して生成される遺伝情報をいう。

専利法でいう遺伝資源に依存して完成させた発明創造とは、遺伝資源の遺伝機能を利用して完成させた発明創造のことをいう。

上述の規定における遺伝機能とは、生物体が繁殖によって性状又は特徴を代々受け継がせるか又は生物体全体を複製させる能力をいう。

遺伝機能単位とは、生物体の遺伝子又は遺伝機能を持つ DNA 又は RNA 断片をいう。

人体、動物、植物又は微生物などから取得した遺伝機能単位を有する材料とは、遺伝機能単位のキャリアをいい、生物体全体を含むだけでなく、生物体のいくつかの部分、例えば臓器、組織、血液、体液、細胞、ゲノム、遺伝子、DNA 又は RNA 断片なども含む。

発明創造に遺伝資源の遺伝機能を利用するとは、発明創造を完成させ、その遺伝資源の価値を発揮するために、遺伝機能単位に分離、分析、処理を行うか又は遺伝機能単位により生成される遺伝情報に分析及び利用などを行うことをいう。

法律、行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得又は利用するとは、遺伝資源の獲得又は利用に際して、法律、行政法規における禁止についての規定に違反するか、又は我が国の関連法律、行政法規の規定に基づいて関連の行政管理部門による承認又は関連権利者による承諾を事前に取得していないことをいう。例えば、『中華人民共和国牧畜法』及び『中華人民共和国家禽家畜遺伝資源入出国・対外的協力究利用の審査許可法』の規定に基づき、中国家禽家畜遺伝資源保護目録に掲載された家禽家畜遺伝資源を国外に輸出する際に関連の審査許可手続を行う必要があり、何らかの発明創造の完成が、中国家畜家禽遺伝資源保護目録に掲載された国外に輸出する中国の家禽家畜遺伝資源に依存し、審査許可手続を行っていない場合、当該発明創造は専利権を付与することができない。また例えば、『中華人民共和国生物安全法』及び『中華人民共和国家人類遺伝資源管理条例』の規定に基づくと、我が国の人類遺伝資源情報を外国組織に提供するか又は使用を開放する場合、国务院科学技术行政部門に事前に報告し且つ情報のバックアップを提出しなければならない、我が国の公衆の健康、国家安全及び社会の公共利益に影響を与える可能性がある場合、さらに安全審査を行わなければならない、何らかの発明創造の完成が外国組織に提供する我が国の人類遺伝資源情報に依存し、関連の手続を行っていない場合、当該発明創造は専利権を付与することができない。

法 25

#### 4. 専利法第 25 条に基づき専利権を付与しない客体

専利出願で保護を請求する主題が専利法第 25 条第 1 項に挙げられた専利権を付与しない客体に該当する場合、専利権を付与することができない。

法 25.1 (1)

##### 4.1 科学的発見

科学的発見とは、自然界の中で客観的に存在する物質、現象、変化過程及びその特徴と法則に対する揭示をいう。科学理論は自然界の認識に対する総括であり、より広義的な発見である。いずれも人間の認識の延長である。これらの認識される物

質、現象、過程、特性及び法則は客観世界を改変する技術的解決手段とは違い、専利法の意味での発明創造ではないため、専利権を付与することができない。例えば、ハロゲン化銀が光による照射下で感光の特性を持つという発見は専利権を付与することができないが、この発見に基づいて製造された感光フィルム及びこの感光フィルムの製造方法には専利権を付与することができる。また例えば、今まで知られていなかった、天然形態で存在している物質を自然界で見つけることは、単なる発見に過ぎず、専利権を付与することができない（初めて自然界から分離又は抽出された物質に対する審査については、本部分第十章第 2.1 節の規定を適用する）。

発明と発見は本質的に異なっているが、両者の関係は密接であるということに注意しなければならない。一般的に、多くの発明は発見を基礎として構築され、また発明は発見を促進している。発明と発見のこの密接な関係は特に化学物質の「用途の発明」において最も突出しており、何らかの化学物質の特殊な性質が発見されると、この性質を利用した「用途の発明」もこれに乗じて生み出される。

法 25.1 (2)

#### 4.2 知的活動の法則及び方法

法 2.2

知的活動は、人の思考活動を指し、それは人の思考から生まれ、推理、分析及び判断を経て抽象的な結果が発生するか、又は必ず人の思考活動を媒介として、自然の結果の発生に間接的に作用するものである。知的活動の法則及び方法は人の思考、表現、判断及び記憶を先導する法則及び方法である。

これは技術的手段又は自然法則を使用しておらず、技術的課題も解決しておらず、技術的効果も生じないため、技術的解決手段ではない。

これは専利法第 2 条第 2 項の規定に合致しないだけでなく、専利法第 25 条第 1 項第 (2) 号に規定される状況にも該当する。そのため、人がこれらの活動を行うよう先導する法則及び方法には専利権を付与することができない。

知的活動の法則及び方法に関わる専利出願で保護を請求する主題が、専利権を付与できる客体に該当するかどうかを判断する時は、以下に挙げられる原則に従わなければならない。

(1) 請求項が知的活動の法則及び方法だけに関わるものであれば、専利権を付与してはならない。

請求項について、その主題の名称を除き、それを限定する全ての内容がいずれも知的活動の法則及び方法である場合も、当該請求項は実質的に、知的活動の法則及び方法だけに関わるものとなり、専利権を付与してはならない。

#### 【例】

専利出願の審査方法。

組織、生産、商業の実施及び経済などにおける管理方法及び制度。交通規則、時刻表、試合の規則。

演繹、推理及び計画の方法。

図書の分類規則、字典の配列方法、情報検索方法、専利分類法。

カレンダーの並び順の規則と方法。器具及び設備の操作説明。

各種言語の文法、漢字のエンコーディング方法。

コンピューター言語及び計算規則。  
 速算法又は語呂合わせ。  
 数学理論及び換算方法。  
 心理テストの方法。  
 教育、授業、トレーニング及び動物訓練方法。各種のゲーム、娯楽の規則及び方法。  
 統計、会計及び記帳方法。  
 楽譜、料理レシピ、棋譜。身体を鍛える方法。  
 疾病の全面検査方法及び人口統計方法。  
 情報記述方法。  
 コンピュータープログラムそのもの。

(2) 前述 (1) で述べた状況を除き、請求項がそれを限定する全ての内容が知的活動の法則及び方法の内容を含むだけでなく、技術的特徴も含むのであれば、当該請求項は全体的に知的活動の法則及び方法ではなく、専利法第 25 条に基づいてその専利権を取得する可能性を排除してはならない。

**【例】**

商業モデルについての請求項が、商業的な規則及び方法の内容を含むだけでなく、技術的特徴も含むのであれば、専利法第 25 条に基づいてその専利権を取得する可能性を排除してはならない。

法 25.1(3)

**4.3 疾病の診断及び治療方法**

疾病の診断及び治療方法とは、生きている人体又は動物体を直接の実施対象とし、病因又は病巣を識別、確定又は除去する過程をいう。人道主義の配慮及び社会倫理上の理由により、医師は診断及び治療過程において、各種の方法及び条件を選択する自由がなければならない。また、このような方法は生きている人体又は動物体を直接的に実施対象としており、産業上では利用できないものであり、専利法の意味での発明創造に該当しない。ゆえに、疾病の診断及び治療方法は専利権を付与することができない。

但し、疾病の診断及び治療方法を実施するための機器又は装置、疾病の診断及び治療方法において使用される物質又は材料は専利権を付与できる客体に該当する。

**4.3.1 診断方法**

診断方法とは生きている人体又は動物体の病因又は病巣の状態を識別、研究及び確定する過程をいう。

**4.3.1.1 診断方法に属する発明**

疾病の診断に関わる方法が以下に挙げられる二つの条件を同時に満たしている場合、疾病の診断方法に該当し、専利権を付与することができない。

- (1) 生きている人体又は動物体を対象とする。
- (2) 疾病の診断の結果又は健康状態の獲得を直接的な目的とする。

発明が記述の方式から見て体外サンプルを対象としているが、当該発明が同じ主

体の疾病の診断の結果又は健康状態の獲得を直接的な目的としているのであれば、当該発明はやはり専利権を付与することができない。

専利による保護を請求する方法に、診断の手順を含んでいるか、又は診断の手順を含まないものの検査の手順を含んでおり、従来技術における医学知識及び当該専利出願の公開内容に基づき、言及された診断又は検査の情報を知るだけで、疾病の診断の結果又は健康状態を直接的に獲得できる場合、上述の方法は前述の条件(2)を満たす。

以下の方法は専利権を付与することができない例である。

検脈法、足による診断法、X線による診断法、超音波による診断法、胃腸造影による診断法、内視鏡による診断法、同位元素トレーサーイメージによる診断法、赤外線による非侵襲診断法、罹病リスク評価方法、疾病治療効果の予測方法、遺伝子スクリーニングによる診断法。

#### 4.3.1.2 診断方法に属さない発明

以下に挙げられる方法は診断方法に属さない。

(1) 死亡した人体又は動物体に実施される病理解剖方法。

(2) 診断結果又は健康状態を獲得することを直接的な目的とするのではなく、(i) 生きている人体又は動物体から中間結果とする情報を取得することのみを直接的な目的とする方法、又は当該情報(形状パラメータ、生理パラメータ又はその他のパラメータ)の処理方法。

又は(ii) 人体又は動物体から分離している組織、体液又は排泄物に対して処理又は検査を行うことにより中間結果とする情報を取得することのみを直接的な目的とする方法、又は当該情報の処理方法。

なお、従来技術における医学知識及び当該専利出願の公開内容に基づいた情報そのものから、疾病の診断の結果又は健康状態を直接的に得ることができない場合限り、これらの情報を中間結果とみなすことができる。

(3) 全ての手順がコンピューターなどの装置で実施される情報処理方法。

#### 4.3.2 治療方法

治療方法とは、生きている人体又は動物体に回復させる又は健康を獲得させる又は苦痛を減少させるために、病因又は病巣を遮断、緩和又は除去する過程をいう。治療方法は、治療を目的とするか又は治療の性質を有する各種方法を含む。疾病予防又は免疫獲得方法は治療方法とみなされる。

治療目的を含む可能性があるだけでなく、非治療目的を含む可能性もある方法については、当該方法が非治療目的に使われることについて明確に説明しなければならず、さもなければ専利権を付与することができない。

#### 4.3.2.1 治療方法に属する発明

以下に挙げられる方法は治療方法に属するか又はそうであるとみなすべき例であり、専利権を付与することができない。

- (1) 外科手術による治療方法、薬物による治療方法、心理療法。
  - (2) 治療を目的とする針灸、麻酔、指圧、按摩、刮痧、気功、催眠術、薬浴、空気浴、日光浴、森林浴及びケアの方法。
  - (3) 治療を目的として、電気、磁気、音、光、熱などの放射を利用して人体又は動物体を刺激又は照射する方法。
  - (4) 治療を目的として、塗布、凍結、透熱などの方式を採用する治療方法。
  - (5) 疾病予防のために実施される各種免疫獲得方法。
  - (6) 外科手術による治療方法及び/又は薬物による治療方法を実施するために採用する補助的な方法。例えば、同一主体に戻す細胞、組織又は臓器の処理方法、血液透析方法、麻酔の深さのモニタリング方法、薬物の内服方法、薬物の注射方法、薬物の外用方法など。
  - (7) 治療を目的とする妊娠、避妊、精子数の増大、体外受精、胚移植などの方法。
  - (8) 治療を目的とする整形、肢体の引張、減量、身長を高くする方法。
  - (9) 人体又は動物体の傷口を処置する方法。例えば傷口を消毒する方法、包帯を巻く方法。
  - (10) 治療を目的とするその他の方法。例えば人工呼吸方法、酸素吸入方法。
- 指摘すべきこととして、薬物を使用した疾病治療方法には専利権を付与することができないが、薬物そのものには専利権を付与することができる。関連物質の医薬用途の専利出願の審査は、本部分第十章第 2.2 節及び第 4.5.2 節の規定を適用する。

#### 4.3.2.2 治療方法に属さない発明

以下に挙げられる方法は治療方法に属さない例であり、専利法第 25 条第 1 項第 (3) 号に基づいてその専利権の付与を拒否してはならない。

- (1) 義肢又は義体の製造方法、及び当該義肢又は義体を製造するために実施される計測方法。例えば、入れ歯の製造方法。当該方法は患者の口腔内で歯の型を作製し、体外で入れ歯を製造することを含む。その最終目的が治療であっても、当該方法そのものは適合する入れ歯の作製を目的とする。
- (2) 非外科手術で動物体を処置することにより、成長特性を改変する牧畜業生産方法。例えば、一定の電磁的刺激を羊に加えることにより成長を促進し、羊肉の品質を高める方法、又は羊毛の生産量を増やす方法。
- (3) 動物の屠殺方法。
- (4) 死亡した人体又は動物体に対して行う処置方法。例えば、解剖、死化粧、死体の防腐、標本の製作の方法。
- (5) 単純な美容方法、即ち、人体に介入しないか又は傷を生じない美容方法。皮膚、毛髪、爪、歯の外部といった人に見られる部位に局所的に実施される、非治療目的の身体の消臭、保護、装飾又は修飾方法を含む。



(6) 病的状態でない人又は動物に心地良く、快適に感じさせるため、又は潜水、防毒など特別な状況のために酸素、酸素マイナスイオン、水分を送達する方法。

(7) 人体又は動物体の外部（皮膚又は毛髪の表面。但し、傷口及び感染部位は除く）の細菌、ウイルス、虱、蚤の殺滅方法。

#### 4.3.2.3 外科手術方法

外科手術方法とは、生きている人体又は動物体に対して器械を使用して施される切開、切除、縫合、入れ墨など創傷性又は介入性の治療又は処置方法をいい、このような外科手術方法は専利権を付与することができない。但し、死亡した人体又は動物体に対して施される切開、切除、縫合、入れ墨などの処置方法は、該方法が専利法第5条第1項の規定に違反しない限り、専利権を付与できる客体に該当する。

外科手術方法は治療目的と非治療目的の外科手術方法に分けられる。治療目的の外科手術方法は、治療方法に該当し、専利法第25条第1項第(3)号の規定に基づいて専利権を付与しない。

非治療目的の外科手術方法の審査は、本部分第五章第3.2.4節の規定を適用する。

法 25.1 (4)

#### 4.4 動物及び植物の品種

動物及び植物は生きている物体である。専利法第25条第1項第(4)号の規定に基づき、動物及び植物の品種は専利権を付与することができない。専利法でいう動物とは人を含まず、前記動物とは自ら合成できず、自然の炭水化物とタンパク質を摂取することでしか生命を維持できない生物をいう。専利法でいう植物とは、光合成により、水、二酸化炭素及び無機塩などの無機物で炭水化物、タンパク質を合成して生命を維持することができ、通常は移動しない生物をいう。動物及び植物の品種は専利法以外の他の法律法規により保護することができ、例えば、植物の新品種は『植物新品種保護条例』により保護することができる。

専利法第25条第2項の規定に基づき、動物及び植物の品種の生産方法に対して、専利権を付与することができる。但し、ここでいう生産方法とは非生物学的方法を指し、動物及び植物の生産が主に生物学的方法である場合は含まない。

方法が「主に生物学的方法である」場合に該当するかどうかは、当該方法における人的技術の介入度によって決まる。人的技術の介入が、当該方法により達成される目的又は効果に対して主な制御作用又は決定的な作用を果たすのであれば、この方法は「主に生物学的方法である」場合に該当しない。例えば、放射飼育法によるミルク生産量の多い乳牛の生産方法、飼育方法の改善による赤身質豚の生産方法などは、発明専利権を付与できる客体に該当する。

微生物発明とは各種の細菌、真菌、ウイルスなどの微生物を利用して化学物質（例えば抗生物質）を生産するか、又は物質などを分解する発明をいう。微生物及び微生物方法は専利による保護を受けることができる。微生物発明専利出願の審査は、本部分第十章の関連規定を適用する。

法 25.1 (5)

#### 4.5 原子核変換方法及び当該方法を用いて取得した物質

原子核変換方法及び当該方法を用いて取得した物質は、国家の経済、国防、科学研究及び公共の生活における重大な利益に関連しており、機構又は個人に独占されるべきではないため、専利権を付与することはできない。

##### 4.5.1 原子核変換方法

原子核変換方法とは、1つ又は複数の原子核の分裂又は融合により、1つ又は複数の新たな原子核を形成させる過程をいう。例えば、核融合反応を完成させる磁気ミラートラップ法、封閉トラップ法、及び核分裂を実現する各方法など。これらの変換方法は専利権を付与することができない。但し、原子核変換を実現するために粒子エネルギーを増加させる粒子加速方法（例えば電子進行波加速法、電子定常波加速法、電子衝突法、電子環状加速法など）は、原子核変換方法に属さず、発明専利権を付与できる客体に該当する。

核変換方法を実現するための各種設備、機器及びその部品等は、いずれも専利権を付与できる客体に該当する。

##### 4.5.2 原子核変換方法を用いて取得した物質

原子核変換方法を用いて取得した物質は、主に加速器、反応炉及びその他の核反応装置により生産、製造した各種の放射性同位体をいい、これらの同位元素には、発明専利権を付与することができない。

但し、これらの同位元素の用途及び使用する器具、設備は専利権を付与できる客体に該当する。

#### 5. 専利法実施細則第 11 条に基づく審査

発明専利出願が専利法実施細則第 11 条の規定に合致するかどうかについての審査は、『専利出願行為を規範する規定』を適用する。

## 第二章 明細書と請求の範囲

### 1. 序文

専利法第 26 条第 1 項の規定に基づき、発明専利出願には明細書（必要な場合は添付図面も必須）、その要約書及び請求の範囲を備えなければならない。

実用新案専利出願には明細書（添付図面を含む）及びその要約書と請求の範囲を備えなければならない。

法 26.3

明細書と請求の範囲は発明又は実用新案を記載し、その保護範囲を確定するための法的書類である。

明細書と添付図面は主に、当業者が発明又は実用新案を理解して実施できるようにするために、当該発明又は実用新案を明確かつ完全に記述することに用いられる。

法 26.4

請求の範囲は明細書を根拠とし、専利による保護を請求する範囲を明確かつ簡潔に限定しなければならない。

専利法第 64 条第 1 項の規定に基づき、発明又は実用新案専利権の保護範囲はその請求項の内容を基準とするものとし、明細書及び添付図面は請求項の内容の解釈に用いることができる。

本章では、明細書と請求の範囲の主な内容及び記載要件について、全ての技術分野に適用される一般的規定を行う。コンピュータープログラム、化学分野及び漢方薬分野の専利出願に関わる明細書と請求の範囲のいくつかの具体的な問題は、本部分第九章、第十章及び第十一章の規定を適用する。

### 2. 明細書

専利法第 26 条第 3 項及び専利法実施細則第 20 条では、それぞれ明細書の実質的内容及び記載方法について規定している。

#### 2.1 明細書が満たすべき要件

専利法第 26 条第 3 項では、明細書で発明又は実用新案に対し、当業者が実現できることを基準とした明確かつ完全な説明を行わなければならないことを規定している。

明細書で発明又は実用新案に対して行われた明確かつ完全な説明は、当業者が実現できる程度のものでなくてはならない。つまり、明細書は、発明又は実用新案を十分に開示するという要件を満たさなければならない。

「当業者」の意味について、本部分第四章第 2.4 節の規定を適用する。

法 26.3

##### 2.1.1 明確性

明細書の内容は明確でなければならず、具体的には以下に挙げられる要件を満たさなければならない。

(1) 主題が明確である。明細書は、従来技術を基に、発明又は実用新案で何をどのように行いたいかを明確に反映し、当業者が当該発明又は実用新案で保護を請求する主題を確実に理解できるようにしなければならない。言い換えれば、明細書には、発明又は実用新案で解決しようとする技術的課題及びその技術的課題の解決のために採用される技術的解決手段を明記するとともに、従来技術と照合した上で発明又は実用新案の有益な効果を明記しなければならない。前述の技術的課題、技術的解決手段及び有益な効果は相互に適応しなければならない、相互に矛盾するか又は関連しない状況があってはならない。

(2) 記述が正確である。明細書では、発明又は実用新案の属する技術分野の技術用語を使わなければならない。明細書での記述は、発明又は実用新案の技術的内容を的確に表現していなければならない、曖昧な又はどっちつかずな表現のために、当業者が当該発明又は実用新案を明確かつ正確に理解することができなくなるようなことがあってはならない。

法 26.3

**2.1.2 完全性**

完全な明細書は、発明又は実用新案を理解、実現するために必要な全ての技術的内容を含まなければならない。

完全な明細書は以下の内容を含まなければならない。

(1) 発明又は実用新案の理解の助けとなるために不可欠な内容。例えば、属する技術分野、背景技術の状況に関する記述及び明細書に添付図面がある場合の図面の簡単な説明など。

(2) 発明又は実用新案が新規性、創造性及び実用性を有していることを確定するために必要な内容。例えば、発明又は実用新案で解決しようとする技術的課題、その技術的課題の解決のために採用される技術的解決手段及び発明又は実用新案の有益な効果。

(3) 発明又は実用新案を実現するために必要な内容。例えば、発明又は実用新案の技術的課題の解決のために採用される技術的解決手段の具体的な実施の形態。

技術的偏見を解消した発明又は実用新案については、明細書において、当該発明又は実用新案で技術的偏見を解消しているといえる理由、新規の技術的解決手段と技術的偏見の差異及び技術的偏見を解消するために採用される技術的手段を釈明しなければならない。

指摘すべきこととして、当業者が従来技術から直接かつ一意に得ることができない全ての関連内容は、いずれも明細書に記述しなければならない。

法 26.3

**2.1.3 実現可能であること**

当業者が実現可能であるということは、当業者が明細書の記載内容に基づいて、当該発明又は実用新案の技術的解決手段を実現し、その技術的課題を解決し、期待される技術的効果を獲得できることをいう。

明細書では、当業者が当該発明又は実用新案を実現できる程度に、発明又は実用新案の技術的解決手段を明確に記載し、発明又は実用新案の具体的な実施の形態を

詳細に記述し、発明又は実用新案の理解と実現に不可欠な技術的内容を完全に開示しなければならない。審査官は発明又は実用新案が十分な開示の要件を満たしていないと疑う合理的な理由があれば、出願人に釈明するよう要求しなければならない。

以下に挙げるのは、技術的課題を解決する技術的手段が欠けていて実現できないと判断される状況である。

(1) 明細書において目標及び/又は着想しか示していない、又は願望及び/又は結果を表しているのみであり、当業者が実施できる技術的手段を一切示していない場合。

(2) 明細書に技術的手段を示しているが、当業者にとって、その手段が曖昧であり、明細書の記載内容に基づいて具体的に実施することができない場合。

(3) 明細書に技術的手段を示しているが、当業者が当該手段を用いて発明又は実用新案で解決しようとする技術的課題を解決できない場合。

(4) 出願の主題が複数の技術的手段からなる技術的解決手段であり、そのうちの1つの技術的手段について、当業者が明細書の記載内容に基づいて実現できない場合。

(5) 明細書に具体的な技術的解決手段を示しているが、実験証拠を示しておらず、当該思想が実験結果により実証されなければ成立しない場合。例えば、既知の化合物の新規用途発明について、通常は、前述の用途及び効果を実証する実験証拠を明細書に示さなければならず、さもなければ、実現可能性の要件を満たすことができない。

## 2.2 明細書の記載方法及び順番

### 細則 20.1

専利法実施細則第20条の規定に基づき、発明又は実用新案専利出願の明細書には発明又は実用新案の名称を明記しなければならない。当該名称は願書にある名称と一致しなければならない。明細書は以下に挙げられる構成要素を含まなければならない。

(一) 技術分野：保護を請求する技術的解決手段の属する技術分野を明記する。

(二) 背景技術：発明又は実用新案の理解、検索、審査に有用な背景技術を明記する。

可能であれば、これらの背景技術を反映している書類を引用する。

(三) 発明又は実用新案の概要：発明又は実用新案で解決しようとする技術的課題及びその技術的課題の解決のために採用される技術的解決手段を明記し、従来技術と照合した上で発明又は実用新案の有益な効果を明記する。

(四) 図面の簡単な説明：明細書に添付図面がある場合、各添付図面について概略的な説明を行う。

(五) 具体的な実施の形態：発明又は実用新案を実現するために出願人が好ましいと思う方式を詳細に記載する。必要な場合は、例を挙げて説明し、添付図面がある場合は、添付図面と照合しながら説明する。

### 細則 20.2

発明又は実用新案の性質から、他の方式又は順番によって明細書の記載を行うと

明細書の文面を節約できかつその発明又は実用新案が他者に的確に理解されるようになる場合を除き、発明又は実用新案の明細書は前述の方式及び順番に従って記載を行い、かつ各部分の前に見出しを明記しなければならない。

細則 20.3 発明又は実用新案の明細書には規範的な用語を用い、語句を明確にしなければならない。「請求項……に記載された……」といった引用語や、商業的な宣伝用語を使ってはならない。

細則 20.4 発明専利出願に1つ又は複数のヌクレオチド又はアミノ酸配列が含まれる場合、明細書には規定に合致する配列表を含めなければならない。配列表の提出については本指南第一部分第一章第4.2節を参照のこと。

以下では、前述の方式及び順番について一つずつ詳細に説明する。

細則 20.1

### 2.2.1 名称

発明又は実用新案の名称は明確かつ簡潔で、明細書の最初のページの本文部分の上方の中央位置に書かなければならない。

発明又は実用新案の名称は以下に挙げられる要件に従って記載しなければならない。

(1) 明細書における発明又は実用新案の名称は、願書における名称と一致しなければならないが、一般的には25文字を超えてはならず、必要な場合はこの限りではないが、60文字を超えてはならない。

(2) 属する技術分野において一般に用いられている技術用語を使用し、国際特許分類表における技術用語を採用することが最も好ましく、技術用語以外のものを採用してはならない。

(3) 専利出願を分類しやすくするために、保護を請求する発明又は実用新案の主題と種類（製品又は方法）を明確、簡潔、全面的に記載し、例えばファスナー製品及び当該ファスナーの製造方法という2つの発明を含む出願の場合、その名称は「ファスナー及びその製造方法」と記さなければならない。

(4) 人名、地名、商標、型番又は商品の名称などを使ってはならず、商業的宣伝用語も使ってはならない。

細則 20.1 (1)

### 2.2.2 技術分野

発明又は実用新案の技術分野は、上位又はそれに近い技術分野でなく、発明又は実用新案そのものでもなく、保護を請求する発明又は実用新案の技術的解決手段が属する又は直接的に応用される具体的な技術分野でなければならない。当該具体的な技術分野は一般的に、発明又は実用新案の国際特許分類表で区分できる最下層の位置に関連する。例えば、掘削機のアームに関わる発明。その改善点は背景技術における長方形アーム断面を楕円形断面に変更する点である。その属する技術分野は「本発明は掘削機に関し、特に掘削機のアームに関する」（具体的な技術分野）と記すことができ、「本発明は建設機械に関する」（上位の技術分野）と記してはならず、「本発明は掘削機のアームの楕円形断面に関する」又は「本発明は断面が楕円形である掘削機のアームに関する」（発明そのもの）と記してもならない。

細則 20.1 (2) **2.2.3 背景技術**

発明又は実用新案の明細書の背景技術の部分には発明又は実用新案の理解、検索、審査に有用な背景技術を明記しなければならない。且つこれらの背景技術を反映する文献を可能な限り引用しなければならない。特に、発明又は実用新案の請求の範囲における独立請求項の前提部の技術的特徴を含む従来技術の文献を引用しなければならない。つまり、発明又は実用新案専利出願に最も近い従来技術の文献を引用しなければならない。明細書において引用する書類は専利文献でもよく、非専利文献、例えば、定期刊行物、雑誌、マニュアル及び書籍などでもよい。専利文献を引用する場合、少なくとも専利文献の国別、公開番号（又は出願番号）を明記しなければならない。公開日（又は出願日）を含めることが最も好ましい。非専利文献を引用する場合、これらの文献の表題と詳細な出典を明記しなければならない。

また、明細書の背景技術の部分において、背景技術に存在する課題及び欠点を客観的に指摘しなければならないが、発明又は実用新案の技術的解決手段で解決しようとする課題及び欠点の言及に限る。可能であれば、その課題及び欠点が存在している理由及びそれらの課題を解決しようとした時に遭遇した困難などを説明しなければならない。

引用文献はさらに以下の要件を満たさなければならない。

(1) 引用文献は、紙文書の方式のほか、電子出版物などの形式を含む公開出版物でなければならない。

(2) 引用される非専利文献の公開日は本出願の出願日以前のものでなければならない。

引用される専利文献の公開日は本出願の公開日より後であってはならない。

(3) 外国専利文献又は非専利文献を引用する場合、引用される文献が公布された又は発表された時の原文に使われた文字で引用文献の出典及び関連情報を明記しなければならない。必要な場合は、中国語訳文を示し、訳文を括弧の中に入れる。引用文献が前述の要件を満たす場合、本出願の明細書に、引用された文献の内容が記載されていると認められる。

但し、このような引用方式が、発明又は実用新案が十分に開示されている要件を満たしているかどうかは、本章第 2.2.6 節を参照のこと。

細則 20.1 (3) **2.2.4 発明又は実用新案の概要**

本部分では以下の内容を明確かつ客観的に明記しなければならない。

## (1) 解決しようとする技術的課題

発明又は実用新案で解決しようとする技術的課題とは、発明又は実用新案で解決しようとする、従来技術に存在している技術的課題をいう。発明又は実用新案専利出願の際に記載される技術的解決手段は、当該技術的課題を解決できるものでなければならない。

発明又は実用新案で解決しようとする技術的課題は以下の要件に従って記載しなければならない。

(i) 従来技術に存在している欠陥又は不足を対象とする。

(ii) 直接的で、可能な限り簡潔な言葉により、発明又は実用新案で解決しようとする技術的課題を客観的にかつ根拠をもって反映し、その技術的効果をさらに説明することもできる。

発明又は実用新案で解決しようとする技術的課題についての記載に、広告宣伝用語を使ってはならない。

1 件の専利出願の明細書において、発明又は実用新案で解決しようとする 1 つ又は複数の技術的課題を挙げるができるが、それと同時に、明細書にこれらの技術的課題を解決するための技術的解決手段を記述しなければならない。1 件の出願に複数の発明又は実用新案が含まれる場合、明細書に挙げられた解決しようとする複数の技術的課題はいずれも一体的な発明の概念に関連するものでなければならない。

### (2) 技術的解決手段

1 件の発明又は実用新案専利出願の核心は、明細書に記載された技術的解決手段にある。

専利法実施細則第 20 条第 1 項第 (3) 号にいう、発明又は実用新案の技術的課題の解決のために採用される技術的解決手段を明記するということは、発明又は実用新案においてその技術的課題の解決のために採用される技術的解決手段の技術的特徴を明確かつ完全に記述することをいう。技術的解決手段の部分において、少なくとも全ての必要な技術的特徴を含む独立請求項の技術的解決手段を反映しなければならない。また、その他の付加的な技術的特徴を含むさらに改善された技術的解決手段を示してもよい。

明細書に記載されるこれらの技術的解決手段は、請求項により限定している対応する技術的解決手段の記述と一致しなければならない。

一般的に、明細書の技術的解決手段の部分には、独立請求項の技術的解決手段をまず明記しなければならない。その用語は独立請求項の用語と対応しているか、又は同じでなければならない。発明又は実用新案の必要な技術的特徴の総和という形式によって、その実体を詳述し、必要な際は、必要な技術的特徴の総和と発明又は実用新案の効果との間の関係を説明する。

その後、当該発明又は実用新案の付加的な技術的特徴を記述することにより、それにさらに改善を施した従属請求項の技術的解決手段を反映することができる。

1 件の出願に複数の発明又は複数の実用新案があれば、各発明又は実用新案の技術的解決手段を説明しなければならない。

### (3) 有益な効果

明細書は、従来技術に比べて、発明又は実用新案が有する有益な効果を明確かつ客観的に明記しなければならない。

有益な効果とは、発明又は実用新案を構成する技術的特徴により直接的にもたらされる、又は該技術的特徴により必然的に生じる技術的効果をいう。

有益な効果は、発明に「顕著な進歩」があるかどうか、実用新案に「進歩」があるかどうかを確定するための重要な根拠である。



通常は、有益な効果は生産率・品質・精度及び効率の向上、エネルギー消費量・原材料の節約、プロセスの省略、加工・操作・制御・使用の手軽さ、環境汚染の改善又は根絶、及び有用な性能の出現などの各方面から反映される。

有益な効果は、発明又は実用新案の構造的特徴についての分析及び論理的な説明を結合させる方式、又は実験データを列挙する方式により説明することができ、発明又は実用新案に有益な効果があると断言するのみであってはならない。

但し、どの方式で有益な効果を説明するにしても、従来技術と比べた上で、発明又は実用新案と従来技術との区別を指摘しなければならない。

機械、電気分野の発明又は実用新案の有益な効果は、状況により、発明又は実用新案の構造的特徴と作用方式を組み合わせることで説明することができる。但し、化学分野の発明は、このような方式で発明の有益な効果を説明するのは不適である場合が大多数であり、実験データによって説明を行う。

現在でも適切な測定方法がなくかつ人の感覚によって判断せざるを得ないもの、例えば味、においなどの場合、統計方法により示される実験の結果を使って有益な効果を説明することができる。

実験データを引用して有益な効果を説明する場合、必要な実験条件と方法を示さなければならない。

#### 細則 20.1 (4)

#### 2.2.5 図面の簡単な説明

明細書に添付図面がある場合、各添付図面の名称を明記し、図面に示される内容について簡単な説明を行わなければならない。部品が多い場合には、リストの方式により添付図面における具体的な部品の名称を説明することが認められる。

添付図面が 1 つにとどまらない場合、全ての添付図面について説明しなければならない。

例えば、発明の名称が「石炭を燃料とするボイラーの省エネ装置」の専利出願において、その明細書に 4 つの添付図面が含まれる場合、これらの添付図面の図面について以下のように説明する。

図 1 は石炭を燃料とするボイラーの省エネ装置の正面図である。

図 2 は図 1 で示した省エネ装置の側面図である。

図 3 は図 2 における A 方向矢視図である

図 4 は図 1 における B-B 線に沿った断面図である。

#### 細則 20.1 (5)

#### 2.2.6 具体的な実施の形態

発明又は実用新案を実現するための好ましい具体的な実施の形態は、明細書の重要な構成要素であり、発明又は実用新案の十分な開示、理解及び実現、請求項のサポートと解釈に対していずれも極めて重要なものである。そのため、明細書には出願人が発明又は実用新案を実現するのに好ましいと判断した具体的な実施の形態を詳細に記述しなければならない。適切な場合には、例を挙げて説明しなければならない。添付図面がある場合には、添付図面と照合しながら説明しなければならない。

好ましい具体的な実施の形態は、出願において技術的課題の解決のために採用される技術的解決手段を具現しなければならず、かつ請求項の技術的特徴を詳細に説明することにより、請求項をサポートしなければならない。

好ましい具体的な実施の形態に対する説明は、発明又は実用新案の当業者が当該発明又は実用新案を実現できるように詳細に行わなければならない。実施例は発明又は実用新案の好ましい具体的な実施の形態に対して例を挙げて説明するものである。実施例の数は発明又は実用新案の性質、属する技術分野、従来技術の状況及び保護を請求する範囲によって確定しなければならない。

1つの実施例が、請求項で一般化された技術的解決手段を十分にサポートしている場合、明細書における実施例を1つのみ示すことができる。

請求項（特に独立請求項）で広い保護範囲をカバーしており、その一般化で1つの実施例の中から根拠を見つけることができない場合、保護を請求する範囲をサポートするために、少なくとも2つの異なる実施例を示さなければならない。請求項において背景技術に対する改善が数値範囲に関わる場合、通常は、両端の値の付近（最も好ましくは両端の値）の実施例を示さなければならない。数値範囲が広い場合は、少なくとも1つの中間値の実施例を示さなければならない。

発明又は実用新案の技術的解決手段が比較的単純である場合、明細書の技術的解決手段に係る部分において、発明又は実用新案専利出願で保護を請求する主題について既に明確かつ完全な説明を行っているのであれば、明細書の具体的な実施の形態に係る部分で説明を繰り返す必要はない。

製品の発明又は実用新案について、実施形態又は実施例において製品の機械構成、電気回路構成又は化学成分を記述し、製品を構成する各部分の間の相互関係を説明しなければならない。動作できる製品について、その構成を記述しているだけで当業者が発明又は実用新案を理解及び実現することができない場合、その動作の過程又は操作手順も説明しなければならない。

方法の発明について、様々なパラメータ又はパラメータの範囲で示すことができる技術条件を含み、その手順を明記しなければならない。

具体的な実施の形態の部分において、最も近い従来技術又は発明もしくは実用新案と最も近い従来技術との共通の技術的特徴について、一般的には詳細に記載しなくてもよいが、発明又は実用新案における従来技術と区別される技術的特徴及び従属請求項における付加的な技術的特徴については、当業者が当該技術的解決手段を実現できる程度を基準とし、十分に詳細な記述を行わなければならない。注意すべきこととして、専利審査を行いやすくするため、また公衆が発明又は実用新案をより直接的に理解する助けとするために、専利法第26条第3項の要件を満たすのに不可欠な内容については、他の文献を引用する方式で記載を行ってはならず、その具体的な内容を明細書に記載しなければならない。

添付図面を照合しながら発明又は実用新案の好ましい具体的な実施の形態を記述する際は、使用する添付図面の符号又は記号と添付図面に示されたものとを一致させ、これに対応する技術的名称の後に記載し、括弧は付けないようにしなければならない。例えば、電気回路の接続に関わる説明は、「抵抗3は三極管4のコレク

ターを介してコンデンサー5に接続される」と書くことができるが、「3は4を介して5に接続される」と書いてはならない。

### 細則 20.3 及び

#### 3.1

### 2.2.7 明細書の記載に関する他の要件

明細書には規範的な用語を用い、語句を明確にしなければならない。つまり、当業者が理解しやすくするために、明細書の内容は明確なものでなければならず、曖昧な箇所又は前後で矛盾するような箇所があってはならない。

明細書では、発明又は実用新案の属する技術分野の技術用語を使わなければならない。自然科学関連の名詞について、国家の規定がある場合は、統一した用語を採用しなければならない。国家の規定がない場合は、属する技術分野で一般的に認められた用語を使うことができ、あまり知られていない科学技術用語又は最新の科学技術用語を採用することもでき、又は外来語(中国語により音訳又は意識される単語)をそのまま使うこともできるが、その意味は、当業者にとっては明確なものであって、誤解を生じさせないものでなければならない。

必要な場合は、自身で定義した語を使うことができ、この場合、明確な定義又は説明を示さなければならない。一般的に、誤解が生じること及び語義が混乱することを避けるために、属する技術分野において基本的な意味を持つ単語でその本来の意味以外の意味を示してはならない。明細書に使われた技術用語と記号は終始一致しなければならない。

明細書は中国語を使用しなければならないが、曖昧性が生じないことを前提に、個別の単語に中国語以外の文字を使用することができる。明細書において中国語以外の技術名詞を最初に使う際は、中国語訳文で注釈するか又は中国語で説明しなければならない。

例えば、以下の場合には中国語以外の記載形式を使用することができる。

(1) 当業者によく知られた技術用語は中国語以外の形式で記載することができ、例えば、「EPROM」でデータ消去・プログラミング可能な読み出し専用記憶装置を示すことができ、「CPU」で中央処理装置を示すことができる。

但し、同じセンテンスにおいて、中国語以外の技術名詞を連続して使うことで当該センテンスが理解しにくくなる場合には、認められない。

(2) 計量単位、数学記号、数学公式、各種のプログラミング言語、コンピュータープログラム、特定の意味を持つ表示用記号(例えば、中国国家標準の略称であるGB)などは中国語以外の形式を使用することができる。

また、引用される外国専利文献、専利出願、非専利文献の出典及び名称は原文を使用しなければならないが、必要な際は中国語訳文を示し、訳文を括弧に入れる。

明細書における計量単位は、国際単位系の計量単位及び国家が選定したその他の計量単位を含めた国家法定計量単位を使用しなければならない。必要な際は、括弧内にその分野における公知のその他の計量単位を注釈することができる。

明細書において商品の名称の使用が避けられない場合、その後はその型番、規格、性能及び製造元を明記しなければならない。

明細書では登録商標によって物質又は製品を確定することを避けなければならない。

細則 21

### 2.3 明細書の添付図面

法 26.3

添付図面は明細書の構成要素の1つである。

添付図面の役割は、図形により明細書の文字部分の記述を補足することにより、発明又は実用新案の各技術的特徴及び全体的な技術的解決手段を直感的かつ具体的に理解できるようにすることである。機械及び電気学技術分野の専利出願において、明細書の添付図面の役割は特に明らかである。したがって、明細書の添付図面は、発明又は実用新案の内容を明確に反映しなければならない。

文字により、その技術的解決手段を明確かつ完全に記述できる発明専利出願については、添付図面がなくてもよい。

細則 20.5

実用新案専利出願の明細書は、添付図面を有さなければならない。

細則 21.2

1件の専利出願に複数の添付図面がある場合、同じ実施形態を示す各図面において、同じ構成要素（同じ技術的特徴又は同じ対象）を示す添付図面の符号は一致しなければならない。明細書における添付図面で使用しているものと同一の添付図面の符号は同じ構成要素を示さなければならない。明細書の文字部分で言及していない添付図面の符号は添付図面に出現させてはならず、添付図面で出現しない添付図面の符号も明細書の文字部分で言及してはならない。

細則 21.3

添付図面には、必要な文言を除き、その他の注釈を含んではならない。

但し、フローチャート、ブロックダイアグラムのような添付図面については、そのブロック内に必要な文字又は記号を記載しなければならない。

添付図面の作成の要件については、本指南第一部分第一章第 4.3 節の規定を適用する。

細則 26

### 2.4 要約書

要約書は明細書の記載内容についての概略であり、技術情報に過ぎず、法的効力を有さない。

要約書の内容は発明又は実用新案に当初に記載された内容に該当しないため、それ以降の明細書又は請求の範囲を補正する根拠とすることはできず、専利権の保護範囲の解釈に用いることもできない。

要約書は以下の要件を満たさなければならない。

細則 26.1 及び 2

(1) 要約書は発明又は実用新案の名称及び属する技術分野を明記し、解決しようとする技術的課題、当該課題を解決するための技術的解決手段の要点及び主要な用途について、技術的解決手段を主として明確に反映しなければならない。要約書は発明を最もよく説明できる化学式を含むことができる。

細則 26.2

(2) 添付図面のある専利出願は、要約書の添付図面として、当該発明又は実用新案の技術的解決手段における主要な技術的特徴を最もよく反映できる1つの明細書の図面を指定するか、又は審査官が指定しなければならない。

(3) 要約書の添付図面の大きさ及び明瞭度は、当該図面を 4cm×6cm に縮小して

も、図面の各細部が明確に分かるように保証できるものでなければならない。

#### 細則 26.2

(4) 要約書の文字の部分（句読点を含む）は 300 文字を超えてはならず、商業的宣伝用語を使ってはならない。

また、要約書の文字の部分に出現する添付図面の符号には括弧を付さなければならない。

本章の以上の各節において明細書の実質的内容と記載方式の要件について詳細な規定を行った。注意すべきこととして、実体審査において、明細書の開示が不十分であるために専利法第 26 条第 3 項の規定に合致しない場合、専利法実施細則第 59 条で規定された拒絶しなければならない状況に該当する。

専利法実施細則第 20 条の要件を満たさないという欠陥しかないのであれば、専利法実施細則第 59 条の規定に基づいて拒絶される状況には該当しない。明細書における用語が規範的なものでなく、語句が不明確であるという欠陥があっても、発明が実現できないものにならない場合、このような状況は、専利法実施細則第 20 条に記載の欠陥に該当し、審査官はこれに基づいて当該出願を拒絶してはならない。また、専利法実施細則第 59 条で規定された拒絶しなければならない状況は、要約書が要件を満たさない状況を含まない。

### 3. 請求の範囲

#### 法 26.4

請求の範囲は明細書を根拠とし、専利による保護を請求する範囲を明確かつ簡潔に限定しなければならない。

請求の範囲は発明又は実用新案の技術的特徴を記載しなければならず、技術的特徴は、発明又は実用新案の技術的解決手段を構成する組成要素であってもよく、要素の間の相互関係であってもよい。専利法第 26 条第 4 項及び専利法実施細則第 22 条から第 25 条では、請求項の内容及びその記載について規定している。

#### 細則 23.1

請求の範囲には、少なくとも 1 つの独立請求項を含めなければならない。従属請求項を含んでもよい。

### 3.1 請求項

#### 3.1.1 請求項の種類

性質によって区分すると、請求項には 2 種類の基本的なタイプがあり、つまり、物に係る請求項及び活動に係る請求項であり、又は簡単に、製品の請求項及び方法の請求項と呼ばれる。1 種類目の基本的なタイプの請求項は人的技術により生産される物（製品、設備）を含む。2 種類目の基本的なタイプの請求項は時間経過要素を有する活動（方法、用途）を含む。物に係る請求項に該当するのは、物品、物質、材料、ツール、装置、設備などの請求項である。活動に係る請求項に該当するのは、製造方法、使用方法、通信方法、処理方法及び製品を特定の用途に使う方法などの請求項である。

種類により請求項を区分する目的は、請求項の保護範囲を確定することにある。通常、請求項の保護範囲を確定する時に、請求項における全ての特徴を考慮しなけ

ればならず、各特徴の実際の限定作用は最終的に当該請求項で保護を請求する主題に具現しなければならない。例えば、製品の請求項における1つ又は複数の技術的特徴について、構造的特徴によってもパラメータ特徴によっても明確に特徴づけることができない場合には、方法的特徴によって特徴づけることが認められる。但し、方法的特徴によって特徴づける製品の請求項の保護の主題は依然として製品であり、その実際の限定作用は、保護を請求する製品そのものに与える影響が如何なるものかによって決まる。

主題の名称に用途の限定を含む製品の請求項について、その用途の限定は当該製品の請求項の保護範囲を確定する時に配慮しなければならないが、実際の限定作用は、保護を請求する製品そのものに与える影響が如何なるものかによって決まる。例えば、主題の名称が「溶鋼鑄造用の金型」である請求項。その「溶鋼鑄造用の」という用途は主題の「金型」に対して限定作用を有する。「氷塊成型用のプラスチックボックス型」については、その融点が「溶鋼鑄造用の金型」の融点より遥かに低く、溶鋼鑄造に用いることはできないため、前述の請求項の保護範囲に入らない。但し、「……用の」という限定が保護を請求する製品又は設備そのものに影響を与えることなく、単に製品又は設備の用途又は使い方の記述に過ぎないのであれば、製品又は設備が例えば新規性、創造性を有するかどうかの判断に作用を果たすことはない。例えば、「……用の化合物X」。その「……用の」が化合物Xそのものに何の影響も与えないのであれば、当該化合物Xが新規性、創造性を有するかどうかを判断する時に、その用途の限定が作用を果たすことはない。

### 3.1.2 独立請求項及び従属請求項

細則 23.2

独立請求項は発明又は実用新案の技術的解決手段を全体的に反映し、技術的課題を解決するために必要な技術的特徴を記載しなければならない。

必要な技術的特徴とは、発明又は実用新案でその技術的課題を解決するために不可欠な技術的特徴をいい、その総和は、発明又は実用新案の技術的解決手段を十分に構成し、それを背景技術におけるその他の技術的解決手段から区別させる。

特定の技術的特徴が必要な技術的特徴であるかどうかを判断するには、解決しようとする技術的課題を基に、明細書に記述された全体的な内容を考慮しなければならない。実施例における技術的特徴を必要な技術的特徴として単純にそのまま認定してはならない。

1件の専利出願の請求の範囲において、独立請求項により限定される1つの発明又は実用新案の保護範囲が最も広い。

細則 23.3

請求項が同一種類の別の請求項における全ての技術的特徴を含んでおり、かつ当該別の請求項の技術的解決手段をさらに限定しているのであれば、当該請求項は従属請求項である。従属請求項は付加的な技術的特徴を用いて、引用している請求項をさらに限定しているため、その保護範囲は引用している請求項の保護範囲内に含まれる。

従属請求項の付加的な技術的特徴は、引用している請求項の技術的特徴についてさらに限定している技術的特徴であってもよく、追加される技術的特徴であっても

よい。

1 件の専利出願の請求の範囲において、少なくとも 1 つの独立請求項を有さなければならない。2 つ又はそれ以上の独立請求項がある場合、最初に書かれている独立請求項が第一独立請求項と呼ばれ、その他の独立請求項が並列独立請求項と呼ばれる。審査官は、例えば、「請求項 1 の方法を実施する装置であって、……」、「請求項 1 の製品を製造する方法であって、……」、「請求項 1 の部品を含む設備であって、……」、「請求項 1 のソケットに対応するプラグであって、……」など、並列独立請求項が前の独立請求項を引用する場合もあることに注意しなければならない。このような他の独立請求項を引用している請求項は並列独立請求項であり、従属請求項とみなすことはできない。このような別の請求項を引用している独立請求項について、その保護範囲を確定する時は、引用された請求項の全ての特徴を配慮しなければならないが、その実際の限定作用は最終的に、当該独立請求項の保護の主題に与える影響が如何なるものかということに具現しなければならない。

状況によっては、形式上の従属請求項（つまり、従属請求項の引用部分が含まれているもの）が、実質的に従属請求項であるとは限らない。例えば、独立請求項 1 が、「特徴 X を含む工作機械」となっている場合。その後にある別の請求項が、「請求項 1 に記載の工作機械であって、特徴 Y で特徴 X を置き換えることを特徴とする」となっている場合。このような場合、後者の請求項も独立請求項である。審査官は記載の形式のみによって後者の請求項を従属請求項と判定してはならない。

### 3.2 請求の範囲が満たすべき要件

専利法第 26 条第 4 項の規定に基づき、請求の範囲は明細書を根拠とし、専利による保護を請求する範囲を明確かつ簡潔に限定しなければならない。専利法実施細則第 22 条第 1 項の規定に基づき、請求の範囲には発明又は実用新案の技術的特徴を記載しなければならない。

法 26.4

#### 3.2.1 明細書を根拠とする

請求の範囲は明細書を根拠としなければならないとは、請求の範囲が明細書にサポートされていないことを指す。請求の範囲の各請求項で保護を請求する技術的解決手段は、当業者が明細書に十分に開示された内容から得ることができるか、又はそれを一般化して得ることができる技術的解決手段でなければならない。かつ明細書に開示された範囲を超えてはならない。

請求項は、通常は明細書に記載された 1 つ又は複数の実施形態又は実施例を一般化してなるものである。請求項の一般化は、明細書に開示された範囲を超えてはならない。当業者が明細書に記載されている実施形態の全ての同等な代替方式又は明らかな変形方式がいずれも同一の性能又は用途を有することを合理的に予測できる場合は、出願人が請求項の保護範囲を、その全ての同等な代替方式又は明らかな変形方式を含むよう一般化することを認めなければならない。請求項の一般化が適切であるかどうかについて、審査官はそれに関連する従来技術を参照して判断を行わなければならない。先駆的な発明については、改良的な発明よりも一般化の範

囲が広い。

上位概念で一般化されるか、又は並列選択方式で一般化された請求項について、このような一般化が明細書にサポートされているか否かを審査しなければならない。請求項の一般化が、出願人が推測した内容を含んでおり、その効果をあらかじめ確定及び評価することが困難である場合、このような一般化は明細書に開示された範囲を超えているとみなさなければならない。請求項の一般化によって、当業者がその上位一般化又は並列一般化に包含される 1 つ又は複数の下位概念又は選択方式では発明又は実用新案が解決しようとする技術的課題を解決して同じ効果を得ることができないと疑うのに十分な理由を有するようになるのであれば、当該請求項は明細書にサポートされていないとみなさなければならない。これらの場合、審査官は専利法第 26 条第 4 項の規定に基づき、請求項が明細書にサポートされていないことを理由として、出願人に請求項を補正するように要求しなければならない。

例えば、「高周波電気エネルギーを用いて物質に影響を与える方法」という一般化が広い請求項について、明細書に「高周波電気エネルギーを用いて気体を除塵する」という 1 つの実施形態しか記載されておらず、高周波電気エネルギーがその他の物質に影響を及ぼす方法について説明されておらず、かつ当業者が、高周波電気エネルギーがその他の物質に影響を与える効果をあらかじめ確定又は評価することが困難である場合、当該請求項は明細書にサポートされていないとみなされる。

また例えば、「冷凍時間及び冷凍程度を制御することで植物の種子を処理する方法」という一般化が広い請求項について、明細書に一種類の植物種子の処理に適用する方法しか記載されておらず、その他の種類の植物種子の処理方法には言及しておらず、植物種子が異なれば低温耐性などの生理的特性について大きな差異があるため、当業者がその他の種類の植物種子を処理する場合の効果をあらかじめ確定又は評価することが困難である場合、当該請求項も明細書にサポートされていないとみなされる。明細書においてさらにこの種類の植物種子とその他の植物種子との一般的関係が指摘されているか、又は十分に多くの実施例が記載されていて、当業者がこの方法を如何に利用して植物種子を処理するかを理解できなければ、当該請求項は明細書にサポートされているとみなされない。

一般化が広く、全種類の製品又は全種類の機械に関連する請求項については、明細書に良好なサポートがあり、かつ発明又は実用新案が請求項の範囲内で実施できないと疑う十分な理由もなければ、この請求項の範囲が広くても許容される。但し、明細書に示された情報が不十分であり、当業者が通常の実験方法又は分析方法によって明細書に記載された内容を請求項に記載された保護範囲まで拡大するには不十分である場合、審査官は出願人に、当業者が明細書に記載された情報に基づいて、発明又は実用新案を請求項の保護範囲まで容易に拡張できることを説明する釈明を行うように要求しなければならない。さもなくば、出願人に請求項を限定するよう要求しなければならない。例えば、「合成樹脂成型物を処理することでその性質を変える方法」という請求項について、明細書で熱可塑性樹脂の実施例にしか言及しておらず、かつ出願人が、当該方法が熱硬化性樹脂にも適用できることを証明す



ることもできない場合、出願人は請求項を熱可塑性樹脂の範囲に限定しなければならない。

通常、製品の請求項については、機能的又は効果的特徴を用いて発明を限定することを可能な限り回避しなければならない。特定の技術的特徴を構造的特徴によって限定できない場合、又は技術的特徴を構造的特徴によって限定するよりも機能的又は効果的特徴によって限定するほうがより適切であり、かつ当該機能又は効果が明細書で規定された実験又は操作又は属する技術分野の慣用手段により直接的かつ肯定的に検証できる場合に限り、機能的又は効果的特徴によって発明を限定することが認められる。

請求項に含まれる機能的に限定される技術的特徴については、記載された機能を実現できる全ての実施形態をカバーしていると理解しなければならない。機能的に限定される特徴を含む請求項に対して、当該機能的限定が明細書にサポートされているかどうかを審査しなければならない。請求項で限定された機能が、明細書の実施例に記載された特定の形態で完成され、かつ当業者が明細書に記載されていない他の代替的形態でもこの機能を完成できるということを理解できないか、又は当業者が該当機能的限定に含まれる 1 つ又は複数の形態で発明又は実用新案が解決しようとする技術的課題を解決できず、かつ同じ技術的効果を達成できないと疑う理由を有する場合、請求項に前記他の代替的形態又は発明もしくは実用新案の技術的課題を解決できない形態をカバーする機能的限定を用いてはならない。

また、明細書に、曖昧な方式で他の代替的形態も適用可能であるとのみ記載されていても、当業者にとって、これらの代替的形態が何なのか、又は如何にこれらの代替的形態を応用すればよいか不明瞭である場合も、請求項における機能的限定は認められない。なお、単なる機能的な請求項は明細書にサポートされないため、これも認められない。

請求項が明細書にサポートされているかどうかを判断する際は、明細書の全ての内容を考慮しなければならない。具体的な実施の形態の部分の内容のみに限定されない。明細書の他の部分にも具体的な実施の形態又は実施例に関する内容が記載されていて、明細書の全ての内容から判断して、請求項の一般化が適切であることが分かる場合、請求項は明細書にサポートされているとみなさなければならない。

独立請求項及び従属請求項又は異なる種類の請求項を含む請求の範囲に対して、各請求項がいずれも明細書にサポートされていることを一つずつ判断する必要がある。独立請求項が明細書にサポートされていることは、従属請求項も必然的にサポートされるということの意味するわけではない。方法の請求項が明細書にサポートされていることも、製品の請求項も必然的にサポートされるということの意味するわけではない。

保護を請求する技術的解決手段の一部又は全ての内容が当初の出願の請求の範囲に既に記載されているが、明細書には記載されていない場合、出願人がそれを明細書に補足することが認められる。但し、明細書に請求項の技術的解決手段と一致する記述があることは、請求項が必然的に明細書にサポートされるということの意味するわけではない。当業者が明細書に十分に開示された内容から当該請求項が保

護を請求する技術的解決手段を得ることができるか、又は一般化して得ることができる場合に限り、当該技術的解決手段が記載された請求項は明細書にサポートされているとみなされる。

法 26.4

### 3.2.2 明確性

請求の範囲が明確であるかどうかは、発明又は実用新案で保護を請求する範囲を確定する上で極めて重要なことである。

請求の範囲が明確でなければならないというのは、一つ目に、各請求項が明確でなければならないことをいい、二つ目に、請求の範囲を構成する全ての請求項が全体としても明確でなければならないことをいう。

まず、各請求項の種類が明確でなければならない。請求項の主題の名称は当該請求項の種類が製品の請求項であるか、方法の請求項であるかを明確に示すものでなければならない。例えば、「……技術」のように、曖昧な主題の名称を採用すること、又は例えば、「……製品及びその製造方法」のように、1つの請求項の主題の名称に、製品と方法の両方が含まれることは認められない。

また、請求項の主題の名称は請求項の技術的内容に対応していなければならない。

製品の請求項は製品の発明又は実用新案に適用するものであり、通常は製品の構造的特徴によって記述しなければならない。特殊な状況で、製品の請求項のうちの1つ又は複数の技術的特徴を構造的特徴によって明確に特徴づけることができない場合、物理又は化学的パラメータによって特徴づけることが認められる。構造的特徴によってもパラメータ特徴によっても明確に特徴づけることができない場合、方法的特徴によって特徴づけることが認められる。パラメータによって特徴づける場合、使用するパラメータは当業者が明細書の教示に基づいて、又は属する技術分野の慣用手段により、明確かつ確実に確定できるものでなければならない。

方法の請求項は方法の発明に適用するものであり、通常は技術プロセス、操作条件、手順又は工程などの技術的特徴によって記述しなければならない。

用途の請求項は方法の請求項に属する。但し、請求項に記載する言葉を選ぶ際に用途の請求項と製品の請求項を区別するように注意しなければならない。例えば、「化合物Xを殺虫剤として用いる」又は「化合物Xを殺虫剤とした応用」は、用途の請求項であり、方法の請求項に属するのに対して、「化合物Xを用いて作られる殺虫剤」又は「化合物Xを含む殺虫剤」は、用途の請求項でなく、製品の請求項である。

次に、各請求項により確定される保護範囲は明確でなければならない。請求項の保護範囲はそれに使われる言葉の意味に基づいて理解しなければならない。請求項に使われる言葉は一般的に、関連する技術分野において通常備わっている意味として理解しなければならない。特定の場合において、特定の単語が特定の意味を備えることが明細書に明記されており、かつ当該単語を使った請求項の保護範囲が明細書における当該単語の説明によって十分明確に限定されているのであれば、この場合も認められる。但しその場合、出願人に可能な限り請求項を補正するように要求

することにより、請求項の記述に基づけばその意味が分かるようにしなければならない。

請求項には、例えば「厚い」、「薄い」、「強い」、「弱い」、「高温」、「高圧」、「広い範囲」など意味の不確かな用語を使ってはならないが、特定の技術分野においてこのような用語が公然知られた確かな意味を有する場合は除き、例えば、増幅器の「高周波」など。公然知られた意味を有さない用語については、可能であれば、明細書に記載されたより精確な文言で前述の不確かな用語を置き換えなければならない。

請求項には「例えば」、「最も好ましくは」、「特に」、「必要な際に」などのような用語があってはならない。このような用語は 1 つの請求項において異なる保護範囲を限定することとなり、保護範囲が不明瞭となる。請求項において、特定の上位概念の後に、前述の用語により導かれた下位概念が続く場合、出願人に請求項を補正するよう要求しなければならず、当該請求項にそのうちの 1 つを残すか、又は両者を 2 つの請求項でそれぞれ限定することが認められる。

一般的に、「約」、「近く」、「など」、「又は類似物」などのような用語を請求項において使ってはならず、その理由は、このような用語が通常、請求項の範囲を不明瞭にするためである。請求項にこのような用語が現れる場合、審査官は具体的な状況に基づき、当該用語を使うことにより請求項が不明瞭となっているかどうかを判断しなければならず、なっていないのであれば、認められる。

添付図面の符号又は化学式及び数式に使われる括弧を除き、請求項が不明瞭とならないように、請求項に括弧を使うことを可能な限り避けなければならない。例えば、「(コンクリート)型にて作ったレンガ」。但し、一般に許容される意味を持つ括弧は認められる。例えば「(メチル)アクリル酸エステル」、「10%~60% (重量)の A を含む」。

最後に、請求の範囲を構成する全ての請求項は全体として明確でなければならないとは、請求項の間の引用関係が明瞭でなければならないことをいう（本章第 3.1.2 節及び 3.3.2 節を参照のこと）。

#### 法 26.4

### 3.2.3 簡潔性

請求の範囲が簡潔でなければならないとは、一つ目は各請求項が簡潔でなければならないことをいい、二つ目は請求の範囲を構成する全ての請求項が全体としても簡潔でなければならないことをいう。例えば、1 件の専利出願には保護範囲が実質的に同一の同一種類の請求項が 2 つ又はそれ以上出現してはならない。

請求項の数は合理的でなければならない。請求の範囲において、合理的な数の、発明又は実用新案の好ましい技術的解決手段を限定する従属請求項が認められる。

請求項の記述は簡潔でなければならないが、技術的特徴の記載以外に、原因や理由について不必要な説明をしてはならず、商業的宣伝用語を使ってもならない。

請求項間で同じ内容について必要以上に重複することを避けるために、可能な限り、前の請求項を引用する方式で請求項を記載するべきである。

### 3.3 請求項の記載に関する規定

請求項の保護範囲は請求項に記載された全ての内容を一体として限定しているため、各請求項はその末尾のみに句点を使用することが認められる。

細則 22.2

請求の範囲に複数の請求項がある場合、アラビア数字で順に番号をつけなければならない。

細則 22.3

請求項において使われる科学技術用語は明細書で使われる科学技術用語と一致しなければならない。請求項には化学式又は数式が記されても良いが、イラストを使ってはならない。絶対に必要な場合を除いて、請求項には「明細書……部分で述べたように」又は「図面……で示したように」などのような文言を使ってはならない。絶対に必要な場合とは、発明又は実用新案に係る特定形状が図形でしか限定できず、言葉では説明できない時に、請求項には「図面……で示したように」などのような用語を使用できることを指す。

通常は、請求項に表を使用することは認められないが、表を使用することで発明又は実用新案で保護を請求する主題をより明確に説明できる場合はこの限りではない。

細則 22.4

請求項に記載された技術的解決手段を理解することに資するため、請求項における技術的特徴は明細書の添付図面における対応する符号を引用することができる。但し、これらの符号を括弧に入れ、対応する技術的特徴の後に記さなければならない。添付図面の符号は、請求項の保護範囲に対する制限として解釈してはならない。通常、1つの請求項は、1つの自然段落を用いて記述する。但し、技術的特徴が多く、内容及び相互関係が複雑であるために、句読点によってその関係を明瞭に表現するのが困難である場合には、1つの請求項に改行又は改段落の方式を用いて記述を行うこともできる。

通常、開放式の請求項は「含める」、「含む」、「主に……からなる」という表現方式で記載するのが適切であり、当該請求項で言及していない構造の構成要素又は方法手順を含むことができると解釈される。閉鎖式の請求項は「……からなる」という表現で記載するのが適切であり、一般的に、当該請求項に記載されている以外の構造の構成要素又は方法手順を含まないと解釈される。

一般的に、請求項に数値範囲を含む場合、その数値範囲は可能な限り数学的な方式で表現するものとする。例えば、「 $\geq 30^{\circ}\text{C}$ 」、「 $> 5$ 」など。通常は、「より大きい」、「より小さい」、「を超える」などの場合は、その数字を含まないと理解される。「以上」、「以下」、「以内」などの場合は、その数字を含むと理解される。

明細書によりサポートされている場合、請求項で発明又は実用新案を一般化により限定することが認められる。通常、一般化の方式には以下の2種類がある。

(1) 上位概念で一般化する。例えば、「ガスレーザー機器」で、ネオンヘリウムレーザー機器、アルゴンイオンレーザー機器、一酸化炭素レーザー機器、二酸化炭素レーザー機器などを一般化する。また例えば、「C1-C4 アルキル」でメチル、エチル、プロピル、ブチルを一般化する。さらに例えば、「ベルト伝動」で、フラットベルト、Vベルト及び歯付ベルト伝動などを一般化する。

(2) 並列選択法で一般化する。つまり、「又は」又は「及び」で、その中から必ず1つを選択する具体的な特徴を並列させる。例えば、「特徴A、B、C又はD」。また例えば、「A、B、C及びDからなる物質群から選択される1つの物質」など。

並列選択法を使った一般化の際に、並列選択で一般化された具体的な内容は同等な効果を持つものでなければならず、上位概念で一般化された内容を、「又は」を用いてその下位概念と並列させてはならない。さらに、並列選択で一般化された概念は、意味が明確なものでなければならぬ。例えば、「A、B、C、D又は類似物（設備、方法、物質）」という記述において、「類似物」という概念の意味は明確でないため、具体的な物又は方法（A、B、C、D）と並列させることができない。

### 3.3.1 独立請求項の記載に関する規定

専利法実施細則第24条第1項の規定に基づき、発明又は実用新案の独立請求項は前提部と特徴部を含み、以下の規定に従って記載しなければならない。

(1) 前提部：保護を求めている発明又は実用新案の技術的解決手段の主題の名称及び発明又は実用新案の主題と最も近い従来技術と共通した必要な技術的特徴を明記する。

(2) 特徴部：「……を特徴とする」又はそれに類似した文言を使って、発明又は実用新案の最も近い従来技術と区別される技術的特徴を明記し、これらの特徴と前提部に明記した特徴がともに、発明又は実用新案で保護を請求する範囲を限定する。

専利法実施細則第24条第3項では、発明又は実用新案が独立請求項を1つのみ有さなければならず、かつそれを同一の発明又は実用新案の従属請求項の前に記すことを規定している。この規定の本意は、請求の範囲を全体的に明確かつ簡潔にすることにある。

独立請求項の前提部における、発明又は実用新案の主題と最も近い従来技術と共通した必要な技術的特徴とは、保護を請求する発明又は実用新案の技術的解決手段と最も近い1件の従来技術の文献との共通した技術的特徴を指す。適切な場合に、発明又は実用新案で保護を請求する主題と最も近い従来技術の文献を1つ選択して「境界区分」を行う。

独立請求項の前提部において、保護を請求する発明又は実用新案の技術的解決手段の主題の名称を明記する以外に、発明又は実用新案の技術的解決手段と緊密に関係する、共通的な複数の必要な技術的特徴を記載することのみ必要である。例えば、カメラに関する発明において、当該発明の実質がカメラの布幕シャッターの改善にある場合、その請求項の前提部において、「……布幕シャッターを含むカメラ」だけを書けばよく、その他の共通的な特徴、例えばミラー及びファインダーなどのカメラの部品はいずれも前提部に書かなくてもよい。独立請求項の特徴部には、発明又は実用新案の必要な技術的特徴のうちの、最も近い従来技術とは異なる相違点を記載しなければならず、これらの相違点は前提部における技術的特徴と同じであり、発明又は実用新案の全ての必要な技術的特徴を構成し、独立請求項の保護の範囲を限定するものである。

独立請求項を2つの部分に分けて記載する目的は、独立請求項の全ての技術的

特徴のうち、どれが発明又は実用新案と最も近い従来技術との共通の技術的特徴であるか、どれが発明又は実用新案の最も近い従来技術と異なる技術的特徴であるかを公衆にさらに明確に見せることである。

専利法実施細則第 24 条第 2 項の規定に基づき、発明又は実用新案の性質が前述の方式で記載することに適さないものである場合、独立請求項を前提部と特徴部に分けなくても良い。

例えば以下の場合にはそれに当たる。

- (1) 先駆的な発明。
- (2) 状態が同等な複数の既知の技術を全体的に組み合わせることにより構築される発明で、その発明の実質が組み合わせそのものにあるもの。
- (3) 既知の方法の改善である発明で、その改善点が、何らかの物質又は材料を省略する点、又は特定の物質もしくは材料により別の物質もしくは材料を置き換える点、又は特定の手順を省略する点であるもの。
- (4) 既知の発明の改善が、システム内の部品の交換又はその相互関係上の変更であるもの。

### 3.3.2 従属請求項の記載に関する規定

専利法実施細則第 25 条第 1 項の規定に基づき、発明又は実用新案の従属請求項は引用部分と限定部分を含み、以下の規定に従って記載しなければならない。

- (1) 引用部分：引用している請求項の番号及びその主題の名称を明記する。
- (2) 限定部分：発明又は実用新案の付加的な技術的特徴を明記する。

細則 25.2

従属請求項は前にある請求項しか引用することができない。2 つ以上の請求項を引用する多項従属請求項は、択一の方法でしか前にある請求項を引用することができず、かつ別の多項従属請求項に引用される基礎とすることはできず、つまり、後にある多項従属請求項は前にある多項従属請求項を引用してはならない。従属請求項の引用部分には、引用している請求項の番号を明記し、その後、引用している請求項の主題の名称を再び記載しなければならない。例えば、従属請求項の引用部分は、「請求項 1 に記載の金属繊維引き抜き装置であって、……」と書かなければならない。

多項従属請求項とは、2 つ以上の請求項を引用している従属請求項をいい、多項従属請求項の引用方式は、前にある独立請求項と従属請求項を引用するもの、及び前の複数の従属請求項を引用するものを含む。

従属請求項が多項従属請求項である場合、引用している請求項の番号は「又は」又はその他の「又は」と意味が同一の択一の引用方式により表現しなければならない。例えば、従属請求項の引用部分は以下に挙げられる方式となるように記載する。

「請求項 1 又は 2 に記載の……であって」、「請求項 2、4、6 又は 8 に記載の……であって」、又は「請求項 4～9 のいずれかの請求項に記載の……であって」。

2 つ以上の請求項を引用する多項従属請求項は、別の多項従属請求項の引用の基礎としてはならない。例えば、請求項 3 が「請求項 1 又は 2 に記載のビデオカメラのフォーカス調節装置であって、……」であり、多項従属請求項 4 を「請求項 1、

2 又は 3 に記載のフォーカス調節装置であって、……」と記載している場合、引用している請求項 3 が多項従属請求項であるため、認められない。

従属請求項の限定部分は前にある請求項（独立請求項又は従属請求項）における技術的特徴を限定することができる。前にある独立請求項が 2 つの部分に分けて記載する方式を採用している場合、その後にある従属請求項は当該独立請求項の特徴部における特徴をさらに限定することができるのみならず、前提部における特徴もさらに限定することができる。

特定の独立請求項に直接又は間接的に従属している全ての従属請求項は当該独立請求項の後、かつ別の独立請求項の前に書かなければならない。

## 第三章 新規性

### 1. 序文

専利法第 22 条第 1 項の規定に基づき、専利権を付与する発明及び実用新案は、新規性、創造性及び実用性を有さなければならない。従って、専利出願する発明及び実用新案が新規性を有することは、専利権を付与するための必要条件の 1 つである。

法 22.2

### 2. 新規性の概念

新規性とは以下をいう。当該発明又は実用新案が従来技術に該当しない。また如何なる機構又は個人でも、同様の発明又は実用新案について、出願日以前に専利局に出願を提出しておらず、かつ出願日以降（出願日を含む）に公開された専利出願書類、又は公告された専利文献に記載されていない。

#### 2.1 従来技術

専利法第 22 条第 5 項の規定に基づき、従来技術とは、出願日以前に国内外で公然知られた技術を指す。従来技術は、出願日（優先権がある場合には、優先日）以前に国内外の出版物における公式な発表、国内外における公式な使用、又はその他の方式により公然知られた技術を含む。

従来技術は、出願日以前に公衆が知り得る技術的内容でなければならない。言い換えれば、従来技術は、出願日以前に公衆が取得できる状態にあり、かつ公衆がその中から実質的な技術知識を知り得る内容を含んでいるものでなければならない。秘密保持の状態にある技術的内容は従来技術には該当しないということに注意しなければならない。秘密保持の状態とは、秘密保持規定又は協定による制約を受けている場合を含むだけでなく、社会的観念又は商習慣上で秘密保持義務を負わなければならないと考えられている場合、即ち、暗黙の了解による秘密保持の場合も含む。

しかし、秘密保持義務を負う者が規定、協定又は暗黙の了解に違反して秘密を漏洩することにより、技術的内容が開示されて、公衆がそれらの技術を知り得ることとなった場合、それらの技術も従来技術の一部となる。

##### 2.1.1 時間的境界

従来技術の時間的境界は出願日であり、優先権を獲得している場合は、優先日とする。広義には、出願日以前に開示された技術的内容の全てが従来技術に該当するが、出願日当日に開示された技術的内容は従来技術の範囲に含まれない。

##### 2.1.2 公開方式

従来技術の公開方式は出版物による公開、使用による公開、その他の方式による公開という 3 種を含み、いずれも地域的な制限はない。



### 2.1.2.1 出版物による公開

専利法の意味での出版物とは、技術又は設計の内容を記載しており、独自に存在している伝播媒体であり、かつその公開発表又は出版の時期を表明するものか、又はそれを証明する他の証拠を有するものでなければならない。

前述の意味に合致する出版物は、紙の出版物、オーディオビジュアル資料であってもよく、インターネット又はその他のオンラインデータベース中に存在する資料などであってもよい。

#### (1) 紙の出版物及びオーディオビジュアル資料

紙の出版物は通常は各種の印刷、タイプされた紙文書を指す。例えば紙の専利文献、科学技術雑誌、科学技術書籍、学術論文、専門文献、教科書、技術マニュアル、正式に公表された会議議事録又は技術報告書、新聞、製品見本、製品カタログ、広告宣伝パンフレットなど。オーディオビジュアル資料は電気、光、磁気、撮影などの方法により作成された資料であってもよい。例えば、マイクロフィルム、映画フィルム、写真のネガフィルム、ビデオテープ、磁気テープ、レコード、光ディスクなど。

紙の出版物及びオーディオビジュアル資料は地理的位置、言語又は取得方式の制限を受けず、年代の制限も受けない。紙の出版物及びオーディオビジュアル資料が取得可能であるかどうかは、出版発行量が多いか少ないか、読んだ者がいるかどうか、出願人が知っているかどうかとは、無関係である。

「内部資料」「内部発行」等の文字が印刷されている紙の出版物及びオーディオビジュアル資料が、確実に特定の範囲内で発行されておりかつ秘密保持が要求されている場合には、出版物による公開には当たらない。

紙の出版物の印刷日及びオーディオビジュアル資料の出版日を公開日とみなす。但し、その公開日を証明する他の証拠がある場合は除く。

#### (2) インターネット又はその他のオンラインデータベース中に存在する資料

インターネット又はその他のオンラインデータベース中に存在する資料とは、データ形式で保存され、ネットワークを伝播経路とする文字、画像、オーディオビジュアルなどの資料をいう。インターネット又はその他のオンラインデータベース中に存在する資料は、合法的な経路で取得できるものでなければならず、資料の取得は、パスワード又は費用支払いが必要かどうか、資料を読んだ人がいるかどうかとは無関係である。

インターネット又はその他のオンラインデータベース中に存在する資料の公開日は一般的に公開日を基準とする。但し、その公開日を証明する他の証拠がある場合は除く。ネットワーク方式で出版された書籍、定期行物、学位論文などの出版物について、その公開日はウェブページに記載されているネットワーク上の発表日である。

上記出版物に、同一の内容の紙の出版物もある場合、紙の出版物の印刷日に基づいて公開日を確定することもでき、通常は確定できる最も早い公開日を基準とする。ウェブページに公開日が明記されていない又は発表日に疑問がある資料につい

ては、ログファイルに記載されている発表日及び改訂日、検索エンジンによるインデックス作成日、インターネットアーカイブサービスに示される日付、タイムスタンプ情報又はミラーサイトに表示されている複製情報の発表日などの情報を参考として公開日を確定することができる。

印刷日、出版日又は発表日が年・月又は年しか明記されていない場合、書かれている月の最後の日又は書かれている年の12月31日を公開日とする。

審査官が出版物の公開日について疑問があると判断した場合、当該出版物の提出者に証明を提示するよう要求することができる。

### 2.1.2.2 使用による公開

使用したことにより技術的解決手段が公開されるか、又は技術的解決手段を公衆が知り得る状態となった場合、このような公開を使用による公開という。

使用による公開の方式には、公衆がその技術内容を知り得る製造、使用、販売、輸入、交換、贈呈、実演、展示、入札者募集などの方式が含まれる。前述の方式により関連技術内容が、知りたい公衆が知ることのできる状態となる限り、使用による公開となり、知っている公衆がいるかどうかによって決まるものではない。但し、関連技術内容の説明が一切なく、当業者がその構造及び機能又は材料成分を知ることができない製品の展示は、公開による使用には該当しない。

使用により公開されたのが製品であり、使用された製品又は装置を破壊しなければその構造及び機能を知ることができない場合であっても、使用による公開に該当する。さらに、使用による公開には、例えばポスター、設計図、写真、見本、サンプルなど、展示台、ショーウィンドーに配置されて公衆が閲読できる情報資料及び直感的な資料も含まれる。

使用による公開では、公衆が当該製品又は方法を知り得た日を公開日とする。

### 2.1.2.3 他の方法による公開

公然知られたその他の方法は主に、口頭での公開などを指す。例えば、口頭での話し合い、報告、討論会での発言、放送、テレビ、映画などといった公衆が技術的内容を知り得る方式である。口頭での話し合い、報告、討論会での発言は、その発生日を公開日とする。公衆が受信可能な放送、テレビ又は映画の報道は、その放送日を公開日とする。

## 2.2 抵触出願

専利法第22条第2項の規定に基づき、発明又は実用新案の新規性の判断に当たって、任意の機構又は個人が同様の発明又は実用新案について出願日以前に専利局に提出しており、かつ出願日以降（出願日を含む）に公開された専利出願書類又は公告された専利文献は、当該出願日に提出された専利出願の新規性を損なう。記述の便宜上、新規性の判断に当たって、こうした新規性を損なう専利出願を、抵触出願という。

審査官が検索時に注意すべきこととして、抵触出願が存在するかどうかを確定す

る際に、先行専利又は専利出願の請求の範囲を調べるだけでなく、その明細書（添付図面を含む）も調べる必要があり、その全文の内容を基準としなければならない。抵触出願は、以下の条件を満たして中国国内段階に移行した国際専利出願、即ち、出願日以前に任意の機構又は個人が提出しており、かつ出願日以降（出願日を含む）に専利局が公開又は公告した同様の発明又は実用新案の国際専利出願を含む。

また、抵触出願とは、出願日以前に提出されたものだけを指し、出願日に提出された同様の発明又は実用新案専利出願を含まない。

### 2.3 引用文献

発明又は実用新案が新規性又は創造性などを有するかどうかを判断するために引用される関連書類は、専利文献及び非専利文献を含み、引用文献と総称される。

実体審査段階において審査官は一般的に、国内外における公式な使用、又はその他の方法により公然知られた技術を知ることができないため、実体審査プロセスにおいて引用される引用文献は主に公式出版物となる。

引用する引用文献は1件でもよく、数件でもよい。引用する内容は各引用文献の全ての内容でもよく、その中の一部の内容でもよい。

引用文献は客観的に存在している技術資料である。引用文献を引用して発明又は実用新案の新規性及び創造性などを判断する時は、引用文献に開示されている技術的内容を基準としなければならない。当該技術的内容は引用文献に明記される内容を含むだけでなく、当業者にとって、暗示されておりかつ直接、一義的に確定できる内容も含む。但し、引用文献の内容を勝手に拡大又は縮小してはならない。さらに、引用文献に添付図面が含まれている場合には、その図面を引用してもよい。但し、添付図面を引用する場合に審査官が注意すべきこととして、添付図面から直接、一義的に確定できる技術的特徴だけが開示された内容となり、添付図面から推測される内容、又は文字による説明がなく、添付図面のみから計測して得た寸法及びその関係は、開示された内容としてはならない。

## 3. 新規性の審査

発明又は実用新案専利出願が新規性を有するかどうかは、実用性を有している場合に限って考慮する。

### 3.1 審査の原則

新規性を審査する時は、以下の原則に基づいて判断しなければならない。

#### (1) 同様の発明又は実用新案

審査を受ける発明又は実用新案専利出願が、従来技術又は出願日以前に任意の機構又は個人が専利局に出願を提出しており、かつ出願日以降（出願日を含む）に公開又は公告された（以下、出願が先行し、公開もしくは公告が後行したという）発明又は実用新案の関連内容に比べて、その技術分野、解決しようとする技術的課題、技術的解決手段と予期される効果が実質的に同一である場合には、両者は同様の発明又は実用新案に当たるとみなされる。注意すべきこととして、新規性を判断する

時に、審査官はまず、審査を受ける専利出願の技術的解決手段が引用文献の技術的解決手段と実質的に同一であるかどうかを判断しなければならず、専利出願と引用文献に開示されている内容を比べて、その請求項により限定している技術的解決手段が引用文献に開示されている技術的解決手段と実質的に同一であり、当業者が両者の技術的解決手段に基づき、両者が同じ技術分野に適用することができ、同じ技術的課題を解決することができ、かつ同じ予期される効果を有すると確定できるのであれば、両者は同様の発明又は実用新案であるとみなされる。

(2) 単独比較

新規性を判断する時に、発明又は実用新案専利出願の各請求項を、従来技術又は出願が先行し、公開もしくは公告が後行した発明又は実用新案の関連する技術的内容とそれぞれ単独比較しなければならず、それを複数の従来技術又は出願が先行し、公開もしくは公告が後行した発明又は実用新案の内容の組み合わせ、又は1件の引用文献における複数の技術的解決手段の組み合わせと比較してはならない。即ち、発明又は実用新案専利出願の新規性の判断に当たっては、単独比較の原則を適用する。これは発明又は実用新案専利出願の創造性の判断方法とは異なる（本部分第四章第3.1節を参照のこと）。

3.2 審査基準

発明又は実用新案が新規性を有するかどうかを判断するには、専利法第22条第2項を基準としなければならない。

当該基準の把握に資する目的から、新規性の判断においてよく見られる状況を以下に挙げる。

3.2.1 同一内容の発明又は実用新案

保護を請求する発明又は実用新案が、引用文献に開示された技術的内容と完全に同一であるか、又は簡単な文字の変換しか行っていない場合には、当該発明又は実用新案は新規性を有さない。また、前述の同一内容は、引用文献から直接、一義的に確定できる技術的内容を含むと理解しなければならない。例えば、発明専利出願の請求項が「四角結晶体構造を持ちかつ主相がNd<sub>2</sub>Fe<sub>14</sub>B金属間化合物のNdFeB永久磁石合金で製造されたモーター回転子鉄芯」であり、引用文献に「NdFeB磁石体で製造されたモーター回転子鉄芯」が開示されていれば、前述の請求項の新規性は喪失され、その理由は、当業者が熟知しているいわゆる「NdFeB磁石体」が、主相がNd<sub>2</sub>Fe<sub>14</sub>B金属間化合物のNdFeB永久磁石合金を指し、かつ四角結晶体構造を備えるためである。

3.2.2 具体的（下位）概念と一般的（上位）概念

保護を請求する発明又は実用新案と引用文献を比べて、違いが前者で一般的（上位）概念を採用し、後者で具体的（下位）概念を採用して同様の性質の技術的特徴を限定している点しかないのであれば、具体的（下位）概念の開示により、一般的（上位）概念で限定している発明又は実用新案の新規性は喪失される。例えば、引

用文献に開示された製品が「銅で製造された」ものである場合、「金属で製造された」同一の製品の発明又は実用新案の新規性は喪失される。但し、当該銅製品の開示により、銅以外の他の具体的な金属で製造された同一の製品の発明又は実用新案の新規性が喪失されることはない。

逆に、一般的（上位）概念の開示は具体的（下位）概念で限定している発明又は実用新案の新規性に影響を及ぼさない。例えば、引用文献に開示されている製品が「金属で製造された」ものである場合、「銅で製造された」同一の製品の発明又は実用新案の新規性が喪失されることはない。また例えば、保護を請求する発明又は実用新案と引用文献との違いが、発明又は実用新案では「塩素」で引用文献の「ハロゲン族元素」又は具体的なハロゲン族元素の「フッ素」を置き換えている点のみであれば、引用文献の「ハロゲン族元素」の開示又は「フッ素」の開示により、塩素により限定している発明又は実用新案の新規性が喪失されることはない。

### 3.2.3 慣用手手段の直接的な置き換え

保護を請求する発明又は実用新案と引用文献との違いが、属する技術分野の慣用手手段の直接的な置き換えしかないのであれば、当該発明又は実用新案は新規性を有さない。例えば、引用文献がネジ固定を採用した装置を開示しており、保護を請求する発明又は実用新案が当該装置のネジによる固定方法をボルトによる固定方法に置き換えているだけであれば、当該発明又は実用新案は新規性を有さない。

### 3.2.4 数値と数値範囲

保護を請求する発明又は実用新案に、例えば部品の寸法、温度、圧力及び組成物の成分含有量といった、数値又は連続して変化する数値範囲により限定している技術的特徴があり、それ以外の技術的特徴が引用文献と同一である場合、その新規性の判断については以下の各規定に従わなければならない。

(1) 引用文献に開示された数値又は数値範囲が前述の限定された技術的特徴の数値範囲内にあれば、保護を請求する発明又は実用新案の新規性は損なわれる。

#### 【例 1】

専利出願の請求項が、10%～35%（重量）の亜鉛と2%～8%（重量）のアルミを含み、残部が銅である銅基形状記憶合金である。引用文献に20%（重量）の亜鉛と5%（重量）のアルミを含む銅基形状記憶合金が開示されている場合、前述の引用文献により当該請求項の新規性は損なわれる。

#### 【例 2】

専利出願の請求項が、アーチ状ライニングの厚みが100mm～400mmである熱処理用台車炉である。引用文献にアーチ状ライニングの厚みが180mm～250mmである熱処理用台車炉が開示されている場合、当該引用文献により請求項の新規性は損なわれる。

(2) 引用文献に開示されている数値範囲が、前述の限定している技術的特徴の数値範囲と部分的に重なっているか、又は共通した端点がある場合、保護を請求する発明又は実用新案の新規性は損なわれる。

**【例 1】**

専利出願の請求項が、焼成時間が 1～10 時間である窒化ケイ素セラミックスの生産方法である。引用文献に開示されている窒化ケイ素セラミックスの生産方法における焼成時間が 4～12 時間であれば、焼成時間が 4～10 時間の範囲で重なっているため、当該引用文献により当該請求項の新規性は損なわれる。

**【例 2】**

専利出願の請求項が、スプレー塗布時のスプレーガンの出力が 20～50kW であるプラズマスプレー塗布方法である。

引用文献にスプレーガンの出力が 50～80kW であるプラズマスプレー塗布方法が開示されている場合、50kW という共通の端点があるため、当該引用文献により当該請求項の新規性は損なわれる。

(3) 引用文献に開示された数値範囲の二つの端点により、前述の限定している技術的特徴が離散数値でありかつ当該二つの端点のいずれか一方を有する発明又は実用新案の新規性が損なわれるが、前述の限定している技術的特徴が当該二つの端点の間のいずれかの数値である発明又は実用新案の新規性が損なわれることはない。

**【例】**

専利出願の請求項が、乾燥温度が 40℃、58℃、75℃又は 100℃であるチタニア光触媒の製造方法である。引用文献に乾燥温度が 40℃～100℃のチタニア光触媒の製造方法が開示されている場合、当該引用文献により乾燥温度がそれぞれ 40℃と 100℃である場合の請求項の新規性が損なわれるが、乾燥温度がそれぞれ 58℃と 75℃である場合の請求項の新規性が損なわれることはない。

(4) 前述の限定している技術的特徴の数値又は数値範囲が引用文献に開示されている数値範囲内に入っており、かつ引用文献に開示されている数値範囲と共通の端点がない場合、引用文献により保護を請求する発明又は実用新案の新規性が損なわれることはない。

**【例 1】**

専利出願の請求項が、リング径が 95mm である内燃機関用ピストンリングであり、引用文献にリング径が 70mm～105mm である内燃機関用ピストンリングが開示されている場合、当該引用文献により当該請求項の新規性が損なわれることはない。

**【例 2】**

専利出願の請求項が、重合度が 100～200 であるエチレン-プロピレン共重合体であり、引用文献に重合度が 50～400 であるエチレン-プロピレン共重合体が開示されている場合、当該引用文献により当該請求項の新規性が損なわれることはない。

数値範囲に関する補正は、本部分第八章第 5.2 節の規定を適用する。

一般式で示される化合物についての新規性の判断は、本部分第十章第 5.1 節の規定を適用する。

### 3.2.5 性能、パラメータ、用途又は製造方法などの特徴を含む製品の請求項

性能、パラメータ、用途又は製造方法などの特徴を含む製品の請求項の新規性の審査は、以下の原則に従って行わなければならない。

#### (1) 性能、パラメータ特徴を含む製品の請求項

このような請求項については、請求項における性能、パラメータ特徴に、保護を請求する製品が特定の構造及び/又は組成を備えていることが暗に含まれているかどうかを考慮しなければならない。当該性能、パラメータに、保護を請求する製品が引用文献と区別される構造及び/又は組成を備えていることが暗に含まれている場合、当該請求項は新規性を有する。逆に、当業者が当該性能、パラメータに基づいて保護を請求する製品を引用文献と区別できないのであれば、保護を請求する製品が引用文献と同一であると推定できる。従って、出願された請求項は新規性を有さないが、出願人が出願書類又は従来技術に基づき、請求項における性能、パラメータ特徴を含む製品が、引用文献の製品と構造及び/又は組成上で異なるということを証明できる場合はこの限りではない。例えば、専利出願された請求項が X 線回折データなど複数種のパラメータにより特徴づけられる結晶形態の化合物 A であり、引用文献に開示されているのも結晶形態の化合物 A である場合、引用文献の開示内容に基づいて、両者の結晶形態を区別することが困難であれば、保護を請求する製品が引用文献の製品と同一であると推定できる。従って、当該出願された請求項は引用文献に対して新規性を有さないが、出願人が出願書類又は従来技術に基づき、出願された請求項により限定している製品が引用文献に開示された製品とは結晶形態において確かに異なるということを証明できる場合はこの限りではない。

#### (2) 用途特徴を含む製品の請求項

このような請求項について、請求項における用途特徴に保護を請求する製品が特定の構造及び/又は組成を備えていることが暗に含まれているかを考慮しなければならない。当該用途が製品そのものの固有の特性によって決まるものであり、かつ用途特徴に製品の構造及び/又は組成上の変化が暗に含まれていないのであれば、当該用途特徴で限定している製品の請求項は引用文献の製品に対して新規性を有さない。例えば、抗ウイルス用の化合物 X の発明は、触媒用化合物 X の引用文献に比べると、化合物 X の用途が変化しているものの、その本質的な特性を決定する化学構造式には何の変化もないため、抗ウイルス用化合物 X の発明は新規性を有さない。但し、当該用途に製品が特定の構造及び/又は組成を備えていることが暗に含まれていれば、つまり、当該用途が製品の構造及び/又は組成上の変化を示していれば、当該用途は製品の構造及び/又は組成を限定する特徴として考慮しなければならない。例えば、「クレーン用フック」はクレーンの寸法と強度などの構造だけに対応するフックを指し、同様の形状を持つ一般的な釣り人用の「魚釣り用フック」と比べると、構造が異なり、両者は違う製品である。

#### (3) 製造方法特徴を含む製品の請求項

このような請求項について、当該製造方法により、製品が特定の構造及び/又は組成を備えるようになるかどうかを考慮しなければならない。

当業者が、当該方法により製品が引用文献の製品と異なる特定の構造及び/又は組成を必然的に備えるようになることを断定できれば、当該請求項は新規性を有する。逆に、出願された請求項により限定している製品と引用文献の製品を比べて、記述方法が違うものの、製品の構造及び組成が同じであれば、当該請求項は新規性を有さないが、出願人が出願書類又は従来技術に基づき、当該方法により、製品が構造及び/又は組成上で引用文献の製品とは異なるものとなるか、又は当該方法が引用文献の製品と異なる性能をもたらすということを証明することにより、その構造及び/又は組成上で変化が生じていることが示される場合はこの限りではない。例えば、専利出願の請求項が、X方法で製造されたガラスカップであり、引用文献に開示されているのがY方法で製造されたガラスカップであり、二つの方法で製造されたガラスカップの構造、形状、構成材料が同一であれば、出願された請求項は新規性を有さない。逆に、前述のX方法が、引用文献には記載されていない特定の温度における焼鈍手順を含んでおり、当該方法により製造されたガラスカップの破碎耐性が引用文献のガラスカップより明らかに高まっているのであれば、保護を請求するガラスカップは製造方法の違いによってマイクロ構造上で変化しており、引用文献の製品と異なる内部構造を有することが示されるため、当該請求項は新規性を有する。

前述の第3.2.1～3.2.5節の基準は同様に、創造性の判断におけるこのような技術的特徴が同一であるかどうかという比較判断に適用する。

#### 4. 優先権

専利法第29条の規定に基づき、出願人が同一の主題の発明又は実用新案について、外国で初めて専利出願を提出した日から起算して12か月以内に、中国で再び出願を提出する場合、当該国と中国が締結した協定又は共に加盟している国際条約に基づき、又は相互に優先権を認める原則に基づき、優先権を獲得することができる。こうした優先権は、外国優先権と呼ばれる。

法 29.2  
細則 35

出願人が同一主題の発明又は実用新案について、中国で初めて専利出願を提出した日から起算して12か月以内に、当該発明専利出願を基に、再び専利局に発明専利出願又は実用新案専利出願を提出する場合、又は当該実用新案専利出願を基に、再び専利局に実用新案専利出願又は発明専利出願を提出する場合、優先権を獲得することができる。こうした優先権は、国内優先権と呼ばれる。

細則 36

専利法実施細則第36条の規定では、専利法第29条に規定の期限内に専利局に同一主題について発明又は実用新案専利出願を提出していない場合に、出願人に正当な理由があれば、期限満了の日から起算して2か月以内に優先権の回復を請求することができる。

##### 4.1 外国優先権

###### 4.1.1 外国優先権を獲得する条件

外国優先権を獲得する専利出願は以下の条件を満たさなければならない。



(1) 出願人が同一主題の発明創造について、外国で初めて専利出願（以下、外国への最初の出願という）を提出した後、再び中国で専利出願（以下、中国での後続出願という）を提出している。

(2) 発明及び実用新案について、中国での後続出願の出願日は外国への最初の出願日から起算して12か月後よりも後となってはならない。専利法実施細則第36条の規定に基づく優先権の回復を除く。

(3) 出願人が最初の出願を提出した国家又は政府間組織が、中国と協定を締結しているか、又は共に国際条約に加盟しているか、又は優先権の原則を相互に認める国家もしくは政府間組織でなければならない。

外国優先権を獲得する発明創造は、外国への最初の出願の審査許可の最終結果とは関係がなく、当該最初の出願が関連する国家又は政府間組織で確定的な出願日を獲得してさえいれば、外国優先権を主張する基礎とすることができる。

#### 4.1.2 同一主題の発明創造の定義

専利法第29条にいう同一主題の発明又は実用新案は、技術分野、解決しようとする技術的課題、技術的解決手段、及び予期される効果が同一の発明又は実用新案をいう。ただし、ここでいう同一とは、文字上の記載又は記述方式が完全に一致しているという意味ではないことに注意しなければならない。

審査官は、中国での後続出願の請求項で限定している技術的解決手段は、外国への最初の出願に記載してさえいれば、当該最初の出願の優先権を獲得することができ、当該最初の出願の請求の範囲に含まれることは必ずしも要求されない（優先権の確認については、本部分第八章第4.6節の規定を適用する）ことに注意しなければならない。

#### 4.1.3 外国優先権の効力

出願人が外国への最初の出願の後に、優先権の期限内に同一主題の発明創造について中国で提出した専利出願は、いずれも当該外国への最初の出願の出願日に出願したものとみなし、優先権の期間内に、即ち、最初の出願の出願日と後続出願の出願日の間に、任意の機構又は個人が同一主題の出願を提出するか、又はこの発明創造を公開、利用することより、効力が失われることはない。

また、優先権の期間内に、ある機構及び個人が同一主題の発明創造について専利出願を提出する可能性がある。優先権の効力により、ある機構及び個人が提出した同一主題の発明創造についての専利出願は、専利権を付与することができない。つまり、優先権の基礎とする外国への最初の出願の存在によって、外国への最初の出願の出願日から中国での後続出願の出願日までの間に、ある機構及び個人が出願した同一主題の発明創造の専利出願は、新規性が失われるため専利権を付与することができない。

#### 4.1.4 外国の複数の優先権と外国の部分優先権

専利法実施細則第35条第1項の規定に基づき、出願人は1件の専利出願におい

て、1つ又は複数の優先権を主張することができる。

複数の優先権を主張する場合、当該出願の優先権の期限は一番早い優先日から計算する。

外国の複数の優先権と外国の部分優先権についての規定を以下に挙げる。

(1) 複数の優先権を主張する専利出願は、専利法第 31 条及び専利法実施細則第 39 条の単一性の規定に合致しなければならない。

(2) 複数の優先権の基礎とする外国への最初の出願は、異なる国家又は政府間組織で出願されたものであってもよい。例えば、中国での後続出願において、A と B の 2 つの技術的解決手段が記載されており、そのうち、A はフランスでの最初の出願に記載されたものであり、B はドイツでの最初の出願に記載されたものであり、両者とも、中国での後続出願の出願日の 12 か月前までにそれぞれフランスとドイツで出願されたものであり、この場合には、中国での後続出願は複数の優先権を獲得でき、即ち、A はフランスでの優先日を獲得し、B はドイツでの優先日を獲得する。前述の A と B が選択可能な 2 つの技術的解決手段であり、出願人は「又は」の構造を用いて A と B を中国での後続出願の請求項に記載している場合、中国での後続出願は同様に複数の優先権を獲得でき、即ち、異なる優先日を有する。但し、もし中国での後続出願に記載された技術的解決手段が、外国への最初の出願において別々に記載された 2 つ又はそれ以上の異なる技術的特徴を組み合わせたものであれば、優先権を獲得することはできない。例えば、中国での後続出願に記載の技術的解決手段が、とある外国への最初の出願で開示された特徴 C と別の外国への最初の出願で開示された特徴 D を組み合わせたものであり、特徴 C と D を含む技術的解決手段が前述の 2 つの外国への最初の出願には記載されていない場合、中国での後続出願では、この 2 つの外国への最初の出願を基礎とする外国優先権を獲得することができない。

(3) 外国優先権を主張する出願において、外国優先権の基礎とする出願に記載された技術的解決手段を含む以外に、1つ又は複数の新規技術的解決手段を含むこともできる。例えば、中国での後続出願に外国への最初の出願の技術的解決手段が記載されているだけでなく、当該技術的解決手段にさらなる改善又は整備を施した新規の技術的解決手段も記載しており、例えば、明細書における新規追加の実施形態又は実施例を反映している従属請求項を追加した場合、又は単一性の条件に合致する独立請求項を追加した場合、審査官は、中国での後続出願の請求の範囲に追加された技術的解決手段が外国への最初の出願に記載されていないことを理由に、優先権の付与を拒否してはならず、又はその出願を拒絶してはならず、中国での後続出願において主張された、外国への最初の出願と同一主題の発明創造に対して優先権を付与しなければならず、有効日は外国への最初の出願の出願日、即ち優先日であり、その他は中国での後続出願の日を出願日とする。当該中国での後続出願の部分的技术的解決手段が外国優先権を獲得するため、外国の部分優先権と呼ばれる。

法 29.2

## 4.2 国内優先権

### 4.2.1 国内優先権を獲得する条件

国内優先権を獲得する専利出願は以下の条件を満たさなければならない。

(1) 出願人が、同一主題の発明創造について、中国で初めて専利出願（以下、中国での最初の出願という）を提出した後、再び専利局に専利出願（以下、中国での後続出願という）を提出している。

(2) 発明又は実用新案について、中国での後続出願の日が中国での最初の出願の日から起算して 12 か月後よりも後にはならない。専利法実施細則第 36 条の規定に基づく優先権の回復を除く。

細則 35.2

発明又は実用新案について、優先権を主張する中国先行出願の主題が、以下に挙げられる状況の 1 つに当たる場合、国内優先権を主張する基礎とすることはできない。

(1) 既に外国優先権、又は国内優先権を主張している場合。但し、外国優先権又は国内優先権を主張したものの、優先権をまだ獲得していない場合は除く。

(2) 既に専利権が付与された場合。

(3) 専利法実施細則第 48 条の規定によって提出された分割出願に該当する場合。

注意すべきこととして、発明又は実用新案について、出願人が国内優先権を主張していれば、国内優先権の基礎とする中国での最初の出願は、中国での後続出願の出願日より取り下げられたものとみなされる。

### 4.2.2 同一主題の発明又は実用新案の定義

本章第 4.1.2 節の規定を適用する。

### 4.2.3 国内優先権の効力

本章第 4.1.3 節の規定を参照する。

### 4.2.4 国内の複数の優先権と国内の部分優先権

専利法実施細則第 35 条第 1 項の規定は、外国の複数の優先権のみならず、国内の複数の優先権にも適用する。国内の複数の優先権と国内の部分優先権についての規定を以下に挙げる。

(1) 複数の優先権を主張する専利出願は、専利法第 31 条及び専利法実施細則第 39 条の単一性の規定に合致しなければならない。

(2) 1 件の中国での後続出願に複数の技術的解決手段が記載されている。例えば、A、B 及び C の 3 つの技術的解決手段が 3 件の中国での最初の出願にそれぞれ記載されていた場合、当該中国での後続出願は複数の優先権を主張することができ、即ち A、B、C はそれぞれ中国での最初の出願の出願日を優先日とする。

(3) 1 件の中国での後続出願に技術的解決手段 A と実施例 a1、a2、a3 が記載されており、そのうち実施例 a1 だけが中国での最初の出願に記載されている場合、当

該中国での後続出願の a1 は国内優先権を獲得することができ、他は国内優先権を獲得することができない。

(4) 1 件の中国での後続出願に技術的解決手段 A と実施例 a1、a2 が記載されている。技術的解決手段 A 及び実施例 a1 が中国での最初の出願に記載されていれば、後続出願における技術的解決手段 A と実施例 a1 は国内優先権を獲得することができ、実施例 a2 は国内優先権を獲得することができない。

指摘すべきこととして、本項でいう場合において、技術的解決手段 A で保護を請求する範囲が、実施例 a1 だけでは十分なサポートを得られないのであれば、出願人は技術的解決手段 A に対するサポートを得るために、実施例 a2 を補充することができる。但し、a2 が中国での後続出願の提出時にすでに従来技術であった場合、a2 を削除し、a1 にサポートされる範囲となるまで A を制限しなければならない。

(5) 中国での最初の出願と後続出願に続き、出願人が 2 件目の後続出願を提出している。中国での最初の出願に技術的解決手段 A1 だけが記載されている。1 件目の後続出願に技術的解決手段 A1、A2 が記載され、そのうちの A1 がすでに中国での最初の出願の優先権を獲得している。2 件目の後続出願に技術的解決手段 A1、A2 及び A3 が記載されている。2 件目の後続出願について、その思想 A2 で 1 件目の後続出願の優先権を主張することができる。

思想 A1 について、当該 1 件目の後続出願において思想 A1 はすでに優先権を獲得しているため、1 件目の後続出願の優先権を再び主張することができないが、中国での最初の出願の優先権を主張することができる。

## 5. 新規性喪失の例外に関する猶予期間

専利法第 24 条では、専利を出願する発明創造は、出願日の 6 か月前までに、以下に挙げられる状況の 1 つに当たる場合、新規性を喪失しないと規定している。

(一) 国家に緊急事態又は非常状況が発生した時に、公共利益を目的として初めて公開された場合。

細則 33.1 及び 2 (二) 中国政府が主催又は承認する国際展覧会において初めて出展された場合。

(三) 規定の学術会議又は技術会議において初めて発表された場合。

(四) 他者により出願人の同意なく内容が漏洩された場合。

前述の 4 つの状況に対する審査は、本指南第一部分第一章第 6.3 節の規定を適用する。

専利を出願する発明創造について、出願日の 6 か月前までに、専利法第 24 条で規定された 4 つの状況のうち 1 つが発生した場合、当該出願は新規性を喪失しない。つまり、この 4 つの状況は当該出願に影響を与える従来技術とはならない。ここにいう 6 か月の期限は、猶予期間、又は優遇期間と呼ばれる。

猶予期間と優先権は効力が異なる。猶予期間は出願人（発明者を含む）による何らかの公開、又は第三者が出願人もしくは発明者から合法的な手段又は非合法的な手段で得た発明創造の何らかの公開を、当該専利出願の新規性と創造性を損なわない公開として認めるものに過ぎない。実際に、発明創造は公開されると従来技術となるが、このような公開は一定の期限以内は、出願人の専利出願にとって、新規性

と創造性に影響を与える従来技術としてみなされず、発明創造の公開日を専利出願の出願日とみなすものではない。従って、開示日から出願を提出するまでの間に、他者が独立して同様の発明創造を創出し、かつ出願人が専利出願を提出する前に専利出願をしているのであれば、先願主義の原則に基づき、出願人は専利権を取得することができない。当然ながら、出願人（発明者を含む）による公開によっても、当該発明創造が従来技術となるため、他者の出願は新規性を有さず、専利権を取得することができない。

専利法第 24 条に規定された状況のいずれかが発生した日から起算して 6 か月以内で、出願人が出願する前に、発明創造が再び公開された場合、その公開が前述の 4 つの状況に該当しない限り、当該出願はこの再度の公開により新規性を喪失する。再度の公開が前述の 4 つの状況に該当する場合、当該出願はそのために新規性が喪失されることはないが、猶予期間は発明創造の初回公開日より起算する。国家に緊急事態又は非常状況が発生した時に、公共利益を目的として初めて公開される発明創造は、他者が知ってからそれを再度公開した場合、専利法第 24 条第 (1) 号に記載の状況とみなされる。他者が出願人の同意なく発明創造の内容を漏洩し、第三者が当該方式で公開された発明創造を知ってからそれを再度公開した場合、専利法第 24 条第 (4) 号に記載の状況とみなされる。

細則 33.3 及び 5 専利出願が、専利法第 24 条第 (2) 号又は第 (3) 号に記載の状況に当たり、出願人が専利法実施細則第 33 条第 3 項に規定の声明及び証明書類を提出していない場合（本指南第一部分第一章第 6.3 節を参照のこと）、その出願は専利法第 24 条に規定の新規性の猶予期間を獲得することができない。

細則 33.4 専利出願が、専利法第 24 条第 (1) 号又は第 (4) 号に記載の状況に当たり、出願人が専利局の通知書を受け取ってからそれを知った場合、当該通知書に指定の応答期限内に、新規性喪失の例外に関する猶予期間の応答意見を提出しかつ証明書類を付さなければならない。専利局は必要であれば、前述の状況が発生した日及び実質的な内容を実証する証明書類を提出するよう出願人に要求することもできる。

細則 33.4 及び 5 出願人が専利法実施細則第 33 条第 4 項の規定に基づいて指定の期限内に証明書類を提出しない場合、その出願は専利法第 24 条に規定の新規性の猶予期間を獲得することができない。

専利法第 24 条の適用について争議が生じた場合、当該規定の効力を主張する側は挙証するか、又は納得できる説明を行う責任がある。

法 9

## 6. 同様の発明創造についての処理

専利法第 9 条の規定に基づき、同様の発明創造には 1 つの専利権だけを付与することができる。2 名以上の出願人がそれぞれ同様の発明創造について専利を出願する場合、専利権は最も先に出願した者に付与する。

前述の条項は専利権を重複付与してはならない原則を規定している。同様の発明創造に対する複数の専利権の付与の禁止は、権利同士の衝突を防ぐためのものである。

発明又は実用新案について、専利法第 9 条又は専利法実施細則第 47 条に記載の

「同様の発明創造」とは、2つ又はそれ以上の出願（又は専利）に存在する保護範囲が同一である請求項をいう。

先行出願が抵触出願となるか、又はすでに公開されており従来技術となる場合、専利法第9条に基づくのではなく、専利法第22条第2、3項に基づき、後続専利出願（又は専利）を審査しなければならない。

## 6.1 判断の原則

専利法第64条第1項では、発明又は実用新案専利権の保護範囲はその請求項の内容を基準とし、明細書及び添付図面は請求項の内容に対する解釈に使用することができる」と規定している。権利の重複付与を防ぐために、同様の発明創造であるかどうかを判断する時には、請求の範囲を専利出願又は専利文献の全ての内容と比較するのではなく、2件の発明又は実用新案専利出願、又は専利の請求の範囲の内容を比較しなければならない。

判断時において、とある専利出願又は専利のとある請求項と別の専利出願又は専利の特定の請求項の保護範囲が同一であれば、同様の発明創造であるとみなさなければならない。

2件の専利出願又は専利の明細書の内容が同一であるが、その請求項の保護範囲が異なる場合、保護を請求する発明創造が異なるとみなさなければならない。例えば、同じ出願人が提出した2件の専利出願の明細書に、いずれも製品及び当該製品の製造方法が記載されており、そのうちの1件の専利出願の請求の範囲で保護を請求する範囲が当該製品であり、もう1件の専利出願の請求の範囲で保護を請求する範囲が当該製品の製造方法であれば、保護を請求する対象が異なる発明創造であるとみなさなければならない。注意すべきこととして、請求項の保護範囲において一部だけが重なっている場合には、同様の発明創造に該当しない。例えば、請求項において連続した数値範囲で限定している技術的特徴がある場合、その連続した数値範囲が別の発明又は実用新案専利出願又は専利の請求項における数値範囲と完全には同一でないのであれば、同様の発明創造に該当しない。

## 6.2 処理方式

### 6.2.1 2件の専利出願の処理

#### 6.2.1.1 出願人が同一の場合

審査中に、同一の出願人が同日（出願日。優先権がある場合には、優先日）に同様の発明創造について、2件の専利出願を提出し、かつこの2件の出願が専利権付与のその他の条件に合致している場合、この2件の出願について選択又は補正を行うよう出願人にそれぞれ通知しなければならない。出願人が期限内に応答しない場合、対応する出願は取り下げられたものとみなされる。出願人が意見陳述又は補正を行っても専利法第9条第1項の規定に合致しない場合、2件の出願をいずれも拒絶する。

### 6.2.1.2 出願人が異なる場合

審査中に、異なる出願人が同日（出願日。優先権がある場合には、優先日）に同様の発明創造について専利出願をそれぞれ提出し、かつこの2件の出願が専利権付与のその他の条件に合致している場合、専利法実施細則第47条第1項の規定に基づき、自力で協議した上で出願人を確定するよう出願人に通知しなければならない。出願人が期限内に応答しない場合、その出願は取り下げられたものとみなされる。

協議が成立しない場合、又は出願人が意見陳述もしくは補正を行っても、専利法第9条第1項の規定に合致しない場合、2件の出願をいずれも拒絶する。

### 6.2.2 1件の専利出願と1つの専利権の処理

1件の専利出願の審査中に、同一の出願人が同日（出願日。優先権がある場合には、優先日）に同様の発明創造について提出した別の専利出願に専利権が付与され、かつ権利付与されていない専利出願が専利権付与のその他の条件に合致している場合、補正するよう出願人に通知しなければならない。

出願人が期限内に応答しない場合、その出願は取り下げられたものとみなされる。出願人が意見陳述又は補正を行っても専利法第9条第1項の規定に合致しない場合、その専利出願を拒絶しなければならない。

法 9.1

細則 47.2

但し、同一の出願人が同日（出願日のみ）に同様の発明創造について、実用新案と発明専利の両方を申請しており、先に取得した実用新案専利権がまだ消滅しておらず、かつ出願人が出願時にそれぞれ説明を行った場合には、発明専利出願の補正を行うほか、実用新案専利権の放棄も行うことによって、権利の重複付与を回避することができる。従って、前述の発明専利出願を審査する過程において、当該発明専利出願が専利権付与のその他の条件に合致しているのであれば、出願人に選択又は補正を行うよう通知しなければならない。出願人が付与された実用新案専利権の放棄を選択した場合には、審査意見通知書の応答時に、実用新案専利権を放棄する旨の書面声明を添付しなければならない。この時、権利付与条件に合致しているが、まだ権利付与されていない発明専利出願に対し、権利付与通知書を発行するとともに、前述の実用新案専利権を放棄する旨の書面声明を関連する審査部門に転送して、専利局で登録及び公告し、公告に前述の実用新案専利権が発明専利権の公告授与日より消滅する旨を明記しなければならない。

## 第四章 創造性

### 1. 序文

専利法第 22 条第 1 項の規定に基づき、専利権を付与する発明及び実用新案は、新規性、創造性及び実用性を有さなければならない。従って、専利出願する発明及び実用新案が創造性を有することは、専利権を付与するための必要条件の 1 つである。本章は発明の創造性の審査のみについて規定している。

### 2. 発明の創造性の概念

法 22.3

発明の創造性とは、従来技術に比べて、当該発明に突出した実質的特徴と顕著な進歩があることをいう。

#### 2.1 従来技術

専利法第 22 条第 3 項でいう従来技術とは、専利法第 22 条第 5 項及び本部分第三章第 2.1 節で定義した従来技術を指す。

専利法第 22 条第 2 項でいうような、出願日以前に任意の機構又は個人が専利局に出願を提出しており、かつ出願日以降に公開された専利出願書類又は公告された専利文献に記載された内容は、従来技術に該当しないため、発明の創造性の評価時には考慮しないものとする。

#### 2.2 突出した実質的特徴

発明に突出した実質的特徴があるとは、当業者にとって、発明が従来技術に比べて非自明的であることを指す。発明が、当業者が従来技術を基に、論理的な分析、推理又は限られた試験のみにより得ることができる場合、当該発明は自明的であり、突出した実質的特徴を有さない。

#### 2.3 顕著な進歩

発明に顕著な進歩があるとは、発明が従来技術に比べて有益な技術的効果をもたらすことを指す。例えば、発明で従来技術に存在する欠陥及び不足を解消するか、又は技術的課題の解決のために構想の異なる技術的解決手段を提供するか、又は特定の新規な技術発展の傾向を表している。

#### 2.4 当業者

発明が創造性を有しているかどうかは、当業者の知識と能力に基づいて評価しなければならない。当業者とは、本分野の技術者とも呼ばれ、仮定の「人」を指すものであり、出願日又は優先日以前に、発明の属する技術分野における全ての一般的な技術的知識を知っており、その分野における全ての従来技術を知り得るとともに、その日以前の通常の実験の手段を運用する能力を有するが、創造能力は有さないと仮定したものである。解決しようとする技術的課題により当業者が他の技術分



野から技術的手段を探すように促すことができるのであれば、当業者は、その他の技術分野から当該出願日又は優先日以前の関連する従来技術、一般的な技術的知識及び通常の実験の手段を知り得る能力も有する。

この概念を設定する目的は、審査基準を統一し、審査官の主観的要素による影響を極力回避するためである。

### 3. 発明の創造性の審査

1 件の発明専利出願が創造性を有するかどうかは、当該発明が新規性を備えているという前提に限って考慮する。

#### 3.1 審査の原則

専利法第 22 条第 3 項の規定に基づき、発明が創造性を有しているかどうかを審査する時は、発明が突出した実質的特徴を有するかどうかを審査するとともに、顕著な進歩を有するかどうかを審査しなければならない。

発明が創造性を有しているかどうかを評価する時は、審査官は発明の技術的解決手段そのものを考慮する必要があるだけでなく、発明の属する技術分野、解決しようとする技術的課題及び得られる技術的効果も考慮し、発明を一体としてみなす必要がある。

新規性の「単独比較」の審査の原則（本部分第三章第 3.1 節を参照のこと）とは異なり、創造性を審査する時は、1 件又は複数の従来技術における異なる技術的内容を組み合わせた上で保護を請求する発明について評価を行う。

独立請求項が創造性を有している場合、一般的に当該独立請求項の従属請求項の創造性は審査しない。

#### 3.2 審査基準

発明が創造性を有するかどうかの評価に当たっては、専利法第 22 条第 3 項を基準としなければならない。当該基準の正確な把握に資するために、以下に突出した実質的特徴の一般的な判断方法及び顕著な進歩の判断基準をそれぞれ挙げる。

##### 3.2.1 突出した実質的特徴の判断

発明が突出した実質的特徴を有するかどうかを判断することは、当業者にとって、保護を請求する発明が従来技術に比べて自明的であるかどうかを判断することである。

保護を請求する発明が従来技術に比べて自明的である場合、突出した実質的特徴を有さない。逆に、比較した結果、保護を請求する発明が従来技術に比べて非自明的であることが示される場合、突出した実質的特徴を有する。

###### 3.2.1.1 判断方法

保護を請求する発明が従来技術に比べて自明的であるかどうかを判断することは、通常は以下に挙げられる 3 つの手順に沿って行うことができる。

(1) 最も近い従来技術を確定する

最も近い従来技術とは、従来技術において保護を請求する発明と最も密接に関連している1つの技術的解決手段をいい、これは、発明が突出した実質的特徴を有するかどうかを判断する基礎となる。最も近い従来技術は、例えば、保護を請求する発明の技術分野と同一であり、解決しようとする技術的課題、技術的效果又は用途が最も近く、及び/又は発明の技術的特徴を最も多く開示している従来技術、又は保護を請求する発明とは技術分野が異なるが、発明の機能を実現でき、かつ発明の技術的特徴を最も多く開示している従来技術である。注意すべきこととして、最も近い従来技術を確定する時は、まず技術分野が同一又は近い従来技術を考慮しなければならない。ここで、発明で解決しようとする技術的課題に関連する従来技術を優先的に考慮しなければならない。

(2) 発明の相違点及び発明で実際に解決する技術的課題を確定する

審査において、発明で実際に解決する技術的課題を客観的に分析し、確定しなければならない。そのため、まずは保護を請求する発明が最も近い従来技術に比べて、どのような相違点を有するかを分析し、次に当該相違点で、保護を請求する発明において果たすことができる技術的效果に基づき、発明で実際に解決する技術的課題を確定しなければならない。この意味でいえば、発明で実際に解決する技術的課題とは、より良好な技術的效果を得るために最も近い従来技術に対して改善を行う必要のある技術的目標をいう。

審査中に、審査官が認定した最も近い従来技術は、出願人が明細書において記述している従来技術とは異なる可能性があるため、最も近い従来技術に基づいて改めて確定した、当該発明で実際に解決する技術的課題は、明細書に記述している技術的課題とは異なる可能性がある。こうした場合に、審査官が認定した最も近い従来技術に基づき、発明で実際に解決する技術的課題を改めて確定しなければならない。

改めて確定する技術的課題は、各発明の具体的な状況に基づいて定めなければならない可能性がある。原則としては、当業者が当該出願の明細書の記載内容からその技術的效果を知り得るものなら、発明の如何なる技術的效果でも、改めて確定する技術的課題の基礎とすることができる。機能面で互いにサポートし合い、相互作用関係が存在する技術的特徴について、前述の技術的特徴とそれらの間の関係により保護を請求する発明に生じる技術的效果を全体的に考慮しなければならない。

特殊な場合では、発明の全ての技術的效果が最も近い従来技術にいずれも相当するのであれば、改めて確定する技術的課題は、最も近い従来技術とは異なる選択可能な技術的解決手段を提供するものである。

改めて確定する技術的課題は、相違点が発明において生じさせる技術的效果に対応しなければならない。相違点そのものとして確定してはならず、相違点に対する指針又は暗示を含んでもならない。

**【例】**

保護を請求する発明が家庭用電気機械器具であり、ユーザーアカウントの権利付与のための生体認証ユニットを含み、当該認証ユニットは指紋と手紋、虹彩、眼底、

顔面の特徴のうちの1つの認証方式との組み合わせに基づく。明細書には、少なくとも2つの認証によりユーザーアカウントをより安全に使用できると記載されている。最も近い従来技術に家庭用電気機械器具が開示されており、これは指紋情報のみに基づいて身元認証を行うものである。両者の違いは、発明が少なくとも2つの生体特徴により身元認証を行うことであり、当該相違点が保護を請求する発明において生じさせる技術的効果に基づき、発明で実際に解決する技術的課題が、家庭用電気機械器具のユーザーアカウントの安全性を如何に高めるかということであることを確定できる。発明で実際に解決する技術的課題が「手紋などの少なくとも1つの生体認証方式を如何に追加するか」又は「如何に認証方式を追加することにより家庭用電気機械器具の安全性を実現するか」ということであると確定することはできない。

(3) 保護を請求する発明が当業者にとって自明的であるかどうかを判断する

この手順では、最も近い従来技術及び発明で実際に解決する技術的課題から、保護を請求する発明が当業者にとって自明的であるかどうかを判断しなければならない。判断の過程において確定しなければならないことは、従来技術に全体として、何らかの技術的示唆が存在するかどうかということ、つまり従来技術の中から、前述の相違点をその最も近い従来技術に適用することによりそれに存在する技術的課題（即ち、発明で実際に解決する技術的課題）を解決するという示唆があるかどうかということであり、このような示唆は、当業者がその技術的課題に直面した時に、その最も近い従来技術を改善して、保護を請求する発明を得るよう動機づける。従来技術にこのような技術的示唆が存在する場合には、発明は自明的であり、突出した実質的特徴を有さない。

以下に挙げられる状況は通常、従来技術に前述の技術的示唆が存在すると考えられる。

(i) 前述の相違点が公知の常識である。例えば、本分野において、当該改めて確定した技術的課題を解決する慣用手段、又は教科書もしくは技術用語辞典、技術マニュアルなどの参考書に開示された、その改めて確定した技術的課題を解決するための技術的手段。

#### 【例】

保護を請求する発明が、アルミニウムを用いて製造される建築部材であり、解決しようとする技術的課題が、建築部材の重量を軽減することである。引用文献に同一の建築部材が開示されており、また建築部材が軽質材料であることが説明されているが、アルミニウム材を使用することには言及していない。しかし、建築標準では、アルミニウムが軽質材料の1種であり、建築部材とすることができることが明示されている。当該保護を請求する発明は明らかに、アルミニウム材が軽質であるという公知の性質を応用している。従って、従来技術に前述の技術的示唆が存在すると考えられる。

(ii) 前述の相違点が最も近い従来技術と関連する技術的手段である。例えば、同一の引用文献のその他の部分に開示された技術的手段が当該その他の部分で果たす作用が、その相違点が保護を請求する発明においてその改めて確定した技術的課

題を解決するために果たす作用と同じである。

**【例】**

保護を請求する発明が、真空ボックスの全体的な漏れの有無を検出する全体漏れ検出装置と、漏れたヘリウムガスを回収する回収装置と、サクシオンガン有して具体的な漏れ箇所を検出するヘリウム質量分析漏れ検出器とを備えるヘリウムガス漏れ検出装置である。

引用文献 1 のとある部分では、真空ボックスの全体的な漏れの有無を検出する全体漏れ検出装置と、漏れたヘリウムガスを回収する回収装置とを備える全自動ヘリウムガス漏れ検出システムが開示されている。この引用文献 1 の別の部分では、サクシオンガン有するヘリウムガス漏れ箇所検出装置が開示されており、この漏れ箇所検出装置は漏れた具体的な箇所を検出するヘリウム質量分析漏れ検出器であってもよいと明示されており、この部分に記載されたヘリウム質量分析漏れ検出器は保護を請求する発明のヘリウム質量分析漏れ検出器と作用が同じである。引用文献 1 の別の部分の教示に基づき、当業者は容易に引用文献 1 における 2 つの技術的解決手段を組み合わせて本発明の技術的解決手段にすることができる。従って、従来技術に前述の技術的示唆が存在すると考えられる。

(iii) 前述の相違点が別の引用文献に開示されている関連の技術的手段であり、当該技術的手段がこの引用文献において果たす作用が、その相違点が保護を請求する発明においてその改めて確定した技術的課題を解決するために果たす作用と同じである。

**【例】**

保護を請求する発明が、ブレーキ表面を清浄するために使用する水を排出するための排水窪みを設けたグラファイトディスクブレーキである。発明が解決しようとする技術的課題が、摩擦によって発生する、制動を妨害するブレーキ表面のグラファイト屑を如何に除去するかということである。

引用文献 1 には、グラファイトディスクブレーキが記載されている。引用文献 2 には、金属ディスクブレーキに設けた、その表面に付着した埃を洗い流すための排水窪みが開示されている。

保護を請求する発明と引用文献 1 の違いは、この発明がグラファイトブレーキの表面に窪みを設けていることであるが、この相違点は引用文献 2 に開示されている。引用文献 1 のグラファイトディスクブレーキは摩擦によってブレーキ表面に屑が発生することによって、制動が妨害される。引用文献 2 の金属ディスクブレーキは表面に埃が付着することによって制動が妨害される。制動の妨害という技術的課題を解決するために、前者は屑を除去しなければならず、後者は埃を除去しなければならず、これは性質が同一の技術的課題である。グラファイトディスクブレーキの制動問題を解決するために、当業者は引用文献 2 の示唆に基づき、水で洗い流し、窪みをグラファイトディスクブレーキに設け、屑を洗い流した水を窪みから排出することに容易に想到できる。引用文献 2 の窪みの作用と、発明が保護を請求する技術的解決手段の窪みの作用が同じであるため、当業者には引用文献 1 と引用文献 2 を組み合わせて、この発明の技術的解決手段を得る動機がある。従って、

従来技術に前述の技術的示唆が存在すると考えられる。

### 3.2.1.2 判断の例示

専利出願する請求項が、耐熱ニッケル基合金 A からなる主体と、バルブヘッド部分を含む改良された内燃機関排気バルブであって、前記バルブヘッド部分にニッケル基合金 B からなる被覆層がコーティングされていることを特徴とする内燃機関排気バルブであり、発明で解決しようとするのが、バルブヘッド部分の耐腐食、耐高温という技術的課題である。

引用文献 1 は、主体とバルブヘッド部分を含む改良された内燃機関排気バルブであって、前記主体が耐熱ニッケル基合金 A からなり、前記バルブヘッド部分の被覆層に使用されているのが主体とは異なる別の合金であることを開示しており、引用文献 1 にはさらに、高温及び腐食性環境に適応させるために、前記被覆層に耐高温及び耐腐食特性を有する合金を選ぶことができることが明示されている。

引用文献 2 はニッケル基合金材料の技術的内容を開示している。それには、ニッケル基合金 B が極めて劣悪な腐食性環境及び高温の影響に対して優れた耐性を有し、このニッケル合金 B を発動機の排気バルブに使用できることが明示されている。

2つの引用文献のうち、引用文献 1 は専利出願と技術分野が同一であり、解決しようとする技術的課題も同一であり、かつ専利出願の技術的特徴を最も多く開示しており、従って、引用文献 1 は最も近い従来技術であると考えられる。

専利出願する請求項と引用文献 1 を比べると、発明において保護を請求する技術的解決手段と引用文献 1 の違いが、発明では高温及び腐食性環境に一層適応させるために、バルブヘッドの被覆層の具体的な材料をニッケル基合金 B に限定している点であるということが分かる。これにより、発明で実際に解決する技術的課題が、発動機の排気バルブを如何にして高温及び腐食性の作業環境に一層適応させるかということであることが分かる。

引用文献 2 に基づくと、当業者はニッケル基合金 B が発動機の排気バルブに適するものであり、かつ耐腐食性及び耐高温性を向上させる作用を果たすことができることが明確に分かり、これは、この合金が本発明において果たす作用と同一である。従って、引用文献 2 にはニッケル基合金 B を耐腐食性及び耐高温性が求められるバルブヘッドの被覆層に用いるという技術的示唆がなされているため、当業者には引用文献 1 と引用文献 2 を組み合わせて、当該専利出願の請求項の技術的解決手段を構成する動機があるとみなすことができ、従って、その専利出願により保護を請求する技術的解決手段は従来技術に対して自明的である。

### 3.2.2 顕著な進歩の判断

発明が顕著な進歩を有するかどうかを評価する時は主に、発明が有益な技術的効果を有しているかどうかを考慮しなければならない。以下に挙げられる状況は通常、発明が有益な技術的効果を有し、顕著な進歩を有するものとみなさなければならない。

- (1) 発明が従来技術に比べて、より良好な技術的效果を有する。例えば、品質の改善、生産量の向上、エネルギーの節約、環境汚染の防止など。
- (2) 発明で技術的構想が異なる技術的解決手段を提供しており、その技術的效果がほぼ従来技術の水準に達している。
- (3) 発明が何らかの新規な技術発展の傾向を表している。
- (4) 発明が何らかの側面においてマイナスの効果も有するが、その他の側面において明らかに積極的な技術的效果を有する。

#### 4. 異なる種類のいくつかの発明の創造性の判断

注意すべきこととして、本節における発明の種類区分は主に、発明の最も近い従来技術と相違点の特性を根拠として行い、このような区分は、参考とするものに過ぎず、審査官は審査時に、無理に適用してはならず、各発明の具体的な状況に基づき、客観的に判断しなければならない。

以下に異なる種類のいくつかの発明の創造性の判断について例を挙げて説明する。

##### 4.1 先駆的な発明

先駆的な発明とは、全く新規な技術的解決手段であり、技術史上で先例がなく、特定の時期の人類科学技術の発展に新たな段階をもたらすものをいう。

先駆的な発明は従来技術に比べて、突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を有する。例えば、中国の四大発明である羅針盤、製紙技術、活字印刷技術及び火薬である。また、先駆的な発明の例として、蒸気機関、白熱灯、ラジオ受信機、レーダー、レーザー機器、コンピューターを利用した漢字入力などが挙げられる。

##### 4.2 組み合わせ発明

組み合わせ発明とは、従来技術に客観的に存在する技術的課題を解決するために、いくつかの技術的解決手段を組み合わせ、1つの新規な技術的解決手段を構成することをいう。

組み合わせ発明の創造性を判断する時に、通常は、組み合わせた後の各技術的特徴が機能面で相互にサポートし合うかどうか、組み合わせの難易度、従来技術に組み合わせについての示唆が存在しているかどうか及び組み合わせた後の技術的效果などを考慮する必要がある。

###### (1) 自明的な組み合わせ

保護を請求する発明が単に、いくつかの既知の製品又は方法を組み合わせるか又はつなぎ合わせて、各々が通常の方式で動作し、かつ全体的な技術的效果が各組み合わせた部分の効果の総和であり、組み合わせた後の各技術的特徴同士が機能面で相互作用関係がなく、単純な重ね合わせに過ぎない場合、このような組み合わせ発明は創造性を有さない。

###### 【例】

電子時計付きボールペンの発明。発明の内容は、既知の電子時計を既知のボール

ペンの本体に取り付けるというものである。電子時計とボールペンを組み合わせると、両者は各々通常的方式で動作し、機能面で相互作用の関係がなく、単純な重ね合わせに過ぎないため、このような組み合わせ発明は創造性を有さない。

また、組み合わせが単に公知の構造の変形であるか、又は組み合わせ箇所が、通常の技術が継続的に発展した範囲内にあり、予期できない技術的效果を得ることができない場合、このような組み合わせ発明は創造性を有さない。

#### (2) 非自明的な組み合わせ

組み合わせた各技術的特徴が機能面で相互にサポートし合い、新規な技術的效果を得ている場合、又は組み合わせた後の技術的效果が個々の技術的特徴の効果の総和よりもさらに優れている場合、このような組み合わせ発明は突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、発明は創造性を有する。その組み合わせ発明の個々の単独の技術的特徴そのものが完全に又は部分的に既知なものであるかどうかは、当該発明の創造性の評価に影響を与えない。

#### 【例】

「深冷処理及びニッケル-リン-希土類の化学めっきプロセス」の発明。発明の内容は、公知の深冷処理と化学めっきを相互に組み合わせるというものである。従来技術では、深冷処理の後に、ワークピースに通常とは異なる温度で焼き戻し処理を行うことで、応力を取り除き、組織と性能を安定させる必要があった。本発明では深冷処理の後、ワークピースに焼き戻し又は時効処理を行わずに、 $80^{\circ}\text{C}\pm 10^{\circ}\text{C}$ のめっき液の中で化学めっきを行い、これにより前述の焼き戻し又は時効処理を省略するだけでなく、当該ワークピースに依然として安定した基体組織と耐摩耗性、耐食性及び基体との結合が優れためっき層を備えさせ、このような組み合わせ発明の技術的效果は、当業者にとって、想到するのが困難であるため、当該発明は創造性を有する。

### 4.3 選択発明

選択発明とは、従来技術に開示されている広い範囲の中から、従来技術では言及していない狭い範囲又は個別のものを目的に応じて選んだ発明をいう。

選択発明の創造性を判断する時は、選択によりもたらされる予期できない技術的效果が、考慮する主な要素となる。

(1) 発明において、既知のいくつかの可能性の中から選択しているに過ぎない、又は、発明において、同一の可能性を持ついくつかの技術的解決手段の中から1つを選択しているに過ぎず、選択された技術的解決手段が予期できない技術的效果を得ることができない場合、当該発明は創造性を有さない。

#### 【例】

従来技術には多くの加熱方法が存在しており、発明が既知の加熱による化学反応の中から1つの公知の電気加熱法を選択したものである場合、当該選択発明は予期できない技術的效果が得られないため、当該発明は創造性を有さない。

(2) 発明が、可能な限られた範囲から具体的な寸法、温度範囲又はその他のパラメータを選択したものであり、これらの選択が、当業者が通常的手段により得るこ

とができるものであり、かつ予期できない技術的效果を得ることができない場合、当該発明は創造性を有さない。

**【例】**

不活性ガスの流速を規定することを特徴とする既知の反応方法についての発明の場合、流速の確定は当業者が通常の計算により行うことができるため、当該発明は創造性を有さない。

(3) 発明が従来技術の中から直接的に導き出せる選択である場合、当該発明は創造性を有さない。

**【例】**

組成物 Y 中の成分 X の最低含有量を確定することを特徴とする組成物 Y の熱安定性の改善についての発明の場合、実際に、当該含有量は成分 X の含有量と組成物 Y の熱安定性の関係曲線から導き出せるため、当該発明は創造性を有さない。

(4) 選択によって、発明が、予期できない技術的效果を得ることができるようになる場合、当該発明は突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を有する。

**【例】**

クロロチオギ酸を製造する従来技術の引用文献において、原料メルカプタンに対する触媒カルボキシル酸アミド及び/又は尿素の用量比は 0 より大きく、100% (mol) 以下である。挙げた例において、触媒の用量比は 2% (mol) ~ 13% (mol) であり、かつ触媒用量比 2% (mol) から、収率が向上することが示されている。

なお、一般専門技術者も、収率を向上させるために触媒用量比を高める方法をよく採用している。クロロチオギ酸を製造する方法の選択発明では、低い触媒用量比 (0.02% (mol) ~ 0.2% (mol)) を採用することで、収率を 11.6% ~ 35.7% 向上させ、予期された収率範囲を大きく超えており、かつ反応物の処理工程も簡略化している。これにより、当該発明で選択した技術的解決手段が、予期できない技術的效果を得ていることが説明され、従って、当該発明は創造性を有する。

**4.4 転用発明**

転用発明とは、特定の技術分野の従来技術を別の技術分野に転用した発明をいう。

転用発明の創造性を判断する時は、通常は、転用する技術分野が近いかどうか、対応する技術的示唆が存在するかどうか、転用の難易度、技術上の困難を解消する必要があるかどうか、転用によりもたらされる技術的效果などを考慮する必要がある。

(1) 転用が類似する又は近い技術分野の間で行われ、かつ予期できない技術的效果が得られない場合、この転用発明は創造性を有さない。

**【例】**

キャビネットの支持構造をテーブルの支持構造に転用したような転用発明は創造性を有さない。

(2) こうした転用で、予期できない技術的效果を得ることができるか、又は当初の技術分野で未曾有の困難を解消することができる場合、この転用発明は突出した



実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を有する。

**【例】**

潜水艦補助翼の発明。従来技術において潜水艦は、潜水時は、自重と水により生じる浮力とのバランスをとることによって任意の点に留まり、上昇時は、水平舵を操縦して浮力を生じさせるが、飛行中の飛行機は、完全に主翼で生じる浮力によって空中に浮いており、発明は飛行機の技術的手段を参考に、飛行機の主翼を潜水艦に用いて、潜水艦が補助翼の役割を果たす可動プレートの作用で上昇浮力又は沈降力を発生させるようにし、それにより潜水艦の昇降性能を大幅に改善した。空中技術を水中で運用するには多くの技術的な困難を解消する必要があり、かつ当該発明は非常に優れた効果を達成しているため、当該発明は創造性を有する。

#### 4.5 既知の製品の新規用途発明

既知の製品の新規用途発明とは、既知の製品を新しい目的に用いた発明をいう。

既知の製品の新規用途発明の創造性を判断する時は、通常は、新規用途と従来用途の技術分野が離れているか近いかが、新規用途によりもたらされる技術的效果などを考慮する必要がある。

(1) 新規用途が既知の材料の既知の性質を利用するものに過ぎないのであれば、当該用途発明は創造性を有さない。

**【例】**

潤滑油として既知である組成物を同一の技術分野で切削油剤として用いるような用途発明は創造性を有さない。

(2) 新規用途が既知の製品の新規に発見された性質を利用しており、かつ予期できない技術的效果が得られる場合、この用途発明は突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を有する。

**【例】**

木材殺菌剤であるペンタクロロフェノール製剤を除草剤として用いることで予期できない技術的效果が得られ、当該用途発明は創造性を有する。

#### 4.6 要素を変更した発明

要素を変更した発明は、要素関係が改変された発明、要素が置き換えられた発明及び要素関係を省略した発明を含む。

要素を変更した発明の創造性を判断する時は、通常は、要素関係の改変、要素の置き換え及び省略に技術的示唆が存在しているかどうか、その技術的效果が予期できるかどうかを考慮しなければならない。

##### 4.6.1 要素関係が改変された発明

要素関係が改変された発明とは、発明と従来技術を比べて、その形状、寸法、比率、位置及び作用関係などに変化が生じたものをいう。

(1) 要素関係の改変により発明の効果、機能及び用途の変化がもたらされないか、又は発明の効果、機能及び用途の変化が予期できる発明は創造性を有さない。

**【例】**

従来技術に目盛り盤が固定され、目盛り針が回転式である測定計器が開示されており、発明が、目盛り針が動かず、目盛り盤が回転する同一種類の測定計器である場合、当該発明と従来技術の違いは要素関係の交換、即ち、「動と静の転換」に過ぎない。このような転換は予期できない技術的效果を得ることができないため、当該発明は創造性を有さない。

(2) 要素関係の改変によって、発明が、予期できない技術的效果を得ている場合、発明は突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を有する。

**【例】**

刃の傾斜角が公知と異なることを特徴とする草刈り機に関する発明。その傾斜角は刃の自動的な研磨を保証することができ、従来技術の刃の角度には自動的な研磨という効果がない。当該発明は要素関係の改変により予期できない技術的效果が得られるため、創造性を有する。

**4.6.2 要素が置き換えられた発明**

要素が置き換えられた発明とは、既知の製品又は方法の特定の要素が他の既知の要素によって置き換えられた発明をいう。

(1) 発明が機能が同一の既知の手段の等価の置き換えであるか、又は同一の技術的課題を解決するために、同一機能を有する既知の最新の材料によって公知の製品における対応する材料を置き換えるか、又は特定の公知の材料によって公知の製品における特定の材料を置き換えており、このような公知の材料の類似した応用が既知であり、かつ予期できない技術的效果を得ることができない場合、当該発明は創造性を有さない。

**【例】**

ポンプに関する発明。従来技術に比べて、当該発明の動力源は、従来技術で使用されている電動モーターを油圧モーターによって置き換えており、このような等価置き換えの発明は創造性を有さない。

(2) 要素の置き換えによって、発明が、予期できない技術的效果を得ることができる場合、当該発明は突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を有する。

**4.6.3 要素関係を省略した発明**

要素関係を省略した発明とは、既知の製品又は方法における特定の1つ又は複数の要素を省略した発明をいう。

(1) 発明で1つ又は複数の要素を省略することでその機能も対応して消失する場合、当該発明は創造性を有さない。

**【例】**

塗料組成物の発明。従来技術との違いは防凍剤を含まない点である。防凍剤の使用をやめると、当該塗料組成物の防凍効果も対応して消失するため、当該発明は創造性を有さない。

(2) 従来技術に比べて、発明で1つ又は複数の要素を省いた（例えば、製品発明

で1つ又は複数の部品、部材を省くか、又は方法発明で1つ又は複数の工程を省いた)後に、当初の全ての機能を維持しているか、又は予期できない技術的効果を得ることができる場合、突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を有する。

## 5. 発明の創造性を判断する時に考慮すべきその他の要素

発明が創造性を有しているかどうかは、通常は、本章第3.2節に述べた審査基準に基づいて審査しなければならない。強調すべきこととして、出願が以下の状況に該当する場合、審査官はこれを考慮しなければならない、発明が創造性を有さないという結論を安易に下してはならない。

### 5.1 発明で人々がずっと解決を渴望していたが始終成功が得られなかった技術的難題

発明で人々がずっと解決を渴望していたが始終成功が得られなかった技術的難題を解決した場合、このような発明は突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を有する。

#### 【例】

農場の存在が生まれて以来、人々はずっと農場の家畜(乳牛など)の身体に痛みがなく、家畜の表皮を傷つけないように永久的な印を付けるという技術的課題の解決を渴望しており、ある発明者が冷凍により家畜の表皮に着色できるという発見に基づいて発明した冷凍「烙印」方法はこの技術的課題の解決に成功しており、当該発明は創造性を有する。

### 5.2 発明で技術的偏見を解消した場合

技術的偏見とは、特定の時期、特定の技術分野において、特定の技術的課題に対して普遍的に存在し、客観的事実から偏った技術者の認識をいい、それは他の側面にある可能性を考慮させないようにすることで、当該技術分野の研究及び開発を妨害する。発明でこうした技術的偏見を解消し、技術的偏見のために見放されていた技術的手段を採用することにより技術的課題を解決できるのであれば、この発明は突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を有する。

#### 【例】

モーターの整流子とブラシの間の界面について、通常は、滑らかであるほど接触が良くなり、電流の損失も少なくなるものと思われていた。発明で整流子の表面に一定の細かい筋を付けた結果、電流の損失がさらに少なくなり、滑らかな表面よりも優れていた。当該発明は技術的偏見を解消しており、創造性を有する。

### 5.3 発明が、予期できない技術的効果を得ることができる

発明が、予期できない技術的効果を得ることができるとは、従来技術に比べて、発明の技術的効果に「質」的变化が生じ、新規な性能を有するか、又は予想をはるかに超える「量」的变化が生じることをいう。

この「質」又は「量」的变化は、当業者にとって、事前に予測又は推理すること

ができないものである。発明が、予期できない技術的效果を得ることができた場合は、発明が顕著な進歩を有することが説明されるとともに、発明の技術的解決手段が非自明的であり、突出した実質的特徴を有することも反映されるので、当該発明は創造性を有する。

#### 5.4 発明で商業上の成功を遂げた場合

発明の製品で商業上の成功を遂げた場合に、この成功が発明の技術的特徴により直接的にもたらされたものであれば、発明が有益な効果を有することを反映しているとともに、発明が非自明的であることも説明され、従って、このような発明は突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を有する。但し、商業上の成功が販売技術の改善又は広告宣伝など、他の理由によりもたらされた場合には、創造性の判断の根拠としてはならない。

### 6. 創造性の審査時に注意すべき問題

発明の創造性を審査する時は、以下の問題にも注意しなければならない。

#### 6.1 発明創造の経路

発明の創造の過程で考案者が苦労を重ねたのか、容易に得たのかは、当該発明の創造性の評価に影響してはならない。大多数の発明は考案者の創造的労力の結晶であり、長期に亘った科学的研究又は生産の実践の総括である。但し、偶然になされた発明も一部ある。

##### 【例】

優れた強度と耐摩耗性能を有する公知の自動車タイヤはかつて、とある職人が黒いゴム材料を配合しようとした時に、3%を添加すると決定されていたカーボンブラックを誤って 30%としたことによって得られたものである。事実により、30%のカーボンブラックを添加して得られたゴムが当初は予期していなかった高強度と耐摩耗性能を有することが証明され、これが操作者の偶然の不注意によるものであっても、当該発明が創造性を有することには影響がない。

#### 6.2 「後知恵」を避ける

発明の創造性を審査する時に、審査官は発明内容を理解した上で判断しているため、発明の創造性を低めに推定しやすく、「後知恵」の過ちを犯しやすい。主観的要素の影響を減らすか又は避けるために、発明の創造性に対する評価は、発明の分野の当業者が出願日以前の従来技術に準拠し、発明と比較した上で行うことを、審査官はしっかりと覚えておかなければならない。

#### 6.3 予期できない技術的效果に対する考慮

創造性の判断過程において、発明の技術的效果を考慮することは、発明の創造性に対する正確な評価に有用である。本章第 5.3 節で述べたように、従来技術に比べて、発明が予期できない技術的效果を有するのであれば、その技術的解決手段に突

出した実質的特徴があるかどうかを疑う必要はなく、発明が創造性を有することを確定することができる。但し、注意すべきこととして、本章第3.2節で述べた方法により、発明の技術的解決手段が当業者にとって非自明的であり、かつ有益な技術的効果が得られると判断できる場合、発明は突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を有し、この場合は、発明が予期できない技術的効果を有するかどうかを強調してはならない。

#### 6.4 保護を請求する発明に対する審査

発明が創造性を有するかどうかは、保護を請求する発明を対象としており、そのため、発明の創造性に対する評価は、請求項により限定している技術的解決手段に対して行わなければならない。発明における従来技術に貢献している技術的特徴、例えば、発明が、予期できない技術的効果を得ることができるような技術的特徴、又は発明が技術的偏見を解消したことを示す技術的特徴は、請求項に記載しなければならない。さもなくば、明細書に記載があっても、発明の創造性の評価時に考慮しない。なお、創造性の判断は、請求項により限定している技術的解決手段全体に対して評価を行わなければならない。つまり、特定の技術的特徴が創造性を有するかどうかを評価するのではなく、技術的解決手段が創造性を有するかどうかを評価する。

## 第五章 実用性

### 1. 序文

専利法第 22 条第 1 項の規定に基づき、専利権を付与する発明及び実用新案は、新規性、創造性及び実用性を有さなければならない。従って、専利出願する発明及び実用新案が実用性を有することは、専利権を付与するための必要条件の 1 つである。

### 2. 実用性の概念

法 22.4

実用性とは、発明又は実用新案の出願の主題が、産業上で製造又は使用することができ、かつ積極的な効果を生じるものでなければならないことを指す。

専利権を付与する発明又は実用新案は、技術的課題を解決でき、かつ応用できる発明又は実用新案でなければならない。言い換えれば、出願するのが製品（発明及び実用新案を含む）であれば、当該製品は産業上で製造でき、かつ技術的課題を解決できるものでなければならない。

出願するのが方法（発明に限る）であれば、この方法は産業上で使用でき、かつ技術的課題を解決できるものでなければならない。前述の条件を満たす製品又は方法の専利出願でなければ専利権を付与することができない。

いわゆる産業とは、工業、農業、林業、水産業、牧畜業、交通運送業及び文化的スポーツ、生活用品、医療器械などの業界を含む。

産業上で製造又は使用できる技術的解決手段とは、自然法則に合致し、技術的特徴を有し、実施可能なあらゆる技術的解決手段をいう。これらの思想は必ずしも、機械設備の使用、又は物品の製造を意味するとは限らず、例えば霧を払う方法、又はエネルギーを特定の形態から別の形態に転換する方法などを含むこともできる。

積極的な効果を生じることができるとは、発明又は実用新案専利出願の出願日において、生じる経済、技術、社会的な効果について当業者が予期できることをいう。これらの効果は積極的かつ有益なものでなければならない。

### 3. 実用性の審査

発明又は実用新案専利出願が実用性を有するかどうかは、新規性と創造性の審査前にまず判断しなければならない。

#### 3.1 審査の原則

発明又は実用新案専利出願の実用性を審査する時は、以下の原則に従わなければならない。

(1) 請求項の記載内容のみに限らず、出願日に提出された明細書（添付図面を含む）と請求の範囲に開示された技術的内容全体を根拠とする。

(2) 実用性は、出願された発明又は実用新案が如何に創造されたか、又は実施済みであるかどうかとは関係がない。

### 3.2 審査基準

専利法第 22 条第 4 項に記載された「製造又は使用できる」とは、発明又は実用新案の技術的解決手段が産業上で製造、又は使用される可能性を有することをいう。実用性の要件を満たす技術的解決手段は、自然法則に反してはならず、かつ再現性を備えなければならない。製造又は使用することができないために実用性を備えないことは、技術的解決手段そのものの固有の欠陥に起因しており、明細書の開示の程度とは関係がない。

以下に実用性を有さないいくつかの主な状況を挙げる。

#### 3.2.1 再現性のないもの

実用性を備える発明又は実用新案専利出願の主題は、再現性を有さなくてはならない。逆に、再現性のない発明又は実用新案専利出願の主題は実用性を有さない。

再現性とは、当業者が、開示された技術的内容に基づき、専利出願において技術的課題の解決のために採用される技術的解決手段を繰り返して実施できることをいう。この繰り返しの実施はランダムな要素に一切頼ってはならず、かつ実施の結果が同一でなければならない。

但し、審査官が注意すべきこととして、発明又は実用新案専利を出願する製品の歩留まりが低いことと、再現性を備えないこととは、本質的な相違がある。前者は、繰り返して実施できるが、実施の過程において何らかの技術的条件（例えば環境清潔度、温度など）を確保できていないために、低い歩留まりとなったに過ぎない。後者は、発明又は実用新案専利出願に必要な全ての技術的条件を確保しても、当業者が当該技術的解決手段に求められる結果を繰り返し実現できないというものである。

#### 3.2.2 自然法則に反するもの

実用性を備える発明又は実用新案専利出願は自然法則に合致していなければならない。自然法則に反する発明又は実用新案専利出願は実施することができず、従って、実用性を備えない。

審査官が特に注意すべきこととして、例えば永久機関といった、エネルギー保存の法則に反する発明又は実用新案専利出願の主題は、必然的に実用性を有さない。

#### 3.2.3 唯一無二の自然条件を利用する物

実用性を有する発明又は実用新案専利出願は、自然条件に限定される唯一無二の物であってはならない。特定の自然条件を利用して作られ、常に移動できない唯一の物は実用性を有さない。注意すべきこととして、前述の唯一無二の自然条件を利用する物が実用性を有さないからといって、その部材そのものも実用性を有しないとみなしてはならない。

### 3.2.4 人体又は動物体に対する非治療目的の外科手術方法

外科手術方法は治療目的と非治療目的の手術方法を含む。治療目的の外科手術方法は本部分第一章第 4.3 節における専利権を付与しない客体に該当する。非治療目的の外科手術方法は、生きている人又は動物を実施対象とし、産業上で使用できないため、実用性を有さない。例えば、美容のために実施される外科手術方法、又は外科手術により生きている牛から牛黄を採取する方法、及び例えば冠動脈造影を実施する前に採用する外科手術方法などのように、診断の補助のために採用される外科手術方法。

### 3.2.5 極限状態における人体又は動物体の生理パラメータの測定方法

極限状態における人体又は動物体の生理パラメータを測定するには、測定対象を極限環境に置かなければならないため、人又は動物の生命を脅すこととなり、人又は動物の個体によって耐えられる極限条件が違い、経験のある測定者が測定対象の状態に応じて耐えられる極限条件を確定する必要があるため、このような方法は産業上で使用できず、実用性を有さない。

以下の測定方法は実用性を有さない状況に該当する。

(1) 人又は動物の体温を徐々に下げることにより、人又は動物が耐えられる寒さを測定する測定方法。

(2) 吸入ガス中の酸素分圧を下げる方法を用いて冠動脈への負荷を段階的に増加させ、動脈血圧の動態変化により冠動脈の代償反応を観察することで、冠動脈の代謝機能を測定する非侵入性の検査方法。

### 3.2.6 積極的な効果がないもの

実用性を有する発明又は実用新案専利出願における技術的解決手段は、予期される積極的な効果を生じなければならない。明らかに無益で、社会的需要から離れている発明又は実用新案専利出願の技術的解決手段は実用性を有さない。



## 第六章 単一性と分割出願

### 1. 序文

専利出願は専利法及びその実施細則の単一性に関する規定に合致しなければならない。専利法第31条第1項及びその実施細則第39条では、発明又は実用新案専利出願の単一性について規定している。専利法実施細則第48条、第49条では単一性に合致しない専利出願の分割及びその補正について規定している。

本章における単一性の規定は主に発明専利出願に関するものであり、その基本概念と原則を実用新案専利出願にも適用する。意匠専利出願の単一性の審査については、本指南第一部分第三章第9節の規定を適用する。化学分野の発明専利出願の単一性の審査の特殊な問題については、本部分第十章第8節の規定を適用する。

### 2. 単一性

#### 2.1 単一性の基本概念

##### 2.1.1 単一性の要件

法 31.1

単一性とは、1件の発明又は実用新案専利出願が1つの発明又は実用新案に限らなければならない、一体的な発明の概念に属する2つ以上の発明又は実用新案を、1件の出願として提出できることをいう。つまり、1件の出願にいくつかの発明又は実用新案が含まれるのであれば、これらの全ての発明又は実用新案の間にある一体的な発明の概念により互いが関連し合う場合のみ認められる。これが、専利出願の単一性の要件である。

専利出願が単一性の要件に合致しなければならない主な理由を以下に挙げる。

(1) 経済上の理由：1件分の専利費用しか支払っていない出願人がいくつかの異なる発明又は実用新案専利の保護を得ることを防ぐためである。

(2) 技術上の理由：専利出願の分類、検索及び審査を容易にするためである。単一性の欠如は専利の有効性には影響せず、ゆえに、単一性の欠如を専利の無効の理由としてはならない。

##### 2.1.2 一体的な発明の概念

専利法実施細則第39条で、1件の専利出願として提出でき、一体的な発明の概念に属する2つ以上の発明又は実用新案は、技術面で相互に関連し、1つ又は複数の同一又は対応する特定の技術的特徴を含まなければならないと規定しており、その特定の技術的特徴とは、各発明又は実用新案が全体として従来技術に貢献している技術的特徴をいう。

前述の条項では、1件の出願において保護を請求する2つ以上の発明が一体的な発明の概念に属するかどうかを判断する方法を定義している。つまり、一体的な発明の概念に属する2つ以上の発明は、技術面で相互に関連していなければならない、

こうした相互の関連は、同一又は対応する特定の技術的特徴によりそれらの請求項に表される。

前述の条項ではさらに、特定の技術的特徴を定義している。特定の技術的特徴は、専利出願の単一性を評価するために専ら提示される概念であり、発明による従来技術への貢献を表す技術的特徴、つまり、従来技術に比べて、発明が新規性と創造性を有する技術的特徴であると理解しなければならず、かつ保護を請求する発明の全体を考慮した上で確定しなければならない。

従って、専利法第 31 条第 1 項にいう「一体的な発明の概念に属する」とは、同一又は対応する特定の技術的特徴を有することをいう。

## 2.2 単一性の審査

### 2.2.1 審査の原則

審査官は発明専利出願の単一性を審査する時に、以下の基本原則を遵守しなければならない。

(1) 専利法第 31 条第 1 項及びその実施細則第 39 条に規定される内容に基づき、1 件の専利出願において保護を請求する 2 つ以上の発明が発明の単一性の要件を満たしているかどうかを判断することは、請求項に記載された技術的解決手段の実質的な内容が一体的な発明の概念に属するかどうかを考慮しなければならないということであり、つまり、これらの請求項にこれらを技術面で相互に関連させる 1 つ又は複数の同一又は対応する特定の技術的特徴が含まれるかどうかを判断することである。この判断は請求項の内容に基づいて行うものであるが、必要な場合は明細書と添付図面の内容を参照することができる。

(2) 一体的な発明の概念に属する 2 つ以上の発明の請求項は、以下に挙げられる 6 つの形式のうちの 1 つに従って記載することができる。但し、一体的な発明の概念に属さない 2 つ以上の独立請求項は、挙げられた 6 つの形式のうちのいずれかに従って記載しても、1 件の出願において保護を請求することは認められない。

(i) 1 つの請求項の中に含めることができない 2 つ以上の製品又は方法の同一種類の独立請求項。

(ii) 製品と当該製品の製造のみに用いられる方法の独立請求項。

(iii) 製品と当該製品の用途の独立請求項。

(iv) 製品、当該製品の製造のみに用いられる方法と当該製品の用途の独立請求項。

(v) 製品、当該製品の製造のみに用いられる方法と当該方法を実施するために専ら設計された装置の独立請求項。

(vi) 方法と当該方法を実施するために専ら設計された装置の独立請求項。

そのうち、形式 (i) の「同一種類」とは、独立請求項の種類が同一であることをいい、即ち、1 件の専利出願において保護を請求する 2 つ以上の発明は、製品の発明のみ、又は方法の発明のみに関わる。1 つ又は複数の同一又は対応する特定の技術的特徴で、複数の製品種類の独立請求項同士又は複数の方法種類の独立請求項同士が技術面で関連する場合のみ、1 件の専利出願において複数の同一種類の独立

請求項を含むことが認められる。

形式(ii)～(vi)は2つ以上の異なる種類の独立請求項の組み合わせに関わる。製品と当該製品の製造のみに用いられる方法の独立請求項の組み合わせについて、当該「のみに用いられる」方法を利用した結果は、当該製品を得ることであり、両者は技術の面で相互に関連している。但し、「のみに用いられる」とは、当該製品をその他の方法により製造することができないことを意味するわけではない。製品と当該製品の用途の独立請求項の組み合わせについて、当該用途は当該製品の特定の性能により決まるものでなければならず、両者は技術面で相互に関連している。

方法と当該方法を実施するために専ら設計される装置の独立請求項の組み合わせについて、当該「専ら設計される」装置により当該方法を実施できる以外に、当該装置の従来技術に対する貢献は当該方法の従来技術に対する貢献と対応していなければならない。但し「専ら設計される」の意味は、当該装置をその他の方法の実施に使用できないこと、又は当該方法をその他の装置で実施できないことを指すわけではない。

異なる種類の独立請求項の間を引用関係に従って記載するかどうかは、単なる形式上の違いであり、それらの単一性に影響しない。例えば、製品Aの独立請求項と並列する当該製品Aの製造のみに用いられる方法の独立請求項は、「請求項1に記載の製品Aを製造する方法であって、……」と書いてもよく、「製品Aを製造する方法であって、……」と書いてもよい。

(3) 以上に1件の出願に含まれることが認められる2つ以上の同一種類又は異なる種類の独立請求項の組み合わせ形式及び適切な配列順位を6つ挙げたが、挙げたこの6つの形式が全てというわけではなく、つまり、一体的な発明の概念に属していれば、前述の配列と組み合わせの形式以外に、他の形式も許される。

(4) 2つ以上の発明が一体的な発明の概念に属するかどうかを評価する際に、それらの発明が各々の独立請求項において別々に保護を請求しているか、同じ請求項において並列選択の技術的解決手段として保護を請求しているかを考慮する必要はない。前述の2つの状況について、いずれも同一の基準でその単一性を判断しなければならない。後者の状況はマーカッシュ形式の請求項によく見られ、マーカッシュ形式の請求項の単一性の審査については、本部分第十章第8.1節の規定を適用する。さらに、請求項の配列順位も発明の単一性の判断に影響しない。

(5) 一般的に、審査官は独立請求項同士の単一性だけを考慮すればよく、従属請求項とそれが従属する独立請求項との間に単一性の欠如の問題は存在しない。但し、形式上は従属請求項で、実質的には独立請求項であるという場合には、単一性の規定に合致しているかどうかを審査しなければならない。独立請求項に新規性、創造性の欠如などの理由のため専利権を付与することができない場合、その従属請求項同士が単一性の規定に合致しているかどうかを考慮する必要がある。

(6) 出願の単一性について、従来技術を検索する前に確定することができるものもあるが、出願の単一性について従来技術を考慮した後にしか確定することができ

ないものもある。1 件の出願における異なる発明が明らかに一体的な発明の概念を有さない場合、検索の前に単一性に欠けると判断することができる。例えば、1 件の出願に除草剤と草刈り機の 2 つの独立請求項が含まれている場合、両者には同一又は対応する技術的特徴がなく、さらに、同一又は対応する特定の技術的特徴を有する可能性もなく、従って、明らかに単一性を有さず、検索の前に結論を得ることができる。しかし、特定の技術的特徴は発明の従来技術に対する貢献を表す技術的特徴であり、従来技術と比べて上で論じられるものであるため、従来技術を考慮した後にしか確定することができず、ゆえに、単一性の問題について検索の後でなければ判断できない出願が多くある。

出願を従来技術と比較した後に、第 1 独立請求項の新規性又は創造性が否定された場合、それと並列しているその他の独立請求項同士が一体的な発明の概念に属するかどうかは、改めて確定しなければならない。

### 2.2.2 単一性の審査方法と例示

1 件の出願に含まれる 2 つ以上の発明について検索する前に、それらが明らかに単一性を有さないかどうかを先に判断しなければならない。それらの発明が同一又は対応する技術的特徴を含まないか、又は含まれている同一又は対応する技術的特徴がいずれも当分野の慣用的な技術的手段に該当するのであれば、それらは発明の従来技術に対する貢献を表す同一又は対応する特定の技術的特徴を含む可能性がなく、よって単一性を明らかに有さない。

単一性の欠如が明らかではない 2 つ以上の発明について、即ち、検索の後でなければ単一性を判断できない場合には、通常は以下に挙げられる分析方法を採用する。

(1) 1 つ目の発明の主題を関連する従来技術と比較して、発明の従来技術に対する貢献を表す特定の技術的特徴を確定する。

(2) 2 つ目の発明に、1 つ又は複数の 1 つ目の発明と同一又は対応する特定の技術的特徴が存在するかどうかを判断することにより、この 2 件の発明に技術面で相互の関連があるかどうかを確定する。

(3) 発明の間に、1 つ又は複数の同一又は対応する特定の技術的特徴が存在すれば、即ち、技術面の関連があれば、一体的な発明の概念に属しているという結論を得ることができる。逆に、各発明の間に技術面の関連が存在しなければ、一体的な発明の概念に属さないという結論を得ることができるため、単一性を有さないことを確定できる。

以下では単一性の基本概念、審査の原則及び判断方法を組み合わせて、単一性の審査要点について例を挙げて説明する。

#### 2.2.2.1 同一種類の独立請求項の単一性

##### 【例 1】

請求項 1 : A を特徴とするベルトコンベア X。

請求項 2 : B を特徴とするベルトコンベア Y。

請求項 3 : A と B を特徴とするベルトコンベア Z。

従来技術に特徴 A 又は B を備えるベルトコンベアは開示されておらず、特徴 A 又は B を備えるベルトコンベアは、従来技術から見ると非自明的であり、かつ A と B は関連しない。

説明 : 請求項 1 と請求項 2 は同一又は対応する技術的特徴を記載しておらず、つまり同一又は対応する特定の技術的特徴が存在する可能性はなく、従って、それらは技術面で相互に関連せず、単一性を有さない。請求項 1 の特徴 A は発明の従来技術に対する貢献を表す特定の技術的特徴であり、請求項 3 にはその特定の技術的特徴 A が含まれており、両者の間には同一の特定の技術的特徴が存在し、単一性を有する。同様に、請求項 2 と請求項 3 との間にも同一の特定の技術的特徴 B が存在し、単一性を有する。

**【例 2】**

請求項 1 : ビデオ信号の時間軸拡大器を特徴とする発信器。

請求項 2 : ビデオ信号の時間軸圧縮器を特徴とする受信器。

請求項 3 : 請求項 1 における発信器と請求項 2 における受信器を備えるビデオ信号伝送装置。

従来技術には、当分野における時間軸拡大器と時間軸圧縮器の使用についての開示も暗示もされておらず、このような使用は非自明的である。

説明 : 請求項 1 の特定の技術的特徴はビデオ信号の時間軸拡大器であり、請求項 2 の特定の技術的特徴はビデオ信号の時間軸圧縮器であり、それらの間は相互に関連していて分けて使用することができず、両者は相互に対応する特定の技術的特徴であり、請求項 1 と 2 は単一性を有する。

請求項 3 は請求項 1 と 2 の両方の特定の技術的特徴を含むため、請求項 1 又は請求項 2 の両方と単一性を有する。

**【例 3】**

請求項 1 : A を特徴とするプラグ。

請求項 2 : A に対応することを特徴とするソケット。

従来技術には、特徴 A を備えるプラグ及び対応するソケットに関する開示及び暗示がなく、このようなプラグとソケットは非自明的である。

説明 : 請求項 1 と 2 は対応する特定の技術的特徴を備えており、保護を請求するプラグとソケットは相互に関連しかつ常に同時に使用しなければならない 2 つの製品であるため、単一性を有する。

**【例 4】**

請求項 1 : 特徴 A を有する直流モーター用制御回路。

請求項 2 : 特徴 B を有する直流モーター用制御回路。

請求項 3 : 特徴 A を有する制御回路の直流モーターを含む装置。

請求項 4 : 特徴 B を有する制御回路の直流モーターを含む装置。

従来技術から見ると、特徴 A と B はそれぞれ、発明の従来技術に対する貢献を表す技術的特徴であり、かつ特徴 A と B は全く関連しない。

説明 : 特徴 A は請求項 1 と 3 の特定の技術的特徴であり、特徴 B は請求項 2 と 4

の特定の技術的特徴であるが、A と B は関連しない。従って、請求項 1 と 3 の間、又は請求項 2 と 4 の間には同一の特定の技術的特徴があるため、単一性を有する。

一方、請求項 1 と 2 もしくは 4 の間、又は請求項 3 と 2 もしくは 4 の間には同一の又は対応する特定の技術的特徴がないため、単一性を有さない。

**【例 5】**

請求項 1：フィラメント A。

請求項 2：フィラメント A を用いて製造された電球 B。

請求項 3：フィラメント A を用いて製造された電球 B と回転装置 C とを備えたサーチライト。

従来技術に開示されている電球に用いられるフィラメントに比べて、フィラメント A は新規であり、創造性を有する。

説明：この 3 つの請求項は同一の特定の技術的特徴であるフィラメント A を有するため、これらの間は単一性を有する。

**【例 6】**

請求項 1：製品 A の製造方法 B。

請求項 2：製品 A の製造方法 C。

請求項 3：製品 A の製造方法 D。

従来技術に比べて、製品 A は新規でありかつ創造性を有する。

説明：製品 A は前述の 3 つの方法の請求項における同一の特定の技術的特徴であり、この 3 つの方法 B、C、D の間は単一性を有する。当然ながら、製品 A そのものについて 1 つの製品の請求項を設けることもできる。製品 A が既知のものであれば、それを特定の技術的特徴としてはならず、この際は、この 3 つの方法の請求項の単一性を改めて判断しなければならない。

**【例 7】**

請求項 1：樹脂 A と、フィラー B と、難燃剤 C とを含む樹脂組成物。

請求項 2：樹脂 A と、フィラー B と、帯電防止剤 D とを含む樹脂組成物。

本分野において、樹脂 A、フィラー B、難燃剤 C、帯電防止剤 D はそれぞれいずれも既知のものであり、AB の組み合わせでは発明の従来技術に対する貢献を表さないが、ABC の組み合わせで優れた性能を持つ難燃樹脂組成物を形成し、ABD の組み合わせも優れた性能を持つ帯電防止樹脂組成物を形成しており、これらはそれぞれ新規性と創造性を有する。

説明：この 2 つの請求項にはいずれも同一の特徴 A と B が含まれるが、A、B 及び AB の組み合わせのいずれも発明の従来技術に対する貢献を表さず、請求項 1 の特定の技術的特徴は ABC の組み合わせであり、請求項 2 の特定の技術的特徴は ABD の組み合わせであり、両者は同一でなく、対応もしておらず、従って、請求項 2 と請求項 1 は単一性を有さない。

**2.2.2.2 異なる種類の独立請求項の単一性**

**【例 8】**

請求項 1：化合物 X。

請求項 2：化合物 X の製造方法。

請求項 3：化合物 X の殺虫剤としての使用。

(1) 第 1 の状況：化合物 X は新規性と創造性を有する。

説明：化合物 X はこの 3 つの請求項における同一の技術的特徴である。これは発明の従来技術に対する貢献を表す技術的特徴、つまり、特定の技術的特徴であるため、請求項 1～3 には同一の特定の技術的特徴が存在し、請求項 1、2 及び 3 は単一性を有する。

(2) 第 2 の状況：化合物 X が従来技術に比べて、新規性又は創造性を有さないことが検索で判明した。

説明：請求項 1 は新規性又は創造性を有さないため、専利権を付与することができない。請求項 2 と 3 の間の同一の技術的特徴はやはり化合物 X であるが、化合物 X は従来技術に貢献していないため、同一の特定の技術的特徴とはならず、かつ、請求項 2 と 3 の間にも対応する特定の技術的特徴がない。従って、請求項 2 と 3 の間には同一又は対応する特定の技術的特徴がなく、単一性に欠ける。

#### 【例 9】

請求項 1：主成分が（重量%で）Ni=2.0～5.0、Cr=15～19、Mo=1～2 及びバランスがとれる量の Fe であり、厚さが 0.5mm～2.0mm で、伸び率が 0.2%である時の降伏強度が 50kg/mm<sup>2</sup> を超える高強度、耐腐食性のステンレス帯鋼。

請求項 2：

(1) 2.0～5.0mm の厚さに熱間圧延し、

(2) 熱間圧延した当該帯を 800～1000℃の温度で焼鈍し、

(3) 当該帯を 0.5～2.0mm の厚さに冷間圧延し、

(4) 1120～1200℃の温度で 2～5 分間焼鈍する、工程を含み、主成分が（重量%で）Ni=2.0～5.0、Cr=15～19、Mo=1～2、及びバランスがとれる量の Fe である、高強度、耐腐食性のステンレス帯鋼を生産する方法。従来技術に比べて、伸び率が 0.2%である時に降伏強度が 50kg/mm<sup>2</sup> を超えるステンレス帯鋼は、新規性と創造性を有する。

説明：請求項 1 と 2 の間は単一性を有する。当該製品の請求項 1 の特定の技術的特徴は、伸び率が 0.2%である時に降伏強度が 50kg/mm<sup>2</sup> を超えるということである。

方法の請求項 2 の工程は、このような降伏強度を有するステンレス帯鋼を生産するために採用される加工方法であり、請求項 2 の文言ではこの点は示されていないが、明細書からは明確に分かり、そのため、これらの工程は製品の請求項 1 で限定している強度特徴に対応する特定の技術的特徴である。

本例の請求項 2 は、請求項 1 を引用する形式で記述してもよく、それらの間の単一性に影響しない。

例えば、請求項 2：

次の工程（工程（1）～（4）は前述したとおりであり、ここでは省略する。）を含む、請求項 1 に記載のステンレス帯鋼の製造方法。

#### 【例 10】

請求項 1：防塵物質 X を含有する塗料。

請求項 2：(1) 圧縮空気です塗料を霧状になるようスプレーし、(2) 霧状塗料を電極装置 A で帯電させてから製品にスプレー塗布する、という工程を含む、請求項 1 に記載の塗料を用いて製品に塗布する方法。

請求項 3：電極装置 A を含むスプレー塗布機器。

従来技術に比べて、物質 X を含有する塗料は新規でありかつ創造性を有し、電極装置 A も新規でありかつ創造性を有する。但し、圧縮空気です塗料を霧化し、霧化した塗料を帯電させてから製品に直接スプレー塗布する方法は既知のものである。

説明：請求項 1 と 2 は単一性を有し、X を含有する塗料はそれらの同一の特定の技術的特徴である。請求項 2 と 3 も単一性を有し、その電極装置 A はそれらの同一の特定の技術的特徴である。但し請求項 1 と 3 は、同一又は対応する特定の技術的特徴がないため、単一性を有さない。

**【例 11】**

請求項 1：技術条件 B で、紡績材料に塗料 A をスプレー塗布することを特徴とする紡績材料の処理方法。

請求項 2：請求項 1 に記載の方法によりスプレー塗布して得られた紡績材料。

請求項 3：紡績材料に均一に塗料を塗布するノズル C を備えることを特徴とする請求項 1 に記載の方法に用いられるスプレー塗布機。

従来技術に塗料を用いた紡績材料の処理方法が開示されているが、請求項 1 における特別な技術条件 B (温度、放射照度など) で特別な塗料 A をスプレー塗布する方法は開示されておらず、かつ、請求項 2 の紡績材料は予期できない特性を有する。ノズル C は新規でありかつ創造性を有する。

説明：請求項 1 の特定の技術的特徴は、特別な塗料を選択するために対応して採用しなければならない特定の技術条件である。

当該特別な塗料と特定の技術条件で処理することにより請求項 2 に記載の紡績材料が得られ、従って、請求項 1 と請求項 2 には対応する特定の技術的特徴があり、単一性を有する。請求項 3 のスプレー塗布機と、請求項 1 又は 2 は対応する特定の技術的特徴がないため、請求項 3 は請求項 1 又は 2 のいずれとも単一性を有さない。

**【例 12】**

請求項 1：工程 A と工程 B を含む製造方法。

請求項 2：工程 A を実施するために専ら設計された装置。

請求項 3：工程 B を実施するために専ら設計された装置。

検索しても請求項 1 の方法に関連する従来技術文献は一切見当たらなかった。

説明：工程 A と工程 B はそれぞれ発明の従来技術に対する貢献を表す 2 つの特定の技術的特徴であり、請求項 1 と 2 又は請求項 1 と 3 の間は単一性を有する。請求項 2 と 3 の間には、同一又は対応する特定の技術的特徴がないため、単一性を有さない。

**【例 13】**

請求項 1：混合燃焼室が正接方向の燃料供給口を有することを特徴とする燃焼



器。

請求項 2：混合燃焼室が正接方向の燃料供給口を有するように形成するステップを含むことを特徴とする燃焼器の製造方法。

請求項 3：鋳込み工程を特徴とする燃焼器の製造方法。

請求項 4：混合燃焼室の正接方向に燃料供給口が設けられる装置 X を備えることを特徴とする燃焼器を製造する機器。

請求項 5：自動制御装置 D を有することを特徴とする燃焼器を製造する機器。

請求項 6：正接方向から燃料を燃焼室に供給する工程を含むことを特徴とする請求項 1 に記載の燃焼器を用いてカーボンブラックを製造する方法。

従来技術は非正接方向の燃料供給口と混合室を有する燃料器を開示しており、従来技術から見ると、正接方向の燃料供給口を有する燃料器は既知のものでなく、自明的でもない。

説明：請求項 1、2、4 と 6 は単一性を有し、これらの特定の技術的特徴はいずれも正接方向の供給口に関わる。一方、請求項 3 又は 5 と請求項 1、2、4 又は 6 との間には同一又は対応する特定の技術的特徴がないため、請求項 3 又は 5 と請求項 1、2、4 又は 6 との間は単一性を有さない。さらに、請求項 3 と 5 の間も単一性を有さない。

### 2.2.2.3 従属請求項の単一性

本章第 2.2.1 節 (5) で述べた原則によると、規定に合致した従属請求項と、それで引用している独立請求項との間には、当該従属請求項に別の発明が含まれていても、単一性の欠如の問題は存在しない。

例えば、独立請求項が、鋳鉄を生産する新規の方法である。具体的な実施例に、特定の温度範囲内で前述の方法により鋳鉄を生産することが示されている。この場合、当該温度範囲について従属請求項に記載してもよく、独立請求項で温度について言及していなくても、当該従属請求項に対して単一性に欠けるという意見を出してはならない。

また例えば、請求項 1 が、B を原料として使用することを特徴とする製品 A の製造方法である。請求項 2 が、原料 B を C で製造することを特徴とする請求項 1 に記載の製品 A の製造方法である。請求項 2 は請求項 1 の全ての特徴を含んでいるため、C で B を製造するという方法そのものが発明となるかどうかを問わず、請求項 1 と 2 の間が単一性に欠けると判断してはならない。

さらに例えば、請求項 1 が、ブレードが特定の形状を有することを特徴とするタービンのブレードである。請求項 2 が、ブレードが合金 A で製造されることを特徴とする請求項 1 のタービンのブレードである。この例において、合金 A が新規であり、それ自体で 1 つの独立した発明を構成でき、かつタービンのブレードに応用することが創造性を有するとしても、請求項 2 と請求項 1 との間の単一性に対して見解を出してはならない。

注意すべきこととして、状況により、形式上の従属請求項が、実際には独立請求項であり、単一性の欠如の問題が存在する可能性もある。例えば、請求項 1 が、特

徴 A、B、C を備える接触器である。請求項 2 が、特徴 C を特徴 D で置き換えた請求項 1 の接触器である。請求項 2 は請求項 1 の全ての特徴を含んでいるわけではないため、従属請求項でなく、独立請求項である。同一種類の独立請求項の単一性の審査の原則に基づいてそれらの単一性を判断しなければならない。

新規性、創造性に欠けるなどの理由により独立請求項に専利権を付与することができない場合、その従属請求項の間にも単一性の欠如の問題が存在する可能性がある。

**【例】**

請求項 1：特徴 A と特徴 B を有するディスプレイ。

請求項 2：別の特徴 C を有する請求項 1 に記載のディスプレイ。

請求項 3：別の特徴 D を有する請求項 1 に記載のディスプレイ。

(1) 第 1 の状況：従来技術で開示しているディスプレイと比べて、請求項 1 に記載の特徴 A と特徴 B を有するディスプレイは新規性と創造性を有する。

説明：請求項 2 と 3 は請求項 1 の保護範囲をさらに限定している従属請求項であるため、請求項 1、2 と 3 は単一性を有する。

(2) 第 2 の状況：2 件の従来技術文献の組み合わせから判断すると、請求項 1 に記載のディスプレイは創造性を有さない。特徴 C と特徴 D はそれぞれ従来技術に貢献する技術的特徴であり、かつ両者は全く関連しない。

説明：請求項 1 は創造性を有さず、専利権を付与することができないため、残りの請求項 2 と 3 は実際には独立請求項とみなした上で、単一性の有無を確定しなければならない。請求項 2 の特定の技術的特徴 C と請求項 3 の特定の技術的特徴 D は同一でも対応しているわけでもないため、請求項 2 と 3 は単一性を有さない。

**3. 分割出願**

**3.1 分割のいくつかの状況**

1 件の出願が以下に挙げられる単一性の条件に適合しない場合、審査官は出願人に、出願書類に補正（分割出願を含む）を行うことで、単一性の要件に合致させるよう要求しなければならない。

(1) 当初の請求の範囲に、単一性の規定に合致しない 2 つ以上の発明が含まれている。

当初に提出した請求の範囲に、一体的な発明の概念に属さない 2 つ以上の発明が含まれている場合、出願人に当該請求の範囲をその中の 1 つの発明（通常は請求項 1 に対応する発明）又は一体的な発明の概念に属する 2 つ以上の発明に制限するよう要求しなければならない。残りの発明について、出願人は分割出願を提出することができる。

(2) 補正した出願書類において追加した、又は差し替えた独立請求項は、当初の請求の範囲における発明との間に単一性を有さない。

審査中に、出願人が請求項の補正を行う時に、明細書のみ当初記載された発明を独立請求項として当初の請求の範囲に追加するか、又は審査意見通知書に応答す

る時に請求項を補正し、明細書のみ当初記載された発明を独立請求項として当初の独立請求項を差し替えると、当該発明と当初の請求の範囲における発明の間に単一性がなくなる。このような場合、審査官は一般的に、後から追加した、又は差し替えた発明を請求の範囲から削除するよう出願人に要求しなければならない。

出願人は当該削除した発明を分割出願として提出することができる。

(3) 独立請求項のうちの1つが新規性又は創造性に欠け、残りの請求項の間が単一性を有さない。

特定の独立請求項（通常は請求項1である）が新規性又は創造性に欠けるため、それと並列している残りの独立請求項の間、ひいてはその従属請求項の間に同一又は対応する特定の技術的特徴が失われ、つまり、単一性に欠けるようになり、そのため補正が必要となり、補正により削除した主題について、出願人は分割出願を提出することができる。例えば、製品、製造方法、用途を含む出願について、検索及び審査を行った結果、製品が既知のものであると判明した場合、残りの当該製品の製造方法の独立請求項と当該製品の用途の独立請求項との間は明らかに、同一又は対応する特定の技術的特徴を有する可能性はなく、そのためそれらを補正する必要がある。

前述した場合の分割は、出願人が自発的に分割を要求してもよく、審査官の要求に従って分割してもよい。指摘すべきこととして、分割出願は出願人が自ら望んで行う行為であるため、審査官は単一性の要件に合致しない2つ以上の発明を1つの発明に変更すること、又は一体的な発明の概念に属す2つ以上の発明に変更することを出願人に要求するだけでよく、補正後に他の発明について分割出願を提出するかどうかは、完全に発願人が自身で決定することである。

また、1件の出願に対して、1件又はそれ以上の分割出願を提出することができ、1件の分割出願に対して、原出願を根拠に、さらに1件又はそれ以上の分割出願を提出することができる。1件の分割出願に対してさらに分割出願を提出する場合、審査官が単一性の欠陥を指摘した場合を除き、その提出日が本指南第一部分第一章5.1.1節(3)の規定に合致しないものは、認められない。

### 3.2 分割出願が満たすべき要件

分割出願は以下の要件を満たさなければならない。

#### (1) 分割出願の書類

分割出願はその明細書の初めの部分、即ち発明の属する技術分野の前に、本願がどの出願の分割出願であるかを説明し、原出願の出願日、出願番号及び発明創造の名称を明記しなければならない。

#### (2) 分割出願の内容

細則 59 (3)

分割出願の内容は原出願の記載範囲を超えてはならない。さもなくば、専利法実施細則第49条第1項又は専利法第33条の規定に合致しないという理由で、当該分割出願を拒絶しなければならない。

#### (3) 分割出願の明細書と請求の範囲

分割後の原出願と分割出願の請求の範囲は、それぞれ異なる発明の保護を請求し

なければならない。それらの明細書は異なる状況があることが認められる。例えば、分割前の原出願に A、B の 2 つの発明がある。分割後、原出願の請求の範囲において A の保護を請求する場合に、その明細書は依然として A と B であってもよく、A だけを保留してもよい。分割出願の請求の範囲において B の保護を請求する場合に、その明細書は依然として A と B であってもよく、B だけであってもよい。

分割出願の出願人、提出時期、分割出願の類別の要件については、本指南第一部分第一章第 5.1.1 節の規定を適用する。

### 3.3 分割出願の審査

1 件の出願を分割する必要がある場合に、分割に対する審査は分割出願の審査と、分割後の原出願に対する審査を含み、専利法実施細則第 48 条及び第 49 条に基づいて行わなければならない。

(1) 専利法実施細則第 49 条第 1 項の規定に基づき、分割出願の内容は原出願の記載範囲を超えてはならない。さもなくば、審査官は出願人に補正するよう要求しなければならない。出願人が補正を行わない場合、又は補正した内容が原出願の明細書と請求の範囲の記載範囲を超えている場合、審査官は専利法実施細則第 59 条第

(3) 号の規定に基づき、分割出願が専利法実施細則第 49 条第 1 項の規定に合致しないこと、又は補正が専利法第 33 条の規定に合致しないことを理由にその分割出願を拒絶することができる。

(2) 専利法実施細則第 48 条第 2 項の規定に基づき、1 件の出願が専利法第 31 条第 1 項及び専利法実施細則第 39 条の規定に合致しない場合、出願人に指定された期限内にその出願を補正するよう通知しなければならない。つまり、当該期限内に原出願を 1 つの発明又は一体的な発明の概念に属する複数の発明に変更する。また以下の点について出願人に注意喚起しなければならない。正当な理由なく期限以内に応答しない場合、当該出願は取り下げられたものとみなされる。

十分な理由なく原出願を単一性がある出願に変更しない場合、審査官は出願が専利法第 31 条第 1 項の規定に合致しないことを理由に当該出願を拒絶することができる。同様に、原出願からの分割出願が単一性の規定に合致しないものについても、前述した方法で処理しなければならない。

(3) 専利法実施細則第 48 条及び第 49 条の規定に基づいて審査するものを除き、それ以外の審査は、一般の出願の審査と同一である。

## 第七章 検索

### 1. 序文

各発明専利出願は専利権が付与される前にいずれも検索を行わなければならない。検索は発明専利出願の実体審査プロセスにおける重要な過程であり、その目的は、出願の主題と密接に関連する又は関連する従来技術における引用文献を見つけ出すこと、又は抵触出願書類及び権利の重複付与を防ぐための文献を見つけ出すことにより、出願の主題が専利法第 22 条第 2 項と第 3 項に規定された新規性と創造性を有するかどうか、又は専利法第 9 条第 1 項の規定に合致するかどうかを確定することである。

実用新案専利の検索と香港特別行政区の短期専利検索は本章を参照して実行する。

検索結果は検索報告書に記載しなければならない。

### 2. 審査用検索リソース

#### 2.1 専利文献リソース

発明専利出願の実体審査プロセスでは、以下を含む専利文献を検索しなければならない。中国語専利文献及び外国語専利文献。

審査官は主にコンピューター検索システムを使用し、主に以下を含む専利文献データベースで検索を行う。専利要約データベース、専利全文データベース、専利分類データベースなど。

#### 2.2 非専利文献リソース

審査官は専利文献に検索を行うほか、非専利文献の検索も行わなければならない。コンピューター検索システム及びインターネットにおいて取得できる非専利文献は主に以下を含む。国内外の科学技術図書、定期刊行物、学位論文、標準/協定、索引ツール及びマニュアルなど。

### 3. 検索の主題

#### 3.1 検索の根拠となる出願書類

検索の根拠となる出願書類は通常、出願人が出願日に提出した当初の請求の範囲と明細書（添付図面がある場合は、添付図面を含む）である。

出願人が専利法実施細則第 50 条に基づき、審査官の要求に応じて、請求の範囲及び/又は明細書を補正した場合、又は専利法実施細則第 57 条第 1 項の規定に基づき、請求の範囲及び/又は明細書の自発的補正を行った場合、検索の根拠となる出願書類は、出願人が最後に提出した、専利法第 33 条の規定に合致する請求の範囲及び/又は明細書でなければならない。（本部分第八章第 4.1 節を参照のこと）。

### 3.2 独立請求項についての検索

検索は主に出願の請求の範囲を対象に行い、かつ明細書とその添付図面の内容も考慮する。審査官はまず、独立請求項により限定している技術的解決手段を検索の主題としなければならない。この際に、独立請求項の文字上の意味に限定してはならず、独立請求項の発明の概念に重点を置かなければならないが、明細書及びその添付図面の内容を考慮した上で得られる個々の細部まで拡大する必要はない。

### 3.3 従属請求項についての検索

独立請求項により限定している技術的解決手段について検索し、当該技術的解決手段により新規性又は創造性を喪失させる引用文献を見つけ出した場合、従属請求項によりさらに限定している術的思想が専利法第 22 条 2 項と 3 項に規定された新規性と創造性を有するかどうかを評価するために、審査官は従属請求項によりさらに限定している技術的解決手段を検索の主題として、検索を継続する必要もある。但し、その限定部分の付加的な技術的特徴が公知の常識の範囲に属する従属請求項については、さらなる検索を行わなくても良い。

検索した結果、独立請求項により限定している技術的解決手段が新規性及び創造性を有することが示された場合、一般的に、その従属請求項により限定している技術的解決手段についてさらなる検索を行う必要はない。

### 3.4 要素を組み合わせた請求項についての検索

請求項が要素 A、B、C の組み合わせである場合、審査官はこのような請求項を検索する時に、まず A+B+C の技術的解決手段について検索しなければならず、その新規性、創造性を評価できる引用文献が見つからなければ、A+B、B+C、A+C の分割組み合わせ及び A、B、C の単体要素について検索しなければならない。

### 3.5 異なる種類の請求項についての検索

出願が異なる種類（製品、方法、装置又は用途）のいくつかの請求項を含む場合、審査官は異なる種類の全ての請求項について検索しなければならない。場合によっては、出願に含まれる請求項が 1 種類だけであっても、関係するその他の種類の主題について検索しなければならない可能性もある。

### 3.6 明細書及びその添付図面についての検索

請求項により限定している技術的解決手段、即ち、出願で保護を請求する主題（以下、出願の主題という）について検索するほか、審査官は、明細書及びその添付図面に開示されており、当該出願の主題をさらに限定しているその他の実質的内容についても検索しなければならない場合がある。その理由は、出願人が請求項に補正を行う時に、それらを請求項に補充する可能性があるためである。例えば、電気回路関係の出願。その請求項により限定している技術的解決手段は、電気回路の機能と動作方式に過ぎない。但し、明細書及びその添付図面において、重要なトランジ

スタ回路を詳細に開示しており、この出願に対して審査官は、請求項により限定している回路の機能と動作方式について検索しなければならないだけでなく、当該トランジスタ回路を検索の主題としなければならない。そうすれば、出願人がこれ以降補正を行うことにより当該トランジスタ回路を請求の範囲に記載しても、審査官は追加検索を行う必要がない。但し、明細書に記載されている、請求項により限定している技術的解決手段との間に単一性を有さない発明内容については検索する必要がなく、その理由は、補正を行うことにより単一性を有さない発明内容を出願で保護を請求する主題として請求の範囲に記載することが認められないためである（本部分第八章第 5.2.1.3 節（3）を参照のこと）。

#### 4. 検索する時期の期限

##### 4.1 従来技術における関連文献を検索する時期の期限

審査官は、発明専利出願について中国で出願が提出された日以前に開示されていた全ての同一又は近い技術分野の専利文献と非専利文献を検索しなければならない。このようにする利点は、審査官が、優先権が成立するかどうかを確認する作業を省くことができる点であるが、例えば当該出願の優先権期間において出願又は公開され、新規性又は創造性に影響する引用文献を検索により発見するといった、本部分第八章第 4.6.1 節に記載されている優先権を確認しなければならない場合はこの限りではない。

##### 4.2 抵触出願を検索する時期の期限

発明専利出願の主題の新規性に影響する抵触出願があるかどうかを確定するために、審査官は少なくとも以下について検索しなければならない。

(1) ある機構又は個人が当該出願の出願日以前に専利局に提出しており、かつ当該出願の出願日から起算して 18 か月間以内に公開又は公告されていた同一又は近い技術分野の全ての専利出願又は専利文献。

(2) 当該出願と同一の、特許協力条約 (PCT) の規定に基づき中国国内段階に移行することにより当該出願の抵触出願になり得る国際出願を検索するための、ある機構又は個人が当該出願の出願日以前に国際出願受理官庁へ提出しており、かつ当該出願の出願日から起算して 18 か月間以内に国際公開が行われた同一又は近い技術分野の中国を指定した国際出願。

#### 5. 検索前の準備

##### 5.1 関係書類の閲読

明細書で以下に挙げられる書類を引用している場合、審査官は必要な際は、これらの書類を探し出して閲読しなければならない。

- (1) 出願主題の基礎とする書類。
- (2) 発明で解決しようとする技術的課題に関する背景技術の書類。

法 36

(3) 出願の主題の正確な理解に資する書類。

前述の書類を専利局内で得ることができず、それが出願の主題の正確な理解と評価に必要でありながら、その書類がないため、審査官が有効な検索を行えない場合、審査官は検索を一時見合わせ、出願人に規定の期限内にこの書類の副本を提出するよう通知し、副本を受け取ってから再度検索を行わなければならない（本部分第八章第 3.2.4 節と第 3.2.5 節を参照のこと）。

明細書に引用された書類が出願の主題と明らかに直接的に関係しない場合、審査官はそれを考慮しなくても良い。

出願人が外国の検索報告書を提出した場合、審査官は検索報告書に引用された書類を閲読しなければならず、特にそのうちの出願の主題の新規性、創造性に影響を与える書類を閲読しなければならない。

**5.2 出願の国際特許分類番号の照合**

より効果的に検索を行うために、審査官はまず出願の国際特許分類番号（以下、分類番号という）を確定しなければならない。分類番号を如何に確定するかについては、本指南第一部分第四章の規定を適用する。そのため、審査官は出願の主題を正確に理解した上で、分類知識を用いて分類部門又は国際検索機構から付与された分類番号を照合しなければならない。分類番号が正確でないことが判明した場合、本部分第八章第 3.1 節の規定に基づいて処理しなければならない。

**5.3 検索する技術分野の確定**

通常、審査官は出願の主題の属する技術分野において検索を行い、必要な際は、機能が類似する又は応用が類似する技術分野まで検索を拡大しなければならない。属する技術分野は、請求の範囲において限定している内容に基づいて確定し、特に、明確に指摘されて、特定の機能と用途及び対応する具体的な実施例に基づいて確定する。審査官が確定する発明情報を示す分類番号は、出願の主題が属する技術分野である。機能が類似する又は応用が類似する技術分野は、出願書類に示された出願の主題として備えなければならない本質的な機能又は用途に基づいて確定され、単に出願の主題の名称、又は出願書類に明記された特定の機能もしくは特定の応用により確定されるものではない。

**5.3.1 コンピューター検索データベースの利用**

審査官はキーワード、発明の名称、発明者などの検索入口を利用し、コンピューター検索データベースからコンピューター検索により、検索対象技術分野を確定することができる。そのうちキーワードの検索入口を利用して検索対象技術分野を確定するのは最も主要な方式である。

出願の主題を正確に理解した上で、1つ又は複数の「キーワード」を確定してから、確定した「キーワード」に基づいてコンピューター検索データベースの中で検索及び統計分析を行い、例えば、検索で得られた文献の分類番号について統計分析を行い、可能な限りの確かつ全面的に検索対象技術分野を確定する。同様の方法を



採用すると、前述した他の検索主題について検索する必要がある技術分野を確定することもできる。

### 5.3.2 国際特許分類表の利用

コンピューター検索データベースを利用しても確実な検索対象技術分野が得られない場合、審査官は以下に挙げられる手順に従って国際特許分類表を調べ、検索対象技術分野を確定することができる。

(1) 国際特許分類表の各セクションの開始部分の「セクションの内容」欄を調べ、分類名に基づき、可能性のあるサブセクションとクラスを選択する。

(2) 選定されたサブセクションとクラスの下で分類名を閲読し、その中から検索対象主題の内容を含むのに最適なサブクラスを選択する。

前述の2つの手順を行う時に、審査官はサブセクションの分類名及び/又はクラス、サブクラスの分類名にある付注又は参照に注意しなければならない。この付注又は参照はサブクラスの内容に影響を与え、サブクラスの間で得る相違を指摘し、期待される検索対象主題が所在する位置を明示する可能性がある。選択されたサブクラスが高度分類表の電子レイヤー情報において分類の定義を有していれば、詳細内容に注意しなければならない。その理由は、分類の定義がサブクラスの範囲について最も的確な指示を与えているためである。また、審査官がさらに注意すべきこととして、検索対象主題の機能と類似する機能的分類位置がある場合には、検索対象主題の機能と関わる1つ又は複数の応用的分類位置も存在する可能性がある。

検索対象主題の専門位置が見つからない場合には、分類名又はグループ名称を「その他のXX」、「XXグループに入れたいXX」というような、残りの分類位置の分類番号を検索対象技術分野とすることを考慮することができる。

(3) サブクラスの開始部分の「サブクラス索引」を参照し、メイングループの完全な分類名及び付注と参照を閲読し、検索対象主題を含むのに最適なメイングループを選択する。

(4) 選択されたメイングループの下にある全てのドット付きのサブグループを閲読し、検索対象主題を含むのに最適なサブグループを確定する。当該サブグループに付注と参照部分があれば、それらに基づいて他の分類位置を考慮し、検索対象主題にさらに適する1つ又は複数の分類位置を探し出さなければならない。

(5) 1つ以上のドットが付きつつも、検索対象主題を含むサブグループを選択する。

前述の5つの手順により、検索対象主題を含むのに最適なサブグループを選定することができる。このサブグループ及びその下の検索対象主題を明らかに排除していない全てのサブグループが検索対象技術分野である。選定されたサブグループに優先注釈があれば、優先注釈により確定されたサブグループ及びその下における検索対象主題を明らかに排除していない全てのサブグループも検索対象技術分野である。また、選定されたサブグループより1ランク上のサブグループからメイングループまでが全て検索対象技術分野であり、その理由は、そこに検索対象主題を含みかつより範囲の広い主題の文献資料が備わっているためである。選定され

たサブグループが「最後尾位置規則」に基づき分類されたサブクラスにあれば、選定されたサブグループ及びその下の検索対象主題を明らかに排除していない全てのサブグループを検索するほか、選定されたサブグループと同一の点数を有し、かつ関連している後ろに位置するサブグループ及びその下の検索対象主題を明らかに排除していない全てのサブグループを検索しなければならない。また、選定されたサブグループより 1 ランク上のものに関連する各サブグループからメイングループまで検索を行わなければならない。例えば、C08G8/00 の 3 点グループ 8/20 は、「最後尾位置規則」に基づき選定されたサブグループであり、その下に 4 点グループ 8/22 がある。8/20 の後に、8/20 と同一の点数を有し、かつ関連しているサブグループがあり、3 点グループ 8/24 もある。3 点グループよりも上には、関連する 2 点グループ 8/08 及び 1 点グループ 8/04 がある。従って、審査官はまず 8/20 サブグループを検索してから、8/22、8/24、8/08、8/04 サブグループを順に検索し、8/00 メイングループに到達しなければならない。

(6) 前述の方法により、同じサブクラスにおけるその他の可能性のあるメイングループ又はサブグループ、及び手順 (2) により選択した他のサブクラスを考慮する。

#### 5.4 請求項の分析、検索要素の確定

審査官は出願書類を閲読し、発明内容を十分に理解し、分類番号と検索対象技術分野を初期的に確定した後に、さらに請求項を分析し、検索要素を確定しなければならない。

##### 5.4.1 請求項の全体的分析

請求の範囲を閲読し、全ての独立請求項を見つけ出し、独立請求項を初期的に分析することで、独立請求項で保護を請求する技術的解決手段が本章第 10 節に記載された検索する必要のない場合に当たるかどうかを確定する。

検索できる権利請求項について、保護を請求する範囲が最も広い独立請求項を確定しかつ当該独立請求項を分析する。一般的に、まず保護範囲が最も広い独立請求項について検索を行う。

##### 5.4.2 検索要素の確定

まず、保護要求範囲が最も広い独立請求項の技術的解決手段を分析することで、当該技術的解決手段を反映する基本的な検索要素を確定する。基本的な検索要素は、技術的解決手段の基本的構想を示す検索可能な要素である。基本的な検索要素を確定する時には、一般的に、技術分野、技術的課題、技術的手段、技術的效果などの側面を考慮する必要がある。

基本的な検索要素を確定した後に、検索対象技術分野の特性を組み合わせることで、これらの基本的な検索要素における各要素のコンピューター検索システム中の記述方式を確定しなければならない。

技術的解決手段を反映する検索要素を確定する時は、技術的解決手段における明

確な技術的特徴を考慮しなければならないだけでなく、必要な際は、技術的解決手段におけるいくつかの技術的特徴の同等な特徴も考慮しなければならない。同等な特徴とは、記載された技術的特徴に比べて、ほぼ同一の手段により、ほぼ同一の機能を実現し、ほぼ同一の効果を獲得し、かつ当業者が連想できる特徴をいう。同等な特徴を確定する時は、明細書に記載された各種の変形実施例、明細書で明らかに排除していない内容などの要素を考慮しなければならない。

## 6. 発明専利出願についての検索

### 6.1 検索の要点

審査官は検索時に、新規性に注意力を集中させなければならず、それと同時に創造性に関わる従来技術にも注意し、相互に組み合わせると出願の主題が創造性を有さなくなる可能性のある 2 件又は複数の引用文献を検索により探し出さなければならない。また、審査官は他の理由により重要となる可能性のある書類にも注意しなければならない。例えば、出願の主題の理解に資する書類。又は出願の主題の釈明に最適であり、かつ審査官が出願人に独立請求項の前提部及び明細書の関連部分の書き換えを求める場合の最も近いものになり得る従来技術文献。

検索する時に、審査官は請求の範囲のみに注目してはならず、従来技術における専利文献の全内容、特に専利文献の明細書（及びその添付図面）の内容に注意しなければならない。検索対象出願の請求の範囲の内容を、関連する従来技術における専利文献に開示された内容と比較しなければならない。

### 6.2 検索の過程

審査官は通常、出願の特性に基づき、予備検索、通常検索及び拡張検索の順序で検索を行い、検索結果を閲覧して新規性及び創造性について判断し、本章第 8 節に記載の検索中止の条件に合致するまで行う。

#### 6.2.1 予備検索

審査官は出願人、発明者、優先権などの情報を利用して出願のファミリー出願、原出願/分割出願、出願人又は発明者が提出した出願の主題と所属が同一の又は近い技術分野の他の出願を検索しなければならない。語義検索を利用することで、出願の主題の新規性、創造性に影響を与える引用文献を迅速に見つけることに期することもできる。

#### 6.2.2 通常検索

通常検索とは、出願の主題の属する技術分野で行う検索である。

属する技術分野は出願の主題が位置する主要な技術分野であり、これらの分野で検索すると、密接に関係する引用文献が見つかる可能性が最も高い。そのため、審査官はまずこれらの分野の専利文献の中で検索を行わなければならない。

出願に関するその他の検索しなければならない主題については、その属する及び

関連する技術分野において類似した方法により検索を行わなければならない。

本節における検索により、確定した技術分野が正確でなかったことが判明した場合、審査官は技術分野を改めて確定し、かつ当該技術分野において検索を行わなければならない。

### 6.2.3 拡張検索

拡張検索とは、機能が類似する又は応用が類似する技術分野で行う検索である。

例えば、1件の出願の独立請求項で、シリコンベース油圧オイルを使用した油圧プリンターを限定している。発明でシリコンベース油圧オイルを使用することにより、運動部材の腐食の問題を解決している。油圧プリンターが属する技術分野で検索しても引用文献が見つからなければ、例えば運動部材の腐食の問題が存在する一般的な油圧システムが属する分野のような、機能が類似する技術分野、又は例えば油圧システムの特定の応用の技術分野のような、応用が類似する技術分野に当たって、拡張検索を行わなければならない。

## 6.3 検索策略

検索策略の制定は通常、検索システム又はデータベースの選択、基本検索要素の記述、検索式の構築及び検索策略の調整を含む。

検索過程において、審査官は関連文献に基づいて引用する文献、引用される文献、発明者、出願人に対する追跡検索を随時行い、それによりさらに関連する文献を見つけることができる。

### 6.3.1 検索システム又はデータベースの選択

検索システム/データベースを選択する時は、審査官は通常、以下の要素を考慮しなければならない。

- (1) 出願の主題の属する技術分野。
- (2) 検索が必要と予期される文献の国別及び年代。
- (3) 検索時に採用する予定の検索フィールド及び検索システム/データベースが提供できる機能。
- (4) 出願人、発明者の特性。

### 6.3.2 基本検索要素の記述

基本検索要素の記述形式は主に、分類番号、キーワードなどを含む。一般的に、出願の主題を示す基本検索要素については、分類番号を優先的に用いて記述を行う必要がある。

分類番号で記述する際は、通常は、出願の主題の特性及び分類体系の特性に基づき、適切な分類体系を選択して使用しなければならない。何らかの分類体系を選択した後に、まず最も的確な最下位の分類番号を使用して検索を行うが、複数の非常に関連する分類番号が同時に存在する場合は、併せて検索してもよい。

キーワードで記述する際は、通常は、まず最も基本的で、最も的確なキーワード

を使用し、次に形式上、意義上、観点上の3つのレイヤーからキーワードの記述を逐次完全にする。形式の面では、例えば英語の品詞の違い、単複数形、よくあるスペルミスなど、キーワードの記述の各種形式を十分に考慮しなければならない。意義の面では、キーワードの各種の同義語、類義語、反義語、上位・下位概念などを十分に考慮しなければならない。観点の面では、明細書に記載の解決しようとする技術的課題、技術的効果などを十分に考慮しなければならない。

### 6.3.3 検索式の構築

審査官は同一の基本検索要素の異なる記述方式でブロックを構成し、出願の主題の特性及び検索状況を組み合わせ、論理演算子を使用してブロックに組み合わせを行うことで検索式を構築することができる。ブロックの組み合わせ方式としては、全要素組み合わせ検索、一部要素組み合わせ検索及び単一要素検索が含まれる。

### 6.3.4 検索策略の調整

審査官は一般的に、検索結果及び新規性と創造性に対する評価の予期される方向性に基づいて検索策略を調整しなければならない。

#### (1) 基本検索要素の選択の調整

審査官は自身が把握している従来技術及び発明に対するさらなる理解に基づき、基本検索要素を変更、追加又は削減しなければならない。

#### (2) 検索システム/データベースの調整

審査官は特定の検索システム/データベースにおいて比較文献が得られなかった時に、使用可能な検索フィールドと機能、及び予期される引用文献の特性に基づいて検索システム/データベースを改めて選択しなければならない。

#### (3) 基本検索要素の記述の調整

審査官は検索結果に基づいて基本検索要素の記述を随時調整しなければならない。例えば、分類番号の記述を調整する時は、通常はまず最も的確な下位グループを使用し、次に上位グループまで逐次調整し、メイングループ、ひいてはサブクラスまで行い、検索結果に基づくか、又は分類表の内部もしくはその間の関係性を利用して新たな適切な分類番号を見つけることもできる。

キーワードの記述を調整する時は、通常はまず最も基本的で、最も的確なキーワードを使用し、次に形式、意義及び観点の3つのレイヤーで記述を逐次調整する。

## 6.4 抵触出願の検索

### 6.4.1 基本原則

出願に対して専利権を付与する旨の通知書を発行する前に、抵触出願の検索は可能な限り完璧な程度まで行わなければならない。即ち、その時点の検索用専利文献において、本願の出願日以前に提出され、かつその後公開された専利出願書類及び公告された専利文献の全面的な調査を完了させなければならない。

#### 6.4.2 18 か月が満了して出願が公開された後に実体審査プロセスに移行する際の検索

通常、発明専利出願は出願日から18か月が満了した時に公開され、その後に実体審査プロセスに移行する。この際に、審査官が第1回審査意見通知書を発行する前に行う検索は、抵触出願の検索を含まなければならない。

#### 6.4.3 出願が早期に公開された後に実体審査プロセスに移行する際の検索

発明専利出願が早期に公開された後に実体審査プロセスに移行する場合、審査官は第1回審査意見通知書を発行する前に、抵触出願の予備検索を行うことができる。当該出願に対して審査結論を下した日が、当該出願の出願日から起算して18か月以内であれば、審査官は抵触出願が検索用専利文献に含まれるという状況に基づき、抵触出願の補足検索を継続することができる。当該出願に対して審査結論を下した日が、当該出願の出願日から18か月が満了した当日又はそれ以降であれば、審査官は18か月が満了した当日又はそれ以降に、審査結論を下す前に、抵触出願の検索をさらに行わなければならない。

### 7. 権利の重複付与を避けるための検索

法 9.1

出願に対して専利権を付与する旨の通知書を発行する前に、権利の重複付与を避けるための検索は、可能な限り完璧な程度まで行わなければならない。即ち、中国専利文献に既にある同様の発明創造に関わる専利出願又は専利文献を検索して得ている状態となっていなければならない。同様の発明創造についての判断は、本部分第三章第6節の規定を適用する。

## 8. 検索の中止

### 8.1 検索の限度

理論上、あらゆる完全な検索は、全面的かつ徹底的な検索でなければならない。しかし、コストの合理性から考えれば、検索には一定の限度を要する。審査官は検索して得られた引用文献の数及び質に基づき、検索を中止しなければならないかどうかを随時決定しなければならない。考慮の原則とは、検索に費やす時間、手間、コストと予期される結果が相応しいものでなければならないというものである。

この原則の下、審査官は引用文献が得られずに検索の中止を決定する時は、少なくとも最低限度のデータベース内で検索を行っていないなければならない。最低限度のデータベースとしては一般的に、中国専利要約類データベース、中国専利全文類データベース、外国語専利要約類データベース、英語専利全文類データベース及び中国定期刊行物全文データベースが含まれていなくてはならない。いくつかの特定分野の出願については、当該分野の専用データベース（例えば、化学構造データベース）も含めなければならない。必要であれば分野の特性に基づき、英語全文データベースの範囲を調整するか、又は他の非専利文献データベース、例えば標準/協定

などを追加することができる。

## 8.2 検索を中止できるいくつかの状況

検索の過程において、以下に挙げられる状況のいずれかが発生した場合、審査官は検索を中止することができる。

(1) 審査官が出願における全ての主題と密接に関係する引用文献を見つけ出しており、かつそれが出願の全ての主題の全ての技術的特徴を明確に開示しているか、又はそれに開示された内容により、当業者が請求の範囲における全ての技術的解決手段を導き出すことができると判断した場合。つまり、審査官が、当該引用文献が単独で、出願の全ての主題の新規性又は創造性に影響しており、検索報告書に規定された X カテゴリー文献又は E カテゴリー文献となると判断した場合。

(2) 審査官が出願の全ての主題と密接に関係する 2 件以上の引用文献を見つけ出しており、かつ出願分野の当業者が容易にそれらを組み合わせて、請求の範囲にある全ての技術的解決手段を導き出すことができると判断した場合。即ち、審査官がこれらの引用文献を組み合わせると出願の全ての主題の創造性に影響し、検索報告書に規定された Y カテゴリー文献となると判断した場合。

(3) 審査官が自らの知識及び執務経験に基づき、密接に関係する引用文献を見つけ出すことができないと判断した場合、又は予期される結果が費やす時間、手間、コストに比べて相応しくないものであり、検索を継続する価値がないと判断した場合。

(4) 審査官が公衆から提供された資料、又は出願人から提出されたその出願について外国で検索した資料又は審査結果資料の中から、前述の (1) 又は (2) で述べた密接に関係する引用文献（通常は検索報告書に規定された X 又は Y カテゴリー文献である）を見つけ出した場合。

## 9. 特殊な状況の検索

### 9.1 出願の主題が異なる分野に及ぶ場合の検索

出願の主題が異なる技術分野に及ぶ場合、審査官は審査責任を持つ技術分野において検索を行うほか、状況により、その他の技術分野を担当する審査官と相談し、如何にしてさらなる検索を行うかを決定しなければならない。

### 9.2 出願が単一性に欠ける場合の検索

#### 9.2.1 明らかに単一性に欠ける出願の検索

審査官が請求の範囲と明細書（及びその添付図面）を分析研究した後に、出願の主題の間が単一性に欠けるということを判断できる場合、以下に挙げられる方法のいずれか 1 つを採択して出願を処理することができる。

(1) 出願人が出願を補正しかつ単一性に欠けるという欠陥を除去した後に、検索を行う。

(2) 単一性に欠ける 2 つ以上の独立請求項の技術的解決手段がいずれも当該審査官が審査責任を持つ技術分野に属し、かつそれらの検索分野が非常に近いか、又は重なる部分が多い場合、審査官は作業量がさほど増えないことを前提に、それらの検索を同時に完了させることができ、このようにすることで、審査意見通知書の本文を記載する時に、単一性に欠けるという欠陥を指摘できるだけでなく、これらの独立請求項に対する評価も行うことができ、審査意見通知書を 1 回減らすことで、審査プロセスの加速につながる。検索した結果、出願における 1 つ又は複数の独立請求項が新規性又は創造性を有さないことが判明した場合、出願人は審査意見通知書を受け取った後に、これ又はこれらについて分割出願を行わずに、この請求項を削除することで、不必要な作業を避けることができる。また、こうした検索により、出願の主題が単一性に欠けることをさらに証明する引用文献を見つけ出すことができる場合もある。

### 9.2.2 単一性に欠けることが不明確な出願についての検索

単一性に欠けることが不明確な出願とは、検索しなければ、出願の主題の間が単一性に欠けることを確定できないような出願をいう。これらの出願に対して、審査官は以下に挙げられる方式に基づき、検索を行わなければならない。

(1) 第 1 独立請求項について検索を行い、新規性又は創造性を有さないことが判明した場合、本部分第六章第 2.2.1 節に記載された単一性の審査の原則に従い、既存の検索結果に基づいて残りの各独立請求項の間が単一性に欠けるかどうかを判断し、単一性に欠ける独立請求項についてはこれ以上の検索を行わなくてもよい。

(2) 1 件の出願における 2 つ以上の相互に並列する独立請求項について、発明の概念が非常に近く、かつそれらに、その他の技術分野で検索する必要のある独立請求項が 1 つもない場合、出願の全ての主題を検索することができ、その理由は、このようにしても作業量がさほど増えることはないためである。

(3) 独立請求項について検索を行い、新規性又は創造性を有さないために、相互に並列する従属請求項の間が単一性に欠けるということが判明した場合、本章第 9.2.1 節 (1) 又は (2) 又は本節 (1) 又は (2) に述べた方法を参照して処理することができる。

### 9.3 その他の状況の検索

出願の一部の主題が本章第 10 節に挙げられる状況に当たる場合、審査官は当該出願のうちこれらの状況に該当しない他の主題について検索を行わなければならない。出願のうちこれらの状況に該当しない他の主題の間に単一性の欠陥が存在する場合、本章第 9.2 節の規定に基づいて検索を行う。

## 10. 検索の必要がない場合

1 件の出願の全ての主題が以下に挙げられる状況の 1 つに当たる場合、審査官は当該出願について検索を行う必要がない。

(1) 専利法第 5 条又は第 25 条に規定される専利権を付与しない状況に当たる。



- (2) 専利法第 2 条第 2 項の規定に合致しない。
- (3) 実用性を有さない。
- (4) 明細書と請求の範囲において当該出願の主題について明確かつ完全な説明を行っていないため、当業者が実現できない。

注意すべきこととして、出願の全ての主題が前述の状況に当たるかどうかについて、必要であれば審査官は適切な方式で関連の背景技術を理解することにより、当業者の視点で判断を行う必要がある。

## 11. 追加検索

出願の実体審査のプロセスにおいて、以下に挙げられる状況の 1 つに当たる場合、より適切な引用文献を獲得するために、審査官は出願について追加検索を行わなければならない。

- (1) 出願人が請求項を補正し、当初の検索には補正後の請求項の保護を請求する範囲が含まれない場合。
- (2) 出願人が何らかの内容について釈明を行うことで、当初の検索が不完全、不的確なものになった場合。
- (3) 第 1 回審査意見通知書の前の検索が不完全又は不的確なものであった場合。
- (4) 審査意見の変更により既に行われた検索が不完全又は不的確なものになったため、検索分野を追加又は変更する必要がある場合。

復審後の継続審査過程においても、前述した状況が発生すれば、追加検索を行わなければならない。

また、本章第 4.2 節 (2) に述べた抵触出願となり得る中国を指定した国際専利出願書類については、出願に対して専利権を付与する旨の通知書を発行する前に、追加検索により、中国国内段階に移行して中国語での公開が行われたかどうかを調べなければならない。

## 12. 検索報告書

検索報告書は検索結果を記載するために、特に関連する従来技術となる書類、及び検索過程に関連する検索記録情報を記載するために用いられる。検索報告書は専利局に規定された表を採用する。

審査官は検索報告書に、検索したデータベース及び当該データベースにおいて実行した検索記述式（基本検索要素記述形式及び論理演算子を含む）を含む、最も近い従来技術を検索した際の主な検索式を明確に記録し、検索して得られた引用文献及び引用文献と出願主題の関連程度を明確に列挙しなければならない。かつ検索報告書の表の要件に従って、他の各項目を完全に記入しなければならない。

検索報告書において、審査官は以下の記号を用いて引用文献と請求項の関係を示す。

X：単独で請求項の新規性又は創造性に影響する文献。

Y：検索報告書における他の Y カテゴリー文献と組み合わせると請求項の創造性に影響する文献。

A：背景技術文献、つまり、請求項の一部の技術的特徴又は関連する従来技術を反映する文献。

R：任意の機構又は個人が出願日に専利局に提出しており、同様の発明創造に該当する専利又は専利出願書類。

P：中間書類、公開日が出願の出願日と主張された優先日との間にある書類、又は当該出願の優先権を確認する必要がある書類。

E：単独で請求項の新規性に影響する抵触出願書類。

T：出願日又は優先日当日又はそれ以降に公開された、保護を請求する発明の理論又は原理に対して明確な解釈を提供することができる文献、又は保護を請求する発明の推理又は事実が成立しないことを示すことができる文献。

L：X、Y、A、R、P、E 及び T カテゴリー文献以外の理由で引用する文献。

前述のカテゴリーの文献のうち、記号 X、Y 及び A は引用文献と出願の請求項との内容上の関連度を表す。記号 R 及び E は引用文献と出願との時間上の関係及び内容上の関連度を同時に表す。

記号 P は引用文献と出願との時間上の関係を表し、その後には文献の内容上の関連度を表す記号 X、Y、E 又は A を付さなければならず、これは、優先権の確認を行っていない場合に付す符号である。

1つの請求項にいくつかの並列する技術的解決手段が含まれており、1件の引用文献とこれらの技術的解決手段との関連度がそれぞれ異なる場合、審査官は検索報告書において、そのうちの最も高い関連度を表す記号を使って当該引用文献を注記しなければならない。

前述したカテゴリーの文献以外に、審査意見通知書で引用した他の文献も検索報告書に記入しなければならないが、文献のカテゴリー及び/又は関わる請求項は記入しない。

## 第八章 実体審査手続

### 1. 序文

専利法第 35 条の規定に基づき、専利局は発明専利出願に対して実体審査を行う。

発明専利出願に対する実体審査は、発明専利出願に対して専利権を付与すべきか否かを確定すること、特に専利法における新規性、創造性及び実用性についての規定に合致しているか否かを確定することを目的とする。

専利法第 35 条第 1 項の規定に基づき、実体審査手続は通常、出願人による請求が提出されてから開始される。同条第 2 項の規定に基づき、実体審査手続は専利局が開始することができる。

専利法第 39 条の規定に基づき、発明専利出願の実体審査を行った結果、これを拒絶する理由が見当たらない場合には、専利局は発明専利権を付与する旨の決定を下さなければならない。

専利法第 38 条の規定に基づき、実体審査において、出願人が意見陳述又は補正を行った結果、専利局がなおも発明専利出願が専利法の規定に合致しないと認めた場合、つまり、専利法実施細則第 59 条で規定する状況に該当するような欠陥が存在している場合には、これを拒絶しなければならない。

専利法第 32 条の規定に基づき、出願人は、専利権が付与されるまでの間にその専利出願を随時取り下げることができる。専利法第 36 条第 2 項、第 37 及び専利法実施細則第 48 第 2 項ではさらに、実体審査手続における専利出願のみなし取り下げの状況について規定している。

本章でいう実体審査とは、中国での発明専利出願に対する実体審査をいう。中国国内段階に入る国際出願への実体審査については、本指南第三部分第二章「国内段階に移行した国際出願の実体審査」に具体的な規定がある場合には、同章の規定を適用する。

具体的な規定がない場合には、本章の規定を適用する。

### 2. 実体審査手続及びその基本原則

#### 2.1 実体審査手続の概要

発明専利出願の実体審査手続において発生し得る行為には以下のようなものがある。

法 37

(1) 発明専利出願に対して実体審査を行った結果、審査官は当該出願が専利法及びその実施細則における関連規定に合致していないと認めた場合には、出願人に通知して、指定期限までに意見陳述する又は出願を補正するよう求めなければならない。出願は、専利権が付与される、拒絶される、取り下げられる又は取下げとみなされることになるまで、審査官からの通知書（審査意見通知書、分割通知書又は資料提出通知書など）の発行そして出願人からの応答は数回にわたって繰り返される可能性がある。

- 法 39 (2) 実体審査を行った結果、これを拒絶する理由が見当たらない、又は出願人が意見陳述又は補正を行うことにより、従来欠陥を解消した専利出願について、審査官は発明専利権を付与する旨の通知書を発行しなければならない。
- 法 38 (3) 出願人が意見陳述又は補正を行った後でも、通知書に指摘されていた、専利法実施細則第 59 条に列挙された状況に該当する欠陥が存在している専利出願について、審査官は拒絶しなければならない。
- 法 37 及び 36.2 細則 48.2 (4) 出願人が正当な理由なく、期限内に審査意見通知書、分割通知書又は資料提出通知書などに対して応答しない場合には、審査官は出願を取り下げたとみなす通知書を発行しなければならない。  
また、審査官は必要に応じて、本指南の規定に従い、実体審査手続において面接や電話での討論及び現場調査など補完的な手段を利用することができる。

## 2.2 実体審査手続における基本原則

### (1) 請求の原則

専利法及びその実施細則に別途規定のある場合を除いて、実体審査手続は出願人が実体審査の請求を提出した場合に限って開始することができる。審査官は出願人が法により正式に審査のために提出している（出願の提出時や法による補正申立時、又は審査意見通知書の応答時、を含む）出願書類だけに基づいて審査を行わなければならない。

### (2) ヒアリングの原則

実体審査の過程において審査官は、拒絶査定を下す前に、拒絶の根拠になる事実や理由及び証拠に対する意見陳述及び/又は出願書類を補正する機会を最低 1 回、出願人に与えなければならない。つまり審査官が拒絶査定を下す際は、拒絶の根拠になる事実や理由及び証拠はそれまでの審査意見通知書の中で出願人に告知されていないなければならない。

### (3) 手続の省略の原則

発明専利出願に対して実体審査を行う際、審査官はなるべく審査の過程の短縮化を図らなければならない。言い換えれば、審査官はなるべく早期に案件を終了しなければならない。そのため、全く権利付与の見通しのない出願であることが確認された場合を除き、審査官は 1 回目の審査意見通知書の中で、同出願で専利法及びその実施細則の規定に合致していない問題点のすべてを出願人に通知し、指定の期限までにすべての問題点について応答するように求めることによって、出願人との連絡回数をなるべく減らし、手続を省略しなければならない。

ただし、審査官は手続の省略のためなどを理由に請求の原則及びヒアリングの原則に違反しないよう注意しなければならない。

## 3. 出願書類の確認及び実体審査の準備

### 3.1 出願の国際特許分類番号の確認

出願案件を受領した場合、近々審査するか否かを問わず、審査官はまず、出願の

国際特許分類番号の確認を行わなければならない。

審査官は、出願が、自身が担当する審査対象分類の範囲に該当しないと判断した場合、専利分類の調整規定に基づいてすみやかに処理し、審査を遅延させないようにしなければならない。

審査官は、分類番号が不適切である判断した場合であっても、自身が担当する審査対象範囲に該当する場合には、自ら分類番号を訂正しなければならない。

### 3.2 出願書類ファイルの確認

自身が担当する審査対象分類の範囲に該当している出願案件や、振り分けられた出願案件については、近々審査するか否かを問わず、審査官はすみやかに出願書類ファイルを確認しなければならない。他部門で扱われる手続用書類及び実体審査には関係のないその他の書類については、審査官はすみやかに対応する部署に転送し、審査の遅延を回避しなければならない。

法 35

細則 56

#### 3.2.1 手続を開始する根拠の確認

審査官は、出願書類ファイルの中に実体審査請求書があること、その提出時期が出願日から起算して3年以内であること（分割出願は本指南第一部分第一章第5.1.2節を参照）、発明専利出願の公開及び実体審査手続に入った旨の通知書があることを確認しなければならない。専利局が自ら発明専利出願について実体審査を行うことを決定した場合には、局長が署名した通知書及び出願人に通知してある旨の記録があることを確認しなければならない。

法 26.1

細則 57.1

#### 3.2.2 出願書類の確認

審査官は実体審査に必要な書類がすべてそろっているか否かを検査しなければならず、検査対象の書類には当初出願書類及び公開対象の出願書類が含まれる。出願人は、専利法実施細則第45条に基づいて先行出願書類を引用する方式で補充を行う場合は、補充対象の書類を含まなくてはならない。出願人は、出願書類に対して自発的に補正を行うか、又は初審期間に専利局の要求に応じて補正を行う場合は、さらに、補正後の出願書類を含めなくてはならない。

法 30

#### 3.2.3 優先権に係る資料の確認

出願人が外国優先権を主張している場合には、審査官は出願書類ファイルの中に優先権主張声明及び先行出願を受理した国、又は政府間組織の管轄部門から発行された先行出願書類の副本があることを確認しなければならない。出願人が国内優先権を主張している場合には、審査官は出願書類ファイルの中に優先権主張声明及び中国で最初に提出した専利出願書類の副本があることを確認しなければならない。審査官はさらに、優先権回復、追加、改正などに関する書類を検査しなければならない。

法 36.2  
細則 55

### 3.2.4 その他の関連書類の確認

(1) 外国で発明専利出願が提出されている発明について、審査官は、出願書類ファイルの中に、出願人が提出したもので、当該国における同出願の審査のために行われた検索の資料、又は審査結果の資料があることを確認しなければならない。

(2) 審査官は出願ファイル内に公衆からの意見があるかを確認し、且つ審査過程でこれを考慮しなくてはならない。

法 36.2

### 3.2.5 出願書類ファイルに欠陥がある場合の処理

審査官は出願書類ファイルにおいて、前述第 3.2.1 節から 3.2.3 節までのいずれかでいう根拠や書類或いは資料の欠落、又は専利法及びその実施細則の規定に合致していない書類を発見した場合には、出願案件を手順管理部門まで返却し、理由を説明しなければならない。審査官は出願書類ファイルにおいて、前述第 3.2.4 節

(1) でいう資料の欠落を発見しており、そして出願人がすでにそのような資料を取得したと確信している場合には、資料提出通知書に記入して、出願人に 2 か月の指定期限までに関連資料を提出することを求めることができる。出願人が正当な理由なく、期限内に提出しない場合には、当該出願が取り下げられたものとみなす。

また、実体審査の前に、審査官が予め出願書類に目を通し、出願人による関連の参考資料の提出の必要があるかを確認しておくことが望ましい。必要であれば、資料提出通知書に記入して、出願人に 2 か月の指定期限までに関連資料を提出することを通知することができる。このような作業を予めしておく、審査手続のスピードアップに有利となる。

## 3.3 個人審査記録ファイルの作成

審査官は出願書類ファイルの確認後、本人が審査した案件の重要データを記載するための個人審査記録ファイルの作成に着手し、そして、それ以降の審査過程においては関連情報を補足することにより、各出願案件の審査手続及び基本状況が随時把握できるようにしておかなければならない。

## 4. 実体審査

### 4.1 審査の書類

審査官の初回審査の対象となる書類は、通常は出願人が専利法及びその実施細則の規定に基づいて提出している当初出願書類、又は専利局の初歩審査部門の要求に応じて補正された書類である。

細則 45

規定に基づいて先行出願書類を引用する方式で補充した請求の範囲又は明細書の内容は、当初出願書類の一部である。審査官は、初歩審査部門の審査に基づき（本指南第一部分第一章第 4.7 節を参照）、補充された内容に先行出願書類の副本と中国語訳文が完全に含まれているかを確認し、含まれていない場合、出願日を改めて確定しなければならず、それ以降は補充された書類の日時を出願日とする。出

願日を改めて確定する前に、審査意見通知書を発行し、少なくとも1回の意見陳述の機会を出願人に与えなくてはならない。

#### 細則 57.1

実体審査の請求を提出した時、若しくは専利局による発明専利出願が実体審査段階に入った通知書の受取日から起算して3か月以内に、出願人が発明専利出願に対して自発補正を行った場合には、補正内容が元の明細書・請求の範囲に記載された範囲から超えているか否かを問わず、出願人が提出した、当該自発補正後の出願書類を審査対象書類としなければならない。

上述した規定の期間以内に、出願人が出願書類に対して数回にわたり自発補正を行った場合には、最後に提出された出願書類を審査対象書類としなければならない。出願人が上述した規定の期間以外で行った出願書類に対する自発補正は、一般的には受け入れないものとし、提出された補正後の出願書類を、審査対象書類としてはならない。審査官は審査意見通知書において、当該補正された書類を審査対象書類としない理由を告知し、そしてそれ以前の受け入れ可能な書類を審査対象書類としなければならない。出願人の行った補正の内容が専利法実施細則第57条第1項の規定に合致していなくても、当該補正後の書類を閲読した結果、当初出願書類にあった解消すべき欠陥が解消されており、かつ専利法第33条の規定に合致しており、かつ当該補正後の書類を基に審査を進めると、審査手続の省略につながると審査官が認めた場合には、当該補正後の出願書類を審査対象書類として受け入れることができる。

### 4.2 出願書類の閲読及び発明の理解

実体審査の開始後、審査官はまず出願書類をよく閲読し、背景技術全体の状況を十分に理解し、発明の正確な理解に努めなければならない。重要な点は、発明が解決しようとする技術的課題を把握し、前記技術的課題を解決するための技術的解決手段がもたらし得る技術的効果を理解するとともに、当該技術的解決手段のすべての必要な技術的特徴を明確にし、特にその中でも背景技術の特徴との相違点であり、発明によって背景技術に対してなされる改善を明確にすることである。さらなる審査の利便性向上のため、発明を閲読する際及び理解する際に、審査官は必要に応じて記録を取ってもよい。

### 4.3 検索を行わずに審査意見通知書を発行する場合

専利出願のすべての主題が本部分第七章第10節の状況に明らかに該当している場合には、審査官は検索を行わずに1回目の審査意見通知書を発行することができる。

出願の一部の主題のみが前記の状況に該当しており、その他の主題が前記の状況に該当しない場合には、前記の状況に該当していないその他の主題について検索を行った後で、1回目の審査意見通知書を発行しなければならないことには注意が必要である。

#### 4.4 単一性に欠ける出願に対する処理

単一性に欠ける専利出願の欠陥は、時には明らかなものであったり、時には検索や審査を実施した後に限って、確定することができるものであったりする。単一性に欠けるという欠陥は、相互に並列している独立請求項の間に存在する可能性もあれば、引用した独立請求項に新規性又は創造性がないために、相互に並列している従属請求項の間に存在する可能性もあり、さらに 1 つの請求項における並列している複数の技術的解決手段の間に存在する可能性もある。

法 31.1  
細則 39 及び  
48.2

単一性に欠ける出願について、審査官は以下のいずれかの方法を用いて処理することができる。

##### (1) 先に出願人に補正を通知する

出願書類を閲読している際に、審査官は、出願の主題の間で明らかに単一性が欠けていると直ちに判断を下せる場合には、検索の実施を見送り（本部分第七章第 9.2.1 節（1）を参照）、分割通知書を出願人に発行することにより、2 か月の指定期限内に出願を補正するよう出願人に通知することができる。

##### (2) 検索後に出願人に補正を通知する

検索の後でなければ、出願の主題の間の単一性が欠けていることが確定できないには、審査官は状況次第で検索や審査を進めることを見送るか、又はさらなる検索や審査を進めるかを決定することができる（本部分第七章第 9.2.2 節を参照）。

検索及び審査を実施した結果、第 1 独立請求項、又はその従属請求項に権利付与の見通しがあり、そしてその他の独立請求項と当該権利付与の見通しのある請求項との間に単一性に欠けることが認められた場合には、審査官はその他の独立請求項の検索や審査を見送ることができる。そして、1 回目の審査意見通知書においては第 1 独立請求項、又はその従属請求項のみに対して審査意見を提示すると同時に、単一性に欠けるという出願の欠陥を解消するために、単一性に欠けているその他の請求項の削除又は補正を出願人に要求する。

検索及び審査を実施した結果、第 1 独立請求項及びその従属請求項には権利付与の見通しがなく、そしてその他の独立請求項間の単一性が欠けていることが確認された場合には、審査官はその他の独立請求項の検索や審査を見送ることができる。そして、1 回目の審査意見通知書においては第 1 独立請求項及びその従属請求項には権利付与の見通しがないことを指摘すると同時に、当該専利出願が単一性に欠けているという欠陥を指摘する。

或いは、特に検索の分野がかなり隣接している又は大きく重なっている場合には、その他の独立請求項の検索や審査を継続して実施してもよく、そして 1 回目の審査意見通知書において、単一性の欠陥及びその他の欠陥（本部分第七章第 9.2.2 節（1）又は（2）を参照）を同時に指摘する。

出願人が 1 回目の審査意見通知書で要求されたとおり、出願について本章第 5.2 節の規定に合致した補正を行っており、かつ請求の範囲に単一性が欠けるという欠陥が存在しない場合には、審査官は当該請求の範囲に対する審査を継続して実施しなければならない。独立請求項が新規性や創造性を有ないことに起因し、相互に並列している従属請求項間の単一性が欠けるという状況については、前記（1）若し



くは (2) の方式を参照して処理する。

注意しておかなければならないのは、たとえ、出願の主題間の単一性が欠けている場合、とくに独立請求項が新規性や創造性を有さないことに起因して、相互に並列している従属請求項間の単一性が欠けてしまっている場合でも、それらと対応している検索の分野がかなり隣接している、又は大きく重なっている時がある。そうした場合には、審査官はこれらの請求項の検索及び審査を一括して実施し、そして審査意見通知書においてこれらの請求項が専利法及びその実施細則のその他の規定に合致しない欠陥を指摘すると同時に、単一性に欠けるという出願の欠陥を指摘することにより、審査手続の省略を図ることが望ましい（本部分第七章第 9.2.1 節 (2) を参照）。

細則 48.2

出願が前述の第 (1)、(2) 号のどの場合に該当するかによらず、出願人はいずれも指定の期限内に、例えば請求の範囲に対して限定を行う、単一性の欠陥を解消するなど、その出願に対して補正を行わなくてはならない。出願人が期限内に応答しない場合は、出願を取り下げたものとみなされる。

応答の中で出願人が、審査官からの出願に単一性に欠けるという論点に対して反対意見を提出しており、審査官が反対意見が成り立つことを認めた、又は出願人が請求の範囲を補正して、単一性の欠陥を解消した場合には、出願に対する審査手続は継続して進めなければならない。反対意見が成り立たない、又は単一性の欠陥が解消されていない場合には、審査官は専利法第 38 条の関連規定に基づいて、当該出願を拒絶することができる。

#### 4.5 検索

全ての発明専利出願は、専利権が付与される前に、検索が行われていなければならない。検索対象の技術分野をどのように確定するか、そしてどのように検索を実施するかについては、本部分第七章の内容を参照する。

#### 4.6 優先権の確認

##### 4.6.1 優先権の確認が必要とされる場合

審査官は検索の後、優先権を確認する必要があるか否かについて確定しなければならない。検索で得られたすべての引用文献の公開日が、いずれも出願人が主張した優先日よりも早い場合には、優先権を確認する必要がある。下記のいずれかの状況にあたる場合には、優先権を確認する必要がある。

(1) 引用文献に、出願の主題と同一又は密に関連している内容が公開されており、そして引用文献の公開日が、出願日と主張された優先日との間にある。つまり、当該引用文献がカテゴリー PX 又は PY の文献を構成している。

(2) いずれかの機関又は個人によって専利局に出願され、公開された内容が、出願のすべての主題、又は一部の主題と同じであり、前者の出願日が後者の出願日と主張した優先日との間にあり、そして前者の公開日若しくは公告日が、後者の出願日或いは出願日以降にある場合。つまり、いずれかの機関又は個人によって専利局

に出願されたもので、カテゴリーPE の文献が構成されている。

(3) いずれかの機関又は個人によって専利局に出願され、公開された内容が、出願のすべての主題、又は一部の主題と同一であり、前者で主張されている優先日が、後者の出願日と主張されている優先日との間にあり、そして前者の公開日又は公告日が、後者の出願日又は出願日以降にある場合。つまり、いずれかの機関又は個人によって専利局に出願されたもので、カテゴリーPE の文献が構成されている。

第 (3) の状況については、審査対象の出願の優先権をまず確認しなければならない。審査対象の出願が優先権を享受できないものである場合はさらに、引用文献とされた、いずれかの機関又は個人によって専利局に出願されたものの優先権を確認しなければならない。

#### 4.6.2 優先権確認の一般原則

優先権の確認とは一般的に、出願人の主張した優先権が専利法第 29 条の規定に基づき成り立つか否かを確認することをいう。そのため、審査官は初歩審査部門による審査を基に（本指南第一部分第一章第 6.2 節を参照）、下記を確認しなければならない。

(1) 優先権主張の基礎となる先行出願は、優先権が主張されている後続出願と同一の主題に係るものであるか否か。

(2) 当該先行出願に同一の主題に係る最初の出願が記載されているか否か。

(3) 後続出願の出願日が先行出願の出願日から 12 か月以内であるか否か。専利法実施細則第 36 条に基づき、優先権を回復するものは除く。

前述第 (1) 号の確認とはつまり、後続出願における各請求項に記載された技術的解決手段が、前記先行出願の書類（明細書と請求の範囲であり、要約書は含まない）において明瞭に記載されているか否かを判断することである。そのため、審査官は先行出願を 1 つのまとまりとして分析・研究しなければならない。後続出願の請求項に記載された技術的解決手段が先行出願書類において明瞭に記載されているのであれば、当該先行出願と後続出願と同一の主題に係るものであると認定しなければならない。審査官は、当該技術的解決手段が先行出願の請求の範囲に含まれていないことを理由に、優先権を拒否してはならない。

明瞭な記載とは言っても、記述方式が完全に一致していることを求めるのではなく、出願の請求項に記載された技術的解決手段が明記されていればよい。ただし、先行出願では前記技術的解決手段の中の 1 つ、若しくは一部の技術的特徴については総括的、或いはあいまいな記述にとどまり、ひいては暗示しか記されていないのに対して、優先権が要求された出願ではこの 1 つ、若しくは一部の技術的特徴の詳細な記述が追加されたため、当業者は先行出願の中から当該技術的解決手段を直接的に、疑う余地も無く得られることができないと認めた場合には、当該先行出願を後続出願の優先権主張の基礎にしてはならない。

場合によっては、前述第 (2) 号について確認しなければならない。例えば、出願 A は出願人の別の先行出願 B を基礎にして優先権を主張する場合、審査官は出願 A について検索した際、当該出願人のもう一件の、出願 A の出願日と優先日との

間で公開された専利出願書類、又は公告されていた専利書類 C を見つけた。書類 C には出願 A の主題が公開されており、そして書類 C の出願日が出願 A の優先日より早い、つまり出願 B の出願日より早い。そのため、先行出願 B は、当該出願人によって提出された、出願 A と同一の主題が記載された最初の出願でないことが確定できる。したがって、出願 A は先行出願 B の出願日を優先日とすることができない。

#### 4.6.2.1 部分優先権の確認

先行出願にあった発明をさらに改善又は完備していくと、出願人が、先行出願にはなかった技術的解決手段をその後続出願に追加していることもある。そうした場合に、優先権を確認する際、審査官は、後続出願における内容の追加を優先権主張の不成立を断定する理由にしてはならない。その代わりに、後続出願における、先行出願では明瞭に記載されていた同一の主題に、優先権を付与しなければならない。つまり、部分優先権を付与する。具体的には、後続出願において、その技術的解決手段が先行出願で明瞭に記載されていた請求項は優先権を享受することができる。一方、その技術的解決手段が先行出願で明瞭に記載されていない請求項は優先権を享受できず、後続出願の出願日に提出されたものとして見なされなければならない。出願全体で言うと、このような状況は部分優先権と呼ばれる。つまり当該出願の一部の主題が優先権を享受する。即ち、一部の請求項によって限定された技術的解決手段が優先権を享受する。

細則 35.1

#### 4.6.2.2 複数優先権の確認

単一性を有する 1 件の専利出願が複数優先権を主張している場合、審査官が優先権を確認する際は、当該出願の請求の範囲で反映された各種技術的解決手段が、優先権の基礎とされている外国又は国内の複数の専利出願においてそれぞれ明瞭に記載されているか否かを確認しなければならない。審査官はさらに、すべての先行出願の出願日が後続出願の優先権の期限以内になっているか否かを確認しなければならない。前期二つの条件を満たしている場合には、後続出願の複数優先権が成り立ち、前期の各種技術的解決手段が記載された各請求項には異なる優先日がある。いくつかの請求項では前記条件を満たしていないが、その他の請求項で前記条件を満たしている場合には、前記条件を満たしていない請求項の優先権は成り立たないが、前記条件を満たしている請求項の優先権は成り立つ。

優先権の基礎とされている外国又は国内の複数の専利出願において、それぞれ異なる技術的特徴が記載されているが、後続出願の請求項が、これらの特徴の組み合わせである場合には、複数優先権は成り立たない。

#### 4.6.3 優先権確認後の処理手続

確認した結果、出願の優先権が成り立たない場合には、審査官は審査意見通知書の中で優先権が成り立たない理由を説明し、新たに確定した優先日（ほかに優先権がない場合には出願日）を基に後続の審査を進める。当該出願の専利権が付与され

た時、審査官は書誌的事項変更通知表においてその優先権を変更しなければならない。

#### 4.7 全面審査

手続を省略するために、審査官は通常、1 回目の審査意見通知書を出す前に、専利出願について全面的な審査を実施しなければならない。つまり、専利法及びその実施細則における実体上、形式上に関するすべての規定に合致している出願であるか否かを審査する。

細則 23.2  
法 31.1

明細書及びすべての請求項に、専利法実施細則第 59 条に列挙された状況が存在するか否かは、審査の重点になる。一般的に、審査出願の主題が専利法第 5 条、第 25 条に規定する専利権を付与しない状況に該当しているか否か、専利法第 2 条第 2 項の規定に合致しているか否か、専利法第 22 条第 4 項に規定した実用性を有しているか否か、明細書が、専利法第 26 条第 3 項の要件に基づいて保護を請求する主題を充分に開示しているか否か、についてまず審査する。それから、請求項によって限定された技術的解決手段が、専利法第 22 条第 2 項及び第 3 項に規定した新規性及び創造性を有しているか否か、根拠とし、専利による保護を請求する範囲について明確かつ簡潔に限定しているか否か、独立請求項が、技術的課題を解決するための 1 つの完全な技術的解決手段を記述しているか否か、について審査する。

前述した審査においてはさらに、請求の範囲に単一性が欠けているという欠陥が存在しているか否か、出願の補正が専利法第 33 条及び実施細則第 57 条の規定に合致しているか否か、分割出願が専利法実施細則第 49 条第 1 項の規定に合致しているか否か、について審査する。遺伝資源に依存して完成した発明創造についてはさらに、出願書類が専利法第 26 条第 5 項の規定に合致しているか否かを審査しなければならない。

審査官は、出願に係る発明が中国で完成され、そして外国で専利を出願する前に、専利局による秘密保持審査を受けていないと認める理由がある場合には、専利法第 19 条の規定に合致する出願であるか否かを審査しなければならない。

細則 20～22 及び  
24～26

審査官は、証拠又は十分な理由があり、出願過程において専利法実施細則第 11 条に規定する状況が存在することを認めた場合、審査を行わなければならない。

出願に、専利法実施細則第 59 条に列挙された状況が存在しない場合、又は、専利法実施細則第 59 条に列挙された状況であり実質的な欠陥が存在しているにも拘わらず、補正によって権利付与の見通しがあることとなった場合には、手続を省略するために、審査官は専利法及び実施細則におけるその他の規定に合致しているか否かについて、合わせて審査しなければならない。

検索によって、審査官が、保護を請求する主題及び従来技術に対して成された貢献を確実に理解した場合、この段階の主な業務は、検索の結果に基づいて、前述した審査の重点について肯定或いは否定の判断を下すこととなる。

##### 4.7.1 請求の範囲の審査

専利法第 26 条第 4 項の規定に基づき、請求の範囲は明細書を根専利法第 26 条

第4項の規定に基づき、請求の範囲は明細書を根拠とし、専利による保護を請求する範囲について明確かつ簡潔に特定しなければならない。専利法64条第1項の規定に基づき、専利権の保護範囲はその請求項の内容を基準とする。したがって、実体審査は請求の範囲、特に独立請求項を中心に進めなければならない。

一般に、出願の主題が専利法第5条、第25条に規定された専利権を付与しない状況に該当していないこと、専利法第2条第2項の規定に合致していること、専利法第22条第4項に規定する実用性を有していること、かつ明細書が保護を請求する主題を十分に公開していることを確定した後、請求の範囲について以下のような審査を実施しなければならない。

法 22.2 及び 3

(1) 本部分第三章及び第四章の規定に従い、独立請求項が新規性及び創造性を有しているか否かについて審査する。

審査した結果、独立請求項が新規性及び創造性を有していないと認めた場合には、さらに、従属請求項が新規性及び創造性を有しているか否かについて審査しなければならない。審査した結果、すべての独立請求項及び従属請求項が新規性又は創造性を有していないと認めた場合には、請求の範囲の審査を継続する必要がなくなる。

審査した結果、独立請求項が新規性及び創造性を有している、又は、独立請求項が新規性及び創造性を有していないが、従属請求項が新規性及び創造性を有していると認めた場合には、当該出願の専利権付与の見通しが立つものとなり、審査官は手続の省略の原則に従い、請求の範囲について下記第(2)～(7)号の審査を行わなければならない。

法 26.4

(2) 請求の範囲におけるすべての請求項が明細書（及びその添付図面）からサポートされているか否か、そして専利による保護を請求する範囲について明確かつ簡潔に限定しているか否かを審査する。

細則 23.2

(3) 独立請求項が1つの発明が解決しようとする技術的課題の完全な技術的解決手段を記述しているか否かを審査する。独立請求項における技術的解決手段が完全なものであるか否かを判断する際は、独立請求項に、前記技術的課題を解決するのに必要な技術的特徴が全て記載してあるか否かを確認することが鍵になる。

(4) 従属請求項が専利法実施細則第23条第3項及び第25条の規定に合致しているか否かを審査する。

細則 24.3

(5) 1件の発明における独立請求項が1つのみであること、そして当該独立請求項が同発明の従属請求項の前に記されていることを審査する。

細則 22.3

(6) 請求の範囲の中の技術用語（科学技術用語）が、専利法実施細則第3条第1項の規定に合致しているか否か、明細書で使用されている技術用語と一致しているか否かを審査する。

法 9.1

(7) いずれかの機関又は個人によって、同一の出願日に専利局に提出され、同様の発明創造に該当する引用文献が、検索によって見つかった場合には、同一請求項に対する権利の重複付与がなされないように注意しなければならない。同様の発明創造に対する処理の方法は、本部分第三章第6節の規定を適用する。2件若しくは2件以上の発明専利出願が、同様の発明創造に係るものである場合には、同一の審

査官が審査しなければならない。原則的には、一番先に案件の移管を要求した審査官が審査する。

説明しておかなければならないのは、一部の出願に、例えば請求項が不明瞭であるなどの問題があるため、審査官が当該出願の請求項の新規性と創造性を先に審査することができなくなる場合には、こうした問題について先に審査しなければならない。同時に審査官は、明細書に対する理解に基づき、明細書の中の技術的解決手段について新規性又は創造性に関する審査意見を提示して、出願人の参考に供することもできる。

#### 4.7.2 明細書と要約書の審査

法 26.3 及び 4  
法 64.1  
明細書（及びその添付図面）は、当業者が実現できるように発明を明瞭かつ完全に公開するものでなくてはならない。また、明細書は請求の範囲の根拠とし、専利権の保護の範囲を確定する際に、請求項の内容を解釈するために用いられる。

明細書（及びその添付図面）について、審査官は以下の内容を審査しなければならない。

法 26.3  
(1) 明細書（及びその添付図面）は、当業者が実現できるように発明を明瞭かつ完全に公開しているか否か。

明細書に記載された技術的解決手段で、発明における技術的課題を解決し、予期された有益な効果を得られるか否か（本部分第二章第 2.1 節を参照）。

法 26.4  
細則 20  
(2) 各請求項の技術的解決手段に記述された保護を求める範囲について、明細書の中から根拠を見出すことができるか否か、そして明細書における発明の概要の部分に記載された技術的解決手段が、請求項によって限定された相応の技術的解決手段の記述と一致しているか否か。

(3) 明細書が、専利法実施細則第 20 条で規定した関連の内容を含んでいるか否か、所定の方式及び順序に従って記載されており、そして規範的な用語、明瞭な文言を用いているか否か（本部分第二章第 2.2 節を参照）。

発明の性質上、その他の方式や順序によって明細書を作成することで、文面を省略でき、かつ発明に対する的確な理解につながる場合には、専利法実施細則第 20 条第 2 項の規定に基づいて、そのような記載も認められる。

専利出願に 1 つ若しくは複数のヌクレオチド又はアミノ酸配列を含む場合には、明細書に、規定に合致している配列表が含まれているかを審査しなければならない。

添付図面を有する出願については、添付図面が専利法実施細則第 21 条の規定に合致しているかを審査しなくてはならない（本部分第二章第 2.3 節参照）。

添付図面を必要としない出願では、その明細書に専利法実施細則第 20 条第 1 項第 (4) 号の内容が含まれていなくともよい。

細則 3.1  
審査官はまた、明細書には規範的な科学技術用語を使っているか、中国語の標準的な訳のない外国人名や地名及び科学技術用語について、原語を注記しているか否かなどについて審査しなければならない。

細則 26  
審査官はさらに、明細書の要約書の審査を重視しなければならない。明細書の要

約書の審査は、本部分第二章第 2.4 節の規定を適用する。

審査官が本章第 4.7.1 節 (1) に従って審査した結果、すべての請求項が新規性又は創造性を有していないと認めた場合、同出願が、本章第 4.10.2.2 節に列挙された第 (3) の状況に該当するか、それとも第 (4) の状況に該当するかを確定するために、元の独立請求項と同一の一つの発明概念に該当しているもので、かつ新規性及び創造性を有するその他の技術的解決手段が、明細書の中で記載されているか否かに留意しなければならない。

法 26.5

細則 29.2

#### 4.7.3 その他出願書類の審査

遺伝資源に依存して完成した発明創造について、審査官はさらに、出願人が専利局で制定された遺伝資源由来開示登記表を提出しているか否か、当該遺伝資源由来開示登記表では当該遺伝資源の直接的由来及び原始的由来について説明されているか否か、そして原始的由来の説明のない場合は、その理由の説明がなされているか否かについて審査しなければならない。

#### 4.8 全面審査を行わない場合

手続の省略のために、1 件の発明専利出願に対して、通常は本章第 4.7 節の要求に従って全面審査を行わなければならない。

ただし、出願書類に専利法及びその実施細則の規定に合致しない重大な欠陥がある、つまり、専利法実施細則第 59 条に列挙された状況に係る欠陥があり、かつ当該出願に専利権が付与される可能性のない場合には、審査官は当該出願について全面審査をせず、審査意見通知書において審査の結論に主な役割を果たす実質的な欠陥だけを指摘すればよい。この場合には、副次的な欠陥及び/又は形式的な欠陥を指摘しても実際的な意義がない。

細則 54

#### 4.9 公衆からの意見に対する処理

専利法の規定に合致していない発明専利出願について専利局に申し立てられたあらゆる者の意見は、審査官が実体審査の実施時に考慮するように、当該出願書類ファイルに保管しなければならない。審査官が専利権の付与通知を発行した後に受けた公衆からの意見については、これを考慮しなくともよい。公衆からの意見に対する専利局の処理状況は、意見を申し立てた公衆に通知する必要がない。

#### 4.10 1 回目の審査意見通知書

##### 4.10.1 総括的要求

審査官は出願に対して実体審査を行った後、通常審査意見通知書の形式で、審査の意見と方向性の結論を出願人に通知する。

審査官は出願について実体審査を実施した後、通常は審査意見通知書という形により、審査意見及び傾向的な結論を出願人に通知する。審査官は審査意見通知書の本文において、専利法及びその実施細則に基づいて審査意見を具体的に記述しな

ればならない。審査意見は明確かつ具体的なものであって、出願人が出願にあった問題点を明瞭に把握できるようにしなければならない。

いかなる場合でも、審査意見で理由を説明し、結論を明確にするとともに、専利法若しくは専利法実施細則における該当の条項を引用しなければならない。ただし、個人的感情の入った文言を書き入れてはならない。出願人が要求に合致した補正をなるべく早く行えるために、必要に応じて、審査官は補正について出願人の補正時の参考に供する助言を提示することができる。出願人は、審査官からの助言を受け入れる場合、補正済みの書類を正式に提出しなければならない。審査官が通知書において提示した補正についての助言は、それ以降の審査用書類としてはならない。審査手続をスピードアップするため、審査意見通知書の回数はなるべく減らさなければならない。

そのため、出願には実質的な重大欠陥があつて権利付与の見通しが無い場合（例えば、本章第 4.3 節、4.8 節における状況）、若しくは出願の単一性が欠けていることに起因し、審査官が継続審査を見送る場合を除き、1 回目の審査意見通知書には、出願の実体上及び形式上についての審査官のすべての意見を明記しなければならない。また、審査対象書類が専利法第 33 条の規定に合致していない場合には、審査官は審査対象書類以外の書類について、出願人の参考に供するための審査意見を提示することができる。

#### 4.10.2 構成及び要求

1 回目の審査意見通知書にはフォーマット及び通知書の本文を含まなければならない。審査意見通知書において引用文献を引用している場合には、状況によっては、引用文献の複製書類も含まなければならない。

##### 4.10.2.1 フォーマット

審査官は要求に従って、審査標準表様式にある各項目の内容を完全に記入しなければならない。特に審査の根拠となる書類の確認と記入に注意を払わなければならない。当該審査の根拠となる書類は、本章第 4.1 節の規定に従って確認された審査対象書類でなければならない。審査意見通知書の本文において参考として提示された審査意見の文書は、当該フォームに記入しない。出願人が 2 人以上いる場合には、出願人全員若しくはその代表者を明記しなければならない。

フォーマットにおける引用した引用文献の項目に、審査官は以下の要求に従って記入しなければならない。

(1) 引用文献が専利文献（専利明細書又は専利出願公開明細書を指す）である場合、世界的所有権機関標準 ST. 14（『特許文献において列記される文献を記載するための勧告』）の規定に基づいて、国コード、文献番号及び文献種別を明記しなければならない。また、これらの文献の公開日も注記しなければならない。抵触出願についてはその出願日も注記しなければならない。



例： 文献名	公開日
CN1161293A	1997. 10. 8
US4243128A	1981. 1. 6
JP昭59-144825 (A)	1984. 8. 20

(2) 引用文献が刊行物の中の書類である場合には、書類名や著者名、刊行物名、刊行物の巻号、該当の内容の開始・終了頁、出版日などを明記しなければならない。

例えば、「レーザー二次元座標測定器」、中国計量科学研究院・レーザー二次元座標測定器開発グループ、計量学報、第1巻第2期、第84～85頁、1980年4月などである。

(3) 引用文献が書籍である場合には、書籍名や著者名、該当の内容の開始・終了頁、出版社名、出版日を明記しなければならない。

例えば、「ガス放電」、楊津基、第258～260頁、科学出版社、1983年10月などである。

#### 4.10.2.2 審査意見通知書の本文

出願の具体的な状況及び検索の結果に応じて、通知書の本文は以下のような方式に従って記載することができる。

(1) 本章第4.3節で述べたような、検索を行わずに審査意見通知書を発行してよい状況に該当する出願の場合には、通知書の本文では、主要な問題だけを指摘して、理由を説明すればよく、それ以外の欠陥を指摘する必要は一切ない。最後に、専利法実施細則第59条に列挙されたある種の拒絶される状況に該当している出願であるため、専利法第38条に基づいて出願を拒絶すると指摘する。

(2) 専利権を付与することができるが、重要ではない一部の欠陥が存在している出願の場合には、審査手続をスピードアップするために、審査官は通知書の中で補正についての具体的な助言を提示するか、若しくは通知書の添付書類としての出願書類の複製書類において直接アドバイスとしての補正を施すことができる。そして通知書の本文に助言の理由を説明する。それからは、審査官から助言したとおりの補正に同意した場合には、出願人が補正された書類或いは差し替え頁を正式に提出しなければならないことを指摘する。

(3) 専利権を付与することができる出願に、比較的重大な欠陥が存在しており、そしてこれらの欠陥が請求の範囲にも、明細書にも係るものである場合には、通知書の本文は審査意見の重要性の順番に沿って記載しなければならない。通常はまず、独立請求項についての審査意見、次は従属請求項についての審査意見、その後は明細書(及びその添付図面)及び明細書の要約書についての審査意見を記述する。明細書についての審査意見は、専利法実施細則第20条に規定する順序に沿って陳述することができる。

独立請求項を補正しなければならない場合に、通常は出願人に対して、明細書の該当の部分について相応の補正を施すよう要求しなければならない。また、検索によって、出願人が明細書で引用した引用文献よりもさらに関連性のある引用文献を

審査官が見つけた場合には、通知書の本文において出願人に、明細書の背景技術の部分及びその他の関連部分について相応の補正を施すよう要求しなければならない。

細則 24.1

細則 20.1 (2)

改良発明について、検索によって、発明と最も近い引用文献を審査官が見つけたことで、独立請求項の区分けの根拠とされた引用文献が明らかに不適切なものとなった場合には、出願人に独立請求項の区分けを改めて行うよう要求しなければならない。このような場合には、通知書の本文においてはさらに、引用された同引用文献に基づき、どのように区分けするかを詳述し、さらに、例えば、明細書の背景技術の部分で当該引用文献によって公開された内容について客観的なコメントをするなど、明細書について相応の補正を施すよう出願人に要求しなければならない。

明細書の中では、発明が解決しようとする技術的課題が明確に記載されていない、若しくは総括的な内容しか記載されていないが、審査官が明細書全体の内容を閲読することで、発明によって解決される技術的課題を把握でき、そしてこれに基づいて検索及び実体審査を実施した場合には、審査官は通知書の本文の冒頭で、発明によって解決される技術的課題と認定したものを明確に指摘しなければならない。

(4) 新規性又は創造性を有さないため、専利権が付与されない出願は、審査官は通知書の本文において、請求項ごとに新規性又は創造性への反対意見を提示しなければならないが、まずは独立請求項についてコメントし、それから従属請求項について個々にコメントする。ただし、請求項の数が比較的多い、或いは反対意見の理由が同一のものである場合には、従属請求項をグループに分けてコメントすることができる。最後に、明細書においても専利権を取得し得る実質的な内容がないことを指摘しなければならない。

こうした場合、審査官は通知書の本文において、副次的な欠陥や形式的な欠陥を指摘する必要がなく、出願人になんらかの補正を要求する必要もない。

審査官は審査意見通知書において、引用した引用文献の一部を根拠に意見を提示している場合には、引用文献の中から、関連している具体的な段落、又は添付図面の図番及び添付図面の中の部品の表記を指摘しなければならない。

専利法第 22 条の新規性と創造性に関する規定に基づき、請求項及び明細書の内容について審査意見を提示し、理由を説明するかについては、本部分第三章と第四章の該当の内容を参照する。

審査官が審査意見通知書において引用した当分野の公知常識は、確実なものでなければならない。出願人が審査官の引用した公知常識について異議を申し立てた場合には、審査官は理由を説明するか、或いは相応の証拠を提供してこれを証明できるようにしなければならない。審査意見通知書において、審査官は、技術的課題の解決に対して貢献する請求項における技術的特徴を公知常識であると認定する場合、通常は、証拠を提供して証明しなければならない。

細則 48.2 及び.1

(5) 本章第 4.4 節 (1) に述べたような明らかに単一性に欠けるという状況に該当する出願の場合には、審査官は分割通知書を発行し、出願書類の補正を出願人に要求して、出願の単一性の欠陥が解消された後に審査を行うことを明確に告知する。

本章第 4.4 節 (2) に述べたような状況に該当する出願の場合には、審査官は審査意見通知書の本文において、具体的な審査意見を記述すると同時に、出願に含まれているいくつかの発明で専利法第 31 条第 1 項の単一性に関する規定に合致していないことを指摘しなければならない。審査官は、検索の結果、独立請求項が新規性又は創造性を有さないことに起因し、発明専利出願の単一性が欠如していることを発見した場合には、本章第 4.4 節の規定に従い、審査を継続するか否かを決定しなければならない。

#### 4.10.2.3 引用文献の複製書類

審査意見通知書において引用された引用文献は、1 式を複製して、出願ファイル内に保管しなければならない。引用された引用文献の文面が長い場合、審査意見通知書の本文に関連している部分だけを複製する。また、引用文献の複製書類には、その由来及び公開日などの情報が含まれていなくてはならない。特に刊行物又は書籍から援用された引用文献の場合には、前述の情報がさらに必要になる。

法 37

#### 4.10.3 応答期限

審査官は審査意見通知書において、応答期限を指定しなければならない。当該期限は、審査官が出願に関連する要素を考慮した上で確定する。これらの要素には、審査意見の数と性質、出願で補正となり得る作業量及び複雑さなどが含まれる。1 回目の審査意見通知書の応答期限は 4 か月である。

#### 4.10.4 署名

審査意見通知書には審査を担当する審査官が署名しなければならない。審査意見通知書は、研修中の審査官が起草している場合には、研修中の審査官と指導担当審査官がともに署名しなければならない。

#### 4.11 審査の継続

出願人が 1 回目の審査意見通知書に対して応答した後、審査官は出願の審査を継続し、出願人が陳述した意見及び/又は出願書類に対して行った補正を考慮しなければならない。審査官は、審査手続の各段階において同一の審査基準を使用しなければならない。

審査を継続する前に、審査官は応答書類における出願番号、出願人、専利代理機構及び代理人、発明の名称などの事項を間違いのないように確認しなければならない。

審査官が 1 回目の審査意見通知書の記載前に、出願について全面審査を行った場合は、継続審査の段階では、通知書の本文において提示した各審査意見に対する出願人の反応に注意を向けなければならない。特に出願人が全部若しくは一部の審査意見に対する弁明において陳述した理由及び提出した証拠に注意を払わなければならない。出願人が補正後の明細書及び/又は請求の範囲を同時に提出している場合には、審査官はまず、専利法第 33 条及び専利法実施細則第 57 条第 3 項の規定

に従い、補正が元の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えたか否か、そして補正が審査意見通知書で要求されたとおりに施されたか否か（本章第 5.2 節を参照）について個々に審査しなければならない。補正が、前述した規定に合致している場合には、さらに、補正済みの出願が、審査意見通知書において指摘された欠陥を解消しているか否か、専利法及びその実施細則の関連規定に合致しないような新たな欠陥が現れたか否か、とくに改めて補正された独立請求項が専利法第 22 条の規定に合致しているか否かについて審査して、当該補正後の出願に専利権を付与することができるか否かを確定しなければならない。

#### 4.11.1 出願に対する継続審査後の審査処理

審査官が出願の審査を継続した後、状況によっては、出願に対して以下のような異なる処理を行うことができる。

(1) 審査官からの意見に基づき、出願人が出願に補正を行ったことで、拒絶につながる恐れのある欠陥を解消し、補正後の出願に専利権が付与される可能性が現れた場合に、出願になおも欠陥が存在している場合には、審査官はこれらの欠陥の解消を再度出願人に通知しなければならない。必要な場合には、出願人との面接、電話での討論及びその他の方式（本章第 4.12 及び 4.13 節を参照）により審査を速めることもできる。ただし、明らかな誤りについて審査官が職権による補正（本章第 5.2.4.2 節、6.2.2 節を参照）を施す場合を除き、いずれの方式によって補正意見を提示した場合も、出願人から正式に提出された書面による補正書類を根拠としないなければならない。

法 38

(2) 出願人による意見陳述若しくは補正が行われた後でも、出願には、元の審査意見通知書において指摘されたとおりに、専利法実施細則第 59 条に規定された状況に該当する欠陥が依然として存在している場合には、ヒアリングの原則に合致することを前提に、審査官は出願の拒絶査定を下すことができる。

法 39

(3) 補正によって若しくは出願人による意見陳述の後、出願が専利法及びその実施細則の規定に合致している場合には、審査官は発明専利権付与通知書を発行しなければならない。

#### 4.11.2 追加検索

継続審査（復審後の審査を含む）において、必要な場合には、審査官は追加検索を行わなければならない。例えば、出願人からの応答を閲読した後審査官が、発明に対するそれまでの理解が的確ではなかったため、検索の完備性に影響を及ぼしたことに気づいた場合、

又は出願人が出願書類の補正を行ったため、さらなる検索が必要になった場合、又は初回検索時、本部分第七章第 4.2 節 (2) に述べたような、抵触出願として成り立つ恐れのあるもので、中国を指定した国際出願書類（本部分第七章第 11 節を参照）を見つけたため、追加検索によって、それが中国国内段階に入ったものか否か、そして中国語による公開がなされたものか否かを確認する必要がある場合。

### 4.11.3 2回目の審査意見通知書

#### 4.11.3.1 2回目の審査意見通知書を発行する場合

以下の状況のいずれかに該当する場合、審査官は審査意見通知書を改めて発行しなければならない。

(1) 審査官が出願の主題とより一層関連している引用文献を発見しており、請求項を改めて評価する必要があった、

(2) 前段階の審査において審査官は、ある1つ又は幾つかの請求項について審査意見を提示しなかったが、審査を継続した結果、その中から、専利法及びその実施細則の規定に合致していない状況が発覚した、

(3) 出願人による意見陳述及び/又は補正の後、審査官は新たな審査意見を提示する必要があると認めた、

(4) 補正後の出願は、専利権を付与される可能性があるが、専利法及びその実施細則の規定に合致していない欠陥が依然として存在している。これらの欠陥は補正後に発生した新たな欠陥、審査官が新たに見つけた欠陥、出願人には通知してあるもので、まだ完全に解消されていない欠陥と考えられる、

(5) 審査官が出願の拒絶を予定しているが、以前の審査意見通知書において、出願人に拒絶の根拠になる事実、理由又は証拠を明確に指摘していなかった。

#### 4.11.3.2 2回目の審査意見通知書の内容及び要求

1回目の審査意見通知書の記載方式及び要求は同様に2回目の審査意見通知書にも適用する。

審査意見通知書への応答において、出願人が補正書類を提出した場合には、審査官は補正書類に対して審査意見を提示し、新たに補正された請求の範囲及び明細書にある問題点を指摘しなければならない。

出願人が応答において意見を陳述したのみで、出願書類について補正していない場合、通常審査官は2回目の審査意見通知書の本文において、前に述べた意見を堅持することができる。

ただし、出願人が十分な理由を提示した、又は本章第4.11.3.1節に述べたような状況があった場合には、審査官は新たな審査意見を考えなければならない。

審査官は2回目の審査意見通知書において、出願人が提出した意見陳述書における弁明意見について必要なコメントをしなければならない。

審査手続をスピードアップするため、2回目の審査意見通知書では出願に対する審査の結論を出願人に明確に告知しなければならない。2回目の審査意見通知書で指定される応答期限は2か月である。

### 4.12 面接

実体審査の過程において、審査手続をスピードアップするために、審査官は出願人との面接を要請することができる。出願人も面接を要請することができるが、そ

の場合、面接によって有益な目的を果たすことができれば、問題点の整理、意見の相違の解消、理解の促進に有利となり、審査官は、出願人からの面接要請に同意しなくてはならない。場合によって、審査官は面接要請を拒絶することができる。例えば、書面方式、電話による討論などによって、双方の意見が既に十分に表明され、関連事実が明らかに認定されている場合である。

#### 4.12.1 面接の開始

面接は、審査官が約束する場合であっても、出願人が要請する場合であっても、予め予約しておかなければならない。面接通知書、或いは電話によって予約することができる。面接通知書の副本及び面接の予約に関する電話記録は出願ファイルに保管しなければならない。面接通知書や面接の予約に関する電話記録の中に、審査官が確認した面接内容、時間、場所を明記しなければならない。審査官、或いは出願人が面接の際に新たな書類の提示を予定しているなら、事前に相手に提出しなければならない。

通常、面接日を一旦確定したら、これを変更してはならない。変更しなければならない場合には、事前に相手に通知しなければならない。出願人が正当な理由なく面接に参加しない場合には、審査官は改めて面接を設定せずに、書面による方式で審査を継続しなくともよい。

#### 4.12.2 面接の場所及び参加者

面接は専利局で指定された場所で行わなければならない。審査官はそれ以外の場所に出願に関する事項について出願人との面接を行ってはならない。

面接には、当該出願の審査を担当している審査官が進行役を務めなければならない。必要である場合には、経験を有するその他の審査官に協力を要請してよい。研修中の審査官が進行役を務める面接に、指導担当審査官が参加しなければならない。

出願人が専利代理機構に委任している場合には、代理人が面接に参加しなければならない。面接に参加する代理人は代理人執業証を提示しなければならない。出願人が代理人を変更する場合には、書誌的事項変更手続を行うものとし、書誌的事項変更手続の合格後、変更後の代理人が面接に参加しなければならない。専利代理機構に委任している場合には、出願人は、代理人とともに面接に参加してもよい。出願人が専利代理機構に委任していない場合には、出願人が面接に参加しなければならない。

出願人が事業者である場合には、当該事業者から指名を受けた要員が参加するが、当該面接の参加者は身分を証明する証明書及び事業者が発行した紹介状を提示しなければならない。

前述した規定は、共同出願人にも適用する。別途声明がある、若しくは代理機構に委任している場合を除いて、共同専利出願の事業者、或いは個人は全員面接に参加しなければならない。

必要な場合には、出願人から指名若しくは委任を受けた発明者は、代理人とともに

に面接に参加すること、或いは、出願人が代理機構に委任していない場合には出願人の委任を受けて、出願人を代表して面接に参加することができる。

面接に参加する出願人や代理人などの総数は、一般的に 2 名を超えてはならない。2 社以上の事業者、或いは 2 名以上の個人で 1 件の専利出願を共有しており、そして代理機構に委任していない場合には、共同出願の事業者又は個人の数により面接の参加人数を決めてもよい。

#### 4.12.3 面接記録

面接の終了後、審査官は面接記録に記入しなければならない。面接記録は専利局で統一して制定したフォーマットを用いて、1 式 2 部作成する。審査官及び面接に参加した出願人（又は代理人）が署名、若しくは押印した後、1 通は出願人に渡し、1 通は出願ファイルで保管する。

通常は面接記録に、討論した問題点、結論、若しくは同意した補正の内容を明記しなければならない。面接において討論した問題点が多い場合、例えば、新規性や創造性について、補正で新たな内容を導入したかなど多分野の問題に係る場合には、審査官は討論の状況及び合意内容を詳しく記録しなければならない。

面接記録は、出願人による正式な書面での応答、又は補正を代替するものであってはならない。面接において、出願をどのように補正するかについて双方の意見が一致したとしても、出願人は正式な補正書類を改めて提出しなければならない。審査官は補正を代行してはならない。

面接において、出願書類の補正について意見が一致しなかった場合、審査業務は書面の方式により継続して進められる。

法 37

面接後、出願人が改めて補正書類を提出する、或いは書面による意見陳述をする必要がある場合、元の指定応答期限についてのモニタリングが継続しているのであれば、当該応答期限は面接によって変動しなくてもよい、若しくは状況に応じて 1 か月間延長してよいとするが、元の指定応答期限についてのモニタリングがないのであれば、審査官は面接記録において、補正書類或いは意見陳述書の提出期限を別途指定しなければならない。この提出された補正書類或いは意見陳述書は、審査意見通知書に対する応答としてみなされる。出願人が期限どおりに応答していない場合には、当該出願は取り下げられたものとみなされる。

面接時、出願人が新たな書類を提出しているが、面接の前に審査官がこれらの書類を受け取っていない場合には、審査官は面接の中止を決定してもよい。

#### 4.13 電話での討論及びその他の方式

実体審査の過程において、審査官と出願人は発明及び従来技術の理解、出願書類に存在する問題などについて電話での討論を行うことができ、ビデオ会議、電子メールなどその他の方式で出願人と討論を行うこともできる。必要な時、審査官は討論の内容を記録し、出願ファイルに保管しなくてはならない。

細則 57.4

審査官が討論において同意した補正内容が、本章第 5.2.4.2 節及び第 6.2.2 節に述べた状況に該当する場合には、これらの明らかな誤りについて、審査官は職権

に基づいた補正を行うことができる。審査官が職権により訂正した内容を除き、審査官が同意した補正の内容については、いずれも出願人が当該補正を経た書面書類を正式に提出する必要がある、審査官は当該書面による補正書類により審査の結論を下さなければならない。

#### 4.14 証拠収集及び現場調査

一般的に、実体審査手続では、審査官は出願人に証拠提供を要求する必要がない。なぜなら、出願人に対して、出願で専利法及びその実施細則の規定に合致しない問題点を指摘することが審査官の主要の職責であるためである。出願人が審査官の意見に同意しない場合には、証拠を提供してその主張をサポートするか否かについて出願人が決定する。出願人が証拠の提供を決定した場合、審査官は、証拠を提供しても有益な目的を果たすことにならないと確信した場合を除いて、関連する可能性のあるすべての証拠を提供させるような適切な機会を出願人に与えなければならない。

出願人が提供する証拠は、書類、若しくは現物の模型であってもよい。例えば、出願人が創造性を有することを証明するために、出願人が発明の技術的長所に関する資料を提供すること。

さらに例を挙げると、同出願が実用性を有することを証明するために、出願人が現物の模型を提供してデモンストレーションを行うことなど。

一部の出願にある問題点で、審査官が現場へ行って調査しないと解決できない場合には、出願人が要請を申し立て、当該出願の審査を担当している実体審査部の部長の承認を受けて、審査官は始めて現場に行って調査することができる。調査に必要な費用は専利局で負担する。

### 5. 応答及び補正

#### 5.1 応答

法 37

専利局が発行した審査意見通知書に対して、出願人は通知書の指定の期限内に応答しなければならない。

出願人の応答は、意見陳述書だけでもよいが、さらに、補正後の出願書類（差し替え頁及び/又は補正書）を含めてもよい。出願人が応答において、審査意見通知書の中の審査意見に対する反対意見を提示する、或いは出願書類について補正を施す場合には、意見陳述書において具体的な意見を詳述するか、若しくは補正内容で該当の規定に合致しているか否か、そして当初出願書類にあった欠陥をいかに解消するものかについて説明しなければならない。

例えば、出願人が補正された請求項に新たな技術的特徴を導入することにより、審査意見通知書で指摘された当該請求項が創造性を有さないという欠陥を解消する場合には、意見陳述書において当該技術的特徴が明細書のどの部分から得られるかについて具体的に示し、補正後の請求項が創造性を有することの理由を説明しなければならない。



出願人は、指定された応答期限の延長を専利局に申し立てることができる。ただし、期限延長の申立は、期限満了の前に提出しなければならない。期限延長申立への処理は、本指南第五部分第七章第4節の規定を適用する。専利局は出願人からの応答を受け取った後、後続の審査手続を開始することができる。後続の審査手続の通知書或いは決定書がすでに発行されている場合には、出願人がその後、元の応答期限以内で再度提出した応答について、審査官は考慮しなくともよい。

### 5.1.1 応答の方式

法 37  
細則 2

審査意見通知書に対して、出願人は専利局で規定した意見陳述書、或いは補正書という方式（本指南第五部分第一章第4節を参照）によって、指定の期限内に応答しなければならない。出願人が提出した具体的な応答内容のない意見陳述書或いは補正書でも、出願人の正式な応答となる。これについて審査官は、審査意見通知書における審査意見に対して出願人が具体的な反対意見を提示しておらず、審査意見通知書で指摘した出願書類の欠陥も解消していないと理解してもよい。

出願人の応答は専利局の受理部門に提出しなければならない。審査官に直接提出された応答書類、或いは意見を求める書簡は、正式な応答として見なされず、法的効力を有さない。

### 5.1.2 応答の署名

細則 146.1

出願人が専利代理機構に委任していない場合、その提出された意見陳述又は補正書には、出願人の署名明又は押印がなければならない。出願人が組織体である場合には、公印を押印しなければならない。

出願人が2名以上いる場合には、代表者が署名するか、或いは押印をしなければならない。

出願人が専利代理機構に委任している場合には、その応答は委任を受けた専利代理機構が押印をしなければならない。委任状において指定された専利代理人が署名又は押印すること。専利代理人の変更後は、変更後の専利代理人が署名又は押印すること。

出願人が専利代理機構に委任しておらず、その応答に出願人の署名又は押印がない場合（出願人が2名以上いる場合には、出願人全員の署名又は押印、或いは、少なくとも代表者の署名又は押印がなくてはならない）、審査官は処理のために当該応答を初歩審査部門まで戻さなければならない。

出願人が専利代理機構に委任しているが、その応答に専利代理機構の押印がない、或いは出願人本人が応答を行っている場合、審査官は処理のために当該応答を初歩審査部門まで戻さなければならない。

細則 146.2

出願人又は委任を受けた専利代理人が変更になった場合には、審査官は出願ファイルの中に、それに対応する書誌的事項変更通知票があるか否かを確認しなければならない。当該通知票がない場合には、審査官は処理のために当該応答を初歩審査部門まで戻さなければならない。

## 5.2 補正

専利法第 33 条の規定に基づき、出願人はその専利出願書類について補正することができる。ただし、発明及び実用新案専利出願書類についての補正は、元の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えてはならない。国際出願の出願人が特許協力条約規則に基づいて提出した補正書類も、同様に専利法第 33 条の規定に合致しなければならない。

専利法実施細則第 57 条第 1 項の規定に基づき、発明専利出願人が実体審査の請求を提出した時、及び専利局の発行する発明専利出願が実体審査段階に入った通知書の受取日から起算して 3 か月以内に、発明専利に対して自発補正を申し立てることができる。

専利法実施細則第 57 条第 3 項の規定に基づき、専利局の発行する審査意見通知書を受け取った後に出願人が専利出願書類を補正する場合には、通知書で指摘された欠陥に対して補正を行わなければならない。

### 5.2.1 補正の要件

専利法第 33 条では補正の内容と範囲について規定している。専利法実施細則第 57 条第 1 項では自発補正のタイミングについて規定しており、専利法実施細則第 57 条第 3 項では審査意見通知書への応答における補正の方式について規定している。

法 33

#### 5.2.1.1 補正の内容と範囲

実体審査手続において、出願を専利法及びその実施細則の規定に合致させるために、出願書類の補正が複数回行われる場合がある。審査官は出願人が提出した補正書類を審査する際、専利法第 33 条の規定を厳正に把握しなければならない。出願書類の補正が出願人の自発補正か、通知書で指摘された欠陥に対する補正かを問わず、元の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えてはならない。

元の明細書及び請求の範囲に記載の範囲には、元の明細書及び請求の範囲の文字記載の内容、元の明細書及び請求の範囲の文字記載の内容並びに明細書添付図面を直接的に、疑う余地もなく確定した内容が含まれる。元の明細書及び請求の範囲に記載された範囲は、元の明細書及び請求の範囲の文字どおりに記載された内容と、元の明細書及び請求の範囲の文字どおり記載された内容及び明細書に添付された図面から直接的に、疑う余地も無く確定できる内容を含む。出願人が出願日に提出した元の明細書及び請求の範囲に記載された範囲は、前記の補正が専利法第 33 条に合致しているか否かを審査する根拠である。出願人が専利局に提出した出願書類の外国語書類と優先権書類の内容は、出願書類の補正が専利法第 33 条の規定に合致しているか否かを判断する根拠にすることはできない。ただし、国内段階に移行された国際出願で最初に提出された外国語書類を除き、その法的効力については本指南第三部分第二章第 3.3 節を参照する。

補正の内容と範囲が専利法第 33 条の規定に合致しない場合、このような補正は

認められない。

### 5.2.1.2 自発補正のタイミング

細則 57.1

出願人は以下 2 つの場合に限って発明専利出願書類に対して自発補正を行うことができる。

- (1) 実体審査の請求を提出する場合、
- (2) 専利局からの発明専利出願が実体審査段階に入った通知書を受領した日から起算して 3 か月以内。

細則 57.3

専利局が出した審査意見通知書に応答する際に、自発補正をしてはならない。

### 5.2.1.3 審査意見通知書に対する応答時の補正の方式

専利法実施細則第 57 条第 3 項の規定に基づき、審査意見通知書に応答する際に、出願書類の補正を行う場合、通知書で指摘された欠陥に対して補正するものとし、補正の方式が専利法実施細則第 57 条第 3 項の規定に合致しない場合、このような修書類は一般的に受け入れないものとする。

しかし、補正の方式が専利法実施細則第 57 条第 3 項の規定に合致しないが、内容と範囲が専利法第 33 条の要求する補正を満たし、補正された書類から当初出願書類に存在していた欠陥のみを削除すればよく、かつ権利付与の見通しを有する場合、そのような補正は通知書において指摘された欠陥に対して補正をおこなったものであるとみなされ、この補正後の出願書類は受け入れられる。このように処理すると審査手続の省略に有利である。このような処理は審査手続の省略につながる。ただし、次に掲げる状況があった場合は、補正の内容が元の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えていなくても、通知書で指摘された欠陥に対する補正とみなすことができないため、受け入れないものとする。

(1) 独立請求項の中の技術的特徴を自発的に削除することで、当該請求項の保護を求める範囲を拡大した。

例えば、出願人が独立請求項から技術的特徴を自発的に削除する、又は関連する技術用語を自発的に削除する、または具体的な応用範囲を限定する技術的特徴を自発的に削除する場合は、当該自発補正の内容が元の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えていなくても、補正によって請求項の保護を求める範囲の拡大に繋がるようであれば、このような補正は受け入れないものとする。

(2) 独立請求項の中の技術的特徴を自発的に変更することで、保護を求める範囲の拡大に繋がった。

例えば、出願人が元の請求項の中の技術的特徴「螺旋ばね」を「弾性部材」へと自発的に変更した場合、元の明細書に「弾性部材」という技術的特徴が記載されていても、このような補正は保護を求める範囲を拡大するものであるため、受け入れないものとする。

また、本章第 5.2.3.2 節 (1) の例 1 から例 4 では、これら 4 種類の変更後の内容が元の明細書に記載されていたとしても、こうした補正は保護を求める範囲を拡大するものであるため、受け入れないものとする。

(3) 明細書のみに記載され、保護を求めている元の主題との単一性を有さない技術的内容を自発的に補正後の請求項の主題とした。

例えば、自転車の新型ハンドルに係る発明専利出願において、出願人は明細書に新型ハンドルを記載するとともに、自転車のサドルなど別の部品についても記載した。実体審査を行った結果、請求項で限定される新型ハンドルは創造性を有さなかった。そこで、出願人は請求項を自転車のサドルに限定して自発補正をした。補正後の主題が、保護を求めている元の主題との単一性を有さないため、このような補正は受け入れないものとする。

(4) 新しい独立請求項を自発的に追加したが、当該独立請求項で限定している技術的解決手段が元の請求の範囲に示されていない。

(5) 新しい従属請求項を自発的に追加したが、当該従属請求項で限定している技術的解決手段が元の請求の範囲に示されていない。

出願人が審査意見通知書への応答時に提出した補正済み書類が、通知書で指摘された欠陥に対して作成されたものでなく、前記のような受け入れない状況に該当する場合、審査官は審査意見通知書を発行し、該補正書類を受け入れない理由を説明して、指定の期限までに専利法実施細則第 57 条第 3 項の規定に合致した補正書類を提出するように出願人に要求しなければならない。これと同時に、出願人が指定期限の満了日までに提出した補正の書類が、なおも専利法実施細則第 57 条第 3 項の規定に合致しない、若しくは専利法実施細則第 57 条第 3 項の規定に合致しないような別の内容がある場合、審査官は補正前の書類に対して審査を継続し、権利の付与又は拒絶査定を行わなければならない。

現時点の補正書類のうち、要件に合致している一部の書類について審査官が新たな審査意見を持っている場合、今回の通知書において合わせて指摘してもよい。

## 5.2.2 認められる補正

ここでいう「認められる補正」とは主に、専利法第 33 条の規定に合致している補正をいう。

### 5.2.2.1 請求の範囲に対する補正

請求の範囲に対する補正は主に、独立請求項の技術的特徴の追加や変更、若しくは独立請求項の主題のカテゴリー或いは主題名及び相応の技術的特徴の変更により、当該独立請求項で保護を求める範囲を変えること、1つ又はいくつかの請求項を追加又は削除すること、独立請求項の補正により、最も近い従来技術に対する区分けを改めて行うこと、従属請求項の引用の部分を補正し、その引用関係を訂正する、若しくは従属請求項の限定部分を補正することにより、当該従属請求項の保護を求める範囲を明瞭に限定することが含まれる。前記補正について、補正後の請求項の技術的解決手段が、元の明細書及び請求の範囲に明瞭に記載されているのであれば、認められる。

請求の範囲に対する補正で認められるものとしては、以下に述べる各状況が含まれる。

法 22.2 及び 3  
法 26.4  
細則 23.2

(1) 独立請求項において技術的特徴を追加し、独立請求項をさらに限定することによって、元の独立請求項に新規性や創造性がないこと、技術的課題の解決に必要な技術的特徴が不足していること、明細書を根拠としていない若しくは専利による保護を請求する範囲について明確に限定していないなどの欠陥を解消すること。技術的特徴の追加された独立請求項に記載された技術的解決手段が、元の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えていないのであれば、このような補正は認められるものとする。

法 22.2 及び 3  
法 26.4

(2) 独立請求項における技術的特徴を変更することにより、元の独立請求項が明細書を根拠としていないこと、専利による保護を請求する範囲について明確に限定していないこと、若しくは新規性や創造性を有さないことなどの欠陥を解消すること。技術的特徴の変更された独立請求項に記載された技術的解決手段が、元の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えていないのであれば、このような補正は認められるものとする。

数値範囲にあたる技術的特徴が含まれる請求項における数値範囲に対する補正は、補正後の数値範囲の開始値及び終了値が元の明細書及び/又は請求の範囲において確かに記載されていること、そして補正後の数値範囲が元の数値範囲以内にあることを前提とした場合に限り、認められる。

例えば、請求項の技術的解決手段においては、ある温度値が 20°C~90°Cであり、引用文献で開示された技術的内容と当該技術的解決手段との相違点は、開示されている温度範囲が 0°C~100°Cであることになる。当該文献ではさらに、当該範囲以内にある特定値 40°Cを開示している。そのために、審査官は審査意見通知書において、当該請求項に新規性がないことを指摘した。発明専利出願の明細書又は請求の範囲に、さらに 20°C~90°Cの範囲以内における特定の値 40°C、60°C、80°Cが記載されていた場合には、出願人が請求項における当該温度範囲を 60°C~80°C若しくは 60°C~90°Cに補正することが認められる。

法 22.2 及び 3  
法 26.4

(3) 独立請求項のカテゴリー、主題名及び相応の技術的特徴を変更することにより、元の独立請求項のカテゴリーの誤り、或いは新規性や創造性がないなどの欠陥を解消すること。変更された独立請求項に記載された技術的解決手段が、元の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えていないのであれば、このような補正は認められる。

法 31.1 及び  
26.4  
細則 24.3

(4) 1 つ又はいくつかの請求項を削除することにより、元の第一独立請求項及び並列している独立請求項間の単一性が欠けていること、若しくは二つの請求項が同じ保護範囲を有するために、請求の範囲が簡潔になっていないこと、或いは請求項が明細書を根拠としていないなどの欠陥を解消すること。こうした補正は、元の請求の範囲及び明細書に記載された範囲を超えることがないため、認められる。

細則 24.1

(5) 独立請求項を、最も近い従来技術に対して正確に区分けすること。こうした補正は、元の請求の範囲及び明細書に記載された範囲を超えることがないため、認められる。

細則 25.1 及び 2

(6) 従属請求項の引用部分を補正して、引用関係での誤りを訂正することにより、元の明細書に記載された実施形態や実施例を正確に反映させること。こうした補正

は、元の請求の範囲及び明細書に記載された範囲を超えることがないため、認められる。

細則 23.3 及び  
25.1

(7) 従属請求項の限定部分を補正して、当該従属請求項で保護を求める範囲を明瞭に限定することにより、元の明細書に記載された実施形態や実施例を正確に反映させること。こうした補正は、元の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えることがないため、認められる。

上記では、請求の範囲の補正で認められるいくつかの状況について説明した。これらの補正は専利法第 33 条の規定に合致しているため、認められる。ただし、前述したような補正後の請求の範囲が、専利法及びその実施細則のその他のすべての規定に合致しているか否かは、審査官の継続審査の対象内容となる。審査意見通知書への応答時に行われた補正について、審査官は補正後の請求の範囲で審査意見通知書において指摘した欠陥を解消しているか否か、このような補正で新たに発生するその他の欠陥をもたらしているか否かを判断しなければならない。出願人による自発補正について、審査官は当該補正後の請求の範囲に専利法及びその実施細則の規定に合致しないその他の欠陥があるか否かを判断しなければならない。

#### 5.2.2.2 明細書及びその要約書に対する補正

明細書に対する補正は、主に 2 つの状況がある。1 つは、明細書自体にあった専利法及びその実施細則の規定に合致しない欠陥に対する補正である。もう 1 つは、補正された請求の範囲に基づいた適応的な補正である。前記 2 種類の補正が、元の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えることがないのであれば、認められる。

細則 20

明細書及びその要約書に対する補正で認められるものとしては、以下に述べる各状況が含まれる。

(1) 発明の名称を補正することにより、保護を求める主題の名称を的確かつ簡潔に反映させること。独立請求項のカテゴリとして製品や方法、用途が含まれる場合には、これら保護を求める主題のすべてを発明の名称の中で反映させなければならない。発明の名称は可能な限り簡潔に短くしなければならず、一般的には 25 文字を超過してはならない。必要な時はこの限りではないが、60 文字を超えてはならない。

(2) 発明の属する技術分野に対する補正。当該技術分野とは、当該発明の国際特許分類表の分類箇所で反映される技術分野をいう。公衆や審査官が発明及びそれに対応する従来技術を明瞭に理解するように、発明の属する技術分野を国際特許分類表における階層の最も低い分類箇所に係る分野と関連づけさせるように補正することは、認められるものとする。

(3) 背景技術の部分を補正することにより、保護を求める主題と適応させること。独立請求項が、専利法実施細則第 24 条の規定に従って作成された場合には、明細書の背景技術の部分では、当該独立請求項の前提部分に記述した従来技術と関連している内容を記載し、これら背景技術を反映している書類を引用しなければならない。検索によって、出願人が元の明細書で引用した従来技術よりも、保護が請求さ

れている主題にさらに近い引用文献を審査官が発見した場合には、出願人が明細書を補正し、その部分に当該文献の内容を追加し、当該文献を引用すると同時に、関連しない従来技術の内容を削除することは、認められるものとする。指摘しなければならないのは、このような補正では実際に、原出願の請求の範囲と明細書に記載されていない内容が、明細書に追加されることとなるが、補正に係るのが発明自体でなく、背景技術のみであること、そして追加された内容が出願日以前に公知になった従来技術であることから、認められる。

(4) 発明の概要の部分のうち、当該発明によって解決される技術的課題に関連している内容に対して補正を行うことにより、保護を求める主題と適応させること。つまり、最も近い従来技術に対して、当該発明の技術的解決手段で解決される技術的課題を反映させること。言うまでもないが、補正後の内容は、元の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えてはならない。

## 細則 3.1

(5) 発明の概要の部分のうち、当該発明の技術的解決手段に関連している内容に対して補正することにより、独立請求項が保護を求める主題と適応させること。独立請求項について、専利法及びその実施細則の規定に合致する補正が行われているのであれば、当該部分でもそれに応じた補正をすることが認められる。独立請求項が補正されていないのであれば、元の技術的解決手段を変えない限り、当該部分について文言の整理や規範的でなかった用語の訂正、技術用語の統一化などの補正を行うことが認められる。

(6) 発明の概要の部分のうち、当該発明の有益な効果に関連している内容の補正。ある(複数の)技術的特徴が当初の出願書類において明瞭に記載されているものの、その有益な効果が明瞭に言及されていないが、当業者が当初の出願書類から直接的に、一義的にこの効果を推定することができる場合に限り、発明の有益な効果について適宜補正することが認められる。

(7) 図面の簡単な説明に対する補正。出願書類に添付図面があるにもかかわらず、図面の簡単な説明が欠けている場合には、不足している添付図面の説明を補正することが認められる。図面の簡単な説明が明瞭でない場合には、前後の文章に応じて適宜補正することは認められる。

(8) 最も好ましい実施形態又は実施例の補正。このような補正で認められる追加内容は、一般的に、元の実施形態又は実施例における具体的な内容の出所及び記載されていた、発明の有益な効果を反映するデータの標準測定法(使用される標準装置や器具を含む)の追加に限る。検索の結果から、原出願で保護を求める主題が、従来技術の一部となっていることが判明した場合には、出願人はこの部分の主題を反映している内容を削除するか、或いはそれが従来技術であることを明記しなければならない。

## 細則 21

(9) 添付図面の補正。添付図面の中から必要のない言葉や注釈を削除する場合には、それを明細書の文章部分に追加してもよい。添付図面の中の表記を補正することにより、明細書の文章部分と一致させる。文字説明が明瞭である場合は、局部の構造を明瞭にするため、局部の拡大図の追加が認められる。添付図面のアラビア数字の番号を補正することにより、図面1枚につき、1つの番号が付けられるように

する。

細則 26

(10) 要約書の補正。補正によって、要約書で発明の名称及び属する技術分野を明記し、解決しようとする技術的課題や当該課題を解決するための技術的解決手段の要点及び主要な用途を明瞭に反映させる。商業的な宣伝用語を削除する。要約書の添付図面を交換することにより、発明の技術的解決手段の主要な技術的特徴を最も反映させることができるようにする。

(11) 当業者が認識できる明らかな誤りに対する補正。つまり、文法の誤り、文字の誤り、印刷の誤りなど。これらの誤りに対する補正は、当業者が明細書全体及び前後の文章から見出すことのできる唯一の正解でなければならない。

### 5.2.3 認められない補正

法 33

明細書（及びその添付図面）と請求の範囲に対する、専利法第 33 条の規定に合致しないような補正は、一切認めないことを原則とする。

具体的に、出願の内容は、追加、変更及び/又はうち一部の削除により、当業者が目にした情報は、原出願に記載してある情報と異なるものとなり、そして原出願に記載してある情報から直接的に、疑う余地も無く確定することができない場合、このような補正は認められない。

ここでいう出願内容とは、元の明細書（及びその添付図面）と請求の範囲に記載してある内容をいい、優先権に係る書類の内容は一切含まない。

#### 5.2.3.1 認められない追加

内容の追加になる補正で認められないものは、以下に述べる状況を含む。

(1) 元の明細書（添付図面を含む）及び/又は請求の範囲から直接的、明確に認定することができないような技術的特徴を、請求項及び/又は明細書に書き入れること。

(2) 公開される発明を明瞭にする、若しくは請求項を完備するため、元の明細書（添付図面を含む）及び/又は請求の範囲から直接的に、疑う余地も無く確定することのできない情報を追加すること。

(3) 追加された内容が、添付図面を測量して得られる寸法パラメータにあたる技術的特徴である。

(4) 当初出願書類では言及しなかった付加的成分を導入することにより、原出願になかった特殊な効果が示されている。

(5) 当業者が当初の出願から直接的に導くことのできない有益な効果を追加している。

(6) 実験のデータを追加することで発明の有益な効果を説明している、及び/又は実施形態と実施例を追加することで、保護を求める請求項の範囲以内に発明が実施できるということを説明している。

(7) 元の明細書では言及しなかった添付図面の追加・補足は一般的に、認められない。背景技術に係る添付図面を追加・補足すること、若しくは元の添付図面の中の公知技術に係る添付図面を従来技術に最も近い添付図面に交換することは、認め



られるものとする。

### 5.2.3.2 認められない変更

内容の変更となる補正で認められないものは、以下に述べる状況を含む。

(1) 請求項における技術的特徴を変更したため、元の請求の範囲及び明細書に記載された範囲を超えた。

#### 【例 1】

元の請求項で、1 辺が開口したレコードカバーを限定している。添付図面には、3 辺を接着して一体とした、1 辺が開口したカバーの矢視図が 1 枚だけ示されている。その後、出願人が請求項を「少なくとも 1 辺が開口したカバー」と補正し、元の明細書には「1 以上の辺で開口してもよい」ということについての言及がどこにもない場合には、こうした補正は、元の請求の範囲及び明細書に記載された範囲を超えたものとなる。

#### 【例 2】

元の請求項がゴムを製造するための成分に関するものである場合、元の明細書においてははっきりと明記されている場合を除き、これを弾性材料を製造するための成分に変更してはならない。

#### 【例 3】

元の請求項で自転車のブレーキについての保護を求めており、その後に出願人が請求項を車両のブレーキに補正したが、元の請求の範囲及び明細書からは、補正後の技術的解決手段を直接得ることができない。このような補正も、元の請求の範囲及び明細書に記載された範囲を超えるものである。

#### 【例 4】

当初出願書類から直接的に得られない「機能的用語+装置」という方式で、具体的な構造的特徴を備える部品やパーツを代替する。このような補正は、元の請求の範囲及び明細書に記載された範囲を超えるものである。

(2) 明確でない内容を明確で具体的な内容に変更するために、当初出願書類になかった新しい内容を導入する。

#### 【例】

高分子化合物の合成に関する発明専利出願において、当初出願書類では、「やや高い温度」で重合反応が進行するとだけ記載されていた。出願人が、審査官の引用した引用文献に 40°C で同じ重合反応が進行するとの記載を見て、元の明細書の「やや高い温度」を「40°C より高い温度」に変更した。「40°C より高い温度」の表現は、「やや高い温度」の範囲に含まれているが、当初出願書類において、「やや高い温度」が「40°C より高い温度」を指していることを、当業者は理解できない。ゆえに、のような補正は新しい内容の導入となる。

(3) 当初出願書類において分離している複数の特徴を、新たな組み合わせとなるように変更したが、当初出願書類ではこれら分離している特徴の相互間の関連性について明確に言及していない。

(4) 明細書の中のある特徴を変更することにより、変更後に反映された技術的内

容が、当初出願書類に記載してある内容と異なったものとなり、元の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えた。

**【例 1】**

多層積層板に関連する発明専利出願において、当初出願書類には、異なる層状に配置した数種類の実施形態が記述されている。その中の 1 つの構造は、外層がポリエチレンである。出願人が明細書を補正して、外層のポリエチレンをポリプロピレンと変更した場合、このような補正は認められない。なぜなら、補正後の積層板が、当初記載されていた積層板とは全く違うものになったからである。

**【例 2】**

当初出願書類に、「例えば螺旋ばねの支持物」との内容が記載されているが、明細書の補正で、「弾性支持物」に変更したことにより、具体的な螺旋ばねによる支持方式を、すべての可能な弾性支持方式に拡大したことになる。従って、その反映している技術的内容が、元の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えたものとなった。

**【例 3】**

当初出願書類において温度条件を 10℃又は 300℃と限定しており、その後に明細書において 10℃～300℃に補正した場合、当初出願書類に記載された内容から直接的に、疑う余地も無くその温度範囲が得られなければ、その補正は元の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えたものとなる。

**【例 4】**

当初出願書類において組成物のある成分の含有量を 5%又は 45%～60%と限定しており、その後明細書で 5%～60%に補正された場合、当初出願書類に記載された内容から直接的に、疑う余地もなくその含有量の範囲が得られなければ、その補正は元の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えたものとなる。

**5.2.3.3 認められない削除**

内容の削除となる補正で認められないものは、以下に述べる状況を含む。

(1) 独立請求項から、原出願において発明の必要な技術的特徴として明確に認定された技術的特徴、即ち、元の明細書において一貫して発明の必要な技術的特徴として記述されていた技術的特徴、を削除すること、若しくは請求項から、明細書に記載された技術的解決手段に関連している技術用語を削除すること、又は請求項から、明細書において明確に認定されたもので、具体的な応用範囲についての技術的特徴を削除すること。

例えば、「リブのある側壁」を「側壁」に変更すること。また、元の請求項は「ポンプに用いられる回転軸シール…」であったのに対して、補正後の請求項では「回転軸シール」になるなど。前記補正はいずれも認められない。なぜなら、元の明細書から根拠を見出すことができないからである。

(2) 明細書からある内容を削除することにより、補正後の明細書が、元の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えたものとなる。

例えば、多層積層板に関する発明専利出願において、その明細書には、異なる層

状に配置した数種類の実施形態が記述されている。その中の1つの構造は、外層がポリエチレンである。出願人が明細書を補正して、外層のポリエチレン層を取り除いたのであれば、こうした補正は認められない。なぜなら、補正後の積層板が、当初記載されていた積層板とは全く違うものとなったからである。

(3) 元の明細書及び請求の範囲において、ある特徴の当初の数値範囲のその他の中間数値が記載されておらず、そして、引用文献で公開された内容で発明の新規性や創造性に影響を与えること、若しくは当該特徴に当初の数値範囲のある部分を取ると、発明が実施できないことに鑑みて、出願人が、具体的に「放棄する」方式を採用し、前述した当初の数値範囲から当該部分を排除することにより、保護を求め技術的解決手段の中の数値範囲を、全体から見ると、明らかに当該部分を含まないようにした場合、このような補正が、元の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えるため、出願人が、出願当初の記載内容に基づき、当該特徴に「放棄」された数値を取ると、同発明が実施できなくなること、若しくは、当該特徴に「放棄」後の数値を取ると、同発明に新規性と創造性を有することを証明できる場合を除き、このような補正は認められないものである。例えば、保護を求め技術的解決手段において、ある数値範囲が  $X_1=600\sim 10000$  で、引用文献で公開された技術的内容と当該技術的解決手段との相違点は、記載された数値範囲が  $X_2=240\sim 1500$  であることにある。 $X_1$  と  $X_2$  が部分的に重なっているため、当該請求項は新規性を有さない。出願人は具体的に「放棄する」方式を採用して、 $X_1$  を補正し、 $X_1$  のうちの  $X_2$  と重なった部分である  $600\sim 1500$  を除外して、保護を求め技術的解決手段における当該数値範囲を  $X_1>1500$  から  $X_1=10000$  に補正した。もし出願人が当初の記載内容と従来技術に基づき、 $X_1>1500$  から  $X_1=10000$  の数値範囲で、本発明が引用文献で公開された  $X_2=240\sim 1500$  に対して創造性があることを証明できず、また、 $X_1$  に  $600\sim 1500$  を取ると、本発明が実施できないことを証明できないのであれば、このような補正は認められない。

## 5.2.4 補正の具体的な形式

### 5.2.4.1 差し替え頁の提出

専利法実施細則第58条の規定に基づき、明細書又は請求の範囲の補正部分については、所定の書式に従った差し替え頁を提出しなければならない。差し替え頁の提出については、2つの方式がある。

#### (1) 差し替え頁及び補正対照表の提出

この方式は、補正内容の多い明細書、請求の範囲及び補正が施されたすべての添付図面に適する。出願人は、差し替え頁を提出すると同時に、補正前・後の対照明細表を提出しなければならない。

#### (2) 差し替え頁と原本の複製書類において補正を行った対照頁を提出する。

この方式は、補正内容の少ない明細書と請求の範囲に適する。出願人が差し替え頁を提出すると同時に、原本の複製書類において直接補正を行った対照頁を提出することにより、審査官が補正内容に気付くことができるようにしなければならない。

い。

細則 58 及び  
57.4

#### 5.2.4.2 職権による訂正

通常、出願に対する補正は、出願人が正式な書類という形式により申し立てなければならない。出願書類の中の個別の文字や表記に対する訂正或いは増減、及び発明の名称又は要約書における明白な誤り（本章第 5.2.2.2 節（11）と第 6.2.2 節を参照）に関する訂正は、審査官が職権に基づいて行い、出願人に通知することができる。

### 6. 拒絶査定及び専利権付与の通知

法 38 及び 39  
細則 64

審査官は、可能な限り短時間で出願の実体審査を完了させなければならない。通常、審査意見通知書を 1 回又は 2 回発行した後に、審査官は拒絶査定を下すか、又は専利権を付与する旨の通知書を発行することができる。決定或いは通知書を発行した場合、出願人からの文書提出や応答、補正については一切考慮しない。

#### 6.1 拒絶査定

##### 6.1.1 出願を拒絶する条件

法 38

審査官は拒絶査定を下す前に、実体審査を行った結果、専利法実施細則第 59 条に規定する拒絶すべき状況に該当すると判断した出願の事実や、理由、証拠を出願人に通知し、意見陳述及び/又は出願書類の補正の機会を最低 1 回、出願人に与えなければならない。

拒絶査定は一般的に、2 回目の審査意見通知書の後に下すべきである。ただし、出願人が、1 回目の審査意見通知書で指定する期限内において、通知書で指摘された拒絶につながる欠陥に対して、説得性のある意見陳述及び/又は証拠を提出しておらず、そして、当該欠陥についての出願書類の補正も行っていないか、又は補正は文字の間違いの訂正や表現の変更にとどまるもので、技術的解決手段を実質的に変更していない場合には、審査官は直接拒絶査定を下すことができる。

出願人が出願書類の補正を行った場合、仮に、補正後の出願書類において、出願人に通知済みの理由や証拠によって拒絶となりうる欠陥が依然存在しているとしても、拒絶の対象事実が変更となった場合は、もう一度、意見陳述及び/又は出願書類の補正の機会を出願人に与えなければならない。ただし、その後の、同一種の欠陥に係る再度の補正の場合、補正後の出願書類において、出願人に通知済みの理由や証拠によって拒絶となりうる十分な欠陥がなおも存在している場合には、ヒアリングの原則及び手続の省略原則の双方に考慮し、審査官は審査意見通知書を再度発行する必要がなく、直接拒絶査定を下すことができる。

##### 6.1.2 拒絶の種類

法 5  
法 25

専利法実施細則第 59 条に規定する発明専利出願への拒絶は以下の事由を含む。  
(1) 専利出願の主題が、法律や公序良俗に違反し、又は公共利益を害し、若しく

は出願の主題が法律や行政法規に違反して遺伝資源を獲得又は利用し、かつ当該遺伝資源に依存して完成し、或いは出願の主題が専利法第 25 条に規定する発明専利権を付与しない客体に該当する。

- 法 2.2 (2) 専利出願が、製品、方法又はその改善に対して行われた新たな技術的解決手段ではない。
- 法 19.1 (3) 専利出願に係る発明が中国で完成され、かつ外国へ専利出願をする前に専利局に秘密保持審査について請求していない。
- 細則 11 (4) 専利出願の過程で信義誠実の原則に違反し、真の発明創造の活動を基礎としておらず、虚偽を行った場合。
- 法 22 (5) 専利出願の対象発明が、新規性、創造性又は実用性を有さない。
- 法 26.3 及び 4 (6) 専利出願において保護を求める主題を十分に開示していない、又は請求項は明細書を根拠としていない、或いは請求項は専利による保護を求める範囲について明確かつ簡潔に限定していない。
- 法 26.5 (7) 専利出願の対象が遺伝資源に依存して完成された発明創造であり、出願人が専利出願書類において当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を明記していない、そして原始的由来を明記できない場合、その理由も陳述していない。
- 法 31.1 (8) 専利出願が専利法における発明専利出願の単一性に関する規定に合致していない。
- 法 9 (9) 専利出願の発明が、専利法第 9 条の規定により専利権を取得できないものである。
- 細則 23.2 (10) 独立請求項において、技術的課題を解決するために必要な技術的特徴が欠けている。
- 法 33 (11) 出願の補正又は分割出願によって、当初の明細書と請求の範囲の記載範囲を超えたものとなった。
- 細則 49.1

### 6.1.3 拒絶査定の構成

拒絶査定には以下 2 つの部分を含まなければならない。

#### (1) フォーマット

フォーマット内の各項目は、要求に従って、完全に記入しなければならない。

出願人が 2 人以上いる場合には、出願人全員の氏名又は名称を記入しなければならない（本指南第五部分第六章第 1.2 節を参照）。

#### (2) 拒絶査定の本文

拒絶査定の本文は、経緯、拒絶の理由及び決定の 3 部分を含む。

### 6.1.4 拒絶査定の本文の記載

#### 6.1.4.1 経緯

経緯では、出願の審査過程を簡潔に陳述しなければならない。とくに拒絶査定に関連している状況、つまりこれまでの各回の審査意見（用いた証拠を含む）及び出

願人の応答の概要、拒絶に繋がる出願の欠陥、及び拒絶査定の対象となる出願書類などである。

#### 6.1.4.2 拒絶の理由

拒絶の理由の部分では、審査官は拒絶査定 of 根拠となる事実、理由と証拠について詳しく論述し、とくに以下各号の要件に注意を払わなければならない。

(1) 法律の条項を正確に選定・運用すること。同時に専利法及びその実施細則の異なる条項に基づいて出願を拒絶することができる場合には、その中で最も適合した、主導的地位にある条項を、拒絶を下す主要な法的根拠として選定するとともに、出願におけるその他の実質的な欠陥を簡潔に指摘しなければならない。

(2) 説得性のある事実、理由と証拠を拒絶の根拠としており、そしてこれら事実、理由と証拠についてのヒアリングは、本章第 6.1.1 節に述べた出願の拒絶条件に合致している。

(3) 専利法第 22 条の規定に合致しておらず、そして補正が施されても、専利権が付与されない出願については、各請求項を逐一分析しなければならない。

拒絶の理由は、十分に完備しているもので、説明の徹底性、論理の厳密性、用語の適切性を備えなければならない。法律の条項を引用するのみであったり、断言するのみであったりしてはならない。審査官は、拒絶の理由の部分において、出願人の弁明意見について簡潔なコメントをしなければならない。

#### 6.1.4.3 決定

審査官は、決定の部分において、拒絶の理由が専利法実施細則第 59 条にあるどの状況に該当しているものかを明記した上、専利法第 38 条の規定に基づき、当該出願を拒絶するとの結論を導かなければならない。

### 6.2 専利権付与の通知

#### 6.2.1 専利権付与の通知書を発行する条件

法 39  
細則 60.1

発明専利出願について実体審査を行った結果、拒絶の理由を発見しない場合には、専利局は専利権を付与する旨の決定を下さなければならない。専利権を付与する旨の決定を下す前に、発明専利権を付与する旨の通知書を発行しなければならない。権利付与対象書類は、出願人が書面による方式で最終確認したものでなければならない。

#### 6.2.2 専利権付与の通知書を発行する時に実施すべき作業

細則 57.4

専利権付与の通知書の発行前に、審査官が権利付与対象書類に対して、以下のよう職権に基づいた補正を行うことは認められる（本章第 5.2.4.2 節を参照）。

(1) 明細書について：明らかに不適切な発明の名称及び/又は発明の属する技術分野を補正すること、字の間違い、間違った記号、表記などを訂正すること、明らか

に規範的でなかった用語を補正すること、明細書各部で漏れた見出しを補足すること、添付図面における必要のない文字説明等を削除すること。

(2) 請求の範囲について：誤った文字、誤った句読点、誤った添付図面の表記を訂正すること、添付図面の表記に括弧を追加すること。ただし、保護範囲の変化となり得る訂正は、職権による訂正の範囲に該当しない。

(3) 要約書について：要約書の中の不適切な内容及び明らかな誤りを訂正する。審査官が行った前記訂正は、出願人に通知しなければならない。

審査官はさらに、以下に掲げる作業を順次実施しなければならない。分類番号を確認し、補正が発生した場合、分類の裁決を経た責任者が裁定する必要がある。権利付与書類を確定し、発明の名称が訂正された、又は優先権が確認後に変更された場合、書誌的事項の変更を行わなければならない。

権利付与の重複を避ける必要がある場合、権利付与の重複を避けての結論の確認を行わなければならない。

## 7. 実体審査手続の終了・中止と回復

### 7.1 手続の終了

発明専利出願の実体審査手続は、審査官による拒絶査定、そして決定の発効、又は専利権付与の通知書の発行、若しくは出願人による自発的出願の取下げ、或いは出願が取り下げられたものとしてみなされることにより終了する。

各出願について、照会、統計の便宜上、審査官は個人審査ファイルを作成することができる（本章第 3.3 節を参照）。

### 7.2 手続の中止

実体審査手続は、専利出願権の帰属をめぐる紛争の当事者が専利法実施細則第 103 条第 1 項の規定に基づいた請求により中止する、若しくは財産保全により中止する可能性がある。

### 7.3 手続の回復

専利出願は、不可抗力事由又は正当な理由によって、専利法若しくはその実施細則に規定する期限、或いは専利局が指定した期限に遅れたため、取り下げられたものとみなされることによって手続が終了した場合には、専利法実施細則第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、出願人は終了された実体審査手続の回復について専利局に請求することができる。権利が回復された場合には、専利局は実体審査手続を回復する。

細則 103.3

専利出願権の帰属をめぐる紛争の当事者による請求で中止となった実体審査手続は、専利局が法的効力を生じた調停書或いは判決書を受け取った後に、権利者の変動に係るものでない場合には、すみやかに回復しなければならない。権利者の変動に係る場合には、対応する書誌的事項変更手続を行った後に回復する。前記中止請求日より 1 年以内に、専利出願権の帰属をめぐる紛争案件が終結しておらず、請

求人も中止の延長を請求していない場合には、専利局は自ら、中止された実体審査手続を回復する。

#### 8. 前置審査及び復審後の審査の継続

審査官は転送された復審請求書に対して前置審査を行った前置審査意見を作成しなくてはならない。前置審査の要求について、本指南第四部分第二章第3節の規定を適用する。

細則 67.2

復審・無効審判部門が、専利局の拒絶査定を取り消す旨の復審決定を下した後に、審査官は専利出願について継続審査を行わなければならない。継続審査の要求について、本章の規定を適用する。ただし、継続審査の過程において審査官は、同じ事実や理由、証拠により、当該復審決定意見と相反するような拒絶査定を下してはならない（本指南第四部分第二章第7節を参照）。



## 第九章 コンピュータープログラムに係る発明専利出願の審査 に関する若干の規定

### 1. 序文

コンピュータプログラムに係る発明専利出願の審査は、ある程度の特殊性を有する。本章では、専利法及びその実施細則の規定に基づき、コンピュータプログラムに係る発明専利出願の審査の特殊性について具体的に規定することを趣旨とする。

コンピュータプログラムに係る発明専利出願の審査は、その他の分野の発明専利出願と同様の一般性も有する。本章に言及のない一般的な審査事項については、本指南のその他の章の規定に準拠して、コンピュータプログラムに係る発明専利出願を審査しなければならない。

本章でいうコンピュータプログラムそのものとは、ある種の結果を得るため、コンピュータなど情報処理能力を備える装置が実行するコード化された指令の組み合わせ、若しくはコード化された指令の組み合わせに自動的に変換できる符号化された指令の組み合わせ、又は符号化された語句の組み合わせをいう。コンピュータプログラムそのものには、ソースプログラム及びオブジェクトプログラムが含まれる。

本章でいうコンピュータプログラムに係る発明とは、発明で提示する課題を解決するため、コンピュータプログラムの処理フローが全部又は一部の基礎となっており、コンピュータが前記フローに沿って作成されるプログラムを実行することにより、コンピュータ外部又は内部の対象を制御、又は処理する解決手段をいう。ここでいう外部の対象に対する制御又は処理には、ある外部の実行手続、或いは外部の実行装置に対する制御や、外部データに対する処理や交換などを含む。ここでいう内部の対象に対する制御又は処理には、コンピュータシステムの内部性能の改良やコンピュータシステム内部のリソースの管理とデータ伝送についての改善などを含む。コンピュータプログラムに係る解決手段にコンピュータハードウェアの改変を含めることは必須ではない。

### 2. コンピュータープログラムに係る発明専利出願の審査基準

審査は、保護を求める解決手段、つまり、各請求項により限定される解決手段を対象としなければならない。

専利法第 25 条第 1 項第 (2) 号の規定に基づき、知的活動の規則及び方法には専利権を付与しない。コンピュータプログラムに係る発明専利出願が、本部分第一章第 4.2 節にいう状況に該当する場合、当該節の原則に従って審査を行う。

(1) ある請求項が、ある計算方法或いは数学上の計算規則、若しくはコンピュータプログラムそのものや媒体（例えば磁気テープ、ディスク、光ディスク、光磁気ディスク、ROM、PROM、VCD、DVD 或いはその他コンピュータ読み取り可能な媒

体) だけに記憶されるコンピュータープログラム、又はゲームの規則や方法などのみに係るものである場合には、当該請求項は知的活動の規則及び方法に該当するため、専利によって保護される客体には該当しない。

ある請求項は、主題の名称を除いて、これを限定するすべての内容が、ある計算方法或いは数学上の計算規則、若しくはプログラムそのもの、又はゲームの規則や方法などのみに係るものである場合には、当該請求項は実質的に、知的活動の規則及び方法にのみ係るため、専利で保護する客体とはならない。

例えば、記憶されたプログラムそのものによってのみ限定されるコンピューター読み取り可能な記憶媒体、又はあるコンピュータープログラム製品、或いは、ゲームの規則のみによって限定されており、如何なる物理的な実体も含まない特徴によって限定されるコンピューターゲーム装置などの、如何なる技術的特徴も含まないものは、実質的に、知的活動の規則及び方法のみに係るものであるため、専利によって保護される客体に該当しない。ただし、発明専利出願で保護を求める媒体が、その物理特性の改良に係るものである場合、例えば、積層構造やトラックピッチ、材料などは、この類に該当しない。

(2) 前述 (1) に述べた状況を除き、ある請求項が限定するすべての内容に、知的活動の規則及び方法の内容も含まれていると同時に、技術的特徴も含まれている場合、例えば、前記ゲーム装置などを限定する内容にゲームの規則も技術的特徴も含まれているのであれば、当該請求項は全体として、知的活動の規則及び方法でないため、専利法第 25 条に準拠して専利権を獲得する可能性を排除してはならない。

専利法第 2 条第 2 項の規定に基づき、専利法にいう発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術的解決手段を指す。コンピュータープログラムに係る発明専利出願は、技術的解決手段を構成している場合に限り、専利によって保護される客体となる。

コンピュータープログラムに係る発明専利出願の解決手段において、技術的課題を解決することがコンピュータープログラムを実行する目的であって、コンピューターでコンピュータープログラムを実行して、コンピューター外部又は内部の対象を制御、又は処理する際に、自然法則に準拠した技術的手段が反映されており、それによって自然法則に合致した技術的効果を獲得する場合には、このような解決手段は、専利法第 2 条第 2 項でいう技術的解決手段に該当し、専利によって保護される客体に該当する。

### 3. コンピュータープログラムに係る発明専利出願の審査例

前記審査基準に基づいたコンピュータープログラムに係る発明専利出願の審査例を以下に挙げる。

(1) 専利法第 25 条第 1 項第 (2) 号の範囲に属するコンピュータープログラムに係る発明専利出願は、専利によって保護される客体には該当しない。

#### 【例 1】

コンピュータープログラムを利用した円周率の求め方

### 出願内容の概要

発明専利出願の解決手段は、コンピュータプログラムを利用した円周率の求め方である。当該方法では、まずは均等かつ十分に精確な「ドット」である正方形の面積を区切る。それから、この正方形の内接円を作成する。そして、コンピュータプログラムを実行して、円周率 $\pi$ を求める。当該コンピュータプログラムにおいて、まずは前記正方形内で均等に分布している「ドット」についてパルス計数を行い、それから以下の計算式で計算して、円周率 $\pi$ を求める。

$$\pi = \left( \frac{\Sigma \text{円内「ドット」の計数値}}{\Sigma \text{正方形内「ドット」の計数値}} \right) \times 4$$

計算においては、サンプリングする「ドット」をより多く、より細かく区切ると、円周率の値の計算もより精確にできる。

### 出願に係る請求項

コンピュータプログラムを利用した円周率の求め方であって、正方形内の「ドット」の数を計算するステップと、前記正方形の内接円内の「ドット」の数を計算するステップと、式により、円周率を求めるステップとを含むことを特徴とするコンピュータプログラムを利用した円周率の求め方。

$$\pi = \left( \frac{\Sigma \text{円内「ドット」の計数値}}{\Sigma \text{正方形内「ドット」の計数値}} \right) \times 4$$

### 分析及び結論

この解決手段は、コンピュータプログラムで実行される純数学的な演算方法又は規則のみに係るものであり、本質的には、人間の抽象的な思考方法に該当する。ゆえに、当該発明専利出願は、専利法第25条第1項第(2)号に規定の知的活動の規則及び方法に該当しており、専利で保護する客体にはならない。

#### 【例2】

動摩擦係数 $\mu$ の自動計算法

### 出願内容の概要

発明専利出願の解決手段は、コンピュータプログラムを利用した動摩擦係数 $\mu$ の自動計算法に係る。従来の動摩擦係数の測定法では、測定対象の紐状物を固定した速度で牽引する装置を利用し、摩擦片の位置の変化量である $S_1$ と $S_2$ を別々に測定した上で、以下の計算式

$$\mu = (\lg S_2 - \lg S_1) / e \text{ により、測定対象の紐状物の動摩擦係数 } \mu \text{ を算出する。}$$

### 出願に係る請求項

コンピュータープログラムを利用した動摩擦係数  $\mu$  の自動計算法であって、摩擦片の位置の変化量  $S_1$  と  $S_2$  の比を計算するステップと、変化量の比  $S_2/S_1$  の対数の  $\lg S_2/S_1$  を計算するステップと、対数  $\lg S_2/S_1$  と  $e$  の比を求めるステップと、を含むことを特徴とするコンピュータープログラムを利用した動摩擦係数  $\mu$  の自動計算を実現する方法。

### 分析及び結論

この解決手段は、測定法の改良でなく、コンピュータープログラムで実行される数値の計算法である。求めるのは物理量に関連しているものではあるが、解答を求める過程は1種の数値計算であり、当該解決手段は全体として、1種の数学上の計算法に該当している。ゆえに、当該発明専利出願は専利法第25条第1項第(2)号で規定する知的活動の規則及び方法に該当しており、専利で保護する客体にはならない。

#### 【例3】

全世界言語文字に適用する転換方法

### 出願内容の概要

従来の自動翻訳システムは一对一、一对複数、又は複数対複数で行われる言語処理システムにとどまっている。その課題として、プログラムの複雑さ、各種品詞に対する品詞の表記方式が違ふことや、量の膨大さ及び複雑さがあげられる。前述した欠陥に対して、統一された、そして全世界で任意の多種言語向けの翻訳の方法を提供するこの発明専利出願では、エスペラント補助言語の表記方式と同一の「全世界言語文字入力法」を利用して、異なる言語の文法や文の構造の統一化を実現している。言語の転換時に、エスペラント及びエスペラント補助言語を機械翻訳の仲介言語としている。

### 出願に係る請求項

コンピューターを利用した全世界言語文字の汎用的な転換方法であって、全世界の言語文字を、まずは単語の後に子音アルファベットによる語彙表記、それから子音アルファベットによる構文表記の方式で統一して、各入力言語に対応した入力言語の補助言語を形成させるステップと、エスペラントとエスペラント補助言語である仲介言語と入力した言語の補助言語との対応関係により、言語転換を実行するステップと、を含むコンピューターを利用した全世界言語文字の汎用的な転換方法において、その特徴は以下のとおりである。前記入力時の語彙表記と構文表記の方式が、エスペラント補助言語を形成した語彙表記と構文表記の方式と同じであって、うち、語彙表記の方式では、 $-m$ が名詞、 $-x$ が形容詞、 $-y$ が複数、 $-s$ が数詞、 $-f$ が副詞になり、前記構文表記の方式では、 $-z$ が主語、 $-w$ が述語、 $-d$ が連

体修飾語、－nが目的語、－bが変述語を含む補語、－kが連用修飾語になる、ことを特徴とするコンピュータを利用した全世界言語文字の汎用的な転換方法。

### 分析及び結論

この解決手段において、主題の名称の中にコンピュータが含まれているが、これを限定するすべての内容は、統一される翻訳用仲介言語を利用して、全世界の言語文字の入力規則を人為的に定めることにより、全世界の言語について方式の統一される翻訳、転換を実現するというものにとどまっている。当該解決手段は、機械翻訳方法の改良ではない。機械翻訳について、異なる言語文字自体に固有の客観的な言語の規律とコンピュータ技術を結合した改良を示していない。その代わりに、発明者自身の主観的認識を元に、言語文字の転換規則を改めて規定・定義し、入力言語の補助言語と仲介言語の対応関係がエスペラント補助言語に統一される語彙表記及び構文表記の規則だけを表している。本質としては、専利法第25条第1項第(2)号に規定する知的活動の規則及び方法に該当しており、専利で保護する客体にはならない。

(2) (技術的課題を解決するために、技術的手段を利用して、技術的效果を獲得するコンピュータプログラムに係る発明専利出願は、専利法第2条第2項に規定する技術的解決手段に該当するため、専利によって保護される客体に該当する。

#### 【例4】

ゴムのプレス成形プロセスの制御方法

### 出願内容の概要

コンピュータプログラムを利用したゴムのプレス成形プロセスの制御方法に係る発明専利出願である。当該コンピュータプログラムでは、当該成形プロセスにおけるゴム加硫時間を精確かつリアルタイムに制御することができるため、従来技術のゴムプレス成形プロセスではよくある加硫超過や加硫不足といった欠陥を解消し、ゴム製品の品質を大いに高めている。

### 出願に係る請求項

コンピュータプログラムを利用したゴムのプレス成形プロセスの制御方法であって、温度センサを介してゴム加硫温度のサンプリングを行うステップと、前記加硫温度に呼応して、ゴム製品の加硫過程における適正加硫時間を算出するステップと、前記適正加硫時間が所定の適正加硫時間に達しているかを判断するステップと、前記適正加硫時間が所定の適正加硫時間に達したら、直ちに加硫終了信号を発信するステップと、を含むことを特徴とするコンピュータプログラムを利用したゴムのプレス成形プロセスの制御方法。

### 分析及び結論

当該解決手段は、コンピュータープログラムを利用したゴムのプレス成形プロセスの制御法であり、ゴムの加硫超過及び加硫不足の防止を目的としており、解決するのは技術的課題である。当該方法では、コンピュータープログラムを実行することにより、ゴムのプレス成形プロセスの処理を果たし、ゴムの加硫原理に基づいたゴム加硫時間の精確かつリアルタイムな制御を反映し、自然法則に準拠した技術的手段を利用している。加硫時間を精確かつリアルタイムに制御したため、ゴム製品の品質を大いに高めて、技術的効果を獲得することになった。ゆえに、当該発明専利出願は、コンピュータープログラムを実行することによって、工業プロセスの制御を実現する解決手段であり、専利法第 2 条第 2 項に規定した技術的解決手段に該当するため、専利によって保護される客体に該当する。

#### 【例 5】

モバイルコンピューティング装置の記憶容量の拡大方法

#### 出願内容の概要

ポータブルコンピューターや携帯電話など従来のモバイルコンピューティング装置は、体積や携帯性が求められ、通常は、小記憶容量のフラッシュメモリを記憶メディアとしているため、記憶容量に制限されるモバイルコンピューティング装置で、大記憶容量が必要なマルチメディアデータを処理することができなくなる。そのため、モバイルコンピューティング装置にはマルチメディア技術の応用化が実現されていない。仮想装置ドキュメントシステムを利用したモバイルコンピューティング装置の記憶容量拡大方法を提供するこの発明専利出願において、モバイルコンピューティング装置がサーバ上の大容量記憶スペースをローカル運用に利用できるようにしている。

#### 出願に係る請求項

仮想装置ドキュメントシステムを利用したモバイルコンピューティング装置の記憶容量拡大方法であって、モバイルコンピューティング装置において、仮想装置ドキュメントシステムモジュールを構築し、モバイル装置のオペレーティングシステムにセットするステップと、仮想装置ドキュメントシステムモジュールを通じて、モバイルコンピューティング装置でのアプリケーションのために仮想記憶スペースを提供するとともに、この仮想記憶スペースへの読取り・書込み要請をネットワークを介してリモートサーバへと発信するステップと、リモートサーバにおいて、モバイルコンピューティング装置から送信される読取り・書込み要請をサーバ上のローカル記憶装置への読取り・書込み要請に転化して、読取り・書込み結果をネットワークを介してモバイルコンピューティング装置まで返送するステップと、を含むことを特徴とする仮想装置ドキュメントシステムを利用したモバイルコンピューティング装置の記憶容量拡大方法。

## 分析及び結論

当該解決手段は、モバイルコンピューティング装置の記憶容量の改良方法で、ポータブルコンピューターなどモバイルコンピューティング装置の有効な記憶容量をいかに増加させるかという技術的課題を解決している。この方法では、コンピュータープログラムを実行することにより、モバイルコンピューティング装置の内部の運転性能の改良を実現しており、仮想装置ドキュメントシステムモジュールを利用したローカルコンピューターにおける仮想記憶スペースの構築により、ローカル記憶装置に対するアクセスを、サーバ上の記憶装置に対するアクセスへと転換することを反映している。そして、自然法則に準拠した技術的手段を利用して、モバイルコンピューティング装置におけるデータ記憶がそれ自体の記憶容量に制限されないとの技術的効果を得ている。ゆえに、当該発明専利出願は、コンピュータープログラムを実行することにより、コンピューターシステム内部の性能改良を実現した技術的解決手段であり、専利法第 2 条第 2 項に規定する技術的解決手段に該当するため、専利によって保護される客体に該当する。

### 【例 6】

画像ノイズの除去方法

## 出願内容の概要

従来技術では通常は平均値フィルター法、即ち、ノイズ周囲のピクセルの平均値をノイズの画素値の代わりに用いる方式で、画像のノイズを除去している。しかし、それでは隣接画素間のグレースケールの差を縮め、画像ぶれが起きることになる。この発明専利出願で提示する画像ノイズの除去方法は、確立統計論における  $3\sigma$  原理を利用して、グレースケール値が平均値の分散の上下 3 倍以外にあたるピクセルをノイズとみなして除去し、グレースケール値が平均値の分散の上下 3 倍以内にあたるピクセルについては、そのグレースケール値を修正しないということにより、画像ノイズを効果的に除去するとともに、画像ノイズの除去処理で起きる画像ぶれを低減させるものである。

## 出願に係る請求項

画像ノイズの除去方法であって、コンピューターに入力する処理待ち対象画像の各画素データを取得するステップと、当該画像の全画素のグレースケール値を用いて、当該画像のグレースケールの平均値及びそのグレースケールの分散値を算出するステップと、当該画像の全画素のグレースケール値を読み取り、各画素のグレースケール値が平均値の分散の上下 3 倍以内にあたるかを個々に判断し、そうである場合には、当該画素のグレースケール値を修正しないが、そうでなければ、当該画素がノイズとなり、当該画素のグレースケール値を修正することにより、ノイズを除去するステップと、を含むことを特徴とする画像ノイズの除去方法。

### 分析及び結論

当該解決手段は画像データの処理方法である。解決しようとする課題は、どうやって効果的に画像ノイズを除去すると同時に、画像ノイズの除去処理で起きる画像ぶれを低減させるかという技術的課題である。当該方法では、コンピュータープログラムを実行することにより、画像データのノイズ除去の処理を実現し、技術的な意味を持つ画素データのグレースケールの平均値及びグレースケールの分散値に応じて、グレースケール値が平均値の分散の上下 3 倍以外にあたるピクセルを画像ノイズとみなして除去しながら、グレースケール値が平均値の分散の上下 3 倍以内にあたるピクセルを画像信号とみなし、そのグレースケール値を修正せずに、従来技術のようなすべてのピクセルを平均値で代えるという欠陥を回避することを反映している。そして、自然法則に準拠した技術的手段を利用して、画像ノイズを効果的に除去すると同時に、画像ノイズの除去処理で起きる画像ぶれを低減させるとの効果をj得ている。また、代えられるピクセルが著しく減少するため、システムにおける演算の量を減らし、画像処理速度と画質の向上につながる。ゆえに、得られたのが技術的効果である。従って、当該発明専利出願は、コンピュータープログラムを実行することにより、外部の技術的データを処理する解決手段であり、専利法第 2 条第 2 項に規定する技術的解決手段に該当するため、専利によって保護される客体に該当する。

#### 【例 7】

コンピュータープログラムを利用した液体粘度の測定方法

#### 出願内容の概要

液体の粘度は、液体の製造や応用の過程でよく利用される重要な技術指標である。通常の液体粘度の測定方法は、回転式測定装置を利用した手動操作で行われる。まずは、モーターで回転子を動かし、液体の中で回転させる。回転子の回転角度は、針が目盛盤でひねる角度で反映される。それから、目盛盤からひねる角度を読み取って、液体の粘度値の測定値を得る。当該測定法にある問題点は、測定過程を手動操作で実施するもので、測定速度が遅く、精度が低く、製造現場でのリアルタイム検査・測定に適しないということである。この発明専利出願で提示されたコンピュータープログラム制御を利用した粘度測定方法は、コンピュータープログラムを実行することにより、液体の粘度測定 of データ収集やデータ処理、データ表示の過程を自動制御して、製造現場でのリアルタイム検査・測定を実現している。

#### 出願に係る請求項

コンピュータープログラムを利用した液体粘度の測定方法であって、前置パラメータ信号処理プログラムで、液体の種類に応じて適宜なセンサーカメラの回転速度を確定するステップと、センサーカメラを液体の中で前記回転速度で回転・切込み動作をさせ、センサーカメラで検知した液体の粘着抵抗値を電流信号に変換するた



めに、センサーカメラ制御プログラムを介してセンサーカメラを起動するステップと、センサーカメラ信号処理プログラムを介して、前記電流信号に基づいて液体の粘度値を算出し、かつ算出した粘度値を液晶ディスプレイに送信して表示するか、或いは通信インターフェースを通して生産制御センターに送信するステップと、を含むことを特徴とするコンピュータプログラムを利用した液体粘度の測定方法。

### 分析及び結論

当該解決手段は液体粘度の測定方法である。解決しようとするのは、液体の粘度測定の方法と精度を高めるといった技術的課題である。当該方法では、コンピュータプログラムを実行することにより、液体の粘度測定過程の制御を実現し、センサーカメラの回転速度の選定や、動作状態の起動などセンサーカメラの作動過程、そして収集した技術的データの処理過程及び測定した結果の表示過程についての自動制御を反映し、自然法則に準拠した技術的手段を利用することにより、現場における液体の粘度のリアルタイム検査・測定を実現し、液体の粘度測定の方法と精度を高めるといった技術的効果を獲得している。ゆえに、当該発明専利出願は、コンピュータプログラムを実行することにより、測定又はテストプロセスの制御を実現する技術的解決手段であり、専利法第2条第2項に規定した技術的解決手段に該当するため、専利によって保護される客体に該当する。

(3) 技術的課題を解決していない、又は技術的手段を利用していない、或いは技術的効果を獲得していないようなコンピュータプログラムに係る発明専利出願は、専利法第2条第2項に規定する技術的解決手段に該当しないため、専利によって保護される客体には該当しない。

### 【例8】

コンピュータゲームの方法

### 出願内容の概要

従来のコンピュータゲームのタイプについて言うと、1つは質問応答の方式により楽しみながら学習するという目的を達成するためのもので、もう1つは、ゲーム内のキャラクターの成長に伴ってキャラクターとゲーム環境の変化を実現する成長型ゲームである。この発明専利出願では、前記2つのゲームタイプの長所を結集し、ゲーム内の質問応答の方式を通じて、キャラクターとゲーム環境の変化を実現しようとしている。当該ゲーム方法において、ゲームの進み具合に合わせて、前記進み具合と対応する質問を提示し、そしてユーザが質問の解答を入力する際に、前記解答が正確か否かを判断する上で、ユーザに操縦される同コンピュータゲームにおけるキャラクターのレベルや装備、又は環境を変える必要があるかを決定するようなゲームインタフェースをユーザに提供する。

### 出願に係る請求項

成長型及び質問応答式の両方を兼ねるゲーム方式をユーザに提供するコンピューターゲーム方法であって、利用者がコンピューターゲーム装置を介して当該コンピューターゲームのゲーム環境に入ると、記憶してある問題資料や当該問題資料に対応する解答資料、及びゲームの進み具合資料から、当該ゲームの進み具合に対応する問題資料を取り出し、問題資料を利用者に示す質問ステップと、提供した問題資料に基づいて、利用者が入力した解答が、記憶してある当該問題に対応する解答資料と一致しているか否かを判断し、そうである場合、次のステップへと進み、そうでない場合には、質問ステップに戻る成績判断ステップと、成績判断ステップでの判断結果及び記憶してある回答成績記録資料に基づき、当該コンピューターゲームにおいて利用者に操縦されるキャラクターのレベルや装備、又は環境を決定し、正解した回数が一定の基準に達すれば、そのレベルや装備、或いは環境は相応してグレードアップしたり、増加したりするが、一定の回数基準に達していなければ、そのレベルや装備、或いは環境が変わらないゲーム状態の改変ステップと、を含むことを特徴とする成長型及び質問応答式の両方を兼ねるゲーム方式をユーザに提供するコンピューターゲーム方式。

### 分析及び結論

当該解決手段は、質問応答ゲームのプロセス制御プログラムを実行する公知のコンピューターを利用して、質問応答式ゲーム及び成長型ゲームを結合したコンピューターゲームの方法を形成するものである。当該方法では、質問応答及びゲームキャラクターの状態を改変するという方式によって、質問応答の過程においてキャラクター及び環境を相応して変化させる。この解決手段では、ゲーム装置を介してコンピューターゲーム環境に入り、コンピュータープログラムを実行することにより、ゲーム過程を制御しているが、当該ゲーム装置は公知のものであり、ゲームの過程制御でも、データの伝送や内部のリソースの管理などゲーム装置の内部性能の改良につながることなく、ゲーム装置の構造や機能にも技術的な改変を一切与えていない。また、当該方案で解決しようとする問題は、いかに人の主観的意志に基づいて 2 種類のゲームの特徴の双方に配慮すべきかということであり、技術的課題を構成しない。実施手段も、人為的に制定される活動規則により質問応答式ゲームを成長型ゲームと結合させるというものであって、技術的手段ではない。獲得している質問応答式ゲームと成長型ゲームの結合の過程についての管理と制御という効果もやはり、ゲームの過程若しくはゲームの規則についての管理と制御に過ぎず、技術的効果ではない。ゆえに、当該発明専利出願は、専利法第 2 条第 2 項に規定する技術的解決手段に該当せず、専利によって保護される客体には該当しない。

法 25.1 (2)

#### 4. 漢字のエンコーディング方法及びコンピューターの漢字入力方法

一種の情報表示方法である漢字のエンコーディング方法は、音声信号、言語信号、ビジュアル表示信号又は交通指令信号等各種の情報表示方式と同様に、解決する課

題は人の表現の意思によって決定されるものに留まり、用いられる解決手段は人為的に規定したエンコーディングの規則に過ぎず、当該エンコーディング方法を実施した結果は、1つの記号・アルファベット数字列に留まり、解決される課題や用いられる解決手段、得られる効果は、自然法則に準拠したものでもない。それゆえに、漢字のエンコーディング方法のみに係る発明専利出願は、専利法第25条第1項第(2)号で規定する知的活動の規則及び方法に該当するため、専利によって保護される客体には該当しない。

例えば、漢字の字根のエンコーディング方法のみに係わるある発明専利出願の解決手段において、この漢字の字根のエンコーディング方法は辞書の編集及び前記辞書を利用した漢字検索に使用されるものである。当該発明専利出願における漢字のエンコーディング方法は、発明者の認識や理解を元に、エンコーディングされる漢字の相応の規則を人為的に制定し、漢字エンコーディングのコード要素の選定・指定・組み合わせにより、漢字を表示するコード・アルファベット数字列を形成するものにとどまっている。この漢字のエンコーディング方法では、技術的課題を解決しておらず、技術的手段を使用しておらず、技術的効果も備えない。ゆえに、当該発明専利出願における漢字のエンコーディング方法は、専利法第25条第1項(2)号で規定する知的活動の規則及び方法に該当するため、専利によって保護される客体には該当しない。

しかし、漢字のエンコーディング方法とそのエンコーディング方法に使用される特定のキーボードとの結合が、漢字を処理するコンピューターシステムにおけるコンピューター用の漢字入力方法、若しくはコンピューターの漢字情報処理方法を構成することにより、コンピューターシステムが漢字情報による命令でプログラムを実行して、外部又は内部の対象を制御、又は処理するようになるなら、このようなコンピューター用の漢字入力方法、或いはコンピューターの漢字情報処理方法は、知的活動の規則及び方法に該当せず、その代わり、専利法第2条第2項でいう技術的解決手段に該当するため、専利によって保護される客体に該当するものになる。

このような漢字エンコーディング方法とその漢字エンコーディング方法に使用される特定のキーボードとの結合で構成するコンピューター用の漢字入力方法に関する発明専利出願については、明細書及び請求の範囲において、当該漢字入力方法の技術的特徴を記載しなければならない。必要な場合には、その漢字エンコーディング方法に使用されるキーボードの中での各キーポジションの定義、当該キーボードにおける各キーポジションの位置などを含め、当該キーボードの技術的特徴も記述しなければならない。

例えば、発明専利出願の主題があるコンピューター用漢字入力方法に係わり、漢字を構成するすべての字根から、数が確定された特定の字根を選定してエンコーディング用のコード要素にするステップと、これらのエンコーディング用コード要素を前記特定のキーボードにおける相応のキーポジションに指定するステップと、キーボードにおける特定のキーポジションを利用して漢字のエンコーディング入力規則により漢字を入力するステップとを含む。

この発明専利出願が、漢字のエンコーディング方法と特定のキーボードを結合し

たコンピューター用漢字入力方法に係るものであり、当該入力方法と通して、コンピューターシステムで漢字を実行するようになり、コンピューターシステムの処理機能が増加する。この発明専利出願で解決しようとするのは技術的課題で、用いられたのは技術的手段であり、そして技術的効果を生じ得るため、当該発明専利出願は技術的解決手段を構成しており、専利によって保護される客体に該当する。

**5. コンピュータープログラムに係る発明専利出願の明細書及び請求の範囲の記載**

コンピュータープログラムに係る発明専利出願の明細書及び請求の範囲の記載要求は、その他の技術分野の発明専利出願の明細書及び請求の範囲の記載要求と原則的に同じである。コンピュータープログラムに係る発明専利出願の明細書及び請求の範囲の記載についての特別な要求だけを、以下に説明する。

法 26.3

**5.1 明細書の記載**

コンピュータープログラムに係る発明専利出願の明細書は、全体的に当該発明の技術的解決手段を記載しなければならないことに加えて、当該コンピュータープログラムの設計思想、その技術的特徴及びその技術的効果を達成するための実施形態を明確、完全に記述しなければならない。当該コンピュータープログラムの主要な技術的特徴を明確、完全に記述するために、当該コンピュータープログラムの主要なフローチャートを、明細書の添付図面で提供しなければならない。明細書は、提供されたコンピュータープログラムのフローチャートに基づき、当該フローチャートの時間順に沿って、自然言語で当該コンピュータープログラムの各ステップを記載しなければならない。当該コンピュータープログラムの主な技術的特徴に対する明細書の記載は、当業者が明細書に記載されたフローチャートとその説明に基づいて、記載された技術的効果を達成できるコンピュータープログラムを作成することができる程度でなければならない。明確にするために、必要に応じて、出願人は慣用の有標性プログラミング言語で鍵となる部分を簡略的に抽出したソースプログラムを参考として提示することができるが、但し、全部のソースプログラムを提供する必要はない。

コンピュータープログラムに係る発明専利出願に、コンピューター装置のハードウェア構造に変更を施すような発明の内容が含まれる場合、当該コンピューター装置ハードウェアの実体構造図を明細書の添付図面で提供しなければならない。明細書は当該ハードウェアの実体構造図に基づき、当該コンピューター装置の各ハードウェア構成部及びその相互関係を明確かつ完全に記述し、当業者が実現できることを基準とする。

法 26.4

**5.2 請求の範囲の記載**

細則 20.2

例えば当該方法を実現させる装置、コンピューター読み取り可能な記憶媒体又はコンピュータープログラム製品などの、コンピュータープログラムに係る発明専利出願の請求項は、方法の請求項に書いても、製品の請求項に書いてもかまわない。

どの形式の請求項に書いても、明細書にサポートされ、そして、全体的に当該発明の技術的解決手段を反映し、技術的課題を解決するのに必要な技術的特徴を記載してあるものでなければならない。当該コンピュータプログラムに備わる機能及びその機能で達成する効果を総括的に記述しただけのものであってはならない。方法の請求項として書く場合には、方法プロセスのステップに沿って、当該コンピュータプログラムで実行する各機能、及びこれらの機能がいかに果たされるかについて、詳細に記述しなければならない。装置の請求項を書く場合、当該装置の各構成部分とその他各構成部分との関係を具体的に説明しなければならない、前記構成部分はハードウェアだけでなく、プログラムを含んでもよい。

すべてコンピュータプログラムのフローチャートを根拠にして、当該コンピュータプログラムのフローチャートの各ステップと完全に対応して一致する方式により、若しくは当該コンピュータプログラムのフローチャートを反映する方法の請求項と完全に対応して一致する方式により、装置の請求項を記載する場合、即ちこの装置の請求項の各構成部と当該コンピュータプログラムのフローチャートの各ステップ、或いは当該方法の請求項の各ステップと完全に対応して一致するような場合には、この装置の請求項の各構成部は、当該プログラムのフローチャートの各ステップ、或いは当該方法の各ステップを実現するには構築しなければならない機能モジュールであると理解すべきである。このような機能モジュールにより限定される装置の請求項は、主に明細書に記載してあるコンピュータプログラムを介して当該解決手段を実現するための機能モジュール化枠組みであると理解すべきであり、主にハードウェア的方式により当該解決手段を実現するための実体装置として理解すべきではない。

コンピュータプログラム製品は主にコンピュータプログラムによってその解決手段を実現するソフトウェア製品であると理解すべきである。

以下に参考として、コンピュータプログラムに係る発明を、それぞれ製品の請求項と方法の請求項として記載する例を挙げる。

#### 【例 1】

「CRT スクリーンにおけるキャラクターに対するカーソル制御」に関する発明専利出願について、その独立請求項は以下に述べる方法の請求項に記載することができる。

情報入力のための入力ステップと、カーソルの水平及び垂直移動起点位置アドレスを H/V 起点位置記憶装置に記憶するステップと、カーソルの水平及び垂直移動終点位置アドレスを H/V 終点位置記憶装置に記憶するステップと、カーソルの現下位置の水平及び垂直アドレスをカーソル位置記憶装置に記憶するステップと、を含む CRT 表示スクリーンのカーソル制御方法であって、前記カーソル位置記憶装置に記憶されたカーソルの現下の水平及び垂直アドレスを、前記 H/V 終点位置記憶装置に記憶され、その水平及び垂直終点位置に対応するアドレスとそれぞれ比較する比較ステップと、カーソル位置記憶装置に記憶された水平及び垂直アドレスを、1 キャラクター位置毎に 1 つ増す動作と、又は、カーソル位置記憶装置に記憶

された水平及び垂直アドレスを、1キャラクター位置毎に1つ減らす動作と、又は、H/V 起点位置記憶装置に記憶された水平及び垂直の起点位置のアドレスをカーソル位置記憶装置にセットする動作を選択でき、前記入力キーボードの出力信号と前記比較器の出力信号により制御されるカーソル位置変換ステップと、前記カーソル位置記憶装置の記憶状態に基づいて、表示スクリーンに前記カーソルの現下の位置を表示するカーソル表示ステップと、をさらに含むことを特徴とする CRT 表示スクリーンのカーソル制御方法。

**【例 2】**

前記例 1 に述べたコンピュータープログラムに係る発明専利出願の請求項を装置の請求項として記載する。

情報入力のための入力装置と、カーソルの水平及び垂直移動起点位置アドレスを記憶する H/V 起点位置記憶装置と、カーソルの水平及び垂直移動終点位置アドレスを記憶する H/V 終点位置記憶装置と、カーソルの現下位置の水平及び垂直アドレスを記憶するカーソル位置記憶装置と、を含む CRT 表示スクリーンのカーソル制御器であって、前記カーソル位置記憶装置に記憶されたカーソルの現下の水平及び垂直アドレスを、前記 H/V 終点位置記憶装置に記憶され、その水平及び垂直終点位置に対応するアドレスとそれぞれ比較する比較器と、カーソル位置記憶装置に記憶された水平及び垂直アドレスを、1キャラクター位置毎に1つ増す装置と、又は、カーソル位置記憶装置に記憶された水平及び垂直アドレスを、1キャラクター位置毎に1つ減らす装置と、又は、H/V 起点位置記憶装置に記憶された水平及び垂直の起点位置のアドレスをカーソル位置記憶装置にセットする装置を備え、前記入力キーボードの出力信号と前記比較器の出力信号により制御されるカーソル位置変換装置と、前記カーソル位置記憶装置の記憶状態に基づいて、表示スクリーンに前記カーソルの現下の位置を表示するためのカーソル表示装置をさらに備えることを特徴とする CRT 表示スクリーンのカーソル制御器。

**【例 3】**

並列処理を実施し、オープン・クローズ・一時停止と3種の命令を第一と第二プログラムの間の並列処理命令としてシーケンス制御及びサーボ制御を行う「シーケンス制御及びサーボ制御に適用するコンピューターシステム」に関する発明専利出願について、以下のような方法独立請求項に書かれている。

オープン・クローズ・一時停止の命令を並列処理命令としてシーケンス制御及びサーボ制御を行う方法であって、タスクを実行するシーケンス制御又はサーボ制御のプログラムを当該コンピューターシステムのプログラム記憶器に保存し、当該コンピューターシステムを起動し、CPUがプログラムカウンタの内容に応じて命令を読み取り、操作を実行し、かつ実行命令の内容に従ってプログラムカウンタを更新し、実行命令が通常のプログラム命令である場合、プログラムカウンタの更新は汎用コンピューターと同じであり、実行命令がオープン命令である場合、プログラムカウンタは、このオープン命令以降の命令のアドレス、即ちオープンされ

る並列処理プログラムの先頭アドレスに更新され、これにより、サブプロセスの制御操作が起動され、実行命令がクローズ命令である場合、プログラムカウンターはアドレステーブルから選定して得られるアドレス、或いはこのクローズ命令以降の命令のアドレスによって更新され、これにより、当該クローズ命令を出したプログラムそのもの、若しくは別の並列プログラムを実行終了させるのに伴って、その他の並列プログラムを起動し、実行命令が一時停止命令である場合、プログラムカウンターは当該一時停止命令以降の命令のアドレスによって更新され、これにより、このプログラムの実行を必要に応じて一定の期間中に一時停止させるとともに、この期間中に別の並列プログラムを起動する、ステップを実施することを特徴とする、オープン・クローズ・一時停止の命令を並列処理命令としてシーケンス制御及びサーボ制御を行う方法。

#### 【例 4】

「画像ノイズの除去方法」に関する発明専利出願は、以下の方式で方法、装置、コンピュータ読み取り可能な記憶媒体及びコンピュータプログラム製品の請求項を記載する。

1. 画像ノイズの除去方法であって、コンピュータに入力する処理待ち対象画像の各画素データを取得するステップと、当該画像の全画素のグレースケール値を用いて、当該画像のグレースケールの平均値及びそのグレースケールの分散値を算出するステップと、当該画像の全画素のグレースケール値を読み取り、各画素のグレースケール値が平均値の分散の上下 3 倍以内にあたるかを個々に判断し、そうである場合には、当該画素のグレースケール値を修正しないが、そうでなければ、当該画素がノイズとなり、当該画素のグレースケール値を修正することにより、ノイズを除去するステップと、を含むことを特徴とする画像ノイズの除去方法。
2. メモリ、プロセッサ及びメモリに記憶されたコンピュータプログラムを含むコンピュータ装置/デバイス/システムであって、前記プロセッサが前記コンピュータプログラムを実行することで請求項 1 に記載の方法のステップを実現することを特徴とするコンピュータ装置/デバイス/システム。
3. コンピュータプログラム/命令が記憶されているコンピュータ読み取り可能な記憶媒体であって、当該コンピュータプログラム/命令はプロセッサに実行される時に請求項 1 に記載の方法ステップを実現することを特徴とするコンピュータ読み取り可能な記録媒体。
4. コンピュータプログラム/命令を含むコンピュータプログラム製品であって、当該コンピュータプログラム/命令はプロセッサに実行される時に請求項 1 に記載の方法のステップを実現することを特徴とするコンピュータプログラム製品。

## 6. アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願の審査関連規定

人工知能、「インターネットプラス」、ビッグデータ及びブロックチェーンなどに係る発明専利出願は、一般的にアルゴリズム又はビジネスルール及び方法などの知的活動の規則及び方法的特徴を含み、本節は専利法及び実施細則に基づき、これらの類の申請の審査の特殊性に規定を行う。

### 6.1 審査基準

審査は、保護を求める解決手段、つまり、各請求項により限定される解決手段に対して行わなければならない。審査において、技術的特徴とアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴などを簡単に切り離してはならず、請求項に記載のすべての内容を1つの全体とし、関連する技術的手段、解決する技術的課題及び取得する技術的効果に対して分析を行わなければならない。

#### 6.1.1 専利法第25条第1項第(2)号に基づく審査

請求項が抽象的なアルゴリズム又は単純なビジネスルール又は方法に関し、かついかなる技術的特徴も含まない場合、請求項は専利法第25条第1項第(2)号に規定する知的活動の規則及び方法に該当し、専利権が付与されない。例えば、抽象的アルゴリズムに基づきいかなる技術的特徴も含まない数理モデルの構築方法は、専利法第25条第1項第(2)号の規定の、専利権を付与されないケースに該当する。さらに例えば、ユーザの消費額に基づいた利息返済方法であり、当該方法に含まれる特徴がすべて利息返済ルールに関するビジネスルール及び方法的特徴であり、いかなる技術的特徴も含まない場合、専利法第25条第1項第(2)号に規定の、専利権を付与されないケースに該当する。

請求項に、アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴以外に、さらに技術的特徴が含まれており、当該請求項全体が知的活動の規則及び方法ではない場合、専利法第25条第1項第(2)号に基づいてその専利権取得の可能性を排除してはならない。

#### 6.1.2 専利法第2条第2項に基づく審査

保護を求める請求項が、1つの全体として、専利法第25条第1項第(2)号の専利権取得を排除する場合に該当しない場合、これが専利法第2条第2項に記載の技術的解決手段に該当しているか否かについて審査を行う。

アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む1項の請求項が技術的解決手段に該当しているか否かを審査する時、請求項に記載のすべての特徴を全体的に考慮する必要がある。当該項の請求項に解決すべき技術的課題に対して自然法則を用いた技術的手段を採用する旨が記載されており、かつそれにより自然法則に合致する技術的効果を得られる場合、請求項にて限定された解決手段は専利法第2条第2項に記載の技術的解決手段に該当する。



例えば、請求項に言及されるアルゴリズムの各ステップが、解決しようとする技術的課題との密接な関係を反映している（アルゴリズムの処理対象となるデータが、技術分野で確実な技術的意味を有するデータであること、アルゴリズムの実行が自然法則を使用してある技術的課題を解決するプロセスを直接反映し、かつ技術的効果を得たこと等）場合、通常、当該請求項で限定される解決手段は専利法第2条第2項に記載する技術的解決手段に該当する。

請求項の解決手段がディープラーニング、クラシフィケーション、クラスタリングなどの人工知能、ビッグデータアルゴリズムの改良に関し、当該アルゴリズムとコンピューターシステムの内部構造に特定の技術的関連が存在し、データ保存量の低減、データ伝送量の低減、ハードウェアの処理速度を上げることなど、ハードウェアの演算効率又は実行効果をいかに高めるかという技術的課題を解決でき、それにより自然法則に合致するコンピューターシステム内部性能を改良する技術的効果を取得した場合、当該請求項に限定される解決手段は専利法第2条第2項に記載の技術的解決手段に該当する。

請求項の解決手段の処理するものの具体的な応用分野がビッグデータであり、クラシフィケーション、クラスタリング、回帰分析、ニューラルネットワークなどのデータマイニングにおいて自然法則の内在関連関係に合致し、これに基づいて具体的な応用分野のビッグデータ分析の信頼性又は精度をいかに高めるかという技術的課題を解決し、相応の技術的効果を取得する場合、当該請求項に限定される解決手段は専利法第2条第2項に記載の技術的解決手段に該当する。

### 6.1.3 新規性と創造性の審査

アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願に対して新規性の審査を行う時、請求項に記載のすべての特徴を考慮しなければならない。前記すべての特徴とは技術的特徴を含むだけでなく、アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴も含む。

技術的特徴を含むだけでなく、アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴も含む発明専利出願に対して創造性の審査を行う時、技術的特徴の機能上相互にサポートし合い、相互作用の関係が存在するアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴と前記技術的特徴を1つの全体として考慮しなくてはならない。「機能上相互にサポートし合い、相互作用の関係が存在する」とは、アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴と技術的特徴が密接に結合し、ある技術的課題を解決する技術的手段を共同で構成しており、かつ相応の技術的効果を得られることを指す。

請求項のアルゴリズムが具体的な技術分野に応用され、具体的な技術的課題を解決可能な場合、当該アルゴリズムの特徴と技術的特徴において相互にサポートし合い、相互作用の関係が存在すると判断することができ、当該アルゴリズムの特徴は用いられる技術的手段の構成部分をなし、創造性の審査を行う時、前記アルゴリズムの特徴を考慮して技術的解決手段に対して貢献しなくてはならない。

請求項のアルゴリズムとコンピューターシステムの内部構造に特定の技術関連

が存在し、コンピューターシステムの内部性能の改善を実現し、ハードウェアの演算効率又は実行効果を高め、データ記憶量を低減し、データ伝送量を低減し、ハードウェア処理槽度等を高めた場合、当該アルゴリズムの特徴と技術的特徴は機能上互いにサポートし合い、相互作用の関係が存在すると判断することができ、創造性の審査を行う時に、前記アルゴリズムの特徴を考慮して技術的解決手段に対して貢献しなくてはならない。

請求項のビジネスルール及び方法的特徴の実施に技術的手段の調整又は改善が必要な場合、当該ビジネスルール及び方法的特徴と技術的特徴は機能上互いにサポートし合い、相互作用の関係が存在すると判断することができ、創造性の審査を行う時、前記ビジネスルール及び方法的特徴を考慮して技術的解決手段に対して貢献しなくてはならない。

発明専利出願の解決手段がユーザ体験の向上をもたらすことができ、かつ当該ユーザ体験の向上が技術的特徴によってもたらされる若しくは生み出されるものである場合、又は技術的特徴に起因し、さらに機能上互いにサポートし合い、相互作用の関係が存在するアルゴリズムの特徴若しくはビジネスルール及び方法的特徴が共同でもたらされる若しくは生み出されるものである場合、創造性審査の時に考慮しなくてはならない。

## 6.2 審査例

以下、前述の審査基準に基づいて、アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願の審査例。

(1) 専利法第 25 条第 1 項第 (2) 号の範囲内に属する、アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願は、発明の保護の客体に該当しない。

### 【例 1】

数理モデルの構築方法

#### 出願内容の概要

発明専利出願の解決手段が数理モデルの構築方法であり、トレーニングサンプルの数量を増やすことで、モデル構築の精度を高めるというものである。

当該モデリング方法は、第一クラシフィケーションタスクに関連するその他クラシフィケーションタスクのトレーニングサンプルも第一クラシフィケーションタスクの数理モデルのトレーニングサンプルとすることで、トレーニングサンプル数を増加させ、かつ、トレーニングサンプルの特徴値を利用して、特徴値、ラベル値等を抽出し、関連数理モデルをトレーニングし、最終的に第一クラシフィケーションタスクの数理モデルを得る。トレーニングサンプルが少ないことでオーバーフィットとなり、モデリングの正確性が低いという欠陥を解消できる。

### 出願に係る請求項

数理モデルの構築方法であって、第一クラシフィケーションタスクのトレーニングサンプル中の特徴値と、少なくとも 1 つの第二クラシフィケーションタスクのトレーニングサンプル中の特徴値に基づいて、初期特徴抽出モデルをトレーニングし、目標特徴抽出モデルを得て、前記第二クラシフィケーションタスクは、前記第一クラシフィケーションタスクに関連するその他クラシフィケーションタスクであるステップと、前記目標特徴抽出モデルにより、前記第一クラシフィケーションタスクのそれぞれのトレーニングサンプル中の特徴値をそれぞれ処理し、前記それぞれのトレーニングサンプルに対応する抽出特徴値を得るステップと、前記それぞれのトレーニングサンプルに対応する抽出特徴値とラベル値で抽出トレーニングサンプルを構成し、初期クラシフィケーションモデルをトレーニングし、目標クラシフィケーションモデルを得るステップと、前記目標クラシフィケーションモデルと前記目標特徴抽出モデルで前記第一クラシフィケーションタスクの数理モデルを構成するステップと、を含むことを特徴とする方法。

### 分析及び結論

当該解決手段はいかなる具体的な応用分野にも関与せず、処理するトレーニングサンプルの特徴値、取得特徴値、ラベル値、目標クラシフィケーションモデル及び目標特徴取得モデルはいずれも抽象的な汎用データであり、トレーニングサンプルの関連データを用いて数理モデルに対してトレーニング等の処理を行うプロセスは一連の抽象的な数学方法、ステップであり、最終的に得られる結果も抽象的な汎用クラシフィケーション数理モデルである。当該解決手段は抽象的なモデルの構築方法であり、その処理対象、プロセス及び結果はいずれも具体的な応用分野の組み合わせに関与せず、抽象的な数学的方法に対する最適化に該当し、かつ解決手段全体がいかなる技術的特徴も含まず、当該発明専利出願の解決手段は専利法第 25 条第 1 項第 (2) 号に規定の知的活動の規則及び方法に該当するため、専利によって保護される客体に該当しない。

(2) 技術的課題を解決するために、技術的手段を利用して、技術的效果を獲得するアルゴリズム特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願は、専利法第 2 条第 2 項に規定する技術的解決手段に該当するため、専利によって保護される客体に該当する。

#### 【例 2】

畳み込みニューラルネットワークモデルのトレーニング方法

### 出願内容の概要

発明専利出願の解決手段が、各レベルの畳み込み層において画像をトレーニングし、畳み込み操作及びプーリング操作を行った後、さらに最大プーリング操作後に得られた特徴画像に対して水平プーリング操作を行い、トレーニングした CNN モ

デルを画像分類の認識時に任意のサイズの認識対象画像に認識できるようにするというものである。

### 出願に係る請求項

畳み込みニューラルネットワーク CNN モデルのトレーニング方法であって、トレーニング対象の CNN モデルの初期モデルパラメータを取得し、前記初期モデルパラメータは各レベルの畳み込み層の初期畳み込みカーネル、前記各レベルの畳み込み層の初期バイアス行列、全接続層の初期重み行列及び全接続層の初期バイアスベクトルを含むことと、複数のトレーニング画像を取得することと、前記各レベルの畳み込み層において、前記各レベルの畳み込み層における初期畳み込みカーネル及び初期バイアス行列を用い、各トレーニング画像に対してそれぞれ畳み込み操作と最大プーリング操作を行い、各トレーニング画像の前記各レベルの畳み込み層における第一特徴画像を取得することと、各トレーニング画像に対して少なくとも1つのレベルの畳み込み層における第一特徴画像に対して水平プーリング操作を行い、各トレーニング画像の各レベルの畳み込み層における第二特徴画像を取得することと、各トレーニング画像の各レベルの畳み込み層における第二特徴画像に基づいて各トレーニング画像の特徴ベクトルを確定することと、前記初期重み行列及び初期バイアスベクトルに基づいて各特徴ベクトルに対して処理を行い、各トレーニング画像のクラス確率ベクトルを取得することと、前記各トレーニング画像のクラス確率ベクトル及び各トレーニング画像の初期クラスに基づいて、クラス誤差を計算することと、前記クラス誤差に基づいて、前記トレーニング対象CNNモデルのモデルパラメータに対して調整を行うことと、調整後のモデルパラメータ及び前記複数のトレーニング画像に基づいて、モデルパラメータの調整を行うプロセスを継続し、イテレーション数が所定回数に達するまで行うことと、イテレーション数が所定回数に達した時に得られたモデルパラメータをトレーニング済みの CNN モデルのモデルパラメータとすることを含むことを特徴とする、畳み込みニューラルネットワーク CNN モデルのトレーニング方法。

### 分析及び結論

当該解決手段は、畳み込みニューラルネットワーク CNN モデルのトレーニング方法であり、モデルのトレーニング方法の各ステップにおいて処理するデータがいずれも画像データであることと、各ステップで画像データをいかに処理するかを明確にしており、ニューラルネットワークトレーニングアルゴリズムと画像情報処理の密接な相関を反映している。当該解決手段が解決するのは、CNN モデルが固定サイズを有する画像しか認識できないという技術的課題をいかに解消するかであり、異なる畳み込み層において画像に異なる処理を行ってトレーニングする手段を採用し、利用するのは自然法則に則った技術的手段であり、訓練済みの CNN モデルが任意のサイズの認識対象画像を認識できるという技術的効果を得た。

したがって、当該発明専利出願の解決手段は専利法第 2 条第 2 項に規定する技術的解決手段に該当するため、専利によって保護される客体に該当する。

**【例 3】**

## シェアリング自転車の使用方法

**出願内容の概要**

発明専利出願がシェアリング自転車の使用方法を提供し、ユーザ端末デバイスの位置情報と対応する一定距離範囲内のシェアリング自転車の状態情報を取得し、ユーザがシェアリング自転車の状態情報に基づいて走行可能なシェアリング自転車を見つけて走行できるようにし、表示によってユーザをガイドして停車させ、当該方法はシェアリング自転車の使用及び管理を容易にし、ユーザの時間を省略し、ユーザ体験を向上させる。

**出願に係る請求項**

シェアリング自転車の使用方法であって、ユーザが端末デバイスからサーバへシェアリング自転車の使用リクエストを送信するステップ 1 と、サーバがユーザの第一位置情報を取得し、前記第一位置情報に対応する一定距離範囲内のシェアリング自転車の第二位置情報と、それらのシェアリング自転車の状態情報とを検索し、前記シェアリング自転車の第二位置情報及び状態情報を端末デバイスに送信し、ここで第一位置情報及び第二位置情報は GPS 信号から取得されるものであるステップ 2 と、ユーザが端末デバイス上に表示されたシェアリング自転車の位置情報に基づいて、走行可能な対象シェアリング自転車を見つけるステップ 3 と、端末デバイスで対象シェアリング自転車上の二次元コードをスキャンし、サーバの認証を経た後、対象シェアリング自転車の使用権限を取得するステップ 4 と、サーバは走行状況に基づいて、ユーザへ駐輪表示をプッシュ通知し、ユーザが自転車を指定区域に駐輪すると、優待料金で課金処理し、そうでない場合は標準料金で課金処理するステップ 5 と、ユーザは前記表示に基づいて選択し、走行を終了した後、シェアリング自転車のロック操作を行い、シェアリング自転車のロック状態が検出された後、サーバへ走行完了信号を送信するステップ 6 とを含むことを特徴とするシェアリング自転車の使用方法。

**分析及び結論**

当該解決手段シェアリング自転車の使用方法に関し、解決すべきは走行可能なシェアリング自転車の位置をいかに正確に見つけ出してシェアリング自転車を動かすかという技術的課題であり、当該方法は端末デバイス及びサーバ上のコンピュータプログラムを実行することでシェアリング自転車を使用するユーザ行動に対する制御及びガイドを実現し、反映するのは位置情報、認証等のデータに対して収集及び計算の制御であり、利用するのは自然法則に則った技術的手段であり、走行可能なシェアリング自転車の位置を正確に見つけ出してシェアリング自転車を動かす等の技術的効果を実現する。したがって、当該発明専利出願の解決手段は専利法第 2 条第 2 項に規定する技術的解決手段に該当するため、専利によって保護さ

れる客体に該当する。

**【例 4】**

ブロックチェーンノード間の通信方法及び装置

**出願内容の概要**

発明専利出願はブロックチェーンノードの通信方法及び装置を提出し、ブロックチェーンのサービスノードは通信接続を確立する前に、通信リクエストに携えられた CA 証明書及び予め設定された CA 信頼リストに基づいて、通信接続を確立するか否かを確定し、それによりサービスノードからプライバシーデータが漏えいする可能性を低減し、ブロックチェーンにデータを保存する際の安全性を高める。

**出願に係る請求項**

ブロックチェーンノードの通信方法であって、ブロックチェーンネットワークにおけるブロックチェーンノードはサービスノードを含み、ここで、前記サービスノード認証局 CA から送信された証明書を保存し、CA 信頼リストが予め設定されており、前記方法は、第一ブロックチェーンノードは第二ブロックチェーンノードから送信された通信リクエストを受信し、ここで、前記通信リクエストに第二ブロックチェーンノードの第二証明書を携えることと、前記第二証明書に対応する CA マークを確定することと、前記第二証明書に対応する CA マークを確定し、前記 CA 信頼リスト内に存在するかの是非を判断することと、そうである場合、すなわち前記第 2 のブロックチェーンノードは通信接続を確立していると判断することと、そうでない場合、すなわち前記第 2 のブロックチェーンノードは通信接続を確立していないと判断することを含むブロックチェーンノードの通信方法。

**分析及び結論**

本願が解決しようとする問題は、アライアンスチェーンネットワークの中でブロックチェーンのサービスノードからユーザのプライバシーデータを漏洩することをどのように防止するかという問題であり、ブロックチェーンデータの安全性を高める技術的課題に該当する。通信要求に CA 証明書を持たせ、かつ CA 信頼リストを事前設定する形で接続を確立するかどうかを決定することにより、サービスノードが接続を確立可能な対象を限定した。利用したのは自然法則に基づいた技術的手段であって、サービスノード間の安全通信を実現し、サービスノードからプライバシーデータを漏洩する可能性を抑えるという技術的効果が得られた。したがって、当該発明専利出願の解決手段は専利法第 2 条第 2 項に規定する技術的解決手段に該当するため、専利によって保護される客体に該当する。

**【例 5】**

ディープニューラルネットワークモデルのトレーニング方法

### 出願内容の概要

発明専利出願がディープニューラルネットワークモデルのトレーニング方法を提出し、あるサイズのトレーニングデータに対し、複数の候補手段からトレーニングに費やす時間が最小の解決手段を選択してモデルトレーニングに用い、同一種類のシングルプロセッサ又はマルチプロセッサを固定的に採用してトレーニングする手段はすべてのサイズのトレーニングデータに適用せず、トレーニング速度が遅いという問題をもたらす。

### 出願に係る請求項

ディープニューラルネットワークモデルのトレーニング方法であって、以下を含む。

トレーニングデータのサイズに変更が生じると、変更後のトレーニングデータを対象に、前記変更後のトレーニングデータのそれぞれの計算を所定の候補トレーニング手段でトレーニングに費やすことと、所定の候補トレーニング手段から、トレーニングに費やす時間が最小のトレーニング手段を選択して前記変更後のトレーニングデータの最適トレーニング手段として選択し、前記候補トレーニング手段は、シングルプロセッサのトレーニング手段と、データに基づいた並行のマルチプロセッサのトレーニング手段を含むことと、前記変更後のトレーニングデータを前記最適トレーニング手段においてモデルトレーニングを行うことを含む。

### 分析及び結論

当該解決手段はディープニューラルネットワークモデルのトレーニング方法であり、当該モデルトレーニング方法はトレーニング速度が遅いという問題を解決し、サイズの異なるトレーニングデータを対象に、異なる処理効率を有するシングルプロセッサのトレーニング手段又はマルチプロセッサのトレーニング手段に選択的に合致し、当該モデルトレーニングの方法とコンピューターシステムの内部構造は特定の技術関連が存在し、トレーニングプロセスにおけるハードウェアの実行効果を高め、それにより自然法則に合致するコンピューターシステムの内部性能を改善する技術的效果を取得する。したがって、当該発明専利出願の解決手段は専利法第2条第2項に規定する技術的解決手段に該当するため、専利によって保護される客体に該当する。

#### 【例6】

電子チケットの使用傾向の分析方法

### 出願内容の概要

ユーザを引き付けるため、事業者はユーザに対して各種電子チケットを発行する。しかし目的なく電子チケットを発行すると、真に需要のあるユーザを引き付けられないばかりか、ユーザにブラウジングと取捨選択の負担を増やすことになる。発明専利出願は電子チケットの使用傾向の分析方法を提供し、電子チケットの種

類、ユーザ行動等を分析することにより、電子チケットの使用傾向の認識モデルを正確に確立することができ、ユーザの電子チケットに対する使用傾向をより正確に判断し、発行する電子チケットがユーザの実際の需要をより満足させるようにし、電子チケットの利用率を高める。

### 出願に係る請求項

電子チケットの使用傾向の分析方法であって、電子チケットの情報に基づいて電子チケットに対してクラシフィケーションを行って電子チケットの種類を取得することと、電子チケットの応用シーンに基づいてユーザサンプルデータを取得することと、ユーザ行動に基づいて、ユーザサンプルデータからユーザ行動特徴を抽出し、前記ユーザ行動が、ページブラウジング、キーワード検索、フォロー、カートに追加、購入及び電子チケットの使用を含むことと、ユーザサンプルデータをトレーニングサンプルとし、ユーザ行動特徴を属性ラベルとし、異なる種類の電子チケットを対象にしてデジタルチケットの使用傾向の認識モデルをトレーニングすることと、トレーニング後の電子チケットの使用傾向の認識モデルによって電子チケットの被使用率を予測し、ユーザの異なる種類の電子チケットに対する使用傾向を取得することを含む、ことを特徴とする、電子チケットの使用傾向の分析方法。

### 分析及び結論

当該解決手段は電子チケットの使用傾向の分析方法に関し、当該方法で処理するのは電子チケットに関するビッグデータであり、電子チケットにクラシフィケーション、サンプルデータの取得、行動特徴の確定をおこなってモデルトレーニングを行うことにより、ユーザ行動特徴と電子チケットの使用傾向との間の、内在する関連関係をマイニングし、ブラウジング時間が長い、検索回数が多い、電子チケットの使用が頻繁であるなどの行動特徴は、対応する種類の電子チケットの使用傾向の高さを表し、このような内在する関連関係は自然法則に合致し、それに基づいてユーザの電子チケットの使用傾向に対する分析の正確性をいかに高めるかという技術的課題を解決し、かつ相応の技術的効果を取得する。したがって、当該発明専利出願の解決手段は専利法第2条第2項に規定する技術的解決手段に該当するため、専利によって保護される客体に該当する。

#### 【例7】

ナレッジグラフ推測方法

### 出願内容の概要

ナレッジグラフは多くの自然言語処理の応用において非常に重要な機能を有し、例えば質疑応答システム、セマンティック検索などである。しかしナレッジ抽出の不確定性により、実体認識及び関係抽出技術に基づいて構築したナレッジグラフは、ナレッジグラフの不完全をもたらすことになる。ナレッジグラフにエラーが存在した場合、アプリケーションがエラーを返す結果をもたらすことになる。発明専



利出願は関連性アテンションに基づいたナレッジグラフ推測方法を提供する。

### 出願に係る請求項

関係性アテンションに基づいたナレッジグラフ推測方法であって、ナレッジグラフにおけるノードの初期埋め込み表示を取得し、前記初期埋め込み表示を高次空間に変換し、高次埋め込み表示を取得し、前記ノードは、ナレッジグラフの実体であり、前期ナレッジグラフはナレッジに対して実体認識及び関係抽出の構築を行い、前記ナレッジは質疑応答システム、セマンティック検索において互いに関連するナレッジであり、前記実体は実体認識命名ツールを用いて自然言語テキストから取得されたテキストデータであり、前記初期埋め込み表示は前記テキストデータがワード埋め込みモデルから取得したベクトルであることと、前記ナレッジグラフにおける目標ノードの隣接ノード集合を取得し、前記目標ノードと前記隣接ノード集合における隣接ノードの関係タイプを取得し、隣接サブグラフを構築することと、前記目標ノードの高次埋め込み表示及び前記隣接サブグラフのノードの高次埋め込み表示に基づいて、前記目標ノード埋め込み隣接サブグラフにおける情報の隣接埋め込み表示を取得することと、前記目標ノードの高次埋め込み表示と前記隣接埋め込み表示を集約し、目標ノードの集約埋め込み表示を取得することと、各前記隣接サブグラフの第一アテンションスコアに基づいて、前記集約埋め込み表示を融合し、前記目標ノードの融合埋め込み表示を取得することと、前記融合埋め込み表示に基づいて、前記目標ノードの対応する3タプルのスコアを計算し、スコアに基づいて3タプルの推論を行う。

### 分析及び結論

当該解決手段は関係性アテンションに基づいたナレッジグラフの推論方法であって、当該方法の各ステップにおいて処理されるデータは自然言語におけるテキストデータ又はセマンティック情報などのテクニカルデータであり、質疑応答システム、セマンティック検索において互いに関連するナレッジに対して実体認識及び関係抽出を行うことでナレッジグラフを構築し、それによりナレッジグラフ推論を行う。当該解決手段が解決しようとするのは、テキスト埋め込み及びセマンティック検索過程において意味情報をいかに充実させ、推論精度を向上させるという技術的課題であり、利用するのは自然法則に則した技術的手段であり、対応する技術的効果を奏している。したがって、当該発明専利出願の解決手段は専利法第2条第2項に規定する技術的解決手段に該当するため、専利によって保護される客体に該当する。

(3) 技術的課題を解決しておらず、又は技術的手段を利用しておらず、又は技術的効果を取得していないアルゴリズム特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願は、専利法第2条第2項に規定する技術的解決手段に該当しないため、専利によって保護される客体には該当しない。

#### 【例8】

## 消費キャッシュバックの方法

### 出願内容の概要

本発明専利出願は消費キャッシュバックの方法を提供し、コンピューターが設定済みのキャッシュバック規則を実行することにより、消費したユーザにキャッシュクーポンを与え、それによりユーザの消費意欲を高め、事業者の利益増加につながる。

### 出願に係る請求項

消費キャッシュバックの方法であって、ユーザが、事業者のところで消費をするとき、事業者は、消費の金額に応じて一定のキャッシュクーポンを還元するステップを含み、具体的には、事業者は、コンピューターによりユーザの消費金額を計算し、ユーザの消費金額  $R$  を  $M$  の区間に分け、 $M$  は整数であり、区間 1 から区間  $M$  の数値は小さいものから順に増大し、還元されるキャッシュクーポンの金額  $F$  も  $M$  の値に分け、 $M$  の数値も小さいものから配列され、コンピューターの計算値により、ユーザの今回の消費金額が区間 1 にあるときは、キャッシュバックの金額を 1 個目の値とし、ユーザの今回の消費金額が区間 2 にあるときは、キャッシュバック金額を 2 個目の値とし、以降も同様とし、相応の区間のキャッシュバック金額をユーザに還元することを特徴とする、消費キャッシュバックの方法。

### 分析及び結論

当該解決手段は消費キャッシュバックの方法に係り、当該方法はコンピューターにより実行されるものであり、その処理対象はユーザの消費データであり、解決するのはユーザ消費をいかに促進するかという課題であって、技術的課題をなさない。採用する手段はコンピューターが人的に設定されたキャッシュバック規則を実行することであるが、コンピューターに対する限定は、指定された規則に従って、ユーザの消費金額に基づきキャッシュバック金額を確定するだけであり、自然法則には支配されておらず、したがって、技術的手段は利用していない。当該方案で獲得した効果は、ユーザ消費の促進だけであり、自然法則に合致した技術的效果ではない。ゆえに、当該発明専利出願は、専利法第 2 条第 2 項に規定する技術的解決手段に該当せず、専利によって保護される客体には該当しない。

#### 【例 9】

電力使用特徴に基づいた経済景気指標の分析方法

### 出願内容の概要

発明専利出願は各経済指標及び電力使用量指標により、調査対象地区の経済景気指標を評価する。

### 出願に係る請求項

電力使用特徴に基づいた経済景気指標の分析方法であって、調査対象地区の経済データ及び電力使用データに基づいて、調査対象地域の経済景気指標の初期指標を選定し、ここで、前記初期使用は経済指標と電力使用指標とを含むステップと、コンピュータによってクラスタリング分析方法と時差相関分析法を実行することで、先行指数、一致指数及び遅行指数を含む、前記調査対象地区の経済景気指標の体系を確定するステップと、前記調査対象地区の経済景気指標の体系に基づいて、合成指数計算の方法により、前記調査対象地区の経済景気指標を取得するステップとを含む、電力使用特徴に基づいた経済景気指標の分析方法。

### 分析及び結論

当該解決手段は電力使用特徴に基づいた経済景気指標の分析及び計算方法であって、当該方法はコンピュータによって実行されるものであり、その処理対象は各種経済指標と電力使用指標であり、解決しようとする問題は、経済の傾向を判断することであり、技術的課題を構成しない。採用する手段は、経済データと電力利用データに基づき経済状況を分析することであり、経済学的法則に従って経済管理の手段を採用するだけで、自然法則には支配されておらず、したがって、技術的手段は利用していない。当該案は、最終的に経済評価に利用可能な経済景気指数を獲得するが、これは、自然法則に合致した技術的効果ではない。したがって、当該解決手段は、専利法第2条第2項に規定する技術的解決手段に該当せず、専利によって保護される客体には該当しない。

#### 【例 10】

金融商品の価格予測方法

### 出願内容の概要

現在の金融商品価格の予測方法の多くは、専門家の経験に基づき提案を行うものであり、予測の正確性及び適時性が高くない。発明専利出願は、金融商品の価格予測方法を提供し、金融商品の履歴価格のデータに基づき、ニューラルネットワークモデルに対しトレーニングし、金融商品の将来の価格傾向を予測する。

### 出願に係る請求項

金融商品の価格予測方法において、金融商品の  $N+1$  日の指標履歴価格データを使用して、ニューラルネットワークモデルに対しトレーニングを行って価格予測モデルを取得し、前  $N$  日の指標履歴価格データをサンプル入力データとし、最後の 1 日の指標履歴価格データをサンプル結果データとすることと、前記価格予測モデル及び最近  $N$  日の指標履歴価格データを使用して、将来のある日の金融商品の価格データを予測することを含むことを特徴とする、金融商品の価格予測方法。分析及び結論当該解決手段は金融商品の価格予測方法に関し、該方法が処理するのは金融商品に関連するビッグデータであり、ニューラルネットワークモデルを利用して

過去の一定期間内の金融商品の価格データと未来の価格データとの間の内在関連関係をマイニングしている。しかしながら、金融商品の価格動向は経済学規則に従い、履歴価格の高低は必ずしも未来の価格動向を決定することはできないため、したがって、金融商品の履歴価格データと未来の価格データとの間には、自然法則に合致する内在関連関係が存在せず、該方案が解決すべきものはいかに金融商品価格を予測するかを課題としており、技術的課題を構成せず、獲得する相応の効果も技術的効果ではない。ゆえに、当該発明専利出願は、専利法第2条第2項に規定した技術的解決手段に該当せず、専利によって保護される客体には該当しない。

前記価格予測モデル及び最近 N 日の指標履歴価格データを使用して、将来のある日の金融商品の価格データを予測する。

### 分析及び結論

該解決手段は金融商品の価格予測方法に関し、該方法が処理するのは金融商品に関連するビッグデータであり、ニューラルネットワークモデルを利用して過去の一定期間内の金融商品の価格データと未来の価格データとの間の内在関連関係をマイニングしている。しかしながら、金融商品の価格動向は経済学規則に従い、履歴価格の高低は必ずしも未来の価格動向を決定することはできないため、したがって、金融商品の履歴価格データと未来の価格データとの間には、自然法則に合致する内在関連関係が存在せず、該方案が解決すべきものはいかに金融商品価格を予測するかを課題としており、技術的課題を構成せず、獲得する相応の効果も技術的効果ではない。ゆえに、当該発明専利出願は、専利法第2条第2項に規定する技術的解決手段に該当せず、専利によって保護される客体には該当しない。

(4) 創造性の審査を行う時、技術的特徴と機能上互いにサポートし合い、相互作用の関係が存在するアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴の、技術的解決手段に対する貢献を考慮しなくてはならない。

#### 【例 11】

マルチセンサに基づいたヒューマノイドロボットの転倒状態の検出方法

#### 出願内容の概要

従来の、ヒューマノイドロボットの歩行時の転倒状態に関する判定は、姿勢情報又は ZMP (Zero Moment Point) 位置情報を主に利用しているが、このような判断は全面的ではない。発明専利出願はマルチセンサに基づいたヒューマノイドロボットの転倒状態の検出方法を提供し、ロボットの走行段階情報、姿勢情報及び ZMP 位置情報をリアルタイムに融合し、ファジー決定システムを利用し、ロボットのカレントの安定性及び制御可能性を判定し、ロボットの次の動作に参考を提供する。

### 出願に係る請求項

マルチセンサに基づいたヒューマノイドロボットの転倒状態の検出方法であつて、(1) 姿勢センサ情報、セロモーメントポイント ZMP センサ情報及びロボットの走行段階情報を融合することにより、階層構造のセンサ情報融合モデルを構成するステップと、(2) 前後のファジー決定システムと左右のファジー決定システムをそれぞれ利用し、ロボットの前後方向、左右方向での安定性を判定するステップとを含み、具体的には、①ロボットの支持脚と地面との間の接触状況及びオフライン歩容設計により、ロボットの歩行段階を決定するステップと、②ファジー推論アルゴリズムを利用して ZMP 位置情報をファジー化するステップと、③ファジー推論アルゴリズムを利用してロボットのピッチ角又はロール角をファジー化するステップと、④メンバーシップ関数を出力するステップと、⑤ステップ①～ステップ④により、ファジー推論のルールを決めるステップと、⑥非ファジー化するステップと、を含むことを特徴とする、マルチセンサに基づいたヒューマノイドロボットの転倒状態の検出方法。

### 分析及び結論

引用文献 1 はヒューマノイドロボットの歩容設計とセンサ情報に基づいたフィードバック制御を開示しており、複数のセンサ情報に基づくヒューマノイドロボットの安定状態評価など、関連融合情報に基づき、ロボットの安定性を判断している。引用文献 1 は発明専利出願の解決手段のステップ (1) を開示しており、当該解決手段の引用文献 1 との違いは、ステップ (2) の具体的なアルゴリズムに採用しているファジー決定方法にある。

出願書類から、当該解決手段がロボットの安定状態と、その転倒可能な方向に対する判断の信頼性及び精度を効果的に高めることがわかる。姿勢情報、ZMP 位置情報及び走行段階情報は入力パラメータとし、ファジーアルゴリズムによってヒューマノイドロボットの安定状態を出力判定し、正確な姿勢調整命令をさらに発するため根拠を与える。これにより、前述のアルゴリズムの特徴と技術的特徴は機能上互いにサポートし合い、相互作用の関係が存在し、引用文献 1 に比べ、発明が実際に解決する技術的課題がロボットの安定状態をいかに判断するかということと、その転倒可能方向をいかに正確に予測するかということであることを確定する。前述のファジー決定システムの実現アルゴリズム、及びそれをロボットの安定状態の判断に応用することはいずれもその他の引用文献に公開されておらず、当該分野の公知常識でもなく、従来技術全体において、当業者が引用文献 1 を改良することにより発明の保護を求める示唆が存在しておらず、保護を求める発明の技術的解決手段は、最も近い従来技術との関連が自明ではないため、創造性を有する。

#### 【例 12】

協調共進化と多集団遺伝的アルゴリズムに基づいた複数台ロボット経路計画システム

### 出願内容の概要

既存の複数台移動ロボット運動計画の制御構造としては、通常の場合、集中的計画方法が採用される。この方法では、複数台ロボットシステムを、複数の自由度を持つ複雑なロボットとみなし、システム中の 1 つのプランナーが統一してすべてのロボットの運動計画を実行する。その欠点は、計算時間が比較的長く、実用性が低いことにある。発明専利出願は協調共進化と多集団遺伝的アルゴリズムに基づいた複数台ロボット経路計画システムを提供する。ロボットのそれぞれの経路を 1 本の染色体で表し、最短距離、滑らかさ、安全距離を経路の適合度関数を設計する上での三つの目標とし、Messy 遺伝的アルゴリズムを通じ、それぞれのロボットの経路を最適化し、最適経路を得る。

### 出願に係る請求項

協調共進化と多集団遺伝的アルゴリズムに基づいた複数台ロボット経路計画システムであって、(1) ロボットの 1 本の経路を 1 本の染色体で表し、染色体をノードの連結リスト形式で示し、即ち、 $[(x, y), time]$ 、 $(x, y, time \in R)$  であり、 $(x, y)$  はロボットの位置座標を示し、 $time$  は前のノードから本ノードへの移動にかかる時間消費を示し、起点ノードの  $time$  は 0 とし、それぞれのロボット単体の染色体は、初期ノードの初期位置、終点ノードの目標位置が固定しており、それ以外の中間ノードとノード個数が可変的であり、(2) それぞれのロボット Robot (i) の経路 path (j) の適合度関数は  $\Phi (P_{i, j})$  と表され、 $||P_{i, j}|| = Distance (P_{i, j}) + ws \times smooth (P_{i, j}) + wt \times Time (P_{i, j})$  であり、式中、 $||P_{i, j}||$  は、距離、滑らかさと時間消費の線形結合で、 $ws$  は滑らかさ加重係数で、 $wt$  は時間加重係数であり、 $Distance (P_{i, j})$  は経路長さで、 $smooth (P_{i, j})$  は経路の滑らかさで、 $Time (P_{i, j})$  は経路の時間消費をそれぞれ表し、それぞれのロボットは、前記適合度関数を採用し、Messy 遺伝的アルゴリズムの最適化を通じて最適経路を得ることを特徴とする、協調共進化と多集団遺伝的アルゴリズムに基づいた複数台ロボット経路計画システム。

### 分析及び結論

引用文献 1 では、協調共進化に基づいた複数台ロボット経路計画方法が公開されている。その中で適合度関数を採用して Chaotic 遺伝的アルゴリズム (CGA) により最適経路を得る。本発明専利出願の解決手段と引用文献 1 との相違点は、Messy 遺伝的アルゴリズムを通じて複数台ロボットの経路計画を実現することにある。

当該解決手段では、遺伝的アルゴリズムによる最適化を経て、ロボットの前進経路を得る。当該解決手段のアルゴリズムの特徴は、技術的特徴と機能上サポートし合い、相互作用の関係にあり、ロボット前進経路の最適化を実現する。引用文献 1 と比較して特定した、本発明が実際に解決しようとする技術的課題は、特定のアルゴリズムに基づいて、どのようにしてロボットに最適経路を前進させるかである。Chaotic 遺伝的アルゴリズムを含む、引用文献 2 で、上記の CGA を含めた複数種の遺伝的アルゴリズムはいずれも経路最適化に用いることが可能であり、Messy 遺伝

的アルゴリズムを採用すれば、他のアルゴリズムの欠陥を解消することができ、したがってより合理的な最適化結果が得られることが公開された。引用文献 2 で与えられた示唆に基づき、当業者は、引用文献 1 と引用文献 2 とを結合させ、本発明専利出願の技術的解決手段を得る動機がある。

したがって、保護を求める発明の技術的解決手段は、引用文献 1 と引用文献 2 との組み合わせと比較して、自明であり、創造性を有さない。

### 【例 13】

#### 物流配送方法

#### 出願内容の概要

貨物配送の過程で、いかに貨物配送の効率を効果的に高め、配送コストを抑えるかは、本発明専利出願が解決しようとする課題である。物流スタッフは、配送先地点に着いた後、サーバを通じて注文ユーザの端末にメッセージを送る形で特定の配送エリアの複数の注文ユーザにピックアップの通知を同時に行う。これにより、貨物配送の効率を高め、かつ配送コストを抑える目的を達成する。

#### 出願に係る請求項

ユーザにピックアップの一括通知を送る形で物流配送効率を高める物流配送方法であって、宅配スタッフは、ユーザにピックアップの通知を送りたい時、手持ちの物流端末でサーバに貨物が到達した旨の通知を送り、サーバは宅配スタッフの配送範囲内のあらゆる注文ユーザに一括通知を送り、通知を受けた注文ユーザは、通知情報に従ってピックアップをし、サーバによる一括通知は具体的に、サーバは、物流端末が送信した到着通知の中に持たれた宅配スタッフ ID、物流端末の現在位置及び対応する配送範囲により、当該宅配スタッフ ID に対応する、前記物流端末の現在位置を中心とする配送距離範囲内のすべての目標注文情報を特定し、通知情報をすべての目標注文情報の中の注文ユーザアカウントに対応する注文ユーザ端末まで送信する、物流配送方法。

#### 分析及び結論

引用文献 1 では、物流配送方法が公開されている。物流端末は、配送シート上のバーコードをスキャンし、サーバ貨物の到着を通知するために、スキャンした情報をサーバに送信し、サーバは、スキャン情報の中の注文ユーザ情報を取得し、当該注文ユーザに通知を送信し、通知を受けた注文ユーザは、通知情報に従ってピックアップを行う。

本発明専利出願の解決手段と引用文献 1 との相違点は、ユーザに対する納品物到達の一括通知にある。一括通知を実現するため、解決手段の中のサーバ、物流端末とユーザ端末との間のデータアーキテクチャ及びデータ通信方式については相応の調整が行われ、ピックアップ通知ルールと具体的な一括通知の実現方法は、技術的特徴と機能上サポートし合い、相互作用の関係にある。引用文献 1 に比較して

特定した発明が実際に解決しようとする技術的課題は、いかに納品物到達通知の効率を高め、ひいては貨物配送の効率を高めるかである。これにより物流宅配スタッフの操作をより便利にし、注文ユーザが宅配荷物を受け取る際の通知をよりタイムリーにし、荷物の送付と受け取りの双方のユーザ体験を高める。本出願の解決手段は納品物到達通知の効率を高め、ひいては貨物配送の効率を高める技術的効果、及びユーザ体験の向上を得ることができ、このようなユーザ体験の構造は機能上サポートし合い、相互作用の関係にあるデータアーキテクチャ及びデータ通信方式の調整、及びピックアップ通知ルールと具体的な一括通知の実現方法が共同でもたらすものである。従来技術には、上記引用文献 1 に改善を加えることで本発明専利出願の技術的解決手段を獲得する技術的示唆は存在せず、保護を求める発明技術解決手段は創造性を有する。

**【例 14】**

動的見解推移の可視化方法

**出願内容の概要**

ここ数年、人々は、ソーシャルネットワークで意見や考えを公表することがますます多くなる。人々がソーシャルネットワークで発表する、感情を込めた内容は、その見解の推移を反映し、そこから、出来事の発展、変化と傾向が窺える。本発明専利出願は、ソーシャルネットワークで人々が発表する情報を自動的に収集し、その中の感情を分析し、コンピューターを通じて感情の可視化図を作成することで、人々が感情の異なる時間での強度の変化及び時間に伴う推移傾向をより良く理解するように支援する。

**出願に係る請求項**

動的見解推移の可視化方法であって、計算装置が、収集した情報集合の中での情報の感情従属度と感情区分を確定し、前記情報の感情従属度は、当該情報がどのぐらいの確率である感情区分に属するかを示すステップ 1 と、前記感情区分は、積極的、中立的又は消極的であり、具体的分類方法は、「いいね」の数  $p$  を「よくない」の数  $q$  で除して得た値  $r$  が閾値  $a$  より大きい場合は、その感情区分を積極的とし、値  $r$  が閾値  $b$  より小さい場合は、その感情区分を消極的とし、値  $b \leq r \leq a$  の場合は、感情区分を中立的とし、ここに  $a > b$  とするステップ 2 と、前記情報の感情区分に基づき、前記情報集合の感情可視化図形の幾何的プロットを自動的に構築し、横軸を情報発生の時間、縦軸を各感情区分に属する情報の数とするステップ 3 と、前記計算装置は、前記情報の感情従属度に基づき、構築された幾何的プロットに色を付け、情報色の漸進的変化の順序は、それぞれの感情層上の情報の着色とするステップ 4 とを含む、動的見解推移の可視化方法。



## 分析及び結論

引用文献 1 では、感情に基づいた可視化分析方法が公開されている。そのうち、時間は一本の水平軸として表し、それぞれのカラーバンドの異なる時間での幅はある感情のその時間点での大きさを表す。それぞれのカラーバンドは、異なる感情を示す。

本発明専利出願の解決手段と引用文献 1 との相違点は、ステップ 2 の中に設定される感情の具体的分類ルールにある。出願内容からも分かるように、感情分類ルールが異なっても、相応のデータに対する着色処理の技術的手段は同じの可能性があり、これを変えなくても良い。即ち、上記感情の分類ルールと具体的可視化手段とは、機能上サポートし合うことはなく、相互作用の関係も存在しない。引用文献 1 と比較して、本発明専利出願は、一種の新たな感情分類のルールを提示するだけで、いかなる技術的課題も実際に解決しておらず、また、従来技術に対して技術的貢献も行っていない。したがって、保護を求める発明の技術的解決手段は、引用文献 1 に比べて創造性を有さない。

### 【例 15】

ニューラルネットワークパラメータを適用させるための方法

## 出願内容の概要

異なるニューラルネットワークのアーキテクチャは、異なるアプリケーションシナリオのために設計され、ある種のコンピューティング・アーキテクチャで一連の演算を用いて実装される必要がある。そのため、ニューラルネットワークの演算をより低いハードウェアコストで効率的に実装することが期待される。本発明専利出願は、ニューラルネットワークパラメータを適用させるための方法を提案する。ニューラルネットワークのパラメータを標準形で得ることにより、ニューラルネットワークにおける演算をコンピューティング・アーキテクチャがサポートする演算にマッピングすることができ、ニューラルネットワーク関連のハードウェアの設計及び実装を簡略化することができる。

## 出願に係る請求項

ニューラルネットワークパラメータを適用させるための方法において、ニューラルネットワークの少なくとも一層中の各層の重みパラメータに対して、複数の次元を選択することと、前記複数の次元において前記重みパラメータの各次元のサイズを確定することと、ニューラルネットワーク計算をサポートするハードウェアの使用率に基づき、前記複数の次元において、重みパラメータの各次元の目標サイズ候補値セットを確定することと、候補値セット内の対応する次元のサイズ以上であるすべての候補値サブセットを選択し、候補値サブセット内の最小値を対応する次元内の目標サイズとして決定することと、複数の次元の少なくとも 1 つでの前記重みパラメータのサイズが、対応する次元の目標サイズよりも小さい場合、前記次元上で重みパラメータに対して入力が行われ、各次元の入力後に取得される重みパラ

メータのサイズは、対応する次元の目標サイズと等しくなることを含む、ニューラルネットワークパラメータを適用させるための方法。

## 分析及び結論

引用文献 1 には、ニューラルネットワークプロセッサの設計方法が開示されている。当該方法はニューラルネットワークのトポロジー、ニューラルネットワークの各層の重みパラメータ及び次元パラメータ、並びにハードウェア資源制約パラメータに基づいて、構築されたニューラルネットワークコンポーネントライブラリからユニットライブラリを検索し、ユニットライブラリに従って、ニューラルネットワークモデルに対応するニューラルネットワークプロセッサのハードウェア記述言語コードを生成する方法である。さらに、ハードウェア記述言語コードを、ニューラルネットワークプロセッサのハードウェア回路に変換する。ここで、ニューラルネットワークの特徴データ及び重みデータは、適切なデータブロックに分割されて集中的に記憶及びアクセスされる。発明専利出願の解決手段の引用文献 1 に対する違いは、ニューラルネットワークの各層の重みパラメータを各次元上のサイズにおいて確定し、ハードウェア使用率に基づき、重みパラメータの各次元上における目標サイズの候補値集合を確定し、対応する次元上の候補値セットを選択し、かつ、その中の最小値を目標サイズと確定し、重みパラメータが少なくとも 1 つの次元上のサイズで目標サイズよりも小さい場合、前記次元上の重みパラメータに対し補充を行う点にある。

出願書類から、該解決手段は、重みパラメータのサイズを目標サイズと等しくなるよう補充し、ニューラルネットワークのハードウェアをサポートするニューラルネットワークのデータに対し演算を行う際に、ハードウェアはデータを効率的に処理でき、該解決手段中の演算方法は、ハードウェアの演算効率を改善していることが理解できる。それゆえ、上述のニューラルネットワークのパラメータを適応させるために使用されるアルゴリズムの特徴と、技術的特徴とは機能的に相互にサポートし、相互作用の関係を有する。引用文献 1 に対して、発明が実際に解決する技術的課題はいかにハードウェアを効率的にニューラルネットワーク中の演算を実行させるかであると判断できる。前述のニューラルネットワークパラメータを適用させることにより、ハードウェアの演算効率を高める内容は、その他の引用文献に公開されておらず、また本領域の公知常識でもなく、従来技術全体において必ずしも上述の引用文献 1 に対して改良を行い発明専利出願の技術的解決手段を獲得するとの示唆は存在せず、保護を求める発明技術的解決手段は創造性を有する。

## 6.3 明細書と請求の範囲の記載

### 6.3.1 明細書の記載

アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願の明細書は発明がその技術的課題を解決するために採用する解決手段を明瞭、完全に説明しなければならない。前記解決手段が技術的特徴を含むのであれば、技術的特

徴と機能上互いにサポートし合い、相互作用関係の存在するアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴をさらに含んでいてもよい。技術的特徴とその機能が機能上互いにサポートし合い、相互作用の関係の存在するアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴がいかに共同作用しかつ有益な効果を生み出すかを明細書に明記しなければならない。例えば、アルゴリズムの特徴を含むとき、抽象的なアルゴリズムと具体的な技術分野を結合させなければならない。少なくとも 1 つの入力パラメータ及びその関連出力結果の定義を技術分野における具体的なデータと対応、関連させなければならない。ビジネスルール及び方法的特徴を含む場合は、技術的課題を解決する全過程を詳しく記載・説明し、当業者が明細書の記載内容に従って、その発明の解決手段を実現できるようにする。

明細書は、質、精度又は効率の向上、システム内部性能の改善等、従来技術と比べて発明が有する有益な効果を明確かつ客観的に明記しなければならない。ユーザの視点からすれば、客観的にユーザ体験が向上することも、明細書の中で説明することができ、この際に、このようなユーザ体験の向上が、発明を構成する技術的特徴、及びこれと機能上サポートし合い、相互作用の関係にあるアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴の特徴により、どのように共同でもたらされたか、又は発生したかについても同時に説明しなければならない。

### 6.3.2 請求の範囲の記載

アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願の請求項は明細書を根拠とし、専利による保護を求める範囲を明瞭、簡潔に限定しなければならない。請求項は技術的特徴と機能上互いにサポートし合い、相互作用の関係の存在するアルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を記載しなければならない。

## 第十章 化学分野の発明専利出願審査に関する若干の規定

### 1. 序文

化学分野の発明専利出願審査には、特殊な課題が数多くある。例えば、多くの場合、化学発明は実施可能なものであるかどうか予測しにくいことが多く、試験結果によって実証しなければ、確認することができない。一部の化学製品は構造が明瞭でないため、性能パラメータ及び/又は製造方法を以ってそれを定義せざるを得ない。

既知の化学製品の新規な性能や用途の発見は、その構造や組成の改変を意味しないため、新規製品としてみなすことはできない。生物材料に関するある発明が明細書の文字の説明に基づくだけでは実現困難な場合、寄託生物材料を補足手段としなければならない。本章では、専利法及び専利法実施細則の原則に基づき、本指南の一般規定に合致することを前提として、化学発明の審査における特殊な問題をいかに処理するかということについて規定することを趣旨とする。

### 2. 専利権を付与しない化学分野の発明専利出願

#### 2.1 天然物質

自然界から、自然の状態で存在している物質を見つけ出すことは、1種の発見に過ぎず、専利法第25条第1項第(1)号に規定する「科学上の発見」に該当し、専利権が付与されてはならない。しかし、自然界から初めて分離、又は抽出された物質であって、その構造や形態又はその他物理化学的パラメータが従来技術では認識されておらず、かつ適切に特徴づけることができ、そして産業上の利用価値がある場合には、当該物質そのもの及び当該物質を取得する方法のいずれも、法に従って専利権を付与することができる。

#### 2.2 物質の医薬用途

物質の医薬用途が、疾病の診断や治療に利用される場合、専利法第25条第1項第(3)号に規定する状況に該当するため、専利権が付与されてはならない。しかし、それが医薬品の製造に利用されれば、法に従って専利権を付与することができる(本章第4.5.2節を参照)。

法 26.3

### 3. 化学発明の充分な開示

#### 3.1 化学製品発明の充分な開示

ここでいう化学製品には、化合物、組成物、そして構造及び/又は組成を以って明瞭に記述することができない化学製品が含まれる。保護を求める発明は、化学製品そのものである場合には、明細書においては化学製品の確認、化学製品の製造及び化学製品の用途を記載しなければならない。

## (1) 化学製品の確認

化合物発明について、明細書では当該化合物の化学名及び構造式（各種の官能基や分子の立体配置など）又は分子式を説明しなければならない。化学構造の説明については当業者が当該化合物を確認可能な程度に明確にしなければならない。発明で解決しようとする技術的課題に関連する化学・物理性能のパラメータ（例えば、各種の定性又は定量データ、スペクトログラムなど）を記載することにより、保護を求める化合物が明瞭に確認されるようにしなければならない。また、高分子化合物については、その繰返し単位の名称や構造式又は分子式を、前記化合物と同一の要求に従って記載する他、分子量及び分子量分布、繰返し単位の配列の状態（例えば、単独重合、共重合、ブロック、グラフトなど）等要素についても適宜説明しなければならない。これらの構造要素でも当該高分子化合物を完全に確認することができない場合には、さらに結晶度や密度、二次変換点などの性能パラメータを記載しなければならない。

組成物発明について、明細書においては組成物の成分を記載する以外、各成分の化学及び/又は物理的状态や、各成分の選択範囲、各成分の含有量の範囲及びその組成物の性能に対する影響などを記載しなければならない。

構造及び/又は組成のみでは明瞭に記述することができない化学製品については、明細書において、保護を求める化学製品が明瞭に確認されるように、適切な化学・物理的パラメータ及び/又は製造方法を用いてさらにこれを説明しなければならない。

## (2) 化学製品の製造

化学製品発明について、明細書においては少なくとも1つの製造方法を記載し、該方法の実施で用いられる原料物質や技術上の手順と条件、専用装置等を説明して、当業者が実施できるようにしなければならない。化合物発明については通常、製造の実施例が必要になる。

## (3) 化学製品の用途及び/又は使用効果

化学製品発明については、当該製品の用途及び/又は使用効果を完全に開示しなければならない。構造創製化合物であっても、少なくとも1つの用途を記載しなければならない。

当業者が従来技術に基づき、発明によって記載された用途及び/又は使用効果が実現できることを予測できない場合には、当業者にとって、発明の技術的解決手段では記載された用途の実現及び/又は想定される使用効果が達成できることを証明するのに十分な定性又は定量化実験データを明細書の中に記載しなければならない。

新規な薬物化合物又は薬物組成物については、具体的な医薬用途或いは薬理作用を記載すると同時に、有効量及び使用方法を記載しなければならない。当業者が従来技術に基づき、発明によって記載された医薬用途や薬理作用が実現できることを予測できない場合には、当業者にとって、発明の技術的解決手段では想定された技術的課題が解決できるか、若しくは想定された技術的效果が達成できることを証明するのに十分なラボ試験（動物試験を含む）又は臨床試験における定性或いは定量

データを記載しなければならない。明細書では、有効量及び使用方法、又は製剤方法について、当業者が実施できる程度まで記載しなければならない。

発明の効果を示す性能データについて、従来技術に、異なる結果を導く複数の測定方法が存在するのであれば、その測定方法を説明しなければならない。特殊な方法であれば、当業者が実施できる程度までこれを詳細に説明しなければならない。

### 3.2 化学方法発明の十分な開示

(1) 化学方法発明については、物質の製造方法かその他の方法かを問わず、方法で利用される原料物質や技術上の手順、技術条件を記載しなければならない。必要な場合、方法による目的物質の性能への影響も合わせて記載することにより、当業者が明細書に記載された方法に基づいて実施する際に、当該発明で解決しようとする技術的課題が解決できるようにしなければならない。

(2) 方法で利用される原料物質については、当業者が入手できるよう、その成分や性能、製造方法又は由来を説明しなければならない。

### 3.3 化学製品における用途発明の十分な開示

化学製品における用途発明については、明細書において、当業者が当該用途発明を実施することができるよう、使用される化学製品や使用方法及び達成効果を記載しなければならない。使用される製品が新規化学製品である場合には、明細書における当該製品の記載は、本章第3.1節の関連要求を満たさなければならない。当業者が従来技術に基づいて当該用途を予測することができない場合には、当業者にとって、当該物質が該用途に利用されてよいこと、かつ解決しようとする技術的課題が解決できるか、若しくは記載された効果が達成できることを証明するのに十分な実験データを記載しなければならない。

### 3.4 実施例について

化学分野は実験的な部門に該当するため、多くの発明は、実験によって証明する必要がある。そのため、一般に明細書には、製品の製造と応用の実施例などの実施例を含めるべきである。

明細書における実施例の数は、請求項の技術的特徴の概括の程度により決定される。例えば、並列選択要素の概括の程度及びデータの値の取得範囲など。化学発明において、発明の性質や具体的な技術分野により、実施例数に対する要求は完全に同一であるわけでもない。一般原則として、発明がいかに実施されるかを理解するのに十分で、かつ請求項により限定される範囲内で実施できること、そして該効果が達成できることを判断するのに十分であるべきである。

### 3.5 補完された実験データについて

### 3.5.1 審査の原則

明細書が十分開示されたか否かの判断は、元の明細書及び請求の範囲の内容を基準とする。

出願日の後に出願人が専利法第 22 条第 3 項、第 26 条第 3 項などの要求を満たして補完した実験データについては、審査官は審査を行わなければならない。補完された実験データが証明する技術的効果は専利出願の開示する内容から当業者が得ることのできるものでなければならない。

### 3.5.2 医薬品専利出願の実験データの補完

本章第 3.5.1 節の審査原則に従って、医薬品専利出願に関する審査例を説明する。

#### 【例 1】

請求項では化合物 A の保護を求めており、明細書には化合物 A の製造の実施例、降圧作用及び降圧活性の測定の実験方法が記載されているが、実験結果のデータが記載されていなかった。明細書による十分な公開を証明するために、出願人は化合物 A の降圧の効果データを補完した。当業者であれば、当初の出願書類の記載に基づいて、化合物 A の降圧作用が公開されていること、補完された実験データが証明しようとする技術的効果について、専利出願書類に公開された内容から得ることができる。注意すべきは、当該補完実験データは創造性の審査に際しても審査する必要があるということである。

#### 【例 2】

請求項では一般式 I の化合物の保護を求めており、明細書には、一般式 I 及びその製造方法と、一般式 I における複数の化合物 A、B などの製造実施例とが記載され、一般式 I の抗腫瘍作用、抗腫瘍活性を測定する実験方法及び実験結果のデータも記載されている。実験結果のデータは実施例化合物の腫瘍細胞に対する IC50 値が 10-100nM 範囲内と記載されている。請求項が創造性を有することを証明するために、出願人は、化合物 A の IC50 値が 15nm であるのに対し、引用文献 1 の化合物は 87nm であることを示す対比実験データを補完した。当業者であれば、当初の出願書類の記載に基づいて、化合物 A 及びその抗腫瘍作用がすでに公開されていること、補完された実験データが証明しようとする技術的効果について、専利出願書類に公開された内容から得ることができる。注意すべきは、この場合、審査官は補完された実験データを考慮して、請求項の保護を求めている技術的解決手段が創造性の要件を満たしているか否かをさらに分析する必要があるということである。

## 4. 化学発明の請求項

法 26.4

### 4.1 化合物の請求項

化合物の請求項は、化合物の名称或いは化合物の構造式又は分子式により特徴づけなければならない。化合物は、汎用の命名法により命名しなければならず、商品

名或いは商品番号を使用することは認められない。

化合物の構造は明確なものでなければならず、あいまいで不明瞭な表現を使用してはならない。

## 4.2 組成物の請求項

法 26.4

### 4.2.1 開放式、閉鎖式及びその使用要求

専利法実施細則第 24 条第 2 項の規定に基づき、発明の性質上、独立請求項を前提・特徴の 2 部分に分けて作成することが適切でない場合、独立請求項をその他の方式により記載することができる。組成物の請求項は一般的に、このような場合に該当する。

組成物の請求項は、組成物の成分、若しくは成分と含有量など組成の特徴により特徴づけなければならない。組成物の請求項の表現方式は、開放式と閉鎖式の 2 つに分けられる。開放式とは、請求項で示していない成分を、組成物から排除しないことを指す。閉鎖式とは、組成物には示された成分だけを含有し、その他の要素は全て排除することを指す。開放式と閉鎖式でよく使う語彙は以下に掲げる。

(1) 開放式の場合は、例えば、「含有」、「含める」、「含まれる」、「基本的に含む」、「本質として含む」、「主に…からなる」、「主な構成は…である」、「基本的に…からなる」、「基本的な構成は…である」などが挙げられる。これらのいずれも、当該組成物には、その含有量に占める割合が高くても、請求項で示していないなんらかの成分を含めてよいことを示唆している。

(2) 閉鎖式の場合は、例えば、「…からなる」、「構成は…である」、「残量は…である」などが挙げられる。これらのいずれも、保護を求める組成物は示された成分からなるものであって、その他の成分を含めないことを指すが、通常の含有量を以って存在する程度の不純物を有してもよい。

開放式或いは閉鎖式の表現方式を使用する時は、明細書にサポートされなければならない。例えば、請求項における組成物 A+B+C は、明細書において実際にこれ以外の成分が記述されていないのであれば、開放式請求項を用いてはならない。

さらに、ある組成物の独立請求項が A+B+C である場合に、もしその次の請求項が A+B+C+D であれば、開放式の A+B+C の請求項にとっては、D を含めた請求項が従属請求項となることには注意が必要である。なお、閉鎖式の A+B+C の請求項にとっては、D を含めた請求項が独立請求項になる。

### 4.2.2 組成物の請求項における成分と含有量の限定

細則 23.2

(1) 発明の実質又は改良が、成分自体のみであって、その技術的課題の解決が、成分の選択のみにより決定されており、そして成分の含有量が、当業者が従来技術に基づいて、又は簡単な実験により確定することができるのであれば、独立請求項において成分のみを限定することは認められる。

ただし、発明の実質或いは改良が成分にありながら、含有量にも関連しており、



その技術的課題の解決が、成分の選択により決定されるだけでなく、当該成分の特定の含有量の確定によっても決定されるものであれば、独立請求項では、成分と含有量の両方を同時に限定しなければならない。そうしない場合、当該請求項は必要な技術的特徴を欠き、不完全なものとなる。

細則 23.2 (2) 一部の分野において、例えば合金分野の場合には、合金の必要成分及びその含有量は通常、独立請求項において限定しなければならない。

法 26.4 (3) 成分の含有量を限定する際に、「おおよそ」、「前後」、「付近」などあいまいで不明瞭な語彙は許されない。そのような言葉がある場合、一般的には削除すべきである。成分の含有量は「0～X」、「<X」又は「X以下」などで示すことができる。「0～X」で示されるのは、選択成分であり、「<X」、「X以下」などは、X=0を含むという意味である。通常は、「>X」で含有量の範囲を示すことは許されない。

法 26.4 (4) 1つの組成物における各成分の含有量のパーセンテージの合計値は100%になるべきである。複数の成分の含有量範囲は以下の条件に合致しなければならない。

ある1つの成分の上限値+その他の成分の下限値 $\leq$ 100

ある1つの成分の下限値+その他の成分の上限値 $\geq$ 100

法 26.4 (5) 文字や数値で組成物の各成分間の特定の関係を示すことが難しい場合には、特性関係又は使用量の関係式、或いは図面で請求項を定義することは認められる。図面の具体的な意味は明細書において説明しなければならない。

法 26.4 (6) 文字による定性的な記述で、数字による定量的な表示を代替する方式は、その意味が明瞭なものであり、かつ属する技術分野で周知されるものであれば、例えば「ある材料を濡らすに足る含有量」、「触媒量の」などは、受け入れられるものとする。

#### 法 26.4 4.2.3 組成物の請求項における他の限定

組成物の請求項は一般的に、非限定型、性能限定型及び用途限定型の3つのカテゴリーがある。

例えば

(1) 「分子式 (I) のポリビニルアルコール、鹼化剤と水を含む hidroゲル組成物」(分子式 (I) を省略する)

(2) 「10%～60% (重量) の A と 90%～40% (重量) の B を含む磁性合金」

(3) 「Fe<sub>3</sub>O<sub>4</sub> と K<sub>2</sub>O、…を含むブテン脱水素触媒」。

上述 (1) は非限定型、(2) は性能限定型、(3) は用途限定型である。

当該組成物が2つ又は複数の使用性能及び応用分野を有する場合には、非限定型請求項を用いることが許される。例えば、上述 (1) の hidroゲル組成物は、明細書では成形性や吸湿性、成膜性、粘結性及び大熱容量などの性能を有し、食品添加剤や糊剤、接着剤、塗料、微生物培養媒体及び断熱媒体など多分野で利用されることができると記述されている。

明細書において組成物の1つの性能又は用途のみ開示されている場合には、(2)、(3) のとおり通常、性能限定型又は用途限定型と記載する必要がある。いくつか

の分野においては、例えば合金は、通常、発明の合金に固有の性能及び/又は用途を明記しなければならない。医薬品の請求項のほとんどは用途限定型として作成すべきである。

### 4.3 構造及び/又は組成の特徴のみで明確に特徴づけることのできない化学製品の請求項

構造及び/又は組成の特徴のみでは明瞭に特徴づけることのできない化学製品の請求項について、さらに物理・化学的パラメータ及び/又は製造方法を用いて特徴付けることが許される。

法 26.4

(1) 物理・化学的パラメータを用いて化学製品の請求項を特徴付けることが許される状況とは、化学名や構造式、又は組成のみでは明瞭に特徴づけることができない、構造不明な化学製品であることである。パラメータは明瞭なものでなければならない。

(2) 製造方法を用いて化学製品の請求項を特徴づけることが許される状況とは、製造方法以外の特徴では十分に特徴づけることができない化学製品であることである。

### 4.4 化学方法の請求項

化学分野における方法発明は、物質製造のための方法か、その他の方法か（物質の使用法、加工方法、処理方法など）を問わず、その請求項は、プロセスや物質及び装置に係る方法的特徴と用いて限定することができる。プロセスに係る方法的特徴には、プロセスの手順（反応手順であってもよい）及び温度や圧力、時間、そして各プロセス上の手順に必要とする触媒又はその他の助剤などのプロセス条件が含まれる。

物質に係る方法的特徴には、当該方法において使用される原料と製品の化学成分、化学構造式、物理化学特性パラメータなどが含まれる。

装置に係る方法的特徴には、当該方法における専用装置のカテゴリー及びその方法発明に関連する特性、又は機能などが含まれる。

ある具体的な方法請求項に対して、方法発明において保護を求める主題、解決される技術的課題、及び発明の実質又は改良により、前記3つの技術的特徴を選択するポイントがそれぞれ違うものであってもよい。

### 4.5 用途の請求項

#### 4.5.1 用途の請求項のカテゴリー

化学製品の用途発明は、製品の新規性能の発見に基づき、この性能を利用して行われた発明である。新規製品か既知製品かを問わず、その性能は製品自身に固有のものである。用途発明の本質は製品そのものでなく、製品の性能の応用にある。そのため、用途発明は1種の方法発明であり、その請求項は方法カテゴリーに属する。

製品 A を利用して製品 B を発明した場合には、当然ながら、製品 B そのものを以って専利を出願しなければならない。その請求項は製品カテゴリーに属するものであり、用途の請求項とはしない。

審査官は請求項に記載された文言から、用途の請求項と製品の請求項を区別するように注意しなければならない。例えば、「化合物 X を殺虫剤とする」、或いは「殺虫剤としての化合物 X の応用」は、用途の請求項であって、方法カテゴリーに属するのに対して、「化合物 X で作られる殺虫剤」、或いは「化合物 X を含む殺虫剤」は、用途の請求項でなく、製品の請求項になる。

また、明確にしなければならないのは、「殺虫剤としての化合物 X の応用」を「殺虫剤として使用される化合物 X」と等しいものとして理解すべきではない。後者は用途を限定する製品の請求項であって、用途の請求項ではない。

#### 4.5.2 物質の医薬用途の請求項

物質の医薬用途を、「疾病の治療に用いる」、「疾病の診断に用いる」、「薬物としての応用」などのような請求項として専利を出願する場合、専利法第 25 条第 1 項 (3) 号の「疾病の診断と治療の方法」に該当するため、専利権が付与されてはならない。ただし、医薬品及びその製造方法は、いずれも法に基づき専利権を付与することができるため、物質の医薬用途発明は、医薬品の請求項、又は例えば「製薬上の応用」、「ある疾病の治療薬の製造における応用」など製薬方法カテゴリーに属するような用途の請求項を以って専利を出願する場合には、専利法第 25 条第 1 項 (3) 号に規定する状況に該当しない。

前記製薬方法のカテゴリーに属する用途の請求項は、例えば「疾病 Y の治療薬の製造における化合物 X の応用」、又はこれに類似した形式で記載されてもよい。

### 5. 化学発明の新規性

法 22.2

#### 5.1 化合物の新規性

(1) 専利出願においてある化合物の保護を求める場合において、引用文献に化合物の化学名、分子式（又は構造式）等の構造情報が記載されていることにより、保護を求める化合物がすでに開示されていると当業者が認識している場合には、当該化合物は新規性を有さない。ただし、出願人が出願日より前に当該化合物を得られなかったことを証明する証拠を提供できる場合を除く。

引用文献中の記載に基づく構造情報は保護を求める化合物と引用文献に開示されている化合物との構造の違いを認定するのに不十分であるが、物理化学パラメータ、製造方法及び効果に関する実験データ等を含む同引用文献に記載されたその他の情報を踏まえて総合的に考慮した後、両者が実質的に同一であると推定する理由を当業者が有する場合には、出願人が構造に確実に違いがあると証明する証拠を提供することができない限り、保護を求める化合物は新規性を有さない。

(2) 一般式は、当該一般式の中の具体的な化合物の新規性を損なわせることはできない。ある具体的な化合物が公開されたところで、当該具体的な化合物を含めた

一般式請求項の新規性を喪失させるが、当該一般式に含まれている当該具体的な化合物以外の化合物の新規性に影響を与えない。一連の具体的な化合物は、当該系列の対応する化合物の新規性を損なわせることができる。ある範囲の化合物（例えば  $C_{1-4}$ ）は、当該範囲内両端の具体的な化合物（ $C_1$  と  $C_4$ ）の新規性を損ねることができるが、もし  $C_4$  化合物にいくつかの異性体を有するのであれば、 $C_{1-4}$  化合物は、単独の異性体の個々の新規性を損なうものではない。

(3) 天然物質の存在自体は、当該発明物質の新規性を損なわせることはできない。引用文献において公開されたもので、発明物質の構造や形態と一致するか、或いは直接的に同等の天然物質でなければ、当該発明物質の新規性を損なわせることはできない。

法 22.2

## 5.2 組成物の新規性

### (1) 成分のみに係る場合の新規性判断

ある引用文献において、成分 (A+B+C) からなる組成物甲が開示された場合

(i) 発明専利出願は組成物乙（成分は A+B）であり、かつ請求項では「A+B からなる」のような閉鎖式の記載形式を採用しているのであれば、当該発明と組成物甲において解決される技術的課題が同一のものであっても、当該請求項は依然として新規性を有する。

(ii) 前記発明の組成物乙の請求項では、「A+B を含む」のような開放式の記載形式を採用しており、かつ当該発明と組成物甲において解決される技術的課題が同一のものであれば、当該請求項は新規性を有さない。

(iii) 前記発明の組成物乙の請求項において、除外する方法の記載形式を採用しているのであれば、つまり C を含まないことを示しているのであれば、当該請求項は依然として新規性を有する。

### (2) 成分の含有量に係る場合の新規性判断

成分の含有量に係る場合の新規性判断は、本部分第三章第 3.2.4 節の規定を適用する。

法 22.2

## 5.3 物理化学的パラメータ又は製造方法により特徴づけられる化学製品の新規性

(1) 物理化学的パラメータにより特徴づけられた化学製品の請求項については、記載されたパラメータに基づいて、当該パラメータにより特徴づけられた製品を、引用文献において開示された製品と比較することができないため、当該パラメータにより特徴づけられた製品と引用文献における製品との相違が確定できない場合には、当該パラメータにより特徴づけられた請求項は、専利法第 22 条第 2 項にいう新規性を有していないと推定する。

(2) 製造方法により特徴づけられた化学製品の請求項についての新規性の審査は、その中の製造方法が引用文献に開示された方法と同一であるか否かのみを比較するのではなく、当該製品そのものを対象として行わなければならない。製造方法上の相違は必ずしも製品そのものの相違につながるわけではない。

出願において、当該製品の相違点を証明するために、引用文献で開示された製品と比較するためのパラメータが開示されておらず、製造方法のみが異なり、しかも製造方法上の違いで製品に何らかの機能や性質上の変化を与えていることも示されていないのであれば、当該方法により特徴づけられた製品の請求項は、専利法第22条第2項にいう新規性を有していないと推定する。

## 法 22.2

**5.4 化学製品における用途発明の新規性**

ある新規な製品の用途発明は、当該製品が新規であることから、当然に新規性を有する。

ある既知の製品について、新規な応用が提出されたとしても、それを新規な製品であると認定することはできない。例えば、洗浄剤としての製品Xが既知であれば、可塑剤として用いられる製品Xは新規性を有さない。但し、既知の製品の新規な用途自体が発明であれば、既知の製品によって当該新規用途の新規性が損なわれることはない。このような用途発明は使用方法発明に該当する。なぜなら、発明の実質は製品自体にあるのではなく、いかにそれを使用するかにあるからである。例えば、上述の従来は洗浄剤とされていた製品Xについて、その後研究を経て、それにある添加剤を配合することで可塑剤として用いることができることが発見されたとする。いかに調製するか、どの添加剤を選択するか、配合比はどれほどか等は即ち使用方法の技術的特徴である。このような場合、審査官は、当該使用方法自体が新規性を有するか否かを評価しなければならず、製品Xが既知であることを理由に当該使用方法が新規性を有しないと認定してはならない。

化学製品に係る医薬用途発明の新規性の審査では以下の点を考慮しなければならない。

(1) 新規な用途と既知の用途とが実質的に異なるか。表現形式が異なるのみで実質的に同一の用途に該当する発明は新規性を有さない。

(2) 新規な用途が既知の用途の作用メカニズム、薬理作用によって直接示唆されているか。もとの作用メカニズム又は薬理作用と直接的に同等な用途は新規性を有さない。

(3) 新規の用途が既知の用途の上位概念に該当するか。既知の下位の用途は上位の用途の新規性を損なわせることができる。

(4) 投与対象、投与方式、経路、用量及び時間間隔等の使用に関連する特徴が製薬過程に対して限定作用を有するか。投薬の過程にのみ現れる相違点によっては当該用途が新規性を有させることができない。

## 法 22.3

**6. 化学発明の創造性****6.1 化合物の創造性**

(1) 化合物の発明の創造性を判断するにあたり、保護を求める化合物と最も近い従来技術の化合物との間の構造上の違いを確定する必要がある。また、この構造改良により得られた用途及び／又は効果に基づき、発明が実際に解決する技術的課題

を確定した上で、これを基礎として、従来技術全体においてこの構造改良を通じて上記の技術的課題を解決する技術的示唆となっているかについて判断する必要がある。

当業者が従来技術を基礎として、論理的な分析、推理又は有限の試験のみを通じて上記の技術的課題を解決するためにこの構造改良を行い、保護を求める化合物を得ることができる場合は、従来技術に技術的示唆が存在すると判断するため、注意が必要である。

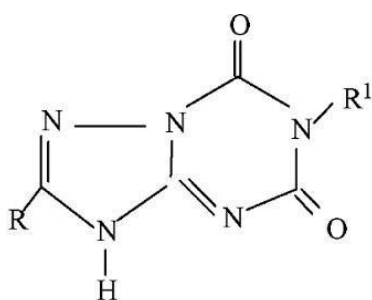
(2) 発明と最も近い従来技術の化合物に対して行われた構造改良がもたらす用途及び／又は効果は、既知の化合物と異なる用途を得ることであってもよく、既知の化合物のある面の効果に対する改良であってもよい。化合物の創造性を判断するとき、この種の用途の改良及び／又は効果の改良が予期できない場合には、保護を求める化合物が非自明であることを示しており、その創造性を認めなければならない。

(3) なお、化合物の発明の創造性を判断するとき、保護を求める技術的解決手段の効果が既知の必然的な趨勢によりもたらされるものである場合には、当該技術的解決手段は創造性を有さない。例えば、従来技術のある殺虫剤 A-R において、R が C<sub>1-3</sub> のアルキル基であり、殺虫効果がアルキル基 C 原子数の増加に伴って高まることが指摘されている。ある出願における殺虫剤が A-C<sub>4</sub>H<sub>9</sub> である場合には、殺虫効果は従来技術の殺虫効果より著しく高まる。従来技術において殺虫効果を高めるといふ必然的な流れが指摘されているため、当該出願は創造性を有さない。

(4) 創造性の判断例

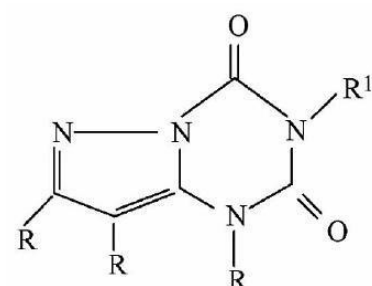
【例 1】

従来技術：



(Ia)

出願：



(Ib)

(I b) と (I a) の母核の構造は異なるが、両者には同一の用途がある。

当業者は通常、構造が類似している化合物が同一又は類似の用途を有すると認識している。構造が類似しているとは、通常、化合物が同一の基本骨格構造又は基本環を有することをいう。従来技術において (I a) を得るための (I b) の基本環に対する改良、用途が同一の技術的示唆は存在しない。ゆえに (I b) は創造性を有する。

## 【例 2】

従来技術： $\text{H}_2\text{N}-\text{C}_6\text{H}_4-\text{SO}_2\text{NHR}_1$  (II a)出願： $\text{H}_2\text{N}-\text{C}_6\text{H}_4-\text{SO}_2\text{NNHCONHR}_1$  (II b)

(II b) は (II a)  $\text{NHR}_1$  構造の一部に  $-\text{CONH}-$  を挿入したものであり、両者の用途は完全に異なり、(II a) スルホンアミドは抗生物質であり、(II b) スルホニル尿素は抗糖尿病薬である。当業者は抗糖尿病薬を得るために抗生物質中の  $\text{R}_1$  を  $\text{CONHR}_1$  に改良する動機がない。ゆえに (II b) は創造性を有する。

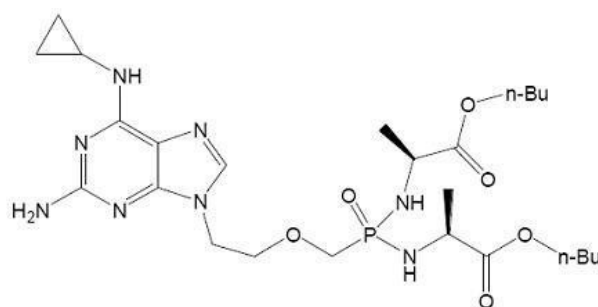
## 【例 3】

従来技術： $\text{H}_2\text{N}-\text{C}_6\text{H}_4-\text{SO}_2\text{NHCONHR}_1$  (III a)出願： $\text{H}_3\text{C}-\text{C}_6\text{H}_4-\text{SO}_2\text{NNHCONHR}_1$  (III b)

(III a) アミノスルホニル尿素と (III b) メチルスルホニル尿素との間には  $\text{NH}_2$  と  $\text{CH}_3$  の構造の違いが存在するだけで、両者はいずれも抗糖尿病薬であり、しかも効果が同様であり、(III b) は、それが属する技術分野に (III a) とは別の種類の抗糖尿病薬を提供している。 $\text{NH}_2$  と  $\text{CH}_3$  は典型的な電子等価体であり、当業者が同一の又は匹敵する抗糖尿病活性を得るためにこの種の生物学的等価体の変換を行う動機がある。ゆえに (III b) は創造性を有さない。

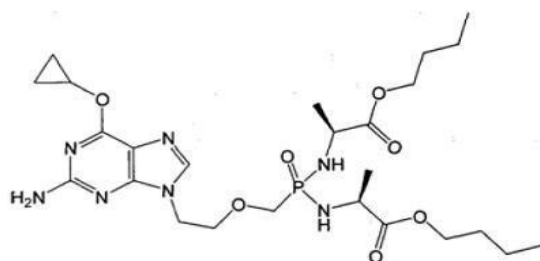
## 【例 4】

従来技術：



(IVa)

出願：

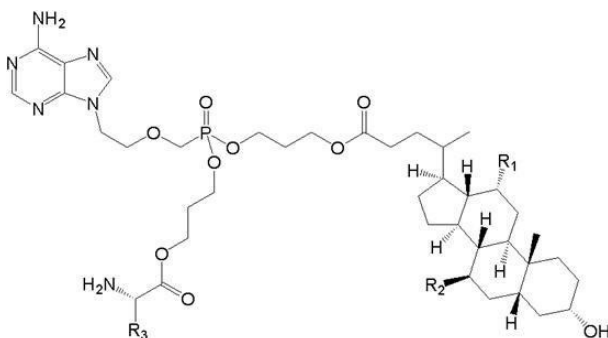


(IVb)

(IVb) と (IVa) との化合物の違いはプリン 6-位に-O-を以って-NH-に換えただけである。-O-と-NH-が、それが属する技術分野で公知になっている典型的な電子等価体であるにもかかわらず、(IVb) の癌細胞成長抑制活性比が (IVa) と比べて 40 倍も向上しており、(IVb) は (IVa) に対して予期せぬ技術的效果を取得している。よって、(IVb) は自明なものではなく、故に (IVb) は創造性を有する。

【例 5】

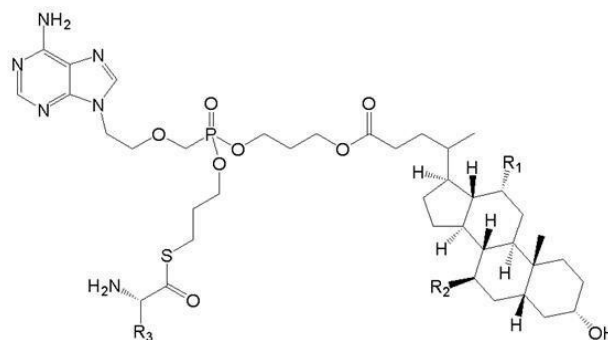
従来技術：



(V a)

ここで R<sub>1</sub>=OH、R<sub>2</sub>=H かつ R<sub>3</sub>=CH<sub>2</sub>CH(CH<sub>3</sub>)<sub>2</sub> である。

出願：



(Vb)

ここで R<sub>1</sub> と R<sub>2</sub> は H 又は OH から選択され、R<sub>3</sub> は C<sub>1-6</sub> アルキル基から選択され、R<sub>1</sub>=OH、R<sub>2</sub>=H かつ R<sub>3</sub>=CHCH<sub>3</sub>CH<sub>2</sub>CH<sub>3</sub> の具体的な化合物 (Vb1) を含んでいる。かつ (Vb1) の抗 B 型肝炎ウイルス活性は、明らかに (Va) よりも優れている。

(Vb) 一般式化合物の保護を求める時に、(Vb) と (Va) との違いは、ホスホリル基とアミノ酸残基との間をつながる原子が異なるだけで、(Vb) は-S-であるのに対し、(Va) は-O-である。(Vb) 一般式化合物は、(Va) に対して、所属する技術分野に別の抗 B 型肝炎ウイルス薬を提供したことになる。-S-と-O-との性質が近接しており、同様に抗 B 型肝炎ウイルス活性を有するその他の薬を取得するために、当業者はこのような置き換えをして前記 (Vb) 一般式化合物を取得す



る動機を有する。ゆえに (Vb) は創造性を有さない。

(Vb1) という具体的な化合物の保護を求める時に、(Vb1) と (Va) との違いは上述の接続するための原子が異なるのみならず、R<sub>3</sub>位の置換基も異なり、(Vb1) の抗 B 型肝炎ウイルス活性が明らかに (Va) よりも優れている。従来技術に前記構造の改良により抗 B 型肝炎ウイルス活性を高める技術的示唆が存在せず、ゆえに (Vb1) は創造性を有する。

法 22.3

## 6.2 化学製品における用途発明の創造性

### (1) 新規製品における用途発明の創造性

新規な化学製品について、当該用途が構造又は組成が類似している既知製品から予見できるものでなければ、この新規製品における用途発明は創造性を有するものと認めてよい。

### (2) 既知製品における用途発明の創造性

既知製品における用途発明の創造性について、当該新規用途が製品自体の構造や組成、分子量、既知の物理化学的性質及び当該製品の従来用途から自明的に得られないか、若しくは予期できず、新規に発見された製品の性質を利用し、予期せぬ技術的効果を生じるものであれば、この既知製品における用途発明は創造性を有するものと認めてよい。

法 22.4

## 7. 化学発明の実用性

### 7.1 料理及び調理方法

産業上の製造に適しないもの、繰り返して実施することができない料理は、実用性を有さないため、専利権が付与されてはならない。

料理人の技術や創作など不確かな要素に依存していることから、繰り返して実施することができない料理法も、産業上の応用化に適しないものであり、実用性を有さないため、専利権が付与されてはならない。

### 7.2 医師の処方箋

医師の処方箋とは、医師が具体的な患者の症状に応じて書いた処方箋である。医師の処方箋、処方箋の調剤及び単に医師の処方箋に基づいた薬の調合過程は、産業上の実用性を有さないものであり、専利権が付与されてはならない。

法 31.1

細則 39

## 8. 化学発明の単一性

### 8.1 マーカッシュクレームの単一性

#### 8.1.1 基本原則

ある出願において、1つの請求項の中で複数の並列的な選択可能要素が限定されていれば、マーカッシュクレームとなる。マーカッシュクレームも同様に、専利法

第 31 条第 1 項及び専利法実施細則第 39 条の単一性についての規定に合致しなければならない。あるマーカッシュクレームにおける選択可能要素が、相互に類似した性質を有するものであれば、これらの選択可能要素が技術的に相互関連しており、同一又は対応する特定の技術的特徴を有することを認めなければならない。当該請求項は単一性要求に合致すると認めることができる。このような選択可能要素はマーカッシュ要素と呼ばれる。

マーカッシュ要素が化合物である場合に、以下の基準を満たせば、各要素が類似した性質を備え、当該マーカッシュクレームは単一性を備えると認めなければならない。

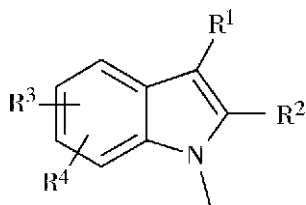
(1) 選択可能な化合物の全てが共通の性能又は作用を持つこと、及び (2) 選択可能な化合物の全てが共通の構造を有しており、当該共通の構造がそれを従来技術との相違点となることができ、かつ、一般式で示される化合物の共通の性能又は作用にとっては不可欠であること、或いは、共通の構造を有することができない場合は、全ての選択可能要素が当該発明の属する分野において公認された同一の化合物分類に属すること。

「公認された同一の化合物分類」とは、当該分類に属する化合物が保護を求める発明にとって、同一の表現を持つ同類の化合物であることがその分野における知識に基づいて予測できることを意味する。即ち、各化合物が、どれも互換可能であり、達成される効果が同一であることが予測可能であることを意味する。

### 8.1.2 例示

#### 【例 1】

請求項 1：一般式が次の



化合物であって、式中、R<sup>1</sup>はピリジル基、R<sup>2</sup>-R<sup>4</sup>はメチル基、メチルフェニル基又はフェニル基であり、…当該化合物は血液の酸素吸収力をさらに高めるのに用いられる薬物である。

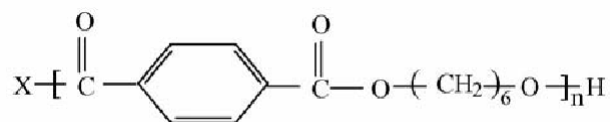
説明：一般式におけるインドールの部分がすべてのマーカッシュ化合物の共有の部分となるが、従来技術においては、前記インドールを共通の構造とし、かつ血液の酸素吸収力を増強する化合物が存在しているため、インドール部分は請求項 1 の一般式で示される化合物を従来技術と区別するための技術的特徴となることができない。ゆえに、インドール部分に基づいて請求項 1 の単一性を判断することができない。

請求項 1 の一般式で示される化合物はインドール上の R<sup>1</sup>基を 3-ピリジル基に変え、血液の酸素吸収力をさらに高める役割を持っている。そのため、3-ピリジ

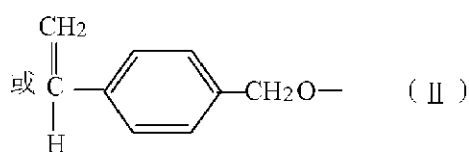
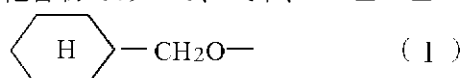
ル基インドール部分が、一般式で示される化合物の作用にとっては不可欠で、従来技術と区別するための共通の構造であるものと認めることができる。ゆえに、当該マーカッシュクレームは単一性を備える。

### 【例 2】

請求項 1：一般式が次の



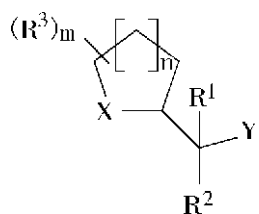
化合物であって、式中、 $100 \geq n \geq 50$  であり、X は次のとおりである。



説明：明細書において、該化合物は既知のポリヘキサメチレンテレフタル酸エステルの末端基をエステル化して得られたことが示されている。エステル化して (I) になる時に、耐熱分解性を有するが、エステル化して (II) になる時には、「CH<sub>2</sub>=CH-」があるため、耐熱分解性を有さない。そのため、それらに共通の性能がなく、当該マーカッシュクレームは単一性を備えない。

### 【例 3】

請求項 1：活性成分として以下の一般式で示される化合物を含む殺線虫組成物である。



式中、 $m, n = 1, 2$  又は  $3$ 、 $X = \text{O}, \text{S}$ 、 $\text{R}^3 = \text{H}, \text{C}_1\text{-C}_8$  アルキル基であり、 $\text{R}^1$  及び  $\text{R}^2 = \text{H}$ 、ハロゲン、 $\text{C}_1\text{-C}_3$  アルキル基であり、 $\text{Y} = \text{H}$ 、ハロゲン、アミジンであり、……

説明：当該一般式に係るすべての化合物は、共通の殺線虫作用を備えるものの、それぞれ 5 員、6 員又は 7 員環化合物となっており、しかも類別が異なる複素環化合物であるため、共通の構造を有さない。また、その分野における従来技術に基づいて、これらの化合物が発明によって、同一の表現を持ち、互換可能であり、かつ同じ効果が得られることは予測できない。ゆえに、当該マーカッシュクレームは単一性を備えない。

**【例 4】**

請求項 1：有効量である A と B の 2 種類の化合物の混合物と希釈剤又は不活性キャリアを含む除草組成物において、A が 2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸であり、B が、硫酸銅、塩化ナトリウム、スルファミン酸アンモニウム、トリクロロ酢酸ナトリウム、ジクロロプロピオン酸、3-アミノ基-2, 5-ジクロロ安息香酸、ジベンズアミド、アイオキシニル、2- (1-メチル-n-プロピル) 4, 6-ジニトロフェノール、ジニトロアニリンとトリアジンの化合物から選択される除草組成物。

説明：こうした場合には、マーカッシュ要素 B は共通の構造を有さないもので、しかも当分野の従来技術に基づいて、これらマーカッシュ要素 B の各種化合物が除草成分となる際に互換可能でかつ同じ効果が得られることは予測できない。そのため、当該発明の関連技術において、同一種類の化合物に該当するものとして認められることができず、以下のような異なる種類の化合物に該当する。

- (a) 無機塩：硫酸銅、塩化ナトリウム、スルファミン酸アンモニウム
- (b) 有機塩又は酸：トリクロロ酢酸ナトリウム、ジクロロプロピオン酸、3-アミノ基-2, 5-ジクロロ安息香酸
- (c) アミド：ジベンズアミド
- (d) ニトリル：アイオキシニル
- (e) フェノール：2- (1-メチル-n-プロピル) 4, 6-ジニトロフェノール
- (f) アミン：ジニトロアニリン
- (g) 複素環：トリアジン

ゆえに、請求項 1 において保護を求める発明は単一性を備えない。

**【例 5】**

請求項 1：X 又は X+A を含む炭化水素系気相酸化触媒。説明：明細書によると、X は RCH<sub>3</sub> を酸化させて RCH<sub>2</sub>OH になり、X+A は RCH<sub>3</sub> を酸化させて RCH<sub>2</sub>OOH になる。この 2 つの触媒は、RCH<sub>3</sub> の酸化に用いられるという共通の作用を有する。X+A は RCH<sub>3</sub> をより完全に酸化させるが、作用は同じである。そして、この 2 種類の触媒にも、従来技術と異なり、かつ当該共通の作用にとって不可欠である共通成分 X を有しているため、請求項 1 は単一性を備える

**8.2 中間体と最終生成物の単一性**

中間体に係る出願の単一性も同様に、専利法第 31 条第 1 項及び専利法実施細則第 39 条の規定に合致しなければならない。

**8.2.1 基本原則**

(1) 中間体と最終産物との間において、以下の条件を同時に満たす場合には、単一性を有する。

(i) 中間体と最終産物が同一の基本構造単位を有するか、或いはその化学構造が

技術上で密に関連し、中間体の基本構造単位が最終産物に移行する。

(ii) 最終産物は、中間体から直接製造されるか、或いは中間体から直接分離されてなるものである。

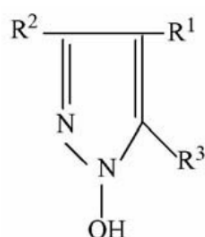
(2) 異なる中間体により同じ最終産物を製造するためのいくつかの方法において、これらの異なる中間体が同一の基本構造単位を有すれば、同じ出願において保護を求めることが認められる。

(3) 同じ最終産物の異なる構造部分に使用される異なる中間体は、同じ出願において保護を求めることができない。

### 8.2.2 例示

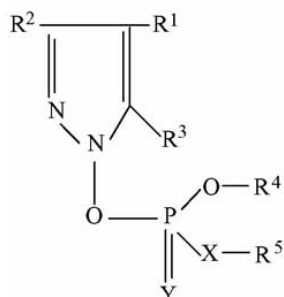
#### 【例 1】

請求項 1 :



(中間体)

請求項 2 :



(最終産物)

説明：上記中間体と最終産物の化学構造が技術上で密に関連しており、中間体の基本構造単位が最終産物に移行し、かつ当該中間体から直接最終産物を製造することができる。ゆえに、請求項 1 と 2 は単一性を有する。

#### 【例 2】

請求項 1 : 無定型ポリイソプレン (中間体)

請求項 2 : 結晶ポリイソプレン (最終産物)

説明：この例において、無定型ポリイソプレンが引っ張られて直接結晶型ポリイソプレンが得られ、それらの化学構造が同じであり、当該 2 請求項は単一性を有する。

## 9. バイオテクノロジー分野における発明専利出願の審査

本節における「生物材料」という用語は、遺伝子やプラスミド、微生物、動物、植物など、遺伝情報を持っており、かつ自己複製できるか、若しくは生物システムの中で複製されることができるあらゆる材料を意味する。

「動物」、「植物」という用語の定義は、本部分第一章第 4.4 節の規定を適用する。ここで述べた動物及び植物は、界・門・綱・目・科・属・種など、動物や植物の各階級の分類項目であってもよい。

### 9.1 保護を求める客体に対する審査

#### 9.1.1 専利法第 5 条に準拠して保護を求める客体に対する審査

本部分第一章第 3. 1.2 節において、専利法第 5 条第 1 項に規定してある専利権を付与してはならない生物技術に係る発明のカテゴリーが挙げられた。なお、以下に掲げる状況も専利法第 5 条に規定する専利権を付与してはならない発明に該当する。

##### 9.1.1.1 各形成及び発育段階にある人体

人間の生殖細胞や受精卵、胚胎及び個体を含め、各形成・発育段階にある人体は、いずれも専利法第 5 条第 1 項に規定してある専利権が付与してはならない発明に該当する。人間の胚胎幹細胞は各形成及び発育段階にある人体に該当しない。

##### 9.1.1.2 違法に取得したもの又は遺伝資源を利用して完成させた発明創造

法律や行政法規の規定に違反して遺伝資源を取得又は利用し、かつ当該遺伝資源に依存して完成させた発明創造は、専利法第 5 条第 2 項に規定した専利権を付与できない発明創造に該当し、その審査は本部分第一章 3.2 節の規定を適用する。

### 9.1.2 専利法第 25 条に基づいて保護を求める客体に対する審査

#### 9.1.2.1 微生物

微生物には、細菌、放線菌、真菌、ウイルス、原生動物、藻類などが含まれる。微生物は、動物の範疇にも、植物の範疇にも該当しないため、専利法第 25 条第 1 項第 (4) 号に列挙した状況に該当しない。

法 25.1 (1)

ただし、人間による如何なる技術的処理も受けずに自然界に存在している微生物は、科学上の発見に該当するため、専利権が付与してはならない。微生物が分離されて純粋培養物となり、かつ特定の産業用途を備える場合に限り、微生物そのものは専利による保護を与える客体に該当する。

#### 9.1.2.2 遺伝子又は DNA 断片

遺伝子でも、DNA 断片でも、その実質は 1 種の化学物質である。ここでいう遺伝

子又は DNA 断片は、微生物や植物、動物、又は人体から分離して得られるもの、及びその他の手段により製造して得られるものを含む。

本章第 2.1 節に述べたとおり、自然界から、自然の状態で存在している遺伝子又は DNA 断片を見つけ出すことは、1 種の発見に過ぎず、専利法第 25 条第 1 項第 (1) 号に規定する「科学上の発見」に該当し、専利権が付与されてはならない。しかし、自然界から初めて分離される又は抽出される遺伝子又は DNA 断片であって、その塩基配列が従来技術には記載されておらず、かつ適切に特徴づけられることができ、しかも産業上の利用価値を有するのであれば、当該遺伝子又は DNA 断片そのもの及びその入手方法のいずれも、専利による保護を与える客体に該当する。

### 9.1.2.3 動物と植物の個体及びその構成部分

動物の胚胎幹細胞や動物の個体、及び例えば生殖細胞、受精卵、胚胎などその各形成・発育段階は、本部分第一章第 4.4 節に述べた「動物の品種」の範疇に該当し、専利法第 25 条第 1 項第 (4) 号の規定により、専利権が付与されてはならない。

動物の体細胞及び動物の組織と器官（胚胎を除く）は、本部分第一章第 4.4 節に述べた「動物」の定義に合致しないため、専利法第 25 条第 1 項第 (4) 号に規定した範疇に該当しない。

光合成作用を通じ、水や二酸化炭素、無機塩などの無機物を以って、炭水化物、タンパク質を合成することにより生存を維持している植物の単植株及びその繁殖材料（種子など）は、本部分第一章第 4.4 節に述べた「植物の品種」の範疇に該当し、専利法第 25 条第 1 項第 (4) 号の規定により、専利権が付与されてはならない。

植物の細胞や組織、器官が前述の特性を備えていなければ、「植物の品種」と認められることができないため、専利法第 25 条第 1 項第 (4) 号に規定した範疇に該当しない。

### 9.1.2.4 遺伝子組換動物と植物

遺伝子組換動物又は植物とは、遺伝子工学における組換 DNA 技術など生物学的方法により得られた動物又は植物である。それ自体はなおも、本部分第一章第 4.4 節で定義している「動物の品種」又は「植物の品種」の範疇に該当するため、専利法第 25 条第 1 項第 (4) 号の規定により、専利権が付与されてはならない。

法 26.3

## 9.2 明細書の充分な開示

### 9.2.1 生物材料の寄託

(1) 専利法第 26 条第 3 項には、明細書では、発明又は実用新案に対し、当業者が実現できることを基準とした明確かつ完全な説明を行わなければならないことを規定している。

通常の場合は、明細書では文字による記載を以って、専利による保護を申請している発明を十分に公開しなければならない。生物技術という特定の分野において、文字による記載では生物材料の具体的な特徴を記述するのが難しいことから、この

ような記述があっても生物材料そのものが入手できず、当業者が依然として発明を実施することができない場合がある。その場合、専利法第 26 条第 3 項の要求を満たすため、規定に基づき、係る生物材料を国家知識産権局に認可された寄託機関に寄託しなければならない。

出願に係る発明を完成させるのに使用しなければならない生物材料が、公衆が入手できないにも拘わらず、出願人が専利法実施細則第 27 条の規定に従って寄託していないか、若しくは規定に従って寄託したが、出願日に又は遅くても出願日から起算して 4 か月以内に、寄託機関が発行する寄託証明書と生存証明書を提出していない場合には、審査官は、専利法第 26 条第 3 項の規定に合致しないことを理由として、当該出願を拒絶しなければならない。

細則 27 (3)

公衆が入手できない生物材料に係る専利出願は、請求書及び明細書の両方において、生物材料の分類名称、ラテン語の学名、当該生物材料のサンプルを寄託する機関の名称や所在地、寄託日及び寄託番号を明記しなければならない。明細書において当該生物材料に初めて言及する際は、当該生物材料の分類名称、ラテン語の学名以外に、当該生物材料サンプルを寄託する寄託機関の正式名称及び略称並びに寄託番号を明記しなければならない。また、当該生物材料の寄託日時、寄託機関の正式名称及び略称並びに寄託番号を明細書の一部としてまとめて図面の簡単な説明に相当する位置に記さなければならない。出願人が専利法実施細則第 27 条の規定に合致する願書、寄託証明書及び生存証明書を期限内に提出しているものの、明細書に寄託に関する情報を明記しなかった場合、実体審査の段階で出願人が願書の内容を基に関連情報を明細書に補足することは認められる。

(2) 専利法実施細則第 27 条でいう「公衆が入手できない生物材料」には、個人又は機関が保有するもので、専利手続以外の寄託機関で寄託され、かつ公に配布しない生物材料、或いは、明細書で当該生物材料の作製方法が記述されているが、当業者が当該方法を繰り返しても該生物材料を獲得することができないようなもの。例えば、再現できないスクリーニングや突然変異などの手段により新規に創製した微生物菌種が含まれる。このような生物材料は規定に基づいて寄託することが要求されている。

以下のような状況は、公衆が入手できるものとして認められ、寄託は要求されない。

(i) 公衆が国内外の商業ルートで購入できる生物材料は、明細書において購入ルートを明記しなければならない。必要な場合には、出願日（優先権がある場合には、優先日を指す）前に、公衆が当該生物材料を購入できる証拠を提供しなければならない。

(ii) 各国の専利局又は国際的な専利機関に認可された、専利手続のための寄託機関に寄託され、かつわが国で提出した専利出願の出願日（優先権がある場合には、優先日を指す）までに専利公報で公開された、或いは専利権が付与された生物材料。

(iii) 専利出願において使用しなければならない生物材料が、出願日（優先権がある場合には、優先日を指す）前に、専利文献以外で開示されていた場合には、明細書の中で文献の出所を明記しなければならず、公衆が当該生物材料を入手する経路を



説明しなければならず、かつ専利出願人が出願日から起算して 20 年以内に公衆に生物材料を配布することを保証する旨の証明が提供されていなければならない。

(3) 国家知識産権局に認可された寄託機関で寄託している生物材料は、当該機関が生物材料の生存状況を確認しなければならない。生物材料の死亡、汚染、不活性化又は変異が確認された場合には、出願人は必ず当初で寄託したサンプルと同様な生物材料及び原始サンプルを同時に寄託しなければならず、かつその旨を専利局に報告すれば、後の寄託が当初の寄託の継続として認められる。

(4) 国家知識産権局に認可される寄託機関とは、ブダペスト条約において承認された生物材料サンプルの国際寄託機関をいう。中には、中国北京に位置する中国微生物菌種保蔵管理委員会普通微生物中心 (CGMCC)、武漢に位置する中国典型培養物保蔵中心 (CCTCC)、及び広州に位置する広東省部生物菌種保蔵中心 (GDMCC) が含まれる。

### 9.2.2 遺伝子工学に係る発明

「遺伝子工学」という用語は、遺伝子組換、細胞融合など人為的な遺伝子操作技術を意味する。遺伝子工学に係る発明には、遺伝子（又は DNA 断片）、キャリア、組み換えベクター、形質転換体、ポリペプチド又はタンパク質、融合細胞、モノクローナル抗体などの発明が含まれる。

#### 9.2.2.1 製品の発明

遺伝子、キャリア、組み換えベクター、形質転換体、ポリペプチド又はタンパク質、融合細胞、モノクローナル抗体そのものに係る発明は、明細書において以下の内容を含めなければならない。製品の確認、製品の作製、製品の用途及び/又は効果。

##### (1) 製品の確認

遺伝子、キャリア、組み換えベクター、形質転換体、ポリペプチド又はタンパク質、融合細胞、モノクローナル抗体などに係る発明について、明細書では、遺伝子の塩基配列、ポリペプチド又はタンパク質のアミノ酸配列などといった構造を明記しなければならない。構造を明瞭に描写することができない場合は、それ相応の物理・化学的パラメータ、生物学的特性及び/又は作製方法などを記述しなければならない。

##### (2) 製品の作製

当業者が当初の明細書、請求の範囲及び添付図面の記載と従来技術に基づき、そのような記述がなくても当該製品が製造できる場合を除き、明細書に当該製品の作製方法を記載しなければならない。

遺伝子、キャリア、組み換えベクター、形質転換体、ポリペプチド又はタンパク質、融合細胞、モノクローナル抗体などに係る発明について、その明細書に記述された当該製品の作製方法が、当業者が繰り返して実施することができない方法である場合、獲得した遺伝子、キャリア、組み換えベクターが導入された形質転換体（ポリペプチド又はタンパク質を生じる形質転換体を含む）又は融合細胞などに対し

て、専利法実施細則第 27 条の規定に基づき、生物材料の寄託を行わなければならない。具体的な寄託事項について、本章第 9.2.1 節の規定を適用する。

遺伝子、キャリア、組み換えベクター、形質転換体、ポリペプチド又はタンパク質、融合細胞、モノクローナル抗体などの作製方法について、その実施の過程において出願日（優先権がある場合には、優先日を指す）前に、公衆が入手できない生物材料が使用された場合、専利法実施細則第 27 条の規定に基づき該生物材料を寄託しなければならない。具体的な寄託事項について、本章第 9.2.1 節の規定を適用する。

具体的に下記の方法で記述することができる。

(i) 遺伝子、キャリア又は組み換えベクター

遺伝子、キャリア又は組み換えベクターの作製方法について、それぞれの起源又は由来や、該遺伝子、キャリア又は組み換えベクターを獲得する方法、用いられる酵素、処理条件、その採取及び純化の手順、同定方法などを記述しなければならない。

(ii) 形質転換体

形質転換体の作製方法について、導入する遺伝子又は組み換えベクター、宿主（微生物、植物又は動物）、遺伝子又は組み換えベクターを宿主に導入する方法、選択的に形質転換体を採取する方法又は同定方法などを記述しなければならない。

(iii) ポリペプチド又はタンパク質

遺伝子組換技術によりポリペプチド又はタンパク質を作製する方法について、ポリペプチド又はタンパク質をコードする遺伝子を獲得する方法、発現ベクターを獲得する方法、宿主を獲得する方法、遺伝子を宿主に導入する方法、選択的に形質転換体を採取する方法、遺伝子が導入された形質転換体からポリペプチド又はタンパク質を採取する手順、又は獲得したポリペプチド又はタンパク質を同定する方法などを記述しなければならない。

(iv) 融合細胞

融合細胞（例えば、ハイブリドーマなど）の作製方法について、親細胞の由来、親細胞に対しての予備処理、融合条件、選択的に融合細胞を採取する方法又はその同定方法などを記述しなければならない。

(v) モノクローナル抗体

モノクローナル抗体の作製方法について、免疫原を獲得又は作製する方法、免疫方法、抗体を生じる細胞を選択的に獲得する方法又はモノクローナル抗体を同定する方法などを記述しなければならない。

発明が特定の条件（例えば、特定の結合定数によりそれと抗原 A との親和性を説明する）を満たすモノクローナル抗体に係る場合、上記の「(iv) 融合細胞」の内容に基づき、該特定の条件を満たすモノクローナル抗体のハイブリドーマを作製する方法が記載されているとしても、当該方法の実施により得られる特定の結果はランダムなもので、繰り返して再現することができないため、該ハイブリドーマを専利法実施細則第 27 条の規定に基づき寄託しなければならない。ただし、出願人が、当業者が明細書の記載に基づき当該ハイブリドーマを繰り返して作製できること

を証明するのに十分な証拠を提出できる場合を除く。

(3) 製品の用途及び/又は効果

遺伝子、キャリア、組み換えベクター、形質転換体、ポリペプチド又はタンパク質、融合細胞、モノクローナル抗体などに係る発明について、明細書にその用途及び/又は効果を記述し、その効果を達成するのに必要とする技術的手段、条件などを明記しなければならない。

例えば、明細書においてその遺伝子が特定の機能を有することを証明する証拠を提供しなければならない。構造遺伝子の場合は、該遺伝子がコードするポリペプチド又はタンパク質が特定の機能を有することを証明しなければならない。

### 9.2.2.2 製品の製造方法の発明

遺伝子、キャリア、組み換えベクター、形質転換体、ポリペプチド又はタンパク質、融合細胞、モノクローナル抗体などの製造方法の発明について、明細書では、当業者が当該方法を利用して該製品を作製できるように、該方法を明瞭かつ完全に記述しなければならない。また、該製品が新規物質である場合、該製品の少なくとも1種類の用途を記載しなければならない。具体的な要求は、本章第9.2.2.1節の規定を適用する。

### 9.2.3 ヌクレオチド又はアミノ酸配列表

細則 20.4

(1) 発明が10個又はそれ以上のヌクレオチドからなるヌクレオチド配列、或いは4個又はそれ以上のL-アミノ酸からなるタンパク質又はペプチドのアミノ酸配列に係る場合、国家知識産権局の規定に合致する配列表電子書類を提出しなければならない。

細則 20.4

(2) 配列表は明細書の1つの単独部分としなくてはならない。配列表の提出については第一部分第一章第4.2節を参照する。

出願人が提出したコンピューター読み取り可能なヌクレオチド又はアミノ酸配列表が、明細書及び請求の範囲の書面に記載された配列表と一致しない場合は、書面により提出された配列表を基準とする。

細則 27

### 9.2.4 微生物に係る発明

(1) 寄託される微生物は、分類同定における微生物株名、種名、属名を以って記述しなければならない。種名まで同定できていないものは、属名を示さなければならない。明細書において、当該発明に使用される微生物に初めて言及する際は、括弧によりそのラテン語の学名を注記しなければならない。当該微生物が、専利法実施細則第27条の規定に基づき、国家知識産権局に認可された寄託機関に寄託されているものであれば、明細書において、本章第9.2.1節の規定に基づき、寄託日や寄託機関名の全称と略称及び寄託番号を明記しなければならない。明細書の別な位置には、「黄色ブドウ球菌 CCTCC8605」のように、当該寄託機関名の略称及び当該微生物の寄託番号を以って寄託された微生物を表示することができる。

(2) 新種の微生物に係る場合には、その分類学的性質を詳細に記載し、新種とし

て同定した理由を明記して、判断基準となる関連文献を示さなければならない。

### 9.3 バイオテクノロジー分野における発明の請求の範囲

請求の範囲は、専利法第 26 条第 4 項、専利法実施細則第 23 条第 2 項の規定に合致しなければならない。

#### 9.3.1 遺伝子工学に係る発明

遺伝子、キャリア、組み換えベクター、形質転換体、ポリペプチド又はタンパク質、融合細胞、モノクローナル抗体などに係る発明の請求項は、以下の内容に基づいて記述することができる。

##### 9.3.1.1 遺伝子

(1) その塩基配列を直接限定する。

(2) 構造遺伝子については、当該遺伝子がコードするポリペプチド又はタンパク質のアミノ酸配列を限定してよい。

(3) 当該遺伝子の塩基配列、或いはそれがコードするポリペプチド又はタンパク質のアミノ酸配列が、配列表や明細書の添付図面に記載されている場合には、配列表や添付図面を直接参照する方式で記述してよい。

##### 【例】

塩基配列が SEQ ID NO: 1 (又は添付図面 1) で示される DNA 分子。

(4) 例えば、それがコードするタンパク質が酵素 A 活性を有するなど、ある特定の機能を有する遺伝子について、「置換え、欠失或いは付加」という用語を機能と結合させる方式で限定してよい。

##### 【例】

以下のタンパク質 (a) 又は (b) をコードする遺伝子、

(a) Met-Tyr-…-Cys-Leu で示されるアミノ酸配列からなるタンパク質、

(b) (a) により限定されるアミノ酸配列において、1 つ若しくは複数のアミノ酸が置換、欠失若しくは付加され、かつ酵素 A 活性を有し、(a) から誘導したタンパク質、をコードする遺伝子。

前述の方式による表示が認められる条件を以下に示す。

I. 明細書では、例えば実施例において、(b) に述べた誘導したタンパク質の例を挙げた。

II. 明細書では、(b) に述べた誘導したタンパク質を作製し、その機能を証明するための技術的手段を記載した (そうでない場合は、明細書の公開が充分でないと判断する)。

(5) 例えば、それがコードするタンパク質が酵素 A 活性を有するような、ある特定の機能を有する遺伝子について、厳正な条件における「交雑」を機能と結合させる方式で限定してよい。

##### 【例】

以下の (a) 又は (b) の遺伝子：

- (a) そのヌクレオチド配列が ATGTATCGG…TGCCT に示される DNA 分子、
- (b) 厳正な条件において、(a) により限定される DNA 配列と交雑し、かつ酵素 A 活性を有するタンパク質をコードする DNA 分子、で示される遺伝子。

前述の方式による表示が認められる条件を以下に示す。

I. 明細書では「厳正な条件」を詳細に記述している。

II. 明細書では、例えば実施例において、(b) に記載の DNA 分子の例を挙げた。

(6) 前記 5 つの方式を使用しても記述することができない場合に限って、該遺伝子の機能や物理・化学的特性、起源又は由来、該遺伝子を生じる方法などを限定することにより遺伝子を記述することが認められる。

### 9.3.1.2 キャリア

(1) その DNA の塩基配列を限定する。

(2) DNA の切断地図、分子量、塩基対の数、キャリアの由来、当該キャリアの作製方法、当該キャリアの機能又は特徴を用いて記述する。

### 9.3.1.3 組み換えベクター

組み換えベクターは、少なくとも 1 つの遺伝子とキャリアを限定することにより記述してよい。

### 9.3.1.4 形質転換体

形質転換体は、その宿主と導入する遺伝子（又は組み換えベクター）を限定することにより記述してよい。

### 9.3.1.5 ポリペプチド又はタンパク質

(1) アミノ酸配列又は前記アミノ酸配列をコードする構造遺伝子の塩基配列を限定する。

(2) そのアミノ酸配列が配列表又は明細書の添付図面に記載されている場合には、配列表や添付図面を直接参照するという方式で記述してよい。

#### 【例】

アミノ酸配列が SEQIDNO:2（又は添付図面 2）で示されるタンパク質。

(3) 例えば、酵素 A 活性を有するような、ある特定の機能を有するタンパク質について、「置換え、欠失又は付加」という用語を機能と結合させる方式で限定してよい。具体的な方式を以下に示す。

以下の (a) 又は (b) のタンパク質：

(a) Met-Tyr-…-Cys-Leu で示されるアミノ酸配列からなるタンパク質、又は  
(b) (a) のアミノ酸配列において、1 つ若しくは複数個のアミノ酸が置換、欠失若しくは付加され、かつ酵素 A 活性を有し、(a) から誘導したタンパク質、で示されるタンパク質。

前述の方式による表示が認められる条件を以下に示す。

I. 明細書では、例えば実施例において、(b) に述べた誘導したタンパク質の例

を挙げた。

II. 明細書では、(b) に記載の誘導したタンパク質を作製し、その機能を証明するための技術的手段を記載した(そうでない場合は、明細書の公開が充分でないと判断する)。

(4) 前記三つの方式を使用しても記述することができない場合に限り、当該ポリペプチド又はタンパク質の機能や物理・化学的特性、起源又は由来、当該ポリペプチド又はタンパク質を生産する方法などを使用した記述が認められる。

### 9.3.1.6 融合細胞

融合細胞は親細胞、融合細胞の機能と特徴、又は当該融合細胞を生じる方法などを限定することにより記述してよい。

### 9.3.1.7 モノクローナル抗体

モノクローナル抗体についての請求項は構造特徴を用いて限定してもよく、それを生じるハイブリドーマによって限定してもよい。

#### 【例】

(1) 抗原 A のモノクローナル抗体は、アミノ酸配列表 SEQ ID NO:1-3 に記載の VHCDR1、VHCDR2 及び VHCDR3、並びにアミノ酸配列表 SEQ ID NO:4-6 に記載の VLCDR1、VLCDR2 及び VLCDR3 を含む。

(2) 寄託番号が CGMCCNO:×××であるハイブリドーマから生じた抗原 A のモノクローナル抗体。

### 9.3.2 微生物に係る発明

法 26.4

(1) 請求項に係る微生物は、微生物学的分類命名法に基づいて表現しなければならない。確定された中国語名があるものは、中国語名で表現し、かつ初めて言及する時に括弧により当該微生物のラテン語の学名を注記しなければならない。その微生物が国家知識産権局に認可された寄託機関に寄託されている場合、当該微生物を寄託した機関の名称の略称及び寄託番号で当該微生物を表現しなければならない。

法 26.4

(2) 明細書では、ある微生物の具体的な突然変異株について言及していないか、若しくは具体的な突然変異株について言及しているが、対応する具体的な実施形態を提供していない。にも拘らず、請求項でこのような突然変異株の保護を求めている場合には、認められない。

法 26.4

ある微生物の「誘導體」の保護を求める請求項について、「誘導體」の意味は、当該微生物から生じる新規な微生物の菌株を指すのみならず、当該微生物から生じる代謝産物まで含まれるので、その意味が不確かなものであり、このような請求項の保護範囲が明瞭なものではない。

## 9.4 新規性、創造性及び実用性の審査

## 法 22.2

## 9.4.1 遺伝子工学に係る発明の新規性

## (1) 遺伝子

あるタンパク質自身が新規性を有する場合は、当該タンパク質をコードする遺伝子の発明も新規性を有する。

## (2) 組換え蛋白

単一物質の形式で分離、純化されたタンパク質が既知のものである場合は、異なる作製方法により定義される、同一のアミノ酸配列を有する組換えタンパク質の発明は新規性を有さない。

## (3) モノクローナル抗体

抗原 A が新規なものであれば、抗原 A のモノクローナル抗体も新規である。ただし、ある既知の抗原 A' のモノクローナル抗体は既知のものであり、発明に係る抗原 A が、既知の抗原 A' と同一のエピトープを有するのであれば、既知の抗原 A' のモノクローナル抗体は発明に係る抗原 A と結合させることができると推定される。このような場合には、抗原 A のモノクローナル抗体の発明は新規性を有さない。ただし、出願人が出願書類又は従来技術に基づき、出願された請求項で限定されるモノクローナル抗体が、引用文献により開示されたモノクローナル抗体とは確かに異なるものであることを証明できた場合を除く。

## 法 22.3

## 9.4.2 創造性

バイオテクノロジー分野における発明の創造性の判断も同様に、発明に際立った実質的特徴及び顕著な進歩を有するかについて判断しなければならない。判断過程において、さまざまな保護対象の主題の、具体的な限定内容に基づき、発明と最も近い従来技術との相違点を確定した後、その相違点により発明において達成できた技術的效果に基づき発明により実際に解決した技術的課題を確定し、さらに従来技術全体において技術的示唆があったかについて判断し、これに基づき発明が従来技術と比較して自明であるかを明らかにする。

バイオテクノロジー分野の発明創造の進歩性は、生体高分子、細胞、微生物個体等さまざまなレベルの保護対象の主題に係る。これらの保護対象の主題を特徴づける方法には、構造及び組成等よく見られる方法のほか、さらに生物材料寄託番号等の特殊な方法が含まれる。創造性の判断は発明と従来技術との構造の違い、近縁度及び技術的效果の予測可能性等を考慮する必要がある。

次に、同分野のさまざまな保護対象の主題の、創造性の判断における具体的な状況を示す。

## 9.4.2.1 遺伝子工学に係る発明

## (1) 遺伝子

ある構造遺伝子がコードするタンパク質が既知のタンパク質と異なるアミノ酸配列を有し、さらに、異なる種類の又は改良した性能を有し、なおかつ従来技術により当該配列の違いがもたらす上記性能の変化の技術的示唆がなされなかった場

合には、当該タンパク質をコードする遺伝子の発明は創造性を有する。

あるタンパク質のアミノ酸配列が既知のものであれば、当該タンパク質をコードする遺伝子の発明は創造性を有さない。出願された発明において、あるタンパク質は既知のものであるが、そのアミノ酸配列が未知のものである場合、当業者が当該出願の提出時にそのアミノ酸配列を容易に確定できるのであれば、当該タンパク質をコードする遺伝子の発明は創造性を有さない。ただし、上記の2つの状況において、当該遺伝子が特定の塩基配列を有し、なおかつ上記のタンパク質をコードするその他の異なる塩基配列を有する遺伝子と比較して、当業者の予期せぬ技術的效果を有する場合には、当該遺伝子の発明は創造性を有する。

ある発明の保護を求める構造遺伝子が既知の構造遺伝子であり自然に得られる突然変異の構造遺伝子であり、なおかつ当該保護を求める構造遺伝子が既知の構造遺伝子と同一の種から由来し、同一の性質及び機能を有する場合には、当該発明は創造性を有さない。

(2) ポリペプチド又はタンパク質

発明の保護を求めるポリペプチド又はタンパク質が、既知のポリペプチド又はタンパク質と比較してアミノ酸配列上の違いが存在し、さらに、異なる種類の又は改良された性能を有し、なおかつ従来技術により当該配列の違いがもたらす上記の性能の変化について技術的示唆がなされなかった場合には、当該ポリペプチド又はタンパク質の発明は創造性を有する。

(3) 組み換えベクター

発明が、既知のキャリア及び/又は挿入される遺伝子の結合構造について組み換えベクターの性能の改善を達成しており、且つ上記結合構造を利用して性能を改善するとの技術的示唆が従来技術によって与えられていなければ、当該組み換えベクターに係る発明は創造性を有する。

キャリアと挿入される遺伝子がいずれも既知のものである場合は、通常、それらの結合により得られる組み換えベクターの発明は創造性を有さない。ただし、それらの特定の結合により得られる組み換えベクターの発明を従来技術と比べると、予期せぬ技術的效果がある場合には、当該組み換えベクターの発明は創造性を有する。

(4) 形質転換体

発明が既知の宿主及び/又は挿入される遺伝子の構造の改造を対象に形質転換体の性能の改良を実現し、かつ従来技術が前記構造を用いて性能を改良するとの技術的示唆を与えていない場合は、当該形質転換体の発明は創造性を有する。

宿主と挿入される遺伝子がいずれも既知のものである場合は、通常、それらの結合で得られる形質転換体の発明は創造性を有さない。ただし、それらの特定の結合により得られる形質転換体の発明を従来技術と比べると、予期せぬ技術的效果がある場合には、当該形質転換体の発明は創造性を有する。

(5) 融合細胞

親株細胞が既知のものであれば、通常それら親株細胞の融合により得られる融合細胞の発明は創造性を有さない。ただし、当該融合細胞を従来技術と比べると、予



期せぬ技術的効果がある場合、当該融合細胞の発明は創造性を有する。

#### (6) モノクローナル抗体

抗原が既知のものであり、構造の特徴によって特徴づけられる当該抗原のモノクローナル抗体が、既知のモノクローナル抗体と比較して、機能及び用途を決定する重要な配列について顕著に異なり、かつ、従来技術には上記配列のモノクローナル抗体に関する技術的示唆がなく、かつ、当該モノクローナル抗体が有益な技術的効果を奏する場合、当該モノクローナル抗体の発明は創造性を有する。

抗原が既知のものであり、抗原が免疫原性であることが明らかである（例えば、抗原のポリクローナル抗体が既知であるか、又は抗原が高分子ポリペプチドである場合、抗原が明らかに免疫原性であることが分かる）場合、当該抗原のみで限定されるモノクローナル抗体の発明は創造性を有さない。ただし、当該発明が、当該抗原のモノクローナル抗体を分泌するハイブリドーマによってさらに限定されることで、予期せぬ技術的効果が生じた場合、当該モノクローナル抗体の発明は創造性を有する。

### 9.4.2.2 微生物に係る発明

#### (1) 微生物そのもの

既知の種の分類学的特徴と明らかに異なる微生物（即ち新規の種である）は、創造性を有する。発明に係る微生物の分類学的特徴を既知の種の分類学的特徴と比べると、実質的な相違点はないが、当該微生物によって当業者の予期せぬ技術的効果を生じていれば、当該微生物の発明は創造性を有する。

#### (2) 微生物の応用に関する発明

微生物の応用に関する発明について、もし発明に用いられる微生物は既知の種であって、かつ当該微生物が、既知のもので、同一の用途に用いられる別な微生物と同一の属に属すれば、当該微生物の応用に関する発明は創造性を有さない。ただし、既知のもので、同一の属に属する別な微生物を応用する場合と比べると、当該微生物を応用することにより予期せぬ技術的効果が生じた場合には、当該微生物応用発明は創造性を有する。

発明に用いられる微生物は既知種の微生物と明らかに異なる分類学的特徴（即ち発明に用いられる微生物が新種である）を有するなら、用途が同一であっても、当該微生物の応用に関する発明は創造性を有する。

法 22.4

### 9.4.3 実用性

バイオテクノロジー分野において、一部の発明は再現することができないため、産業上の実用性を有さないものであり、専利権が付与されてはならない。

#### 9.4.3.1 自然界から特定微生物をスクリーニングする方法

この類の方法は、客観的条件の制限を受けるもので、かつランダム性が高く、ほとんどのケースは再現できない。例えば、ある省ある県ある地方の土壌から分離、スクリーニングされたある特定の微生物について、その地理的位置の不確かさ、自

然や人為的環境の変化に加え、同一の土壌における特定の微生物が存在するという偶然性のため、専利の存続期間の 20 年以内に、同種同属なもので、生化学的遺伝性が完全に同一である微生物体のスクリーニングを再現できなくしている。ゆえに、自然界から特定微生物をスクリーニングする方法は、一般的に、産業上の実用性を有さない。出願人が、このような方法が繰り返して実施できることを証明するのに十分な証拠を提出できる場合を除いて、このような方法は、専利権が付与されてはならない。

#### 9.4.3.2 物理、化学方法を通じた人為突然変異による新規微生物の製造方法

この類の方法は主に、誘発条件における微生物のランダムな誘導変化に依存している。このような突然変異が実は、DNA 複製の過程における 1 つ又は複数個の塩基が変化し、そしてその中からある特徴を持つ菌株をスクリーニングすることである。塩基の変化がランダムなものなので、誘発条件が明瞭に記載されたとしても、誘発条件の再現を以って完全に同一の結果を得るのは難しい。このような方法は、ほとんどの場合では専利法第 22 条第 4 項の規定に合致しない。出願人は、一定の誘発条件において誘発すると、必要とする特性を持っている微生物が必然的に得られることを証明するのに十分な証拠を提出できる場合を除いて、このような方法は、専利権が付与されてはならない。

法 26.5

細則 29.2

### 9.5 遺伝資源の由来の開示

#### 9.5.1 専門用語の解釈

専利法にいう遺伝資源の直接的由来とは、遺伝資源を獲得するための直接的ルートを目指す。出願人が遺伝資源の直接的由来を明記する時、当該遺伝資源の獲得時間・場所・方法・提供者などの情報を提供しなければならない。

専利法にいう遺伝資源の原始的由来とは、遺伝資源が属する生物体の原生的環境における採集地を目指す。遺伝資源が属する生物体が、自然育成のものである場合の原生的環境とは、当該生物体の自然育成環境を指す。遺伝資源が属する生物体が植栽された或いは馴養されたものである場合の原生的環境とは、当該生物体の特定の性状或いは特徴を形成した環境を指す。出願人が遺伝資源の原始的由来を明記する時、当該遺伝資源が属する生物体の採集時間・場所・採集者などの情報を提供しなければならない。

#### 9.5.2 開示内容に対する具体的な要求事項

遺伝資源に依存して完成された発明創造の発明専利出願について、出願人は願書においてその旨を申告し、かつ専利局が制定した遺伝資源由来開示登記票（以下、登記票という）に遺伝資源の直接的由来と原始的由来に関する具体的な情報を記入するものとする。

出願人は直接的由来と原始的由来の開示に当たって、登記票の記入要求に合致し、明晰かつ完全に関連情報を開示しなければならない。

遺伝資源の直接的由来は寄託機関や種子バンク（生殖質バンク）、ジーンバンクなどのある機構から取得したもので、当該機構が原始的由来を知っておりかつ提供できる場合、出願人は当該遺伝資源の原始的由来の情報を提供しなければならない。原始的由来について明記できないと主張する出願人は、その理由を陳述し、必要な場合は関連する証拠を提供するものとする。例えば、「当該種子バンクに当該遺伝資源の原始的由来についての記載がない」、「当該種子バンクは当該遺伝資源の原始的由来を提供できない」と申告すると共に、当該種子バンクから発行される関連する書面による証明を提供する。

### 9.5.3 遺伝資源の由来開示に対する審査

専利法第26条第5項及び専利法実施細則第29条第2項に基づき審査を行う際、審査官はまず明細書と請求の範囲を詳細に閲読し、発明の内容を的確に理解した上で、発明創造の完成が遺伝資源に依存しているものか、そしてどの種の遺伝資源に依存しているかを確定しなければならない。

遺伝資源に依存して完成された発明創造について、審査官は出願人による登記票の提出があるかを審査しなければならない。

出願人による登記票の提出がない場合は、審査官は審査意見通知書において、登記票の補充提出を出願人に告知し、どの遺伝資源の由来の開示が必要かを具体的に指示し、理由を説明しなければならない。

出願人が提出した登記票には、一部の遺伝資源の由来しか開示されていない場合、審査官は審査意見通知書において、登記票に漏れた部分を補充するように出願人に告知し、由来開示の補足が必要とされる遺伝資源を具体的に指示し、理由を説明しなければならない。

出願人による登記票の提出があった場合は、審査官は当該登記票において当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来が明記されているか、そして原始的由来の明記のないものについて、理由について説明がされているかを審査する。出願人が記入した登記票で規定事項に合致しない場合は、審査官は審査意見通知書において登記票の欠陥を指摘すべきである。出願人による意見陳述又は補正の後でも尚、専利法第26条第5項の規定に合致しない場合、審査官はその専利出願を拒絶すべきである。

なお、登記票中の内容は元の明細書や請求の範囲の記載内容に該当しないため、明細書の公開が充分であるかを判断する根拠としてはならず、明細書と請求の範囲を補正するための基礎とすることもできないため、注意が必要である。

## 第十一章 漢方薬分野の発明専利出願審査に関するいくつかの規定

### 1. 序文

中国医薬学は、独特の理論及び技術的方法を有する体系である。当該分野の発明専利出願の審査はいくつかの特殊な問題に関わり、例えば、漢方薬の革新は中国医薬理論を指針とする。漢方薬で予防治療する疾病は中国医学の病気又は証の表現を用いることができ、西洋医学の病気の表現を用いることもでき、両者は完全には対応しない。漢方生薬は種類が多く、名称が複雑である。漢方薬製品の有効成分は明確にすることが困難であり、通常は漢方薬原料により特徴づけなどを行う。本章の目的は、専利法及びその実施細則の規定に基づき、本指南の一般的な規定に合致する前提で、漢方薬分野の発明専利出願審査に関する特殊な状況について具体的な規定を行うことである。

### 2. 漢方薬発明専利によって保護される客体

#### 2.1 専利権を付与できる出願

以下のいくつかの製品は漢方薬発明専利によって保護される客体に該当し、専利権を付与することができる。

- (1) 産地で加工して得られた漢方生薬。
- (2) 炮製加工して得られた漢方煎じ薬。
- (3) 漢方薬処方又は漢方薬複方とも呼ばれる、漢方薬組成物。
- (4) 漢方薬抽出物。
- (5) 漢方薬製剤。

以下のいくつかの方法は漢方薬発明専利によって保護される客体に該当し、専利権を付与することができる。

- (1) 漢方生薬の栽培方法又は産地での加工方法。
- (2) 漢方煎じ薬の炮製方法。
- (3) 漢方薬組成物、漢方薬抽出物、漢方薬製剤などの製品の製造方法又は検査方法。
- (4) 漢方薬製品の製薬用途。

#### 2.2 専利権を付与できない出願

薬に添加することが禁止された毒性漢方生薬を用いて完成した発明。公衆の健康を害し、公共利益を害し、専利法第5条第1項の規定に違反するため、専利権を付与することができない。例えば、関木通、広防已、青木香は、深刻な副作用を有して薬に添加することが禁止されているため、当該漢方生薬を含む発明は専利権を付与することができない。但し、炮製又は配合を行い、当該漢方生薬に含まれる発明

が用薬の安全性の条件を満たすことを証明する証拠があれば、専利権を付与することができる。

自然界から、天然形態で存在している物質を見つけ出すことは、1種の発見に過ぎず、専利法第25条第1項第(1)号に規定した「科学的発見」に該当し、専利権を付与することができない。但し、前記の天然物質を用いて製造された漢方生薬又は漢方煎じ薬及びその製造方法と製薬用途、例えば、炮製加工により得られた野芙蓉漢方生薬は、科学的発見に該当しない。

中国医薬理論、例えば中国医学陰陽五行学説、蔵象学説は、自然現象及び変化の過程の集約及びまとめであり、専利法第25条第1項第(1)号に規定した「科学的発見」に該当し、専利権を付与することができない。

中国医薬記憶方法、例えば配合の口伝又は覚え歌は、専利法第25条第1項第(2)号に規定した知的活動の法則及び方法に該当し、専利権を付与することができない。

中国医学の診断方法、例えば望診、聞診、問診、切診は、専利法第25条第1項第(3)号に規定した疾病の診断方法に該当し、専利権を付与することができない。

中国医学の治療方法、例えば治療を目的とする灸、吸い玉、貼付等の方法、及び本部分第一章第4.3.2.1節第(2)号に列挙された状況は、いずれも専利法第25条第1項第(3)号に規定した疾病の治療方法に該当し、専利権を付与することができない。

### 3. 明細書と請求の範囲

#### 3.1 明細書の十分な開示

##### 3.1.1 漢方生薬の名称

法 26.3

漢方生薬の名称には正式名称、異称、別称及び俗称などの形式が存在し、漢方生薬に関する発明について、明細書において一般的に漢方生薬の正式名称を記載しなければならない。漢方生薬の名称の記載は、当業者が当該漢方生薬を確認でき、十分な開示の要件を満たすものでなければならない。

明細書における漢方生薬の名称について従来技術に明確な記載がなければ、明細書には当業者が当該漢方生薬を十分に確認できる関連情報、例えば基原植物、ラテン名、薬用部位、薬性・薬味と作用する部位、効能などを記載しなければならない。

##### 【例】

発明が何らかの疾病を治療する漢方薬組成物に関し、その漢方薬原料「三毛刺」は従来技術に記載がなく、かつ明細書にもその「三毛刺」の基原植物、ラテン名、薬用部位、薬性・薬味と作用する部位、効能などの情報が記載されておらず、当該発明を実現することができないため、明細書の開示が不十分である。

明細書に記載の漢方生薬の別名が複数の正式名称に対応していれば、明細書及び従来技術における関連の漢方生薬の基原植物、ラテン名、薬用部位、薬性・薬味と作用する部位及び効能などの情報を組み合わせて、当該別名が明確に指示している

かどうかを総合的に判断し、指示が不明確で当業者が確認できないのであれば、明細書の開示が不十分である。

**【例】**

発明が何らかの疾病を治療する薬物に関し、それには漢方薬原料「山苦参」を使用しているが、明細書にはその「山苦参」の基原植物、ラテン名、薬用部位、薬性・薬味と作用する部位及び効能などが記載されていない。「山苦参」は別名であり、2種の漢方生薬「双参」及び「涼粉藤」に対応し、そのうち、「双参」は腎の機能を高めて気を補い、血行を良くして月経を順調にする機能を有し、主に腎の機能の低下による腰痛、月経不順などを治療し、「涼粉藤」は肝の熱を解消し、熱毒を解消する機能を有し、主に咽喉痛、小児の胎毒などを治療し、両者の機能は主な治療症状が異なりかつ治療する疾病にいずれも関連がなく、従来技術にも両者を前述の疾病の治療に使用できるという記載はなく、当業者は「山苦参」が「双参」を指しているのか「涼粉藤」を指しているのかを確認できず、よって、明細書の開示が不十分である。

**3.1.2 漢方薬組成物の組成及び用量配合比**

漢方薬組成物の発明について、明細書には当該漢方薬組成物の漢方薬原料組成を記載しなければならないだけでなく、漢方薬原料の用量配合比の関係も記載しなければならない。漢方薬原料の用量は重量部、重量比、重量パーセントなどで記述を行うことができる。

漢方薬原料の用量配合比の関係により組成物の処方構造及び主従作用が決定され、組成物の治療効果に直接影響を与えるため、明細書に組成物中の各漢方薬原料の用量配合比の関係が記載されていなければ、又は当該用量配合比の関係の記載が不明確であれば、当業者はその発明を実現することができず、明細書の開示が不十分となる。

**3.1.3 漢方薬組成物の医薬用途**

新たな漢方薬組成物について、明細書にはその具体的な医薬用途を記載しなければならない。当業者が従来技術に基づいて発明で前述の医薬用途を実現できると予測できない場合、明細書にさらに発明の技術的解決手段で解決しようと予期される技術的課題を解決できること、又は予期される技術効果を果たすことを証明する実験データも記載しなければならない。前述の実験データは実験室での実験（動物実験を含む）データ、又は臨床治療効果データ（臨床病歴又は臨床病例を含む）とすることができる。

漢方薬組成物を中国医学の病気又は証の治療に用いることについて、当業者が従来技術に開示されている病気又は証の治療法則・治療原則、各薬材の機能又は作用などの情報に基づいて発明における漢方薬組成物が前述の病気又は証を治療する作用を有すると予測できない場合、明細書において発明が前述の中国医学の病気又は証を治療できることを証明する実験データを示すことにより、当業者がその技術的効果を確信できるようにしなければならない。

注意すべきこととして、当業者が、当該漢方薬組成物が前述の病気又は証を治療する作用を有すると予測できる場合、明細書に関連の実験データがなくても、明細書の開示が不十分であると判断してはならない。

#### 【例】

発明が酒毒を排出する薬物に関し、それは以下の重量配合比の漢方薬原料で組成される。葛根 10-30 部、砂仁 5-10 部、甘草 5-10 部。明細書には発明処方葛根を主とし、脾及び胃の機能を高める砂仁及び甘草を配合し、処方全体で酒毒を排出する作用を有すると記載されているが、具体的な実験データは記載されていない。発明で解決しようとする技術的課題は酒毒の排出であり、従来技術における各薬材の既知の効能に基づくと、葛根は津液を生じさせて渴きを解消し、酒毒を排出し、砂仁は体内の余分な水分を排出して脾と胃をすっきりさせ、甘草は脾の機能を補って気を高め、各種薬材を調和させ、主な薬材である葛根は酒毒排出作用を有し、他の薬材は主な薬材の酒毒排出を補助する作用を有するため、当業者は前述の薬材を組み合わせると酒毒を排出できると予測でき、よって明細書は十分な開示の要件を満たしている。

### 3.2 請求の範囲の明確化とサポート

#### 3.2.1 漢方薬組成物の請求項の記述方式

漢方薬組成物の請求項の記述方式は本部分第十章第 4.2.1 節の規定を適用し、また、「……により製造される」という記述方式は漢方薬組成物の発明で製造方法により製品の請求項を限定する一般的な記述方式であり、当該漢方薬組成物が指示された成分を漢方薬原料として製造されることを示す。

#### 3.2.2 漢方薬組成物の請求項の一般化

法 26.4

漢方薬組成物について、請求項で限定している各漢方薬原料の用量配合比は明細書を根拠としなければならず、請求項で一般化している各漢方薬原料の用量配合比範囲が、明細書に開示されている薬材配合関係とは実質的に異なる技術的解決手段を含み、当業者が明細書に開示されている内容に基づいて請求項の一般化がいずれも発明で解決しようとする技術的課題を解決できかつ同じ技術的効果を得ることができると予測することができないのであれば、請求項は明細書にサポートされていない。

#### 【例】

請求項：茵陳 1-50 部、虎杖 1-50 部及び大黄 1-50 部により製造されることを特徴とする、肝炎を治療する漢方薬組成物。

明細書の技術的解決手段及び実施形態に記載されているのは、茵陳、虎杖及び大黄を 3:2:1 の重量比として、肝炎を治療するための漢方薬組成物を製造し、そのうち熱を解消して水分を排出する茵陳を主薬とし、虎杖、大黄が主薬を補助して治療作用を共同で発揮するということである。請求項で一般化している 3 種の漢方薬原料の用量配合比がいずれも 1-50 部の範囲内で変化すると、それには明細書に開

示されている薬材の主従配合関係が実質的に異なり、即ち処方構造が実質的に異なる技術的解決手段が含まれ、当業者は明細書に開示されている内容に基づいて請求項で一般化している技術的解決手段がいずれも肝炎を治療する技術的効果を果たすことができると予測することができず、よって、請求項は明細書にサポートされていない。

#### 4. 新規性

##### 4.1 漢方薬組成物の成分の用量配合比

漢方薬組成物の成分の用量配合比に関する新規性の判断について、引用文献が中国医学の古来の処方である場合、歴代の度量衡は多く変更されてきたため、古来の処方における用量単位の換算に注意しなければならない。

###### 【例】

発明が何らかの疾病を治療する漢方薬組成物に関し、その漢方薬原料は重量比で以下のとおりである。猪苓 3-6 部、沢瀉 3-9 部、白朮 3-6 部、茯苓 3-6 部、桂枝 2-4 部。引用文献には猪苓十八銖、沢瀉一両、白朮十八銖、茯苓十八銖、桂枝半両により組成される処方が開示されている。引用文献に開示されている処方は漢代の張仲景の『傷寒論』が出典であり、その薬材の組成は発明と同一であるが、薬材の用量単位が異なる。漢代では六銖が一分であり、四分が一両であり、すなわち二十四銖が一両であり、換算すると、引用文献における各薬材の用量配合比は本発明の各薬材の用量配合比の範囲内にあるため、発明は新規性を有さない。

法 22.2

##### 4.2 漢方薬の製薬用途に係る病気と証

弁証論治は中国医学における疾病治療の基本原則である。通常、同一の疾病で進行段階が異なれば、異なる証候分型、即ち証型が出現する可能性があり、また同一の証型が、異なる疾病において生じる可能性がある。漢方薬製品の製薬用途の新規性の判断において、中国医学の病気と証、及びそれと西洋医学との間の病気又は薬物作用機序の関係について注意し、それが同一であるかどうかを考慮しなければならない。

(1) 発明が何らかの漢方薬の製薬用途に関し、治療する疾病を中国医学の病気に限定しており、引用文献には当該漢方薬が何らかの証型の当該疾病を治療できることが開示されている。証型で限定している中国医学疾病は通常は当該疾病の種類の 1 つに該当し、当該疾病の範囲内にあり、よって、引用文献により発明の新規性が損なわれる。

###### 【例】

発明が胸の痛みを治療する薬物の製造における漢方薬の応用に関し、引用文献には処方が発明と同一である気と陰の不足による胸の痛みを治療するための薬物が開示されている。胸の痛みは心の血流の阻滞、余分な水分の貯留、気と陰の不足、心と腎の陽の不足などの異なる証候類型に分けられ、即ち気と陰の不足による胸の痛みは胸の痛みの類型の 1 種に該当し、よって、引用文献に開示されている技術的



解決手段は発明で保護を請求する範囲内にあり、発明は新規性を有さない。

(2) 発明が何らかの漢方薬の製薬用途に関し、治療する疾病は西洋医学の病名で表現しており、引用文献には当該漢方薬が中国医学の病気又は証で表現した関連の疾病を治療できることが開示されている。中国医学と西洋医学は理論体系が異なり、中国医学の病気又は証と西洋医学の病気は完全には対応しない。中国医学の病名と西洋医学の病名が同一であっても、それにより表現されている実質的な疾病が必ずしも同一であるとは限らない。よって、引用文献と発明に係る疾病が同一又は実質的に同一でなければ、発明の新規性は損なわれない。

#### 【例】

発明が、アレルギー性鼻炎を治療する薬物の製造における漢方薬組成物の応用に関し、引用文献には処方が発明と同一の鼻鼽を治療するための薬物が開示されている。中国医学の「鼻鼽」は発作を繰り返す鼻のかゆみ、鼻水、涙、鼻づまりを臨床特徴とし、西洋医学におけるアレルギー性鼻炎、アレルギー性副鼻腔炎及び血管運動性鼻炎などの疾病に相当する。よって、引用文献に開示されている技術的解決手段は発明で保護を請求する範囲内にあり、発明は新規性を有さない。

(3) 発明が何らかの漢方薬の製薬用途に関し、治療する疾病を中国医学の病気で限定している。引用文献には当該漢方薬及び当該漢方薬の薬物作用機序が開示されている。引用文献の薬物作用機序に対応する疾病と発明に係る中国医学の病相が同一又は実質的に同一であれば、引用文献により発明の新規性が損なわれる。

#### 【例】

発明が、消渴病を治療する薬物の製造における漢方薬組成物の応用に関し、引用文献には処方が発明と同一のインスリンの分泌を促進するための薬物が開示されている。中国医学の「消渴病」は多飲、多食、多尿、痩せ、尿の甘いにおいのある疾病を指し、西洋医学における糖尿病、尿崩症などの疾病に相当する。インスリンの分泌の促進は、インスリンの分泌不足による糖尿病の治療に使用できることを暗に示している。以上から分かるように、消渴病はインスリンの分泌不足による糖尿病を含み、よって、引用文献に開示されている技術的解決手段は発明で保護を請求する範囲内にあり、発明は新規性を有さない。

## 5. 創造性

### 5.1 漢方薬組成物

漢方薬組成物は中国医薬理論を指針として形成され、通常は一定の処方構造を有し、各漢方薬原料又は薬材の間には例えば君臣佐使のような主従関係が存在し、機能面で相互に関連し、相互に配合することで作用を発揮する。

漢方薬組成物の発明は、加減処方の発明及び自己組成処方の発明を含み、そのうち加減処方とは漢方薬原料を変更した処方及び配合処方を含む。漢方薬組成物の発明の創造性の判断を行う時は以下のいくつかの点に注意しなければならない。

(1) 最も近い従来技術を確認する時は、発明と従来技術における組成物の「原則、方法、処方、薬物」を考慮しなければならず、かつ発明の実質から、処方構造を分

法 22.3

析し、属する技術分野、解決しようとする技術的課題、技術的効果又は用途が最も近い、及び/又は主な作用を果たす漢方薬原料（主要薬材、主薬又は君薬と略称する）が同一の又は近い従来技術を選択する。

(2) 相違点を確定する時は、通常は、他とは異なる薬材を、処方において作用を発揮する主従地位に基づいて階層化し、例えば主な病気又は主証を対象とするのが主要薬材であり、兼証又は副次的な症状を治療するのが従属薬材である。発明の処方構造が不明瞭であるか、又は同一階層における漢方薬原料が多い場合、それらを効能又は作用で分類することができる。

(3) 保護を請求する発明が自明的であるかどうかを判断する時は、当業者の視点で、最も近い従来技術及び発明で実際に解決する技術的課題を出発点として、従来技術に当該相違点及び当該相違点を最も近い従来技術に用いることで当該技術的課題を解決する技術的示唆が存在するかどうかを全体的に判断しなければならない。

一般的な技術的示唆は以下から得ることができる。最も近い従来技術の他の部分、教科書、参考書又は概要文献などの従来技術に開示されている関連技術情報、例えば薬材の加減情報、薬材の効能、用量用法と薬理作用、及び発明に記載の疾病の病因、治療法則・治療原則、一般的な病状の変化及び兼証などの情報。

**5.1.1 加減処方の発明**

加減処方の発明は、漢方薬原料を変更した処方及び配合処方を含む。

**5.1.1.1 漢方薬原料を変更した処方の発明**

漢方薬原料を変更した処方の発明とは、発明が従来技術の何らかの既知の処方を基礎処方とし、既知の処方の主要薬材を変更せずに、従属薬材及び/又はその薬量を調整することにより形成される処方の発明であり、薬材の増減、薬材の置き換え又は薬量の加減などを含む。

漢方薬原料を変更した処方の発明について、従来技術にその主証及び主薬が同じ又は類似する基礎処方が開示されていても、従来技術に薬材又は薬量の変化などの相違点を基礎処方に応用することでそれに存在する技術的課題を解決するという技術的示唆がなされておらず、かつ発明が有益な技術的効果を得ているのであれば、発明は創造性を有する。そうでなければ、発明は創造性を有さない。

(1) 薬材を増減した発明

従来技術に、既知の処方に対して薬材の増減を行うことにより発明が実際に解決する技術的課題を解決するという技術的示唆が存在せず、かつ発明で有益な技術的効果が得られるのであれば、発明は創造性を有する。そうでなければ、発明は創造性を有さない。

**【例】**

発明及び引用文献 1 がいずれもてんかんを治療する漢方薬組成物に関し、明細書に、発明が特定の既知の処方を基礎として処方の簡略化を行って改善することによりなり、計 8 種の漢方薬原料を有すると記載されており、明細書はさらに発明と

既知の処方と比較して、同様の抗てんかん治療効果を有するという事も証明している。明細書に記載の既知の処方はいち引用文献 1 に開示されている組成物であり、計 11 種の漢方薬原料を有し、その君薬は天麻、釣藤鉤及び白僵蚕である。臣薬は石菖蒲、胆南星、酸棗仁、遠志、白附子、当帰である。佐薬・使薬は柴胡と鬱金である（用量配合比は省略）。

発明は引用文献 1 を基礎として臣薬である白附子と当帰、及び佐薬・使薬である柴胡と鬱金を削除している。かつ佐薬・使薬に丹参を追加している。白附子と当帰の効能は、引用文献 1 の処方における他の臣薬の効能とは異なり、柴胡と鬱金の効能も発明に追加した佐薬・使薬である丹参とは異なるため、当業者は従来技術に基づいて、白附子、当帰、柴胡、鬱金を削除し、丹参を追加した後の発明が、引用文献 1 に記載の既知の処方と同様の抗てんかん治療効果を生じさせることができるという技術的示唆を得ることはできず、よって、発明は当業者にとって非自明的であり、発明は創造性を有する。

#### 【例】

発明及び引用文献 1 はいずれも乳香 10-20 部を含む骨折を治療する漢方薬（他の漢方薬原料及びその用量配合比は省略）に関し、違いは、発明ではさらに没薬 10-15 部を追加している点であり、明細書で発明が骨折を治療する作用を有することを証明している。乳香及び没薬は血流を活性化して阻滯を取り除く薬であり、薬効を増強するために両者を常に対として配合使用することは本分野の公知の常識であり、以上から分かるように、処方の血流を活性化して阻滯を取り除く効果を増強するために、当業者には処方に効能が同一の又は近い薬材を追加する動機があり、よって、発明は創造性を有さない。

#### (2) 薬材を置き換えた発明

発明の薬材の置き換えが従来技術の既知の同じ効能の薬材の置き換えに該当し、かつ予期できない技術的効果を得ることができない場合、発明は創造性を有さない。

#### 【例】

発明及び引用文献 1 はいずれも冠動脈疾患を治療する滴丸に関し、違いは、発明が土木香で青木香を置き換えている点しかなく、明細書で発明が冠動脈疾患を治療する効果を有しかつ腎毒性の副作用がないことを証明している。従来技術は青木香が深刻な腎毒性を有し、臨床使用時に土木香で青木香を置き換えることができると開示している。以上から分かるように、青木香の腎毒性を回避するために土木香で青木香を置き換えることは、当業者にとって創造的な労力を必要とせず、かつ発明は予期できない技術的効果を得ることができず、よって、発明は創造性を有さない。

#### (3) 薬量を加減した発明

発明の薬量の加減が、基礎処方を変更していない処方構造、即ち主薬を変更していない一般的な薬量の加減に属し、基礎処方と比較して、発明が、予期できない技術的効果を得ることができないのであれば、発明は創造性を有さない。

#### 【例】

発明及び引用文献 1 はいずれも急性扁桃炎を治療する漢方薬組成物に関し、両

者の薬材組成及び処方構造が同一であり、即ち発明は引用文献 1 の既知の処方に基づいて薬材の用量の調整を行ったものである。明細書では発明が急性扁桃炎を治療する効果を有することしか証明しておらず、既知の方法と比較した技術的效果について証明していない。引用文献 1 に開示されている既知の処方の組成は、生地黄 12 部、玄参 9 部、麦門冬 9 部、牡丹皮 3 部、白芍 3 部、貝母 3 部、生甘草 3 部であり、そのうち、生地黄が君薬であり、玄参、麦門冬が臣薬であり、牡丹皮、白芍、貝母が佐薬であり、生甘草が使薬である。発明は麦門冬を 9 部から 6 部に減らし、白芍を 3 部から 5 部に増やしているだけである。処方における薬量の加減により君薬が変更されると、通常は当該処方の機能及び主治に大きな変化が発生する。発明では君薬である生地黄を保持しつつ、そのうちの君薬である麦門冬及び佐薬である白芍の用量を調整しただけであり、このような一般的な用量の加減変更は当初の処方の君臣佐使配合関係に影響せず、処方の機能及び主治が変化することはなく、かつ予期できない技術的效果を得ることができず、よって、発明は創造性を有さない。

#### 5.1.1.2 配合処方の発明

配合処方の発明とは、2 つ及びそれ以上の既知の処方を組み合わせて使用するか、又は配合処方の分量を変えて形成される処方の発明を指す。

配合処方の発明の創造性の判断は、通常、従来技術に組み合わせの技術的示唆、組み合わせの難易度及び組み合わせ後の技術的效果が存在するかどうかを考慮しなければならない。

従来技術に配合処方の組み合わせで発明で実際に解決する技術的課題を解決する技術的示唆がなされておらず、かつ有益な技術的效果が得られるのであれば、発明は創造性を有する。

#### 【例】

発明がウイルス性肺炎を治療する漢方薬組成物に関し、銀翹散を基礎処方として平胃散と複合処方することで形成され（用量配合比は省略）、明細書で発明が銀翹散と比較してウイルス性肺炎の治療のより高い治療効果を有することを証明している。引用文献 1 は銀翹散を開示しており、その効能は熱を解消して毒素を排出することであり、ウイルス性肺炎の治療に用いることができる。引用文献 2 は平胃散を開示しており、それは余分な水分を排出して脾の働きを活発にし、気を行き渡らせて胃の機能を整える効能を有し、急性又は慢性胃腸炎の治療に用いることができる。中国医学でのウイルス性肺炎の治療は疫病症状を鎮めて毒素を排出し、肺の機能を高めて体表の邪気を取り除くことを主とすることが多く、平胃散は余分な水分を排出して脾の働きを活発にし、気を行き渡らせて胃の機能を整え、かつ従来技術には平胃散をウイルス性肺炎の治療に使用できるということに関連する記載はない。当業者には銀翹散を基礎として平胃散を組み合わせることで治療効果がより高いウイルス性肺炎を治療する処方を得る動機がなく、よって、発明は創造性を有する。

発明が、既知の処方の単純な組み合わせに過ぎず、その技術的效果も既知の処方

の効果をし合わせたものに過ぎないのであれば、発明は単純な重ね合わせに該当し、創造性を有さない。

#### 【例】

発明が更年期症候群を治療する漢方薬組成物に関し、既知の処方である加味六味地黄湯と甘麦大棗湯を複合処方することで形成され（用量配合比は省略）、明細書にはその技術的効果を証明する実験データが記載されていない。引用文献 1 には加味六味地黄湯を肝と腎の陰の不足による更年期症候群の治療に使用できることが開示されており、引用文献 2 には甘麦大棗湯を心の陰の不足による更年期症候群の治療に使用できることが開示されている。更年期症候群は中国医学の疾病「臟躁」に相当し、腎の陰の不足が病因であり、肝、心、脾に影響し、肝の陰の不足、心の陰の不足及び脾の陰の不足などの証が出現することがある。当業者には主要な部分と副次的な部分を同時に治して更年期症候群を治療する漢方薬組成物を獲得するために、更年期症候群の病因に基づき、肝と腎の陰の不足及び心の陰の不足を同時に考慮し、肝と腎の陰の不足に用いる加味六味地黄湯と心の陰の不足に用いる甘麦大棗湯を組み合わせて本発明の組成物を得る動機があり、かつ当該組成物の技術的効果は各既知の処方をし合わせたものに過ぎず、よって創造性を有さない。

### 5.1.2 自己組成処方の発明

自己組成処方の発明とは、既知の処方を基礎とせず、中国医薬理論及び用薬経験に基づいて処方を直接構成するか、又は既知の処方の主要薬材を変更して形成した処方の発明を指す。

自己組成処方の発明について、既知の処方を基礎としていないため、明細書には発明の処方原則、処方構造又は原料成分及びその技術的効果を十分に証明する実験データを記載し、発明が従来技術に対してなす貢献を体現しなければならない。

自己組成処方の発明の創造性を判断する時は、通常、処方原則及び処方構造又は原料成分に分析を行った上で、処方における各薬材を配合することで発明に存在する技術的課題を解決するという技術的示唆が従来技術に存在するかどうかを考慮しなければならない。従来技術からこのような技術的示唆が得られず、かつ発明で有益な技術的効果が得られるのであれば、発明は創造性を有する。さもなくば、発明は創造性を有さない。

#### 【例】

発明が子宮筋腫を治療する組成物に関し、桃仁、当帰、蒲黄、没薬、牡丹皮及び牛膝の 6 種の漢方薬原料で製造され（用量配合比は省略）、明細書には処方構造が記載されており、かつ発明が子宮筋腫を治療する作用を有することを証明している。引用文献 1 には、中国医学で子宮筋腫を治療する慣用的な方法が、血流を活性化して阻滯を取り除き、肝の機能を高めて気を整え、気血の巡りをよくして冷えを解消し、かつ腎の機能を補って骨を強くするなどを含むことが開示されており、さらに子宮筋腫を治療する慣用的な単味生薬が当帰、没薬、蒲黄を含むことも開示されているが、具体的な処方示唆は示されていない。引用文献 1 に当帰、没薬、蒲黄を子宮筋腫の治療に使用できることが記載されているが、桃仁、当帰、蒲黄、没薬、牡

丹皮及び牛膝の 6 種の漢方薬原料を主従に従って配合して組み合わせることで子宮筋腫を治療する漢方薬組成物を得る技術的示唆はなされておらず、よって発明は創造性を有する。

## 6. 実用性

### 6.1 医師の処方箋

医師の処方箋には第二部分第十章第 7.2 節の規定を適用する。

### 6.2 動物体から漢方薬原料を取得する方法

動物体から漢方薬原料を取得する方法は第二部分第五章第 3.2.4 節の動物体の非治療目的の外科手術方法に該当し、産業上で使用することはできず、よって実用性を有さない。例えば、生きている牛の体内から牛黄を採取する方法、生きている熊の体内から熊胆を取得する方法である。

法 22.4



## 第三部分

国内段階に移行し  
た国際出願の審査





## 第一章 国内段階に移行した国際出願の初歩審査と事務処理

### 1. 序文

特許協力条約（即ち PCT）に基づいて提出された国際出願で、中国における発明専利又は実用新案専利による保護を受けたい旨を明記した場合は、国際段階の手續を完了後に、専利法実施細則第 120 条、第 121 条の規定に基づき、専利局で中国国内段階移行（以下、国内段階移行という）手續を行うことにより、国内段階移行手續を開始しなければならない。国内段階移行手續には、特許協力条約の許容限度内で行われる初歩審査と国内の公開、国際調査と国際予備審査の結果を参考に行われる実体審査、査定又は却下、及び生じえるその他の手續が含まれる。

本章は、国際出願の国内段階移行となる条件の審査、国内段階移行における国際出願の初歩審査及び国内段階移行における国際出願の事務処理などの内容に関する。本章では、前述した内容の中の特殊な事項のみについて説明し、規定している。国内出願と同一なその他の事項で、本章には説明、規定のないものは、本指南第一部分第一章、第二章及び第五部分の規定を参照する。

本章に係る初歩審査と事務処理の主な内容は以下のとおりである。

(1) 専利法実施細則第 122 条に基づき、国内段階移行を声明した国際出願が所定条件に合致しているか否かを審査し、中国において効力がない、或いは効力を喪失した出願を処置する。

(2) 専利法実施細則第 121 条に基づき、国際出願の国内段階移行時において規定に合致している最初の出願の中国語訳文（以下、訳文という）又は書類を提出したか否かを審査し、専利法実施細則第 50 条に基づき、訳文と書類が規定に合致しているか否かを審査し、規定に合致しない出願を処置する。

(3) 専利法実施細則第 123 条に基づき、出願人が国際段階で補正した書類の訳文の提出時期が規定に合致しているか否かを審査し、規定に合致しない書類を処置する。

(4) 専利法実施細則第 121 条、第 124 条、第 125 条、第 126 条、第 127 条、第 128 条、第 130 条、第 131 条及び専利法第 17 条、第 18 条第 1 項に基づき、出願に関連しているほかの書類が提出されたか、そして規定に合致しているか否かを審査する。欠陥がある場合、相応な処置を行う。

(5) 専利法実施細則第 132 条に基づき、国際出願の国内の公開などの事務を処理する。

### 2. 国際出願の国内移行手續の審査

中国で専利保護を受けたい国際出願については、出願人が専利法実施細則第 120 条で規定した期限以内に、国内段階移行手續をしなければならない。当該期限は世界的所有権機関国際事務局（以下、国際事務局という）で記録された最も早い優先日から起算する中国において効力がない、或いは中国における効力を喪失した国

際出願は、国内段階移行してはならない。国内段階移行手続を行う場合、専利法実施細則第 121 条の規定に合致しなければならない。

出願人が国内段階移行手続を行う際に、優先権主張の取下げを提出した場合、当該手続を行う期限は依然として当初最も早い優先日から起算する。

国内段階移行となる国際出願の書類提出の場所と方式は、本指南第五部分第三章の規定を適用する。国内段階移行となる国際出願の費用納付は本章で規定したものを除き、本指南第五部分第二章の規定を適用する。

## 2.1 中国で効力がない場合

国際出願日がすでに確定されたすべての国際出願は、受理官庁によって特許協力条約第 11 条に合致するか否かが審査され、かつ肯定的な結論を下されたものである。故に、国際出願で中国を指定した場合、専利法実施細則第 119 条の規定に基づき、専利局は当該出願に正式な国内出願効力を有することを認めなければならない。審査官は国内段階移行を声明した国際出願の中国に対する指定が引き続き有効であるか否かを審査しなければならない。

国内段階移行を声明した国際出願の国際公開文書に中国を指定した旨の記載がない場合は、当該国際出願は中国で効力を有しない。審査官は国際出願が中国国内に移行できない旨の通知書を発行し、当該国際出願の国内段階移行手続を受け入れない旨を出願人に通知しなければならない。

## 2.2 中国における効力を喪失した場合

### 2.2.1 国際事務局による効力を喪失する旨の通知

条約 24 (1)  
(i) 及び (ii)

国内段階移行を声明した国際出願について、国際事務局が国際段階において、専利局に「国際出願の取下げ」(様式 PCT/IB/307) 又は「国際出願みなし取下げ」(様式 PCT/IB/325) 通知を送達したか、若しくは当該国際出願で中国に対する「指定の取下げ」(様式 PCT/IB/307) を送達した場合、専利法実施細則第 122 条第 1 項第 (1) 号の規定に基づき、当該国際出願は中国での効力が終了する。審査官は国際出願の中国国内に移行できない旨の通知書を発行し、当該国際出願の国内段階移行手続を受け入れない旨を出願人に通知しなければならない。

### 2.2.2 国内段階移行が遅れた場合の手続

条約 24 (1)  
(iii)

出願人が、専利法実施細則第 120 条で規定した期限以内に国内段階移行手続を取っていないか、若しくはすでに国内段階移行手続を取ったが、専利法実施細則第 121 条第 1 項第 (1) 号から第 (3) 号の規定に合致しない場合、専利法実施細則第 122 条 1 項 (2) 号と (3) 号の規定によって、当該国際出願の中国での効力は終了する。審査官は国際出願が中国国内に移行できない旨の通知書を発行し、当該国際出願の国内段階移行手続を受け入れない旨を出願人に通知しなければならない。

出願人が、専利法実施細則第 120 条で規定した期限以内にとった国内段階移行手続が規定に合致しない場合、審査官は、国内段階移行手続に欠陥があり、受け入

れない旨を出願人に通知しなければならない。出願人は所定期限の満了前に再度国内段階移行手続きを取り、かつ前述の欠陥を解消した場合、当該国際出願は中国で依然として効力を有する。

専利法実施細則第 120 条で規定した期限に遅延したことによって、国際出願の中国での効力が終了となり、出願人が専利法実施細則第 6 条第 2 項に基づき権利の回復を請求した場合、審査官は、専利法実施細則第 122 条第 2 項の規定に基づいて当該請求を受け入れない旨を出願人に通知しなければならない。もし出願人が、前述の期限の遅延は不可抗力事由に起因した旨を申し立てたなら、審査官は、専利法実施細則第 6 条 1 項の規定を参照して処理しなければならない。出願人は専利法実施細則第 120 条の規定の期限内に規定の費用を額面通り納付する。ただし出願番号などの関連情報の記入に不備があった場合は、専利法実施細則第 121 条第 1 項第 (2) 号の規定に合致しないとみなされ、国際出願が中国国内に移行できない旨の通知書を受け取った日から起算して 1 か月以内に専利局に訂正を要求する。

### 2.2.3 選定について

条約細則 54 の 2

国際出願が所定の期限以内に中国を選定し、かつ当該選定が国内段階移行時になるまで依然として有効である場合、専利法実施細則第 120 条で規定した期限以内に国内段階移行手続きを取らなければならない。

中国を選定したか否かは、国際事務局から送達される「選定通知書」（様式 PCT/IB/331）を根拠としなければならない。

国際事務局が「選定通知書」を送達した後に、また「願書又は選定通知書の取下げ」（様式 PCT/IB/339）又は「願書みなし未提出又は選定みなし未実行の通知書」（様式 PCT/IB/350）を送達し、かつ前述の通知書が選定の取下げ、又は選定のみなし未実行に係わっている場合、表記された国に「CN」があれば、当該国際出願が中国に対する選定は無効である。

### 2.3 国内段階移行の処理

細則 121.2

規定に従って国内段階移行手続きを行う国際出願は、審査によって、中国での効力を有し、かつ専利法実施細則第 121 条第 1 項 (1) 号から (3) 号の要求に合致している場合、専利局は国内出願番号を付与し、国際出願の国内段階移行日（以下、移行日という）を明確にし、かつ国際出願の中国国内段階移行通知書を発行しなければならない。移行日とは専利局で専利法実施細則第 121 条第 1 項第 (1) 号から第 (3) 号の規定に合致する国内段階移行手続きを行う日をいう。前述の要求を満たす国内段階移行手続きを同じ日に行う場合、その日が移行日になる。前述の要求を満たす国内段階移行手続きを違う日に行う場合、国内段階移行手続きを行う最後の日を移行日とする。以降の審査及び認可手続において、出願人が行う各種手続や、審査官が発行する各種の通知には、国内出願番号を明示しなければならない。

### 3. 国内段階移行時に提出する出願書類の審査

#### 3.1 国内段階移行の書面声明

##### 3.1.1 国際出願日

細則 119

国際出願日は、国際段階において受理官庁が確定したものである。国際出願日が国際段階において何らかの理由で変更された場合、変更後の日付を基準とする。国内段階移行の書面声明（以下、移行声明という）に記載される国際出願日は、国際公開文書のフロントページでの記載と同一でなければならない。一致しない場合、審査官は国際公開文書の記載内容に準拠して職権に基づいて補正を行い、かつ補正内容を出願人に通知しなければならない。

規定が別途ある場合を除き、受理官庁で確定した国際出願日は、当該出願の中国での実際出願日とみなされる。

##### 3.1.2 保護の種類

細則 121.1 (1)

条約細則 4.9

(a)

専利法第9条1項では、同様の発明創造に対し1つの専利権のみを付与すると規定している。中国を指定した国際出願は国内段階移行手続を取る際に、「発明専利」と「実用新案専利」のどちらを求めたいかを選択しなければならない。二者択一であって、同時に「発明専利」と「実用新案専利」の両方を請求することは許されない。規定に合致しない場合、審査官は国際出願が中国国内に移行できない旨の通知書を発行しなければならない。

##### 3.1.3 発明の名称

移行声明における発明の名称は、国際公開文書のフロントページにおける記載と同一でなければならない。外国語で国際公開を行う国際出願において、発明の名称の訳文は原意を的確に表現する以外、訳文を簡潔に短くしなければならない。訳文には余分な単語がない限り、本指南第一部分第一章第4.1.1節の規定に基づいて発明の名称の字数を制限してはならない。

国際公開文書のフロントページに記載した発明の名称は一般的に、最初の国際出願願書に由来するが、国際調査機関の審査官が確定した個別なものもある。国際調査機関の審査官が確定したものは、移行声明には当該審査官が確定した発明の名称の訳文でなければならない。

国内段階移行時において発明の名称の補正を要請する場合、出願書類の補正との形式により申し立てなければならない。補正後の発明の名称を移行声明に直接記載してはならない。国内の公開時に、補正後の発明の名称を公開しない。

##### 3.1.4 発明者

###### 3.1.4.1 発明者情報の確定

細則 121.1 (4)

国際段階において国際事務局で変更が記録された場合を除き、移行声明に記載さ

れる発明者は、国際出願願書に明記された発明者でなければならない。特許協力条約では、国際出願において複数の発明者がいる場合、指定国別に異なる発明者を記載することができるかと規定している。このような場合、移行声明に記載されるのは中国における発明者でなければならない。外国語で国際公開を行う場合、発明者の氏名を的確な中国語に訳さなければならない。審査官は、移行声明に明記された発明者氏名を、国際公開文書のフロントページでの記載と照合しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正が行われない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。

国際段階において、国際事務局がかつて「記録変更通知書」(様式 PCT/IB/306)を送達することにより、発明者又は発明者氏名の変更を通達した場合、専利局に対する申告がなされたものと認め、移行声明には直接変更後の情報を記載しなければならない。審査官は国際事務局からの通知に基づき、移行声明に明記された該当の内容を国際公開文書及び通知書に記載された情報と照合しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正が行われない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。

中国における発明者は、国際事務局で死亡と登記された場合、国内段階移行時には引き続き発明者として移行声明に記載しなければならない。

#### 3.1.4.2 国際出願に発明者の記載がない場合

細則 121.1 (4)

国際公開文書に発明者氏名が記載されていない国際出願は、国内段階移行時に、移行声明に発明者を明記するよう、補完しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は出願人に補正通知書を発行し、補正するよう通知しなければならない。期限内に補正しない場合は、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。

審査官は発明者の資格について審査する必要がない。

#### 3.1.4.3 発明者の氏名の訳

国際段階では、発明者の氏名の記載方法について姓を前に、名を後にし、移行声明に発明者の氏名の訳を記載する際の姓と名の順序は、その属する国における慣習的な記載方法に基づいて記載しなければならないと規定されている。

出願人は、移行声明に記載された発明者の氏名の訳が的確ではないと判断した場合、専利局による発明専利出願の公開又は実用新案専利権の公告のための準備作業が完了する前に、自発補正の方式により提出することができる。審査官は、補正された氏名の訳が原文と合致していることを審査によって確認できた場合、補正を受け入れ、かつ国内の公開又は公告において新たな氏名の訳を使用しなければならない。専利局による準備作業の完了後に、発明者の氏名の訳の補正を要求する場合、書誌的事項変更手続を取らなければならない。

### 3.1.5 出願人

#### 3.1.5.1 出願人情報の確定

細則 121.1 (4)

移行声明に記載される出願人は、国際段階において国際事務局で変更が記録された場合を除き、国際出願願書に明記された出願人でなければならない。国際出願において複数の出願人がいる場合、特許協力条約の規定によって、指定国別に異なる出願人を記載することができるとなっている。移行声明に記載されるのは中国における出願人でなければならない。国際公開が外国語で行われる場合、出願人の氏名又は名称、住所を的確な中国語に訳さなければならない。出願人が企業又はその他組織である場合、その名称は正式な中国語訳文のフルネームを使用しなければならない。審査官は、移行声明に明記された内容を、国際公開文書のフロントページにおける記載と照合しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正が行われない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。

国際段階において、国際事務局がかつて「記録変更通知書」(様式 PCT/IB/306)を送達することにより、出願人の変更又は出願人の氏名や名称、住所の変更を通達した場合、専利局に対する申告がなされたものとして認め、移行声明に直接変更後の情報を記載しなければならない。審査官は国際事務局からの通知に基づき、移行声明に明記された該当の内容を国際公開文書及び通知書に記載された情報と照合しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正が行われない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。

国際事務局で死亡と登記された出願人は、死亡した出願人の承継人がまだ確定していない場合を除き、国内段階移行時に移行声明に記入してはならない。

特許協力条約において、出願人の国籍や住所がその声明したとおりであるか否かについて、受理官庁が自国法令に基づいて審査し、決定するものとする規定した。受理官庁で審査された情報は国際事務局が出版した国際公開文書のフロントページに記載され、審査官は一般的に、疑問を提示してはならない。

#### 3.1.5.2 出願人の資格

出願人が外国人、外国企業又は外国のその他組織である場合、専利法第 17 条の規定に基づき、出願人に出席を提出する資格を有するか否かを審査しなければならない。

国際出願は出願人 1 名で提出する場合、当該出願人が通常、PCT 加盟国の国民又は住民であり、少なくともパリ条約の加盟国の国民又は住民である。そのため、出願人に変化がない場合、専利法第 17 条の規定に合致するか否かを審査する必要がない。国際出願において、出願人が 2 名又は 2 名以上いる場合、特許協力条約では、少なくともそのうち 1 名が PCT 加盟国の国民又は住民であればよいと規定している。この規定に基づき、国際出願の提出時に、中国に係る出願人は PCT 加盟国以外の国の国民又は住民である可能性がある。また、特許協力条約では国際出願の

提出時の出願人の所属国を限定しているが、出願人の変更時の譲受人の所属国については一切規定していない。

国内段階移行時、出願人又は一部の出願人の所属国は、PCT 加盟国以外の国になる可能性がある。こうした場合、本指南第一部分第一章第 4.1.3.2 節の規定に基づいて審査しなければならない。出願人全員が、専利法第 17 条の規定に合致していない場合、当該出願を却下しなければならない。一部の出願人が専利法第 17 条の規定に合致していない場合、審査意見通知書を発行して、資格を有しない出願人を削除するよう、出願人に通知しなければならない。出願人が削除を拒否した場合、当該出願を却下しなければならない。

### 3.1.5.3 出願人の氏名の訳

国際段階において、出願人が個人である場合の氏名の記載方法は、姓を前に、名を後にし、移行声明に出願人の氏名の訳を記載する際の姓と名の順序は、その属する国における慣習的な記載方法に従って記載しなければならないことが規定されている。

出願人が、移行声明に記載された出願人の氏名の訳が的確ではないと判断した場合、専利局による発明専利出願の公開又は実用新案専利権の公告のための準備作業が完了する前に、自発補正の方式により提出することができる。審査官は、補正された氏名の訳が原文と合致していることを審査によって確認できた場合、補正を受け入れ、かつ国内の公開又は公告において新たな氏名の訳を使用しなければならない。専利局による準備作業の完了後に、出願人が氏名の訳の補正を要求する場合、書誌的事項変更手続を取らなければならない。

### 3.1.6 審査の基礎となる書類の声明

国際段階において、出願人が国際調査報告を受け取った後、特許協力条約第 19 条の規定に基づいて請求の範囲を補正することができるが、補正は所定の期限以内に国際事務局に提出しなければならない。国際予備審査の過程において、出願人がさらに、特許協力条約第 34 条の規定に基づき、明細書や添付図面、請求の範囲を補正することができるが、補正は国際予備審査機構に提出しなければならない。このほか、国際出願の国内段階移行時に、出願人は特許協力条約第 28 条又は 41 条に基づいて補正を提出する可能性もある。

そこで、国際出願の国内段階移行時に、最初の出願書類に加えて、一部或いは複数部の補正書類を提出することも考えられる。出願人は移行声明の審査の基礎の欄に、後続手続において根拠とすべき書類を明記しなければならない。つまり、審査の基礎となる書類について声明しなければならない。

国際段階及び国内段階移行後のいずれにおいても、出願を補正していない場合、審査の基礎は最初の出願でなければならない。国際段階又は国内段階移行時において補正を行い、かつ審査の基礎となる書類の声明において明記した場合、審査に使用される書類は、補正書類で最初の出願の相応の部分差し替えた後の書類でなければならない。国際段階において補正を行ったが、審査の基礎となる書類の声明に



は明記していない場合、当該補正が放棄されたものとみなすものとし、専利局では当該補正を考慮しない。

審査の基礎となる書類の声明で言及した、国際段階における特許協力条約第 19 条に基づく補正は、国際公開文書において相応の内容が記載されなければならない。特許協力条約第 34 条に基づく補正は、特許性に関する国際予備審査報告の後に相応の内容が添付されなければならない。審査の基礎となる書類の声明で言及した国際段階における補正が、実際に存在しない場合、審査官は補正通知書を発行し、移行声明における審査の基礎欄の中の該当内容を補正するよう、出願人に通知しなければならない。

細則 123

審査の基礎となる書類の声明で国際段階における補正に言及した場合、移行日から起算して 2 か月以内に当該補正書類の訳文を提出しなければならない。期限内に提出されない場合、声明で言及された補正を考慮しないものとし、審査官は補正を考慮しない旨の通知書を発行しなければならない。

### 3.2 最初の出願の訳文と添付図面

専利法実施細則第 121 条第 1 項第 (3) 号の規定に基づき、国際出願が外国語で提出された場合、国内段階移行時に、最初の国際出願の明細書と請求の範囲の訳文を提出しなければならない。訳文と原文が明らかに合致しない場合、当該訳文を移行日確定の基礎としない。

専利法実施細則第 121 条第 1 項第 (5) 号の規定に基づき、国際出願が外国語で提出された場合、要約書の訳文を提出し、添付図面と要約書添付図面がある場合、添付図面の副本と要約書添付図面を提出し、添付図面の中に文字がある場合、それを該当する中国語に書き換えなければならない。

#### 3.2.1 明細書と請求の範囲の訳文

明細書、請求の範囲の訳文は、国際事務局が送達した国際公開文書における明細書、請求の範囲の内容と一致しなければならない。訳文は完備されて、かつ原文に忠実しなければならない。出願人は、如何なる補正内容でも最初の出願の訳文に加えてはならない。

国際公開文書に、差し替え頁や訂正頁と表記してある内容は一般的に、最初の出願の内容としてみなす。国際出願の提出時には明細書、請求の範囲の内容の一部とされたものが、受理官庁で審査した結果、「考慮しない」と宣告され、かつ国際公開文書において表記された場合、訳文の中も中国語と同様に表記しなければならない。例えば、添付図面を提供していないが、明細書において添付図面の内容について言及した場合。

明細書（添付図面を含む）や請求の範囲に、倫理又は公共秩序に違反する内容、若しくはその他貶すような記述が含まれる場合、国際事務局で認定され、かつ国際公開時に削除された内容は、最初の出願の訳文に加えてはならない。もし、前述の内容がまた訳文に現れたなら、審査官は出願人に補正通知書を発行し、訳文の中の誤りを補正するよう通知しなければならない。国際公開時に前述の内容を削除して

おらず、かつ訳文に現れた場合、本指南第一部分第一章第7節の規定を参照したうえで処理しなければならない。

条約細則 49.5  
(a の 2)

国際段階において、国際出願の明細書、請求の範囲に、ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列が含まれ、かつ配列表が明細書の単独な一部分として提出される場合、訳文の提出時にも、コンピューター読み取り可能な、規定に合致した配列表を、明細書の単独な一部分として提出しなければならない。出願人は提出する配列表を国際公開分と一致させなければならない。提出していないまたは提出した配列表が国際公開分と明らかに一致していない場合は、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正が行われない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。

配列表部分の任意記載内容が明細書の主要部分に記載された場合、配列表部分の如何なる文字も翻訳する必要がない。

明細書で引用したコンピュータープログラミング言語は翻訳する必要がない。引用した参考資料における編集者の氏名、文献の標題の翻訳は、国内の公開の要求を満たせばよいとする。

### 3.2.2 添付図面

専利法実施細則第121条第1項第(5)号の規定によると、国際出願が外国語で提出された場合、添付図面があれば、添付図面の副本を提出しなければならない。添付図面の中に文字がある場合、それを該当する中国語に書き換え、かつ改めて添付図面を製図し、そして原文を中国語に書き換えて適切な箇所に表記しなければならない。添付図面の中の文字内容が専利法実施細則第21条の規定に合致しなくても、最初の出願に従って訳さなければならない。改めて製図した添付図面は、国際公開文書における添付図面と同一であると同時に、本指南第一部分第一章第4.3節における添付図面の様式要求を満たさなければならない。

添付図面の中の「Fig」という単語は中国語に翻訳しなくてもよい。添付図面の中にあるコンピュータープログラミング言語、又はディスプレイの表示画像とする一部の文字内容は中国語に翻訳しなくてもよい。

規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正が行われない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。

### 3.2.3 要約の訳文及び要約の添付図面

細則 121.1 (5)

要約書の訳文は、国際公開文書のフロントページに記載された要約書の内容と一致しなければならない。国際調査機構の審査官が、出願人から提出された要約書について補正を行った場合、補正後の要約書の訳文を提出しなければならない。例えば、国際調査報告が初回公開された国際公開文書 A2 には含まれていないが、それ以降に公開された国際公開文書 A3 に含まれ、かつ国際公開文書 A3 と国際公開文書 A2 のフロントページに記載された要約書の内容が異なる場合、国際公開文書 A3 の中の要約書内容に基づいて翻訳しなければならない。

訳文は、原文の内容を変えないという前提のもと、簡潔に短くしなければならない。余分な単語がない限り、審査官は、本指南第一部分第一章第 4.5.1 節における要約書の字数についての規定に合致しないとの理由で、出願人に補正を要求したり、職権に基づいて訂正したりしてはならない。

国際公開に要約書がない場合でも、国内段階移行時には、出願人が国際出願の最初の要約書の訳文を提出しなければならない。

要約書の訳文が規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正が行われない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。

国際出願に要約の添付図面がある場合、移行声明において指定しなければならない。指定された要約の添付図面は国際公開時の要約の添付図面と一致しなければならない。初回公開に調査報告が含まれておらず、かつ初回公開された国際公開文書 A2 と、以降に公開された国際公開文書 A3 で使用された要約の添付図面が一致しない場合、以降に公開された時の要約の添付図面に準じなければならない。規定に合致しない場合は、審査官は補正通知書を発行するか、または職権に基づいて指定し、出願人に通知することができる。

#### 細則 121.1

### 3.3 中国語による国際公開を行った国際出願

中国語で提出された国際出願は国内段階移行時に、移行声明の提出のみが必要である。

### 3.4 期限満了前の処理

特許協力条約第 23 条 (1) では、第 22 条に基づいた適用期限の満了前に、如何なる指定官庁でも、国際出願の処理又は審査を行ってはならないと規定している。適用期限とは優先日から起算して 30 か月のことをいう。同時に第 23 条 (2) では、(1) の規定があるにかかわらず、指定官庁は出願人の明白な請求により、国際出願の処理又は審査をいつでも行うことができると規定している。選択官庁について、特許協力条約第 40 条でも相応した規定が成されている。

#### 3.4.1 処理を繰り上げる場合

優先日から起算して 30 か月の期間が満了する前に国際出願の処理と審査を専利局に請求する場合、専利法実施細則第 129 条の規定に基づき、出願人は 120 条と 121 条に述べた国内段階移行手続を取る以外、以下に掲げる手続も取らなければならない。

(1) 特許協力条約第 23 条 (2) の規定に基づいて明白な請求を提出する。

(2) 国際事務局がまだ専利局に国際出願を送達していない場合、出願人は確認を受けた国際出願の副本を提出しなければならない。当該副本は、受理官庁の確認を受けた「受理用写し」の副本、又は国際事務局の確認を受けた「登記用写し」の副本である。

(3) 或いは出願人は、特許協力条約実施細則 47.4 の規定に基づいて専利局に国際

出願の副本を送達することを国際事務局に要求するか、若しくは専利局に、国際事務局に国際出願副本の送達を要求するよう、請求することができる。

前述の要求を満たした国際出願について、審査官は迅速に処理、審査しなければならない。

#### 3.4.2 一時的に処理を見送る場合

優先日から起算して 30 か月の期限が満了する前に国内段階移行手続を取ったが、専利法実施細則第 129 条に挙げられた手続を取っていない国際出願は、特許協力条約の規定に基づき一次的に処理を見送るものとする。

### 4. 国際段階における補正書類の訳文の審査

#### 4.1 特許協力条約第 19 条に基づいて補正した請求の範囲の訳文

出願人は特許協力条約第 19 条に基づいて補正した請求の範囲を審査の基礎とすることを声明し、かつ当該補正の国際公開が外国語を使用した場合、出願人は国内段階移行手続を取る際に、遅くとも移行日から起算して 2 か月以内に訳文を提出しなければならない。専利法実施細則第 123 条の規定に基づき、当該期限以降に訳文が提出される場合、補正部分を考慮しないものとし、審査官は補正を考慮しない旨の通知書を発行しなければならない。国際公開文書の中に特許協力条約 19 条(1)に基づいて提出した補正声明が含まれ、かつ出願人が審査官に当該声明を考慮するよう要求した場合、補正後の請求の範囲の訳文の提出と同時に、当該声明の訳文も提出しなければならない。

補正された請求の範囲（請求項の補正、追加、削除を含む）の訳文は、国際公開文書に記載された相応の部分の内容と一致しなければならない。国際段階において提出されたものの、特許協力条約実施細則第 46 条の規定に合致しないため国際事務局に受け入れてもらえなかった補正は、国内段階移行時に特許協力条約第 19 条に基づいた補正として提出してはならない。

補正部分の訳文は、最初の出願の訳文の対応した部分と相互に差し替え可能な補正頁に作成しなければならない。補正された請求の範囲の訳文の 1 頁目の上方に、「請求の範囲（特許協力条約第 19 条に基づいた補正）」と表記しなければならない。

国内段階移行後に当該補正書類の訳文を提出する場合、追加提出補正書類の訳文又は補正書類表を添付し、当該表に補正後の内容を審査の基礎とする意志を明示しなければならない。

特許協力条約第 19 条に基づいて補正した請求の範囲の訳文は、最初の出願の請求の範囲の訳文と一緒に公開され、当該訳文は本指南における公開の様式要求を満たさなければならない。

補正書類の訳文が規定に合致しない場合は、審査官は補正書類欠陥通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限が満了になっても補正しない場合、審査官は補正を考慮しない旨の通知書を発行しなければならない。

特許協力条約第 19 条に基づいて補正した請求の範囲をさらに国際予備審査の基礎とし、かつ国内段階移行時に、出願人がそれを特許性に関する国際予備審査報告の付属書類の訳文として提出した場合、国内の公開時に当該訳文を公開しないものとする。

細則 123

#### 4.2 特許協力条約第 34 条に基づいて行った補正の訳文

出願人が特許協力条約第 34 条に基づき行った補正を審査の基礎とすることを声明し、かつ当該補正が外国語でなされた場合、国内段階移行手続を取る際に、遅くとも移行日から起算して 2 か月以内にその訳文を提出しなければならない。当該期限以降に訳文を提出する場合、補正部分を考慮しないものとし、審査官は補正を考慮しない旨の通知書を発行しなければならない。

補正部分の訳文の内容は、国際事務局から送達された特許性に関する国際予備審査報告に付属された補正頁の内容と一致しなければならない。国際段階において出願人が特許協力条約第 34 条に基づいて補正したことを声明したものの、審査官に採用してもらえなかったことから、特許性に関する国際予備審査報告の付属書類として送達されていない場合、国内段階移行時に出願人は当該内容を特許協力条約第 34 条に基づいた補正として専利局に提出してはならない。

補正部分の訳文は、最初の出願の訳文の対応した部分と相互に差し替え可能な補正頁に作成しなければならない。補正のためその頁の内容が増加した場合、その頁の後に 1 頁又は数頁を補入してもよい。その頁番号は「Xa」、「Xb」或いは「X-1」、「X-2」とする。補正のためある頁が完全に削除された場合、補正説明に明記しなければならない。請求の範囲のある項目が削除された場合、もとの番号を保留にして、「削除」と表記することができ、または補正後の請求の範囲の請求項に改めて連番を付けて、説明を付記することもできる。補正の訳文の前に簡単な補正説明を添付しなければならない。当該説明の上方に、「特許性に関する国際予備審査報告付属書類の訳文」と表記しなければならない。補正説明には補正に関連している部分のみ明記すればよい。

国内段階移行後に、特許性に関する国際予備審査報告付属書類の訳文を提出する場合、追加提出補正書類の訳文又は補正書類表を添付し、その表において、当該補正を審査の基礎とする意志を明示しなければならない。

補正書類の訳文が規定に合致しない場合は、審査官は補正書類欠陥通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限が満了になっても補正しない場合、審査官は補正を考慮しない旨の通知書を発行しなければならない。

特許性に関する国際予備審査報告付属書類の訳文は国内の公開時に公開しないものとする。

## 5. その他書類の審査

## 5.1 委任と委任状

法 18.1

### 5.1.1 委任

中国大陸地区に常時居住地又は営業所のない外国出願人は、その国際出願が国内段階に移行した際に、専利代理機構に関連事務の取り扱いを委任しなければならない。出願人が専利代理機構に委任していない場合、審査官は本指南第一部分第一章第 6.1.1 節における関連規定を参照して処理しなければならない。

中国大陸地区に常時居住地又は営業所のある出願人は、その国際出願を国内段階に移行する際に、専利代理機構に委任しなくてもよい。

細則 17.2

### 5.1.2 委任状

国際出願が国内段階移行時に提出する委任状は、本指南第一部分第一章第 6.1.2 節の規定に合致する以外、国際出願番号や出願人（即ち依頼人）の原言語による氏名又は名称及び中国語の氏名の訳を明記しなければならない。出願人の原文による氏名又は名称は、変更された場合を除き、国際公開文書のフロントページの記載と同一の言語を使用し、かつ内容が完全に一致しなければならない。国際段階で変更が施された場合、「記録変更通知書」（様式 PCT/IB/306）に記載された変更後の内容と完全に一致しなければならない。氏名訳は移行声明に記載されたものと完全に一致しなければならない。

国内段階移行と同時に出願人変更手続を取る場合、変更後の出願人が署名した委任状のみ提出すればよい。

国際出願の国内段階移行時に委任状を提出していないか、若しくは提出された委任状に欠陥がある場合、本指南第一部分第一章第 6.1.2 節における関連規定を適用する。

## 5.2 優先権主張

### 5.2.1 優先権主張声明

専利法実施細則第 127 条第 1 項の規定に基づき、出願人が国際段階においてすでに 1 つ又は複数の優先権を主張し、かつ国内段階移行時に当該優先権主張が引き続き有効である場合、すでに専利法第 30 条の規定に基づいて書面声明を提出したものとみなす。

出願人は、移行声明に先行出願の出願日、出願番号及び最初の受理機構名称を的確に明記しなければならない。次の段落に挙げられる状況を除き、明記される内容は国際公開文書のフロントページの記載と一致しなければならない。審査官は不一致な箇所を発見した場合、国際公開文書のフロントページの記載内容に準拠して、移行声明の中の不適合箇所を職権に基づいて補正し、かつ適時に出願人に通知しなければならない。

国際事務局がかつて専利局に送達した「優先権主張取下げ通知書」（様式 PCT/IB/317）又は「優先権主張みなし未提出通知書」（様式 PCT/IB/318）に関連し

ている優先権主張は、すでに効力を喪失したものとみなし、移行声明に記載してはならない。規定に合致しない場合、審査官は当該優先権主張について、優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

国際段階において受理官庁が優先権主張の有効性、即ち、優先権の基礎となる先行出願がパリ条約加盟国又は世界貿易機関加盟国において提出されたか否か、出願人がパリ条約加盟国の国民や住民であるか否か、先行出願の出願日が国際出願日前の12か月以内にあるか否かなどについて審査しており、かつ前述の条件に合致しない優先権主張を未提出とみなすと宣告している場合、専利局は疑問を提示しないものとする。

出願人が国際段階において先行出願の出願番号を提供していない場合、移行声明にこれを明記しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期限内に応答がないか、或いは補正後でも規定に合致しない場合、審査官は当該優先権主張について、優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

出願人は、国際段階において提出した優先権の書面声明の中のある事項に記載ミスがあると判断した場合、国内段階移行手続を取ると同時に、或いは移行日から起算して2か月以内に補正請求を提出することができる。補正請求は書面による形式で提出し、補正後の優先権事項を明記しなければならない。出願人が国際事務局に対して先行出願書類の副本を提出していない場合、補正請求の提出とともに、補正の根拠として先行出願書類の副本を添付しなければならない。規定に合致しない場合、当該補正請求は提出していないとみなされる。

国内段階移行時に、新たな優先権主張の提出は認めない。

### 細則 127.3

#### 5.2.2 先行出願書類の副本の提供

出願人が国際段階で特許協力条約の規定に基づいて、先行出願書類の副本を提出していた場合、専利局は出願人本人に先行出願書類の副本の提供を要求してはならない。当該先行出願書類の副本は、専利局が国際事務局に対して請求する。専利局の審査官は、先行出願書類の副本を照査する必要があると判断した場合、国際事務局に対して、当該出願の先行出願書類の副本の送達を請求しなければならない。例えば、国際調査報告における関連書類の欄に、「PX」、「PY」書類などと表記があるか、若しくは国際調査機構の審査官が検索したが見つからず、専利局の実体審査担当審査官が追加検索において「PX」、「PY」などの書類を検索の結果見つかった場合。国際段階に引用による補充を行う項目又は部分が存在する場合。

国際事務局が専利局に、出願人が国際段階において規定に基づいて先行出願書類の副本を提出していないことを通知した場合、別途規定がある場合を除き、審査官は手続実行補正通知書を発行し、出願人に指定期限内で提出するよう、通知しなければならない。期限内に提出されない場合、審査官は相応の優先権主張について、優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

### 5.2.3 先行出願書類の副本の審査

国際事務局が先行出願書類の副本を提供しているか、或いは出願人が先行出願書類の副本を後から提出している場合、審査官は先行出願書類の副本を審査しなければならない。

#### 5.2.3.1 優先権声明と一致しない場合

審査官は先行出願書類の副本を根拠に、優先権声明における各項目の内容をチェックしなければならない。先行出願書類の副本の記載内容と比べて、1項や2項が一致しない場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期限内に応答がないか、或いは補正後でも規定に合致しない場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

#### 5.2.3.2 優先権を享有する証明の提供

審査官は、国際出願の出願人が出願日の時点で、出願に明記してある先行出願の優先権を主張する権利を有するか否かをチェックしなければならない。専利局に対して提出したものではない先行出願について、以下の状況の何れか1つに合致した場合、出願人が優先権主張の権利を有することを認めなければならない

- (1) 後続出願の出願人が先行出願の出願人と同一人である。
- (2) 後続出願の出願人が先行出願の出願人のうちの一人である。
- (3) 後続出願の出願人が、先行出願の出願人から譲渡、贈与又はその他方式によって成された権利移転によって、優先権を享有する。

(3) の場合、出願人が国際段階において要求に合致した優先権享有声明を行った場合を除き、出願人は相応の証明書類を提出しなければならない。証明書類に、譲渡人が署名するか、或いは押し印をしなければならない。証明書類は原本であるか、或いは公証を受けたコピーでなければならない。

審査によって、国際出願の出願人が前述(1)、(2)の状況に合致しないことを発見した場合、国際公開文書の中に当該先行出願の優先権を主張する権利を有する旨の声明が記載されているか否かを確認しなければならない。当該声明があり、かつ審査官は声明が信用できる真実なものと判断したなら、出願人に証明書類の提出を要求してはならない。期限内に応答がないか、或いは補正後でも規定に合致しない場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

先行出願が中国で提出された国内出願である場合、審査官は本章第5.2.6節の規定を適用して、後続出願の出願人が出願に明記してある先行出願の優先権を主張する権利を有するか否かを審査しなければならない。

細則 127.2

### 5.2.4 優先権主張費用

優先権を主張している場合、出願人は移行日から起算して2か月以内に優先権主張費用を納付しなければならない。期限内に納付しないか、若しくは納付不足の場合、優先権を主張していないものとみなし、審査官は優先権を主張していないも



のとみなす通知書を発行しなければならない。

## 5.2.5 優先権主張の回復

### 5.2.5.1 専利法実施細則第128条に基づく回復

国際出願が優先権を請求し、かつ国際出願日が優先権期限満了の後2か月以内に、国際段階においてすでに受理官庁が優先権の回復を許可している場合、専利局は通常疑問を提示せず、国際出願が国内段階へ移行する時に、出願人は再度回復手続を取る必要はない。国際段階において出願人が優先権回復請求を行っていない、又は回復請求を提出したが受理官庁が批准していない場合、出願人は正当な理由があれば、移行日から起算して2か月以内に優先権回復請求を行うことができ、優先権回復請求書を提出し、理由を説明するとともに、権利回復請求費、優先権要求費を納付し、先行出願書類の副本を国際事務局に提出していない場合は、同時にさらに先行出願書類の副本を添付しなければならない。前述の規定に基づかずに回復手続を取った場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

国際段階において国際出願に特許協力条約実施細則第26条2.2の状況が発生した場合、国際局又は受理官庁は優先権主張が未提出であるとみなし、出願人は移行日から起算して2か月以内に優先権回復請求書を提出し、権利回復請求費、優先権要求費を納付し、出願人が国際事務局に対して先行出願書類の副本を提出していない場合については、回復の根拠として先行出願書類の副本を同時に添付しなければならない。未提出とみなされた優先権主張の関連情報が国際出願とともに公開されたことが、その条件になる。

取られた回復手続が前述の規定に合致している場合は、優先権の回復を許可し、審査官は権利回復請求の審査及び認可通知書を発行する。規格に合致していない場合は、優先権は回復しないものとする。

専利法実施細則第6条第1項、第2項の規定は出願人が専利法実施細則第128条に規定の期限を徒過した場合には適用されない。

### 5.2.5.2 専利法実施細則第6条に基づく回復

本章第5.2.5.1節に規定が別途ある場合を除き、国際出願の国内段階移行後に、以下に掲げる状況の何れか1つによって、優先権の未主張と見なされた場合、専利法実施細則第6条の規定に基づき、優先権を主張する権利の回復を請求することができる。

(1) 出願人が国際段階において先行出願の出願番号を提供しておらず、移行声明にも先行出願の出願番号を明記していない。

(2) 優先権主張声明の記載は規定に合致しているが、出願人が所定の期限までに先行出願書類の副本、又は優先権譲渡証明を提出していない。

(3) 優先権主張声明における先行出願の出願日、出願番号、最初の受理機構名称のうちの1項目や2項目の内容が、先行出願書類の副本の記載と一致していない。

(4) 優先権主張声明の記載は規定に合致しているが、所定の期限までに優先権主張費用を納付していないか、又は納付不足のもの。

請求項の回復についての処理は、本指南第五部分第七章第 6 節の関連規定を適用する。

前述の状況以外の理由によって、優先権の未主張と見なされた場合、回復しないものとする。

### 5.2.6 先行出願が中国で提出された場合

国際出願において優先権を主張する先行出願は、中国で提出された国内出願である場合、優先権の初歩審査について、本章第 5.2.3.2 節を除き、他の国際出願の審査と完全に同一である。

先行出願が中国で提出された場合、優先権を主張する後続出願の出願人は先行出願の出願人と完全に一致するか、若しくは先行出願の出願人全員が、後続出願の出願人に優先権を譲渡していなければならない。前述の条件を満たさない場合、優先権を要求していないものとみなす。

先行出願が中国で提出された場合、優先権を主張する国際出願が国内段階移行となると、自国の優先権を主張するものと見なさなければならない。国際出願の提出時において優先権を主張する先行出願の主題が、専利法実施細則第 35 条第 2 項第

(1)、(2)、(3) 号に挙げられた状況の何れか 1 つにあたる場合、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。国際出願の特殊な手続のため、審査官は優先権が主張された先行出願については専利法実施細則第 35 条第 3 項の規定に基づいて処理をしない。同様に、国際出願の提出後に専利権が先行出願に付与されたといった状況についても、審査官は先行出願と後続出願に権利の重複付与となり得る問題を処理しない。前述の問題は、後続手続で処理するよう保留しておく。

### 5.3 引用による補充

特許協力条約実施細則の規定に基づき、出願人が国際出願の提出時に、ある項目や部分の記載に漏れがあった、または誤りがあった場合、最初の国際出願日を保つために、先行出願の中の対応した部分を引用する方式により、漏れたまたは正確な項目や部分を追加することができる。うちの「項目」とは、全部の明細書又は全部の請求項をいう。「部分」とは、一部の明細書、一部の請求項、若しくは全部又は一部の添付図面をいう。

国際段階において引用による補充を行った項目又は部分が存在する国際出願については、出願人が国内段階移行手続を取った時に引用による補充に関連する先行出願書類の副本の中国語訳文を提出しなければならない、かつ移行声明において引用による補充が行われた項目又は部分を元の出願書類の翻訳文（又は中国語で提出された元の出願書類）、及び先の種類眼書類の副本の翻訳文（又は中国語で提出された先行出願書類の副本）における箇所に正確に明記しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなけれ

ばならない。期限内に補正されない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。

出願人が国際段階において引用による補充を行った項目若しくは部分に関する優先権を要求したが、国内段階において当該優先権が本章第 5.2.3.2 節若しくは第 5.2.6 節の規制に合致していない、又は引用による補充を行った若しくは部分に関する受理官庁による審査及び認可に明らかに誤りが存在した場合、例えば、出願人が国際段階において規定を参照せずに先行出願書類の副本を提出した場合、審査官は補正通知書を発行し、中国に対する出願日を補正して引用による補充を行った項目若しくは部分を保留するように請求する旨、又は中国に対する出願日を補正せずに引用による補充を行った項目若しくは部分の補正を削除するように請求する旨を通知しなければならない。期限内に補正しない場合は、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。

出願人が中国に対する出願日の補正を請求した場合、審査官は国際事務局が送達した「項目及び部分を引用することの確認が認められた旨の決定の通知書」（様式 PCT/RO/114）における記載を根拠とし、当該国際出願の中国における出願日を改めて確定し、出願日を改めて確定した旨の通知書を発行しなければならない。出願日を改めて確定したことで出願日が優先日から起算して 12 か月を超過した場合、本章 5.2.5.1 節の規定に基づいて優先権回復請求を行う以外に、審査官は当該優先権請求に対して優先権が請求されていないとみなす通知書を発行しなければならない。

#### 5.4 新規性喪失の例外となる公開

専利法実施細則第 124 条の規定に基づき、国際出願に係る発明創造が専利法第 24 条第 (2) 号又は第 (3) 号に挙げられた状況のいずれか 1 つに該当し、かつ国際出願の提出時に声明を行っている場合、移行声明の中でそれを説明し、かつ移行日から起算して 2 か月以内に専利法実施細則第 33 条 3 項で規定された関連証明書類を提出しなければならない。説明しない、又は期限内に証明書類を提出しない場合、その出願には専利法第 24 条の規定を適用しない。

出願人が移行声明において、国際出願の提出時に新規性喪失の例外に関する猶予期間を要求したことを明記した場合、国際公開文書のフロントページに相応の記載がなければならない。記載内容には、言及された新規性喪失の例外となる公開の発生日、場所、公開の種類及び博覧会や会議の名称が含まれる。移行声明で言及された博覧会は専利法実施細則第 33 条第 1 項で規定された状況に該当し、言及された学術会議又は技術会議は、専利法実施細則第 33 条第 2 項で規定された状況に該当するものでなければならない。規定に合致しない場合、審査官は新規性喪失の例外に関する猶予期間を要求していないものとみなす通知書を発行しなければならない。

国際公開文書に記載されているが、移行声明には明記されていない場合、出願人は移行日から起算して 2 か月以内に補正することができる。

国際出願の特殊な手続のため、証明資料の提出期限は移行日から起算して 2 か

月以内である。証明資料に関する要求は、本指南第一部分第一章第 6.3 節の規定を参照する。

## 5.5 生物材料サンプルの寄託事項

### 5.5.1 移行声明での明記

専利法実施細則第 125 条第 1 項の規定に基づき、出願人が特許協力条約の規定に基づき生物材料サンプルの寄託について説明を行った場合、移行声明においてこれを明記しなければならない。当該明記には、寄託事項を記載した書類の種類のみを明示、そして必要な場合に、当該書類における該当内容の具体的な記載位置の明示を含むものとする。

寄託事項がフォーマット以外の形式で明細書に記載された場合、移行声明の所定の欄に、記載された内容の明細書の訳文における頁番号及び行数を明記しなければならない。審査官は訳文の相応の内容をチェックしなければならない。寄託事項が「微生物の寄託についての説明」（様式 PCT/RO/134）、又はその他単独な頁に記載された場合、当該表又は当該頁は国際公開文書に含まれていなければならない。審査官が照合した結果、移行声明で明記された訳文の相応の位置には寄託事項についての記載がないか、若しくは移行声明で明記された「微生物の寄託についての説明」（様式 PCT/RO/134）、又はその他別紙説明も国際公開文書に含まれていないことを発覚した場合、生物材料サンプルを未寄託とみなす通知書を発行し、当該生物材料サンプルの寄託説明が行われていないことを認めなければならない。

細則 125.2

出願人が国際段階において特許協力条約の規定に基づき、生物材料サンプルの寄託について説明を行ったが、移行声明の中では明記していないか、若しくは明記内容が的確でない場合、移行日から起算して 4 か月以内に自発的に補正することができる。期限内に補正しない場合、当該生物材料サンプルの寄託説明が行われていないことを認め、審査官は生物材料サンプルを未寄託とみなす通知書を発行し、当該生物材料サンプルが寄託していないものとみなすことを出願人に通知しなければならない。

### 5.5.2 生物材料サンプルの寄託説明

専利法実施細則第 125 条第 1 項の規定に基づき、出願人が特許協力条約の規定に基づき生物材料サンプルの寄託について説明を行った場合、専利法実施細則第 27 条第 (3) 号の規定に合致しているものとみなす。

条約細則 13 の  
2.3 (a) 13 の  
2.4 (a)

特許協力条約実施細則の規定に基づき、寄託される生物材料についての説明に含まなければならない事項は、寄託機関の名称と住所、寄託日、寄託機関が付与した寄託番号がある。当該説明は、国際事務局による国際公開準備作業の完了前に国際事務局に到着するなら、当該説明が適時に提出されたものとみなす。従って、出願人が移行声明において明記した生物材料サンプルの寄託説明は、明細書の一部、又は単独な頁として国際公開文書に含まれており、その内容に前述の規定事項が含まれている場合、審査官は要求に合致した説明として認めなければならない。国際段

階において出願人が生物材料サンプルの寄託について説明を行っていないのに、移行声明では当該出願に生物材料サンプルの寄託に係わると明言した場合、審査官は生物材料サンプルを未寄託とみなす通知書を発行し、当該生物材料サンプルが寄託していないものとしてみなすことを出願人に通知しなければならない。

もし出願人が出願日に、生物材料サンプル寄託証明書を提出し、かつ国際事務局がこれを国際出願の一部として国際公開文書に含めているなら、出願人が生物材料サンプルの寄託説明のうちの漏れ事項についての補完を請求する場合、審査官は国際公開文書の中の寄託証明書を根拠に、その補完や補正に同意してよい。

審査官が生物材料サンプルの寄託説明が寄託証明書に記載された寄託事項の内容と一致しないことを発覚し、かつその不一致は寄託説明の記載ミスに起因したことを確定できる場合、審査官は手続実行補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は生物材料サンプルを未寄託とみなす通知書を発行し、当該生物材料サンプルが寄託していないものとしてみなすことを出願人に通知しなければならない。

生物材料サンプルの寄託について説明は、「微生物の寄託についての説明」(様式 PCT/RO/134)、又は明細書以外のその他単独な頁による形式で提出された場合、国際出願の一部として、国内段階移行時は中国語に翻訳しなければならない。中国語に翻訳されていない場合、審査官は手続実行補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、生物材料サンプルの寄託説明が行われていないものとしてみなし、審査官は生物材料サンプルを未寄託とみなす通知書を発行し、当該生物材料サンプルが寄託していないものとしてみなすことを出願人に通知しなければならない。

### 5.5.3 生物材料サンプルの寄託証明書

細則 125.3

国際出願の特殊な手続のため、生物材料サンプル寄託証明書と生存証明書の提出期限は移行日から起算して 4 か月以内である。寄託証明書と生存証明書の内容の審査は、本指南第一部分第一章第 5.2.1 節の規定を適用する。

### 5.6 遺伝資源の由来

法 26.5

細則 126

国際出願に係わる発明創造が遺伝資源に依存して完成された場合、出願人は移行声明においてこれを説明し、遺伝資源由来開示登記票に記載しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正が行われない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。補正されても規定に合致しない場合、当該専利出願は却下されなければならない。

### 5.7 国内段階移行後の出願書類に対する補正

専利法実施細則第 130 条の規定に基づき、出願人は国内段階移行手続を取った後に所定の期限以内に専利出願書類の補正を提出することができる。このような補正は国内段階移行における補正と呼ばれる。

実用新案専利権の取得を求める国際出願について、出願人は移行日より 2 ヶ月以内に専利出願書類の自発補正を提出することができる。

発明専利権の取得を求める国際出願は、専利法実施細則第 57 条第 1 項の規定に基づき、出願書類の自発補正を提出することができる。

国際出願の国内段階移行時に、出願人が特許協力条約第 28 条又は第 41 条に基づき行った補正を審査の基礎とすることを明確に要求した場合、最初の出願の訳文を提出すると同時に、補正書類を提出することができる。このような補正は専利法実施細則第 130 条の規定に基づいた自発補正とみなす。

出願人が補正書類を提出する際に、詳細な補正説明を添付しなければならない。補正説明は、補正前・後の内容の対照表であっても、原文書の複製書類における補正の注記であってもよい。補正は国内段階移行時に提出された場合、補正説明の上方に「特許協力条約第 28 条（又は第 41 条）に基づいた補正」と表記しなければならない。補正した内容は、差し替え頁の形で提出しなければならない。

差し替え頁は、差し替えられる頁の内容と相互に対応しており、差し替えられる頁の前・後頁の内容と相互に接続しているものでなければならない。

### 5.8 訳文の誤りの訂正

条約 11 (3)

特許協力条約の規定に基づき、国際出願は個々の指定国において国際出願日より正式な国内出願の効力を有するものである。そのため、国際事務局から指定官庁や選択官庁に送達される国際出願は、法的効力を有する書類である。当該書面を根拠にして、国内段階移行時に提出された訳文に誤りがあることを発覚した場合に、専利法実施細則第 131 条の規定を満たすことを前提に、訳文の誤り補正を認める。

訳文の誤りとは、訳文の書面を国際事務局から送達された原文の書面と比べて、個別の用語、個別のセンテンス、或は個別の段落に漏れや間違いがあることを指す。訳文の書面は国際事務局から送達された原文の書面と明らかに一致しない場合は、訳文の誤りの訂正方式による訂正は認めない。

出願人は、専利局による発明専利出願の公開又は実用新案専利権の公告のための準備作業が完了する前に、訳文の誤り訂正の手続を取ることができる。

出願人が訳文の誤りの訂正時に、補正頁を提出する以外、書面による訳文の誤りの訂正請求を提出し、所定の訳文訂正費を納付しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は提出されていないものとみなす通知書を発行しなければならない。

訳文の補正頁は、最初の訳文の対応した頁と相互に差し替え可能なものでなければならない。つまり、差し替え後の前・後頁の内容と相互に繋いでいるものでなければならない。

もし、一致しない箇所は数式や化学式など言語でない部分である場合、訳文の誤りの補正として処理せず、出願人に補正するよう要求する。

法 35

## 5.9 実体審査請求

国内段階移行となる国際出願は、もし中国における発明専利を指定したなら、優先日から起算して3年以内に、実体審査請求を提出し、かつ実体審査費を納付しなければならない。審査官は本指南第一部分第一章第6.4節の規定に基づいて審査しなければならない。

## 5.10 書誌的事項の変更

### 5.10.1 国際事務局で記録された変更

#### 5.10.1.1 国際事務局による通知の効力

国際段階において、国際事務局が出願人又は受理官庁の要求に応じて、請求書の中の出願人又はその氏名（名称）、居住地、国籍又は住所についての変更、又は請求書の中の発明者又はその氏名についての変更を記録し、指定官庁に書面により通知する。専利局は、国際事務局からの「記録変更通知書」（様式 PCT/IB/306）を受け取った場合は、出願人がすでに書誌的事項変更申告を専利局に提出していると認めなければならない。つまり、当該項目の変更について書誌的事項変更登録申請書の提出、及び変更手数料の納付の必要なくなる。国際出願の国内段階移行時に、変更後の書誌的事項を直接使用しなければならない。

#### 5.10.1.2 証明資料の追加提出

専利法実施細則第121条第1項第(6)号の規定に基づいて、国際段階において国際事務局に対して出願人変更手続を行った場合、必要な場合は、出願人は変更後の出願人が出願権を享有した証明資料を提出しなければならない。例えば、国際事務局が送達した「記録変更通知書」（様式 PCT/IB/306）に記載された変更事項が中国大陸地区の単位又は個人から出願権が外国人、外国企業又は外国のその他組織に譲渡された場合、本指南第一部分第一章6.7.2.2節第(3)(ii)号の規定を適用する。証明書類を提出していない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に追加提出を通知しなければならない。期限内に追加提出されない場合、審査官は取り下げられたとみなす通知書を発行しなければならない。

国際事務局から送達される記録変更通知書に、変更項目が出願人の氏名又は名称、住所及び発明者氏名であると明記した場合、如何なる証明も提供する必要がなく、変更は発効したものと認めなければならない。

### 5.10.2 国内段階における書誌的事項の変更

国内段階移行時、又はそれ以降に書誌的事項変更手続を取る場合、本指南第一部分第一章第6.7.1節の規定を適用する。

本指南第一部分第一章第6.7.2節に挙げられたいくつかの書誌的事項変更証明書類に加え、以下の2つの状況において当事者（出願人又は発明者）本人が行う声

明でも、変更申告用の証明書類とすることができる。

- (1) 国際出願提出時に誤った出願人氏名又は名称を記載した場合。
- (2) 国際出願提出時に誤った発明者氏名を記載した場合。

## 5.11 再審の請求

### 5.11.1 再審請求の提出

条約 25

特許協力条約の規定に基づき、出願人が指定官庁又は選択官庁としての専利局に対する再審請求の提出が許容される状況は、以下のとおりになる。

- (1) 受理官庁が国際出願日の付与を拒否したか、或いは国際出願の取下げと見なされたことを宣告した。
- (2) 国際事務局が所定の期限までに国際出願の登記用写しを受け取っていないため、当該出願の取下げと見なされたことを宣告した。

細則 134

条約細則 51

再審請求は、前述の処理決定の通知の受取日から起算して 2 か月以内に専利局に提出しなければならない。請求において、再審を要求する理由を陳述すると同時に、再審を要求する処理決定の副本を添付しなければならない。国際事務局が出願人の請求に応じて送達する関連ファイル書類の副本は、その後に専利局に到着する。

### 5.11.2 その他の手続

出願人が本章第 5.11.1 節の内容に基づいて再審請求を提出すると同時に、専利局で専利法実施細則第 120 条と 121 条で規定した国内段階移行手続を取り、かつ移行声明において再審請求を提出したとの事実を明示しなければならない。

### 5.11.3 再審及び再審後の処理

審査官は、再審請求が特許協力条約及びその実施細則の規定に基づいて提出されたもので、かつ規定に基づいた国内段階移行手続が行われたと判断した場合、受理官庁又は国際事務局が行った決定が正確であるか否かについて再審しなければならない。

審査官は、前述の国際機関による決定が正確であると判断した場合、当該国際出願の中国での効力が終了し、本章第 2.2.1 節の規定に基づいて対処しなければならない。

審査官は、前述の国際機関による決定が不正確であると判断した場合、当該国際出願が中国では有効であると認定し、国内段階移行についての処理と審査を継続しなければならない。受理官庁が国際出願日を確定していない出願について、審査官が出願人に、当該出願は国際出願日として確定されるべき日に専利局に提出されるものとみなすことを通知しなければならない。

国際段階の手続の中断により、国際公開が完了していない出願について、審査官は本章で規定した審査を行う際には、国際事務局から送達したファイル書類の中の登記用写しの副本を、本指南で言及した国際公開文書の代わりとしなければならない。



い。

## 5.12 国際機関による誤りの補正

### 5.12.1 改国際機関による誤り補正の声明

国際機関の事務処理のミスに起因した誤った通知書の発行、国際公開文書の誤った記載、国際公開文書の間違い又は通知書の発行漏れ、記載漏れにより、国内段階移行後で審査官が「国際出願の中国での効力の終了」、「補正」、「優先権の未主張とみなす」などの処理を行った場合、出願人は審査官が相応の通知書の発行日から起算して 6 か月以内に、国際機関の誤り補正を要求することができる。当該要求は「意見陳述書」の形で提出してよい。

### 5.12.2 添付書類

出願人は、国際機関の誤り補正を要求する意見陳述書を提出すると同時に、国際事務局がすでに補正したか、或いは補正を受け入れた対応した書類の複製書類を添付書類として提供しなければならない。例えば、国際公開文書の補正用写し、「記録変更通知書」（様式 PCT/IB/306）の補正頁、「選定通知書」（様式 PCT/IB/331）の補正頁など。添付書類のない補正要求は受け入れないものとする。

### 5.12.3 補正後の処理

審査、又は国際事務局と連絡の結果、確かに国際機関の誤りであることが証明され、かつ国際事務局が補正を行った場合、専利局は補正後の結論を認めなければならない。国際機関の誤りに起因して、「国際出願の中国での効力の終了」との結論が導かれた場合、専利局は訳文と費用を改めて受け、そして初回でかつ専利法実施細則第 121 条第 1 項第 (1) 号から第 (3) 号の規定を満たす国内段階移行手続を行った日を移行日としなければならない。国際機関の誤り補正を待っている間に、ある手続を行う期限が満了となり、誤りが補正されていないことから、期間どおりにこれを行うことができない場合（例えば、実体審査請求の提出、生物材料サンプルの寄託・生存証明書の提出、新規性喪失の例外となる公開の証明書の提出など）、出願人はさらに、国際機関の誤り補正を要求する意見陳述書を提出すると同時に、遅延した各種手続を完了させなければならない。これについて審査官は、所定の期限以内に完了したものと認めなければならない。

国際機関の誤りに起因した出願人の権利喪失をもたらすその他の結論について、国際事務局からの通知によって誤りを補正した後、相応の権利を回復しなければならない。

## 6. 国内の公開

国内の公開は、中国に移行する発明専利の国際出願のみに適用する。専利法実施細則第 132 条第 1 項の規定に基づき、発明専利権の取得を求める国際出願について、専利局で初歩審査した結果、専利法及びその実施細則の関連規定に合致してい

ると認めた場合、専利公報上で公開しなければならない。国際出願が中国語以外の言語で提出されている場合、出願書類の中国語訳を公開しなければならない。

国内段階移行前に、国際出願の多くは、国際事務局で優先日から 18 か月満了までに国際公開を完了している。特許協力条約の規定に基づき、国際公開の使用言語と指定国における自国法令に基づいた公開の使用言語が異なる場合、指定国が権利の保護について、公開効力は後者の言語を使用した訳文を自国法令の規定に基づいて公開した後に限って生じると規定することができる。専利法実施細則第 132 条第 2 項でこれについて明確に規定している。中国語以外の言語で提出された国際出願について、専利法第 13 条で規定した一時的保護を求める権利は国内の公開の後に生じるものである。国際局によって中国語で国際公開が行われた場合、国際公開日又は専利局が公開する日から専利法第 13 条の規定が適応される。

国内の公開のもう 1 つの目的は、当該出願の国内段階移行との情報を一般に知らせることである。

## 6.1 公開の時期

本章第 3.4 節に挙げられた状況を除き、国際出願の多くは優先日から 18 か月満了後に国内段階移行し、専利法第 34 条の規定が適用されない。専利局が国内段階移行となる国際出願について初歩審査を行い、合格を認めた後、国内の公開の準備作業を迅速に実施しなければならない。

## 6.2 公開の形式

### 6.2.1 国際公開に外国語を使用した出願

国内の公開は、発明専利公報での掲載及び発明専利出願単行書の出版という 2 つの形式により完成される。

### 6.2.2 国際公開に中国語を使用した出願

国内の公開は、発明専利公報での掲載により完成する。中国語で提出される国際出願の国内の公開の完成前に、出願人が早期処理を請求し、かつ国内の公開の早期実施を要求する場合、国内の公開は、発明専利公報での掲載及び発明専利出願単行書の出版という 2 つの形式により完成する。

## 6.3 公開の内容

### 6.3.1 発明専利公報における国内公開の内容

国際出願の国内の公開を、発明専利公報において国内出願の公開と分け、単独な一部分とする。国際出願の国内の公開は、書誌的事項、要約と要約の添付図面（必要な場合）からなる。書誌的事項には、国際特許分類番号、出願番号、公開番号、出願日、国際出願番号、国際公開番号、国際公開日、優先権事項、専利代理事項、出願人事項、発明者事項、発明の名称、電子形式で公開されるヌクレオチド及び/

又はアミノ酸の配列表情報などが含まれる。

発明専利公報の索引部分は、公開された国際出願と国内出願の併合したものを所定の序列により編集されたものである。

### 6.3.2 発明専利出願単行書の内容

国際出願の発明専利出願単行書の内容に、フロントページ、明細書と請求の範囲の訳文、要約書の訳文を含めなければならない。さらに、添付図面及び添付図面中の文字の訳文を含めてもよい。必要な場合は、ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表の部分、生物材料サンプルの寄託事項が記載された「微生物の寄託についての説明」（様式 PCT/R0/134）の訳文、特許協力条約第 19 条に基づいて補正した後の請求の範囲の訳文及び補正についての声明の訳文を含める。補正後の請求の範囲の訳文は、当初提出された請求の範囲の訳文の後に配置しなければならない。フロントページの内容は、同時に出版される発明専利公報における同一の出願についての公開内容と完全に一致しなければならない。

## 7. 費用納付における特殊な規定

### 7.1 出願費、公開印刷費、出願付加費及び期限猶予費

出願費、公開印刷費、及び期限猶予費は、専利法実施細則第 120 条で規定した期限以内に納付しなければならない。

出願人が国際出願中国国内段階移行通知書を受け取った後、国内出願番号を以って関連費用を納付しなければならないが、その前は国際出願番号を以って関連費用を納付してもよい。

出願人が国内段階移行手続を取る時に、出願付加費を納付していないか、又は納付不足の場合、審査官は指定された期限以内に納付すること、期限内に納付しないか、又は納付不足の場合当該出願を取り下げられたとみなすことを出願人に通知しなければならない。

### 7.2 費用の減免

#### 7.2.1 出願費の免除

専利局が受理官庁として受理した国際出願の国内段階移行時には、出願費と出願付加費を免除する。

#### 7.2.2 実体審査費の減免

中国専利局が国際調査報告及び特許性に関する国際予備審査報告を作成する国際出願は、国内段階移行となり、かつ実体審査請求が提出された場合、実体審査費を免除する。

### 7.2.3 再審費と年金の軽減又は延期納付

細則 117

国際出願の出願人は、再審費と年金の納付が確かに困難である場合、専利費用の軽減・延期納付方法に基づき、専利局に費用の軽減・延期請求を提出することができる。

### 7.3 その他特殊な費用

国際出願の国内段階手続においては、本指南第五部分第二章第 1 節で言及したいくつかの費用、及び本章第 7.1 節で言及した期限猶予費に加え、以下のような数種の特殊な費用もある。

- (1) 訳文訂正費は、訳文の誤りの訂正請求の提出と同時に納付しなければならない。
- (2) 単一性回復費は、審査官が発行する単一性回復費納付通知で規定した期限以内に納付しなければならない(単一性回復費についての詳細な説明は本部分第二章第 5.5 節を参照)。
- (3) ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表は明細書の単独な一部分とし、400 頁以上の場合は 400 頁として計算する。

## 第二章 国内段階に移行した国際出願の実体審査

### 1. 序文

国内段階に移行した国際出願の実体審査とは、専利法及びその実施細則の規定に合致した上で、国内段階に移行され、発明専利の保護の取得を要求する国際出願に対する実体審査をいう。国内段階に移行された国際出願は、特許協力条約第22条に基づいて国際予備審査を受けていない国際出願であっても、特許協力条約第39条に基づいて国際予備審査を受けた国際出願であってもよい。

### 2. 実体審査の原則

#### 2.1 実体審査の基本原則

特許協力条約第27条(1)の規定に基づき、如何なる締約国の自国法令も国際出願の形式又は内容について、特許協力条約及びその実施細則の規定と異なるか、若しくはその他余計な要求を提出してはならない。特許協力条約第27条

(5)ではさらに、特許協力条約及びその実施細則における如何なる規定も、各締約国がその意思に基づいて専利権付与の実体的な条件を定める自由を制限するものと解してはならない。特に従来技術の定義に関する特許協力条約及びその実施細則のあらゆる規定は、専ら国際的手続について適用されるものであり、従って、いずれの締約国も、国際出願における保護を求める発明に専利権を付与してよいかを判断するに当たって、従来技術に関する自国法令上の基準を適用する自由を有する。

特許協力条約の規定に基づくと、国内段階に移行された国際出願は、以下の原則に基づいて審査しなければならない。

(1) 出願の形式又は内容は、専利法及びその実施細則と本指南の規定を適用するが、前述の規定が特許協力条約及びその実施細則の規定と異なる場合、特許協力条約及びその実施細則の規定を基準とする。

(2) 専利権付与の実体的条件は、専利法及びその実施細則と本指南の規定を適用する。

#### 2.2 専利権付与の実質的条件に係る条項

本章第2.1節(2)において定めた「専利権付与の実質的条件」は、次に掲げる専利法とその実施細則の条項に係る。

専利法第2条2項：発明の定義；

専利法第5条：法律や公序良俗に違反し、又は公共利益を妨げる発明創造、並びに法律や行政法規に違反して遺伝資源を獲得又は利用し、かつ当該遺伝資源及び当該遺伝資源に依存して完成された発明創造；

専利法第9条1項及び専利法実施細則第47条：重複付与の回避；

専利法第9条2項：先願主義の原則；

- 専利法第 19 条：秘密保持審査；
- 専利法第 22 条：新規性、創造性と実用性；
- 専利法第 25 条 1 項 (1) ～ (5) 号：専利権を付与しない客体；
- 専利法第 26 条 3 項：発明の充分開示；
- 専利法第 26 条 4 項：請求の範囲は明細書を根拠とし、明確かつ簡潔に専利保護請求の範囲を特定する；
- 専利法第 26 条第 5 項及び専利法実施細則第 29 条及び第 126 条：遺伝資源の由来の開示；
- 専利法第 29 条：優先権；
- 専利法第 31 条及び専利法実施細則第 39 条及び第 48 条：単一性；
- 専利法第 33 条及び専利法実施細則第 49 条第 1 項：補正や分割出願は、最初の明細書及び請求の範囲に記載した範囲を超えてはならない；
- 専利法実施細則第 11 条：信義誠実の原則；
- 専利法実施細則第 23 条第 2 項：独立請求項には、発明のすべての必要な技術的特徴が含まれていなくてはならない。

### 3. 実体審査の根拠となる書類の確認

#### 3.1 出願人の請求

国内段階移行時に、国際出願の出願人は書面による移行声明において、専利局で根拠とされたい審査対象書類を確認する必要がある。

国際出願の国内段階の実体審査は、出願人の請求に基づき、移行声明で確定した書類及びそれ以降に提出された関連規定に適合する書類に基づいて行わなければならない。

#### 3.2 審査の根拠となる書類

実体審査の根拠とする書類に、以下のものを含め得る。

- (1) 中国語で国際公開を行った国際出願については、最初に提出された国際出願。外国語で公開を行った国際出願については、最初に提出された国際出願の中国語訳文。
- (2) 中国語で国際公開を行った国際出願については、特許協力条約第 19 条に基づいて提出される補正した請求の範囲。外国語で公開を行った国際出願については、特許協力条約第 19 条に基づいて提出される補正した請求の範囲の中国語訳文。
- (3) 中国語で国際公開を行った国際出願については、特許協力条約第 34 条に基づいて提出される補正した請求の範囲、明細書と添付図面。  
外国語で公開を行った国際出願については、特許協力条約第 34 条に基づいて提出される補正した請求の範囲、明細書と添付図面の中国語訳文。
- (4) 専利法実施細則第 50 条及び/又は第 121 条に基づいて提出される補正書類。
- (5) 専利法実施細則第 130 条 2 項又は第 57 条第 1 項に基づいて提出される補正

書類。

特許協力条約第 28 条又は第 41 条に基づいて提出される補正した請求の範囲、明細書と添付図面は、専利法実施細則第 130 条第 2 項又は第 57 条 1 項に基づいて提出される補正書類とみなす。

審査の基礎となる書類は、審査の基礎についての声明で明記したものを基準とする。審査の基礎についての声明に含まれるものは、国内段階移行時に国内段階移行の書面声明（以下、移行声明という）の所定欄に明記した内容、及び国内段階移行後に所定の期限以内に補足的声明という形式により審査の基礎に対して補足的に明記した内容がある。後者は前者に対する補足と補正である。

規定に基づいて引用による補充を行う項目又は部分は元の出願書類の一部分でなければならない。出願人が移行声明において出願書類に引用による補充を行った項目又は部分が含まれていると明記している場合、審査官は初歩審査部門での審査を基に（本部分第一章第 5.3 節を参照）、引用による補充を行った項目又は部分が先行出願書類の副本およびその中国語訳文の中に完全に含まれているか否かを確認する。含まれていない場合、国際事務局が送達した「項目及び部分を引用することの確認が認められた旨の決定の通知書」（様式 PCT/R0/114）における記載を根拠とし、国際出願の中国に対する出願日を改めて確定する。

国際段階の補正書類については、国内段階移行時に審査の基礎とすることが明記されていないか、若しくは明記したが、規定に基づいた中国語訳文を提出していない場合、実体審査の基礎としない。

細則 130.2

出願人はまた、国際出願の国内段階移行後の実体審査請求の提出時に、又は専利局からの発明専利出願の実体審査段階移行通知書を受け取った日から起算して 3 か月以内に、専利法実施細則第 57 条第 1 項の規定に基づき出願書類を補正することができる。

審査の根拠となる書類の確認は、本指南第二部分第八章第 4.4.1 節の規定を適用する。前述の補正書類及び専利法実施細則第 57 条の規定に基づいて提出される補正書類の審査は、本指南第二部分第八章第 5.2 節の規定を適用する。

### 3.3 最初に提出された国際出願書類の法的効力

外国語で公開された国際出願について、その中国語訳文を対象に実体審査を行い、一般的には原文を照合する必要がない。ただし、最初に提出された国際出願書類が法的効力を有し、出願書類の補正の根拠とする。

国際出願について、専利法第 33 条に述べた当初の明細書及び請求の範囲とは、最初に提出された国際出願の明細書、請求の範囲及び添付図面を指し、引用による補充の項目又は部分を含む。

## 4. 実体審査における検索

### 4.1 一般原則

国内段階に移行されて実体審査を受ける国際出願について、一般的に全面的な検

索を行わなければならない。検索についての要求は、本指南第二部分第七章の規定を適用する。

#### 4.2 節約の原則

節約の原則で考えると、審査官は国際調査報告及び特許性に関する国際予備審査報告で提供された情報を参考にすべきである。ただし、注意すべきなのは、出願人が審査の根拠とすることを要求した書類が、国際調査報告及び特許性に関する国際予備審査報告の作成根拠となった書類と一致しているか否か、そして保護を要求する主題が国際段階で全面的な検索が行われたか否かということである。

出願人が審査の根拠とすることを要求した書類において保護を要求する主題は、国際調査報告及び特許性に関する国際予備審査報告の作成の根拠となった書類を基にした補正がすでに施されたか、若しくは保護を要求する主題について国際段階では全面的な検索が行われていない場合に、審査にあたっては、国際調査報告及び特許性に関する国際予備審査報告の結果を単純に使用せず、検索の結果を改めて分析する上で、必要に応じて追加検索を行う必要がある。

国際調査報告において挙げられた引例文献、及び特許性に関する国際予備審査報告に導入された引例文献が、専利出願の新規性と創造性を損ねるに足る場合、当該専利出願について更なる検索を行う必要がない。

注意すべきことは、国際調査報告で挙げられる一部の文献の類型が、中国国内段階の実体審査の検索報告書で挙げられる対応した文献類型との意味が異なることである。例えば、P 類文献と E 類文献について、国際調査報告における「P」は国際出願の出願日の以前で、主張する優先日の以降に公開日がある書類を示す。「E」は、出願日又は優先日は国際出願の出願日（非優先日）以前にあり、公開日は当該国際出願日当日又は以降にあるもので、かつその内容が国際出願の新規性に係る専利書類を示す。国際調査報告に挙げられる E 類文献は、国内段階の検索報告における PE 類又は E 類文献に当たることもあり得る。

### 5. 実体審査に係る内容と審査要件

本節では、国内段階に移行された国際出願の実体審査と国内出願の実体審査との区別に重点を置いて説明する。同一の箇所については簡単に列挙し、対応した章節への参照を示すにとどまるものである。

#### 5.1 特許性に関する国際予備審査報告の使用

国際出願の国際予備審査は、特許協力条約第 33 条 (1) の規定に基づき、保護を求める発明が新規性を有するもの、創造性を有するもの（非自明性）及び産業上の実用性を有するものと認められるか否かの問題についての予備的なかつ拘束力のない見解を示すものである。特許協力条約第 33 条 (2) ～ (4) は新規性、創造性及び産業上の実用性の判断基準に対して具体的な要求を提示するとともに、特許協力条約第 33 条 (5) は、当該条 (2) ～ (4) に記載の基準は国際予備審査の使用にのみ用いられる旨を説明している。各締約国は、保護を求める発明が自国において



専利を取得することができるか否かを決定するに当たっては、追加した又は異なる基準を適用することができる。

特許性に関する国際予備審査報告が添付された国際出願について、節約の原則で考えると、審査官は特許性に関する国際予備審査報告で提供された見解を参考にすべきである。ただし、注意する必要があるのは、出願人が審査の根拠とすることを要求した書類が、特許性に関する国際予備審査報告の作成の根拠となった書類と一致しているか否かということである。もし、出願人が審査の根拠とすることを要求した書類において保護を要求する主題は、特許性に関する国際予備審査報告の作成根拠となった書類を基にした補正がすでに施されたなら、特許性に関する国際予備審査報告の中の、発明が新規性、創造性、産業上の実用性及其他権利付与要件を満たすものか否かについての判断を通常参考にしなくてもよい。

強調しておきたいのは、特許性に関する国際予備審査報告で提供された参考意見をただ単純に、国内段階の実体審査の結論的見解としてはならない。審査官はさらに、特許性に関する国際予備審査報告において、国際調査報告では挙げられていないその他の従来技術を引用したか否かを注意しなければならない。

国内段階に移行された国際出願の実体審査について、審査官は当該専利出願が専利法及びその実施細則の実体的要求に合致するか否かに対して、独立的な判断を行わなければならない。

## 5.2 専利権を付与しない発明創造の出願であるかを審査する

国内段階に移行された国際出願について実体審査を行う際に、まずは当該出願の主題が専利法第5条及び第25条で規定された状況に該当するか否か、専利法第2条2項の規定に合致するか否かを審査しなければならない。国内段階に移行された国際出願は、専利法第5条又は専利法第25条で規定されたような専利権を付与しない発明創造（例えば、博打の道具や、原子核の変換方法）に該当する場合、その出願の主題が特許協力条約実施細則第39条の規定で排除される内容に該当しなくても、専利権を付与しないものとする。

この点についての審査要件は、本指南第二部分第一章の規定を適用する。

## 5.3 優先権の審査

国際調査報告において、PX、PY 類引例文献が挙げられた場合、審査官は国際出願の優先権を確認しなければならない。

国際出願の優先権が成り立たない場合、審査官は出願人に通知しなければならない。このような場合、これら PX、PY 類と表記された引例文献は、国際出願に対する新規性、創造性の審査を行う時に、その新規性、創造性を評価するための従来技術とすることができる。

国際出願の優先権が成り立つ場合、うちの PX と表記された引例文献を確認しなければならない。もし、PX と表記された引例文献が中国の専利出願（又は専利）であるか、或いは中国を指定した国際出願であり、かつその出願日が当該国際出願の優先日以前にあるなら、当該国際出願について新規性の審査を行う際に、当該引例

文献で抵触出願になるか否かを判断しなければならない。

国際調査報告において、E類引例文献が挙げられ、かつ引例文献が中国の専利出願（又は専利）であるか、或いは中国国内段階に移行された国際出願であり、かつその出願日が当該国際出願の優先日と出願日の間にある場合、国際出願の優先権を確認しなければならない。国際出願の優先権が成り立たない場合、国際出願について新規性の審査を行う際には、当該引例文献で抵触出願になるか否かを判断しなければならない。

国内段階に移行された国際出願の実体審査において、国際出願の優先日と出願日の間に公開され、かつその新規性、創造性に影響を与える引例文献を検索し得たか、若しくは如何なる機関又は個人が国際出願の優先日と出願日の間に専利局に出願を提出し、かつすでに公開されており、その新規性に影響を与える先行出願又は先行専利を検索し得た場合、審査官は国際出願の優先権を確認しなければならない。

注意すべきは、国際出願が優先権を主張し、かつ国際出願日が優先権の期限満了後2か月以内に、出願人が正当な理由を有する場合、専利法実施細則第128条の規定に基づいて移行日から起算して2か月以内に優先権の回復を請求する（本部分第一章第5.2.5.1節を参照）。

#### 5.4 新規性と創造性の審査

特許性に関する国際予備審査報告で挙げられたが、国際予備審査機関の見解書では考慮されなかった一部のすでに公開された書類及び非書面による公開は、国内段階に移行された国際出願の実体審査においては、発明の新規性、創造性についての判断時に、これを考慮しなければならない。

特許性に関する国際予備審査報告で挙げられる非書面による公開とは、国際出願の出願日又は有効な優先日以前に、口頭で公開、使用、出展或いはその他書面以外の方式により一般に公開しており、そしてこのような非書面による公開の日付は国際出願の出願日又は有効な優先日と同一な日、或いはそれ以降に一般に取得できる書面による公開に記載されていることをいう。このような非書面による公開は、国際予備審査段階において従来技術とならない。

特許性に関する国際予備審査報告で挙げられる一部のすでに公開された書類とは、国際出願の出願日又は有効な優先日以前に出願が提出され、かつ当該日付以降に、又は当該日付と同じ日に公開された専利出願書類或いは専利書類であるか、若しくは当該日付以前に提出された先行出願の優先権の享有を要求する専利出願の公開書類をいう。この種のすでに公開された出願又は専利は、国際予備審査段階において従来技術とならない。

国内段階に移行された国際出願の新規性と創造性の審査はそれぞれ、本指南第二部分第三章及び第四章の規定を適用する。

#### 5.5 単一性の審査

審査官は、出願人が提出した審査の基礎となる出願書類において、保護を求める発明に単一性に欠ける複数件の発明が存在しているか否かについて注意しなけれ

ばならない。

単一性に欠ける複数件の発明について以下の内容を確認しなければならない。

(1) 単一性に欠ける複数件の発明には、出願人が国際段階で審査官の要求に応じず、単一性の欠如には必要な付加検索費又は付加審査費を納付しないことにより、国際検索又は国際予備審査が行われていない発明が含まれているか否か。

(2) 単一性に欠ける複数件の発明には、出願人が国際段階で付加検索費又は付加審査費を納付しないことにより、放棄を表明した発明(例えば出願人が国際段階で、ある請求項に対する制限を選択することにより手放した発明)が含まれているか否か。

(3) 前述(1)又は(2)で挙げられた状況が存在している場合、国際機関で行われた発明の単一性欠如との結論が正確であるか否か。

#### 細則 133.2

審査によって、国際機関で行われた結論が正確であることを認定した場合、審査官は単一性回復費納付通知書を発行し、2 か月以内に単一性回復費を納付するよう、出願人に通知しなければならない。出願人が所定の期限以内に、単一性回復費を納付しないか、若しくは納付不足であり、かつ単一性に欠ける発明も削除していない場合、審査官は審査意見通知書を発行して、出願人に、国際出願における前述の国際検索が行われていない部分は取り下げたものとみなすことを通知し、かつこの部分の内容を削除した補正書類を提出するよう要求する。審査官は、当該部分の内容が削除された書類を以って審査を継続する。

出願人が単一性回復費を納付しないがために削除した発明は、専利法実施細則第133条第2項、第48条第1項の規定に基づき、出願人が分割出願を提出してはならない。このような場合を除いた国際出願に2件以上の発明が含まれる場合、出願人が専利法実施細則第133条第1項の規定に基づき、分割出願を提出してよい。

審査によって、出願人が提出した審査の基礎となる出願書類において保護を求めるといふ主題には単一性欠如の問題が存在しないことを認定したが、国際機関で行われた結論と一致していない場合、保護を求めているすべての主題を審査しなければならない。

国際段階の検索と審査において、国際機関が単一性の問題を提出していないが、実際には出願に単一性の欠陥が存在している場合、本指南第二部分第六章の規定を参照して処理する。

### 5.6 重複権利付与を避けるための審査

もし、国内段階に移行された国際出願で要求するのは中国で提出された先行出願の優先権であるか、或いは要求するのはすでに中国国内段階に移行された先行国際出願の優先権である場合、権利の重複付与となり得る。権利の重複付与を回避するため、この2件の専利出願の審査は、本指南第二部分第三章第6節の規定を適用する。

注意する必要があるのは、前述2つの状況において、もし優先権を主張していないものとみなすか、又は優先権が成り立たないようなこととなれば、先行出願は当該国際出願の新規性を損ねる従来技術、或いは抵触出願になることもあり得る。

細則 131

5.7 訳文の誤りの訂正

出願人が提出した請求の範囲、明細書及び添付図面における文字の中国語訳文に誤りがあることを自ら発覚した場合、以下に挙げる期限以内に補正請求を提出してよいとする。

- (1) 専利局による発明専利出願を公開するための準備作業が完了する前
- (2) 専利局が発行した発明専利出願の実体審査段階移行通知書を受け取った日から起算して三か月以内

出願人が訳文の誤りの訂正にあたって、書面による請求を提出するとともに、訳文の訂正頁を提出し、所定の訳文訂正費を納付しなければならない。規定に基づいた費用を納付しない場合、補正請求を提出していないものとみなす。書面による請求を提出し、かつ所定の訳文補正費を納付した場合、審査官は訳文の誤りに該当するものか否かを判断しなければならない（本部分第一章第 5.8 節を参照）。訳文の誤りに該当しないなら、訳文の誤りの訂正請求を拒否しなければならない。訳文の誤りに該当するなら、訂正された訳文が正確であるか否かを確認する必要がある。補正された訳文が正確であることを確認したうえで、この補正された書類を基礎として進んで審査しなければならない。補正された訳文でも、原文と一致しない場合、原文と一致する補正された訳文を提出するよう、出願人に通知しなければならない。

国内段階に移行された後に分割出願を提出するような場合、もし出願人が実体審査段階において、最初の出願の訳文が誤ったため、分割出願にも訳文誤りがあったことを自ら発覚したなら、出願人は訳文の誤りの訂正手続を行い、最初の出願についての国際出願時に提出した国際出願書類を基に、訳文の誤りを訂正してよい。審査官は前述の要求に基づいて補正後の訳文の文書を審査する。

外国語で公開された国際出願について、その訳文を対象に実体審査を行い、一般的には原文を照合する必要がない。ただし、もし実体審査において審査官が、訳文の誤りに起因した欠陥が、最初に提出された国際出願書類又は国際段階で訂正された原文に存在しない代わりに、訳文には存在していることを発覚した場合、明細書が専利法第 26 条 3 項の規定に合致しないとか、請求の範囲が専利法第 26 条 4 項の規定に合致しないというように、存在している欠陥を審査意見通知書の中で指摘しなければならない。そして、出願人に釈明、若しくは訳文の誤り訂正の請求手続を行うことを要求しなければならない。出願人が応答時に提出した訂正書類が、最初の中国語訳文で記載された範囲を超えたにもかかわらず、訳文の誤り訂正の請求手続を行っていない場合、審査官は訳文の誤り訂正の通知書を発行しなければならない。出願人が所定の期限以内に訳文の誤りの訂正手続を行っていない場合、出願は取り下げられたものとみなされる。



第四部分  
復審と無効請求の  
審査



## 第一章 総則

### 1. 序文

専利法第 41 条の規定に基づいて、復審・無効審判部は復審請求に対して受理及び審査を行い、決定を行う。復審請求案件には初歩審査と実体審査手続における専利出願の拒絶査定を不服として復審を請求する案件が含まれる。

専利法第 45 条及び第 46 条第 1 項の規定に基づいて、復審・無効審判部は、専利権の無効宣告請求に対して受理及び審査を行い、決定を行う。

当事者が決定に不服があり、法に依拠して人民法院に対して起訴する場合、復審・無効審判部は出廷して応訴することができる。

復審・無効審判部は専利局の指定する技術専門家及び法律家によって組織され、復審員及び兼務復審員を設ける。

### 2. 審査の原則

復審請求審査手続（復審手続と略称）と無効宣告請求審査手続（無効宣告手続と略称）において一般的に適用される原則には、合法の原則、公正な法執行の原則、請求の原則、職権に基づく審査の原則、聴聞の原則、公開の原則がある。

法 21.1

#### 2.1 合法の原則

復審・無効審判部は法に基づいて行政を行い、復審請求案件（復審案件と略称）と無効宣告請求案件（無効宣告案件と略称）の審査手続及び審査決定は法令、法規、規程などの関連規定に合致しなければならない。

法 21.1

#### 2.2 公正な法執行の原則

復審・無効審判部は客観性、公正性、的確性、即時性を原則に、事実を根拠にししながら、法令を準則として、独立して審査職責を履行し、私利を追求することなく、全面的・客観的・科学的に分析判断して、公正な決定を行う。

法 41.1 及び 45  
細則 68 及び 76

#### 2.3 請求の原則

復審手続と無効宣告手続は何れも当事者による請求に基づいて開始しなければならない。請求人は復審・無効審判部において復審請求又は無効宣告を行う。請求人は、復審・無効審判部が復審請求又は無効宣告請求審査決定を行う前に、その請求を取り下げた場合には、それで開始された審査手続が終了する。ただし、無効宣告請求について復審・無効審判部が、すでに行われた審査に基づいても専利権の無効又は一部無効の宣告決定を行うことができると判断した場合を除く。

請求人は、審査決定の結論がすでに宣告されたか、若しくは書面による決定がすでに初出された後に請求を取り下げた場合には、審査決定の有効性に影響しない。



## 2.4 職権に基づく審査の原則

復審・無効審判部は審査対象案件に対して、当事者が請求した範囲や提出した理由、証拠等に限定されることなく、職権に基づく審査を行うことができる。

## 2.5 聴聞の原則

審査決定が行なわれる前に、審査決定で不利益となる当事者には、審査決定の根拠になった理由、証拠及び認定された事実についての意見陳述の機会を与えなければならない。つまり審査決定で不利益となる当事者は、通知書、伝送された書類又は口頭審理を通じて、審査決定の根拠になった理由、証拠及び認定された事実がすでに告知されており、意見を陳述する機会を有しなければならない。

審査決定が行なわれる前に、人民法院又は地方の知的財産権管轄部門で下した発効した判決或いは調停決定により、すでに専利出願人又は専利権者を変更した場合には、変更後の当事者に意見陳述の機会を与えなければならない。

## 細則 7

## 2.6 公開の原則

国の法令、法規などの規定により、秘密保持が必要な案件（専利出願人が初歩審査の拒絶査定を不服として復審請求を提出した案件を含む）を除き、その他各種案件の口頭審理は公式に行ない、審査決定は公式に出版発行しなければならない。

## 3. 合議審査

復審・無効審判部で合議審査する案件は、3名又は5名で結成される合議体が審査しなければならない。うちグループ長1名、主審員1名、参審員1名か3名を含む。

### 3.1 合議体の結成

復審・無効審判部は専門分野の分担、案件の出所及び同一の専利出願又は専利案件の先行手続における審査要員の状況に基づき、規定の規定に従い復審及び無効宣告案件の合議体メンバーを確定、変更する。

復審・無効審判部の各申立処責任者は合議体グループ長の資格を有する。

その他の人員は復審・無効審判部の部門責任者（部門責任者と略称）により批准された後に合議体グループ長の資格を得る。

復審員、兼務復審員は、主審員又は参審員を務めることができる。

個々の案件に応じて審査部から要請する審査官は、参審員を務めることができる。

復審・無効審判部で専利権の有効性の維持又は専利権の一部無効の宣告との審査決定を行った後に、同一の請求人が当該審査決定で係わった専利権について、異なる理由又は証拠を以って新たな無効宣告請求を提出した場合には、元の審査決定を行なった主審員は当該無効宣告請求案件の審査に参加しないものとする。

審査決定が人民法院の判決により取り消されて再審査する案件について、一般的

には合議体を改めて結成しなければならない。

### 3.2 五人合議体の構成についての規定

以下の案件については、五人合議体を結成しなければならない。

- (1) 国内又は国外で重大な影響が及ぶような案件
- (2) 重要な法的難問に関連している案件
- (3) 重大な経済的利益に係わっている案件

五人合議体を組織する必要がある場合、部門責任者によって決定されるか、又は関連の責任者若しくは合議体メンバーによって提出された後に規定の手續に基づいて部門責任者に報告されて審査及び認可を受ける。

五人で合議体を結成して審査する案件は、五人合議体の結成前に口頭審理が行なわれていない場合には、口頭審理を行わなければならない。

### 3.3 合議体メンバーの職責分担

グループ長は復審又は無効宣告請求手續の全面審査を主宰し、合議会議及びその表決を主宰し、合議体の審査決定が部門責任者に報告して審査及び認可を受ける必要があるか否かを確定する。

主審員は案件の審査全般と包袋の保管、審査通知書と審査決定の原案の起草、合議体と当事者との事務連絡について責任を持つ。また、無効宣告請求に対する審査結論は専利権の一部無効宣告である場合には、出版するための公告書類を準備する。

参審員は審査に参加して、グループ長及び主審員を補佐する。

### 3.4 合議体の審査意見の形成

合議体は、少数が多数に服従するとの原則に基づき、復審又は無効宣告案件の審査に係わっている証拠を採用するか否か、事実を認定するか否か、そして理由が成立するか否かなどについて表決を行い、審査決定を下す。

## 4. 1人審査

簡単な案件については、1名で1人審査を行うことができる。

本部分に含まれる合議審査の関連規定は1人審査に適用される。

## 5. 忌避制度と従業禁止

細則 42

復審又は無効宣告案件の合議体メンバーは、専利法実施細則第42条で規定された状況の1つに該当する場合、自ら忌避しなければならない。自ら忌避しなければならない合議体メンバーが、忌避していない場合には、当事者がその忌避を請求する権利を有する。

当事者が忌避を請求する場合、書面方式で提出し、理由を説明しなければならない。必要な時は関連証明書を添付しなければならない。復審・無効審判部が当事者に対して提出した請求は、書面方式で決定を行い、当事者に通知する。

復審・無効審判部のスタッフ及びその近親者は従業禁止に関する関連規定を厳格に遵守しなければならない。

## 6. 審査決定

### 6.1 審査決定に対する審査及び認可

合議体は、審査決定における事実認定、法令適用、結論及び決定書類の形式と文面の全体に責任を持たなければならない。

合議体で行った審査決定が以下に挙げる状況に該当する場合、部門責任者による審査許可を受けなければならない。

(1) 五人合議体を結成して審査を行う案件

(2) 合議体の表決、意見が一致しない案件。

(3) 審査決定が法院の判決により取り消された後、決定を改めて行う案件。審査及び認可の責任を持つ合議体が決定した部門責任者が合議体の行った審査決定に同意しない時、意見を提出して合議体が改めて合議するように指示することができる。合議体が改めて合議した後、部門責任者の意見といまだに一致しない場合は、部門責任者は広範囲で検討を行う必要があると判断し、部門会議を開催して討論を行わなければならない。合議体は及び審査及び認可を担当する部門の責任者はメンバーの過半数の意見に基づいて処理しなくてはならない。

案件の審査及び認可をする者は、審査決定の法令適用と結論について審査及び認可の責任を持つ。

### 6.2 審査決定の構成

審査決定は以下の部分を含む。

(1) 審査決定の書誌的事項

復審請求審査決定の書誌的事項は、決定番号、決定日、発明創造の名称、国際分類（又は意匠分類）、復審請求人、出願番号、出願日、発明専利出願の公開日及び合議体メンバーを含めなければならない。

無効宣告請求審査決定の書誌的事項は、決定番号、決定日、発明創造の名称、国際分類（又は意匠分類）、無効宣告請求人、専利権者、専利番号、出願日、授權公告日及び合議体メンバーを含めなければならない。

(2) 法的根拠

審査決定の法的根拠とは、審査決定の理由で関連している法令、法規の条項をいう。

(3) 決定の要点

決定の要点は決定正文の理由の部分における実体的な概括そして中核的な論述である。それが、当該案件の係争点又は難点に対して採用された判断基準である。決定の要点では、適用される専利法、専利法実施細則の該当条項について進んだ解釈を行い、なるべく当該案件の特定の事情に基づいた、指導的な意義を持つ結論を導くようにすべきである。

決定の要点は形式上以下の要求を満たさなければならない。

(i) 簡潔かつ要点を押えた語句で説明する。

(ii) 説明は論理的で、正確で、厳密で、根拠がなければならず、決定の結論に沿っていないなければならない。

(iii) 専利法実施細則に関連する条項に基づいて簡単に援用することで得られた結論でも、具体的な経緯及び結論の簡単な記述でもなく、前述の要件に合致するキーとなる語句を決定正文名から摘出することができる。

#### (4) 経緯

経緯の部分では、復審又は無効宣告請求の提出、範囲、理由、証拠、受理、及び書類の提出、転送、審査の過程と主な係争事項などを時間順に記述することができる。帰納的な方式を用いて審査決定を行うために必要な重要事項を簡潔に記載することもできる。この部分の内容は客観的で真実なものとし、案件の中の関連の記載と一致し、案件の審査過程及び主な係争事項を正確かつ概括的に反映していなければならない。

経緯の部分では、簡潔かつ要点を押えた文言を用いて、当事者が陳述した意見を取りまとめて概括し、当事者の観点を明瞭かつ的確に反映し、決定の結論で不利益となる当事者のすべての理由と証拠を明記しなければならない。

発明又は実用新案専利出願或いは専利の復審又は無効宣告請求審査決定では、審査決定に関連している請求項の内容を明記しなければならない。

拒絶査定が取り下げられた復審決定については経緯の部分をも簡略化又は省略できる。

#### (5) 決定の理由

決定の理由の部分では、審査決定の根拠になった法令や法規の条項の規定内容、審査の結論の根拠になった事実を明らかにし、かつ該条項の当該案件への適用を具体的に説明しなければならない。この部分の内容は、前述の規定及び事実に基づくと、審査の結論を導くことができる程度まで詳細に論述しなければならない。決定の結論で不利益となる当事者のすべての理由、証拠、主な観点について具体的に分析し、その理由が成立しないこと、観点が採用されないことの原因を明らかにしなければならない。

意匠に係る審査決定については必要に応じ、文字により該意匠の主な内容を客観的に描写しなければならない。必要な時は図面又は写真を補助的に用いる。

#### (6) 結論

結論の部分では、具体的な審査結論を示し、かつ後続手続の開始、時間制限と受理機構などについて明確かつ具体的な指示を行わなければならない。

#### (7) 添付図面

意匠に係わっている審査決定について、意匠の図面又は写真を必要に応じ、審査決定の添付図面として使用すべきである。

### 6.3 審査決定の公開

復審及び無効宣告請求の審査決定の正文は、対応する専利出願が開示されてい

い場合を除き、全部開示しなければならない。

## 7. 請求の訂正と拒絶

### 7.1 受理の訂正

受理すべきである復審又は無効宣告請求を受理しなかった、或いは受理しないものをすでに受理した場合、部門責任者による承認を受けた後にこれを訂正し、当事者に通知する。

### 7.2 通知書の訂正

復審・無効審判部は、発行した各種通知書にある誤りを発覚し、これを訂正する必要がある場合、部門責任者による承認を受けた後にこれを訂正し、当事者に通知する。

### 7.3 審査決定の訂正

復審又は無効宣告請求審査決定の中から明白な文字ミスを発覚し、これを訂正する必要がある場合、部門責任者による承認を受けた後にこれを訂正し、通知書に差し替え頁を添付する形式により当事者に通知する。

### 7.4 みなし取下げの訂正

みなし取下げとして処理した復審請求又は無効宣告請求について、取下げとしてみなされるべきでないことを発覚した場合、部門責任者による承認を受けた後にこれを訂正することにより、復審又は無効宣告手続を継続させ、かつ当事者に通知する。

### 7.5 その他処理決定の訂正

復審・無効審判部で行ったその他の処理決定を訂正する必要がある場合、部門責任者による承認を受けた後にこれを訂正する。

### 7.6 請求の拒絶

すでに受理した復審又は無効宣告案件について審査した結果、受理条件に合致していないと認定した場合、部門責任者による承認を受けた後に、復審請求又は無効宣告請求の拒絶査定を下す。

## 8. 法院の発効判決により審査決定が取り消された後の審査手続

(1) 復審請求又は無効宣告請求審査決定が人民法院の発効判決により取り消された後、復審・無効審判部は改めて審査決定を行わなければならない。

(2) 主要証拠の不足又は法令適用の誤りにより審査決定が取り消された場合には、同一の理由と証拠を以って、元のと同一な決定を行ってはならない。

(3) 法定手続の違反により審査決定が取り消された場合には、人民法院の判決に

---

従い、手続の誤りを是正した上で、審査決定を改めて行う。

## 第二章 復審請求の審査

### 1. 序文

専利法第 41 条及び専利法実施細則第 65 条から第 68 条までの規定に基づいて本章を制定する。

復審手続は、出願人が拒絶査定を不服として開始させる救済手続であるとともに、専利の審査の審査及び認可手続の延長でもある。従って、合議体は専利出願の全面審査義務を負うことなく、一般的に拒絶査定の根拠になった理由と証拠のみを審査する一方、専利権付与の質の向上、審査及び認可手続の不合理的な延長の回避を図るため、拒絶査定で言及していない顕著な実質的欠陥に対して職権に基づく審査を行うことができる。

### 2. 復審請求の形式審査

復審・無効審判部が復審請求書を受け取った後、形式審査を行わなければならない。

法 41.1

細則 65.2

#### 2.1 復審請求の客体

専利局で行った拒絶査定に対して不服である場合、専利出願人は復審・無効審判部に復審請求を提出することができる。復審請求は専利局で行った拒絶査定を対象としていない場合には、受理しないものとする。

法 41.1

細則 65.2

#### 2.2 復審請求人の資格

拒絶査定がされた出願の出願人は、復審・無効審判部に復審請求を提出することができる。復審請求人は拒絶査定がされた出願の出願人でない場合、その復審請求を受理しないものとする。

拒絶査定がされた出願の出願人は共同出願人である場合、もし復審請求人が出願人全員でないなら、復審・無効審判部は復審請求人に指定の期限以内に補正するよう、通知しなければならない。期限が満了になっても補正されない場合には、その復審請求は提出していないものとみなす。

法 41.1

細則 65.2

#### 2.3 期限

(1) 専利局で行った拒絶査定を受け取った日から起算する 3 か月以内に、専利出願人は復審・無効審判部に復審請求を提出することができる。復審請求の提出期限は前述の規定に合致しない場合、復審請求を受理しないものとする。

(2) 復審請求の提出期限は前述の規定に合致しないが、復審・無効審判部で受理しない旨の決定を行った後に、復審請求人が権利の回復請求を提出した場合に、もし当該権利回復請求が専利法実施細則第 6 条及び第 116 条第 1 項の権利回復の関連規定に合致する場合は、回復を許可し、かつ復審請求を受理すべきである。当該関連規定に合致しない場合は、回復しないものとする。

(3) 復審請求の提出期限は前述の規定に合致しないが、復審・無効審判部で受理しない旨の決定を行う前に、復審請求人が権利の回復請求を提出した場合に、前述の二つの請求を併合処理することができる。当該権利回復請求で専利法実施細則第6条及び第116条第1項の権利回復の関連規定に合致する場合は、復審請求を受理すべきである。当該関連規定に合致しない場合は、復審請求を受理しないものとする。

## 2.4 書類の形式

細則 65.1

(1) 復審請求人は復審請求書を提出し、理由を説明して、そして必要な場合は関連証拠を添付しなければならない。

細則 65.3

(2) 復審請求書は規定の様式に合致しなければならない。規定の様式に合致しない場合には、復審・無効審判部は復審請求人に指定の期限までにこれを補正するよう、通知しなければならない。期限が満了になっても補正されないか、若しくは指定の期限までにこれを補正したにもかかわらず、2回補正しても同じ欠陥が依然にある場合には、復審請求は提出していないものとみなす。

## 2.5 費用

細則 110 及び  
111

(1) 復審請求人が拒絶査定を受け取った日から起算する3か月以内に復審請求を提出しているが、この期限以内に復審費を納付しないか、若しくは全額を納付していない場合には、その復審請求は提出していないものとみなす。

(2) 復審・無効審判部が、みなし未提出決定を行った後に、復審請求人が権利の回復請求を提出した場合には、もし権利回復請求が専利法実施細則第6条及び第116条第1項の権利回復についての規定に合致するならば、回復を許可し、かつ復審請求を受理すべきである。前述の関連規定に合致しなければ、回復しないものとする。

(3) 拒絶査定を受け取った日から起算して3か月後に、復審費を全額納付し、かつみなし未提出決定が行なわれる前に権利の回復請求を提出した場合には、前述の二つの請求を併合処理することができる。当該権利回復請求が専利法実施細則第6条及び第116条第1項の権利回復についての規定に合致するならば、復審請求を受理すべきである。当該関連規定に合致しなければ、復審請求を提出していないものとみなす。

## 2.6 委任手続

細則 17.2

(1) 復審請求人が専利代理機構に対する復審請求の代行委任、又は委任の解除と委任の辞任の場合、本指南第一部分第一章第6.1節の規定を参照し、専利局で手続を行わなければならない。ただし、復審請求人が復審手続において専利代理機構に委任しており、かつ委任状には委任した権限は復審手続関係の事務に限定する旨が明記されている場合、その委任手続又は委任の解除、辞任手続は前述の規定を参照して、復審・無効審判部で行うものとし、書誌的事項変更手続を行う必要がない。

復審請求人が復審・無効審判部で委任手続を行っているが、提出した委任状には



委任した権限は復審手続関係の事務に限定する旨が明記されていない場合、指定の期限までにこれを補正しなければならない。期限が満了になっても補正されない場合には、委任していないものとみなす。

(2) 復審請求人が複数の専利代理機構と同時に委任関係を持っている場合、書面方式でうちの 1 つの専利代理機構を受取人として指定しなければならない。指定していない場合に、復審・無効審判部は復審手続において一番先に委任された専利代理機構を受取人とする。一番先に委任された専利代理機構が複数ある場合に、復審・無効審判部は先頭に署名したものを受取人とする。署名の順番がない（同じ日に個々に委任した）場合、復審・無効審判部は復審請求人に指定の期限までにこれを指定するよう、通知しなければならない。指定の期限までに指定されない場合には、委任していないものとみなす。

細則 65.2

(3) 専利法 18 条 1 項で規定された、専利代理機構に委任しなければならない復審請求人が、規定に基づいた委任を行っていない場合には、その復審請求を受理しないものとする。

## 2.7 形式審査通知書

(1) 復審請求は形式審査を受けた結果、専利法とその実施細則及び本指南の関連規定に合致せず、補正する必要がある場合、復審・無効審判部は補正通知書を発行し、復審請求人に通知書を受け取った日から 15 日以内に補正するよう、要求しなければならない。

(2) 復審請求は未提出としてみなすか、若しくは受理しない場合、復審・無効審判部は復審請求みなし未提出通知書又は復審請求を受理しない旨の通知書を発行して、復審請求人に通知しなければならない。

(3) 復審請求は形式審査を受けた結果、専利法とその実施細則及び本指南の関連規定に合致している場合、復審・無効審判部は復審請求受理通知書を発行して、復審請求人に通知しなければならない。

## 3. 前置審査

### 3.1 前置審査の手続

復審請求書（添付されている証明書類及び補正後の出願書類を含む）は形式審査の合格後に審査部門に転送して前置審査を行い、審査部門により前置審査意見を提出する。

### 3.2 前置審査意見の類型

前置審査意見は以下に挙げる 3 つの類型に分けられる。

- (1) 復審請求が成立し、拒絶査定を取消に同意する。
- (2) 復審請求人が提出した出願書類の補正文書は、出願にあった欠陥を解消しており、補正文書に基づいた拒絶査定を取消に同意する。
- (3) 復審請求人が陳述した意見や提出した出願書類の補正文書は、拒絶査定を取

り消すに足るものでないため、拒絶査定を堅持する。

### 3.3 前置審査意見

(1) 元の審査部門は、その前置審査意見が前述した類型のどれに該当するかを説明しなければならない。拒絶査定を堅持する場合、堅持している各種拒絶理由及びそれで係わっている個々の欠陥について見解を詳細に説明しなければならない。見解は拒絶査定と同一である場合、簡潔に説明するものとし、繰り返す必要がない。

(2) 復審請求人が補正文書を提出している場合には、元の審査部門は本章第 4.2 節の規定に基づいて審査しなければならない。審査によって、元の審査部門は補正で本章第 4.2 節の規定に合致していると判断した場合、補正文書を基礎にして前置審査を行わなければならない。審査部門により補正が本章第 4.2 節の規定に合致しないと判断された場合、拒絶査定を堅持し、かつ補正が規定に合致しないという意見を詳細に説明するとともに、拒絶査定に対応する出願書類において解消されていない各拒絶理由に関する欠陥を説明しなければならない。

(3) 復審請求人が新たな証拠を提出するか、若しくは新たな理由を陳述する場合には、元の審査部門は当該証拠又は理由を審査しなければならない。

(4) 元の審査部門は前置審査意見において拒絶理由と証拠を補足してはならないが、以下の場合を除く。

(i) 拒絶査定及び前置審査意見において主張した公知常識と対応した技術用語辞書、技術マニュアル、教科書などその属する技術分野における公知常識的な証拠の補足。

(ii) 出願の拒絶査定において指摘箇所は存在していないと判断されるが、すでに告知した出願人の事実、理由及び証拠に拒絶するに足る欠陥があった場合、前置審査意見において当該欠陥を指摘しなければならない。

(iii) 拒絶査定で指摘した欠陥がいまだ存在すると判断される場合、出願に本章第 4.1 節第 (1) (3) (4) の場合に述べた欠陥を発見するとき、併せて指摘することができる。

例えば、元の審査部門が審査意見通知書で、元の請求項 1 が専利法第 22 条第 3 項の規定に合致しないと指摘していたが、最終的には補正で専利法第 33 条の規定に合致しないことを理由に拒絶査定を下した。復審請求人が出願書類を元の出願書類に補正した場合、もし元の審査部門が、前述の専利法第 22 条第 3 項の規定に合致しないと欠陥が依然に存在していると判断したなら、第 (ii) の場合に該当することになる。このような時に、元の審査部門は前置審査意見で当該欠陥を指摘しなければならない。

(5) 前置審査意見が本章第 3.2 節で規定された第 (1) 又は第 (2) の場合に該当する場合、復審・無効審判部は合議審査を行う代わりに、前置審査意見に基づいて復審決定を行い、復審請求人に通知し、かつ元の審査部門は審査及び認可手続を継続して進めなければならない。元の審査部門は復審・無効審判部による復審決定を受けずに直接審査及び認可の手続を行ってはならない。

## 4. 復審請求の合議審査

### 4.1 理由と証拠の審査

復審手続において合議体は一般的に、拒絶査定根拠になった理由と証拠のみに対して審査を行う。

拒絶査定根拠になった理由と証拠に加え、合議体は審査対象書類に以下に挙げる欠陥を発見した場合に、それに関連している理由とその証拠について審査してよいとする。

(1) 専利法実施細則第 11 条の規定に合致しない。

(2) 拒絶査定が行われる前に出願人に告知してあるその他の理由及びその証拠を以って拒絶するに足るような欠陥。

(3) 拒絶査定で指摘した欠陥と性質的に同一の欠陥。

例えば、拒絶査定により請求項 1 に意味が不確定な用語を含むため保護の範囲が不明瞭であると指摘された場合。その他の請求項が同様に、その類の用語が存在することにより保護の範囲が不明瞭になる場合、合議体は復審手続において前述の欠陥を併せて指摘する。

また例えば、拒絶査定により請求項 1 が引例文献 1 及び公知の常識に比べて創造性を有しないことを指摘する。従属請求項 2-6 のより限定的で付加的な技術特徴も公知常識であり、かつ請求項 1-6 がいずれも創造性を有しない時、合議体は請求項 1-6 が引例文献 1 及び公知常識に対して専利法第 22 条第 3 項の規定に合致していない。

(4) 拒絶査定で言及していない顕著な実質的欠陥。

例えば、拒絶査定により請求項 1 に創造性を有しないと指摘された場合。当該請求項で保護を求めているのは明らかに永久機関である場合、合議体は当該請求項が専利法第 22 条第 4 項の規定に合致しないことを指摘する。

また例えば、拒絶査定により請求項 1 により技術的解決手段のある箇所にその動作原理が限定的に不明瞭になり、専利法第 26 条第 4 項の規定に合致しない場合。前述の問題の根源が明細書に技術問題を解決する技術手段が不足していることにある場合、合議体は本出願が専利法第 26 条第 3 項の規定に合致しないことを指摘する。

さらにまた例えば、拒絶査定により請求項 1 に創造性を有しないと指摘された場合。請求項 1 の保護の範囲が不明瞭なことにより創造性の審査において特徴を区別する際に正確な認定に対して影響する時、合議体は請求項 1 が専利法第 26 条第 4 項の規定に合致していないことを指摘する。

前述の場合 (1) から (4) 以外、拒絶査定により指摘された欠陥に関連する証拠について、合議体はその使用方式を適宜調整することができ、例えば、拒絶査定に依拠する証拠を基に隣接する従来技術に変更するか又はうちのある証拠を省略する。

合議審査において、合議体は属する技術分野の公知常識を援用するか、又は対応する技術用語辞書、技術マニュアル、教科書などその属する技術分野における公知

常識的な証拠を補足することができる。

#### 4.2 補正文書の審査

復審請求の申立、復審通知書（復審請求口頭審理通知書を含む）への応答又は口頭審理に参加する際に、復審請求人は出願書類を補正することができる。ただし、行う補正は専利法第 33 条及び専利法実施細則第 66 条の規定に合致しなければならない。

専利法実施細則第 66 条の規定に基づいて、復審請求人による出願書類の補正は拒絶査定又は合議体が指摘した欠陥の取消にのみ限られる。次に掲げる状況は、通常は前記の規定に合致しないものとする。

- (1) 補正後の請求項は拒絶査定の対象請求項に比べて、保護の範囲を拡大した。
- (2) 拒絶査定の対象請求項が限定する技術的解決手段との単一性を具備しない技術的解決手段を補正後の請求項とした。
- (3) 請求項の種類を変更した、又は請求項を追加した。
- (4) 拒絶査定で指摘された欠陥に関連しない請求項又は明細書に対して補正を行った。ただし、明らかな文字の誤りの補正、或いは拒絶査定で指摘された欠陥と同一な性質を持つ欠陥に対する補正などのような状況は除く。

復審手続において、復審請求人の提出した出願書類が専利法実施細則第 66 条の規定に合致しない場合、合議体は一般的に受理せず、復審通知書において当該補正文書が被受理不可能である理由を説明し、同時にその前に受理可能であった書類に対して審査を行わなければならない。補正文書の部分内容が専利法実施細則第 66 条の規定に合致する場合、合議体は当該部分内容に審査意見を提出することができ、かつ復審請求人に当該文書に専利法実施細則第 66 条の規定に合致しない部分を補正し、規定に合致する書類を提出するように告知することができ、そうでない場合、合議体はそれ以前に受け取り可能な文書を基に審査を行う。

#### 4.3 審査の方式

1つの復審請求に対して、合議体は書面審理、口頭審理又は書面審理と口頭審理との組合せなどの方式によって審査することができる。

専利法実施細則第 67 条 1 項の規定に基づいて、次に掲げる事情のいずれか 1 つがある場合は、合議体は復審通知書（復審請求口頭審理通知書を含む）を送付するか、又は口頭審理を行うものとする。

- (1) 復審決定が拒絶査定の維持になる。
- (2) 復審請求人が専利法及びその実施細則と審査指南における関連規定に基づいて出願書類を補正して、始めて拒絶査定の取消が可能になる。
- (3) 復審請求人による更なる証拠の提出又は関連事項についての説明が必要である。
- (4) 拒絶査定では提示されていない理由や証拠の援用が必要である。

合議体から送付された復審通知書について、復審請求人は当該通知書を受領した日より 1 か月以内に通知書に指摘された欠陥に対して書面による応答を行わな

ればならない。期限が過ぎても書面による応答がない場合、その復審請求は取り下げられたものとみなす。復審請求人が具体的な応答内容のない意見陳述書を提出した場合、復審通知書における審査意見に対する反対意見がないものとみなす。

合議体から送付された口頭審理通知書について、復審請求人は口頭審理に参加するか、又は当該通知書を受領した日より 1 か月以内に通知書に指摘された欠陥に対して書面による応答を行わなければならない。当該通知書において、すでに出願が専利法及びその実施細則と審査指南における関連規定に合致していない事実や理由、証拠を指摘しているにもかかわらず、復審請求人が口頭審理に参加しない、かつ期限が過ぎても書面による応答をしない場合、その復審請求は取り下げられたものとみなす。

## 5. 復審請求の審査決定の類型

復審請求の審査決定（復審決定と略称）は以下に挙げる 3 つの類型に分けられる。

- (1) 復審請求が成立せず、復審請求を拒絶する。
- (2) 復審請求が成立し、拒絶査定を取り消す。
- (3) 専利出願書類は復審請求人が補正したため、拒絶査定で指摘された欠陥を解消しており、補正文書を元として拒絶査定を取り消す。

前述の類型 (2) には、以下に挙げる状況が含まれる。

- (i) 拒絶査定における法令の適用に誤りがある。
- (ii) 拒絶の理由は必要な証拠による支持を欠く。
- (iii) 審査で法定手続に違反した場合。例えば、拒絶査定は出願人が放棄した出願書類又は保護を求めている技術的解決手段を根拠としていたこと、審査手続においては拒絶査定の根拠になる事実や理由及び証拠に対する意見陳述の機会を出願人に与えていないこと、拒絶査定においては出願人が提出した拒絶の理由に関連する証拠を評価していないため、審理の公正性に影響を与える恐れのある場合。
- (iv) 拒絶の理由が成立しないようなその他の状況。

## 6. 復審決定の送付

専利法第 41 条第 1 項の規定に基づき、復審・無効審判部は復審決定を復審請求人に送付する。

## 7. 元の審査部門に対する復審決定の拘束力

復審決定により元の拒絶査定を取り消す場合、復審・無効審判部は関連する包袋を審査部門に戻し、審査手続を継続して行わなければならない。

審査部門は復審決定を執行し、同様の事実、理由及び証拠を以って、当該復審決定意見に相反する決定を行ってはならない。

### 8. 復審手続の中止

細則 105

本指南第五部分第七章第7節の規定を適用する。

### 9. 復審手続の終了

復審請求は、期限が満了になっても応答がないために取下げとみなした場合、復審手続が終了する。復審決定が行なわれる前に、復審請求人がその復審請求を取下げた場合、復審手続は終了する。

受理された復審請求は、受理条件に合致しないことで請求が拒絶された場合、復審手続が終了する。

## 第三章 無効宣告請求の審査

### 1. 序文

専利法第 45 条、第 46 条、第 47 条、第 64 条及び専利法実施細則第 69 条から第 76 条までの規定に基づいて本章を制定する。

無効宣告手続は、専利授権公告後に当事者からの請求により開始し、通常は双方の当事者が参加する手続である。

### 2. 審査の原則

無効宣告手続において、復審・無効審判部は総則で規定された原則に加え、一事不再理の原則、当事者処置の原則、秘密保持の原則を順守しなければならない。

#### 2.1 一事不再理の原則

細則 70.2

審査決定が行われた無効宣告案件で係わっている専利権について、同一の理由と証拠を以って無効宣告請求を再度提出した場合、受理も審理もしないものとする。

再度提出された無効宣告請求の理由（無効宣告の理由と略称）又は証拠が、時限などにより先行した無効宣告請求審査決定で考慮されなかった場合には、当該請求は前述した受理も審理もしない状況に該当しない。

#### 2.2 当事者処置の原則

請求人が無効宣告請求の範囲、理由と証拠を全部又は一部放棄することができる。請求人が放棄した無効宣告請求の範囲、理由と証拠について、合議体は通常、審査しないものとする。

無効宣告手続において、当事者は自ら相手方と和解する権利を有する。請求人及び専利権者がいずれも合議体に対して和解の意思を表明した場合については、合議体は双方の当事者に一定の期限を与えて和解を行うようにし、いずれか片方の当事者が合議体に審査決定を行うよう要求するか、又は合議体の指定した期限が満了するまで、暫定的な審査決定の延長を行うことができる。

無効宣告手続において、専利権者が請求人の提出した無効宣告請求に対して専利権の保護の範囲を自ら縮小しかつ対応する補正書類が合議体に受理された場合、専利権者は当該保護の範囲を超える請求項が当初から専利法及びその実施細則の関連規定に合致していなかったと認め、かつ請求人による当該請求項の無効宣告要求を承認したとみなし、請求人は当該請求項の無効宣告主張に対する挙証責任を免れる。

無効宣告手続において、専利権者が請求項又は意匠の放棄を声明した場合には、専利権者は、当該請求項又は意匠が最初から専利法とその実施細則の関連規定に合致しないことを認めたもの、そして当該請求項又は意匠に対する請求人の無効宣告請求を認めたものとみなして、請求人の当該請求項又は意匠の無効宣告主張に対す

る挙証責任を免れる。専利権者が専利権を放棄したことが他人の合法的權益及び公共の利益を妨げない場合、無効宣告審査決定により当該権利の処分行為を確認する。

### 2.3 秘密保持の原則

審査決定が行われる前に、合議体メンバーは自分やほかの合議体メンバー、審査許可の責任を持つ部門責任者が当該案件についての観点を何れかの当事者に勝手に明示或いは暗示してはならない。

法執行の公正性と秘密の保持を保証するため、合議体メンバーは原則的に片方の当事者と面談してはならない。

## 3. 無効宣告請求の形式審査

復審・無効審判部は無効宣告請求書を受け取った後、形式審査を行わなければならない。

法 45

### 3.1 無効宣告請求の客体

無効宣告請求の客体は、すでに授權された専利でなければならないが、終了又は放棄（出願日から放棄されたものを除く）となったものを含む。無効宣告請求は、授權された専利を対象としていない場合、受理しないものとする。

専利権の全部又は一部無効を宣告する旨の審査決定を行った後、当該無効を宣告する旨の決定を受けた専利権の提出する無効宣告要求に対しては受理しない。ただし当該審査決定が人民法院の効力発生判決により取り消された場合は除く。

### 3.2 無効宣告請求人の資格

請求人が以下に挙げる状況の1つに該当する場合、その無効宣告請求を受理しないものとする。

細則 70.3

(1) 請求人が民事訴訟の主体としての資格を有しない場合。

(2) 専利権が付与された意匠が、出願日前に他者が取得した適法な権利と衝突していることを理由に意匠専利権の無効宣告を請求している請求人は、先行権利者或いは利害関係者であることを証明することができない場合。

そのうちの利害関係者とは、関連法令の規定に基づき、先行権の侵害をめぐる紛争について人民法院に提訴するか、若しくは該当の行政管理部門に処理を請求する権利を有する者をいう。

(3) 専利権者がその専利権を対象とした無効宣告請求を提出し、かつ専利権の全部無効の宣告を請求しており、提出された証拠は公式出版物でないか、若しくは請求人は共有に係る専利権の専利権者全員でない場合。

(4) 複数の請求人が共同で1件の無効宣告請求を提出する場合。ただし、専利権者全員がその共有に係る専利権を対象に提出している場合を除く。



### 3.3 無効宣告請求の範囲及び理由と証拠

(1) 無効宣告請求書において、無効宣告請求の範囲を明確にしなければならない。明確にされていない場合、復審・無効審判部は請求人に指定の期限以内にこれを補正するよう、通知しなければならない。期限が満了になっても補正されない場合、無効宣告請求は提出していないものとみなす。

(2) 無効宣告の理由は、専利法実施細則第 69 条 2 項で規定された理由に限定し、かつ専利法及びその実施細則における関連条、項、号を以って独立している理由として提出しなければならない。無効宣告の理由は専利法実施細則第 69 条 2 項で規定された理由に該当しない場合、受理しないものとする。

細則 70.2

(3) 復審・無効審判部がある専利権について無効宣告請求審査決定を行った後に、また同一の理由や証拠を以って無効宣告請求を提出した場合には、受理しないが、当該理由や証拠は時限などによりその決定で考慮されなかった場合を除く。

細則 70.3

(4) 専利権が付与された意匠が、出願日前に他者が取得した適法な権利と衝突していることを理由に専利権の無効宣告を請求しているにもかかわらず、権利の衝突を証明する証拠を提出していない場合には、受理しないものとする。

細則 69.1 及び  
70.1

(5) 請求人は、無効宣告の理由を具体的に説明しなければならない。証拠を提出している場合には、提出したすべての証拠について具体的に説明しなければならない。技術的解決手段を比較する必要がある発明又は実用新案専利について、係争専利及び引例文献にある関連技術的解決手段を具体的に描写し、比較分析を行わなければならない。比較する必要がある意匠専利については、係争専利及び引例文献にある関連図面又は写真によって示された物品の意匠を具体的に描写して、比較分析を行わなければならない。例えば、請求人が専利法第 22 条第 3 項における無効宣告の理由について、複数の引例文献を提出している場合には、無効宣告の請求対象専利と最も隣接している引例文献、そして単独比較か結合比較かとの比較方式を明記し、係争専利と引例文献にある技術的解決手段を具体的に描写し、比較分析を行わなければならない。結合させた比較であり、2 つ又は 2 つ以上の結合方式がある場合には、まずは最も主要な結合方式で比較分析しなければならない。最も主要な結合方式が不明確な場合は、1 つ目の引例文献の結合方式を最も主要な結合方式をデフォルトとする。異なる独立請求項については、最も隣接している引例文献を個々に明記してもよい。

請求人が無効宣告の理由を具体的に説明していないか、若しくは証拠を提出したにもかかわらず、提出したすべての証拠について無効宣告の理由を具体的に説明していないか、或いは個々の理由の根拠になる証拠を明記していない場合、その無効宣告請求は受理しないものとする。

細則 69.1 及び  
70.4

### 3.4 書類の形式

無効宣告請求書及びその添付資料は 1 式 2 部とし、かつ規定の様式に合致しなければならない。規定の様式に合致しない場合、復審・無効審判部は請求人に指定の期限以内にこれを補正するよう、通知しなければならない。期限が満了になって

も補正されないか、若しくは指定の期限までにこれを補正しているにもかかわらず、2回補正しても同じ欠陥が依然にある場合には、無効宣告請求は提出していないものとみなす。

細則 110、111  
及び 116.3

### 3.5 費用

請求人は、無効宣告請求を提出した日から起算する 1 か月以内に無効宣告請求費を納付しないか、若しくは全額を納付していない場合には、その無効宣告請求は提出していないものとみなす。

細則 17.2

### 3.6 委任手続

(1) 請求人又は専利権者が無効宣告手続において専利代理機構に委任する場合、無効宣告手続権限委任状を提出しなければならない、かつ専利権者は委任状に、委任した権限が無効宣告手続関係の事務に限定する旨を明記しなければならない。無効宣告手続においては、専利権者がそれまでにその専利について、専利権の有効期限内の全般代行を委任しており、かつ当該全般代行を行う代理機構に引き続き委任しているとしても、無効宣告手続権限委任状を提出しなければならない。

(2) 無効宣告手続において、請求人が専利代理機構に委任する場合、或いは専利権者が専利代理機構に委任し、かつ委任状には委任した権限は無効宣告手続関係の事務に限定する旨を明記した場合、その委任手続又は委任の解除、辞任手続は復審・無効審判部で行うものとし、書誌的事項変更手続を行う必要がない。

請求人又は専利権者が専利代理機構に委任しているが、復審・無効審判部に委任状を提出していないか、若しくは委任状には委任した権限を明記していないか、或いは専利権者が委任状に、委任した権限は無効宣告手続関係の事務に限定する旨を明記していない場合には、復審・無効審判部は請求人又は専利権者に指定の期限までにこれを補正するよう通知しなければならない。期限が満了になっても補正されない場合には、委任していないものとみなす。

(3) 請求人と専利権者が同一の専利代理機構に委任した場合、復審・無効審判部は双方の当事者に指定の期限以内に委任の変更を行うよう、通知しなければならない。指定の期限以内に委任の変更を行っていない場合、後で委任したほうは委任していないものとみなす。同日に委任している場合、両方とも委任していないものとみなす。

(4) 専利法 18 条 1 項で規定された、専利代理機構に委任しなければならない請求人が、規定に基づいた委任を行っていない場合には、その無効宣告請求を受理しないものとする。

(5) 同じ当事者が複数の専利代理機構と同時に委任関係を持っている場合、当事者は書面方式でうちの 1 つの専利代理機構を受取人として指定しなければならない。指定していない場合に、復審・無効審判部は無効宣告手続において一番先に委任された専利代理機構を受取人としてみなす。一番先に委任された代理機構が複数ある場合に、復審・無効審判部は先頭に署名した専利代理機構を受取人としてみなす。署名の順番がない（同日に個々に委任した）場合、復審・無効審判部は当事者

に指定の期限までにこれを指定するよう、通知しなければならない。指定の期限までに指定されない場合には、委任していないものとみなす。

(6) 当事者がその近親者又はスタッフ又は関連社会団体の推薦する公民に代理委任した場合、専利代理機構への委任に関する規定を参照して処理する。近親者又はスタッフ又は関連社会団体の推薦する公民の代理する権限は口頭審理における意見陳述及び法廷から転送された書類の受取りのみに限定される。

代理人が当事者の近親者である場合、戸籍簿、婚姻証明書、出生証明書、養子縁組証明書、公安機関証明書、住民（村民）委員会証明書、発効裁判文書又は身上調書等の委任者との身元関係を示す証明書類を提出しなければならない。

代理人が当事者のスタッフである場合、労働契約書、社会保険料納付記録、給与支払記録などの委任人との合法的な人事関係を証明するに足る証明資料を提出しなければならない。当事者が事業単位機関である場合は、単位が発行した、当該スタッフの職務内容、従事期限が明記された書面の証明書を提出しなければならない。

代理人が関連社会団体の推薦する公民である場合、人民法院民事訴訟の関連規定を参照して処理する。

(7) 以下に挙げる事項について、代理人は特別権限委任状を有しなければならない。

(i) 専利権者の代理人が代行して請求人による無効宣告請求を認める。

(ii) 専利権者の代理人が代行して請求の範囲を補正する。

(iii) 代理人が代行して和解する。

(iv) 請求人の代理人が代行して無効宣告請求を取り下げる。

(8) 前述の規定で定めのない事項は、本指南第一部分第一章第 6.1 節の規定を参照して行うものとする。

### 3.7 権属紛争の当事者が無効宣告手続の形式審査に参加する

当事者が中止手続請求を提出したが、専利権の無効宣告手続の審理が中止されていない場合、専利権の権属紛争の当事者は無効宣告手続への参加を請求することができる。

専利権の権属紛争の当事者が無効宣告手続への参加を請求した場合、無効宣告手続への参加を示す請求書、及び権属紛争が人民法院又は地方の知的財産権管轄部門によって受理された旨を示す証明書類を提出しなければならない。形式審査後、復審・無効審判部は当該権属紛争の当事者に対して無効宣告手続への参加を許可するか否かの通知書を発行しなければならない。

無効宣告手続において、権属紛争の当事者は意見を提出することができ、合議体の無効宣告案件の審理の参考にすることができる。

### 3.8 形式審査通知書

(1) 無効宣告請求は形式審査を受けた結果、専利法とその実施細則及び審査指南の関連規定に合致せず、補正する必要がある場合、復審・無効審判部は補正通知書

を発行し、請求人に通知書を受け取った日から 15 日以内に補正するよう、要求しなければならない。

(2) 無効宣告請求は未提出としてみなすか、若しくは受理しない場合、復審・無効審判部は無効宣告請求みなし未提出通知書又は無効宣告請求を受理しない旨の通知書を発行して、復審請求人に通知しなければならない。

細則 72.1

(3) 無効宣告請求は形式審査を受けた結果、専利法とその実施細則及び本指南の関連規定に合致している場合、復審・無効審判部は請求人と専利権者に無効宣告請求受理通知書を発行し、無効宣告請求書及び関連書類の副本を専利権者に転送して、当該通知書を受け取った日から 1 か月以内に応答するよう、要求しなければならない。専利権者がその専利について、専利権の有効期限内の全般代行を委任した場合、前述の無効宣告請求書及び関連書類の副本を当該全般代行機構に転送するものとする。

(4) 受理した無効宣告請求が先行して行われた無効宣告請求の審査決定にかかわることにより暫定的に審査できない場合、復審・無効審判部は通知書を発行して請求人及び専利権者に通知し、影響要因を排除した後、直ちに回復審査しなければならない。

(5) 受理した無効宣告請求が専利権侵害案件にかかわる場合、復審・無効審判部は人民法院、地方の知的財産権管轄部門又は当事者の請求に応じ、当該専利権侵害案件を処理する人民法院又は地方の知的財産権管轄部門に対して無効宣告請求案件の審査状態を示す通知書を発行しなければならない。

(6) 受理した無効宣告請求が権属紛争に関するものであった場合、復審・無効審判部は無効宣告手続への参加を許可された権属紛争の当事者に対して無効宣告請求案件の審査状態の通知書を発行しなければならない。

#### 4. 無効宣告請求の合議審査

##### 4.1 審査の範囲

無効宣告手続において、合議体は通常、当事者が提出した無効宣告請求の範囲、理由と証拠のみを対象に審査するものとし、必要な時は、専利権にその他明かな専利法及びその実施細則関連規定違反が存在する場合審査を行うことができるが、専利有効性の全面審査業務は負わない。

細則 69.1 及び  
71

請求人が無効宣告請求の提出時には具体的に説明していない無効宣告の理由、及び関連の無効宣告理由の具体的な説明に用いられなかった証拠で、無効宣告請求の提出日から 1 か月以内でも具体的な説明を補足していないものは、合議体は考慮しないものとする。

請求人が無効宣告の理由の追加時に本章第 4.2 節の規定に合致していないか、或いは証拠の補足時に本章第 4.3 節の規定に合致していない場合、そして専利権者が証拠の提出又は補足時に、本章第 4.3 節の規定に合致していない場合には、合議体は考慮しないものとする。合議体は以下の場合に職権に基づいて審査を行うことができる。

(1) 専利権の取得が明らかに信義誠実の原則に違反する場合、合議体は専利法実施細則第 11 条の無効宣告の理由を援用して審査を行うことができる。

(2) 請求人の提出した無効宣告の理由がその提出した証拠に対応しない場合、合議体はその関連する法律規定の意味を告知することができ、その変更を許可するか又は職権に基づいて対応する無効宣告理由に変更する。例えば、請求人が提出した証拠が、同一の専利権者が専利出願日前に出願し、かつ専利出願日以降に公開された中国の発明専利書類であるものの、無効宣告の理由が専利法第 9 条第 1 項に合致しない場合、合議体は請求人に、専利法第 9 条 1 項及び第 22 条第 2 項の意味を告知して、無効宣告の理由を当該専利が専利法第 22 条第 2 項に合致しないという理由に変更することを許可するか、若しくは職権に基づいて、無効宣告の理由を当該専利が専利法第 22 条第 2 項に合致しないという理由に変更することができる。

(3) 専利権に、請求人が言及していない、明らかに専利で保護する客体に該当しないような欠陥がある場合、合議体は、関係する無効宣告の理由を援用して審査することができる。

(4) 専利権に、請求人が言及していない欠陥があり、そのため、請求人が提出した無効宣告理由について審査できない場合は、合議体は職権に基づいて、関係する理由を援用して専利権にある前述の欠陥について審査することができる。例えば、無効宣告の理由は独立請求項 1 が創造性がないということになっているが、当該請求項が明瞭でないため、その保護の範囲を確定することができず、創造性の審査の基礎がない場合には、合議体は専利法第 26 条第 4 項の無効宣告理由を援用して審査することができる。

(5) 請求人は、請求項の間に引用関係のあるなんらかの請求項の無効宣告を請求しているが、同じ理由を以てはその他の請求項の無効宣告を請求しておらず、当該無効宣告の理由を援用しないと不合理な審査結論となってしまう場合には、合議体は職権に基づいて当該無効宣告の理由を援用し、その他の請求項について審査することができる。例えば、請求人は請求項 1 が新規性を有しておらず、従属請求項 2 が創造性を有しないことを理由に専利権の無効宣告を請求し、合議体が請求項 1 は新規性を有し、従属請求項 2 は創造性を有しないと認定した場合、職権に基づいて請求項 1 の創造性に対して審査を行う。

(6) 請求人は請求項間に引用関係を持つ請求項に欠陥が存在することを理由に請求宣告が無効になり、指摘されていないその他の請求項にも同一の性質の欠陥が存在する場合、合議体は当該欠陥に対応する無効宣告理由を援用してその他の請求項を審査することができる。例えば、請求人は請求項 1 に技術的特徴が追加されたことにより専利法第 33 条の規定に合致しなくなったことを理由に請求項 1 の無効宣告を請求したが、従属請求項 2 にも同じ欠陥があることを指摘しなかった場合、合議体は専利法第 33 条の無効宣告の理由を援用して、従属請求項 2 について審査することができる。

(7) 請求人は、専利法第 33 条又は専利法実施細則第 49 条 1 項の規定に合致しないことを理由に専利権の無効宣告を請求しており、かつ補正では元の出願書類で記載された範囲を超えたとの事実について具体的な分析、説明を行ったものの、元の

出願書類を提出していない場合、合議体は当該専利の元の出願書類を証拠として援用することができる。

(8) 合議体は、技術手段が公知常識であるか否かを職権に基づいて認定することができ、かつ、技術用語辞書、技術マニュアル、教科書など属する技術分野における公知常識的証拠を援用することができる。

細則 71

**4.2 無効宣告の理由の追加**

(1) 請求人が無効宣告請求の提出日から1か月以内に無効宣告の理由を追加するには、当該期限以内に、追加した無効宣告理由を具体的に説明しなければならない。そうでなければ、合議体は考慮しない。

(2) 請求人が無効宣告請求の提出日から起算して1か月後に無効宣告の理由を追加することを合議体は一般的に考慮しないが、以下に挙げる状況を除く。

(i) 専利権者が削除以外の方法で補正した請求項について、合議体が指定した期限までに無効宣告理由を追加し、かつ当該期限までに、追加した無効宣告理由について具体的に説明した場合。

(ii) 提出した証拠と明らかに対応していない無効宣告理由を変更した場合。

**4.3 挙証期限**

**4.3.1 請求人による挙証**

(1) 請求人が無効宣告請求の提出日から起算して1か月以内に証拠を補足する場合、当該期限までに当該証拠について関連の無効宣告理由を具体的に説明しなければならない。そうでなければ、復合議体は考慮しないものとする。

(2) 請求人が無効宣告請求の提出日から起算して1か月以降に証拠を補足する場合、合議体は一般的に考慮しないが、以下に挙げる状況を除く。

(i) 専利権者が併合する方法で補正した請求項又は提出した反証について、請求人が合議体により指定される期限までに証拠を補足し、かつ当該期限までに当該証拠について関連の無効宣告理由を具体的に説明した場合。

(ii) 口頭審理での弁論の終了前に、技術用語辞書や技術マニュアル、教科書などその属する技術分野における公知常識的な証拠、又は証拠の法定の形式を完備させるための公証書類や原本等証拠を提出し、かつ当該期限までに当該証拠について関連の無効宣告理由を具体的に説明した場合。

(3) 請求人が提出した証拠が外国語によるものである場合、その中国語訳文の提出期限は当該証拠の挙証期限を適用する。

**4.3.2 専利権者による挙証**

専利権者は指定された応答期限内に証拠を提出しなければならないが、技術用語辞書や技術マニュアル、教科書などその属する技術分野における公知常識的な証拠、又は証拠の法定の形式を完備させるための公証書類や原本等証拠を提出し、口頭審理弁論終結前に補足することができる。

専利権者が証拠を提出、又は補足する場合、前述の期限までに提出又は補足した証拠について具体的に説明しなければならない。

専利権者が提出した証拠が外国語によるものである場合、その中国語訳文の提出期限は当該証拠の挙証期限を適用する。

専利権者が提出又は補足した証拠で前記の期限についての規定に合致しないか、若しくは前述の期限までに提出又は補足した証拠について具体的に説明していない場合、合議体は考慮しないものとする。

#### 4.3.3 挙証の期限延長

解消できない困難で、本章第 4.3.1 節及び第 4.3.2 節で記載された期限までに提出できないことが証拠で示された証拠について、当事者は記載された期限までに、提出期限の延長を書面により請求することができる。提出期限の延長を許可しないと、明らかに不公平であるものは、提出期限の延長を許可しなければならない。

#### 4.4 審査の方式

無効宣告手続において、合議体は案件の具体的な状況に基づいて、口頭審理、書面審理又は口頭審理と書面審理との組合せなどの方式で審査を行うことができる。

##### 4.4.1 書類の転送

合議体は、案件審査上の必要に応じ関連の書類を該当の当事者に転送する。指定応答期限が必要な場合は、当該指定応答期限は一般的に 1 か月とする。期限が満了になっても当事者が応答しない場合には、当事者が転送された書類で係わっている事実や理由、証拠をすでに了承し、反対意見を提出していないものとみなす。

当事者が提出する意見陳述書及びその添付資料は、1 式 2 部とする。

##### 4.4.2 口頭審理

細則 74

合議体は、当事者による請求又は案件の状況上の必要に応じ、無効宣告請求に対する口頭審理を決定することができる。口頭審理の具体的な規定は、本部分第四章を参照する。

##### 4.4.3 無効宣告請求審査通知書

無効宣告手続において以下に挙げる状況の何れか 1 つに該当する場合、合議体は双方の当事者に対して、無効宣告請求審査通知書を発行することができる。

- (1) 当事者が主張した事実又は提出した証拠は、不明瞭或いは疑問がある。
- (2) 専利権者がその請求の範囲について自発補正を提出しているが、補正で専利法及びその実施細則と本指南の関連規定に合致していない。
- (3) 職権に基づいて、当事者が言及していない理由又は証拠を援用する必要がある。
- (4) 無効宣告請求審査通知書を発行する必要があるその他の状況。

審査通知書の内容の対象者である当該当事者は指定期限内に応答し、当該指定期

限とは一般的に1か月である。期限が満了になっても応答しない場合には、当事者が通知書のかかわる事実や理由、証拠をすでに了承し、反対意見を提出していないものとみなす。

#### 4.5 案件の併合審理

審査の効率を高め、当事者の負担を軽減させるため、復審・無効審判部は案件を併合させて審理することができる。併合審理となる状況は通常、以下に挙げるものが含まれる。

(1) 1つの専利権を対象とした複数の無効宣告案件は、なるべく併合させて口頭審理を行う。

(2) 異なる専利権を対象とした無効宣告案件は、当事者の一部又は全部が同一であり、かつ案件の事実が相互に関連している場合には、当事者からの書面による請求に基づくか、又は自ら口頭審理の併合を決定することができる。

併合させて審理する個々の無効宣告案件の証拠は、相互に組み合わせて使用してはならない。

#### 4.6 無効宣告手続における専利書類の補正

細則 73

##### 4.6.1 補正の原則

発明又は実用新案専利文献の補正は請求の範囲のみに限られ、かつ無効宣告理由又は合議体の指摘した欠陥に対して補正を行わなければならない。その原則は以下のとおりである。

- (1) 原請求項の主題の名称を変更してはならない。
- (2) 権利付与時の請求項と比べて、元の専利の保護の範囲を拡大してはならない。
- (3) 元の明細書及び請求の範囲に記載された範囲を超えてはならない。
- (4) 一般的には、権利付与時の請求の範囲に含まれていない技術的特徴を追加してはならない。

意匠専利の専利権利者はその専利書類を補正してはならない。

##### 4.6.2 補正の方式

前記の補正原則の下で、請求の範囲に対する補正の具体的な方式は一般的に、請求項の削除、技術的解決手段の削除、請求項のさらなる限定、明かな誤りの訂正に限る。

請求項の削除とは請求の範囲から、一又は複数の請求項を取り除くことを言う。例えば、独立請求項或いは従属請求項である。

技術的解決手段の削除とは、同一の請求項において並列している2種以上の技術的解決手段から1種或いは1種以上の技術的解決手段を削除することを言う。

請求項のさらなる限定とは請求項にその他の請求項に記載の1つ又は複数の技術特徴を補足し、保護の範囲を縮小することを指す。



#### 4.6.3 補正方式の制限

審査決定を下すまでに、専利権者は請求項又は請求項に含まれる技術的解決手段を削除することができる。

下記 3 つの状況についての応答期限以内に限り、専利権者は削除以外の方式によって請求の範囲を補正することができる。

- (1) 無効宣告請求書に対するもの。
- (2) 請求人が追加した無効宣告事由又は補充した証拠に対するもの。
- (3) 合議体が援用した、請求人が言及していない無効宣告事由又は証拠に対するもの。

#### 4.7 無効宣告手続の中止

細則 105

本指南第五部分第七章第 7 節の規定を適用する。

### 5. 無効宣告請求審査決定の種類

無効宣告請求審査決定は、以下に挙げる 3 つの種類に分けられる。

- (1) 専利権の全部無効の宣告。
- (2) 専利権の一部無効の宣告。
- (3) 専利権の有効性の維持。

専利権の無効宣告には、専利権の全部無効の宣告と一部無効の宣告の 2 つがある。専利法第 47 条の規定に基づき、無効宣告された専利権は最初から存在しないものとみなす。

無効宣告手続において、ある発明又は実用新案専利の一部の請求項を対象とした請求人の無効宣告理由が成立しており、その他の請求項（併合する方法で補正された請求項を含む）を対象とした無効宣告理由が成立しない場合、無効宣告請求審査決定では、前述の無効宣告理由が成立している一部の請求項の無効を宣告し、その他の請求項の有効性を維持しなければならない。いくつかの独立した使用価値を持つ物品を含めた意匠専利について、うちの一部の物品の意匠専利を対象とした請求人の無効宣告理由が成立しており、その他の物品の意匠専利を対象とした無効宣告理由が成立しない場合、無効宣告請求審査決定では、無効宣告理由が成立している一部の物品の意匠専利の無効を宣告し、その他の物品の意匠専利の有効性を維持しなければならない。例えば、同一物品の 2 件以上の類似している意匠を含めた意匠専利において、一部の意匠を対象とした請求人の無効宣告理由が成立しており、その他の意匠を対象とした無効宣告理由が成立しない場合、無効宣告請求審査決定では、無効宣告理由が成立している当該一部の意匠の無効を宣告し、その他の意匠の有効性を維持しなければならない。前述の審査決定は何れも専利権の一部無効を宣告する旨の審査決定に該当する。

ある専利の一部無効が宣告された後に、無効宣告された部分は最初から存在しないものとみなす。ただし、維持された部分（補正された請求項を含む）も同時に最初から存在するものとみなす。

## 6. 無効宣告請求審査決定の送付、登記と公告

### 6.1 決定の送付

専利法第 46 条第 1 項の規定に基づき、無効宣告請求審査決定を双方の当事者に送付しなければならない。

侵害事件に係わっている無効宣告請求について、無効宣告請求の審理開始の前に、該当の人民法院又は地方の知的財産権管轄部門に通知してある場合、合議体は決定を行った後に、審査決定と無効宣告審査結審通知書を該当の人民法院又は地方の知的財産権管轄部門に送付しなければならない。

権属紛争に関する無効宣告請求については、合議体が決定を行った後、無効宣告手続への参加を許可された権属紛争の当事者に対して審査決定を送達しなければならない。

### 6.2 決定の登記と公告

専利法第 46 条第 1 項の規定に基づき、復審・無効審判部が専利権の無効（全部無効と一部無効を含む）を宣告する旨の審査決定を行った後に、当事者は当該審査決定を受け取った日から起算する 3 か月以内に提訴していないか、又は人民法院の発効判決で当該審査決定を維持した場合、専利局はこれについて登記、公告を行う。

## 7. 意匠の国際出願に関する送達

意匠の国際出願の無効宣告手続において、中国大陸地区に住所を有しない専利権者は、電子メール又は郵送、ファックス、公告などの方式で書類を送達することができる。公告で送達する場合、公告日から 1 か月で、送達されたものとみなされる。

## 8. 無効宣告手続の終了

細則 76

合議体で無効宣告請求の審査決定が行なわれる前に、請求人がその無効宣告請求を取り下げた場合、無効宣告手続が終了するが、合議体は、すでに行われた審査に基づいても専利権の無効又は一部無効の宣告決定を行うことができると判断した場合を除く。

細則 74.3 及び  
76.2

請求人が指定の期限までに口頭審理通知書について応答しておらず、そして口頭審理に参加せず、その無効宣告請求が取り下げたものとみなした場合、無効宣告手続が終了するが、合議体は、すでに行われた審査に基づいても専利権の無効又は一部無効の宣告決定を行うことができると判断した場合を除く。

受理された無効宣告請求は、受理条件に合致しないことで拒絶された場合、無効宣告手続が終了する。

## 9. 医薬品専利紛争早期解決メカニズムの無効宣告請求案件審査に関する特別規定

医薬品専利紛争早期解決メカニズムの無効宣告請求案件は、専利法第76条に記載の薬品上市許申請者（ジェネリック薬申請者とも呼ぶ）が、無効宣告請求人として、中国上市薬品専利情報登録プラットフォームに収録された先発薬の関連専利権に対して無効宣告請求を提出した案件を指す。

### 9.1 請求書及び証明書類

ジェネリック薬申請者が薬品専利に基づいて薬品専利紛争早期解決メカニズムに関連する規定に基づいて第四類声明を提出した後に無効宣告請求を提出した場合、申請書における案件に関する薬品専利紛争早期解決メカニズムの状況に対して明確な表記を行い、係争専利が中国上市薬品専利情報登録プラットフォームに登録した専利権であり、かつ第四類声明を提出し、ジェネリック薬ハンドブック受理通知書及び第四類声明書類の副本などの関連証明書類を添付する。

ジェネリック薬申請者が無効宣告請求を提出した後、また薬品専利紛争早期解決メカニズムの関連規定に基づいて第四類声明を提出した場合、当該無効宣告請求に関する薬品専利紛争早期解決メカニズムの関連証拠を直ちに提出して表明しなければならない。口頭審理を行う案件は最も遅くとも口頭審理弁論終結前に提出し、口頭審理を行わない案件は最も遅くとも、無効宣告決定を行う前に提出する。専利権者は係争専利について薬品専利紛争早期解決メカニズムの関連規定に基づいて関連訴訟又は行政裁判を提起した場合、関連訴訟又は行政裁判の情報を合議体に告知しなければならない。

請求人は規定期限内に証拠を提供してその提出した無効宣告が薬品専利早期解決メカニズムにかかわる旨を表明した場合、本節の規定を適用しない。

### 9.2 審査順序

同一専利権の複数の医薬品専利紛争早期解決メカニズムに対する無効宣告請求は、無効宣告請求の提出日の前後順で順序付けられる。

### 9.3 審査の基礎

先に行った審査結果が専利権者の提出した補正文書を基に専利権の有効が維持された場合、後に受理した無効宣告請求に対して、前述の補正文書を基に審査を継続できる。

### 9.4 審査状態及び結審の通知

人民法院又は国务院の薬品監督部門の請求に応じ、合議体はそれに対して無効宣告請求案件の審査状態通知書を発行することができる。

無効宣告請求の審理開始の前に関連する人民法院又は国务院の薬品監督部門に通知した場合には、審査決定を行った後に、合議体は審査決定と無効宣告審査の結審通知書を前述の関連部門に送達しなければならない。



## 第四章 復審と無効宣告手続における口頭審理についての規定

### 1. 序文

口頭審理は専利法実施細則第 67 条、74 条の規定に基づいて設定された行政上の聴聞手続である。事実の究明、そして当事者に審理廷における意見陳述の機会を供与することが目的である。

#### 細則 74.1

### 2. 口頭審理の確定

口頭審理はオフライン審理、オンライン審理及びオフラインとオフラインの審理の結合などの方式を含む。

無効宣告手続において、関連当事者は復審・無効審判部に対して口頭審理を行う請求を提出するとともに、理由を説明する。請求は書面方式で提出しなければならない。

無効宣告手続の当事者は以下に挙げる理由を根拠に口頭審理の実施を請求することができる。

- (1) 片方の当事者が、相手方との口頭による反対尋問や弁論を要求している。
- (2) 合議体と口頭で事実を説明する必要がある。
- (3) 実物によるデモンストレーションを行う必要がある。
- (4) 証言を行った証人に、出廷証言させる必要がある。

口頭審査をまだ行っていない無効宣告案件については、合議体が審査決定を行う前に当事者が前述の理由に依拠して書面方式で口頭審査請求を提出した旨を受け取った場合、合議体は同意しなければならないが、合議体は口頭審査を行う必要が確実にないと判断した場合を除く。

復審手続において、復審請求人は合議体に口頭審理の実施請求を提出することができ、かつ理由を説明するものとする。請求は書面方式で提出しなければならない。

復審請求人は以下に挙げる理由を根拠に口頭審理の実施を請求することができる。

- (1) 合議体と対面で事実説明又は理由陳述をする必要がある。
- (2) 実物によるデモンストレーションを行う必要がある。

復審請求人が口頭審理請求を提出した場合、合議体は案件の具体的な事情に応じて口頭審理を実施するか否かについて決定するものとする。

無効宣告手続又は復審手続において、合議体は案件の状況上の必要に応じ自ら口頭審理の実施を決定することができる。同一の案件を対象とした口頭審理がすでに行われた場合、必要な時には、もう一度口頭審理を行ってもよいとする。

復審・無効審判部は巡回口頭審理を行うことができ、当地で審理処理し、必要な費用を負担する。

### 3. 口頭審理の通知

無効宣告手続において口頭審理を実施する必要があると確定した場合、合議体は当事者に口頭審理通知書を発行して、口頭審理の日時と場所等を通知しなければならない。口頭審理の通知を発行する場合、専利局の指定した特定電子システムを介して発行することができ、郵送、ファックス、電子メール、電話、メール等の方式で当事者に告知することもできる。電話、メールの方式で告知した場合、通知記録を保留する。確定された口頭審理の日時と場所は、一般的に変更しないが、特別な事情で変更する必要がある場合、双方の当事者の合意、又は部門責任者の承認が必要である。当事者は口頭審理通知の指定した応答期限内に受領書を受け取って口頭審理への参加を示さなければいけないが、期限満了になっても応答しない場合は、口頭審理に参加しないものとみなされる。無効宣告の口頭審理法廷に当事者が出席する場合は除く。無効宣告請求人は期限が満了になっても、受領書を提出せず、かつ口頭審理に参加しない場合、その無効宣告請求は取り下げたものとみなし、無効宣告請求審査手続が終了する。ただし、合議体は、すでに行われた審査に基づいても専利権の無効又は一部無効の宣告決定を行うことができると判断した場合を除く。専利権者が口頭審理に参加しない場合、欠席審理を行ってもよいとする。口頭審理を通知した後、当事者の理由により口頭審理が期日どおりに行われなかった場合、合議体は審査決定を直接行うことができる。

復審手続において口頭審理を実施する必要があると確定した場合、合議体は復審請求人に口頭審理通知書を発行して、口頭審理の日時、場所及び口頭審理で調査する予定事項を通知しなければならない。専利出願で専利法及びその実施細則の関連規定に合致していないと合議体が判断した場合、口頭審理通知書とともに、専利出願で専利法及びその実施細則の関連規定に合致していない具体的な事実、理由、証拠を復審請求人に告知してよいとする。

口頭審理通知書で合議体は、口頭審理に参加して口頭答弁を行うか、若しくは指定の期限までに書面による意見陳述を行うかを選択することができる旨を復審請求人に告知しなければならない。復審請求人は口頭審理通知書で指定した応答期限内に口頭審理通知書の受領書を提出し、受領書に口頭審理に参加するか否かを明確に示さなければならない。期限が満了になっても、受領書を提出しない場合、口頭審理に参加しないものとみなす。

口頭審理通知書において、当該専利出願で専利法及びその実施細則と本指南の関連規定に合致していない具体的な事実、理由、証拠を告知していた場合、もし復審請求人は口頭審理に出廷しておらず、指定の期限までに書面による意見陳述も行っていないなら、その復審請求は取り下げたものとみなす。

無効宣告手続又は復審手続において、口頭審理通知の指定する応答期限は一般的に7日を超過しない。無効宣告手続又は復審手続の口頭審理通知書の受領書に、当事者の署名又は押印がなければならない。口頭審理に参加する旨を表明した場合、口頭審理参加者の氏名を明記しなければならない。証言を行った証人がその証言について出廷証言することを求める場合、口頭審理通知書の受領書にこれを声明し、かつ当該証人の氏名、勤め先（又は職業）、証明したい事実を明記しなければなら

ない。

口頭審理に参加する各当事者及びその代理人の数は、4名を超えてはならない。受領書に明記した口頭審理参加者が4名以下になっている場合、口頭審理の開始前にほかの者を指定して口頭審理に参加させることができる。口頭審理参加者が複数いる片方は、そのうちの1人を主要発言を行う第一発言者として指定しなければならない。

当事者が専利法第18条の規定に基づいて専利代理機構に代理委任する場合、当該機構は専利代理人を口頭審理に参加するように命じなければならない。

#### 4. 口頭審理前の準備

口頭審理の開始前に、合議体は以下に挙げる作業を完了しなければならない。

- (1) 無効宣告手続において当事者が提出した関連書類を相手方に転送すること。
- (2) 包袋を閲覧、検討し、事情を理解して、係争の焦点及び調査・弁論を行う必要のある主な問題を把握すること。
- (3) 口頭審理前の合議体会議を開催し、口頭審理における合議体メンバーの分掌や、調査の順番と内容、要点として究明しなければならない問題、及び口頭審理中にありそうな各種状況と対処プランを検討、確定すること。
- (4) 必要な書類を準備すること。
- (5) 口頭審理の2日前に、当該口頭審理の関連情報を公告すること（非公式に行われる口頭審理を除く）。
- (6) 口頭審理におけるその他事務的な準備作業。

#### 5. 口頭審理の進行

口頭審理は、通知書で指定される日時に従って行う。

口頭審理は公式に行わなければならないが、国の法令、法規などの規定により、秘密保持が必要な場合を除く。

口頭審理は通常合議体グループ長が主宰する。審理事実が明瞭であり、争点が明確である簡単な案件については、合議体の一致した同意を経て、主審査官が合議体の代表として出席して口頭審理を主宰することもできる。

##### 5.1 口頭審理の第一段階

口頭審理の開始前に、合議体は口頭審理参加者の身分証明書を照合し、口頭審理に参加する資格を有するか否かについて確認しなければならない。

合議体グループ長は、口頭審理の開始を告げた後に、合議体メンバーを紹介し、当事者が口頭審理の参加者を紹介する。双方の当事者が出廷している場合、さらに相手方の参加者の適格について異議がないかと双方の当事者に聞かなければならない。合議体グループ長は当事者の権利・義務を朗読し、審理要員の忌避を要請するか、証人の証言及び物証のデモンストレーションを要請するかと当事者に聞く。

双方の当事者が参加する口頭審理においてはさらに、和解の意思を有するかと当事者に聞かなければならない。双方の当事者とも和解の意思があり、審理廷で協議

する意欲がある場合、口頭審理を一時停止する。双方の和解条件の相違が少ない場合、口頭審理を中止してよいとする。双方の和解条件の相違が大きく、短時間では和解協定の合意になるのが困難であるか、若しくは何れかの当事者が和解の意思を有しない場合、口頭審理を継続して行う。

## 5.2 口頭審理の第二段階

口頭審理の調査の前、必要な場合に、合議体メンバーは案件の状況を簡潔に説明する。それから、口頭審理の調査の実施を始める。

無効宣告手続の口頭審理において、先に無効宣告請求人が無効宣告請求の範囲とその理由を陳述し、かつ関連の事実と証拠を簡潔に陳述し、それから専利権者が答弁する。その後、合議体は、案件の無効宣告請求の範囲、理由及び各当事者が提出した証拠を照合し、口頭審理での審理範囲を確定する。当事者が審理廷において理由を追加するか、或いは証拠を補足する場合、合議体は関連規定に基づいて該理由や証拠を考慮するか否かについて判断しなければならない。考慮すると決定した場合には、合議体は、初めて該理由を知ったか、又は該証拠を受け取った相手当事者に、その場での口頭答弁又は以降の書面による答弁を選択する権利を与えなければならない。それからは、無効宣告請求人が無効宣告の理由及びその根拠になった事実と証拠について挙証し、そして専利権者が反対尋問を行う。必要な場合には、専利権者は反証を提示して、相手当事者は反対尋問を行うようにしてもよいとする。案件において複数の無効宣告の理由や、証明されていない事実又は証拠がある場合、無効宣告の理由及び証明されていない事実により逐一に挙証、反対尋問を行うよう、当事者に要求してよいとする。

復審手続の口頭審理においては、合議体が口頭審理での調査事項を復審請求人に告知した後、復審請求人が陳述する。復審請求人がその場で補正文書を提出する場合、合議体は、当該補正文書で専利法及びその実施細則と審査指南の関連規定に合致しているか否かを審査しなければならない。

口頭審理の調査過程において、事実を全面かつ客観的に究明するため、合議体メンバーは関連事実や証拠について当事者又は証人に質問することができ、当事者又は証人に説明を求めることもできる。質問は公正性、客観性、具体性、明確性を備えなければならない。

## 5.3 口頭審理の第三段階

無効宣告手続の口頭審理の調査後に、口頭審理の弁論を行う。双方の当事者が案件に係る証拠と事実について争議がない場合には、双方の当事者は証拠と事実を確認した上で、直接口頭審理の弁論を行うことができる。当事者は証拠で示している事実、係争問題と適用する法令や法規について各々の意見を陳述し、弁論を行う。口頭審理の弁論において、合議体メンバーは質問することができるが、方向性のある自分の見解を公表してはならず、また、何れかの当事者と弁論してもならない。口頭審理の弁論の過程に当事者は、事前に提出していたもので調査を受けていない事実又は証拠をもう一度提出した場合、合議体グループ長は弁論の中止、口頭審理



の調査の再開を声明することができる。調査の終了後に、口頭審理の弁論を継続する。

双方の当事者の弁論での意見発表が終了した後、合議体グループ長は弁論の終結を宣言し、双方の当事者は最後の意見陳述を行う。最後の意見陳述の際、無効宣告請求人は元の無効宣告請求を堅持することも、無効宣告請求の取下げを請求することもでき、さらに、無効宣告請求理由の一部及び対応した証拠を放棄するか、若しくは無効宣告請求の範囲を縮小することもできる。専利権者は無効宣告請求者の無効宣告請求の拒絶要求を堅持することも、専利保護の範囲の縮小又は一部若しくは全部の請求項の放棄を声明することもできる。それからは、前述の方法によりもう一度和解関連事項を処理する。

復審手続の口頭審理の調査後に、合議体は関連問題について方向性のある見解を発表することができる。必要な場合には、専利出願で専利法及びその実施細則と審査指南の関連規定に合致していない具体的な事実、理由、証拠を復審請求人に告知し、復審請求人の意見を聞かなければならない。

#### 5.4 口頭審理の第四段階

口頭審理の過程において、合議体は案件の状況に応じ、休廷合議することができる。

合議体グループ長は一時休廷、合議体で合議することを宣言する。それから、口頭審理を再開し、合議体グループ長は口頭審理の結論を宣言する。口頭審理の結論は、審査決定の結論であっても、その他の結論であってもよい。例えば、案件の事実はすでに究明され、審査決定等結論を行うことができる。これで口頭審理が終了する。

#### 6. 口頭審理の中止

以下に挙げる状況の何れか 1 つに該当する場合、合議体グループ長は口頭審理の中止を宣言し、そして必要な時に口頭審理を継続する日時を確定してよいとする。

- (1) 当事者が審理要員の忌避を要請した場合。
- (2) 和解のため、協議する必要がある場合。
- (3) 発明創造について進んだデモンストレーションが必要な場合。
- (4) その他合議体が必要であると判断した状況。

#### 7. 口頭審理の終了

事実の調査が明瞭で、審査決定を行うことができ、かつ主任委員又は副主任委員による審査許可を受ける必要のあるものに該当しない案件について、合議体はその場で審査決定の結論を宣言してよい。

口頭審理の結果、その場で審査決定の結論を宣言する予定で、主任委員又は副主任委員による審査許可を受ける必要のある案件について、承認後に審査決定の結論を宣言しなければならない。

合議体がその場で審査決定の結論を宣言しない場合には、合議体グループ長は簡潔な説明を行う。

前述の 3 つの状況の何れにおいても、合議体グループ長が口頭審理の終了を宣言する。その後、一定の期限以内に、決定の全文を書面形式で当事者に送付するものとする。

#### 8. 当事者の欠席

口頭審理に出席しない当事者がいる場合、片方の当事者による出廷で規定に合致しているなら、合議体は規定の手続に沿った口頭審理を行うものとする。

#### 9. 当事者の途中退廷

無効宣告手続又は復審手続の口頭審理の過程において、当事者は合議体の許可を得ずに途中退廷してはならない。当事者が合議体の許可を得ずに途中退廷したか、若しくは口頭審理の進行を妨害したことで合議体から退廷が命じられた場合、合議体は欠席審理することができる。ただし、当該当事者が陳述した内容、及び途中退廷或いは退廷が命じられた事実について記録し、かつ当事者又は合議体が署名して確認しなければならない。

#### 10. 証人による出廷証言

証言を行い、かつ口頭審理通知書の受領書で明記された証人は、その証言について出廷して証言することができる。当事者が口頭審理中に証人の出廷証言の請求を提出した場合、合議体は案件の具体的な状況に応じて許可するか否かを決定してよい。

証人は出廷して証言する際に、身分を証明する証明書を提示しなければならない。合議体は、誠実な証言を行うとの法的義務及び偽証の場合の法的責任を告知しなければならない。出廷して証言する証人は、案件の審理を傍聴してはならない。証人に尋問する際に、ほかの証人はその場に居てはならないが、証人との対質が必要な場合を除く。

合議体は証人に質問してよいとする。双方の当事者が参加している口頭審理において、双方の当事者は証人に対する交差尋問を行ってよいとする。証人は合議体による質問に対して明確に回答しなければならないが、当事者による質問で案件に関係のないものは回答しなくてもよい。

#### 11. 記録

口頭審理において、書記官又は合議体グループ長から指定される合議体メンバーが記録を取る。記録役を務める者は重要な審理事項を口頭審理の文書記録に記入しなければならない。合議体は文書記録に加え、録音や録画装置を利用して記録を取ることでもできる。記録の内容は合議体の表決の重要な根拠となる。

重要な審理事項の記録が完了した後、又は口頭審理が終了した際に、合議体は文書記録を当事者に閲覧させなければならない。文書記録にある誤りについて、当事

者は記録者に補正を要請する権利を有する。文書記録には誤りがないことを確認した後、当事者が署名し、包袋に入れて保管しなければならない。当事者が署名を拒否する場合、合議体グループ長は口頭審理の文書記録にこれを明記する。

前述の重要な審理事項は、以下に挙げる内容を含む。

(1) 無効宣告手続の口頭審理において、当事者が放棄を声明した請求項、無効宣告請求の範囲や理由又は証拠。

(2) 無効宣告手続の口頭審理において、双方の当事者のいずれも認定した重要事実。

(3) 復審手続の口頭審理において、合議体がある場で復審請求人に、その専利出願で専利法及びその実施細則と審査指南の関連規定に合致していない具体的な事実や理由と証拠、及び復審請求人が陳述した主な内容。

(4) その他記録する必要のある重要事項。

## 12. 傍聴

口頭審理中の傍聴は許可するが、傍聴者には発言する権利がない。許可の得ていない撮影、録音、録画や、口頭審理に参加する当事者に関連情報の伝達をしてはならない。

必要な場合には、合議体は傍聴者に傍聴手続を取るよう、要求することができる。

## 13. 当事者の権利と義務

合議体グループ長は口頭審理の開始段階で、口頭審理における権利と義務を当事者に告知しなければならない。

### (1) 当事者の権利

当事者は審理要員の忌避を要請する権利を有する。無効宣告手続の当事者は、相手当事者と和解する権利を有し、口頭審理において、証言を行った証人がその証言について出廷し、証言を行うことや物証のデモンストレーション実施を要請する権利を有し、弁論する権利を有する。無効宣告請求人は、無効宣告請求の取下げや無効宣告請求理由の一部及び対応した証拠の放棄、無効宣告請求範囲の縮小を請求する権利を有する。専利権者は、請求項の一部及び提供した関連証拠を放棄する権利を有する。復審請求人は、復審請求を取り下げる権利を有し、補正文書を提出する権利を有する。

### (2) 当事者の義務

当事者は口頭審理規則を順守し、口頭審理の秩序を維持しなければならない。発言する際に、合議体グループ長の許可を取得しなければならず、何れの当事者も相手当事者の発言をさえぎってはならない。弁論では事実を並べ、筋道を立てなければならない。発言や弁論は、合議体に指定される案件の審理に関連している範囲のみに限定する。当事者は自分の主張に対して挙証責任があり、相手方の主張を反駁するには、理由を説明しなければならない。口頭審理の間、合議体の許可を得ずに途中退室してはならない。

## 第五章 無効宣告手続における意匠専利の審査

### 1. 序文

本章は主に、意匠専利の無効宣告請求手続における、専利法第 23 条及び第 9 条についての審査に関する。意匠専利無効宣告請求に係わるその他条項の審査については、本指南第一部分第三章の関連規定を適用する。

### 2. 既存のデザイン

専利法第 23 条第 4 項の規定に基づき、既存のデザインとは、出願日（優先権がある場合には、優先日を指す）前に国内外において一般に知られたデザインをいう。

既存のデザインには出願日前に国内外における出版物で公式に発表され、公式に使用されたか若しくはその他の方式により一般に知られるデザインが含まれる。既存のデザインの時間の限界、開示方式などについては第二部分第三章第 2.1 節の規定を参照する。

従来意匠のうち、一般消費者が熟知しており、物品名を言うと思いつくようなデザインを通常デザインという。例えば、包装箱を言うと思いつく長方体や正方体形状のデザインなど。

法 2.4

### 3. 判断の客体

意匠専利を審査する時に、比較される対象を「判断客体」と称する。そのうち、無効宣告を請求された意匠専利は「係争専利」と略称する。係争専利と比較される判断客体は「対比デザイン」と略称する。

判断客体を確定する場合、係争専利について、意匠専利の図面又は写真に基づき確定する以外、「意匠の簡単な説明」中に色彩の保護請求、「平面物品におけるユニット図案が二方向連続又は四方向連続など限定する境界がない状況」（境界を限定しないと略称）などの内容が明記されているかに基づいて確定しなければならない。

係争専利には下記 6 つの種類がある。

#### (1) 形状のみによる意匠

形状のみによる意匠とは、図案がなくかつ色彩の保護が請求されていない物品の形状デザインをいう。

#### (2) 図案のみによる意匠

図案のみによる意匠とは、色彩の保護が請求されておらず、かつ境界を限定しない平面物品の図案デザインをいう。

#### (3) 形状と図案の組合せによる意匠

形状と図案の組合せによる意匠とは、色彩の保護が請求されていない物品の形状及び図案のデザインをいう。

#### (4) 形状と色彩の組合せによる意匠

形状と色彩の組合せによる意匠とは、色彩の保護が請求されている、図案がない物品の形状及び色彩のデザインをいう。

(5) 図案と色彩の組合せによる意匠

図案と色彩の組合せによる意匠とは、色彩の保護が請求され、かつ境界を限定しない平面物品の図案と色彩のデザインをいう。

(6) 形状、図案及び色彩の組合せによる意匠

形状、図案及び色彩の組合せによる意匠とは、色彩の保護が請求された物品の形状、図案と色彩のデザインをいう。

#### 4. 判断の主体

意匠が専利法第 23 条 1 項、2 項の規定に合致するか否かについて判断する際、係争意匠に係る物品の一般消費者の知識レベルや認知力を基に評価しなければならない。

異なる種別の物品は、異なった消費者群を持つ。ある種別の意匠に係る物品の一般消費者として、次に掲げる特徴を備えなければならない。

(1) 係争意匠の出願日以前の同種又は類似物品の意匠やその常用デザイン手法について、常識程度の認識を持っている。例えば自動車の場合、その一般消費者は市販されている自動車や、よくマスコミで見かけるような自動車広告で開示された情報などについて、ある程度の認識を持っているものでなければならない。

常用デザイン手法のタイプとして、デザインの転用、つなぎ合わせ、置換えなどが上げられる。

(2) 意匠に係る物品同士の形状や図案、色彩の相違点について、ある程度の識別力を備えているが、物品の形状や図案、色彩の軽微な変化まで注意が行き届かない。

#### 5. 専利法第 23 条第 1 項に基づく審査

専利法第 23 条 1 項の規定に基づき、専利権を付与する意匠は、既存のデザインに該当しないものでなければならない、しかも如何なる単位又は個人でも同様な意匠について出願日より以前に国務院専利行政部門に出願を提出し、かつ出願日以降に公告された専利書類に記載されていないものでなければならない、となっている。

既存のデザインに属しないとは、既存のデザインの中に、係争専利と同一な意匠もなければ、係争専利と実質的同一な意匠もないことを指す。係争専利の出願日の前に、如何なる単位又は個人が専利局に提出し、かつ出願日以降（出願日を含む）に公告された同様な専利出願のことを、抵触出願という。そのうち、同様の意匠とは、意匠の同一又は実質的同一を指す。

引留意匠が係争専利の抵触出願を構成するか否かを判断する際、引留意匠において公告された専利書類の全内容を判断の根拠としなければならない。係争専利で保護を要求する意匠と比較する際、引留意匠の中に係争専利と同一又は実質的に同一の意匠が含まれるか否かについて判断する。例えば、係争専利で色彩の保護を要求しており、引留意匠で公告したものは色彩のついた意匠である場合、引留意匠において色彩の保護が要求されていなくても、引留意匠の中の当該色彩要素を含めた意

匠を係争専利と比較することができる。また、引例意匠において公告した専利書類に使用状態の参考図が含まれる場合、当該使用状態の参考図に保護を要求しない意匠を含めるとしても、これを係争専利と比較し、同一又は実質的に同一の意匠であるかを判断することができる。

## 5.1 判断基準

### 5.1.1 意匠の同一

意匠の同一とは、係争意匠と引例意匠が同種別の物品の意匠であり、かつ係争意匠の意匠の全要素が引例意匠の相応したデザイン要素と同一であることをいう。うち意匠の要素とは形状、図案及び色彩のことをいう。

係争意匠と引例意匠は、慣用材料の取り替えのみであるか、若しくは物品の機能や内部の構造、技術的性能あるいは寸法だけが違うことで、物品の意匠上の変化を導かない場合には、両者はなお同一の意匠に該当する。

物品の種別を確定する際に、物品の名称や国際意匠分類及び販売時のラックの分類位置を参考にしてもよいが、物品の用途が同一であるか否かを基準にしなければならない。種別の同一な製品とは、用途が完全に同一な製品をいう。部分意匠については、同一種類の物品とは物品の用途及び当該部分の用途がいずれも同一の物品を指す。

例えば、機械式腕時計と電子腕時計は内部の構造が異なっても、用途は同一なため、種別の同一な製品に該当する。

### 5.1.2 意匠の実質的同一

意匠の実質的同一の判断は、種別の同一又は類似する物品の意匠に限る。物品の種別が同一でなく、類似もしない意匠については、係争意匠と引例意匠が実質的同一なものであるか否かを比較、判断しなくても、係争意匠と引例意匠は実質的同一とならないことを認定することができる。例えば、タオルと絨毯の意匠など。

種別の類似な製品とは、用途が類似しているものをいう。例えば、用途が類似している玩具と小物は、種別の類似な製品に該当する注意すべきことは、製品に複数種の用途を有する場合、仮にその一部の用途が同一であっても、その他の用途が違えば、この両者は種別の類似な製品に該当することになる。例えば、MP3つき腕時計と腕時計はともに時計としての用途を備えるため、この両者は種別の類似な製品に該当する。

部分意匠については、類似種類の物品か否かを判断し、物品の用途及び当該部分の用途を総合的に考慮しなければならない。

一般消費者が、係争意匠と引例意匠を全体観察することにより、両者の相違点は単に以下に挙げる状況に該当すると認識している場合、係争意匠と引例意匠が実質的同一なものとなる。

(1) 相違点は、一般の注意を払う程度では感じにくいほど部分的な軽微な差異だけがある。例えば、ブラインドの意匠でルーバーの具体的な枚数が違うだけなど。

(2) 相違点は、使用する時に容易に見えない又は見えない部分にある。ただし、容易に見えない部分での特定デザインが一般消費者にとって目をひくような視覚効果を生じることが証拠により示されている場合を除く。

(3) 相違点は、あるデザイン要素全体を当該種別の製品の通常デザインにおける相応したデザイン要素に置き換えたところである。例えば、図案と色彩の付された菓子箱の形状を正方体から長方体に置き換えたなど。

(4) 相違点は、引例意匠をデザインユニットとし、当該種別の製品の通常の配列方式により配列を繰り返しているか、又は配列数に増減の変化を施したところである。例えば、映画館の座席を行に沿って配列を繰り返しているか、又は行に沿った座席の数を増減させたなど。

(5) 相違点は、相互にミラー対称になったところである。

(6) それは部分意匠の保護を要求する部分の物品全体における位置及び/又は比例関係の通常変化から区別される。

## 5.2 判断方式

意匠について比較、判断する際に、本章第4節で定義した一般消費者の立場から判断しなければならない。

### 5.2.1 単独比較

通常は1つの引例意匠を用いて係争意匠と単独比較を行わなければならない。2つ又は2つ以上の引例意匠の組み合わせで係争意匠と比較を行ってはならない。

係争意匠の中に、組物の意匠又は同じ物品における2つ以上の類似した意匠のような、いくつかの独立した使用価値を持つ物品の意匠が含まれる場合は、異なる引例意匠とそれに対応した各意匠とをそれぞれ単独比較を行ってもよい。

係争意匠が、組み立てて一緒に使用する少なくとも2つの構成要素から構成される物品の意匠である場合、その構成要素の数に対応し、かつ明らかな組立関係を持つ構成要素を結合させて1つの引例意匠として、係争意匠と比較を行ってもよい。

### 5.2.2 直接観察

比較する際に、視覚で直接観察しなければならない。拡大鏡や顕微鏡、化学分析などその他の工具や手段を用いて比較してはならない。視覚により直接区別できない部分や要素は、判断の根拠にしてはならない。例えば、視覚で観察するとき形状、図案、色彩が同一である織物同士は、拡大鏡の下で観察すれば、図案は大きく異なったりする。

### 5.2.3 製品の外観のみを判断の対象とする

比較する際に、物品の外観のみを判断の対象とし、物品の形状、図案、色彩の3要素でもたらず視覚効果を考慮すべきである。

係争意匠では、部分要素のみを以ってその保護の範囲を限定する場合には、引例意匠と比較するときその他の要素は考慮しない。

係争意匠が製品の部品である場合、引例意匠の中で、係争意匠に対応した部品の部分のみを判断の対象とし、その他の部分は考慮しない。

表面に透明材料を用いた物品にとっては、人の視覚を通じて観察できるその透明部分内の形状、図案及び色彩は、当該物品の意匠の一部と見なさなければならない。

#### 5.2.4 全体観察・総合判断

比較する際に、全体観察・総合判断の方式を用いて行わなければならない。全体観察・総合判断とは、一般消費者を判断の主体とし、係争意匠と引例意匠を全体観察し、両者の共通点と相違点を確定し、視覚効果全体に対する影響を判断し、総合的に結論を得ることを指す。

##### 5.2.4.1 引例意匠に公開された情報の確定

引例意匠の図面又は写真で、製品各面の矢視図が反映されていない場合は、一般消費者の認知力をもとに、引例意匠に公開された情報を確定しなければならない。

一般消費者の認知力をもとに、引例意匠の図面又は写真で公開された内容によって物品のほかの部分又はほかの変化状態時の意匠を推定できる場合は、当該ほかの部分又はほかの変化状態時の意匠も、公開されたものとみなす。例えば、軸対称や面対称、中心対称になっている場合、図面又は写真で物品の意匠の1つの対称面だけが公開されていても、ほかの対称面も公開されたものとみなす。

法 64.2

##### 5.2.4.2 係争意匠の確定

係争意匠を確定するときは、意匠権付与書類の中の図面又は写真によって示される意匠を基準としなければならない。簡単な説明は、図面又は写真で示された当該物品の意匠の釈明に用いることができる。

部分意匠については、保護を要求する部分の形状、図案、色彩を基準とし、当該部分が示される物品における位置及び比例関係を考慮しなければならない。

##### 5.2.4.3 係争意匠と引例意匠の比較

係争意匠と引例意匠を比較する際、全体観察・総合判断の方式を用いて行わなければならない。

引例意匠の図面又は写真で公開されていない箇所が、当該種別の製品の使用状態において、一般消費者に注目されないものであって、かつ係争意匠のそれに相応した箇所でのデザイン上の変化も、製品全体の視覚効果に影響を与えない場合、例えば、エアコン用ファンの場合、もし引例意匠の図面或いは写真でエアコン用ファンの底面や背面を公開しておらず、係争意匠の底面や背面でのデザイン上の変化も、製品全体の視覚効果に顕著な影響を与えないならば、両者の全体観察・総合判断に影響を与えないものである。

係争意匠において、引例意匠の図面又は写真で公開されていない内容が単に当該種別の製品の通常デザインにあたり、かつ一般消費者からは注目されない場合、例えば、引例意匠の図面又は写真で公開されていない部分は、トラックの荷台の尾板



であって、そして係争意匠におけるトラックの荷台の尾板はこの種の製品の通常デザインにとどまっている場合には、両者の全体観察・総合判断に影響を与えないものである。

## 5.2.5 組物製品と状態が変化する製品の判断

### 5.2.5.1 組物製品

組物製品とは、複数の構成品の結合により構成される製品をいう。

組立関係が唯一である組物製品について、例えばケトルと電熱プレートからなる電気ケトルの組物製品の場合、このような製品を購入・利用する際の一般消費者にとって、各構成品を組み付けた後の電気ケトル全体の意匠が印象に残り、また、ジューサー用コップ、シャーベット用コップとプレートからなるジューサー・シャーベットメーカーの場合、このような物品を購入・利用する際の一般消費者にとって、ジューサー用コップとプレートを組み付けた後のジューサー、そしてシャーベット用コップとプレートを組み付けた後のシャーベットメーカーの全体の意匠が印象に残るので、全ての個々の構成品の外観を対象とせずに、上記組合された状態の全体の意匠を対象として判断を行うべきである。

組立関係が唯一でない組物物品について、例えば差込ユニット玩具物品の場合、このような物品を購入・差し込む際の一般消費者にとって、個々の構成品の外観が印象に残るので、差し込んだ後の全体の意匠を対象とせずに、差込ユニットの全ての個々の構成品の外観を対象として判断を行うべきである。

各構成品の間で組立関係のない組物製品について、例えばランプや将棋の駒などのような組物製品の場合、このような製品を購入・利用する際の一般消費者にとって、個々の構成品の外観が印象に残るので、全ての個々の構成品の外観を対象として判断を行うべきである。

### 5.2.5.2 状態が変化する製品

状態が変化する製品とは、販売と使用の際には異なる状態を表す製品をいう。

引例意匠については、前記物品が異なる場合の意匠はいずれも係争意匠と比較を行うことができる対象である。係争意匠については、その使用状態の示す意匠を引例デザインと比較を行う対象とし、その判断の結論は、物品の各使用状態時の意匠に対する総合的考慮によって決まる。

## 5.2.6 デザイン要素の判断

### 5.2.6.1 形状の判断

物品の意匠全体の形状について、円形は三角形、四辺形などと比べて、形状に大きな差異があるため、通常は実質的同一と認定しない。ただし、物品の形状が通常デザインである場合は除く。パッケージ類の製品については、使用状態時の形状を判断の根拠とすべきである。

### 5.2.6.2 図案の判断

図案の変化には、モチーフ、構図の方法、表現方式及びデザインの図案等要素の変更が含まれるが、色彩の変更でも図案を変えることになり得る。なお、モチーフが同一でも、その構図の方法、表現方式、デザインの図案などが同一でないならば、図案の実質的同一にもならない。

物品の名称を含む文字や数字など、物品の外観に現れるものは、発音や意味を勘案せずに、図案として勘案すべきである。

### 5.2.6.3 色彩の判断

色彩については、色相や純度、明度といった色の3属性、ならびに2種以上の色の組み合わせとマッチングにより総合的に判断しなければならない。色相とは朱色、ターコイズブルー、レモンイエロー、パウダーグリーンなど、各種の色彩の様態の呼び方である。純度とはいわゆる彩度で、色彩の鮮やかさの度合を指す。明度とは色の明るさを指す。白の明度が最も高く、黒は最も低い。

単一な色彩による意匠に色彩上の変化のみを施しても、両者は依然、実質的同一の意匠に該当する。

## 6. 専利法第23条2項に基づく審査

専利法第23条2項の規定に基づき、専利権を付与する意匠は、既存のデザイン又は既存のデザインの特徴の組み合わせと比べて明らかな相違があるべきである。判断する時、係争意匠を既存のデザインと単独で比較しても、係争意匠と2つ以上の既存のデザインの特徴の組合せを比較してもよい。係争意匠が既存のデザイン又は既存のデザインの特徴の組み合わせと比べて明らかな相違がないとは、次に挙げるいくつかの状況を指す。

(1) 係争意匠は、種別の同一又は類似な製品の既存のデザインと比べて、明らかな相違がない。

(2) 係争意匠は既存のデザインの転用により成されるものであり、両者のデザインの特徴が同一であるか、あるいは軽微な差異だけがある。そして、当該具体的な転用手法について、種別の同一又は類似な製品の既存のデザインにヒントがある。

(3) 係争意匠は、既存のデザイン又は既存のデザインの特徴の組み合わせにより成されるものであり、該既存のデザインが係争意匠の相応したデザインの部分と同一であるか、あるいは軽微な差異だけがある。そして、当該具体的な組み合わせ手法について、種別の同一又は類似な製品の既存のデザインにヒントがある。

既存のデザインの転用と組み合わせにより成される係争意匠について、(2)、(3)の規定に準拠して統合的に考慮しなければならない。

注意すべきことは、前述の転用及び/又は組み合わせを施した後、独特な視覚効果を生じるものは除く。

既存のデザインの特徴とは、例えば、既存のデザインの形状、図案、色彩要素又はその結合のような、既存のデザインにおける一部のデザイン要素又はその結合、

又は全体の意匠物品における部品のデザインなどのような、既存のデザインのある構成部のデザインを言う。

組み合わせ使用可能な既存のデザインの特徴は物理上又は視覚上自然と区分可能なデザインであり、相対的に独立した視覚効果を有し、点、線、面は組み合わせ用いることのできる既存のデザインの特徴には属さない。ただし、関連専利が部分意匠である場合、既存のデザインの対応部分は組み合わせ使用可能な既存のデザインの特徴とみなすことができる。

### 6.1 同一又は類似する種類の製品における既存のデザインとの比較

一般消費者が係争意匠と引例意匠を全体観察することにより、両者の相違点は物品の意匠全体の視覚効果に顕著な影響を与えないと認識している場合には、係争意匠は既存のデザインと比べて明らかな相違がないことになる。顕著な影響についての判断は、種別の同一又は類似する物品の意匠に限る。

係争意匠が種別の同一又は類似する製品の既存のデザインと比べて明らかな相違があるか否かを確定する際は一般的に、以下に挙げる要素も統合的に考慮すべきである。

(1) 係争意匠と引例意匠を全体観察する際に、使用時に見えやすい箇所をより注目すべきである。使用時に見えやすい箇所におけるデザインの変化は一般的に、見えづらい又は見えない箇所におけるデザインの変化と比べて、全体の視覚効果に対してより顕著な影響を与える。例えば、使用中のテレビの裏面や底面について、一般消費者は注意を寄せないため、使用中に見えづらい裏面と見えない底面におけるデザインの変化と比べて、見えやすい箇所におけるデザインの変化は一般的に、全体の視覚効果に対してより顕著な影響を与えることになる。ただし、見えづらい箇所における特定のデザインでも一般消費者の注意を引くような視覚効果をもたらすことが、証拠によって示されている場合は除く。

(2) 製品におけるあるデザインが当該類別の製品の通常デザイン（例えばプルトップ缶の円柱形状のデザイン）であることが証明された場合、それ以外のデザインの変化は一般的に、全体の視覚効果に対してより顕著な影響を与えることになる。例えば、型材の横断面周辺が通常は長方形を成している場合、型材横断面のそれ以外の部分の変化は一般的により顕著な影響を与える。

(3) 製品の機能によって唯一に限定された特定の形状は一般的に、全体の視覚効果に対して顕著な影響を与えない。例えば、カムの曲面形状が、必要となる特定の運動行程によって唯一に限定されたもので、その相違は全体の視覚効果に対して通常は顕著な影響を与えない。また、自動車タイヤの円形形状は機能によって唯一に限定されたもので、タイヤ表面の図案は、全体の視覚効果に対してより顕著な影響を与えることになる。

(4) 部分的な軽微な変化にだけあるような相違点は、全体の視覚効果に対して顕著な影響をもたらすには不十分であり、両者に明らかな相違がないことになる。例えば、係争意匠と引例意匠が電気炊飯器で、相違点は両者の制御ボタンの形状の違いだけであり、そして制御ボタンは電気炊飯器の部分的な軽微なデザインとして、

全体のデザインに占める割合も少ないため、そのような変化は全体の視覚効果に対して顕著な影響をもたらすには不十分である。

(5) グラフィカルユーザーインターフェースを含む物品の意匠については、係争意匠のその他の部分のデザインが通常デザインである場合、そのグラフィカルユーザーインターフェースは視覚効果全体に対して顕著な影響を有する。

注意すべきことは、意匠の簡単な説明におけるデザインの要点で言うデザインは、必ずしも意匠全体の視覚効果に対して顕著な影響を与えることにならず、必ずしも係争意匠と引留意匠とを比べて明らかな相違があることにならない。例えば、自動車の意匠において、簡単な説明ではそのデザインの要点が自動車の底面にあると指摘しても、自動車の底面のデザインは自動車全体の視覚効果に対して顕著な影響を与えない。

顕著な影響についての判断方式は、本章第 5.2 節の規定を参照する。

## 6.2 既存のデザインの転用、既存のデザインとその特徴の組み合わせ

### 6.2.1 判断の方法

既存のデザインの転用、既存のデザインとその特徴の組み合わせについて判断する際、通常は以下のような手順に沿って判断することができる。

- (1) 形状、図案、色彩又はその結合を含め、既存のデザインの内容を確定する。
- (2) 既存のデザイン又は既存のデザインの特徴を係争意匠の対応した部分のデザインと比較する。
- (3) 既存のデザイン又は既存のデザインの特徴が、係争意匠の対応した部分のデザインと同一であるか、あるいは軽微な差異だけがある場合には、係争意匠と種別の同一又は類似な製品の既存のデザインにおいて具体的な転用及び/又は組み合わせ手法のヒントがあるか否かについて判断する。

前述のヒントがあるなら、両者には明らかな相違点がないことになる。独特な視覚効果を生じるものは除く。

### 6.2.2 既存のデザインの転用

転用とは、物品の意匠をほかの種別の物品に応用することを指す。自然物や自然景色の模倣及び物品キャリアのない単なる形状、図案、色彩又はその結合を物品の意匠に応用するのも、転用に該当する。

次に挙げる数タイプの転用は、明らかに転用手法のヒントがある場合に該当する。

これによって成される意匠は、既存のデザインと比べて明らかな相違を備えないものである。

- (1) 単なる基本的な幾何形状を用いるか、又はこれに軽微な変化だけを施すことによって成される意匠
- (2) 自然物や自然景色の原形態の単純模倣によって成される意匠
- (3) 著名建築物や著名作品の全部又は一部の形状、図案、色彩の単純模倣によっ

て成される意匠

(4) ほかの種別の物品における意匠の転用で成される玩具、装飾物、食品類物品の意匠

前述した場合において、独特な視覚効果を生じるものは除く。

### 6.2.3 既存のデザインとその特徴の組み合わせ

組み合わせには合体と置換があり、2つあるいは2つ以上のデザイン又はデザインの特徴を合体して1つの意匠にすること、若しくは1つの意匠のなかのデザインの特徴をほかのデザインの特徴で置き換えることを言う。1つのデザインあるいはデザインの特徴をユニットとし、配列を繰り返して成される意匠は組み合わせデザインに該当する。前述の組み合わせに、自然物や自然景色及び製品キャリアのない単なる形状、図案、色彩又はその結合による合体と置換が含まれる。

次に挙げる数タイプの組み合わせは、明らかに組み合わせ手法のヒントがある場合に該当する。これによって成される意匠は、既存のデザイン又は既存のデザインの特徴の組み合わせと比べて明らかな相違を備えない意匠である。

(1) 種別の同一又は類似な物品における複数の既存のデザインをそのままに、若しくは微細な変化を施すことにより直接合体して成される意匠。例えば、数点の部品のデザインを1つに合体して形成した意匠。

(2) 物品に係る意匠のデザインの特徴を種別の同一又は類似な物品に係る別のデザインの特徴をそのままに、若しくは微細な変化を施すことにより置き換えて成される意匠。

(3) 物品の現有の形状デザインと現有の図案、色彩又はその結合を直接合体して成される当該物品の意匠、若しくは既存のデザインにおける図案、色彩又はその結合を、ほかの既存のデザインにおける図案、色彩又はその結合に置き換えて成される意匠。

前述した場合において、独特な視覚効果を生じるものは除く。

### 6.2.4 独特な視覚効果

独特な視覚効果とは、係争意匠が既存のデザインと比べて、予想できない視覚効果を生じたことを言う。組み合わせた後の意匠において、各既存のデザイン或いはデザインの特徴が視覚効果上で呼応関係を成さず、各自で独立に存在したり、単純に重ねたりしているだけなら、通常は独特な視覚効果を形成しない。

意匠に独特な視覚効果を備えている場合には、既存のデザイン又は既存のデザインの特徴の組み合わせと比べて、明らかな相違を備えることになる。

## 7. 専利法第23条3項に基づく審査

ある意匠の専利権が、他人が出願日（優先権がある場合は、優先日を指す。）より前に既に取得した合法的権利と衝突する場合、当該意匠専利権の無効を宣告すべきである。

他人とは、専利権者以外の民事主体のことを指し、自然人、法人またはその他の

組織を含む。

合法的権利とは、中国人民共和国の法律に基づいて享有し、かつ係争専利の出願日に依然として有効的な権利または権益のことをいう。商標権、著作権、企業の名称権（商号権を含む）、肖像権及び有名商品特有の包装または装飾使用权などを含む。

出願日より前に既に取得した（以下は「先行取得」と略称）とは、先行する合法的権利の取得日が係争専利の出願日より前にあることをいう。

衝突とは、権利人の許諾を得ずに意匠専利が先行する合法的権利の客体を用いることにより、専利権の実施が先行権利人の関連する合法的権利または権益に損害を与えることをもたらすことをいう。

細則 70.3

無効宣告手続において請求人は、それが先行権利の権利者又は利害関係者であること及び先行権利が有効であることの証明を含み、その主張について挙証しなければならない。

### 7.1 商標権

先行商標権とは、係争専利の出願日前に、他者が中華人民共和国の法域以内において法により保護を受ける商標権をいう。商標所有者の許諾を得ずに、係争専利のなかで先行商標と同一又は類似するデザインを使用しており、専利を実施すると、関連公衆をミスリードするか、若しくは関連公衆の混同を招き、商標所有者の関連する合法的権利や権益に損害を与えることになる場合には、係争専利権と先行商標権が衝突しているものと判定しなければならない。

先行商標と係争専利に含まれる関連デザインの同一又は類似についての認定は、原則として商標の同一、類似の判断基準を適用する。

中国国内で関連公衆に広く知られている登録商標については、権利衝突の判定時に、製品の種別を適宜緩和してよいとする。

### 7.2 著作権

先行著作権とは、係争専利の出願日前に、他者が独立して創作し作品を完成するか、若しくは継承、譲渡などの方式によって適法に享有する著作権をいう。そのうち作品とは、中華人民共和国著作権法及びその実施条例から保護される客体をいう。

他者が著作権を享有する作品に接触したかあるいは接触し得る場合に、著作権者の許諾を得ずに、係争専利のなかで当該作品と同一又は実質的に類似するデザインを使用しており、係争専利を実施すると、先行著作権者の関連する合法的権利や権益に損害を与えることになる場合には、係争専利権と先行著作権が衝突しているものと判定しなければならない。

## 8. 専利法第9条に基づく審査

専利法第9条にいう同様の発明創造は意匠にとっては、保護を求める物品の意匠の同一又は実質的同一を指す。

比較する際に、すべてのデザイン要素について全体比較をしなければならない。係争意匠の 1 つの意匠と別の専利の意匠が同一又は実質的に同一である場合、それらは同様の発明創造であると判断しなければならない。

意匠の同一又は実質的同一についての判断は、本章第 5 節の規定を適用する。

法 29.1

## 9. 意匠の優先権の確認

### 9.1 優先権の確認が必要とされる場合

意匠の優先権の確認は外国優先権及び本国優先権の確認を含む。

次に掲げる状況の何れか 1 つに該当する場合は、優先権を確認しなければならない。

(1) 係争意匠が引例意匠と同一又は実質的同一し、若しくは係争意匠は引例意匠又はその特徴の組合せと比べて明らかな区別がなく、かつ引例意匠の開示日が係争意匠の主張する優先日より後（優先日を含む）、出願日より前である場合。

(2) 如何なる単位又は個人が専利局に出願した意匠が係争意匠と同一又は実質的同一しており、かつ前者の出願日が後者の出願日より前（出願日を含む）、主張した優先日より後（優先日を含む）であり、そして前者の授權公告日が後者の出願日より後（出願日を含む）である場合。

(3) 如何なる単位又は個人が専利局に出願した意匠が係争意匠と同一又は実質的同一しており、かつ前者が主張する優先日が後者の出願日より前（出願日を含む）、主張する優先日より後（優先日を含む）であり、そして前者の授權公告日が後者の出願日より後（出願日を含む）である場合。

上記 (3) の場合、まず係争意匠の優先権を確認すべきである。係争意匠が優先権を主張できず、かつ係争意匠の出願日が如何なる単位又は個人が専利局に出願した意匠の出願日より前である場合、さらに引例意匠としての意匠の優先権を確認しなければならない。

### 9.2 意匠の同一主題の認定

意匠の同一主題の認定は、中国での後続出願意匠とその外国での最初の出願に示した内容に基づいて判断する。同一主題に属する意匠は以下の 2 つの条件を同時に満たさなければならない。

(1) 同一物品における意匠に属する。

(2) 中国での後続出願で保護を求める意匠は、その外国における最初の出願に明確に示されている。

中国での後続出願で保護を求める意匠は、その外国における最初の出願の中の画像、写真又は図面と完全に一致しておらず、或いは後続出願の書類に簡単な説明があるが、先願書類に簡単な説明事項がないとしても、両者の出願書類から、後続出願で保護を求めている意匠は外国での最初出願にすでに明確に示されていることが分かれば、中国での後続出願で保護を求めている意匠は、その外国における最初出願の意匠と主題が同一であり、優先権を主張できると認定することができる。例

えば、ある外国における最初の出願には、ある製品の正面図、背面図、左側面図及び斜視図を含むが、その中国での後続出願では当該製品の正面図、背面図、左側面図、右側面図及び平面図を提出しており、かつ簡単な説明において底面があまり見えないため底面図を省略すると明記したとする。この場合、後続出願の正面図、背面図及び左側面図がその外国における最初出願に示されたものと同一であり、かつ右側面図と平面図が既にその外国における最初出願の斜視図に明確に示されているなら、両者は同一主題を持ち、当該後続出願はその外国における最初出願の優先権を主張することができる。

### 9.3 優先権を享有する条件

本指南第二部分第三章第 4.1.1 節及び第 4.2.1 節の規定を参照する。ただし、後続出願日は初回の出願日から起算する 6 か月以内とし、意匠専利出願は発明又は実用新案専利出願を以って国内優先権の基礎とする場合、その先行出願は取下げとみなされない。

### 9.4 優先権の効力

本指南第二部分第三章第 4.1.3 節の規定を参照する。

### 9.5 複数の優先権

専利法実施細則第 35 条 1 項の規定に基づき、一の意匠専利において、一または複数の優先権を主張することができる。複数の優先権を主張する場合、当該専利の優先権期限が最も早い優先日から起算する。

複数の独立する使用価値をもつ物品を含む意匠については、そのうちの 1 つまたは複数の物品意匠が、相応する 1 つまたは複数の外国における最初の出願に示された意匠の主題と同一である場合、当該意匠専利は 1 つまたは複数の優先権を主張することができる。



## 第六章 無効宣告手続における実用新案専利審査に係る若干の規定

### 1. 序文

専利法第2条第3項及び第22条第2項、第3項の規定に基づき本章を制定する。

法 2.3

### 2. 実用新案専利による保護の客体の審査

無効宣告手続において、関連実用新案専利による保護の客体の審査は本指南第一部分第二章第6節の規定を適用する。

法 22.2

### 3. 実用新案専利の新規性の審査

実用新案専利の新規性の審査にあたって、材料的特徴と方法的特徴を含め、その技術的解決手段にあるすべての技術的特徴を考慮すべきである。

実用新案専利の新規性の審査に関連する内容は、新規性の概念、新規性の審査原則、審査基準、優先権の審査及び新規性喪失の例外に関する猶予期限などの内容を含め、本指南第二部分第三章の規定を適用する。

法 22.3

### 4. 実用新案専利の創造性の審査

実用新案専利の創造性の審査にあたって、材料的特徴と方法的特徴を含め、その技術的解決手段にあるすべての技術的特徴を考慮すべきである。

実用新案専利の創造性の審査に関連する内容は、創造性の概念、創造性の審査原則、審査基準、及び異なる類型の発明の創造性の判断などの内容を含め、本指南第二部分第四章の規定を参照する。

ただし、専利法第22条第3項の規定に基づくと、発明の創造性は、現有の技術と比べて当該発明に突出した実質的特徴及び顕著な進歩があることをいい、実用新案の創造性は、現有の技術と比べて当該実用新案に実質的特徴及び進歩があることをいう。従って、実用新案専利の創造性の標準は発明専利の創造性標準より低いものである。

創造性の判断基準についての両者の相違は主に、従来技術の中に「技術的ヒント」があるかということを示される。従来技術の中に「技術的ヒント」があるかを判断する際に、発明専利と実用新案専利とは相違がある。このような相違は、以下に挙げる2点で示される。

#### (1) 従来技術の分野

発明専利については、当該発明専利の属する技術分野のみならず、それに隣接若しくは関連する技術分野、及び当該発明が解決しようとする技術的課題でその分野の技術者が技術的手段を探り出すこととなるほかの技術分野を合わせて考慮しなければならない。

実用新案專利については一般的に、当該実用新案專利の属する技術分野に着眼して考慮すべきである。ただし、従来技術で明らかなヒントが与えられる場合、例えば、従来技術に明確に記載されており、その分野の技術者が隣接或いは関連する技術分野から関連の技術的手段を探り出すこととなる場合には、その隣接或いは関連する技術分野を考慮してもよい。

(2) 従来技術の数

發明專利については、1つや2つ、或いは複数の従来技術を引用してその創造性を評価することができる。

実用新案專利については、一般的に1つや2つの従来技術を引用してその創造性を評価することができる。「単純に重ねている」従来技術により成された実用新案專利の場合は、状況に応じ複数の従来技術を引用してその創造性を評価することができる。

## 第七章 無効宣告手続における同一の発明創造についての処理

### 1. 序文

専利法実施細則第 69 条の規定に基づき、専利権が付与された発明創造が専利法第 9 条の規定に合致しない場合は、無効宣告請求の理由に該当する。

専利法第 9 条にいう同様の発明創造は発明と実用新案にとつては、保護を求めらる発明又は実用新案が同一であることを指す。関連する判断原則は、本指南第二部分第三章第 6.1 節の規定を適用する。意匠にとつては、保護を求めらる物品の意匠が同一又は実質的同一であることを指す。前記同一又は実質的同一についての判断は、本部分第五章の規定を適用する。

如何なる機関又は個人は、ある発明又は実用新案専利権が、出願に先行する別の発明又は実用新案専利権と同様な発明創造となり、専利法第 9 条の規定に合致しないことを理由に、無効宣告を請求した場合、先行した出願された専利が従来技術となっているか、若しくは如何なる機関又は個人により先に出願されており、後で公開された専利にあたるものであれば、合議体は、専利法第 22 条の規定に準拠して審査することができる。

如何なる機関又は個人は、ある意匠専利権が、出願に先行する別の意匠専利権と同様な発明創造となり、専利法第 9 条の規定に合致しないことを理由に、無効宣告を請求した場合、先行して出願された意匠が既存のデザインとなっている、若しくは如何なる機関又は個人により先に出願されており、後で公開された意匠にあたるものであれば、合議体は、専利法第 23 条の規定に準拠して審査することができる。

### 2. 専利権者が同一である場合

#### 2.1 授権公告日が異なる場合

如何なる機関又は個人は、同じ専利権者が所有している同一の出願日（優先権がある場合には、優先日を指す）を持つ 2 つの専利権が専利法第 9 条第 1 項の規定に合致しないと判断し、復審・無効審判部に対して、うち先に付与された専利権の無効宣告を請求した場合、ほかに無効宣告理由がないか、若しくはほかの理由が成立しなければ、合議体は当該専利権の有効性を維持しなければならない。

如何なる機関又は個人は、同じ専利権者が所有している同一の出願日（優先権がある場合には、優先日を指す）を持つ 2 つの専利権が専利法第 9 条 1 項の規定に合致しないと判断され、そのうち後に付与された専利権の無効宣告を請求した場合、合議体で審査した結果、同様の発明創造であることを判断したならば、当該専利権の無効を宣告しなければならない。

もし前述の 2 つの専利権は、同じ専利権者が同日（出願日のみを指す）に出願した 1 つの実用新案専利権と 1 つの発明専利権であり、専利権者は出願時には専利法実施細則第 47 条第 2 項の規定に基づいた説明を行っており、かつ発明専利権の

付与時に実用新案専利権がまだ終了していない場合には、専利権者は先に付与された実用新案専利権を放棄することにより、無効宣告が請求された発明専利権を保留することができる。

## 2.2 授権公告日が同一である場合

如何なる機関又は個人は、同じ専利権者が所有している同一の出願日（優先権がある場合には、優先日を指す）と同一の授権公告日を持つ2つの専利権が専利法第9条第1項の規定に合致しないと判断した場合、復審・無効審判部に対して、うち1つの専利権の無効宣告を請求することができる。

無効宣告請求人がうち1つの専利権のみに対して無効宣告請求を提出した場合、合議体で審査した結果、同様の発明創造にあたることを判断したならば、無効宣告が請求された専利権の無効を宣告しなければならない。

2つの専利権とも無効宣告請求が提出された場合、一般的に併合審理すべきである。審査によって、同様の発明創造にあたることを判断したならば、合議体は専利権者に対して、前述2つの専利権で同様の発明創造となることを告知し、うち1つの専利権のみの保留を選定するよう、要求しなければならない。専利権者がうち1つの専利権のみの保留を選定した場合、ほかに無効宣告理由がないか、若しくはほかの理由が成立しなければ、合議体は当該専利権の有効性を維持し、もう1つの専利権の無効を宣告しなければならない。専利権者が選定していない場合、合議体は2つの専利権の無効を宣告しなければならない。

## 3. 専利権者が異なる場合

如何なる機関又は個人は、異なる専利権者が所有している同一の出願日（優先権がある場合には、優先日を指す）を持つ2つの専利権が専利法9条1項の規定に合致しないと判断した場合、復審・無効審判部に対して、この2つの専利権の無効宣告を別々に請求することができる。

### 細則 47.1

2つの専利権とも無効宣告請求が提出された場合、一般的に併合審理すべきである。審査によって、同様の発明創造にあたることを判断したならば、合議体は専利権者に対して、前述2つの専利権で同様の発明創造となることを告知し、うち1つの専利権のみの保留を選定するよう、要求しなければならない。専利権者が協議を経て共同書面でうち1つの専利権のみの保留を声明した場合、ほかに無効宣告理由がないか、若しくはほかの理由が成立しなければ、合議体は当該専利権の有効性を維持し、もう1つの専利権の無効を宣告しなければならない。専利権者が選定していない場合合議体は2つの専利権の無効を宣告しなければならない。

無効宣告請求人がうち1つの専利権に対して無効宣告請求を提出し、合議体が審査によって同様の発明創造を構成すると判断する場合、双方の当事者に告知しなければならない。専利権者はもう1つの専利権が無効である旨の宣告を請求し、もう一方の専利権者はうち1つの専利権のみの保留を協議、選定するよう請求する。専利権者がもう1つの専利権が無効である旨の宣告を請求する場合、本節前述の規定に基づいて処理し、専利権者がもう1つの専利権が無効である旨の宣告を請

求していない場合、合議体は専利権無効の無効宣告が請求されたことを宣告しなければならない。

## 第八章 無効宣告手続における証拠問題についての規定

### 1. 序文

専利法及びその実施細則の関連規定に基づき、無効宣告案件の審査実務に即して、本章を制定する。

無効宣告手続における証拠についての各種問題は、本指南の規定を適用する。本指南に定めのないものは、人民法院の民事訴訟における関連規定を参照するものとする。

### 2. 当事者による挙証

#### 2.1 挙証責任の分配

当事者は、自分から提出した無効宣告請求の根拠となる事実、又は相手方による無効宣告請求への反駁の根拠となる事実について、証拠を提供して証明する責任がある。

前述の規定に準拠しても挙証責任の負担を確定することができない場合、合議体は公平の原則及び信義誠実の原則に基づき、当事者の挙証する能力と証明対象事実の発生時の蓋然性等要素に合わせて、挙証責任の負担を確定してよいとする。

当事者の事実の主張を証明する証拠がないか、或いは不足している場合、挙証責任を負担する当事者が不利になる結果を負うものとする。

#### 2.2 証拠の提出

証拠の提出は、本章の規定に加え、本部分第三章第4.3節の規定に合致しなければならない。

細則 3

##### 2.2.1 外国語の証拠の提出

当事者が外国語の証拠を提出する場合、中国語訳文を提出しなければならない。挙証期限以内に中国語訳文を提出していない場合、当該外国語の証拠は提出していないものとみなす。

当事者は書面方式で中国語訳文を提出しなければならない。書面方式で中国語訳文を提出していない場合、当該中国語訳文は提出していないものとみなす。

当事者は外国語の証拠の中国語訳文の一部のみを提出してよいとする。当該外国語の証拠において中国語訳文の提出されていない部分は、証拠として使用しない。ただし、当事者が合議体の要求に応じて当該外国語の証拠のその他部分の中国語訳文を追加で提出する場合を除く。相手当事者が中国語訳文の内容に対して異議がある場合は、指定の期限までに異議を持っている部分について中国語訳文を提出しなければならない。中国語訳文を提出していない場合、異議がないものとみなす。

中国語訳文に対して異議がある場合、双方の当事者は異議が持たれた部分につい

て合意となったならば、双方で最終的に認めた中国語訳文を基準とする。双方の当事者は異議が持たれた部分について合意になっていない場合、必要な際には、復審・無効審判部は翻訳を委任してよいとする。双方の当事者が翻訳の委任について合意となった場合、復審・無効審判部は双方の当事者が認めた翻訳機関に全文又は使用対象部分、又は異議が持たれた部分の翻訳を委任してよいとする。双方の当事者が翻訳の委任について協議が成立しなかった場合、復審・無効審判部が専門の翻訳機関を指定して翻訳を行うことができ、翻訳に必要な費用は、双方の当事者が各々50%を負担する。指定又は翻訳費用の支払を拒否する場合、相手当事者が提出した中国語訳文が正確であることを認めたものとみなす。

### 2.2.2 域外証拠及び香港・マカオ・台湾地区で形成された証拠の証明手続

域外証拠とは、中華人民共和国の領域以外で形成された証拠を指す。当該証拠は所在国の公証機関によって証明され、又は中華人民共和国と当該所在国で締結した関連条約に規定された証明手続を履行したものでなければならない。

当事者が提供している証拠は、香港・マカオ・台湾地区で形成された場合には、関連する証明手続を履行しなければならない。

ただし、以下に挙げるいくつかの状況にあたる場合は、前述2種の証拠について、当事者は無効宣告手続において関連する証明手続を行わなくてもよい。

(1) 当該証拠は、香港・マカオ・台湾地区以外の国内における公式ルートから取得できる場合、例えば、専利局から取得できる外国の専利書類、又は公共図書館から取得できる外国の文献資料など。

(2) 相手側当事者が当該証拠の真实性を認可する場合。

(3) 当該証拠がすでに効力発生しており、人民法院の裁判、行政機関の決定又は仲裁機構の裁判によって判断される場合。

(4) 当該証拠の真实性を証明するに足るその他証拠がある場合。

### 2.2.3 物証の提出

当事者は本部分第三章第4.3節に規定された挙証期限以内に、復審・無効審判部に対して物証を提出しなければならない。当事者が物証を提出する場合、挙証期限内に当該物証の客観状況を反映させるに足るほどの写真と文字説明を提出し、当該物証を根拠にして証明させたい事実を具体的に説明しなければならない。

当事者には、挙証期限以内に物証を提出できない正当な理由が確実にある場合、挙証期限以内に書面により提出期限の猶予を請求しなければならないが、それでも前述の期限までに当該物証の客観状況を反映させるに足るほどの写真と文字説明を提出し、当該物証を根拠にして証明させたい事実を具体的に説明しなければならない。当事者は遅くとも口頭審理での弁論の終了前に当該物証を提出しなければならない。

公証機関により公証、封印された物証について、当事者は挙証期限内に公証書類のみを提出するものとし、当該物証を提出しなくてもよいが、遅くとも口頭審理での弁論の終了前に当該物証を提出しなければならない。

### 3. 証拠の調査収集

合議体は一般的に審査条件に必要な証拠を自主的に調査収集しない。当事者及びその代理人が客観的原因によって証拠の自主的回収が不可能な場合については、当事者が挙証期限内に提出した申請に応じ、合議体は確実に必要であると判断した場合、調査、収集を行うことができる。

合議体は実地調査により関連証拠を調査収集することができ、地方自治体及び知識産権管理部門又はその他の関連職能部門に委任して関連証拠を調査収集することができる。

当事者の出願に応じて証拠に対する調査集約を行った場合、必要な費用は出願を提出した当事者又は専利局が負担する。合議体が証拠の調査収集を自主的に決定した場合、必要な費用は専利局が負担する。

### 4. 証拠の反対尋問と審査認定

#### 4.1 証拠の反対尋問

証拠は当事者が反対尋問を行う。反対尋問を受けていない証拠は、案件の事実認定の根拠にしてはならない。

反対尋問の際に、当事者は証拠の関連性、適法性、真実性を中心に、証拠の証明力の有無及び証明力の大きさについて質疑、説明、弁駁しなければならない。

#### 4.2 証拠の審査

合議体は、当事者が提出した証拠を逐一に審査し、そしてすべての証拠について統合的に審査しなければならない。

合議体は、証拠と案件の事実との証明関係を明確にして、関連性のない証拠を排除しなければならない。

合議体は具体的な案件の状況に基づき、以下に挙げる点から証拠の適法性を審査しなければならない。

- (1) 法定の形式に合致している証拠であるか
- (2) 証拠の取得で法令・法規の規定に合致しているか
- (3) 証拠効力に影響を与えるその他法令違反に該当する事情があるか

合議体は具体的な案件の状況に基づき、以下に挙げる点から証拠の真実性を審査しなければならない。

- (1) 証拠は、原本、原物であるか。コピーや複製品は原本、原物と一致しているか
- (2) 証拠の提供者は当事者と利害関係を有するものであるか
- (3) 証拠が発見された時の客観的環境
- (4) 証拠が形成された起因と方式
- (5) 証拠の内容



## (6) 証拠の真実性に影響を与えるその他の要素

**4.3 証拠の認定**

片方の当事者が提出した証拠について、もう一方の当事者が認可するか又は提出した反証が反駁するに足りない場合、合議体はその証明力を認めることができる。

片方の当事者が提出した証拠について、もう一方の当事者は異議を持ち、かつ反駁用証拠を提出した場合、相手当事者が反駁用証拠を認めたならば、反駁用証拠の証明力を確認してよいとする。

双方の当事者が同一事実に対してそれぞれ相反する証拠を挙証するが、相手側を否定する根拠とするに足る十分な証拠がない場合、合議体は案件状況を勘案し、一方の提供する証拠の証明力がもう一方の提供する証拠の証明力よりも明らかに高いか否かを判断し、証明力のより高い証拠を以って確認する。

証拠の証明力について判断できないせいで、係争事実の認定が困難な場合には、合議体は挙証責任の配分規則に準拠して判定しなければならない。

**4.3.1 証人の証言**

証人は自ら体験した具体的な事実を陳述しなければならない。証人は体験に基づいた証人の判断や推測又は評論は、案件の事実を認定する根拠にしてはならない。

合議体が証人の証言を認定する際は、証人の案件との利害関係及び証人の知能程度、モラル、知識、経験、法的意識と専門的技能等を総合的に分析した上で判断してよいとする。

証人は口頭審理に出席して証言を行い、質疑を受けなければならない。口頭審理に出席していない証人が行った書面による証言は、単独では案件の事実を認定する根拠にしてはならない。ただし、証人が口頭審理に出席して証言を行うのが確実に難しい場合を除く。証人が口頭審理に出席して証言を行うのが確実に難しい場合には、合議体は前項の規定に基づいてその書面による証言について認定するものとする。

**4.3.2 認可と承認**

無効宣告手続において、一方の当事者が明確に認めた、他方の当事者の提出した証拠は、合議体が確認しなければならない。ただしそれが事実と明らかに合致しないか、若しくは国の利益や社会公共の利益を損なうものか、或いは当事者が前言を翻しており、かつそれを覆すに足る反証を有する場合は除く。

無効宣告手続において、一方の当事者が陳述した案件の事実に対して、他方の当事者が明確に承認を表明した場合は、合議体が確認しなければならない。ただし、それが事実と明らかに一致しないか、若しくは国の利益や社会公共の利益を損なうものか、或いは当事者が前言を翻しており、かつそれを覆すに足る反証を有する場合は除く。もう一方の当事者は承認も否認もしないが、合議体が十分な説明をしたうえで問いかけても依然に、承認か否認かを明確に示さない場合には、当該事実に対する承認とみなす。

当事者が代理人に無効宣告手続への参加を委任した場合は、代理人の承認は当事者の承認とみなされる。ただし、特別権限委任を受けていない代理人による事実の承認は、相手方の無効宣告請求に対する承認へと直接導く場合を除く。その場に居る当事者が代理人による承認に対して、否認の意思表示をしない場合、当事者による承認とみなす。

口頭審理を行う案件の当事者は口頭審理での弁論の終了前に、口頭審理を行っていない案件の当事者は無効宣告決定が行なわれる前に、承認を取下げかつ相手当事者による同意を得ているか、若しくはその承認行為は脅迫を受けたか又は重大な誤解のあったところで行ったものであり、かつ事実と合致していないことを証明するに足る証拠を有する場合には、合議体は当該承認の法的効力を確認しないものとする。

無効宣告手続において、当事者が調停協議の合意又は和解の達成のための妥協で係わっている案件事実への認可内容は、以降の無効宣告手続で不利となる証拠にしてはならない。

#### 4.3.3 公知常識

ある技術的手段がその分野の公知常識であることを主張している当事者は、その主張に対して挙証責任を負担する。当該当事者は、当該技術的手段がその分野の公知常識であることについて挙証して証明していないか、若しくは十分に説明できず、かつ相手当事者がこれを認可しない場合には、合議体は当該技術的手段がその分野の公知常識であるとの主張を支持しないものとする。

当事者は、教科書又は技術用語辞書、技術マニュアルなどの参考図書に記載された内容を以って、ある技術的手段がその分野の公知常識であることを証明してよいとする。

#### 4.3.4 公証書類

片方の当事者が公証書類を証拠として提出する際に、有効な公証書類により証明されている事実は、事実認定の根拠としなければならないが、公証による証明内容を覆すに足る反証を有する場合を除く。

形式上で重大な欠陥のある公証書類は、例えば公証員の署名・印章がない場合、当該公証書類を事実認定の根拠にしてはならない。

公証書類の結論が明らかに根拠を欠くか又は公証書類の内容に自己矛盾する箇所が存在する場合、対応部分の内容は案件の事実を認定する根拠とすることはできない。例えば、公証書類が証人の陳述に基づいて証人の陳述内容には真実性を有するという結論を出す場合、当該公証書類の結論は案件の事実を認定する根拠とすることはできない。

## 5. その他

### 5.1 インターネットによる証拠の公開時期

公衆がインターネット掲載情報を閲覧できる最も早い時期は、当該インターネット掲載情報の公開時期であり、一般的にはインターネット掲載情報の発表時期を基準とする。

### 5.2 出願日以降に記載された公開使用又は口頭による公開

出願日以降（出願日を含む）に形成されるもので、公開使用は口頭による開示の内容を記載した書証、又はその他の形式による証拠は、専利の出願日前での公開使用又は口頭による開示を証明することができる。

前述した証拠の証明力を判断する時、専利開示前（開示日を含む）に形成された証拠の証明力は一般的に専利開示後の証拠の証明力よりも高い。

### 5.3 技術的内容と問題に関する諮問、鑑定

合議体は必要に応じ、関連機関又は専門家に、案件で係わっている技術的内容と問題についての助言的意見を提供するよう、要請してよいとする。必要な場合は、関連機関に鑑定を委任してもよい。必要な費用は案件の具体的状況により専利局又は当事者が負担する。

### 5.4 当事者の提出サンプルなど証拠としない物品の処理

無効宣告手続において、当事者がサンプルなど証拠としない物品を提出する際は、書面方式で案件の結審後における当該物品の引き取りを要請することができる。

当事者による当該物品の引き取り要請に対して、合議体は案件審査及び後続手続上の必要に応じ、いつに引き取りを許可するかを決定しなければならない。物品を当事者が引き取ることを許可した時、合議体は当該物品を提出した当事者に通知しなければならない。当事者は当該通知を受け取った日から 3 か月以内に当該物品を受け取らなければならない。期限が満了になっても引き取られていない場合、又は物品を提出した時に引取り請求を提出していない場合、復審・無効審判部は当該物品を処置する権利を有する。



第五部分  
專利出願および  
事務処理



## 第一章 専利出願書類および手続

### 1. 序文

出願人は、ある発明創造について専利権の取得を要求する場合、専利法及びその実施細則の規定に基づき、専利局に専利出願を提出しなければならない。専利の審査許可手続において出願人は専利法及びその実施細則の規定、又は審査官の要求に基づき、当該専利出願に関連している各種事務を行う必要がある。出願人が専利局に専利出願を提出すること、また専利の審査許可手続においてその他専利に係る事務を行うことを、総じて専利出願手続と称する。

専利出願を提出する出願人が専利局に提出している、専利法第 26 条に規定された願書、明細書、請求の範囲、明細書の添付図面及び要約書、又は専利法第 27 条に規定された願書、図面又は写真、簡単な説明等の書類を、専利出願書類という。専利出願の提出と同時に、又は専利出願の提出後に、出願人（又は専利権者）やその他関連する当事者が当該専利出願（又は専利）に係る各種手続を行う際に提出する専利出願書類以外の各種請求や申告、意見陳述、補正及び各種証明、証拠資料を、その他の書類という。

各種手続を行う際には、対応する書類を提出し、対応する費用を納付し、かつ対応する期限上の要求事項に合致するようにしなければならない。

細則 2

### 2. 専利出願手続処理の形式

専利出願手続は、規定に合致する電子形式、書面等の書面形式で行わなければならない。

口頭、電話、実物、ファックス、電子メール等の形式で行われたものは、提出されていないものとみなし、法的効力を生じない。ただし、別途の規定がある場合を除く。

#### 2.1 電子形式

出願人は電子形式で専利出願を提出して受理された場合、審査許可手続において専利局の指定した特定電子出願システムを介して電子形式で関連の書類を提出しなければならない。ただし、別途の規定がある場合を除く。規定に合致しない場合、当該書類は提出していないものとみなす。

#### 2.2 書面形式

出願人が書面形式で専利出願を提出しかつ受理された場合は、審査許可手続において、書面形式で関連書類を提出しなければならない。別途の規定がない限り、出願人が電子形式で提出した関連書類は提出していないものとみなす。

受理した書面専利出願書類及びその他の書類に対して、専利局はスキャンを行ってデータベースに保存する。書面形式で提出された専利出願書類及びその他の書類は、専利局により電子形式書類に変換されて電子システムデータベースに記録され

る。これは、元の書面文書と同等の効力を有する。

### 2.3 書面出願から電子出願への変更

出願人、復審請求人又は専利代理機構は、書面出願を電子出願に変更するよう請求することができる。国家の安全又は重大な利益にかかわる秘密保持が必要な場合を除く。

請求を提出する出願人、復審請求人又は専利代理機構、は専利局の指定した特定の電子システムを介して請求を提出しなくてはならない。その他の方式を使用して請求を提出した場合、当該請求は提出されていないとみなされる。

## 3. 適用文字

### 細則 3

#### 3.1 中国語

専利出願書類及びその他の書類は、外国政府部門から発行されたもの、或いは外国で作成された証明、又は証拠資料を除き、中国語を使用しなければならない。

審査官は、出願人が提出した中国語の専利出願書類を審査の根拠とする。出願人が専利の出願と同時に提出している外国語の出願書類は、審査手続で審査官の参考に供するものであって、法的効力を有しない。

#### 3.2 漢字

本章第 3.1 節における用語「中国語」は、漢字を指す。専利出願書類及びその他の書類は漢字を使用するものとし、言葉やセンテンスは現代中国語の規範に合致していなければならない。

漢字は、国で公開された簡体字を基準とする。出願書類における異体字や繁体字、規範外の簡体字は、審査官は職権に基づいて訂正するか、若しくは出願人に補正することを通知することができる。

#### 3.3 外国語の翻訳

##### 細則 3.1

専利出願書類が外国語である場合は、中国語に翻訳しなければならない。うち外国語の技術用語は規定に基づいて中国語に翻訳し、かつ規範的な用語を採用しなければならない。統一された中国語訳のない外国語の技術用語は、中国語に翻訳し、訳文の後で括弧に原文を注記するという一般慣行に従ってもよい。計量単位は、国際単位系の計量単位及び国で選定されたその他計量単位を含めた国家法定計量単位を使用しなければならない。必要な際は、括弧にその分野の公知のその他計量単位を併記してもよい。

##### 細則 3.2

当事者が外国語による証明書類、証拠資料を提出する際（例えば、優先権証明書類、譲渡証明等）に、要約の中国語訳文を同時に添付しなければならない。必要と判断した際は、審査官は当事者に規定の期限までに全文の中国語訳文又は要約の中国語訳文を提出することを要求することができる。期限が満了になっても訳文が提出されない場合には、当該書類は提出されていないものとみなす。



#### 4. フォーマット

専利出願（又は専利）手続を行う際は、専利局が制定したフォーマットを使用しなければならない。フォーマットは、専利局が一定の書式・様式に従って統一的に制定、改定、公開する。

専利出願（又は専利）手続を行う際に提出されたフォーマット以外の書類については、審査官は関連規定に基づき、補正通知書を発行するか、若しくは当該手続に対して提出されていないものとみなす通知書を発行することができる。

ただし、出願人が補正通知書又は審査意見通知書の応答時に提出した補正書又は意見陳述書が標準書式でない場合には、出願番号を明記し、出願書類に対する補正であることを示し、そして署名又は押印が規定に合致している限り、書類の書式が要求に合致しているものとみなしてもよい。

##### 4.1 用紙

各種書類に使用される用紙は、柔らかさ、強靱さ、耐久性、滑らかさを持ち、光沢のない白いものでなければならない。品質は 80 グラムオフセット印刷用紙に相当するか若しくはそれ以上のものでなければならない。

##### 4.2 規格

明細書、明細書の添付図面、請求の範囲、要約書、要約の添付図面、図面又は写真、簡単な説明及びその他様式表用紙の規格は、297 ミリメートル×210 ミリメートル（A4）でなければならない。

##### 4.3 ページの余白

出願書類の最上部（標題がある場合は、標題の上端から頁のふちまで）には 25 ミリメートルの余白を、左側には 25 ミリメートルの余白を、右側には 15 ミリメートルの余白を、底部には頁番号の下端から頁のふちまで 15 ミリメートルの余白をそれぞれ残さなければならない。

#### 5. 記載の規則

##### 5.1 タイプ又は印刷

願書、請求の範囲、明細書、要約書、明細の添付図面、要約の添付図面の中の文字の部分及び簡単な説明は、タイプ又は印刷しなければならない。前述の書類における数式と化学式は、製図方式に従って手書きで記載することができる。

その他の書類は別途の規定がない限り、手書きでもよいが、字体は揃える必要があり、訂正書きがあってはならない。

## 5.2 フォント及び規格

各種書類には、宋体や倣宋体、楷書体を使用するものとし、草体又はその他のフォントを使用してはならない。

書面出願の場合の字の高さは3.5ミリメートル以上とし、行間は2.5ミリメートルから3.5ミリメートルの間としなければならない。

## 5.3 記載の方式

各種書類は、別途の規定がない限り、片面・縦向きで使用しなければならない。そして左横書きで記載するものとし、段を分けて記載してはならない。

1部の書類は2件以上の専利出願（又は専利）に係るものであってはならない。1枚の紙に2種以上の書類を含めてはならない（例えば、1枚の紙には明細書と請求の範囲を同時に含めてはならない）。

## 5.4 記載内容

書類にある各欄は事実のとおり詳細に記入し、異なる欄又は異なる書類における同じ内容の記載は一致していなければならない。例えば、住所の欄は、行政区画に従って完全な内容を記入し、郵便番号が住所と一致するようにしなければならない。また、出願人の署名又は押印は出願人の欄の記入内容と一致しなければならない。

## 5.5 フォントの色

フォントの色は黒とし、字は明瞭で、付着性がよく、掠れにくく、色あせにくいもので、コピーやスキャンの際の要求を満たすことを基準とする。

## 5.6 頁番号の作成

各種書類は個々にアラビア数字順で頁番号を作成しなければならない。頁番号は各頁の底部ふちの上端に置き、かつ中央揃えにしなければならない。

## 6. 証明書類

専利出願審査許可手続においてよく使用される証明書類には、非職務発明証明、国籍証明、常時居住地証明、登録地又は常時営業所所在地証明、出願人資格証明、優先権証明（先行出願書類の副本）、優先権譲渡証明、生物材料サンプル寄託証明、出願人（又は専利権者）名称変更或いは権利移転証明、書類配達日証明等が挙げられる。

各種証明書類は、関連の管轄部門が発行したものか、若しくは当事者が署名・押印しなければならない。各種証明書類は原本を提出しなければならない。当該証明書がコピーである場合、公証又は主管理部門の公印を押印して確認しなくてはならない。出願人が専利電子出願の関連手続を行う時、専利法及びその実施細則及び本指南において規定された原本形式で提出しなくてはならない関連証明書類は、原本

の電子スキャン書類を提出することができる。特許局は、必要と判断した際は、出願人に指定期限内で原本を提出するよう要求することができる。

出願人は証明書類の原本を特許局は届出のためにファイルに保管しておくことができ、関連手続を行う際は証明書類の届出番号を明記しなければならない。

出願人（又は専利権者）、その他関連する当事者は特許出願（又は専利）に関する各種手続を行う時、信義誠実の原則を遵守しなければならない。信義誠実の原則に違反する特許出願（又は専利）については、特許局は関連手続を許可せず、既に許可している場合は、これを取り消す。

## 7. 書類の部数

出願人が特許局に対して提出した出願書類及びその他の書類は、例えば専利代理委任状、実体審査請求書、表示変更登録申請書、譲渡契約書などは1部にとする。ただし、別途の規定がある場合を除く。

## 8. 署名又は押印

細則 146.1

特許局に提出する特許出願書類又はその他の書類には、規定に基づき署名又は押印しなければならない。うち、専利代理機構に委任していない出願の場合、出願人（又は専利権者）、その他利害関係人或いはその代表者が署名又は押印するものとし、共有権利に直接関連する手続を行う場合には、権利者全員が署名又は押印しなければならない。また、専利代理機構に委任している出願の場合、専利代理機構が押印するものとし、必要な際には出願人（又は専利権者）、その他利害関係人或いはその代表者が署名又は押印しなければならない。

## 9. 専利事務処理システムの登録

専利事務処理システムは特許局が指定する特定の電子システムであり、専利電子出願、電子納付、集積回路配置図設計の電子出願等の複数の業務をインターネット上の事務処理プラットフォームに集約させたものである。

専利事務処理システムの登録ユーザとは、国家知識産権局と専利事務処理システムユーザサービスの契約をすでに結んでおり、実名でユーザ登録手続を行った自然人、法人及び非法人組織を指す。

ユーザ登録の登録方式、登録情報のメンテナンス、デジタル証明書の使用などの手続は、ユーザサービス契約の内容どおりに処理しなければならない。

出願人が2人以上おりかつ専利代理機構に委任しておらず、かつ電子形式で専利出願書類及びその他書類を提出する場合は、代表者が提出しなければならない。

## 第二章 専利に係る費用

### 1. 費用の納付期限

細則 112

(1) 出願費の納付期限は出願日から起算して2か月以内、又は受理通知書を受け取った日から起算して15日以内である。当該期限以内に納付しなければならない費用は、優先権主張費、出願付加費及び発明専利出願の公開印刷費がある。

優先権主張費とは、出願人が外国優先権又は自国優先権を主張する際に納付する費用をいう。当該費用の金額は、優先権の基礎となる先行出願の件数を以って算定される。

出願付加費とは、出願書類の明細書（添付図面、配列表を含む）の頁数が30頁を超えているか若しくは請求項が10項を超えている場合に納付する費用をいう。当該費用の金額は、頁数又は項目数を以って算定される。

公開印刷費とは、発明専利出願の公開にあたって納付する費用をいう。

規定の期限までに出願費（公開印刷費、出願付加費を含む）を納付していないか、若しくは全額を納付していない場合、当該出願は取り下げたものとみなされる。規定の期限までに優先権主張費を納付していないか、若しくは全額を納付していない場合、優先権を主張していないものとみなす。

法 35.1

(2) 実体審査費の納付期限は出願日から（優先権主張のある場合は、最も早い優先日から）起算して3年以内である。当該費用は発明専利出願のみに適用する。

細則 113

細則 116.2

(3) 期限延長請求費の納付期限は、対応する期限満了日の前までである。当該費用は、延長を求める期限の長さ（月を単位とする）を以って算定される。

細則 6及び

116.1

(4) 権利回復請求費の納付期限は当事者が専利局による権利喪失確認通知を受け取った日から起算して2か月以内である。

法 41.1

(5) 復審費の納付期限は、出願人が専利局の下した拒絶査定を受け取った日から起算して3か月以内である。

細則 113

細則 60及び114

(6) 専利権付与年の年金の納付期限は、専利局が発行した専利権付与通知書と登記手続実行通知書を、出願人が受け取った日から起算して2か月以内である。

細則 115

(7) 年金及びその滞納金の納付期限は本部分第九章第4.2.1節の規定を参照する。

細則 116.3

(8) 書誌的項目変更費、専利権評価報告請求費、無効宣告請求費の納付期限は、対応する請求の提出日から起算して1か月以内である。

細則 111.1

### 2. 費用支払と決済方式

費用については、専利局（専利局の各代行所を含む）に直接納付してもよく、郵便局又は銀行を介して送金してもよく、若しくは規定の其他方式により納付してもよい。専利局代行処での費用徴収範囲は別途規定する。

費用は郵便局又は銀行を介して送金する場合、送金票に正確な出願番号（又は専利番号）及び納付対象費用の名称を明記するものとし、受取用暗証番号を設定してはならない。前述の規定に合致しない場合は、納付手続を行っていないものとみなす。

送金票には、送金人の氏名又は名称及び連絡用の住所（郵便番号を含む）を明記しなければならない。同一の専利出願（又は専利）の納付対象費用が2件以上ある場合、各費用の名称と金額をそれぞれ注記するものとし、各費用の金額の合計額は総納付額に等しいものでなければならない。

同一の送金票に含まれている複数の専利出願（又は専利）について、その納付費用の総額が各専利出願其（又は専利）費用金額の合計よりも少ない場合、処理方法は下記のとおりとする。

(1) 納付者が出願番号（又は専利番号）に順番を付けた場合、注記順に沿って費用を割り当てる。

(2) 納付者が出願番号（又は専利番号）に順番を付けていない場合、左から右、上から下の順番で費用を割り当てる。

うち一部の専利出願（又は専利）に係る費用の金額不足、或いは費用がないことになった場合には、納付手続を行っていないものとみなす。

細則 111.2

費用は郵便局を介して送金しており、送金票に出願番号（又は専利番号）及び費用の名称を明記した場合、郵便局の受取通知票に記載された送金日を納付日とする。郵便局の受取通知票の送金日が、中国郵政一般送金預り証に記載された預かり消印日で示した日付と一致しない場合には、当事者が提出する中国郵政一般送金預り証の原本、又は公証を受けた預り証コピーに示される預かり消印日を納付日とする。審査官は、当事者が提出した証拠に疑問点があると判断した場合、郵便局が発行したもので部門印が押印された証明資料を提出するよう、当事者に要求することができる。

費用が銀行を介して送金されており、出願番号（又は専利番号）及び費用の名称が明記されている場合、銀行の実際の送金日を納付日とする。当事者が納付日について異議があり、かつ銀行が発行したもので部門印が押印された証明資料を提出した場合、証明資料で確認された送金日を以って納付日を改めて確定するものとする。

費用が郵便局又は銀行を介して送金されたものの、出願番号（又は専利番号）が明記されていない場合、費用を返還するものとする。費用が返還された場合、納付手続を行っていないものとみなす。

納付者情報の記載不備又は不正確のため、費用が返還できないか若しくは返金を受け取る者がいないことになった場合、費用は専利局の口座（以下、留保と略称）に一時的に預かる。費用が留保に計上された場合は、納付手続を行っていないものとみなす。

各種費用は人民元で決済する。外貨を使用して支払う費用は、銀行に従い、当該費用を専利局の口座にて為替決済する日の為替レートで人民元に換算した上で決済し、決済日を納付日とする。

### 3. 費用の軽減

細則 117

出願人（又は専利権者）が専利に係る費用の納付が困難な場合、又はその専利が開放許諾実施期限にある場合、専利費用の軽減に関する弁法に基づき、専利局に対

して費用軽減の請求を提出する。

### 3.1 軽減可能な費用の種類

- (1) 出願費（公開印刷費、出願付加費を含まない）
- (2) 発明専利出願の実体審査費
- (3) 復審費
- (4) 年金（専利権付与年から10年の年金、開放許諾実施期限の年金）

### 3.2 費用の軽減の手続

専利出願を提出した時及び審査許可手続において、出願人（又は専利権者）は納付すべきもので期限が満了していない費用の軽減を請求することができる。

費用軽減の請求を提出する場合は、費用軽減請求書を提出するものとし、請求提出前に専利費用軽減届出手続を早期に行わなければならない。専利開放許諾実施契約の届出を行う場合、年金の軽減請求が提出されたものとみなし、専利費用軽減届出手続を行う必要はない。

費用軽減の請求手続は出願人（若しくは専利権者）又は代表者が行わなければならない。専利代理機構に委任している場合、専利代理機構が行わなければならない。

費用の軽減の請求が規定に合致する場合、審査官は費用の軽減の審査許可通知書を発行し、同時に費用の軽減の割合及び種類を明記しなければならない。費用の軽減の請求が規定に合致しない場合、審査官は費用の軽減の審査許可通知書を発行し、軽減を許可しない理由を説明しなければならない。

専利費用の軽減に関する弁法は別途規定する。

## 4. 費用の留保と返還

### 4.1 留保

費用の送金票の記入文字が読み取れないか、若しくは必要事項が欠落していることにより、預かり証が発行できず、費用の返還もできない場合、当該金員を専利局の口座に一時的に預からなければならない。納付者が証明を提供した後、明確な内容チェックができるものについては、直ちに預かり証を発行するか、若しくは返金しなければならない。預かり証が発行されたものは、留保から出金した日を納付日とする。ただし、専利局から権利喪失についての通知を受け取った日から起算して2か月以内に専利局に証拠を提出することによって、銀行側又は郵便局のせいで送金の留保となったことを示した場合、元の送金日を納付日とする。留保して3年間経過しても内容チェックができないものは、帳消しにして上級機関に振り込まなければならない。

## 4.2 返還

### 4.2.1 返還の原則

細則 111.3

専利に係る費用について超過納付した、重複納付して、間違っ  
て納付した場合、当事者は納付日から起算して3年以内に返還請求を提出することができる。

国務院発展開発部門、財務部門及び国務院専利行政部門の発表する公告及び通知の関連規定に合致する場合、当事者は返還請求を提出することができる。

規定に合致する場合、専利局は返還しなければならない。

#### 4.2.1.1 当事者が返還を請求できる場合

(1) 超過納付した場合。例えば、当事者が年金600元を納付すべきであるが、規定の期限以内に実際に納付した費用が650元である場合、超過納付となった50元について返還請求を提出することができる。

(2) 重複納付した場合。例えば、記載事項変更請求を1回提出すると、書誌的項目変更手数料200元を納付すべきであるが、当事者は200元を納付した後に、再度200元を納付した場合、2回目に納付した200元について返還請求を提出することができる。

(3) 間違っ  
て納付した場合。例えば、当事者が納付時に費用の種類、出願番号（又は専利番号）を間違っ  
て記入した場合、若しくは納付額の不足、滞納による権利喪失となったか、或いは権利喪失後に専利に係る費用を納付した場合には、当事者は返還請求を提出することができる。

(4) 当事者が実体審査段階に進んだ発明専利出願に対して、1回目の審査意見通知書の応答期限満了前に自主的に出願を取り下げた場合、発明専利出願の実体審査費の50%を返還請求できる。応答意見を提出した場合は除く。

#### 4.2.1.2 専利局が自発的に費用を返還する場合

下記の状況のいずれか1つを確認した場合、専利局は自発的に費用を返還しなければならない。

(1) 専利出願が取り下げたものと見なされたか、若しくは専利出願の取下げ声明が許可された後、そして専利局で発明専利出願の実体審査段階移行通知書を作成する前に納付した実体審査費。

(2) 専利権の終了後、或いは専利権の全部無効を宣告する旨の決定の公告後に納付した年金

(3) 権利回復請求の審査許可手続が開始した後、専利局で権利回復しない旨の決定を行った場合、当事者が納付した権利回復請求費及び関連費用。

#### 4.2.1.3 費用を返還しない場合

(1) 超過納付した、重複納付した、間違っ  
て納付した費用について、当事者が納付日から3年間経過した後に返還請求を提出する場合。

(2) 当事者が間違っ  
て納付した費用の証拠を提供することができない場合。

(3) 費用の軽減請求が許可される前に、規定に基づいて納付した各種費用について当事者が返還を請求する場合。

#### 4.2.2 費用返還手続

##### 4.2.2.1 費用返還請求の提出

返還請求人は当該金員の納付者でなければならない納付者以外の出願人(又は専利権者)、専利代理機構が返還を請求する場合、納付者から委任を受けて返還手続を行う旨の声明を行わなければならない。

返還請求は書面により提出し、理由を説明し、例えば、専利局から発行された費用預り証のコピー、郵便局又は銀行から発行された送金証票など、対応する証明を添付しなければならない。郵便局又は銀行の証明は原本でなければならない。原本が提供できない場合、発行部門が公印を押印して確認したコピー、若しくは公証を受けたコピーを提供しなければならない。

返還請求には出願番号(又は専利番号)及び返還を求める対象金員の情報(領収書番、費用額)及び受取人情報を明記しなければならない。当事者が郵便局を介しての返還を要求する場合、受取人情報には氏名、住所、郵便番号を含めるものとし、当事者が銀行を介しての返還を要求した場合、受取人情報には氏名又は名称、口座開設銀行、口座番号などの情報を含めるものとする。

##### 4.2.2.2 費用返還の処理

返還可能である旨が確認された場合、専利局は返還請求に明記された受取人情報に基づいて返還を行う。

返還請求において受取人情報が明記されておらず、返還請求人が出願人(又は専利権者)又は専利代理機構である場合、ファイルに記載された対応する住所と氏名又は名称に基づいて返還しなければならない。

返還処理の完了後に、審査官は返還審査許可通知書を発行しなければならない。確認した結果、返還しない場合は、審査官は返還審査許可通知書において返還しない理由を説明しなければならない。

#### 4.2.3 費用返還の効力

返還された金員は、最初から納付されていないものとみなす。

#### 4.2.4 特殊な状況の処理

##### 4.2.4.1 銀行又は郵便局側の責任により必要な費用の納付の情報が不完全となり費用が返還される場合

銀行又は郵便局側の責任により必要な費用の納付の情報(例えば出願番号、費用の名称など)が不完全となり送金分が返還され、当事者が異議を申し立てる場合、書面方式で意見を陳述し、かつ送金銀行又は郵便局から発行されるもので、公印が



押印された証明を添付しなければならない。当該証明は少なくとも、送金人の氏名又は名称、送金額、送金日、送金時に提供した出願番号（又は専利番号）、費用の名称等内容を含むものとする。当事者は同時に、返還された金員を改めて納付しなければならない。

前述の規定に合致している場合、元の納付日を再納付金員の納付日とみなす。それにより、すでに行われた処分決定を改正することとなる場合、審査官は補正訂正通知書を発行しなければならない。前述の規定に合致しない場合、審査官は通知書を発行して当事者に通知し、当該金員は納付されていないものとみなす。

#### 4.2.4.2 送金者による送金後の取戻により送金為替が不渡りとなる場合

郵便局により、送金者の送金を取り戻されて不渡りとなる旨の確認証明が発行された場合、当該金員は納付されていないものとみなす。

#### 4.2.4.3 通知書における専利に係る費用に関する情報に誤りが存在する場合

通知書における専利に係る費用に関する情報に誤りが存在する場合、専利局は訂正しなければならない。当事者は専利局が訂正した費用情報に基づいて費用関連事項を処理しなければならない。

### 5. 費用の照会

当事者が費用の納付状態を照会する場合、銀行の送金票のコピー又は郵便局の送金証票のコピー（専利局の預り証を受け取っていない場合）を提供するか、若しくは預り証のコピー（専利局の預り証を受け取っていない場合）を提供しなければならない。照会の時効は費用の送金日から起算して1年とする。

### 6. 費用の種類の変更

同一の専利出願（又は専利）について費用を納付する際に、費用の種類を間違っ  
て記入した場合、この金員を納付した当事者は、変更後の費用の納付期限以内に費用の種類の変更請求を提出することができるが、対応した証明を添付しなければならない。専利局での確認が完了した後、費用の種類を変更することができる。ただし、異なる出願番号（又は専利番号）同士の間の変更はできない。

当事者が納付した費用の種類が明らかに間違っている場合、審査官は職権に基づいて費用の種類を変更することができる。職権に基づいて費用の種類を変更する場合、当事者に通知しなければならない。

費用の種類の変更となった場合、納付日は変わらない。

### 7. 費用の納付の情報の補完

費用を郵便局又は銀行を介して送金する際に、必要な費用の納付の情報に漏れがあった場合、送金当日に専利局が規定する方式によって補完することができる。補完しても当日に完備されず、さらに補完することとなった場合、専利局で完備された費用の納付の情報を受け取った日を納付日とする。

## 第三章 受理

### 1. 受理部門

専利局受理部門には、専利局初審・工程管理部受理処、復審・無効審判部立案・工程管理処及び専利局各代行処が含まれる。初審・工程管理部受理処は専利出願及びその他関連書類の受理を担当し、復審・無効審判部立案・工程管理処は復審無効宣告請求に関連する処追を受理し、各代行処は関連規定に基づいて専利出願及びその他関連書類を受理する。

専利局受理部門は受理窓口を設置しなければならない。受理登記を受けていない書類は、審査許可手続に移行してはならない。

専利局受理部門の住所は専利局によって公告の形式で公開される。専利局の個人や受理以外部門あてに郵送若しくは直接交付される出願書類及びその他関連書類について、その書類郵送時の消印日、或いは書類交付時の交付日のいずれも出願日、提出日を確定するための効力を有しない。

### 2. 専利出願の受理と不受理

#### 2.1 受理条件

細則 44

専利の出願で以下に挙げる条件に合致しているものについて、専利局は受理しなければならない。

(1) 出願書類に願書があるもの。当該願書における専利出願の類別が明確であるもの。出願人の氏名又は名称と住所が明記されていること。

(2) 発明専利の出願書類に明細書と請求の範囲があるもの。実用新案専利の出願書類に明細書、明細書の添付図面と請求の範囲があるもの。意匠専利の出願書類に図面又は写真と簡単な説明があるもの。

(3) 出願書類は中国語でタイプ又は印刷されていること。すべての出願書類における文字や線がはっきりと認識できるもの。訂正書きがなく、内容が識別できるもの。発明又は実用新案専利出願の明細書の添付図面及び意匠専利出願の図面が消去されにくい筆跡で作成されており、訂正書きがないこと。

(4) 出願人が外国人、外国企業又は外国のその他組の織である場合には、専利法第 18 条第 1 項の関連規定に合致しており、それが属する国で専利法第 17 条の関連規定に合致していること。

(5) 出願人が香港、マカオ又は台湾地区の個人や企業或いはその他の組織である場合には、本指南第一部分第一章第 6.1.1 節の関連規定に合致していること。

細則 44

#### 2.2 不受理となる場合

専利の出願が、下記の状況のいずれか 1 つに該当する場合、専利局は受理しない。

(1) 発明専利の出願について、願書、明細書又は請求の範囲が欠落している場合。実用新案専利の出願について、願書、明細書、明細書の添付図面又は請求の範囲が

欠落している場合。意匠専利の出願について、願書、図面又は写真、或いは簡単な説明が欠落している場合。

(2) 中国語を使用していない場合。

(3) 本章第 2.1 節 (3) に規定された受理条件に合致していない場合。

(4) 願書について、出願人の氏名又は名称、或いは住所の記載が欠落している場合。

法 17 (5) 外国出願人について、国籍又は居住地などが原因で、明らかに専利出願の資格を有しない場合。

法 18.1 (6) 中国大陸地区に常時居住地又は営業所のない外国人、外国企業又は外国のその他組織が単独で出願している、又は、代表者として出願しており、専利代理機構に委任していない場合。

(7) 中国大陸地区に常時居住地又は営業所のない香港、マカオ又は台湾地区の個人や企業或いはその他組織が単独で出願している、又は、代表者として出願しており、専利代理機構に委任していない場合。

(8) 直接外国から専利局に郵送している場合。

(9) 直接香港、マカオ又は台湾地区から専利局に郵送している場合。

(10) 専利出願の類別（発明、実用新案又は意匠）が不明瞭か、或いは確定が難しい場合。

細則 48.3 (11) 分割出願で原出願の類別を変更した場合。

## 2.3 受理と不受理手続

専利局受理部門及び代行処は、専利出願を受けた後に、すべての書類を調査、照合した上で、受理又は不受理の決定を行わなければならない。

細則 43

### 2.3.1 受理手続

専利の出願で受理条件に合致している場合、受理手続は下記のとおりとなる。

(1) 受取日の確定：受理部門が当該出願書類を受け取った日付を記録する。

(2) 書類の確認：すべての書類の数をチェックし、願書に記載された出願書類及びその他書類の名称と数を照合して、確認した結果を記録する。ヌクレオチド又はアミノ酸配列に係る発明専利出願についてはさらに、対応した配列表を含めたコンピューター読み取り可能な方式により副本が提出されたか否かを確認しなければならない。例えば光ディスクやフロッピーディスクなどである。郵送で提出された専利出願は、ファイルの郵便物追跡番号を記録し、封筒を保管する。

法 28

細則 4.1、4.2

(3) 出願日の確定：電子出願については、要件に合致する出願書類を専利局の指定する特定の電子システムに入力した日付を出願日とする。専利局受理部門又は代行処の窓口まで直接提出される専利出願については、受け取った日を出願日とする。郵便局を介して専利局受理部門まで郵送される専利出願については、封筒上の発送消印日を出願日とする。封筒上に発送消印がない場合又は発送消印日が不明瞭又は異常で読み取れない場合、専利局受理部門の受取日を出願日とする。宅配業者を介して専利局受理処又は代行処に提出される専利出願は、受取日を出願日とす

る。専利局の受理以外の部門又は個人あてに郵送若しくは提出される専利出願は、受理部門が実際に受け取った日を出願日とする。

(4) 出願番号の付与：専利出願の類別及び専利出願の時間順に沿って、対応する専利出願番号を付与する。

(5) 通知書の発行：専利出願受理通知書、出願費納付通知書又は費用軽減審査許可書を発行する。

### 2.3.2 分割出願の受理手続

#### 2.3.2.1 国内出願の分割出願の受理手続

国内出願の分割出願は、通常の専利出願の受理条件に基づいて分割出願に対する受理審査を行う以外、分割出願の願書において原出願の出願番号及び原出願の出願日が記入されているかを審査しなければならない。分割出願の願書には原出願の出願番号が正確に記入されているが、原出願の出願日が記入されていない場合、原出願番号に対応する出願日を出願日とする分割出願の願書に原出願の出願番号が記入されていないか、若しくは記入された原出願の出願番号に誤りがある場合、通常の専利出願として受理する。

受理条件に合致している分割出願について、専利局は受理するものとし、専利出願番号を付与し、原出願の出願日を出願日とし、かつ分割出願の提出日を記載しなければならない。

#### 2.3.2.2 国内段階移行の国際出願における分割出願の受理手続

国際出願が国内段階移行の後に提出された分割出願について、審査官は通常の専利出願の受理条件に基づいて分割出願に対する受理審査を行う以外、分割出願の願書において原出願の出願日及び原出願の出願番号が記入されているかを確認しなければならない。当該原出願の出願日はその国際出願日であり、原出願の出願番号は国内段階移行の際に専利局が付与した出願番号でなければならない。

### 2.3.3 専利法実施細則第45条に基づき、引用により先行出願に欠落書類を補充する場合の受理手続

細則 45

専利法実施細則第四十五条の規定に基づいて、出願人は先行出願を引用する方式で請求の範囲又は明細書（実用新案専利添付図面）を補充する場合、1回目に専利出願を提出する際に引用による補充の声明を提出しなければならない。出願人が専利局の制定した、引用による補充を含む専利請求書のフォーマットを使用する場合、引用による補充の声明を提出したものとみなされる。受理手続において、発明専利出願又は実用新案専利出願に明細書（実用新案に添付図面がない）又は請求の範囲が欠落していることを発見した場合、当該出願が優先権を主張しているものである場合は、専利局は欠落書類補充通知書を発行する。優先権が主張されていない場合は、専利局は書類不受理通知書を発行する。分割出願には専利法実施細則第45条の規定を適用しない。

出願人が 1 回目の専利出願提出日から 2 か月以内又は欠落書類補充通知書を受け取った日から 2 か月以内に引用による補充の声明を提出し、欠落書類を補充し、かつ受理条件を満たす場合、専利局は受理通知書、出願納付通知書又は費用軽減審査許可通知書を発行する。規定期限内に先行出願に引用して欠落書類を補充しなかった、又は補充後も受理条件を満たさない場合、専利局は書類不受理通知書を発行する。

#### 2.3.4 不受理手続

専利の出願が受理条件に合致していない場合、不受理手続は下記のとおりとなる。

- (1) 受取日の確定：受理部門が当該出願書類を受け取った日付を記録する。
- (2) 不受理ファイル番号を記録し、不受理の理由などの情報を記録して書類不受理通知書を発行する。
- (3) 受理条件に合致しない出願書類はファイルに保管しておくものとし、原則、当事者に返還しない。

専利局受理部門の窓口に直接提出された専利出願が受理条件に合致しない場合、受け取ってはならず、当事者に対して直接理由を説明しなければならない。

### 3. その他の書類の受理と不受理

#### 3.1 その他の書類の受理条件

出願後に当事者が提出するその他の書類で、以下に挙げる条件に合致しているものは、専利局は受理しなければならない。

- (1) 各書類には、当該書類に係る専利出願の出願番号（又は専利番号）が明確に注記されており、かつそれに係る専利出願（又は専利）が 1 件のみである。
- (2) 各書類が中国語で記載されている。字が明瞭で、字体が揃っており、消去されにくい筆跡で作成されている。外国語による証明資料に、中国語リストが添付されている。

専利局受理部門は、出願人（又は専利権者）或いはその他関連する当事者から提出されたもので、専利出願に関するその他の書類を受け取った場合は、すべての書類を調査、照合しなければならない。

#### 3.2 その他の書類の受理手続

その他の書類で受理条件に合致している場合、受理手続は下記のとおりとなる。

- (1) 受取日の確定：受理部門が書類を受け取った日付を記録する。
- (2) 書類の確認：すべての書類の数をチェックし、確認した結果をリストに記録する。提出書類における出願番号が間違った番号である場合、もしその他の情報に準拠して、その正確な出願番号を判定することができる場合、職権に基づいてこれを確定してよい。判定することができない場合、受理しないものとする。
- (3) 提出日の確定：その他の書類の提出日の確定は、本章第 2.3.1

節第(3)号の規定を参照する。

(4) 書類受取受領書を付与する。当事者が受理窓口で提出した書類については、書類情報を確認した後、専利局が書類受取受領書を発行し、受領書に受理部門の受取日を明記しなければならない。当事者が郵送の方式で書類を提出した場合、専利局は書類受取受領書を発行しない。

### 3.3 その他の書類の不受理手続

その他の書類で受理条件に合致しない場合、本章第2.3.3節に規定された手続に基づいて処理し、書類不受理通知書を発行する。

## 4. 出願日の訂正

専利出願受理通知書を受け取った出願人は、当該通知書に記載された出願日が当該出願書類の郵送日と一致しないと判断した場合、専利局に対して出願日の訂正を請求することができる。

専利局は出願人からの出願日の訂正請求を受けた後に、訂正請求が以下に挙げる規定事項に合致しているか否かを調査しなければならない。

(1) 専利出願書類の提出日から起算して2か月以内、若しくは出願人が専利出願受理通知書を受け取ってから1か月以内に提出していること。

(2) 専利出願書類を郵送した郵便局から発行された発送日に関する有効証明が添付されており、当該証明において明記された郵送書留番号と請求書に記録された書留番号と一致していること。

出願日の訂正請求が規定に合致している場合は、審査官は修正訂正通知書を発行しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は提出されていないものとみなす通知書を発行し、かつ理由を説明しなければならない。

当事者は、専利局で確定したその他の書類の提出日に対して異議がある場合、専利局から発行された書類受取受領書、郵送した郵便局から発行された証明又はその他有効な証明資料を提供しなければならない。証明資料が規定に合致している場合、専利局は提出日を改めて確定し、関連のデータを補正しなければならない。

## 5. 受理手続における誤りの訂正

専利局受理部門の受理作業における誤りが発現された場合、直ちにこれを訂正するものとする。

訂正によって納付費用額に影響が生じる場合、当事者は本部分第二章第4.2.4.3節に規定された手続で費用関連事項を処理しなければならない。

専利局内部で非受理部門に誤って届いた書類は直ちに受理部門に返還し、返還した理由を明記しなければならない。

## 6. 照会

専利局受理部門は書類を受け取った後、書類の提出方式、提出日、包袋番号又は書留番号などの情報を記録しなければならない。当事者が専利局受理部門に提供できる受領書又は受理通知書を除き、書類受取登記簿上の記録を基準とする。

照会の時効は1年であり、当該書類が提出された日から起算する。



## 第四章 専利出願書類ファイル

### 1. ファイル及び構成

専利出願ファイルは、専利出願審査手続及び専利権の有効期限において徐々に形成されたもので、かり、確認のためにオリジナル記録として保管されている各種書類の集合体であり、包袋と電子ファイルが含まれている。専利出願ファイルは専利局で審査許可を行い、そして各種の結論を導くための根拠になっている。

### 2. 包袋

包袋には、包袋フォルダーと包袋フォルダー内の各種書類が含まれる。

#### 2.1 包袋フォルダー

包袋フォルダーは書類の保管、そして包袋の中の重要内容の記録に使用されるため、包袋フォルダーは包袋の重要な構成部分である。

包袋フォルダーが自然又は人為的な原因により破損し、新しいものと交換することになる場合は、包袋フォルダーにあった記録を全部新しいものに移動させ、元の包袋フォルダーを包袋とともに保管するものとし、破棄してはならない。

#### 2.2 書類

専利出願包袋内の書類は主に以下のものに由来する。

- (1) 出願人が専利を出願する際に提出した専利出願書類及びその他の書類。
  - (2) 専利局で専利出願書類及びその他の書類について審査する過程において、出願人が審査官からの要求に応じて行った各種の応答。
  - (3) 専利出願を提出した後に、出願人が自発的に各種手続を行う際に提出した書類及び証明資料。
  - (4) 専利出願審査手続及び専利権の有効期限において、全て者が法に基づいて専利出願（又は専利）について提出した各種書類、及び人民法院などの部門でこれらの書類を審理した後に生成された書類。
  - (5) その他の関連書類。
- 処理、作成、ファイルされた前述の書類は、包袋の重要な構成部分となる。

#### 2.3 包袋の作成

作成にあたっては以下の原則を順守しなければならない。

- (1) 真実性の原則。収集対象内容は、出願人（又は専利権者）、その他の関連当事者などが専利の出願、専利出願の審査許可、権利付与後など各法的手続において提出したオリジナルの書類でなければならない。これらの書類について、置き換え、削除、補足、訂正書きなどをしてはならない。
- (2) 独立性の原則。専利出願1件ごとに独立した包袋を1つ作成し、当該専利出願の出願番号を当該包袋の包袋番号とする。包袋の存在している全過程において当

該包袋番号を使用しなければならない。

同一の出願人（又は専利権者）がいくつかの専利出願（又は専利）について内容が完全に同一の手続を行う際は、全ての専利出願（又は専利）について個々に請求を提出しなければならない。これらの書類は各々の包袋に収納される。出願人（又は専利権者）は、「参照する」といった方法で書類を省いてはならない。専利出願について集団で出願人（又は専利権者）の名称変更又は権利の移転を行う場合、証明書類の副本は専利局による確認を受けた後、正本と同等な効力を有する。

(3) 時間順の原則。当事者が法に基づいて専利局で各種手続を行った場合、専利局は提出される各種書類を直ちに処理し、作成してファイルに収納しなければならない。

専利出願包袋は、各書類の処理時間順に作成しなければならない。

### 3. 電子ファイル

電子ファイルの設置については本章第 2.3 節の原則を参照するものとし、以下に挙げる内容を含めなければならない。

(1) 専利局が、当事者により提出された書面に基ついて作成した図形書類及びコード化した書類。

(2) 当事者が規定の形式に従って提出したヌクレオチド又はアミノ酸の配列表。

(3) 専利審査許可手続及び復審、無効宣告手続において、専利局で下した通知、決定（例えば補正通知書、拒絶査定など）とその他の書類（例えば発明専利出願単行書、発明専利、実用新案専利及び意匠専利の単行書など）。

(4) 専利に係る費用に関連するデータ。

(5) 専利出願又は専利の審査許可に関連する法的状態や変化の履歴。

(6) 専利審査許可手続におけるすべての書誌的事項及びその変更の履歴。

(7) 当事者が電子出願方式により提出した電子書類。

(8) 専利権評価報告。

(9) 分類番号、所属する審査部門、各種標記（例えば優先権のマーク、実体審査請求のマーク、秘密保持のマークなど）。

### 4. 法的効力

専利出願ファイルは、専利の審査許可、復審、無効宣告など法的手続及び権利帰属をめぐる紛争に起因した関連手続についての真実の記録である。

### 5. 閲覧と複製

#### 5.1 閲覧と複製の原則

法 21.3

(1) 専利局は、公開前の発明専利出願、権利付与公告前の実用新案・意匠専利出願について秘密保持の責任を持つ。その間、閲覧・複製の請求人は、同案件の出願人とその専利代理人に限定する。

(2) 全ての者は、専利局に対して、公開後の発明専利出願の包袋及び権利付与公

告後の実用新案・意匠専利出願の包袋の閲覧及び複製を請求することができる。

細則 145.1

(3) すでに結審された復審案件及び無効宣告案件の包袋は、原則閲覧、複製することができる。

(4) 専利局の関連部門は、まだ結審されていない復審・無効審判請求案件の包袋について秘密保持の責任を持つ。復審と無効宣告手続における書類について、閲覧と複製の請求人は、当該案件の当事者に限定する。

(5) 案件の結論として、提出されていないものとみなす、受理しない、自発的取下げ、みなし取下げとなっている復審・無効審判請求案件の包袋は、復審と無効宣告手続における書類について、閲覧と複製の請求人は、当該案件の当事者に限定する。

(6) 専利局は、審査上の必要に応じて当事者に提供を要求した各種書類を、原則閲覧、複製することができる。ただし、閲覧と複製行為で当事者の適法な権益を損なうか、若しくはプライバシー又は商業秘密に係る恐れのある場合は除く。

(7) 国家利益に係るもの、或いは専利局内部の業務上及び管理上の必要により包袋に保留してある関連書類は、閲覧、複製してはならない。

## 5.2 認められる閲覧と複製の内容

(1) 公開前の発明専利出願、権利付与公告前の実用新案・意匠専利出願について、同案件の出願人又は代理人は、出願書類、出願と直接関連している手続上の書類、及び初歩審査手続において出願人に発行した通知書と決定書、通知書に対する出願人の応答意見の本文を含め、当該専利出願包袋の関連内容を閲覧、複製してよい。

(2) 公開済みだが、まだ専利権の付与公告がされていない発明専利出願の包袋については、出願書類、出願と直接関連している手続上の書類、公開書類、及び形式審査手続において出願人に発行した通知書と決定書、通知書に対する出願人の応答意見の本文を含め、さらに実体審査手続中に出願人に対して発行された通知書、検索報告書及び決定書を含む、当該専利出願包袋における関連内容を閲覧、複製することができる。

細則 145.1

(3) 専利権の付与公告がされた専利出願の包袋について閲覧、複製できる内容としては、出願書類、優先権書類、出願と直接関連している手続上の書類、発明専利出願単行書、発明専利、実用新案専利及び意匠専利の単行書、専利登記簿、専利権評価報告、並びに結審されている各審査手続（初歩審査、実体審査、復審・無効宣告などを含む）において専利局が、出願人又は関連当事者に発行した通知書、検索報告及び決定書、出願人若しくは関連当事者の通知書に対する応答意見の正文が含まれる。

(4) 復審手続、無効宣告手続にあり、まだ終結していない専利出願の包袋について、特別な事情により閲覧、複製する必要がある場合、関係者から同意を得た後に、前述第(1)と(2)号の関連規定を参照して、専利出願包袋の中で現下の審査手続に移行された前の内容物を閲覧、複製するものとする。

### 5.3 閲覧と複製の手続

専利出願包袋の中の書類の閲覧、複製にあたって、以下に挙げる順に沿って行わなければならない。

- (1) 請求人が書面による請求を提出し、規定の費用を納付する。
- (2) 専利局の職員は、請求人が提示した関連証明又は証明書を審査した後に、包袋の保有部門から包袋を受け取り、本章第 5.2 節の規定に基づいて包袋を整理し、閲覧と複製が認められない書類は取り出す。
- (3) 請求人と閲覧の時間を約束し、閲覧通知書を発行する。
- (4) 閲覧者は閲覧通知書を以って、指定された場所で書類を閲覧し、複製する必要がある書類を複製する。
- (5) 専利局の職員は、閲覧後の専利出願包袋を改めて整理し、書類閲覧の請求のための証明の原本及び証明書のコピーを包袋に保管した後、当該包袋を保有部門に返還する。

## 6. 包袋の保管期限と処分

細則 145.2 及び 3

### 6.1 保管期限

終結した案件の包袋は、権利付与されずに終結した（みなし取下げ、取下げ、拒絶など）案件の包袋と権利付与後に終結した（専利権取得のみなし放棄、専利権の自発的放棄、年金未納付による専利権終了、専利権期限満了、専利権の全部無効宣告済みなど）案件の包袋との 2 つに分類することができる。

権利付与されずに終結した案件の包袋の保管期限は 2 年とし、権利付与後に終結した案件の包袋の保管期限は 3 年とする。保管期限は案件の終結日から起算する。

分割出願のある原出願の包袋の保管期限は、最後に終結した分割出願の終結日から起算する。

不受理の決定が行われた専利出願書類の保管期限は 1 年とする。保管期限は不受理通知書の発行日から起算する。

### 6.2 処分

処分前に、コンピューターを介して包袋処分明細を作成する。同明細に、処分される包袋の包袋番号、基本の記載事項、処分日が記載される。明細は管轄局長が署名して処分を承認した後、包袋管轄部門が処分作業を実施するものとする。

## 第五章 秘密保持出願と外国専利出願の秘密保持審査

### 1. 秘密保持の範囲

専利法第4条に規定された秘密保持の範囲は、国家の安全又は重大な利益という2つの面に関わる発明創造である。

専利法実施細則第7条1項の規定に基づき、専利局で受理した専利出願が国防上の利益に係り、秘密保持が必要な場合は、遅滞なく国防知識産権局に移管し、審査を行わなければならない。

専利法実施細則第7条2項の規定に基づき、専利局はその受理した発明又は実用新案専利出願が、国防上の利益以外の国家の安全又は重大な利益に関連しており、秘密保持が必要であると判断した場合は、秘密保持専利出願として取り扱うことを遅滞なく決定し、且つ出願人に通知しなければならない。

### 2. 秘密保持の基準

秘密保持の基準は国家の関連規定に基づいて実施する。

### 3. 専利出願の秘密保持の確定

#### 3.1 出願人が秘密保持請求を提出した場合の秘密保持確定

##### 3.1.1 秘密保持請求の提出

出願人は、その発明又は実用新案専利の出願が国防上の利益以外の国家の安全又は重大な利益に関連しており、秘密保持が必要であると判断した場合は、専利出願を提出すると同時に、請求書上で秘密請求を提出しなければならない。その出願書類は書面形式で提出しなければならない。出願人は、発明専利出願が公開の準備段階に入る前、或いは実用新案専利出願が権利付与公告準備段階に入る前に、秘密保持請求を提出してもよい。

秘密保持請求を請求する前に、その出願内容が国家の安全又は重大な利益に関連しており、秘密保持が必要であることが確定している場合、出願人は秘密等級確定に関連する機関、組織体の発行する機密保持証明資料を提出しなければならない。

秘密保持資料には、発明創造の名称、出願人氏名又は名称、秘密等級、秘密保持期限、秘密保持の理由及び秘密保持の要点、秘密確定責任者、秘密確定機関又は組織体の連絡先及び連絡先電話番号、出願人の重要機密の通信住所及び秘密確定日を明記しなければならない。当該文書には秘密確定機関又は組織体の公印を押印しなくてはならない。

##### 3.1.2 秘密保持の確定

審査官は秘密保持の基準に従って専利出願について審査を行い、種々の異なる情

況に基づいて秘密保持の必要があるか否かを確定する。

細則 7.1

(1) 専利出願の内容が国防上の利益に係る場合、国防知識産権局で秘密保持の確定作業を実施する。秘密保持の必要があるものは、遅滞なく国防知識産権局に移管して審査を行わなければならない。審査官は出願人に、専利出願の国防専利局移管通知書を送付する。秘密保持の必要がないものは、審査官は出願人に、当該専利出願を秘密保持の対象とせず、一般の専利出願として取り扱う旨の秘密保持審査許可通知書を送付する。

細則 7.2

(2) 発明又は実用新案の内容が、国防上の利益以外の国家の安全又は重大な利益に係る場合、専利局で秘密保持の確定作業を実施し、必要な場合は該当分野の技術専門家を招請して確定作業に協力してもらうことができる。審査官は秘密保持確定作業の結果に応じて秘密保持審査許可通知書を出願人に送付し、秘密保持の必要があるものについて、当該専利出願を秘密保持の対象とし、秘密保持の専利出願として取り扱うことを出願人に通知し、秘密保持の必要がないものについて、当該専利出願を秘密保持の対象とせず、一般の専利出願として取り扱うことを出願人に通知する。

### 3.2 専利局が自ら行う秘密保持の確定

分類担当審査官は、発明又は実用新案専利出願について分類作業を行う際、発明の内容が国家の安全又は重大な利益に係る可能性があるが、出願人が秘密保持を請求していない発明又は実用新案専利出願を選出する。審査官は本章第 3.1.2 節の規定に基づいて前記の専利出願について秘密保持の確定作業を行う。

秘密保持専利出願であると確定された電子出願については、審査官は当該専利出願を書面形式に切り替えて審査を継続し、且つ出願人に通知しなければならない。出願人は以降書面形式で専利局又は国防知識産権局に対して各種書類を提出しなければならない。

細則 7

### 4. 秘密保持専利出願の審査許可の工程

細則 61

(1) 国防上の利益に係り、秘密保持が必要な専利出願は、国防知識産権利局で審査する。審査の結果、拒絶の理由を発見しないときは、専利局が国防知識産権利局の審査意見に従って国防専利権の付与を決定し、そして国防知識産権利局に国防専利権証書の発行を委任するとともに、専利公報において国防専利の専利番号や出願日、権利付与公告日を公告する。

国防知識産権局専利復審委員会で国防専利権の無効宣告決定を行った場合、専利局は専利公報において専利番号や権利付与公告日、無効宣告決定番号、無効宣告決定日を公告しなければならない。

(2) 国防上の利益以外の国家の安全又は重大な利益に係り、秘密保持が必要な発明又は実用新案専利出願について、専利局は次のような手続に沿って審査・管理を行う。

審査官は秘密保持の必要があると確定された専利出願の包袋に秘密保持のマークを付与し、当該専利出願の秘密解除決定がなされるまでに、秘密保持管理を行う。

秘密保持の専利出願の初歩審査と実体審査はいずれも、専利局が指定した審査官が行う。

発明専利出願の初歩審査と実体審査は、一般の発明専利出願と同一の基準に沿って行う。初歩審査に合格した秘密保持の専利出願は公開しない。実体審査の請求で規定に合致した場合は、直接実体審査手続に進む。実体審査の結果、拒絶の理由を発見しないときは、秘密保持の発明専利権の付与を決定し、発明専利権付与通知書と登録手続通知書を送付する。

実用新案専利出願の初歩審査は、一般の実用新案専利出願と同一の基準に沿って行う。初歩審査の結果、拒絶の理由を発見しないときは、秘密保持の実用新案専利権の付与を決定し、実用新案専利権付与通知書と登録手続通知書を送付する。

秘密保持の専利出願の権利付与公告では、専利番号や出願日、権利付与公告日のみを公布する。

## 5. 専利出願（又は専利）の秘密解除手続

### 5.1 出願人（又は専利権者）による秘密解除請求の提出

秘密保持の専利出願の出願人又は秘密保持専利の専利権者は、書面で秘密解除請求を提出することができる。秘密保持請求の提出時に、関連部門による秘密等級確定に係る文書を提出した場合、出願人（又は専利権者）は秘密等級を確定した機関、組織体による秘密解除に同意する旨の証明書類を添付しなければならない。

専利局は、秘密解除請求対象の秘密保持専利出願（又は専利）について秘密解除の確定作業を行い、かつその結果を出願人に通知する。

### 5.2 専利局による定期的秘密解除

専利局では2年ごとに、秘密保持の専利出願（又は専利）の精査を行う。精査した結果、秘密保持を継続する必要がないと判断したものは、出願人に秘密解除の旨を通知する。

### 5.3 秘密解除後の取り扱い

審査官は解除後の専利出願（又は専利）について秘密解除のマークを付与する。秘密解除後の発明専利出願で、まだ専利権が付与されていないものは、一般の発明専利出願に準じた審査・管理を行う。公開の要件に合致するものは、これを公開し、かつ発明専利出願の単行書を発行する。秘密解除後の実用新案専利出願で、まだ実用新案専利権が付与されていないものは、一般の実用新案専利出願に準じた審査・管理を行う。

秘密解除後の発明又は実用新案専利については、秘密解除公告を行い、発明又は実用新案専利の単行書を発行した上で、一般の専利に準じた管理を行う。

### 5.4 機密解除された国防専利の受け取り及び処理

専利局は国防知識産権局の移管した機密解除された国防専利を受け取った後、当

該専利に対して直ちに機密解除の公告を行い、発明専利の単行書を出版し、当該専利を一般専利に切り替えて管理を行わなければならない。

## 6. 外国へ専利出願する場合の秘密保持審査

法 19.1 専利法第 19 条 1 項では、組織体又は個人が中国で完成した発明又は実用新案について外国で専利出願する場合、専利局に事前申告し、秘密保持審査を受けなければならない、と規定している。

法 19.4 専利法第 19 条第 4 項では、本条第 1 項に違反して外国で専利出願した発明又は実用新案について、中国で専利出願をした場合は専利権を付与しない、と規定している。

細則 8 専利法実施細則第 8 条の規定に基づいて、組織体又は個人が中国で完成した発明又は実用新案について外国で専利出願する場合、以下の方式のいずれか 1 つによって専利局に秘密保持審査の実施を請求しなければならない。

(1) 直接外国に専利出願する又は関連外国機関に専利の国際出願を提出する場合、事前に専利局へ請求を申し立て、かつその技術的解決手段について詳しく説明する。

(2) 専利局に専利出願をし、その後外国で専利出願する或いは関連外国機関に専利の国際出願を提出する予定の場合、外国で専利出願をする或いは関連外国機関に専利の国際出願を提出する前に専利局に請求を申し立てる。

専利局に専利の国際出願を提出した場合は、同時に秘密保持審査の請求を申し立てたものとみなされる。

前記規定にいう外国へ専利出願するとは、外国の国や外国の政府間専利協力機構が設立した専利主管機関に専利出願をすることをいい、関連外国機関に専利の国際出願を提出するとは、PCT 受理官庁である外国の国や外国の政府間専利協力機構が設立した専利主管機関或いは世界知的所有権機関国際事務局に専利の国際出願を提出することを言う。

### 6.1 外国への直接的な専利出願を予定している場合の秘密保持審査

#### 6.1.1 秘密保持審査請求の提出

細則 8.2 外国へ専利出願する場合の秘密保持審査請求の書類には、外国専利出願秘密保持  
細則 20 審査請求書と技術的解決手段明細書を含めるものとする。請求書と技術的解決手段明細書は、中国語で作成するものとし、請求人は同時に相応する外国語の文書を提出し審査官の参考に供することができる。技術的解決手段の明細書は外国へ専利出願する内容と一致しなければならない。技術的解決手段明細書は専利法実施細則第 20 条の規定を参照して作成してよく、かつ本部分第一章のその他の規定に合致するものとする。

#### 6.1.2 秘密保持審査

審査官は外国向け出願専利の秘密保持審査請求書類に対して形式機密保持審査



を行う。請求文書の形式が規定に合致しない場合、審査官は、請求の提出日から2か月以内に当該外国向け出願専利の秘密保持審査請求が提出されていないとみなす旨を請求人に通知し、状況が複雑な場合は、請求の提出日から4か月以内に請求人に通知することができ、請求人は規定に合致する外国向け出願専利の機密保持審査請求を改めて提出することができる。

技術的解決手段が、明らかに秘密保持が不要であるものの場合、審査官は請求の提出日から2か月以内に当該技術解決手段について外国向けの出願専利を行うことができる旨を請求人に通知しなければならない。状況が複雑な場合は、請求の提出日から4か月以内に請求人に通知することができる。技術的解決手段が秘密保持を要し得るものである場合、審査官はさらなる秘密保持審査、外国向け出願専利の見合わせを行う旨の審査意見を請求人に通知しなければならない。審査官は請求の提出日から2か月以内に外国向け出願専利の秘密保持審査意見通知書を発行しなければならない。状況が複雑な場合は、請求の提出日から4か月以内に通知書を発送し、前述の審査の結論を請求人に通知する。

外国向け出願専利の見合わせを行う旨を請求人に通知した場合、審査官はさらなる秘密保持審査を行わなければならない。必要な時は関連分野の技術専門家の協力を要請して審査を行う。審査官は秘密保持審査の結論に基づいて請求の提出日から4か月以内に外国向け出願専利の秘密保持審査決定を発行し、状況が複雑な場合は、請求の提出日から6か月以内に決定を発行し、当該技術的解決手段を外国向け出願専利とするか否かの結果を請求人に通知する。

## 6.2 専利出願後に外国への専利出願を計画している場合の秘密保持審査

### 6.2.1 秘密保持審査請求の提出

細則 8.2

出願人が専利局に専利を出願した後に外国へ専利出願をする場合、専利出願の提出と同時に又はそれ以降に、外国専利出願秘密保持審査請求書を提出しなければならない。上述の規定に沿った請求を提出していない場合は、請求が提出されていないものとみなされる。外国へ専利出願する内容は、当該専利出願の内容と一致しなければならない。

### 6.2.2 秘密保持審査

審査官は、外国専利出願秘密保持審査の請求を申し立てた専利出願について、本章第6.1.2節の中の規定を参照し秘密保持審査を行うものとする。

## 6.3 国際出願の秘密保持審査

細則 8.2

### 6.3.1 秘密保持審査請求の提出

出願人が専利局に国際出願を提出した場合は、同時に外国専利出願秘密保持審査の請求を申し立てたものとみなされる。

### 6.3.2 秘密保持審査

秘密保持の必要のない国際出願は、審査官が通常の国際段階の手續に沿って処理する。秘密保持の必要のある国際出願について、審査官は出願日より三か月以内に、国家の安全上の理由から記録原本と調査報告書を送付しない旨の通知書を発行することによって、当該申請をそれ以降国際出願として取り扱わないことを出願人と国際事務局に通知し、国際段階の手續を終了する。出願人は上述の通知を受け取った場合、当該出願の内容について外国へ専利出願をしてはならない。

## 第六章 通知と決定

### 1. 通知と決定の発生

#### 1.1 通知と決定の種類

専利出願の審査許可手続、復審手続、無効宣告手続及び専利法とその実施細則で規定されたその他の手続において、審査官は状況により各種の通知や決定を行う。これらの通知と決定は主に、専利出願受理通知書、審査意見通知書、補正通知書、手続合格通知書、みなし取下げ通知書、権利回復請求審査許可通知書、発明専利出願の実体審査請求期限満了前通知書、費用納付通知書、費用軽減許可通知書、発明専利出願初歩審査合格通知書、発明専利出願公開通知書、発明専利出願の実体審査段階移行通知書、発明専利権付与通知書、実用新案専利権付与通知書、意匠権付与通知書、登記手続実行通知書、専利権取得みなし放棄通知書、専利権終了通知書、拒絶査定、復審決定書、無効宣告審査決定などが含まれる。

#### 1.2 通知と決定の作成

通知と決定の作成にあたって、専利法とその実施細則及び本指南の関連規定に合致しなければならない。

本指南でその他の章・節において専ら規定したものを除き、通知と決定は一般的に、受取人情報、記載事項、通知又は決定の内容、署名及び/又は押印、発行日を含めなければならない。うち、

(1) 受取人情報には、受取人の住所、郵便番号、受取人の氏名が含まれる。

(2) 書誌的事項には、出願番号（又は専利番号）、発明創造の名称、出願人（又は専利権者）全員の氏名又は名称が含まれる。無効や中止手続における通知書であれば、請求人全員の氏名又は名称も含めなければならない。

(3) 通知、決定の内容には、通知又は決定の名称及び本文が含まれる。当事者にとって不利益となる通知又は決定を行った際には理由を説明し、必要な場合は、後続の法的手続を明記しなければならない。

(4) 署名及び/又は押印：通知と決定には、審査官の署名がなければならない。審査確認の必要がある場合は、審査確認係の署名がなければならない。下された通知と決定には、国家知識産権局又は国家知識産権局の審査業務用の印鑑を押印しなければならない。

### 2. 通知と決定の送達

#### 2.1 送達の方式

### 2.1.1 郵送

郵送による書類の送達とは、郵便局を介して通知と決定を当事者に送達することをいう。別途の規定がない限り、書類の郵送は書留とし、かつコンピューターにおいて書留番号、受取人の住所と氏名、書類の類別、それに係る専利の出願番号、発行日、発行部門を登録しなければならない。郵送されて返還された書簡については、返還日を登録しなければならない。

### 2.1.2 直接送付

専利局から同意を得た専利代理機構は、専利局により指定された時間と場所において通知と決定を遅滞なく受け取ってもよい。特別な場合は、専利局からの同意得た当事者本人でも、専利局により指定された時間と場所において通知と決定を受け取ることができる。

受理窓口における受理通知書と書類受領書の対面交付を除き、その他の書類の対面交付時は、登録と自署による受領手続を行わなければならない。特別な場合は、出願包装袋に当事者が署名又は押印をした上で、当事者の身分証明書の名称や番号と発行機構を記録しなければならない。

### 2.1.3 電子形式

電子形式で提出された専利出願については、専利局は、指定された特定の電子システムを介して電子形式で出願人に対して各種通知書、決定及びその他書類を送達する。

### 2.1.4 公告による送達

専利局で出した通知と決定が返還された場合、審査官はファイルと照合しなければならない。送付先の住所不明、若しくはその他の原因により、書類を再郵送することができないことが確定した場合、専利公報において公告の方式で当事者に通知しなければならない。公告日から1か月経過したら、当該書類は送達したものとみなす。

## 2.2 受取人

### 2.2.1 当事者が専利代理機構に委任していない場合

当事者が専利代理機構に委任していない場合、通知と決定の受取人は願書に記載されている連絡者となる。願書に連絡者が記載されていない場合、受取人は当事者となる。当事者が2名以上いる場合、願書の中で筆頭署名者の当事者以外の者を代表者と指定している別途の声明があれば、当該代表者が受取人になる。それ以外の場合は、願書における筆頭署名者の当事者が受取人になる。

### 2.2.2 当事者が専利代理機構に委任している場合

当事者が専利代理機構に委任している場合、通知と決定の受取人は当該専利代理機構で指定した専利代理人となる。専利代理人が2名いる場合は、受取人は当該2名の専利代理人となる。

### 2.2.3 その他の場合

当事者は民事行為能力のない者であることを、専利局が告知されている場合、通知と決定の受取人は法定後見人又は法定代理人となる。

## 2.3 送達日

細則 4

### 2.3.1 郵送、直接送付と電子形式による送達

郵送、直接送付と電子的方式により送達される通知と決定について、発行日から15日間経過した日が、当事者が通知と決定を受け取った日として推定される。郵送による通知及び決定については、当事者が証拠を提供して実際に書類を受け取った日付を証明できる場合は、実際の受取日を基準とする。

電子形式で送達される通知及び決定は、当事者が認可された電子システムにアップロードされた日付を送達日とする。当事者が認可された電子システムにアップロードされた日付と通知書及び決定の発行日が一致しない時、当事者が証拠を提出できる場合を除き、当該通知書及び決定の発行日を送達日として推定する。

### 2.3.2 公告による送達

通知と決定を、専利公報上に公告の方式で当事者に通知している場合、公告日から1か月経過した日が送達日として推定される。公告を読んだ当事者は、専利局に詳細な住所を提供し、関連書類の再郵送を要求することができるが、公告日から1か月が経過した日を引き続き送達日とする。

## 3. 返送書類の処理と書類の照会

### 3.1 返送書類の処理

郵送され返還された通知と決定は、発行部門がコンピューターに登録した上で、関連部門に転送して処理を受けるものとする。

返送書類の処理にあたっては、先ず、出願ファイルにおける出願人や専利代理機構から提供された各種書類に基づいて分析し、返送となった原因を突き止める。正確な住所と受取人を改めて確定できる場合は、訂正した後に再度出す。

処理した後でも返還書類を郵送することができない、若しくは再度返還された場合、通知と決定の性質に基づいて、必要な際は公告の方式により当事者に送付するものとする。

返送書類（封筒とともに）はファイルに保管しなければならない。

### 3.2 書類の照会

当事者が専利局のある通知、決定を受け取っていないと陳述している場合、返送書類の処理部門で照会しなければならない。照会はまず、専利局の発行部門において行うものとし、照会結果（通知と決定の発行日、書留番号、受取人を含む）は、返送書類の処理部門から当事者まで通知しなければならない。

当事者がさらに送付状況を知りたい場合には、郵送ルートでの照会手続を行い、発行部門から現地の郵便局を通して受取人の所在地の郵政部門に照会するものとする。照会の結果、送付されなかった責任が専利局又は郵便局にあることが明らかとなった場合、新たな発行日により関連の通知と決定を改めて出さなければならない。照会の結果、送付されなかった責任が受取人の所属機構の受取・配送部門又は受取人本人及びその関係者にあることが明らかとなった場合、専利局は当事者からの請求に応じて、関連通知及び決定書のコピーを改めて出すことができるが、発行日を変更してはならない。

郵送ルートでの照会の時効は発行日から起算して1年間とする。

## 第七章 期限、権利の回復、中止、審査の順序

### 1. 期限の種類

#### 1.1 法定期限

法定期限とは、専利法及びその実施細則に規定された各種の期限をいう。例えば、発明専利出願の実体審査請求期限（専利法第35条第1項で規定）、出願人による登記手続の実行期限（専利法実施細則第60条第1項で規定）など。

#### 1.2 指定期限

指定期限とは、審査官が専利法及びその実施細則に基づいて発行した各種通知において規定している、出願人（又は専利権者）やその他の当事者による応答、或いはある行為の期限をいう。例えば、専利法第37条の規定に基づき、専利局で発明専利出願の実体審査を行った結果、専利法の規定に合致していないと判断した場合に、出願人に通知して、指定の期限以内に意見を陳述するか、若しくはその出願を補正するよう要求しなければならないが、当該期限は審査官が指定するものである。また、例えば、専利法実施細則3条2項の規定に基づき、当事者が専利法及びその実施細則に基づいて提出した各種の証明書や証明書類が外国語で作成されているものである場合、専利局は、必要と判断した際は、当事者に対して指定の期限以内に中国語訳文を提出するよう要求することができ、当該期限も審査官が指定するものである。

一般的に指定期限は2か月とする。発明専利出願の実体審査手続における第1回審査意見通知書に対する出願人の応答期限は4か月である。意匠の国際出願については、出願人が拒絶通知に応答する期限は4か月である。比較的簡単な行為については1か月、或いはもっと短い期限を与えてもよい。

### 2. 期限の計算

#### 2.1 期限の起算日

(1) 出願日、優先日、権利付与公告日などの固定日から計算する。

ほとんどの法定期限は出願日、優先日、権利付与公告日などの固定日から計算される。例えば、専利法第42条に規定された専利権の期限はいずれも出願日から計算される。専利法第29条第1項に、外国優先権を主張する発明又は実用新案専利出願は、12か月以内に提出しなければならないと規定されているが、当該期限の起算日は外国で1回目の専利出願を提出した日（優先権日）になる。

(2) 通知と決定の送達日から計算する。

すべての指定期限及び一部の法定期限は通知と決定の送達日から計算される。送達日の関連規定は本部分第六章第2.3節を参照する。例えば、審査官が専利法第37条の規定に基づいて指定出願人が意見陳述又はその出願の期限（指定期限）は、審

査意見通知書が出願人に送達される日から起算する。専利法実施細則第 60 条第 1 項の規定する出願人の登記手続処理の期限（法定期限）は専利権付与通知書が出願人に送達される日から起算する。

## 2.2 期限の満了日

期限の起算日に、法定又は指定期限を足すと、期限の満了日になる。対応する行為は、期限の満了日まで、遅くても満了日当日に完了しなければならない。

細則 5

## 2.3 期限の計算

期限開始の当日は期限内に含めて数えず、次の日から数え始める。期限が、年間又は月間で計算される場合、その最後の月の対応日（起算日に対応している日付）を以って期限の満了日とする。当該月に対応日がない場合には、当該月の末日を以って期限の満了日とする。例えば、ある発明専利出願の出願日が 1998 年 6 月 1 日である場合、その実体審査請求期限の満了日は 2001 年 6 月 1 日となる。また、例えば、専利局が 2008 年 6 月 6 日に郵送で出した審査意見通知書上の指定期限が 2 か月である場合、その推定受取日は 2008 年 6 月 21 日となり（休日にあたる場合は延長しない）、期限の満了日は 2008 年 8 月 21 日となる。さらに、例えば、専利局が指定された特定の電子システムで 2022 年 12 月 31 日に出した通知書は、その推定受取日が 2022 年 12 月 31 日になるが、当該通知書上の指定期限が 2 か月であれば、期限の満了日は 2023 年 2 月 28 日となる。

期限の満了日が法定休日又は週休振替休日である場合、法定休日又は週休振替休日後の第一営業日を期限の満了日とする。当該第一営業日が週休日である場合は、期限の満了日は月曜日まで延長する。法定休日には、国務院が発表した『全国年間祝日及び記念日休日弁法』2 条に規定された全国民の祝日と、『国務院による従業員の就労時間についての規定』第 7 条第 1 項に規定された週休日を含む。

## 3. 期限の監視

### 3.1 期限の確定

各種期限は期限の起算日から確定される。例えば、出願人が提出した専利出願についてその出願日が確定した後、専利出願ファイルを作成すると同時に、出願日から起算される各種の期限を確定する。審査官は期限に関連している各種の通知・決定を行う際に、当該通知・決定の送達日から起算される応答期限を確定する。

### 3.2 期限の監視方式

各種期限についての監視は一般的にコンピューターシステムで行う。出願人が期限に関する手続を行った後に、コンピューターシステムに手続の実行日を記録しなければならない。当該日付を期限の満了日と比較した上で、当該手続の期限上の適法性を確定しなければならない。

期限は日を単位として監視し、直ちに処理するものとする。期限の満了日から 1



か月経過してもまだ消去していない期限は、これを処理し、対応する処理決定を行わなければならない。例えば、専利局が2001年9月4日に郵送で出した補正通知書で、出願人に1か月以内に優先権譲渡証明書類の中国語訳文の提出を指定した場合、当該通知書の推定受取日は2001年9月19日、期限の満了日は2001年10月19日になる。専利局が、出願人から提出された中国語訳文を受け取っていない場合、2001年11月19日以降に当該期限について処理するものとし、優先権を主張していないものとみなす通知書を出さなければならない。

### 3.3 期限満了の通知

(1) 発明専利出願の実体審査請求期限が満了になる3か月前に、実体審査請求が提出されていないもの、或いは実体審査費が納付されていない発明専利出願については、発明専利出願の実体審査請求期限満了前通知書を出して、出願人に関連手続を行うよう通知する。

(2) 専利年金納付期限の満了になった後の1か月に、まだ関連費用が納付されていない専利については、費用納付通知書を出し、専利法実施細則115条に規定された滞納期限以内に関連費用及び滞納金を納付するよう専利権者に通知する。

(3) その他期限の満了前には注意喚起の通知書を出さない。

## 4. 期限の延長

### 4.1 期限延長の請求

細則 6.4 及び 75

当事者は、期限以内にある行為又は手続を行うこと或いは完成することができない正当な理由がある場合、期限延長を請求することができる。請求できる期限の延長は指定期限に限定する。ただし無効宣告手続において、復審・無効審判部門が指定した期限は延長してはならない。

細則 6.4 及び  
116.2

期限延長を請求する場合は、期限が満了になる前に期限延長請求書を提出して理由を説明し、期限延長請求費を納付しなければならない。期限延長請求費は、月をもって計算される。

### 4.2 期限延長請求の許可

期限延長の請求について、対応する通知と決定を行った部門、又は手続管理部門が審査許可を行う。

延長期限が1か月未満である場合は、1か月として計算される。延長期限は2か月を超えてはならない。同一の通知又は決定において指定された期限について、一般的に延長は一回のみ認められる。

期限延長の請求で規定に合致しない場合、審査官は延長期限審査許可通知書を出し、期限延長しない理由を説明しなければならない。規定に合致する場合は、審査官は延長期限審査許可通知書を出し、コンピューターシステム上で当該期限の満了日を変更して、当該期限の監視を継続しなければならない。

国家に緊急事態又は非常事態が起きた場合、専利局は法に従って専利法実施細則

規定の期限及び専利局指定の期限を延長するか、又は当事者が履行すべき関連手続を簡略化し、公告などの形式で当事者に告知する。

## 5. 期限遅延の処置

### 5.1 処分決定前の審査・確認

出願人（又は専利権者）が期限を遅延した結果、各種相応の権利を喪失した場合。これらの権利は主に、専利出願権（又は専利権）、優先権などが含まれる。

審査官は各種処分決定を行う前に、当該決定を行う必要があるか否かを再審査しなければならず、出願人（又は専利権者）が規定期限内に成すべき行為を成していないことを確認した場合、相応の処分決定をさらに行う。

### 5.2 処分決定

期限の遅延に起因する処分決定は主に、専利出願権のみなし取下げ、専利権取得権利のみなし放棄、専利権の終了、受理しない、請求みなし未提出、優先権みなし未主張などが含まれる。

処分決定の作成は、本部分第六章第 1.2 節の規定に合致するものとし、かつ期限の満了日から 1 か月経過した後に行わなければならない。

### 5.3 処分決定後の処理

処分決定が専利出願権（又は専利権）に影響を与えないものである場合、元の手続が継続する。

処分決定が行なわれた後に専利出願権（又は専利権）が喪失した場合には、規定に基づいて 2 か月（当該処分決定の受取日から起算される）の権利回復請求期限を与えなければならない。期限が満了になっても権利回復請求を提出しなかった、若しくは権利回復請求で規定に合致しない場合には、処分通知書を出した日から起算して 4 か月（復審や無効宣告手続に係るものは 6 か月とする）間経過した後に、以下に挙げる状況に沿って処理するものとする。

(1) 処分決定が、まだ開示されていない専利出願に係るものである場合、処分決定を再審査しなければならない。誤りのないことを確認した後に、専利出願について失効処理を行うものとする。

(2) 処分決定が、開示された発明専利出願又は公告された専利に係るものである場合、処分決定を再審査しなければならない。誤りのないことを確認した後に、専利公報上で対応する処分決定を公告し、専利出願（又は専利）について失効処理を行うものとする。

専利出願権（又は専利権）の喪失の処分決定が行なわれた後に、規定の期限までに関連手続が完成されたことを示す関連書類を受け取った場合、工程部門は関連の処分決定を直ちに取消、補正訂正通知書を出さなければならない。処分決定がすでに公告された場合には、さらに訂正公告を行わなければならない。

## 細則 6

## 6. 権利の回復

## 6.1 適用範囲

専利法実施細則第 6 条 1 項及び第 2 項では、当事者が期限の遅延により権利を喪失した後に、その権利の回復の請求条件が規定されている。同条 5 項ではさらに、新規性喪失の例外に関する猶予期限、優先権の期限、専利権の期限及び権利侵害訴訟の時効といった 4 つの期限の遅延による権利喪失について、権利の回復を請求することができないと規定している。

## 6.2 手続

専利法実施細則第 6 条 2 項の規定に基づく権利回復の請求は、専利局の処分決定を受け取った日から 2 か月以内に、又は復審請求の期限満了日から起算して 2 か月以内に権利回復請求書を提出して理由を説明すると同時に、権利回復請求費を納付しなければならない。専利法実施細則第 6 条第 1 項の規定に基づく権利回復の請求は、障害が取り除かれた日から起算して 2 か月以内、遅くとも期限の満了日から起算して 2 年以内に、権利回復請求書を提出して理由を説明しなければならない。必要な場合は、関連する証明書類も添付しなければならない。

当事者は権利回復の請求と同時に、権利の喪失になる前に行うべく対応した手続を行い、権利喪失となる原因を取り除かなければならない。例えば、出願人は、出願費を納付していないため、その専利出願が取り下げたものと見なされた後に、出願権の回復を請求すると同時に、規定の出願費を納付しなければならない。

## 6.3 審査許可

審査官は、本章第 6.1 節と第 6.2 節の規定に基づいて権利回復の請求を審査しなければならない。

(1) 権利回復の請求で規定に合致している場合には、権利の回復を許可し、権利回復請求審査許可通知書を出さなければならない。出願人が提出した権利回復請求の意思を表明した書簡に、出願番号（又は専利番号）が明記されており、かつ署名又は押印で要件に合致している場合には、合格な権利回復請求書とみなしてよい。

(2) 規定の期限までに書面による請求を提出している、若しくは権利回復請求費を全額納付しているが、なおも規定に合致しない場合には、審査官は権利回復手続補正通知書を出し、指定の期限までの関連手続の補正、或いは補完を当事者に要求しなければならない。補正、或いは補完後の手続が規定に合致している場合、権利の回復を許可し、権利回復請求審査許可通知書を出さなければならない。期限が満了になっても補正しない、若しくは補正しても規定に合致しない場合には、回復させないものとし、権利回復請求審査許可通知書を出して、回復させない理由を説明しなければならない。

専利局が専利出願権（又は専利権）の回復を同意した場合、専利の審査許可手続が継続する。処分決定がすでに公告された場合には、さらに専利公報上で権利回復

の決定を公告しなければならない。

細則 103.1 及び **7. 中止手続**

104

中止とは、地方の知的財産権管理部門又は人民法院が専利出願権（又は専利権）の帰属をめぐる紛争を受理した際、若しくは人民法院が専利出願権（又は専利権）に対する財産保全措置を講じる際に、専利局は権利帰属をめぐる紛争当事者の請求或いは人民法院の要請に応じて、関連手続を中止させる行為をいう。

**7.1 中止請求の条件**

専利局に対して関連手続の中止を請求する場合は、以下に挙げる条件に合致しなければならない。

細則 103.1

(1) 当事者が中止を請求している場合には、専利出願権（又は専利権）の帰属をめぐる紛争は地方の知的財産権管理部門又は人民法院ですでに受理されていること、人民法院が専利出願権（又は専利権）に対する財産保全措置を講じる執行協力を要請している場合には、財産保全の旨の民事裁定はすでに行われていること。

細則 104

(2) 中止の請求人は、権利帰属紛争の当事人又は専利出願権（又は専利権）に財産保全措置を講じる人民法院である。

**7.2 中止の範囲**

細則 105

中止の範囲とは、以下のものをいう。

(1) 専利出願の初歩審査、実体審査、復審、専利権付与手続及び専利権無効宣告手続の一時停止。

(2) 専利出願のみなし取下げ、専利権取得のみなし放棄、年金未納付による専利権終了等手続の一時停止。

(3) 専利出願の取下げ、専利権の放棄、出願人（又は専利権者）の氏名或いは名称の変更、専利出願権（又は専利権）の移転、専利権抵当登記等手続の一時停止。

中止請求の許可が下りる前に公開又は公告の準備に移行された場合、当該手続は中止による影響を受けないものとする。

**7.3 中止請求の手続と審査許可**

**7.3.1 権利帰属紛争当事者の請求による中止**

**7.3.1.1 権利帰属紛争当事者の請求による中止の手続**

細則 103.2

専利出願権（又は専利権）の権利帰属紛争の当事者が専利局に関連手続の中止を請求する場合、以下の規定に合致しなくてはならない。

(1) 中止手続請求書を提出して理由を説明する。

(2) 地方の知識財産権管理部門又は人民法院の、専利出願番号（若しくは専利番号）が明記された関連受理書類の正本又は副本といった証明書類を添付する。

### 7.3.1.2 権利帰属紛争当事者の請求による中止の審査許可と処理

専利局は当事者の提出した手続中止請求書及び関連証明を受け取った後、専利局の工程管理部門が下記各項の条件を満たしているか否かを審査する。

(1) 中止を請求する専利申請（又は専利）が権利を喪失していない。無効宣告手続にかかわる場合を除く。

(2) 中止手続が執行されていない。

(3) 請求が、関連証明書類に記載の権利帰属紛争の当事者から提出されている。

(4) 権利帰属紛争を受理した期限が当該専利出願（又は専利）の権利帰属紛争案件に対する管轄権を有する。

(5) 証明書類に記載の出願番号（又は専利番号）、発明創造の名称及び権利者と、中止を請求する専利出願（又は専利）に記載の内容とが一致する。

(6) 中止請求と証明書類のその他の面が、規定の形式要件に合致する。

前述の第(1)から第(5)号の条件的を満たさない場合、審査官は手続中止請求人に対して提出されなかったものとみなす通知書を発行しなければならない。前述の第(6)号の条件的を満たさない場合、例えば手続中止請求書が様式要件に合致しないか、又は提出した証明書類が正本若しくは副本でない場合、審査官は処理手続補正通知書を発行し、手続中止請求人に1か月の期限内にその欠陥を補正するように通知する。補正の期限内は、関連手続を一時停止する。期限が満了しても補正されていない場合又は補正後に依然として取り除くことのできる欠陥がある場合、手続中止請求人に対して提出されていないとみなす通知書を送付し、関連手続を回復する。

前述の条件を満たす又は補正後に上述の条件が満たされた場合、審査官は専利出願（又は専利）権利帰属紛争の双方の当事者に対して手続中止請求審査許可通知書を発行し、中止期限の開始日と満了日（中止請求の提出日から起算）を告知する。

ただし、無効宣告手続にある専利については、専利局の工程管理部門が形式審査を完了した後に、復審・無効審判部門がさらなる審査を行う。下記の状況のいずれか1つを有する場合、専利権無効宣告手続を中止しなくてもよい。

(1) すでに行われた審査業務に基づいて無効宣告審査決定を行うことができる場合。

(2) 権利帰属紛争の当事者が依拠する理由が明らかに不十分であり、権利帰属紛争が確実に存在することを証明するに足る証拠がある旨を提出できない場合。

(3) 専利権無効宣告手続を中止することにより、当事者又は公共の利益を明らかに損害することを示す証拠がある場合。

(4) 手続の中止に係る請求が不誠実で、不当な行為が存在することを示す証拠がある場合。

### 7.3.2 人民法院による財産保全の執行協力要求による中止

**7.3.2.1 財産保全の執行協力による中止の手續**

細則 104

人民法院の要求により財産保全措置の執行に協力して関連手續を中止する必要がある場合、下記の規定に合致しなければならない。

(1) 人民法院は、専利出願権（又は専利権）に対して財産の保全を行った民事裁判書類及び協議執行通知書を専利局指定の受取部門に送達し、人民法院の連絡用の住所、郵便番号及び受取人氏名を提供しなくてはならない。

(2) 民事裁判書類及び執行協力通知書には専利局に執行協力を要請する出願番号（又は専利番号）、発明創造の名称、出願人（又は専利権者）の氏名又は名称、財産保全期限などの内容を明記しなければならない。

(3) 協議を要求し財産保全を執行する専利出願（又は専利）が有効期限内にある。

**7.3.2.2 財産保全の執行協力による中止の審査・確認と処理**

専利局は、人民法院の民事裁判書類及び執行協力通知書を受け取った後、本章第7.3.2.1節の規定に基づいて再審査しなければならないが、下記状況に応じて処理する。

(1) 規定に合致しない場合、人民法院に対して財産保全を執行しない旨の通知書を発行し、中止を執行しない理由を説明して元の手続を継続する。

(2) 規定に合致する場合、執行を中止し、人民法院又は出願人（又は権利者）に対して保全手續開始通知書を発行し、財産保全の執行に協力する期限の開始日及び満了日（民事裁判書類の受取り日から起算）を説明し、専利権の財産保全について告知を行う。

(3) 財産保全がすでに執行されている場合、再度保全を行ってはならない。執行中止後、その他の人民法院もまた財産保全の執行協力を要求した場合、逐次保全が可能である。専利局は逐次登録を行わなければならない。先に逐次登録がされたものは、前の保全終了日から逐次保全を開始する。

無効宣告手續中にある専利については、専利局の工程管理部門はさらに、執行中止の決定を復審・無効審判部門に通知しなければならないが、復審・無効審判部門は無効宣告手續中の当事者に通知しなければならない。

**7.4 中止の期限**

**7.4.1 権利帰属紛争当事者の請求による中止の期限**

細則 103.3

専利出願権（又は専利権）権利帰属紛争の当事者の提出する中止請求については、中止期限は一般的に1年を超えてはならない。すなわち中止請求の日から1年を経過した場合、当該中止手續は終了する。

関連専利出願権（又は専利権）の権利帰属紛争が中止期限の一年以内に終結できず、中止手續を継続しなければならない場合、請求人は中止期限満了前に中止期限の延長を請求し、権利帰属紛争受理部門の発行する、未だに終結できない理由を説明する証明書類を提出しなければならない。手續中止は一回延長することができ、延長期限は6か月を超えてはならない。規定に合致しない場合、審査官は期限延長

審査許可通知書を発行して延長させない理由を説明しなければならない。規定に合致する場合、審査官は限延長許可通知書を発行し、権利帰属紛争の双方の当事者に通知しなければならない。

#### 7.4.2 財産保全の執行協力による中止の期限

細則 104

人民法院が財産保全の執行協力を専利局に要求して中止手続を執行する場合、民事裁判書類及び執行協力通知書に明記された財産保全期限中止に関する手続を参照する。

人民法院が財産保全措置を引き続き講じる旨を要求する場合、中止期限の満了前に保全継続の執行協力通知書を専利局に送達し、審査・確認の結果、本章第 7.3.2.1 節の規定に合致する場合は、中止期限を延長する。

#### 7.4.3 無効宣告手続に係る中止の期限

無効宣告手続中にかかわる専利については、権利帰属紛争の当事者の請求する中止に応じ、中止期限は 1 年を超えないものとし、中止期限が満了すると専利局は関連手続を自発的に回復する。

### 7.5 中止手続の終了

#### 7.5.1 権利帰属紛争当事者が申し立てた中止手続の終了

細則 103.3

中止期限が満了すると、専利局は関連手続を自発的に回復し、審査官は権利帰属紛争の双方の当事者に手続中止が終了した旨の通知書を発行する。関連専利権がすでに全部無効を宣告された等の状況は除く。

まだ中止期限内にある専利出願（又は専利）については、地方知的財産権管理部門の行った処理決定又は人民法院の行った判決によって法的効力が発生した後（権利者の変更にかかわる場合は、記載事項の変更手続を行った後）、専利局は中止手続を終了しなければならない。

専利局は当事者、利害関係人、地方の知的財産権管理部門又は人民法院が送付した調解書、裁判書類又は判決書を受け取った後、以下の各項を審査しなければならない。

(1) 書類が有効か否か。すなわち正式文書（正本又は副本）であるか否かであり、管轄権を有する機関が作成したものであるか。

(2) 書類に記載されている出願番号（又は専利番号）、発明創造の名称及び権利者が中止手続の終了を請求する専利出願（又は専利）に記載の内容と一致しているか否か。

(3) 書類にすでに効力が発生しているか否か。判決書上の上訴期限がすでに満了しているか。（調解書にはいずれも上訴期限がない）。当該書類にすでに法的効力が発生しているか否かを確定できない時、審査官はもう 1 人の当事者に人民法院判決書を受け取った旨の通知書を発行し、上訴するか否かを確認し、指定する期限内に応答しない又は上訴しないことが明確である場合は、書類に法的効力が発生して

いとみなす。上訴する場合、当事者は上級人民法院の発行する証明書類を提出しなければならない。元の人民法院の判決書は法的効力を発生しない。

書類が規定に合致しない場合、審査官は請求人に対して提出されていないとみなす通知書を発行し、手続を中止し続けなければならない。書類が規定に合致しかつ権利者の変更にかかわる場合、審査官は中止手続終了通知書を発行し、双方の当事者に通知し、関連手続を回復しなければならない。

書類が規定に合致するが、専利人にかかる変更がある場合、審査官は手続処理補正通知書を発行しなければならない。権利を取得する一方の当事者が通知書を受け取った日から 3 か月以内に記載事項の変更手続を行い、中止手続中に行うべきだがまだ行っていないその他の手続を補完し、権利を取得した一方の当事者が関連手続を行った後、審査官は手続中止終了通知書を発行し、双方の当事者に通知し、関連手続を回復しなければならない。期限が満了しても関連手続が行われていない場合、専利出願権（又は専利権）を取得する権利を放棄したものとみなし、審査官は権利を取得する一方の当事者に対して専利出願又は専利権を取得する権利を放棄したものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。期限が満了しても回復手続が行われていない場合、手続中止を終了し、審査官は手続中止終了通知を発行し、権利帰属紛争の双方の当事者に通知し、関連手続を回復しなければならない。

### 7.5.2 人民法院の財産保全執行協力要請による中止手続の終了

細則 104

中止期限が満了し、人民法院が財産保全措置を引き続き講じる旨を要求しない場合、審査官は手続中止終了通知書を発行し、人民法院又は出願人（若しくは権利者）に通知し、関連手続を回復して、専利権保全を解除する旨を公告しなければならない。逐次保全の登録がある場合、先に逐次登録をしたものは、前の保全終了日から逐次保全を開始し、中止期限は民事裁判書類及び執行協力通知書に明記された財産保全期限とする。審査官は先の人民法院又は出願人（又は専利権者）に対して手続中止終了通知書を発行し、先に逐次登録した人民法院及び出願人（又は専利権者）に対して保全手続開始通知書を発行し、財産保全期限の開始日と満了日を説明し、専利権の財産保全を公告しなければならない。

財産保全の執行協力を要求する人民法院は保全解除通知書を送達した後、規定に合致するかの審査・確認を経た場合、審査官は手続中止通知書を発行しなければならない。人民法院及び出願人（又は専利権者）に通知し、関連手続を回復し、専利権の保全の解除に対して公告を行う。

## 8. 審査の順序

### 8.1 一般原則

発明、実用新案と意匠権利出願については、一般的に、出願書類が提出された順に初歩審査を開始しなければならない。発明専利出願については、実体審査手続開始に関するその他の条件を合致していることを前提に、一般的に、実体審査請求書が提出され実体審査費用が納付された順に実体審査を開始しなければならない。た



だし、別途の規定がある場合を除く。

必要な場合は、技術内容、出願人又は発明者と相互に関連する専利出願について、合併審査を行うことができる。

## 8.2 優先審査

国・地方自治体による重点発展産業又は奨励産業に属し、国の利益又は公共の利益に重要な意義がある出願、又は市場活動において一定の需要のある出願などについては、出願人が請求して許可を受けた場合、優先審査を行い、かつその後の審査過程において優先して処理することができる。規定に基づき、その他の関係当事者から優先審査の請求が提出された場合、規定に基づき処理する。優先審査を適用する具体的な事由については『専利優先審査管理弁法』によって規定する。

ただし、同一の出願人が同日（出願日のみを指す）に同様の発明創造について実用新案と発明の両方を出願した場合、そのうちの発明専利出願については一般に優先審査を行わない。

## 8.3 審査の延期

出願人は専利出願について審査の延期請求を提出することができる。

発明専利の審査延期請求は、出願人が実体審査請求を提出すると同時に提出しなければならない。ただし、発明専利出願に関する審査延期請求は、実体審査の請求発効日から効力を生じる。延期期限は審査延期請求を提出して効力が生じた日から起算して1年、2年又は3年とする。

実用新案専利の審査延期請求は、出願人が実用新案専利出願を提出すると同時に提出しなければならない。延期期限は審査延期請求を提出して効力が生じた日から起算して1年とする。

意匠の審査延期請求は、出願人が意匠を出願すると同時に提出しなければならない。延期期限は月を単位とし、最長延期期限は審査延期請求を提出して効力が生じた日から起算して36か月とする。

遅延期限満了後、専利出願は順番どおり審査を待つ。必要なときは、専利局は自発的に審査手続を開始して出願人に通知し、出願人請求の延期審査期限を終了することができる。

延期期限が満了する前に、出願人は審査延期請求の取下げを請求することができる。規定に合致する場合、延期期限を終了し、専利出願は順番どおりに審査を待つ。

## 8.4 専利局の自発的開始

専利局が自発的に実体審査を開始した専利出願について、優先して処理することができる。

細則 56.2

## 第八章 専利公報と単行書の編集

細則 107

### 1. 専利公報

#### 1.1 専利公報の種類

専利局で編集、出版される専利公報には、発明専利公報、実用新案専利公報と意匠専利公報がある。専利公報は電子公報形式、定期刊行物形式又は専利局の規定するその他形式で公開される。電子公報は国家知識産権局のオフィシャルウェブサイトで公開される。3種類の公報は年度計画に基づいて定期的にそれぞれ出版される。

#### 1.2 専利公報の内容

##### 1.2.1 発明専利公報

発明専利公報には、発明専利出願の公開、国際専利出願の公開、発明専利権の付与、秘密保持発明専利、発明専利の事務、索引（出願公開索引、権利付与公告索引）が含まれる。

##### 1.2.1.1 発明専利出願の公開

初歩審査の合格後、発明専利出願は、出願日（優先権がある場合には、優先日とする）から18か月経過した後、即時公開される。専利法実施細則第41条に規定の、専利出願書類の印刷準備が完了する期間は一般的に専利法第34条に規定された18か月の1か月前である。

発明専利出願人が初歩審査の合格前に、その専利出願の早期公開を要求している場合には、初歩審査で合格になった日から公開の準備を行うが、初歩審査の合格後に、その専利出願の早期公開を要求している場合には、早期公開請求で合格になった日から公開の準備を行い、直ちに公開するものとする。

初歩審査手続において、拒絶されたもの、取り下げたと見なされたもの、そして公開の準備前に出願人が自発的に取り下げたもの、或いは秘密保持が確定された発明専利出願は、公開しないものとする。

発明専利出願の公開内容には、書誌的項目、要約書及び代表図面が含まれる。ただし、明細書に添付図面がない場合には、要約の添付図面がなくてもよい。書誌的項目には主に、国際特許分類番号、出願番号、公開番号（出版番号）、公開日、出願日、優先権事項、出願人事項、発明者事項、専利代理事項、発明の名称などが含まれる。

##### 1.2.1.2 発明専利権の付与

発明専利の出願人が専利局による専利権付与通知と登記手続実行通知書に基づき、専利登録費、専利権付与年の年金及びその他の関連費用を遅滞なく納付した後

に、当該登録の出願は権利付与公告の準備に移行されて、公告される。

発明専利権利付与公告の内容には、国際特許分類番号、専利番号、権利付与公告番号（出版番号）、出願日、権利付与公告日、優先権事項、専利権者事項、発明者事項、専利代理事項、発明の名称などの書誌的項目が含まれる。

### 1.2.1.3 秘密保持発明専利と国防発明専利

秘密保持発明専利は、秘密保持専利権の付与及び秘密保持専利の秘密解除のみが公告される。秘密保持専利公告の書誌的項目には、専利番号、出願日、権利付与公告日などが含まれる。

秘密保持発明専利の秘密解除後に、専利公報の秘密解除欄においてこれを公告し、単行書を出版する。

国防発明専利権の付与及び秘密解除の公告は、前述の規定を参照して執行するものとする。

### 1.2.1.4 発明専利の事務

発明専利の事務では、発明専利出願及び発明専利について専利局が行った決定と通知を公開する。これには、実体審査請求の発効、発明専利出願に対する専利局の自発的な実体審査に関する決定、発明専利出願公開後の拒絶、発明専利出願公開後の取下げ、発明専利出願公開後のみなし取下げ、専利権取得のみなし放棄、専利権の全部（又は一部）の無効宣告、専利権の終了、専利権の自発的放棄、専利出願（又は専利）権の回復、専利権期限の補償、専利出願権・専利権の移転、専利の強制実施許諾、専利実施許諾契約の届出、専利権の抵当・保全とその解除、専利実施の開放許諾、専利権者の氏名又は名称・住所など書誌的項目の変更、書類の公告による送達、専利局による訂正、その他関連事項などが含まれる。

### 1.2.1.5 索引

発明索引は、出願公開索引及び権利付与公告索引の2種類に区分される。個々の索引はさらに、国際分類番号索引、出願番号索引（又は専利番号索引）、出願人索引（又は専利権者索引）、公開番号/出願番号（権利付与公告番号/専利番号）の対照表索引に区分される。

## 1.2.2 実用新案専利公報

実用新案専利公報には、実用新案専利権の付与、秘密保持実用新案専利、実用新案専利の事務及び権利付与公告索引が含まれる。

### 1.2.2.1 実用新案専利権の付与

実用新案専利の出願人が専利局による専利権付与通知と登記手続実行通知書に基づき、専利登録費、専利権付与年の年金及びその他の関連費用を遅滞なく納付した後、当該登録の出願は権利付与公告の準備に移行されて、公告される。

実用新案専利権の付与の公告の内容には、書誌的項目、要約書及び要約の添付図

面が含まれる。書誌的項目には主に、国際特許分類番号、専利番号、権利付与公告番号（出版番号）、出願日、権利付与公告日、優先権事項、専利権者事項、発明者事項、専利代理事項、実用新案の名称などが含まれる。

出願する際に、出願人が同様の発明創造についてすでに発明専利が出願されていることの説明を行った場合には、これを公告しなければならない。

#### 1.2.2.2 秘密保持実用新案専利

秘密保持実用新案専利は、秘密保持専利権の付与及び秘密保持専利の秘密解除のみが公告される。秘密保持専利公告の書誌的項目には、専利番号、出願日、権利付与公告日などが含まれる。

秘密保持実用新案専利の秘密解除後に、専利公報の秘密解除欄においてこれを公告し、単行書を出版する。

#### 1.2.2.3 実用新案専利の事務

実用新案専利の事務では、実用新案専利出願及び実用新案専利について専利局が行った決定と通知を公開する。これには、専利権の全部（又は一部）の無効宣告、専利権の終了、専利権の自発的放棄、権利の重複付与回避のための実用新案専利権放棄、専利権の回復、専利権の移転、専利の強制実施許諾、専利実施許諾契約の届出、専利権の抵当・保全とその解除、専利実施の開放許諾、専利権者の氏名又は名称・住所など書誌的項目の変更、書類の公告による送達、専利局による訂正、その他関連事項などが含まれる。

#### 1.2.2.4 権利付与公告索引

実用新案権利付与公告索引には、国際特許分類番号索引、専利番号索引、専利権者索引及び権利付与公告番号/専利番号の対照表索引が含まれる。

### 1.2.3 意匠専利公報

意匠専利公報には、意匠専利権の付与、意匠専利の事務及び権利付与公告索引が含まれる。

#### 1.2.3.1 意匠専利権の付与

意匠専利の出願人が、専利局による専利権付与通知と登記手続実行通知書に基づき、専利登録費、専利権付与年の年金及びその他の関連費用を遅滞なく納付した後、当該登録の出願が権利付与公告の準備に移行されて、公告される。

意匠専利権の付与の公告の内容には、書誌的項目、意匠専利の1図面又は写真が含まれる。書誌的項目には主に、分類番号、専利番号、権利付与公告番号（出版番号）、出願日、権利付与公告日、優先権事項、専利権者事項、設計者事項、専利代理事項、当該意匠を使用する製品名称などが含まれる。

### 1.2.3.2 意匠専利の事務

意匠専利の事務では、意匠専利出願及び意匠専利について専利局が行った決定及び通知を公布する。これには、専利権の全部（又は一部）の無効宣告、専利権の終了、専利権の自発的放棄、専利権の回復、専利権の移転、専利実施許諾契約の届出、専利権の抵当・保全とその解除、専利実施の開放許諾、専利権者の氏名又は名称・住所など書誌的項目の変更、書類の公告による送達、専利局による訂正、その他関連事項などが含まれる。

### 1.2.3.3 権利付与公告索引

意匠権利付与公告索引には、意匠分類番号索引、専利番号索引、専利権者索引及び権利付与公告番号/専利番号の対照表索引が含まれる。

## 1.3 専利公報の編集

### 1.3.1 出願書類の編集

公開用の発明専利出願書類及び権利付与公告用の発明専利出願書類、実用新案専利出願書類又は意匠専利出願書類は、製版要件に合致しなければならない。書誌的項目は公開の準備時、或いは権利付与公告の準備時の専利出願ファイルにおける記載内容と一致しなければならない。

発明専利出願の公開、又は発明専利権及び実用新案専利権の付与において、専利国際分類順に沿って編集し、大分類番号が同一のものは出願番号順に沿って編集する。

意匠専利権の付与において、意匠分類番号順に沿って編集し、分類番号が同一のものは出願番号順に編集する。

専利公報は版面ごとに左右2段に分けられ、上から下、そして左から右へと連続して配置する。

### 1.3.2 事務部分の編集

各種専利公報の事務部分の編集の原則は、以下のとおりである。

(1) 専利権の権利付与公告の前に、専利局が実用新案・意匠専利出願の権利喪失について行った決定は掲載しない。公開前に専利局が発明専利出願の権利喪失について行った決定は掲載しない。

(2) 専利局で行ったもので効力を生じており、規定に基づき公告しなければならない各種決定を掲載する。

(3) 同一の公報において2件以上の同一の事務を公開する際には、大分類番号の順に沿って編集し、大分類番号が同一のものは出願番号順に沿って編集する。

**1.3.2.1 実体審査請求の発効、発明専利出願に対する専利局の自発的な実体審査に関する決定**

本件事務は発明専利出願のみに適用する。公開対象項目には、大分類番号、専利出願番号、出願日が含まれる。

**1.3.2.2 発明専利出願公開後の拒絶、取下げ及びみなし取下げ**

本件事務は、すでに公開された発明専利出願のみに適用する。公開対象項目には、大分類番号、専利出願番号、公開日が含まれる。

**1.3.2.3 専利権取得の放棄とみなされる発明専利出願**

公開対象項目には、大分類番号、専利出願番号が含まれる。

**1.3.2.4 専利の強制実施許諾**

公開対象項目には、大分類番号、専利番号、権利付与公告日が含まれる。

**1.3.2.5 専利権の終了**

公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日が含まれる。

**1.3.2.6 専利権期限の補償**

専利権期限補償の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、元の専利権の期限満了日、現専利権の期限満了日が含まれる。

医薬品専利権の期限補償の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、医薬品名及び認可された適応症、元の専利権の期限満了日、現専利権の期限満了日が含まれる。

**1.3.2.7 専利実施許諾契約届出の発効、変更と抹消**

専利実施許諾契約届出の発効の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、譲渡人、譲受人、発明の名称、出願日、発明の公開日、権利付与公告日、許諾の種類（独占的、排他的、普通）、届出日が含まれる。

専利実施許諾契約届出の変更の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、変更日、変更事項（許諾の種類、譲渡人、譲受人）及び変更前・後の内容が含まれる。

専利実施許諾契約の届出抹消の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、届出番号、譲渡人、譲受人、許諾契約の登録解除日が含まれる。

**1.3.2.8 専利権抵当契約の登記の発効、変更と抹消**

専利権抵当契約の登記発効の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、登記番号、抵当契約の登記発効日、質入人、抵当権者、発明の名称、出願日、権利付与公告日が含まれる。

専利権抵当契約の登記変更の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、登記番号、変更日、変更事項（質入人、抵当権者）及び変更前・後の内容が含まれる。

専利権抵当契約の登記抹消の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、登記番号、質入人、抵当権者、出願日、権利付与公告日、抵当契約の登記抹消日が含まれる。

#### 1.3.2.9 専利権の保全と解除

保全の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、保全登記の発効日が含まれる。

保全解除の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、保全の解除日が含まれる。

#### 1.3.2.10 専利出願権、専利権の移転

公開対象項目には、大分類番号、専利出願番号（専利番号）、変更項目、変更前の権利者、変更後の権利者、登記の発効日が含まれる。

#### 1.3.2.11 専利権の全部又は一部の無効宣告

専利権の全部無効宣告の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、権利付与公告日、無効宣告決定番号、無効宣告決定日が含まれる。

専利権の一部無効宣告の公開内容には、大分類番号、専利番号、権利付与公告日、無効宣告決定番号、無効宣告決定日、有効性維持請求項が含まれる。

#### 1.3.2.12 専利権の自発的放棄

公開対象の項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、放棄発効日が含まれる。

#### 1.3.2.13 権利の重複付与回避のための実用新案専利権放棄

公開対象の項目には、大分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、放棄発効日が含まれる。

#### 1.3.2.14 権利の回復

公開対象項目には、大分類番号、専利出願番号、（専利番号）、元の決定名称、元の決定公告日が含まれる。

#### 1.3.2.15 書類の公告による送達

書類送付用住所が不明確なため、専利局が当事者に規定又は指定の期限以内での応答、若しくは手続の実行を通知することができない場合、通知事項の欄において公開しなければならない。公開対象の項目には、大分類番号、出願番号、受取人、書類の名称が含まれる。

### 1.3.2.16 その他関連事項

各事務欄で規定していないその他公告を必要とする内容は、この欄において公開する。

### 1.3.2.17 訂正

専利公報上の印刷ミスやその他の誤りが発現された場合、専利局は直ちに訂正欄において訂正しなければならない。誤りの訂正は類型別に公開するものとする。公開対象項目には、大分類番号、出願番号（又は専利番号）、元の公告の掲載巻号、訂正項目、訂正前の内容、訂正後の内容が含まれる。

## 1.3.3 索引の編集

### 1.3.3.1 分類番号索引

発明と実用新案については、専利国際分類に沿って編集する。意匠については意匠分類番号に沿って編集する。

分類番号索引は分類番号順とし、分類番号が同一のものは公開番号又は権利付与公告番号順とする。

分類番号索引の項目には、分類番号、公開番号又は権利付与公告番号が含まれる。

### 1.3.3.2 出願番号又は専利番号索引

出願番号又は専利番号索引は、出願番号又は専利番号順とする。

出願番号又は専利番号索引の項目には、出願番号又は専利番号、公開番号又は権利付与公告番号が含まれる。

### 1.3.3.3 出願人又は専利権者索引

出願人又は専利権者索引は、出願人又は専利権者の氏名或いは名称のピンイン順とする。1つ目の漢字が同一の場合は、2つ目の漢字のピンイン順とし、以下同様とする。外国語の名称は一番先に並べて、アルファベット順とする。出願人又は専利権者が同一人である場合には、公開番号又は権利付与公告番号順とする。

出願人又は専利権者索引の項目には、出願人又は専利権者、公開番号又は権利付与公告番号が含まれる。

### 1.3.3.4 公開番号/出願番号（権利付与公告番号/専利番号）索引

公開番号/出願番号（権利付与公告番号/専利番号）対照表の索引は公開番号（権利付与告番号）順とする。

公開番号/出願番号（権利付与公告番号/専利番号）対照表の索引の項目には、公開番号（権利付与告番号）、出願番号（専利番号）が含まれる。



細則 108

## 2. 専利出願及び専利の単行書

専利出願及び専利の単行書は定期的に、対応した専利公報と同日に出版される。

### 2.1 単行書の種類

単行書の種類は、発明専利出願単行書、発明専利の単行書、実用新案専利の単行書及び意匠専利の単行書がある。

### 2.2 単行書の内容

#### 2.2.1 発明専利出願の単行書

発明専利出願の単行書の文献種類コードは「A」である。これには、フロントページ、請求の範囲、明細書（明細書に図面が添付されている場合、明細書添付図面を含む）が含まれる。

フロントページは書誌的項目、要約、要約の添付図面から構成され、明細書に図面がない場合、要約の添付図面もないことになる。その内容は、同日に出版される専利公報における対応した専利出願の内容と一致しなければならない。

請求の範囲、明細書及びその添付図面は、審査官が発行した発明専利出願初歩審査合格通知書に明記された文面を基準とする。

#### 2.2.2 発明専利の単行書

発明専利単行書の文献種類コードは「B」である。これには、フロントページ、請求の範囲、明細書（明細書に図面が添付されている場合、明細書添付図面）が含まれる。

フロントページは書誌的項目、要約、要約の添付図面から構成され、明細書に図面がない場合、要約の添付図面もないことになる。その内容は、同日に出版される専利公報における対応した発明専利の内容と比べて、審査官項目及び引例文献項目が追加されている。

請求の範囲、明細書及びその添付図面は、審査官が発行した専利権付与通知書に明記された文面を基準とする。

発明専利権の付与後、無効宣告手続においては請求の範囲が補正された場合に限って専利権の維持が可能になる場合には、当該補正された請求の範囲を再度出版しなければならない。その文献種類コードは順次、「C1- C7」とし、補正後の請求の範囲の公告日を表示しなければならない。

#### 2.2.3 実用新案専利の単行書

実用新案専利単行書の文献種類コードは「U」である。うち、フロントページ、請求の範囲、明細書及び明細書添付図面が含まれる。

フロントページは書誌的項目、要約書、要約の添付図面から構成される。その内容は、同日に出版される実用新案専利公報における対応した実用新案専利の内容と

一致しなければならない。

請求の範囲、明細書及びその添付図面は、審査官が発行した専利権付与通知書に明記された文面を基準とする。

実用新案専利権の付与後、無効宣告手続において請求の範囲が補正された場合に限って専利権の維持が可能になる場合には、当該補正された請求の範囲を再度出版しなければならない。その文献種類コードは順次、「Y1-Y7」とし、補正後の請求の範囲の公告日を表示しなければならない。

#### 2.2.4 意匠専利の単行書

意匠専利の単行書の文献種類コードは「S」である。これには、フロントページ、意匠のカラー図面又は写真及び簡単な説明が含まれる。

フロントページは書誌的項目、意匠の1図面又は写真からなる。その内容は、同日に出版される意匠専利公報における対応した意匠専利の内容と一致しなければならない。

カラー図面又は写真及び簡単な説明は、審査官が発行した専利権付与通知書に明記された図面又は写真及び簡単な説明を基準とする。

意匠専利権の付与後、無効宣告手続において図面又は写真が補正された場合に限って専利権の維持が可能になる場合には、当該補正された図面又は写真を再度出版しなければならない。その文献種類コードは順次、「S1-S7」とし、補正後の図面又は写真の公告日を表示しなければならない。

#### 2.3 訂正

細則 64 及び 107  
(17)

専利局は、発明専利出願単行書、発明専利の単行書、実用新案専利の単行書及び意匠専利の単行書上の誤りを発現した場合、直ちにこれを訂正するものとし、訂正された専利出願或いは専利の単行書を改めて出版して、そのフロントページにマークを付与しなければならない。

## 第九章 専利権の付与と終了

### 1. 専利権の付与

#### 1.1 専利権付与の手続

##### 1.1.1 専利権付与通知

法 39 及び 40

実体審査を受けた発明専利の出願や、初歩審査を受けた実用新案と意匠専利の出願について拒絶の理由を発見しないときは、専利局は専利権を付与する旨の決定を下し、専利証書を発行すると同時に、専利登記簿及び専利公報において登記、公告を行わなければならない。専利権は公告日から効力を生じる。

専利権を付与する前に、専利局は専利権を付与する旨の通知書を出さなければならない。

細則 60.1

##### 1.1.2 登記手続実行通知

専利局は専利権付与通知書を出すと同時に、登記手続実行通知書を出さなければならない。出願人は当該通知を受け取った日から起算して2か月以内に登記手続を行わなければならない。

細則 114

##### 1.1.3 登記手続

出願人は登記手続を行う時、登記手続通知書の要求に従って権利付与年の年金を納付しなければならない。

法 39 及び 40

##### 1.1.4 専利証書の発行、登記と専利権付与の公告

細則 60.1

出願人が規定の期限までに登記手続を行った場合、専利局は専利証書を発行すると同時に、登記、公告を行わなければならない。専利権は公告日から効力を生じる。

出願人が登記手続を行った後に、専利局は専利証書を作製して、専利権付与登記及び専利権付与査定公告の準備を行わなければならない。専利証書は関連規定に基づいて作成されかつ専利権者に送達される。

細則 60.2

##### 1.1.5 専利権の権利取得のみなし放棄

専利局が専利権を付与する旨の通知書と登記手続実行通知書を出した後、出願人が規定の期限までに本章第 1.1.3 節の規定に基づいた登記手続を行っていない場合には、専利権の権利取得を放棄したとみなす通知書を出さなければならない。当該通知書は登記手続実行期限の満了日から1か月経過した後に発行するものとし、権利回復のための法的手続を明記しなければならない。当該通知書の発行日から4か月で期限満了になり、回復手続を処理していない場合、又は専利局が権利回復を与えない決定を下した場合は、専利出願の失効処理を行う。公開された発明専利出

願について、専利権の取得を放棄するとみなされる場合、さらに専利公報上で公告しなければならない。

## 1.2 専利証書

### 1.2.1 専利証書の構成

専利証書には、専利権に関連している重要な書誌的項目、国家知識産権局のマーク、局長の署名、権利付与公告日及び権利付与公告番号などを記載しなければならない。

書誌的項目には、専利証書番号（連番）、発明創造の名称、専利番号（即ち出願番号）、専利出願日、発明者又は設計者の氏名及び専利権者の氏名又は名称、筆頭専利権者の住所、当該専利出願日時の発明者又は設計者の氏名及び当該専利出願日の出願人氏名又は名称などが含まれる。専利の書誌的項目が長く、1頁の紙の中に記載することが難しい場合には、別紙を追加してよい。

### 1.2.2 専利証書の交換

専利権の帰属をめぐる紛争は、地方の知的財産権管理部門による調停、又は人民法院による調停或いは判決を受けた結果、請求人に専利権が返還された場合、当該調停又は判決の法的効力を生じた後、当事者は専利権者変更手続の合格後に、専利局に専利証書の交換を請求することができる。専利権の終了後に、専利局は専利証書の交換を行わないものとする。専利権の移転、専利権者の名義変更によって専利権者の氏名又は名称が変更になる場合、専利証書の交換を一切、行わないものとする。

専利局が発効した元の紙製の専利証書が破損損壊した場合、専利権者は専利証書の交換を請求できる。専利局は電子専利証明書を作成して当事者に送付し、交換後の証書は元の専利証書の内容と一致しなければならない。

### 1.2.3 専利証書の誤りの訂正

専利証書に誤りが存在する時、専利権者は専利局に訂正を求めることができる。専利局による確認の結果、誤りが存在するものは、元の専利証書の公告は無効とし、訂正した専利証書を発行する。

## 1.3 専利登記簿

### 1.3.1 専利登記簿の様式

専利局は専利権を付与する際に専利登記簿を作成しなければならない。専利登記簿に登録される内容には、専利権の付与、専利出願権・専利権の移転、国防専利、秘密保持専利の秘密解除、専利権の無効宣告、専利権の終了、専利権の回復、専利権期限の補償、専利権の抵当・保全とその解除、専利実施許諾契約の届出、専利実施の開放許諾、専利の強制実施許諾及び専利権者の氏名又は名称、国籍と住所の変

更が含まれる。

前述の事項が発生した場合、即時専利登記簿に記載される。専利登記簿に登録される事項は、データ形式によりデータベースに記憶される。専利登記簿の副本の作製にあたっては、規定の様式に従って印刷し、証明書専用印章を押印した後に効力が生じる。

### 1.3.2 専利登記簿の効力

専利権の付与時、専利登記簿と専利証書の記載内容が一致しているものは、同等の法的効力を有する。専利権の付与後の、専利の法的状態の変更は専利登記簿のみにおいて記載されるため、専利登記簿と専利証書上の記載内容が一致しなくなる場合には、専利登記簿に記載されている法的状態を基準とする。

### 1.3.3 専利登記簿の副本

細則 145.1

専利登記簿の副本は専利登記簿に準拠して作製される。専利権の付与公告後、全ての者は、専利局に対して専利登記簿の副本の発行を請求することができる。専利登記簿の副本の発行を請求する場合に、書類副本発行請求書を提出し、関連費用を納付しなければならない。

専利局は、関連の請求と費用を受け取った場合、専利登記簿の副本を作製しなければならない。専利出願ファイルと確認した結果、誤りがない場合には、証明書専用印章を押印して、請求人に送付する。

法 42.2

## 2. 専利法第 42 条第 2 項に基づく専利権期限の補償

専利法第 42 条第 2 項の規定に基づいて、発明専利出願日から 4 年経過後、実体審査請求日から 3 年経過後に、発明専利権が付与された場合、専利局は専利人の請求に応じ、発明専利の権利付与過程での不合理な遅延に対して専利権の期限補償を与えるが、出願人に起因して不合理的に遅延した場合を除く。

細則 78.4

同一出願人が同日に同様の発明創造について実用新案専利を出願するか、又は発明専利を出願し、専利法実施細則第 47 条第 4 項の規定に基づいて発明専利権を取得する場合、当該発明専利権の期限には専利法第 42 条第 2 項の規定を適用しない。

### 2.1 請求の提出

細則 77

専利権期限補償請求は専利権者が提出しなければならない。専利権期限補償の付与を請求する専利権者は、専利権利付与利公告日より 3 か月以内に専利局に対して請求を提出し、かつ対応する費用を納付しなければならない。

専利代理機構に委任した場合、専利権期限補償請求は専利代理機構が処理しなければならない。専利権が複数の専利権者の共有に係るものであり、かつ専利代理機構に委任していない場合、専利権期限補償請求は代表者が行わなければならない。

## 2.2 補償期限の確定

細則 78.1 及び 2

専利権期限補償が付与されたものは、その補償期限は発明専利の権利付与過程において遅延した実際の日数に基づいて計算し、当該実際の日数は発明専利の出願日から起算して4年が経過した後かつ実体審査請求の日から起算して3年が経過した後から専利権公告付与の日までの日数であり、合理的に遅延した日数及び出願人に起因して不合理に遅延した日数を引く。

国際出願及び分割出願については、不合理に遅延した実際の日数は、国際出願の中国国内移行段階の日又は分割出願の提出日から起算して4年が経過し、かつ実体審査請求日から起算して3年が経過した日から、専利権付与の公告日までの日数であり、合理的に遅延した日数と出願人に起因して不合理に遅延した日数を引く。

実体審査請求日は、出願人が専利法第35条第1項の規定に基づいて実体審査請求を提出して専利法実施細則第113条の規定に基づいて額面通りに発明専利出願実体審査費を納付した日を指す。発明専利出願の実体審査請求日が専利法第34条に記載の公布日よりも早い場合、専利法第42条第2項にいう実体審査請求日から起算して3年が経過した後当該公布日から計算しなければならない。

### 2.2.1 権利付与プロセスにおける合理的な遅延

細則 78.3

以下の状況による遅延は権利付与過程における合理的な遅延である。専利法実施細則第66条の規定に依拠して専利出願書類の復審手続を変更した場合、専利法実施細則第103条の規定に依拠した中止手続、専利法実施細則第104条の規定に依拠する保全措置、行政訴訟手続などその他合理的な状況。

### 2.2.2 出願人に起因する不合理な遅延

細則 79

以下の出願人に起因する不合理な遅延については、遅延の日数は、以下のとおりとする。

(1) 指定期限内に専利局の発行する通知に応答しないことによる遅延は、遅延の日数は期限満了日から実際に応答を提出した日までである。

(2) 出願により審査が遅延した場合、遅延の日数は実際に審査が遅延した日数である。

(3) 引用による補充に起因する遅延については、遅延の日数は専利法実施細則第45条に基づくことに起因する遅延日数である。

(4) 権利の回復の請求に起因する遅延については、遅延の日数は元の期限の満了日から回復に同意した回復権利請求審査許可通知書の発行日までとする。当該遅延が専利局によるものであることが証明可能な場合を除く。

(5) 優先日から起算して30か月以内に中国国内段階移行手続を行った国際出願について、出願人が早期処理を要求していないことに起因した遅延は、遅延の日数は中国国内段階移行日から優先日から起算して30か月が経過する日までである。

**2.3 期限補償請求の審査許可**

細則 84

審査の結果、専利権の期限補償請求が期限補償条件に合致しないと判断される場合、専利局は請求人に少なくとも 1 回の意見陳述及び/又は書類補正の機会を与えなければならない。その後、なおも期限補償条件に合致しない場合は、期限補償しない旨の決定を行わなければならない。

審査の結果、専利権の期限補償請求が期限補償条件に合致すると判断される場合、専利局は期限補償を与える決定を行い、期限補償の日数を告知しなければならない。

細則 84

**2.4 登記及び公告**

専利局は、専利権の期限補償を与える決定を行った後、関連事項を専利登記簿に登記して専利公報上で公告しなければならない。

**3. 専利法第 42 条第 3 項に基づく専利権期限の補償**

法 42.3

専利法第 42 条第 3 項に及び専利法実施細則第 80 条から第 84 条の規定に基づいて、国务院医薬品監督管理部門により市販が認可された創薬・新薬及び規定に合致する改良型新薬については、専利権者の請求に応じ、専利局は条件に合致する発明専利に対して専利権期限補償を与え、専利権の有効期限内に当該新薬の市販審査評価・審査許可に占める時間を補填する。

**3.1 補償条件**

細則 81

医薬品専利権の期限補償の請求は以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 補償請求された専利権利付与公告日は、医薬品の市販許可申請の認可が下りた日より早くなければならない。
- (2) 補償請求を提出する時、当該専利権が有効状態である。
- (3) 当該専利はまだ医薬品専利権の期限補償を取得していない。
- (4) 専利の補償が請求された請求項に、市販許可を取得した新薬の関連する技術的解決手段が含まれる。
- (5) 1 つの医薬品に複数項の専利が同時に存在する場合、専利権者はうち 1 項の専利に対する医薬品専利権の期限補償の付与のみ請求できる。
- (6) 1 項の専利が複数の医薬品がかかわる場合、1 つの医薬品に対してのみ、当該専利は医薬品専利権の補償期限を請求できる。

**3.2 請求の提出**

細則 81

医薬品専利権の期限補償請求は専利権者が提出しなければならない。専利権者が医薬品市販許可の保有者と一致しない場合、医薬品市販許可の保有者の書面での同意を得なくてはならない。

専利権者は医薬品専利権の期限補償を請求する場合、医薬品が中国において市販許可を取得した日から 3 か月以内に専利局に請求を提出するとともに、対応する費用を納付しなければならない。条件付きで市販許可を取得した医薬品について

は、中国において正式な市販許可を取得した日から 3 か月以内に専利局に対して請求を提出しなければならない。ただし補償期限の計算は条件付き市販許可を取得した日を基準とする。

専利代理機構に委任した場合、医薬品専利権の期限補償請求は専利代理機構が行わなければならない。専利権が複数の専利権者の共有に係るものであり、かつ専利代理機構に委任していない場合、医薬品専利権の期限補償請求は代表者が行わなければならない。

### 3.3 証明資料

医薬品専利権の期限補償請求を提出する時、請求人はさらに以下の資料を提出しなければならない。

(1) 専利権者と医薬品市販許可の保有者が一致しない場合、医薬品市販許可の保有者の書面での同意書などの資料を提出しなければならない。

(2) 医薬品専利権の期限補償期限の専利保護の範囲を確定するために用いられる関連技術資料は、例えば製造方法専利に対して期限補償を行う場合、国務院薬品監督管理部門の認可する医薬品生産工程資料を提出しなければならない。

(3) 専利局が要求するその他の証明資料

専利人は請求において、薬品名、薬品登録分類、認可された適応症及び期限補償の付与を請求する専利番号を説明しなければならない。市販許可を取得した新薬に関連する請求項を指定し、証明資料を参照して指定の請求項が新薬に関連する技術的解決手段を含む理由、及び補償期限を請求する計算根拠を具体的に説明し、医薬品専利権の期限補償期限に保護する技術的解決手段を明確にしなければならない。

### 3.4 適用範囲

法 42.3  
細則 80

専利法第 42 条第 3 項及び専利法実施細則第 80 条の規定に基づいて、国務院医薬品監督管理部門が市販を認可した創薬・新薬及び本章規定に合致する改良型新薬を対象とし、そのうち薬品活性物質の製品開発に対する発明専利、製造方法の発明専利又は医薬品用途の発明専利は、医薬品専利権の期限補償を付与することができる。創薬・新薬及び改良型新薬の意味は関連法律法規に依拠して国務院医薬品監督管理部門の関連規定に基づいて確定される。

期限補償を付与可能な改良型新薬は国務院医薬品監督管理部門の発行する医薬品登録証書に記載の以下の類別の改良型新薬である。

(1) 化学薬品第 2.1 類における既知の活性成分エステル化、又は既知の活性成分塩化の医薬品。

(2) 化学薬品第 2.4 類、すなわち既知の活性成分を含む新適応症の医薬品。

(3) 予防用生物学的製剤 第 2.2 類におけるワクチン菌ウイルス種を改良したワクチン。

(4) 治療用生物学的製剤 第 2.2 類における新適応症が追加された生物学的製剤。

(5) 漢方薬 第 2.3 類、すなわち機能効果を追加した漢方薬。



### 3.5 指定請求項が新薬関連の技術的解決手段を含むか否かの審査

新薬関連の技術的解決手段は国務院医薬品監督管理部門が認可した新薬の構造、組成及びその含有量と以って、認可した生産工程及び適応症を基準とする。支店請求項に市販許可を得た新薬関連の技術的解決手段を含まない場合、期限補償を付与しない。

細則 83

医薬品専利権の期限補償期限内における、当該専利の保護の範囲は、国務院医薬品監督管理部門が市販を承認した新薬に限られ、かつ当該新薬の承認された適応症関連技術的解決手段に限られる。保護の範囲内において、専利権者が享受する権利及び負担する義務は、専利権の期限補償前と同一である。物の請求項の保護の範囲は認可された適応症の市販する新薬製品のみに限られ、医薬用途の請求項の保護の範囲は市販する新薬製品の認可された適応症のみに限られ、製造方法の請求項の保護の範囲は認可された適応症の市販する新薬製品に用いられる、国務院医薬品監督管理部門に届出される生産工程のみに限られる。

### 3.6 補償期限の確定

医薬品専利権の期限補償を付与する場合、補償期限は当該専利出願日から当該新薬が中国において市販許可を取得した日までの間の日数から 5 年を引いた日数である。当該補償期限は 5 年を超えてはならず、かつ当該医薬品市販許可申請の認可後、すべての有効専利権の期限は 14 年を超えてはならない。

細則 82

### 3.7 期限補償請求の審査許可

審査の結果、医薬品専利権の期限補償請求が期限補償条件に合致しないと判断された場合、専利局は請求人に少なくとも 1 回の意見陳述及び/又は書類補正の機会を与えなければならない。その後、なおも期限補償条件に合致しない場合は、期限補償しない旨の決定を行わなければならない。

細則 84

審査の結果、医薬品専利権の期限補償を与えるべきであると判断された場合、専利権者がすでに専利権期限補償請求を提出しているが、専利局が審査許可決定をまだ行っていない場合、審査官は専利権期限補償請求の審査許可決定を行った後、医薬品専利権の期限補償を与える時間を再度確定しなければならない。専利権者が専利権期限補償請求をまだ提出しておらず、かつ専利権利付与公告日から起算して 3 か月の期限がまだ満了していない場合、審査官は専利権期限補償請求期限が満了した後、医薬品専利権の期限補償を与える時間を再度確定しなければならない。ただし専利権者が専利権期限補償請求の提出を放棄することを明確に示す場合を除く。

審査の結果、医薬品専利権の期限補償請求が期限補償条件に合致すると判断された場合、専利局は期限補償を与える決定を行って、期限補償の日数を告知しなければならない。

### 3.8 登記及び公告

細則 84

専利局が医薬品専利権の期限補償を与える決定を行った後、関連事項を専利登記簿に登録して専利公報上で公告しなければならない。

## 4. 専利権の終了

### 4.1 専利権の期限満了による終了

法 42

発明専利権の期限は 20 年、実用新案専利権及び意匠専利権の期限は 10 年であり、いずれも出願日から計算される。例えば、ある実用新案専利の出願日は 1999 年 9 月 6 日であり、当該専利の期間は 1999 年 9 月 6 日から 2009 年 9 月 5 日までであり、専利権期限満了による終了日は 2009 年 9 月 6 日である（祝祭日にあたる場合は順延しない）。

発明専利権に専利法第 42 条第 2 項、第 3 項の期限補償が存在する場合、専利権期限満了による終了日を期限補償後の専利権期限満了による終了日とする。例えば、ある発明専利の出願日は 2021 年 9 月 6 日であり、当該専利の期限は 2021 年 9 月 6 日から 2041 年 9 月 5 日までである。その専利権の期限の補償後の専利権期限満了による終了日は 2041 年 12 月 1 日であり、当該発明専利の専利権期限満了による終了日は 2041 年 12 月 2 日である（祝祭日にあたる場合は順延しない）。

専利権の期限が満了になった際に、直ちに専利登記簿及び専利公報においてそれぞれ登記、公告を行ない、失効処理を行わなければならない。

### 4.2 専利権者が規定された年金を納付しない場合の終了

#### 4.2.1 年金

細則 115

専利権が付与されたその年以降の年金は登記手続を行うと同時に納付しなければならない。以降の年金は前年度の期限満了前に納付しなければならない。費用納付期限の満了日は当該年度における出願日の対応日になる。

##### 4.2.1.1 年度

出願日から起算される専利年度は、優先日や権利付与日に関係なく、暦年とも必然的な関連性はない。例えば、ある専利出願の出願日が 1999 年 6 月 1 日である場合、当該専利出願の第 1 年度は 1999 年 6 月 1 日から 2000 年 5 月 31 日であり、第 2 年度は 2000 年 6 月 1 日から 2001 年 5 月 31 日になる。以下同様とする。

##### 4.2.1.2 納付すべき年金の金額

各年度の年金は、費用徴収表において規定された金額に従って納付する。例えば、ある専利出願の出願日が 1997 年 6 月 3 日である場合、当該専利出願が 2001 年 8 月 1 日に専利権が付与され（専利権の権利付与公告日）、そして出願人が登記手続を行う際に、すでに第 5 年度の年金を納付していれば、当該専利権者は遅くとも 2002 年 6 月 3 日に第 6 年度の年金基準に従って第 6 年度の年金を納付しなければなら

ない。

#### 4.2.1.3 滞納金

専利権者が期日どおりに年金（専利権付与年の年金を含まない）を納付していない、若しくは納付額が不足している場合、年金期限の満了日から起算して6か月以内に補充納付することができる。補充納付の時期が規定の期限を超過しているが、超過分が1か月未満の場合は、滞納金を納付しない。補充納付の時期が規定の期限を1か月又はそれ以上超過した場合は、以下に挙げる算定方法によって算出される対応額の滞納金を納付する。

(1) 規定の期限を1か月（1か月ちょうどを含まない）から2か月（2か月ちょうどを含む）間超過した場合、納付額は年金全額の5%とする。

(2) 規定の期限を2か月から3か月（3か月ちょうどを含む）間超過した場合、納付額は年金全額の10%とする。

(3) 規定の期限を3か月から4か月（4か月ちょうどを含む）間超過した場合、納付額は年金全額の15%とする。

(4) 規定の期限を4か月から5か月（5か月ちょうどを含む）間超過した場合、納付額は年金全額の20%とする。

(5) 規定の期限を5か月から6か月間超過した場合、納付額は年金全額の25%とする。

6か月の滞納期限以内に年金を補充納付する場合、若しくは滞納金が不足しており、再度補充納付する必要がある場合には、年金又は滞納金の再度補充納付の際の滞納金の時期区分における滞納金基準に従い、納付すべき年金の全額と滞納金を補充しなければならない。例えば、年金の滞納金5%についての納付時期区分が5月10日から6月10日であり、滞納金が45元であるが、納付者が25元しか納付しなかった場合。納付者は、6月15日に滞納金を補充納付する際は、再々度納付日に対応した滞納期限の時期区分の基準である10%に従って納付しなければならない。当該時期区分の滞納金額は90元であり、さらに65元を補足納付しなければならない。

年金及び/又は滞納金納付の期限超過或いは不足により、専利権が終了した場合に、回復手続において、年金の補充納付を除き、さらに年金全額の25%にあたる滞納金を納付、又は補足しなければならない。

#### 4.2.2 終了

専利年金の滞納期限が満了になっても、専利年金又は滞納金を納付していない、或いは全額納付していない場合には、審査官は滞納期限の満了日から2か経過した後専利権終了通知書を出さなければならない。専利権者が回復手続を開始しない、或いは権利の回復請求が承認されていない場合、専利局は終了通知書を出した日から4か経過した後、失効処理を行い、専利公報上で公告しなければならない。

専利権は年金を納付すべき期限の満了日から終了する。

### 4.3 専利権者による専利権の放棄

法 44.1 (2)

専利権が付与された後、専利権者は随時専利権の自発的放棄を要求することができる。専利権者は、専利権を放棄する場合、専利権の放棄に関する声明を提出し、専利権者全員による署名又は押印がされた専利権放棄に同意する旨の証明資料を添付するか、若しくは専利権者全員による署名又は押印がされた専利権の放棄に関する声明のみを提出しなければならない。専利代理機構に委任してある場合、専利権の放棄に係る手続は、専利代理機構が行うものとし、出願人者全員による署名又は押印が成された専利権放棄に同意する旨の声明を添付しなければならない。専利権の自発的放棄に関する声明には、いかなる条件も付加してはならない。専利権の放棄にあたっては、一つの専利の全てを放棄しなければならない。専利権の一部放棄に関する声明は、提出されていないものとみなす。

専利権の放棄に関する声明を審査した結果、規定に合致しない場合には、審査官は提出されていないものとみなす通知書を出さなければならない。規定に合致している場合には、審査官は手続合格通知書を出し、関連事項を専利登記簿及び専利公報において個々に登記、公告を行わなければならない。手続合格通知書の発行日が専利権の放棄に関する声明の発効日となる。放棄された専利権はその日から終了する。専利権者は正当な理由なくして、専利権の放棄に関する声明の取消を要求してはならない。専利権の真の保有者以外の者が、悪意により専利権を放棄する要求をした場合に限り、専利権の真の保有者（効力を生じた法律書類を提供してこれを証明しなければならない）は専利権の放棄に関する声明の取消を要求することができる。

細則 47.5

出願人は、専利法第9条第1項及び専利法実施細則第47条第4項に基づき、実用新案専利権の放棄を声明している場合、専利局は発明専利権の付与公告時において、実用新案専利権の放棄に関する声明を登記、公告する。無効宣告手続において実用新案専利権の放棄が声明されている場合は、専利局は直ちに当該声明の登記、公告を行うものとする。発明専利権の権利付与公告日が実用新案専利権の放棄に関する声明の発効日となる。

放棄された実用新案専利権はその日から終了する。

## 第十章 専利権評価報告

### 1. 序文

法 66.2  
細則 62.1

専利法第 66 条第 2 項では、次のように規定している。専利権侵害紛争が実用新案専利又は意匠専利にかかるものである場合、人民法院又は専利業務管理部門は専利権者又は利害関係人に国家知識産権局の作成した専利権評価報告を提出するように要求することができる。専利権者、利害関係人又は被疑侵害者も自発的に専利評価報告を提出することができる。

国家知識産権局は請求に基づいて、関連する実用新案専利又は意匠専利権を検索し、当該専利が専利法及びその実施細則に規定の権利付与条件に合致しているか否かを分析及び評価し、専利権評価報告を作成する。

専利権評価報告は、人民法院又は専利管理業務部門が専利権侵害紛争を審理、処理する際の証拠であり、主に人民法院又は専利管理部門が関連手続を中止すべきか否かを確認するために用いられる。専利権評価報告は行政の決定ではないため、請求人はこれで行政による再検討及び行政訴訟を提起することはできない。

実用新案又は意匠専利権を以って譲渡手続、質入登録及び専利実施許可契約届出を行う場合、必要な時、国家知識産権局は専利権評価報告の提出を要求することができる。

### 2. 専利権評価報告請求の形式審査

国家知識産権局は、専利権者、利害関係人又は被疑侵害者の提出する専利権評価報告請求を受け取った場合、形式審査を行わなければならない。

細則 62.1 及び  
63

#### 2.1 専利権評価報告請求の主体及び時機

実用新案又は意匠専利権を付与する決定が公告された後、専利権者、利害関係人、又は被疑侵害者は国家知識産権局の作成する専利権評価報告を請求することができる。出願人は専利権登記手続を行う時に国家知識産権局の作成した専利権評価報告を請求することもできる。

実用新案又は意匠専利権が複数の専利権者の共有に係るものである場合、請求人は一部の専利権者でよい。

利害関係人とは、専利法第 65 条に規定に基づいて専利権侵害紛争について人民法院に対して起訴するか、又は専利業務管理部門の処理に請求する者を指す。例えば専利実施独占許可契約の被許諾人、及び専利権者によって起訴権を授与された専利実施通常普通契約の被許諾人である。

専利権者が送信した弁護士書簡や、電子商取引プラットフォーム苦情通知書を受け取った組織体又は個人が被疑侵害者である場合、国家知識産権局に専利権評価報告を行うように請求することができる。

前述の規定に合致しない場合は、専利権評価報告の請求は提出されなかったもの

とみなされる。

細則 62.1

## 2.2 専利権評価報告請求の客体

専利権評価報告請求の客体は、既に終了又は放棄された実用新案専利又は意匠専利を含む、既に権利付与公告がなされた実用新案専利又は意匠専利である。下記の状況において提出された専利権評価報告請求は提出されなかったものとみなされる。

- (1) 権利付与公告がなされていない実用新案専利出願又は意匠専利出願。出願人が登記手続を行った時に専利権評価報告請求を提出した場合を除く。
- (2) すでに「すべて無効とする」と宣告された実用新案専利又は意匠専利。
- (3) すでに専利権評価報告が行われた実用新案専利又は意匠専利。

細則 62.2 及び 3

## 2.3 専利権評価報告請求書

専利権評価報告の作成を請求する時に、請求人は専利権評価報告請求書及び関連書類を提出しなければならない。

(1) 専利権評価報告請求書は、国家知識産権局が定めた様式表を使用しなければならない。請求書において実用新案専利又は意匠専利の出願番号、発明創造の名称、出願人及び／又は専利権者の名称又は氏名を明記しなければならない。一件の請求は一件の実用新案専利又は意匠専利に限るものとする。

(2) 請求人が利害関係人である場合、専利権評価報告請求を提出すると同時に関連証明書類を提出しなければならない。例えば、請求人が専利実施独占許可契約の被許諾人である場合、専利権者が契約した専利独占許可契約書又はそのコピーを提出しなければならない。出願人が、専利権者が起訴権を授与した専利実施普通許可契約の被許諾人である場合、専利権者が契約した専利実施普通許可契約書又はそのコピー、及び専利権者が起訴権を授与した旨の証明書類を提出しなければならない。前記専利実施許諾契約がすでに国家知識産権局に届出されている場合、請求人は専利実施許諾契約を提出しなくてよいが、請求書に明記しなければならない。

(3) 請求人が被疑侵害者である場合、専利権評価報告請求を提出すると同時に関連証明書類を提出しなければならない。例えば、人民法院の発行する立案類の通知書又はそのコピー、専利行政執法部門の発行する立案類の通知書又はそのコピー、調解仲裁機構の発行する立案類の通知書又はそのコピー、専利権者の送付する弁護士書簡又はそのコピー、電子商取引プラットフォーム苦情通知書又はそのコピーなど。

専利権評価報告請求書が前述の規定に合致しない場合、国家知識産権局は指定期限内に補正するよう請求人に通知しなければならない。

細則 110、111 及び 116.3

## 2.4 費用

請求人が専利権評価報告請求を提出した日から 1 か月以内に専利権評価報告請求費を納付していない又は納付額が足りない場合、専利権評価報告請求は提出されなかったものとみなされる。

## 2.5 委任手続

専利権評価報告請求の関連事務は請求人又はその委任する専利代理機構が行うことができる。専利法第18条第1項の規定に基づいて専利代理機構に委任しなければならない請求人が、規定に基づかずに委任した場合、国家知識産権局は指定期限内に補正するように請求人に通知しなければならない。

請求人が専利代理機構に専利権評価報告に関連する手続の処理を委任する場合、委任状を提出し、委任状にその委任権限が専利権評価報告に関連する事務の処理にのみ限られる旨を明記しなければならない。委任手続が規定に合致しない場合、国家知識産権局は請求人に指定期限内に補正するよう要求しなければならない。期限が満了しても補正していない又は指定期限内に補正しても規定に合致しない場合、専利権評価報告請求は提出されなかったものとみなされる。出願人又は専利権者が元の専利代理機構に専利権評価報告手続の処理を委任した場合、委任状を提出しなければならない。

## 2.6 形式審査後の処理

細則 62.3

(1) 専利権評価報告請求が形式審査の結果規定に合致せず補正する必要がある場合、国家知識産権局は補正通知書を発行し、請求人に通知書を受け取った日から15日以内に補正するよう要求しなければならない。期限が満了しても補正していないか、又は指定期限内に補正したが2度目の補正を経ても同様の欠陥がある場合、請求は提出されなかったものとみなされる。

(2) 専利権評価報告請求が提出されなかったものとみなされた場合、国家知識産権局は提出されなかったものとみなされた旨の通知書を発行し、請求人に通知しなければならない。

(3) 専利権評価報告請求が形式審査を経て合格した場合、指定の専利権評価報告を行った部門に直ちに転送しなければならない。

専利法実施細則第63条の規定に基づいて、専利権評価報告を作成する前に、複数の請求人がそれぞれ同一の実用新案専利又は意匠専利権に対して作成された専利権評価報告を請求した場合、国家知識産権局はいずれも受理するが、1部の専利権評価報告のみを作成する。

## 3. 専利権の評価

専利権評価報告を作成する部門は、専利権評価報告請求を受け取った場合、本章の規定に基づいて当該専利を検索、分析及び評価し、専利権評価報告を作成するよう、審査官に命じなければならない。

### 3.1 専利権評価報告請求書の確認

審査官はまず専利権評価報告請求書及びその関連書類を確認しなければならない。規定に合致しないことを発見した場合、対応する部門に処理を戻し、理由を説

明する。

### 3.2 専利権評価の内容

#### 3.2.1 実用新案専利

実用新案専利権の評価に係る内容は以下のものを含む。

(1) 実用新案が専利法第 5 条又は第 25 条に規定された専利権を付与しない状況に該当するか。その評価基準は本指南第二部分第一章の規定を適用する。

(2) 実用新案が専利法第 2 条 3 項に規定された客体に該当するか。その評価基準は本指南第一部分第二章第 6 節の規定を適用する。

(3) 実用新案が専利法第 22 条第 4 項に規定された実用性を備えているか。その評価基準は本指南第二部分第五章第 3 節の規定を適用する。

(4) 実用新案専利の明細書が専利法第 26 条第 3 項の要求に従って専利保護の主題を十分に開示しているか。その評価基準は本指南第二部分第二章第 2.1 節の規定を適用する。

(5) 実用新案が専利法第 22 条 2 項に規定された新規性を備えているか。その評価基準は本指南第四部分第六章第 3 節の規定を適用する。

(6) 実用新案が専利法第 22 条第 3 項に規定された創造性を備えているか。その評価基準は本指南第四部分第六章第 4 節の規定を適用する。

(7) 実用新案が専利法第 26 条第 4 項の規定に合致するか。その評価基準は本指南第二部分第二章第 3.2 節の規定を適用する。

(8) 実用新案が専利法実施細則第 23 条 2 項の規定に合致するか。その評価基準は本指南第二部分第二章第 3.1.2 節の規定を適用する。

(9) 実用新案専利書類の補正が専利法第 33 条の規定に合致するか。その評価基準は本指南第一部分第二章第 8 節及び第二部分第八章第 5.2 節の規定を適用する。

(10) 分割出願の実用新案専利が専利法実施細則第 49 条 1 項の規定に合致するか。その評価基準は本指南第二部分第六章第 3.2 節の規定を適用する。

(11) 実用新案が専利法第 9 条の規定に合致するか。その評価基準は本指南第二部分第三章第 6 節の規定を適用する。

(12) 実用新案が専利法実施細則第 11 条の規定に合致するか否か、その評価基準は「専利出願行為を規範化するための規定」を適用する。

#### 3.2.2 意匠専利

意匠専利権の評価に係る内容は以下のものを含む。

(1) 意匠が専利法第 5 条又は第 25 条に規定された専利権を付与しない状況に該当するか。その評価基準は本指南第一部分第三章第 6.1 と 6.2 節の規定を適用する。

(2) 意匠が専利法第 2 条第 4 項に規定された客体に該当するか。その評価基準は本指南第一部分第三章第 7 節の規定を適用する。



- (3) 意匠が専利法第 23 条第 1 項の規定に合致するか。その評価基準は本指南第四部分第五章第 5 節の規定を適用する。
- (4) 意匠が専利法第 23 条第 2 項の規定に合致するか。その評価基準は本指南第四部分第五章第 6 節の規定を適用する。
- (5) 意匠専利の図面又は写真が専利法第 27 条 2 項の規定に合致するか。その評価基準は本指南第一部分第三章第 4 節の規定を適用する。
- (6) 意匠専利書類の補正が専利法第 33 条の規定に合致するか。その評価基準は本指南第一部分第三章第 10 節の規定を適用する。
- (7) 分割出願の意匠専利が専利法実施細則第 49 条 1 項の規定に合致するか。その評価基準は本指南第一部分第三章第 9.4.2 節の規定を適用する。
- (8) 意匠が専利法第 9 条の規定に合致するか。その評価基準は本指南第四部分第五章第 8 節の規定を適用する。
- (9) 意匠が専利法実施細則第 11 条の規定に合致するか否か、その評価基準は「専利出願行為を規範化するための規定」を適用する。

### 3.3 検索

一般的に、実用新案専利権評価報告又は意匠専利権評価報告を作成する前に、すべて検索を行わなければならない。

#### 3.3.1 実用新案専利

検索は実用新案専利のすべての請求項について行うものとするが、実用新案専利の保護を求める主題が下記の状況のいずれか 1 つに該当する場合、審査官は当該主題について検索を行う必要がない。

- (1) 専利法第 2 条第 3 項の規定に合致しない。
- (2) 専利法第 5 条又は第 25 条に規定された専利権を付与しない状況に該当する。
- (3) 実用性を備えていない。
- (4) 明細書と請求の範囲が当該主題について明瞭で完全な説明をしていないため、当業者がそれを実現できない。

検索に関する具体的要求は本指南第二部分第七章を参照することができる。

#### 3.3.2 意匠専利

検索は意匠専利の図面又は写真に示されたすべての物品意匠について行い、かつ簡単な説明の内容を考慮しなければならない。ただし、意匠専利の保護を求める物品意匠が下記の状況のいずれか 1 つに該当する場合、審査官は当該物品意匠について検索を行う必要がない。

- (1) 専利法第 2 条第 4 項の規定に合致しない。
- (2) 専利法第 5 条又は第 25 条に規定された専利権を付与しない状況に該当する。
- (3) 図面又は写真は専利保護を求める物品の意匠を明確に示していない。

審査官は意匠専利が中国において出願される前に開示された意匠を検索しなければならない。抵触出願が存在しているかを確かめるために、審査官は当該意匠専

利の出願日より前に専利局に提出され、かつ当該意匠専利の出願日より後に開示された意匠専利を検索しなければならない。重複権利付与が存在するかを確かめるために、審査官はさらに当該意匠専利の出願日に専利局に提出され、かつ既に開示された意匠専利も検索しなければならない。

#### 4. 専利権評価報告

細則 63.1

国家知識産権局は、合格した専利権評価報告請求書と請求費を受け取ってから2か月以内に専利権評価報告を発行しなければならない。ただし出願人が専利権登記手続を行った時に専利権評価報告の作成が請求されかつ形式審査に合格した場合、国家知識産権局は権利付与公告日から2か月以内に専利権評価報告を作成しなければならない。

評価された専利に専利法及びその実施細則に規定された専利権付与条件に合致しない箇所が存在が認められない場合、審査官は専利権評価報告において明確な結論を出さなければならない。

評価された専利に専利法及びその実施細則に規定された専利権付与条件に合致しない箇所が存在する場合については、審査官は専利権評価報告において専利法及び実施細則に基づいて評価意見を具体的に論述し、当該専利が専利法及びその実施細則に規定の専利権付与条件に合致しない旨の明確な結論を出さなければならない。

専利権評価報告には、国家知識産権局が統一して制定したフォーマットを使用し、作成後審査官及び審査・認可係が署名し、「国家知識産権局専利評価報告専門印」が捺印される。

#### 4.1 専利権評価報告の内容

専利権評価報告には、引例文献と評価対象専利との関連度を示す様式表部分、及び当該専利が専利法及びその実施細則に規定された専利権付与要件に合致するかについての説明部分が含まれる。

##### 4.1.1 様式表の部分

実用新案専利権評価報告の場合、その様式表の部分の記入要求については本指南第二部分第七章第12節の規定を参照する。

意匠専利権評価報告の場合、その様式表の部分では検索の分野、データベース、検索で取得した引例文献及び引例文献と意匠専利との関連度などの内容を明確に記載しなければならない。通常、下記の符号により引例文献と意匠専利との関係を表示する。

X：単独で意匠専利を専利法第23条第1項又は第2項の規定に合致させない文献。  
Y：報告に挙げられたその他の文献との組み合わせで意匠専利を専利法第23条第2項の規定に合致させない文献。

A：背景文献、即ち意匠の一部設計的特徴を反映する文献又は関連する文献。

P：中間文献、即ちその開示日が意匠専利の出願日と主張した優先日との間にある

書類、又は意匠専利の優先権の確認を必要とさせる文献。

E：意匠専利と同一又は実質的に同一である抵触出願の書類。

R：組織体又は個人が出願日に専利局に提出した、同様の発明創造に属する意匠専利の文献。

上記文献のうち、符号 X、Y と A は引例文献と意匠専利との内容上の相関度を表す。符号 R と E は引例文献と意匠専利との時間上の関係及び内容上の相関度を同時に表す。符号 P は引例文献と意匠専利との時間上の関係を表し、その後に書類内容の相関度を表す符号 X、Y、E 又は A を付けなければならないが、これは優先権がまだ確認されていない状況において付けたマークである。

#### 4.1.2 説明の部分

説明の部分は専利権評価の結論を記載し、反映しなければならない。専利法及びその実施細則に規定された専利権付与要件に合致しない評価対象の専利については、明確で具体的な評価意見も与えなければならない

(1) 専利法及びその実施細則に規定された専利権付与要件に合致しない実用新案専利について、具体的な評価説明を行い、明確な結論を下し、必要に応じて引例文献を引用しなければならない。例えば、新規性及び／又は創造性を備えない請求項について、審査官は逐次評価・説明を行い、2つ以上の従属請求項については、異なる請求項を引用する時のその技術的解決手段に対してそれぞれ評価・説明を行い、並列選択案を有する請求項については、選択案ごとに評価・説明を行うものとする。

(2) 専利法及びその実施細則に規定された専利権付与要件に合致しない意匠専利の各意匠に対し、全て具体的な評価・説明を行い、明確な結論を下さなければならない。必要に応じて引例文献を引用するものとする。

#### 4.2 専利権評価報告の発送

専利権評価報告を作成した後、請求人に送付しなければならない。請求人が専利権者ではない場合、国家知識産権局は専利権評価報告書の発行の状況を専利権者に告知しなければならない。

#### 5. 専利権評価報告の閲覧と複製

専利法実施細則第 63 条の規定に基づき、国家知識産権局が専利権評価報告を作成した後、全ての組織体又は個人は閲覧又は複製をすることができる。閲覧、複製に係る手続は本指南第五部分第四章第 5.3 節の規定を参照する。

細則 63.2

#### 6. 専利権評価報告の訂正

専利権評価報告を作成した部門は、専利権評価報告の中に誤りがあることを発見した場合、自発的に訂正することができる。請求人は専利権評価報告に訂正すべき誤りがあると考えた場合、訂正を請求することができる。

訂正された専利権評価報告は直ちに請求人に発送しなければならない。

### 6.1 訂正できる内容

専利権評価報告の中に以下の誤りがあるとき、訂正することができる。

- (1) 書誌的事項の情報又は文字が間違っている。
- (2) 専利権評価報告の作成手続が間違っている。
- (3) 法の適用が明らかに間違っている。
- (4) 結論が依拠した事実の認定が明らかに間違っている。
- (5) その他訂正すべき誤り。

### 6.2 訂正手続の開始

- (1) 専利権評価報告を作成した部門による自発的開始

専利権評価報告を作成した部門は、専利権評価報告の中に訂正すべき誤りがあることを発見したら、自ら訂正手続を開始することができる。

- (2) 請求人の請求による開始

請求人は、作成された専利権評価報告に訂正すべき誤りがあると考えた場合、専利権評価報告を受け取ってから 2 か月以内に訂正の請求を申し立てることができる。請求人が専利権者ではない場合、専利権者は上述の期限内に訂正請求を提出できる。期限満了後に提出された場合は、その請求は提出されていないものとみなす。

訂正請求を提出する場合、意見陳述書の形式で書面によって提出し、訂正すべき内容及び訂正の理由を明記しなければならないが、専利書類を補正してはならない。

### 6.3 訂正手続の継続と終了

訂正手続を開始した後、専利権評価報告を作成した部門はグループ長、主要審査係と一般審査係からなる 3 人再審査グループを構成し、元専利権評価報告に対し再審査を行うものとする。再審査の結果は再審査グループによる合議でなされ、多数決の原理に基づいて合議を行う。元専利権評価報告を作成した審査官と審査・認可係は再審査グループに参加しない。

再審査グループは、訂正理由が成り立たず、元専利権評価報告に誤りがなく、訂正する必要がないと認めた場合、専利権評価報告再審査意見通知書を発行し、訂正しない理由を説明し、訂正手続を終了させる。

再審査グループは、訂正理由が成り立ち、元の専利権評価報告に誤りがあって、確かに訂正する必要があると認めた場合、訂正された専利権評価報告を発行し、かつ訂正後の専利権評価報告に、本件報告を持って元の専利権評価報告を代替する旨を記載し、訂正手続を終了させる。

訂正手続において、事実の認定に変化が生じたため、元の検索が不完全又は不正確なものとなった場合を除き、再審査グループは通常補充検索を行わない。専利権評価報告に対し、一般的に訂正請求は一回しか認めないが、再審査グループが補充検索を行った後に改めて作成した専利権評価報告について、請求人は再び訂正請求を申し立てることができる。

## 第十一章 専利開放許諾

### 1. 序文

法 50 及び 51

専利法第 50 条、専利法第 51 条及び専利法実施細則第 85 条から第 88 条までの規定に基づき本章を制定する。

専利法第 50 条及び第 51 条の規定に基づいて、専利権者が自由意思に基づいて書面方式で国家知識産権局に対して組織体又は個人が中国でその専利を実施することを許可する意思があることを声明し、許諾使用料の支払方式及び標準が明確である場合、国家知識産権局はこれを公告し、開放許諾を実施する。組織体又は個人が開放許諾専利の実施の意思を有する場合、書面方式で専利権者に通知し、公告された許諾使用料、支払方式、標準に基づいて許諾使用料を支払えば、すぐに専利実施許可を得ることができる。

開放許諾声明を提出した専利権者は、組織体又は個人が中国でその開放許諾の専利を実施することを許可する旨を声明しなければならない。

国家知識産権局は専利権者の提出した開放許諾声明が規定に合致するか否かを審査した後、公告を許可するか否かについての通知を発行する。

本章は、専利開放許諾実施契約の提出、専利開放許諾声明の取下げ、専利開放許諾の登記及び公告、専利開放許諾実施契約の発効、専利開放許諾実施契約の届出、専利開放許諾実施期限の費用軽減手続の処理、並びにすでに開放許諾専利を実施している場合の関連手続処理に対して規定するものである。

### 2. 開放許諾関連原則

専利開放許諾制度を設立する目的は専利技術の実施及び運用を促進するためであり、国家知識産権局が専利開放許諾情報を公告することにより、専利技術の供給と需要の双方を引き合わせる幫助となることである。専利開放許諾の関連手続は以下の原則を順守しなければならない。

#### (1) 自由意思の原則

開放許諾声明における許諾条件については、関連規定に合致する前提で、当事者は自由意思の原則に依拠して設けることができる。

#### (2) 合法の原則

開放許諾取引の安全を守るため、国家知識産権局が開放許諾専利を公告する専利権は、有効なものでなければならない。開放許諾が実施されている専利権に専利法実施細則第 86 条第 1 項に規定された状況がある場合、専利権者は、開放許諾声明を速やかに取り下げるとともに、被許諾人に通知しなければならない。

#### (3) 公開の原則

専利開放許諾声明の公告後、国家知識産権局は閲覧及び複製などの手段によって開放許諾声明の内容を対外的に公開することができる。

### 3. 専利開放許諾声明の提出

法 50.1

専利権者は開放許諾専利を実行する意思を有する場合、国家知識産権局に対して専利開放許諾声明を提出しなければならない。専利開放許諾声明は原則電子形式で提出しなければならないが、電子形式での提出が明らかに困難である場合は、関連書類を国家知識産権局に対して指定する場所で対面で渡すか又は郵送することができる。

#### 3.1 専利開放許諾声明の客体

細則 85.1 及び  
86

専利開放許諾声明の客体はすでに権利付与公告された発明専利、実用新案専利又は意匠専利である。

専利権が、下記の状況のいずれか1つに該当する場合、専利権者はそれに対して開放許諾を実行してはならない。

- (1) 専利権が独占又は排他的許諾の有効期限内にある場合。
- (2) 専利権の帰属に起因して紛争が生じている又は人民法院裁判により専利権に対して保全措置が採られ、すてに関連手続が中止されている場合。
- (3) 規定に基づいて年金を納付していない場合。
- (4) 専利権が抵当に入れられ、抵当権者の同意を得ていない場合。
- (5) 専利権がすでに終了している場合。
- (6) 専利権がすでに全部無効を宣告されている場合。
- (7) 実用新案又は意匠専利権者が専利権評価報告を提出していない場合、
- (8) 専利権評価報告の結論において、実用新案又は意匠専利権が専利権付与条件に合致していないと判断された場合。
- (9) その他専利権の有効的な実施を妨げる場合。

#### 3.2 専利開放許諾声明を提出する主体

専利法実施細則第85条第1項の規定に基づいて、専利権者は国家知識産権局に対して開放許諾声明を提出することができる。共有者が専利権を共有して開放許諾声明を提出する場合、共有者全員が同意する旨の証明資料を提出しなければならない。開放許諾関連事項に対し、約束がある場合は約束に従い、関連証明資料を提出する。

#### 3.3 専利開放許諾声明

細則 85.2 及び  
85.3

専利権者は規定の様式に基づいて専利開放許諾声明及びその他提供すべき資料を提出しなければならない。専利権者が提出する資料の内容は、真実であり、正確であり、明瞭でなければならない。国家の法律規定及び公序良俗、公共の利益の要求に合致し、商業的な宣伝語句を表してはならない。

専利開放許諾声明には以下の事項を明記しなければならない。

- (1) 専利番号。
- (2) 専利権社の氏名又は名称。

- (3) 専利許諾使用料の支払方法、標準。
- (4) 専利許諾期限。
- (5) 専利権者の連絡方法。
- (6) 専利権者による開放許諾声明に合致する条件に対する承諾。
- (7) その他明らかにすべき事項。

専利権者は許諾使用料を一括で付さなければならない場合の計算根拠及び方式についての簡単な説明は、一般的に 2000 字を超えない。専利許諾使用料は当該簡単な説明を根拠にしなければならない。固定費用を支払標準とする場合、一般的に 2000 万元以下であり、2000 万元を超える場合は、専利権者は専利法第 50 条に規定される開放許諾以外のその他の方法を用いて許可することもできる。ランニングロイヤリティを支払う場合、一般的に正味販売価格の 20%以下とし、一般的に利潤額の 40%以下とする。

専利開放許諾声明は専利権者が署名又は押印しなければならない。専利権が複数の専利権者の共有に係るものである場合、代表者が署名又は押印することができ、また、共有専利権者が開放許諾声明に同意する旨に署名又は押印した書面声明を添付することもできる。専利代理機構に委任した場合、専利開放許諾声明は専利代理機構が押印し、また、専利権者全員が開放許諾声明に同意する旨に署名又は押印した書面声明を添付することもできる。

### 3.4 公告の許可及び公告の不許可

(1) 審査の結果、専利開放許諾声明が規定に合致するとされた場合、国家知識産権局は公告を許可する。

法 50.1

(2) 審査の結果、専利開放許諾声明が専利法実施細則第 85 条の規定に合致しないか、又は第 86 条に列挙された場合に該当する場合、国家知識産権局は公告しないこととする。

細則 88

(3) 専利権者が虚偽資料の提出、事実の隠蔽・欺瞞などの手段を用いて開放許諾声明を作成した場合、国家知識産権局は見つけ次第、取消を行わなければならない。

### 3.5 専利開放許諾声明の発効

専利開放許諾声明は、公告の日から効力が発生する。

## 4. 専利開放許諾声明の取下げ

法 50.2

専利権者は専利法実施細則第 86 条の規定に基づいて又はその他正当な理由を基に開放許諾声明の取下げを行うことができる。共有者が共有の専利権について開放許諾声明を取り下げる場合、共有者全員の書面での同意を取得しなければならない。専利権者が開放許諾声明を取り下げる場合、開放許諾声明の取下げ請求を提出しなければならない。開放許諾声明の取下げ請求は専利権者が署名又は押印しなければならない。専利権が複数の専利権者の共有に係るものである場合、代表者が署名又は押印することができ、また、共有専利権者が開放許諾声明の取下げに同意する旨に署名又は押印した書面声明を添付することもできる。専利代理機構に委任し

た場合、開放許諾声明の取下げ請求は専利代理機構が押印し、また、専利権者全員が開放許諾声明の取下げに同意する旨に署名又は押印した書面声明を添付することもできる。開放許諾声明の取下げにはいかなる条件も付けてはならない。

審査の結果、開放許諾声明請求の取下げが規定に合致するとされた場合、国家知識産権局は開放許諾声明の取下げの公告を許可し、規定に合致しないとされた場合、国家知識産権局は開放許諾声明の取下げの公告を許可せず、専利権者に理由を説明する。

開放許諾声明の取下げは、公告の日から効力が発生する。

細則 86

専利権者が取り下げるべきであるが直ちに専利開放許諾声明を取り下げていない場合、国家知識産権局は当該専利開放許諾声明を終了又は取消、公告を行わなければならない。

### 5. 専利開放許諾声明の登記及び公告

法 50

専利開放許諾声明の関連事項は専利登記簿上で登記し、専利公報上で公告する。専利開放許諾声明の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、開放許諾声明番号、専利権者、発明の名称、出願日、権利付与公告日、専利許諾使用料の支払方法及び標準、専利許諾期限、専利権者の連絡方法、開放許諾声明の発効日などが含まれる。

専利開放許諾声明の取下げの公開対象項目には、大分類番号、専利番号、開放許諾声明番号、専利権者、発明の名称、開放許諾声明取下げ日などが含まれる。

### 6. 専利開放許諾実施契約の発効

法 51.1

組織体又は個人が書面方式でその開放許諾専利を自由意思で実施する旨を専利権者に通知し、公告に基づいて許諾使用料を支払う場合、専利開放許諾実施契約が発効する。ただし関連する法律、行政法に別途の規定がある場合を除く。

中国内の組織体又は個人が専利開放許諾を実行する場合、外国人、外国企業又は外国のその他組織に実施の意思がある時、『中華人民共和国技術輸出入管理条例』及び『技術輸出入契約登録管理弁法』等の関連規定に合致しなければならない。

中国内の組織体又は個人が専利開放許諾を実行する場合、香港、マカオ又は台湾地区の個人、企業又はその他の組織が実施の意思を有する時、前述の規定を参照する。

### 7. 専利開放許諾実施契約の届出

細則 87

専利権者又は被許諾人は開放許諾実施契約の発効後、開放許諾に合意する旨を証明可能な書面書類によって国家知識産権局に対して届出手続を行わなければならない。

専利開放許諾実施契約を届出する場合、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 請求人が押印した専利実施許可契約届出申請表。
- (2) 被許諾人が書面方式で専利権者に対して発行した通知。
- (3) 被許諾人が専利権者に対して許諾使用量を支払った証票（又は専利権者が許



諾使用料を受け取った証票)。

- (4) 請求人の身分証明書。
- (5) 代理を委任する場合、権限の委任を明記した委任状。
- (6) 受託者の身分証明書。
- (7) その他提供すべき資料。

専利開放許諾実施契約の届出手続の処理は『専利実施許諾契約届出法』を参照して執行する。

#### 8. 専利開放許諾の実施可能期限の費用減免手続の処理

法 51.2

専利開放許諾実施契約の実施期限は専利開放許諾実施契約の発効日から専利許諾期限満了までの期限を指す。

請求人が専利開放許諾実施契約の届出を行う場合、専利権者も専利献金の軽減請求を同時に提出したものとみなされる。専利開放許諾実施契約の届出が承認された場合、専利権者は専利開放許諾実施期限に、規定に沿って届出日からまだ満期になっていない専利年金の軽減を享受することができる。専利権者が開放許諾声明を取り下げた場合、次の専利年度から開放許諾を理由に得られた専利年金の軽減を享受することはなくなる。専利権者が2項の専利年金軽減条件に同時に合致する場合、そのうち軽減の比率がより高い1項の条件に基づいて軽減する。

法 51.3

開放許諾を実行する専利権者と被許諾人が許諾使用料について協議を行った後に通常許諾契約を結んだ場合、開放許諾には属さない。

#### 9. 開放許諾を実行した専利に関連する手続処理

開放許諾を実行した専利については、以下の手続を行う前に、専利権者はまず開放許諾声明を取り下げなければならない。

- (1) 専利権譲渡に起因し、書誌的事項変更請求を提出する場合。
- (2) 専利権者が書面での声明を以ってその専利権を放棄する場合。

専利権の譲渡を除き、専利権者はその他の事由により変更が生じかつ開放許諾を引き続き実行する場合、直ちに元の開放許諾声明を取下げ、声明に関する手続を改めて行わなければならない。専利権者は変更後開放許諾を再度実行しない場合、直ちに元の開放許諾声明の手続の取下げを行わなければならない。

専利権者が開放許諾を実行する専利権を以って抵当に入れる場合、専利権質入登録を行う時、抵当権者が専利権開放許諾の継続に同意する旨の書面による声明を提供する必要がある。



## 第六部分

### 意匠の国際出願



## 第一章 意匠の国際登録出願の事務処理

### 1. 序文

本章は、出願人が、意匠の国際登録に関するハーグ協定ジュネーブ改正協定（以下ハーグ協定という）に従って、専利局を介して意匠の国際登録出願を提出し、費用を納付し、及びハーグ協定に従って提出するとともに、中国を指定した意匠の国際登録出願（以下意匠の国際出願という）の手続の審査及び事務処理に関する特別規定である。本章に説明及び規定のない事項は、本指南第一部分、第五部分の規定を参照する。

### 2. 意匠の国際登録出願

#### 2.1 提出経路

意匠の国際登録出願は、国際事務局に直接提出することができる。出願人が中国に常時居住地又は営業所を有する場合、専利局を介して国際事務局に意匠の国際登録出願を提出することができる。

専利局を介して意匠の国際登録出願を提出する場合、国際手続の後続のその他の書類は国際事務局に直接提出しなければならない。

#### 2.2 送付と不送付

##### 2.2.1 受取日の確定

専利局を介して国際事務局に提出された意匠の国際登録出願は、国際事務局が、専利局の受取日から1か月以内に受け取った場合は、専利局の受取日を国際事務局の受取日とみなし、そうでなければ国際事務局が実際に受け取った日を受取日とする。

##### 2.2.2 送付条件

意匠の国際登録出願が以下の条件に合致する場合、専利局は国際事務局に送付する。

- (1) 出願人のうち少なくとも一人が中国に常時居住地又は営業所を有している。
- (2) 出願人のうち少なくとも一人が出願人の締約相手として中国を選択している。
- (3) 英語を使用して意匠の国際登録出願書類を記載している。
- (4) ハーグ協定に規定する正式な様式を使用している。
- (5) 出願に意匠の図面又は写真が含まれる。
- (6) 中国本土の中国語通信情報が含まれる。
- (7) 出願書類に、法律、公序良俗に違反する又は公共利益に反する情報が含まれていてはならない。

意匠の国際登録出願において中国を指定した場合、出願人は意匠の国際登録出願の中国語訳文を提出することができる。

## 2.3 送付と不送付の手続

### 2.3.1 書類の処理

専利局は、意匠の国際登録出願を受け取った後、以下の書類の処理を行う。

(1) 受取日の確定：出願人が専利局を介して意匠の国際登録出願を提出した場合、専利局の実際の受取日を受取日とする。

(2) 提出番号の付与：専利局は、意匠の国際登録出願を受け取った順に提出番号を付与する。

### 2.3.2 送付の手続

意匠の国際登録出願が送付条件に合致する場合、以下の送付の手続を行う。

(1) 出願人に対して意匠の国際登録出願送付通知書を発行し、送付番号、送付期限及び書類リストを通知する。

(2) 意匠の国際登録出願の書類及び受取日などのデータを国際事務局に送付する。

### 2.3.3 不送付の手続

意匠の国際登録出願が送付条件に合致しない場合、出願人に対して意匠の国際登録出願不送付通知書を発行し、不送付の原因を出願人に通知する。

専利局に直接提出された意匠の国際登録出願が送付条件に合致しない場合、受け取ってはならず、当事者に対して直接理由を説明しなければならない。

## 3. 意匠の国際出願の事務処理

### 3.1 中国での出願日の確定

ハーグ協定に従ってすでに国際登録日が確定しているとともに、中国を指定した意匠の国際出願は、専利局に提出された意匠専利出願であるとみなし、当該国際登録日は専利法第28条でいう出願日であるとみなす。

### 3.2 国内出願番号の付与

意匠の国際出願が国際事務局により公開された後、専利局は、国際事務局に送付した意匠の国際出願に対して国内出願番号を付与するとともに、後続の審査を行う。

### 3.3 その他の書類の受理

#### 3.3.1 その他の書類の受理条件

意匠の国際出願が国際事務局により公開された後、意匠の国際出願の当事者が専

利局で関連手続を行う際は、中国語を使用して規定に合致する関連書類を提出し、国内出願番号を明記し、且つ専利法第 18 条の規定に基づき委任手続を行わなければならない。

その他の規定は、本指南第五部分第三章第 3.1 節の規定を適用する。

### 3.3.2 その他の書類の受理手続

本指南第五部分第三章第 3.2 節の規定を適用する。

### 3.4 分割出願の受理

意匠の国際出願に対して提出された分割出願は、本指南第五部分第三章第 2.3.2.1 節の規定に合致することに加え、さらに分割出願願書に原出願の出願日及び原出願の出願番号が記載されているか否かを確認しなければならず、当該原出願の出願日は、その国際登録日でなければならず、原出願の出願番号は、原出願の国際登録番号を記載する。当該分割出願は、国内出願に従って処理する。

### 3.5 公告手続

意匠の国際出願に対して保護を与える決定を下した後、専利局は公告を行い、公告の内容には、専利権の書誌的項目及び 1 枚の図面又は写真が含まれる。書誌的項目には、主に、分類番号、専利番号、国際登録番号、権利付与公告番号（出版番号）、出願日、権利付与公告日、優先権事項、専利権者事項、当該意匠を使用する物品の名称などが含まれる。公告する書誌的項目の内容が国際登録の公開書類にすでに記載されている場合、これと一致した状態を維持する。当該意匠専利権は、公告された日から中国において有効とする。専利局による公告後、意匠の国際出願の出願人は、中国において保護対象である証明として、意匠の国際出願専利登記簿の副本の発行を専利局に請求することができる。意匠専利の単行書の内容には、フロントページ、図面又は写真及び簡単な説明が含まれる。このうち、図面又は写真、簡単な説明は、国際事務局により公開された保護を与える声明で確定された書類方式をもって提供される。

国際事務局により公告されたその他の事項は、権利移転に関わるものを除き、国際事務局の公告を基準とする。

### 3.6 関連手続の審査

#### 3.6.1 書誌的事項の変更

意匠の国際出願の出願人（又は専利権者）が権利を変更し、名称及び/又は住所を変更し、国際事務局での代理事項を変更する場合、当事者は、国際事務局で関連手続を行わなければならない。

意匠の国際出願の出願人（又は専利権者）が権利を変更する場合、当事者は、国際事務局で関連手続を行うことに加え、さらに専利法実施細則の規定に従って、専利局に証明書類を提出しなければならず、証明書類には本指南第一部分第一章第

6.7.2.2 節及び第 6.7.2.6 節の規定を適用し、証明書類が外国語の場合、書誌情報の中国語訳文を同時に添付しなければならない。証明書類を提出しなかった又は提出した証明書類が要件に合致していない場合、専利局は、当該権利の変更が中国においてまだ有効ではないことを国際事務局に通知しなければならない。

### 3.6.2 権利の回復

意匠の国際出願の当事者が拒絶通知に遅滞なく応答してないためにその専利出願が取下げと見なされた場合、当事者は、本指南第五部分第七章第 6 節の関連規定に従って、権利回復を請求することができる。

### 3.6.3 更新されなかったことによる専利権の終了

意匠の国際出願が専利局により権利付与公告された後、専利権者がまだハーグ協定の規定に従って更新手続を行っていない場合、専利権は、中国での出願日から 5 年又は 10 年をもって終了する。

### 3.6.4 権利の一部放棄

意匠の国際出願が専利局により権利付与公告された後、専利権者が、中国に対して一部の権利を放棄することを国際事務局に提出した場合、当該一部放棄の有効日は国際事務局により登記された日とする。

## 4. 費用納付の特別規定

### 4.1 国際手続費用の納付

意匠の国際登録出願の国際手続関連費用は、国際事務局に直接納付しなければならない。専利局を介して意匠の国際登録出願書類を提出する場合、専利局を介して国際事務局に意匠の国際登録出願の関連費用を納付することができる。

専利局を介して費用を納付する場合、当事者は、送付番号に基づき、関連費用をオンラインで納付又は専利局に直接納付しなければならない。費用納付の際は、正確な送付番号及び納付する費用の名称を明記しなければならない。前述の規定に合致しない場合は、納付手続を行っていないものとみなす。

専利局を介して納付した意匠の国際登録出願の関連費用は、すべて国際事務局に転送され、国際事務局は、そのアカウントをもって費用を受領した日付を納付日とする。国際事務局は、意匠の国際出願の単独指定費用を徴収した後、専利局に転送する。専利局は、上記関連費用の返還は行わないものとする。国際手続のうち費用に関連する事柄は、当事者が国際事務局に直接連絡する。

### 4.2 専利局費用の納付

意匠の国際出願が国際事務局により公開された後、当事者が専利局に関連費用を納付する場合、国内出願番号又は国際登録番号をもって納付しなければならない。



## 第二章 意匠の国際出願の審査

細則 143

### 1. 序文

意匠の国際出願の審査とは、出願人がハーグ協定に従って提出するとともに、中国を指定した意匠の国際登録出願に対し、専利局が、専利法及びその実施細則の規定に基づいて行う審査を指す。専利法実施細則第 143 条の規定に基づき、意匠の国際出願について、専利局の審査の結果、拒絶の理由を発見しないときは、専利局は保護を与える決定を下し、且つ国際事務局に通知する。

細則 50.1

本章は、専利局が、意匠の国際出願に対して行う以下の審査範囲に関する。

(1) 顕著な実質的欠陥の審査には、意匠の国際出願が、明らかに専利法第 5 条第 1 項、第 25 条第 1 項第 (6) 号に規定される状況に該当するか否か、専利法実施細則第 11 条の規定に合致しないものか否か、明らかに専利法第 2 条第 4 項、第 23 条第 1 項及び第 2 項、第 27 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 33 条、専利法実施細則第 142 条の規定に合致しないものか否か、又は専利法第 9 条の規定に従って専利権を取得できないものであるかが含まれる。

(2) その他の書類及び関連手続の審査には、意匠の国際出願に関連するその他の書類及び関連手続が、専利法第 18 条、第 24 条、及び専利法実施細則第 3 条第 1 項、第 18 条、第 33 条第 4 項、第 34 条第 3 項、第 139 条、第 140 条、第 141 条の規定に合致するか否かが含まれる。

本章は、上記審査のうち特殊な問題のみについて説明及び規定を行っている。国内出願と同一のその他の問題で、本章に説明及び規定のないものは、本指南第一部分第三章、第四部分第五章、第五部分第十章の規定を参照する。

### 2. 審査の原則

意匠の国際出願について、以下の原則に基づいて審査を行わなければならない。

(1) 出願の方式又は内容は、ハーグ協定及び 1999 年ジュネーブ改正協定及び 1960 年ハーグ改正協定の共通の実施細則の規定を適用し、審査官は、出願書類の方式上の欠陥を理由に意匠の国際出願を拒絶してはならない。

(2) 顕著な実質的欠陥及びその他の書類及び関連手続の審査は、専利法並びにその実施細則及び本指南の規定を適用する。

### 3. 審査手続

細則 138 及び  
143.1

#### 3.1 保護を与える決定を下す場合

意匠の国際出願について、審査の結果、拒絶の理由を発見しないときは、審査官は保護を与える決定を下し、国際事務局に対し、保護を与える声明を行わなければならない。保護を与えられる意匠の国際出願は、国際事務局に対して拒絶通知を発行する必要がなく、権利付与要件に合致する国際出願、及び拒絶通知に応答した後に権利付与要件に合致した国際出願を含む。

### 3.2 拒絶通知の発行

意匠の国際出願に顕著な実質的欠陥が存在する場合、審査官は国際事務局に対して拒絶通知を発行しなければならない。

拒絶通知は、拒絶の根拠となるすべての理由及び対応する法律条項を含まなければならない。拒絶理由が専利法第 23 条第 1 項、第 2 項又は専利法第 9 条の規定に関する場合、さらに当該意匠の国際出願に関連する既存のデザイン又は国内の同一の意匠専利出願若しくは専利の関連情報を含まなければならない。

細則 3.1

### 3.3 拒絶通知への応答

出願人は、拒絶通知を受け取った後、指定の期限内に専利法第 18 条の規定に基づき委任手続を行い、且つ応答しなければならない。専利法実施細則第 3 条第 1 項の規定に基づき、出願人が応答を行う際は、中国語を使用して陳述意見を提出し、英語を使用して出願書類に対して補正を行わなければならない。

応答書類に新たな欠陥が発見された場合、当該欠陥が補正により解消できるのであれば、審査官は、全面審査を行い、且つ出願人に対して補正通知書を発行しなければならない。当該欠陥が補正方式により解消することができない顕著な実質的欠陥であれば、審査官は、出願人に対して審査意見通知書を発行しなければならない。

細則 50.2

### 3.4 拒絶査定をする場合

出願人が拒絶通知又は審査意見通知書に対して提出した応答書類により、通知書で指摘された顕著な実質的欠陥を解消することができない場合、審査官は、拒絶査定をすることができる。

拒絶査定内容は、本指南第一部分第三章第 3.5 節の規定を適用する。

### 3.5 前置審査と復審後の処理

本指南第一部分第三章第 3.6 節の規定を適用する。

## 4. 審査の根拠となる書類の確認

### 4.1 審査の根拠となる書類

意匠の国際出願審査の基礎となる書類は以下のものを含んでもよい。

- (1) 国際事務局により公開された意匠の国際出願の英語の書類。
- (2) 専利法実施細則第 141 条に基づき提出された補正書類。
- (3) 専利法実施細則第 50 条に基づき提出された英語の補正書類。

### 4.2 国際事務局により公開された意匠の国際出願書類の効力

ハーグ協定第 14 条第 (1) 項の規定に基づき、意匠の国際出願は、国際登録日から、中国で提出した意匠専利出願と同等の効力を有する。

## 5. 意匠の国際出願書類の審査

### 5.1 書誌的事項の審査

意匠の国際出願の書誌的事項は、国際事務局により公開されたものを基準とし、審査官は一般的にこれに対して審査は行わず、ただし、出願人が、専利局が発行した通知書で指摘された欠陥を解消するために書誌的事項を補正した場合を除く。

### 5.2 図面又は写真の審査

#### 5.2.1 図面の名称及びその注釈

意匠の国際出願の図面の名称及びその注釈は、本指南第一部分第三章第 4.2.1 節の規定に合致するものとみなされる。

法 27.2

#### 5.2.2 図面又は写真の明瞭な表示

専利法第 27 条第 2 項の規定に基づき、出願人が提出する関連図面又は写真は、専利保護を求める物品の意匠を明確に表すものでなければならない。

審査官は、出願人が提出した関連図面又は写真に、保護を要求する物品の全体又は一部の意匠の明瞭な表示に影響する顕著な実質的欠陥が存在するか否かについて審査を行わなければならない。

細則 142

### 5.3 簡単な説明の審査

専利法実施細則第 142 条の規定に基づき、国際事務局により公開された意匠の国際出願に、デザインの要点を含む明細書が含まれる場合、すでに専利法実施細則第 31 条の規定に従って簡単な説明を提出したものとみなす。

法 64.2

専利法第 64 条第 2 項の規定に基づき、意匠の国際出願の簡単な説明の内容は、図面又は写真で示される物品の意匠を解釈するために用いられる。審査官は、簡単な説明の内容及び物品の名称を参照し、意匠の図面又は写真が、保護を要求する物品の全体又は一部の意匠を明瞭に表示しているか否かについて審査を行わなければならない。

### 5.4 専利法第 5 条第 1 項、第 25 条第 1 項第 (6) 号、専利法実施細則第 11 条及び専利法第 2 条第 4 項に基づく審査

本指南第一部分第三章第 6 節、第 7 節の規定を適用する。

### 5.5 専利法第 9 条及び第 23 条第 1 項、第 2 項に基づく審査

本指南第一部分第三章第 11 節、第 8 節の規定を適用する。

### 5.6 専利法第 31 条第 2 項に基づく審査

意匠の国際出願について、審査官はそれが専利法第 31 条第 2 項の規定に合致する

か否かを審査しなければならない。

1 件の意匠の国際出願が 2 つ以上の (2 つを含む) 意匠を含む場合、出願人は自ら又は審査官の審査意見に基づいて分割出願を提出することができる。分割出願は、国内出願であるとみなされる。

細則 141

専利法実施細則第 141 条の規定に基づき、出願人が自ら分割出願を提出する場合、意匠の国際出願が公開された日から 2 か月以内に提出しなければならない。

出願人が審査官の審査意見に従って分割出願を提出する場合、遅くとも原出願の国内公告日から 2 か月以内に提出しなければならない。上記期間が満了した後、又は原出願がすでに拒絶され、又は原出願を取り下げてまだ権利が回復されていないとみなされる場合、一般的に分割出願を再提出してはならない。

分割に関するその他の規定は、本指南第一部分第三章第 9.4 節の規定を適用する。

### 5.7 専利法第 33 条に基づく審査

本指南第一部分第三章第 10.2 節の規定を適用する。

## 6. その他の書類及び関連手続の審査

### 6.1 専利代理機構への委任

意匠の国際出願の出願人が、拒絶通知に応答し又はその他の専利事務を行う際は、専利法第 18 条第 1 項、専利法実施細則第 18 条の関連規定に合致しなければならない。

出願人が意匠の国際出願を提出するとき、すでに専利法第 18 条の規定に合致する専利代理機構に委任しているのであれば、専利局で専利事務を行う際は、本指南第一部分第一章第 6.1.2 節の規定に従って委任手続を行う必要がある。

委任の解任及び辞任規定は、本指南第一部分第一章第 6.1.3 節の規定を適用する。

### 6.2 優先権の審査

専利法実施細則第 137 条の規定に基づき、意匠の国際出願の国際登録日は専利法第 28 条でいう出願日であるとみなす。

本節で特に規定するものを除き、優先権のその他の規定は、本指南第一部分第三章第 5.2 節の規定を参照する。意匠の国際出願で優先権主張を提出するとともに、国際事務局により受理された場合、優先権主張費用を徴収しないものとする。

#### 6.2.1 外国優先権の主張

##### 6.2.1.1 先行出願及び優先権を主張する後続出願

出願人が、先に提出した意匠の国際出願を基礎とした優先権の享有を主張する場合、専利法第 29 条第 1 項の規定に基づき、外国優先権の主張であるとみなす。

細則 139

**6.2.1.2 優先権主張声明**

専利法実施細則第 139 条の規定に基づき、国際事務局により公開された意匠の国際出願に 1 つ又は複数の優先権を含む場合、すでに専利法第 30 条の規定に従って書面声明を提出したものとみなす。

細則 139

**6.2.1.3 先行出願書類の副本**

専利法実施細則第 139 条の規定に基づき、意匠の国際出願の出願人が優先権を主張する場合、最初に提出した専利出願の副本を、意匠の国際出願が公開された日から 3 か月以内に専利局に提出しなければならない。先行出願書類の副本は、当該副本の書誌情報の中国語訳文を含まなくてもよい。期間が満了して提出していない場合、優先権を主張していないものとみなす。

細則 34.3

**6.2.1.4 後続出願の出願人**

専利法実施細則第 34 条第 3 項の規定に基づき、後続出願の出願人と先行出願書類の副本に記載された出願人とが一致していない場合、出願人は、意匠の国際出願が公開された日から 3 か月以内に、関連する証明書類を専利局に提出しなければならない。期間が満了して出願人が提出していない場合、優先権を主張していないものとみなす。

**6.2.2 国内優先権の主張****6.2.2.1 先行出願及び優先権を主張する後続出願**

出願人が、先に中国で提出した意匠を基礎とした優先権の享有を主張する場合、専利法第 29 条第 2 項の規定に基づき、国内優先権の主張であるとみなす。

後の意匠の国際出願の国際登録日より前に、専利局がすでに先行出願に対して専利権付与通知書及び登記手続弁理通知書を発行し、且つ出願人がすでに登記手続を行っていた場合、後続出願は優先権を主張していないものとみなす。

細則 139

**6.2.2.2 優先権主張声明**

専利法実施細則第 139 条の規定に基づき、国際事務局により公開された意匠の国際出願に 1 つ又は複数の優先権を含む場合、すでに専利法第 30 条の規定に従って書面声明を提出したものとみなす。

**6.2.2.3 先行出願書類の副本**

本指南第一部分第三章第 5.2.2.3 節の規定を適用する。

細則 34.3

**6.2.2.4 後続出願の出願人**

専利法実施細則第 34 条第 3 項の規定に基づき、後続出願の出願人と先行出願書類の副本に記載された出願人とが一致していない場合、出願人は、意匠の国際出願

が公開された日から 3 か月以内に関連する証明書類を専利局に提出しなければならない。期間が満了して出願人が提出していない場合、優先権を主張していないものとみなす。

細則 35.3

**6.2.2.5 先行出願が取り下げられたものとみなす手続**

1 つ又は複数の国内優先権を主張する後の意匠の国際出願が、初歩審査を経て規定に合致すると認められた場合、対応する先行出願が意匠専利出願であり、且つまだ登記手続が行われていなければ、当該先の意匠出願は取下げとみなされる。

取下げとみなされた先行出願は、回復を請求してはならない。

**6.2.3 優先権主張の取下げ**

出願人は、専利局に優先権主張の取下げを提出してはならない。

**6.2.4 優先権主張の回復**

意匠の国際出願は、優先権を主張していないと見なされた場合、回復されないものとする。

細則 140

**6.3 新規性喪失の例外となる公開**

専利法実施細則第 140 条の規定に基づき、意匠の国際出願の係る意匠に、専利法第 24 条第 (2) 号又は第 (3) 号に列挙される状況がある場合、意匠の国際出願の提出時に声明しなければならず、且つ意匠の国際出願が公開された日から 2 か月以内に、関連する規定に合致する証明書類を専利局に提出しなければならない。

細則 33.4

専利法実施細則第 33 条第 4 項の規定に基づき、意匠の国際出願の係る意匠に、専利法第 24 条第 (1) 号又は第 (4) 号に列挙される状況がある場合、専利局は、必要と判断した際は、指定の期限内に専利局に証明書類を提出するよう出願人に要求することができる。

審査官は、証明書類に明記された関連する日付及び内容が、保護を要求する意匠と明らかに関連するか否かについて審査を行わなければならない。

その他





## 索引

(この索引は、語句の一文字目の漢字のピンイン順に配列し、一文字目の漢字が同一であれば、二文字目の漢字のピンイン順に配列しており、それ以降についても同様とする。本文中における語句の位置は、I-6.2.1.2等の方式で用いて示しており、これは、本文中における当該語句の位置が、第一部分第一章第6.2.1.2節であることを意味する)

### A

アミノ酸配列 I. I-4.2; II. X-9.2.3; III. I-3.2.1; III. I-7.3

包袋 V. IV-2

包袋の保管期間と処分 V. IV-6

経緯 II. VIII-6.1.4.1; IV. I-6.2

### B

専利証書の発行 V. IX-1.1.4

登記手続実行通知の処理 V. IX-1.1.2

専利出願手続の形式 V. I-2

性能、パラメータ特徴を含む製品の請求項 II. III-3.2.5

用途特徴を含む製品の請求項 II. III-3.2.5

製造方法の特徴を含む製品の請求項 II. III-3.2.5

寄託 I. I-5.2; II. X-9.2.1; III. I-5.5

保管期間 V. IV-6.1

秘密保持の確定 V. V-3;

秘密保持発明専利 V. VIII-1.2.1.3

秘密保持出願と外国専利出願の秘密保持審査 V. V

秘密保持審査 I. I-7.3; I. II-14; II. VIII-4.7; V. V

秘密保持実用新案専利 V. VIII-1.2.2.2

秘密保持の原則 I. I-2; I. II-2; I. III-2; IV. III-2.3

秘密保持状態 II. III-2.1

背景技術 II. II-2.2.3

国内優先権 I. I-6.2.2; I. III-5.2.2; II. III-4.2; VI. II-6.2.2

当業者 II. IV-2.4

「後知恵」を避ける II. IV-6.2

必要な技術的特徴 II. II-3.1.2

頁番号の作成 I. I-4.2; I. I-4.3; I. I-4.4; I. II-7.2; I. II-7.3; I. II-7.4; V. I-5.6

状態の変化する物品 IV. V-5.2.5.2

標識機能 I. III-6.2  
標準様式表 V. I-4  
並列独立請求項 II. II-3.1.2  
却下 I. I-3.5 ; I. II-3.5 ; I. III-3.5 ; II. VIII-6.1 ; VI. II-3.4  
請求の却下 IV. I-7.6  
拒絶通知 VI. II-3.2 ; VI. II-3.3  
追加検索 II. VII-11 ; II. VIII-4.11.2  
補完された実験データ II. X-3.5  
補正書 I. I-3.4 ; I. II-3.4 ; I. III-3.4  
補正通知書 I. I-3.2 ; I. II-3.2 ; I. III-3.2 ; IV. II-2.7 ; IV. III-3.7  
検索の必要がない場合 II. VII-10 ; II. VIII-4.3  
全面審査を行わない場合 II. VIII-4.8  
新規性喪失の例外となる公開 I. I-6.3 ; II. III-5 ; III. I-5.4 ; VI. II-6.3  
不受理手続 V. III-2.3.4  
不受理となる場合 V. III-2.2  
専利権を付与しない出願 I. I-7.2 ; I. I-7.3 ; I. I-7.4 ; I. II-5 ; I. II-6 ; I. III-7.4 ;  
II. I ; II. X-2  
異なる種類の独立請求項の単一性 II. VI-2.2.2.2  
認められない補正 II. VIII-5.2.3  
専利法第5条第1項に一部違反する出願 II. I-3.1.4  
部分優先権 II. III-4.1.4 ; II. III-4.2.4

## C

料理及び調理方法 II. X-7.1  
パラメータ特徴 II. II-3.2.2 ; II. III-3.2.5  
極限状態における人体又は動物体の生理パラメータの測定方法 II. V-3.2.5  
照会 V. II-5 ; V. III-6 ; V. VI-3.2  
閲覧と複製 V. IV-5 ; V. X-5  
物品 I. II-6.1  
物品の構造 I. II-6.2.2  
物品の種別 I. III-12.3 ; IV. V-6.1  
物品の色彩 I. III-7.2  
物品の模様 I. III-7.2  
物品の形状 I. II-6.2.1 ; I. III-7.2  
物品の名称 I. III-4.1.1  
製品の請求項 II. II-3.1.1 ; II. II-3.2.2 ; II. III-3.2.5  
産業 II. V-2

専利出願の取下げ声明 I. I-6.6  
信義誠実の原則 I. II-5; II. I-5  
組物 I. III-9.2  
組物の意匠 I. III-9.2  
セット機器の分類 I. IV-8.6  
承認 IV. VIII-4.3.2  
手続省略の原則 I-2; I. II-2; I. III-2; II. VIII-2.2  
重複権利付与 I. II-13; I. II-15.2.3; I. III-11; II. III-6; II. VII-7; II. VIII-4.7.1; III. II-5.7;  
IV. VII  
出版条件に関する様式審査 I. I-4.6  
出版物による公開 II. III-2.1.2.1  
初步審査 I  
創造性 II. IV; II. X-6; II. X-9.4.2; III. II-5.4; IV. VI-4  
委任の辞退 I. I-6.1.3  
十分な開示 II. II-2.1; II. IX-5.1; II. X-3; II. X-9.2  
従属請求項 II. II-3.1.2  
従属請求項の単一性 II. VI-2.2.2.3  
従属請求項の記載に関する規定 II. II-3.3.2  
単なる機能的請求項 II. II-3.2.1  
誤りの訂正 IV. I-7; V. III-5; V. VIII-1.3.2.17; V. VIII-2.3

**D**

応答 I. I-3.4; I. II-3.4; I. III-3.4; II. VIII-5.1  
代表者 I. I-4.1.5  
代理機構 I. I-4.1.6  
代理機構の変更 I. I-6.7.2.4  
代理人 I. I-4.1.6  
代理人の変更 I. I-6.7.2.4  
単独比較 II. III-3.1; IV. V-5.2.1  
単一性 I. I-7.5; I. II-9; I. II-15.2.2; I. III-9; II. VI; II. VII-9.2; II. VIII-4.4; II. X-8; III. II-5.5; VI. II-5.6  
単一性回復費用 III. I-7.3; III. II-5.5  
期限遅延の処置 V. VII-5  
当事者処置の原則 IV. III-2.2  
当事者の権利と義務 IV. IV-13  
当事者が口頭審理に欠席する場合 IV. IV-8  
当事者の途中退廷 IV. IV-9

登記簿 V. IX-1.3  
登記及び公告 IV. III-6.2 ; V. IX-1.1.1 ; V. IX-1.1.4  
登記手続 V. IX-1.1.3  
抵触出願 II. III-2.2 ; II. VII-6.4 ; IV. V-5  
住所 I. I-4.1.7 ; V. VI-2.1.4 ; V. VI-2.3.2 ; V. VIII-1.3.2.14  
1回目の審査意見通知書 II. VIII-4.10  
第一独立請求項 II. II-3.1.2  
電話による討論 II. VIII-4.13  
電子形式による送達 V. VI-2.1.3  
電子ファイル V. IV-3  
電子形式 V. I-2.1  
動物 II. I-4.4  
動物と植物の品種 I. I-7.4 ; II. I-4.4 ; II. X-9  
独立請求項 II. II-3.1.2  
独立請求項の記載に関する規定 II. II-3.3.1  
一人審査 IV. I-4  
独特な視覚効果 IV. V-6.2.4  
マルチステップ方法の分類 I. IV-8.6  
多重分類 I. IV-4.3  
多項従属請求項 II. II-3.3.2  
複数の優先権 II. III-4.1.4 ; II. III-4.2.4  
引用意匠 IV. V-5.2.4.1  
引用文献 II. III-2.3 ; II. VIII-4.10.2.3

**F**

発明 I. I-7.1 ; II. I-2  
発明の名称 I. I-4.1.1 ; II. II-2.2.1 ; III. I-3.1.3  
発明又は実用新案の概要 II. II-2.2.4  
発明者 I. I-4.1.2 ; III. I-3.1.4  
発明者の変更 I. I-6.7.2.3  
発明者氏名の訳 III. I-3.1.4.3  
発明が実際に解決する技術的課題 II. IV-3.2.1.1  
発明の情報 I. IV-2  
発明専利公報 V. VIII-1.2.1  
発明専利出願の初歩審査 I. I  
発明専利出願の実体審査 II  
発明専利出願の単行書 V. VIII-2.2.1

発明専利の単行書 V. VIII-2.2.2  
法定期限 V. VII-1.1  
方法 I. II-6.1  
方法の分類 I. IV-8.4  
方法の請求項 II. II-3.1.1 ; II. II-3.2.2  
方法的特徴 II. II-3.2.2 ; II. III-3.2.5  
公共利益の妨害 I. I-7.2 ; I. III-6.1.3 ; II. I-3.1.3  
専利権の放棄 II. III-6.2.2 ; IV. VII ; V. IX-4.3  
非治療目的の外科手術方法 II. I-4.3.2.3 ; II. V-3.2.4  
費用 V. II  
費用の照会 V. II-5  
費用の減免 III. I-7.2  
費用の審査 I. I-1 ; I. II-1 ; I. III-1  
費用の留保と返還 V. II-4  
費用の納付期限 V. II-1  
費用支払と決済方式 V. II-2  
費用の種類の変換 V. II-6  
分割出願 I. I-5.1 ; I. II-10 ; I. III-9.4 ; II. VI-3 ; V. III-2.3.2 ; VI. II-5.6  
分類 I. III-12 ; I. IV  
分類補正通知書 I. III-12.3.3  
分類のステップ I. IV-6  
分類の内容 I. IV-2  
分類方法 I. III-12.2 ; I. IV-4  
分類位置の規則 I. IV-5  
閉鎖式 II. II-3.3 ; II. X-4.2.1  
付加情報 I. IV-2  
図面の簡単な説明 I. I-4.2 ; II. II-2.2.5  
再審 III. I-5.11  
復審手続 IV. II-1  
復審手続の中止 IV. II-8  
復審手続の終了 IV. II-9  
復審費 III. I-7.2.3 ; IV. II-2.5 ; V. II-1  
復審請求案件 IV. I-1  
復審請求不受理通知書 IV. II-2.7  
復審請求の審査 IV. II  
復審請求の客体 IV. II-2.1  
復審請求口頭審理通知書 IV. II-4.3  
復審請求期限 IV. II-2.3

復審請求人 IV. II-2.2  
復審請求みなし未提出通知書 IV. II-2.7  
復審請求の審査決定 IV. I-6. ; IV. II-5 ; IV. II-6 ; IV. II-7  
復審請求受理通知書 IV. II-2.7  
復審請求書 IV. II-2.4  
復審通知書 IV. II-4.3  
復審委員会 IV. I-1  
復審と無効請求の審査 IV

## G

国際機関による誤りの補正 III. I-5.12  
訳文の誤りの補正 I. II-15.2.4 ; III. I-5.8 ; III. II-5.7  
訂正 IV. I-7 ; V. III-5 ; V. VIII-1.3.2.17 ; V. VIII-2.3 ; V. X-6  
公開印刷費 III. I-7.1 ; V. II-1  
専利権付与の公告 V. IX-1.1.4  
公告による送達 V. VI-2.1.4 ; V. VI-2.3.2  
公告印刷費 V. II-1  
公開の原則 IV. I-2.6  
公正な法執行の原則 IV. I-2.2  
公証書類 IV. VIII-4.3.4  
公知常識 II. IV-3.2.1.1 ; II. VIII-4.10.2.2 ; IV. II-4.1 ; IV. VIII-4.3.3  
公衆からの意見 II. VIII-3.2.4 ; II. VIII-4.9  
構造 I. II-6.2.2  
規定の学術会議又は技術会議 I. I-6.3.3  
国防発明専利 V. VIII-1.2.1.3  
国防実用新案専利 V. VIII-1.2.2.2  
国際機関による誤りの補正 III. I-5.12  
国際段階における補正書類の訳文の審査 III. I-4  
国際事務局による効力を喪失する旨の通知 III. I-2.2.1  
国際出願日 III. I-3.1.1  
国際出願の国内移行手続の審査 III. I-2  
国際展覧会 I. I-6.3.1  
国家の法律 I. I-7.2 ; I. III-6.1 ; II. I-3.1.1  
国内段階手続 III. I-1  
国内の公開 III. I-6  
中国出願番号 III. I-2.3  
公共利益 I. I-7.2 ; I. III-6.1 ; II. I-3.1.3

機能による分類 I. IV-4.2  
機能的な限定 II. II-3.2.1  
慣用手手段の直接的な置き換え II. III-3.2.3

## H

漢字 V. I-3.2  
漢字のエンコーディング方法 II. IX-4  
併合審理 IV. III-4.5  
合法原則 IV. I-2.1  
合議審査 IV. I-3; IV. II-4; IV. III-4  
合議体 IV. I-3  
ヌクレオチド又はアミノ酸配列 I. I-4.2; II. X-9.2.3; III. I-3.2.1; III. I-7.3  
インターネットによる証拠の公開時期 IV. VIII-5.1  
化合物の創造性 II. X-6.1  
化合物の分類 I. IV-8.1  
化合物の新規性 II. X-5.1  
化合物の製造又は処理の分類 I. IV-8.3  
化合物の請求項 II. X-4.1  
化学製品 II. X-3.1  
化学発明の十分な開示 II. X-3  
化学発明の創造性 II. X-6  
化学発明の請求項 II. X-4  
化学発明の実施例 II. X-3.4  
化学発明の新規性 II. X-5  
化学方法の請求項 II. X-4.4  
化学混合物又は組成物の分類 I. IV-8.2  
化学分野における発明専利出願の審査 II. X  
一般式の分類 I. IV-8.8  
忌避制度 IV. I-5  
面談 II. VIII-4.12  
権利の回復 IV. II-2.3; IV. II-2.5; V. VII-6  
権利回復請求費用 V. II-1  
実体審査再開の手続 II. VIII-7.3;

## J

- 基本検索要素 Ⅱ.Ⅶ-5.4.2
- 遺伝子 Ⅱ.Ⅹ-9.1.2.2 ; Ⅱ.Ⅹ-9.2.2 ; Ⅱ.Ⅹ-9.3.1.1 ; Ⅱ.Ⅹ-9.4
- 積極的な効果 Ⅱ.Ⅴ-2 ; Ⅱ.Ⅴ-3.2.6
- 疾病の診断と治療方法 Ⅰ.Ⅰ-7.4 ; Ⅱ.Ⅰ-4.3
- 保護を与える声明 Ⅵ.Ⅱ-3.1
- コンピュータープログラムそのもの Ⅱ.Ⅸ-1
- コンピュータープログラム製品 Ⅱ.Ⅸ-5.2
- コンピュータープログラムに係る専利出願の審査 Ⅱ.Ⅸ
- コンピューター読み取り可能媒体 Ⅱ.Ⅸ-2
- コンピューターでの漢字入力方法 Ⅱ.Ⅸ-4
- 技術的解決手段 Ⅰ.Ⅱ-6.3 ; Ⅱ.Ⅰ-2 ; Ⅱ.Ⅱ-2.2.4
- 技術的手段 Ⅱ.Ⅰ-2.
- 技術分野 Ⅱ.Ⅱ-2.2.2
- 技術的偏見 Ⅱ.Ⅳ-5.2
- 技術的示唆 Ⅱ.Ⅳ-3.2.1.1
- 技術主題 Ⅰ.Ⅳ-3
- 技術主題の多方面分類 Ⅰ.Ⅳ-4.3.1
- 検索 Ⅱ.Ⅶ ; Ⅱ.Ⅷ-4.5 ; Ⅲ.Ⅱ-4 ; Ⅴ.Ⅹ-3.3
- 検索報告書 Ⅱ.Ⅶ-12
- 検索する時期の期限 Ⅱ.Ⅶ-4
- 検索要素 Ⅱ.Ⅶ-5.4
- 検索用の非専利文献 Ⅱ.Ⅶ-2.2
- 検索用の専利文献 Ⅱ.Ⅶ-2.1
- 簡潔 Ⅱ.Ⅱ-3.2.3
- 簡単な説明 Ⅰ.Ⅲ-4.3
- 簡単な説明 Ⅵ.Ⅱ-5.3
- 減免 Ⅲ.Ⅰ-7.2.3 ; Ⅴ.Ⅱ-3
- 納付日 Ⅴ.Ⅱ-2
- 納付期限 Ⅴ.Ⅱ-1
- 省略の原則 Ⅲ.Ⅱ-4.2
- 委任の解除と委任の辞退 Ⅰ.Ⅰ-6.1.3
- 秘密解除 Ⅴ.Ⅴ-5
- 満了日 Ⅴ.Ⅶ-2.2
- 国内段階に移行する国際出願の初歩審査と事務処理 Ⅲ.Ⅰ
- 国内段階に移行した国際出願の審査 Ⅲ ; Ⅰ.Ⅱ-15
- 国内段階に移行した国際出願の実体審査 Ⅲ.Ⅱ
- 国内段階移行の書面声明 Ⅲ.Ⅰ-3.1



国内段階移行後の出願書類に対する補正 III. I-5.7

国内段階移行時に提出する出願書類 III. I-3

部分意匠 I. III-4.4

挙証期限 IV. III-4.3

挙証責任 IV. VIII-2.1

実施形態 II. II-2.2.6

決定 II. VIII-6.1; IV. I-6; V. VI

決定の理由 IV. I-6.2

決定の要点 IV. I-6.2

## K

開放式 II. II-3.3; II. X-4.2.1

先駆的な発明 II. IV-4.1

科学上の発見 I. I-7.4; II. I-4.1

科学的理論 II. I-4.1

口頭による公開 II. III-2.1.3.3; IV. VIII-5.2

口頭審理 IV. II-4.3; IV. III-4.4.2; IV. IV

期限猶予費 III. I-7.1

猶予期間 I. I-6.3; II. III-5; III. I-5.4

## L

理由と証拠の審査 IV. II-4.1

唯一無二の自然条件を利用する製品 II. V-3.2.3

連絡者 I. I-4.1.4; V. VI-2.2.1

部品又は部材の分類 I. IV-8.7

## M

マーカッシュクレーム II. X-8.1

名称 II. II-2.2.1

明確な相違点 I. III-8.2; IV. V-6

顕著な実質的欠陥に対する処理 I. I-3.3; I. II-3.3; I. III-3.3

顕著な実質的欠陥に対する審査 I. I-1; I. I-7; I. II-1; I. III-1

## N

積極的な効果を生じる II. V-2  
実施可能 II. II-2.1.3  
年度 V. IX-2.2.1.1  
年金 III. I-7.2.3; V. II-1; V. IX-1.1.3; V. IX-2.2.1

## P

判断の客体 IV. V-3  
判断の主体 IV. V-4  
傍聴 IV. IV-12  
調理方法 II. X-7.1  
平面印刷物 I. III-6.2

## Q

期限 V. VII  
期限の計算 V. VII-2  
期限の監視 V. VII-3  
期限の延長 V. VII-4  
期限満了前の処理 III. I-3.4  
その他処理決定の訂正 IV. I-7.5  
他の方法による公開 II. III-2.1.2.3  
その他の書類 V. I-1  
その他の書類の受理と不受理 V. III-3  
その他の書類の形式審査 I. I-1; I. II-1; I. III-1  
その他の書類及び関連手続の審査 I. I-6; I. II-4; I. III-5  
起算日 V. VII-2.1  
署名又は押印 V. I-8  
前置審査 IV. II-3  
前置審査と復審後の処理 I. I-3.6; I. II-3.6; I. III-3.6; II. VIII-8  
明確 II. II-2.1.1; II. II-3.2.2  
請求の原則 II. VIII-2.2; IV. I-2.3  
明細書(願書) I. I-4.1; I. II-7.1; I. III-4.1  
全面審査 II. VIII-4.7  
証拠収集及び現場調査 II. VIII-4.14  
権利の回復 V. VII-6  
請求項の一般化 II. II-3.2.1

請求項の種類 Ⅱ.Ⅱ-3.1.1  
請求項の種類の特明性 Ⅱ.Ⅱ-3.2.2  
請求項の記載 Ⅱ.Ⅱ-3.3 ; Ⅱ.Ⅸ-5.2  
専利請求の範囲 Ⅰ.Ⅰ-4.4 ; Ⅰ.Ⅰ-7.8 ; Ⅰ.Ⅱ-7.4 ; Ⅱ.Ⅱ-3 ; Ⅱ.Ⅷ-4.7.1 ; Ⅱ.Ⅸ-5.2 ; Ⅱ.Ⅹ-4 ; Ⅱ.Ⅹ-9.3  
請求項の簡潔性 Ⅱ.Ⅱ-3.2.3  
請求項の特明性 Ⅱ.Ⅱ-3.2.2  
請求の範囲が明細書を根拠とする Ⅱ.Ⅱ-3.2.1  
請求の範囲が満たすべき要件 Ⅱ.Ⅱ-3.2

## R

認可と承認 Ⅳ.Ⅷ-4.3.2

## S

色彩 Ⅰ.Ⅲ-4.2 ; Ⅰ.Ⅲ-7.2 ; Ⅳ.Ⅴ-5.2.6.3  
色彩の統一 Ⅰ.Ⅲ-9.2.3  
商業上の成功を遂げた Ⅱ.Ⅳ-5.4  
上位概念 Ⅱ.Ⅲ-3.2.2  
装置又は方法の分類 Ⅰ.Ⅳ-8.4  
設計構想の同一 Ⅰ.Ⅲ-9.2.3  
創作者 Ⅰ.Ⅲ-4.1.2  
デザイン要素 Ⅳ.Ⅴ-5.2.6  
係争専利 Ⅳ.Ⅴ-5.2.4.2  
コンピュータープログラムに係る発明 Ⅱ.Ⅸ-1  
コンピュータープログラムに係る発明専利出願の審査 Ⅱ.Ⅸ  
生物材料に係る出願 Ⅰ.Ⅰ-5.2 ; Ⅱ.Ⅹ-9  
グラフィカルユーザーインターフェースに係る物品の意匠 Ⅰ.Ⅲ-4.5  
公序良俗 Ⅰ.Ⅰ-7.2 ; Ⅰ.Ⅲ-6.1 ; Ⅱ.Ⅰ-3.1.2  
出願の拒絶 Ⅰ.Ⅰ-3.5 ; Ⅰ.Ⅱ-3.5 ; Ⅰ.Ⅲ-3.5 ; Ⅱ.Ⅷ-6.1  
出願費 Ⅲ.Ⅰ-7.1 ; Ⅲ.Ⅰ-7.2.1 ; Ⅴ.Ⅱ-1  
出願付加費 Ⅲ.Ⅰ-7.1 ; Ⅴ.Ⅱ-1  
出願権の移転 Ⅰ.Ⅰ-6.7.2.2  
出願人 Ⅰ.Ⅰ-4.1.3 ; Ⅲ.Ⅰ-3.1.5.2  
出願人の氏名の訳 Ⅲ.Ⅰ-3.1.5.3  
出願人の国籍の変更 Ⅰ.Ⅰ-6.7.2.5  
出願人の氏名又は名称の変更 Ⅰ.Ⅰ-6.7.2.1

- 出願人による自発的な補正 I. I-7.6; I. II-8.1; I. III-10.1; II. VIII-5.2
- 出願日の訂正 V. III-4
- 出願書類の補正 I. I-3.2; I. II-3.2; I. III-3.2
- 出願書類の審査 I. II-7; I. III-4
- 出願書類の形式審査 I. I-1; I. I-4; I. II-1; I. III-1
- 審査される書類 I. II-15.1; II. VIII-4.1; III. I-3.1.6; III. II-3
- 審査基礎声明 III. I-3.1.6
- 審査決定 IV. I-6
- 法院の発効判決により審査決定が取り消された後の審査手続 IV. I-8
- 審査決定の訂正 IV. I-7.3
- 生物材料 I. I-5.2; II. X-9
- 生物材料の寄託 I. I-5.2; II. X-9.2.1; III. I-5.5
- バイオテクノロジー分野における発明専出願の審査 II. X-9
- 実際に解決する技術的課題 II. IV-3.2.1.1
- 実施例 II. II-2.2.6; II. X-3.4
- 実用新案 I. II-6; IV. VI-2
- 実用新案の創造性 IV. VI-4 実用新案の概要 II. II-2.2.4 実用新案の新規性 IV. VI-3
- 実用新案専利の専利権評価報告 V. X 実用新案専利公報 V. VIII-1.2.2
- 実用新案専利の単行書 V. VIII-2.2.3
- 実用新案専出願の初歩審査 I. II
- 実用性 II. V; II. X-7; II. X-9.4.3
- 実体審査 II
- 実体審査手続 II. VIII
- 実体審査手続の終了、中止と回復 II. VIII-7
- 実体審査費 III. I-7.2.2; V. II-1
- 実体審査請求 I. I-6.4; III. I-5.9
- 使用による公開 II. III-2.1.2.2; IV. VIII-5.1; IV. VIII-5.2
- 意匠を使用する物品の名称 I. III-4.1.1
- 使用状態の参考図 I. III-4.2
- 適用文字 V. I-3
- 工業への応用に適した新しいデザイン I. III-7.3
- 実用に適した新たな技術的解決手段 I. II-6
- 取下げとみなす I. I-3.4; I. II-3.4; I. III-3.4; II. VIII-2.1; II. VIII-3.2.5; II. VIII-4.4; II. VIII-4.12; IV. II-4.3
- みなし取下げの訂正 IV. I-7.4
- 先行出願が取り下げられたものとみなす手続 I. I-6.2.2.5; I. III-5.2.2.5
- 専利権の権利取得のみなし放棄 V. VIII-1.3.2.3; V. IX-1.1.5

提出されなかったものとみなす I. I-1; I. I-3.4; I. II-3.4; I. III-3.4; IV. II-2.7; IV. III-3.4

専利権付与通知 I. II-3.1; I. III-3.1; II. VIII-6.2; V. IX-1.1.1

費用の軽減 III. I-7.2.3; V. II-3

受取人 V. VI-2.2

受理 V. III

受理の訂正 IV. I-7.1; V. III-5

受理の場所 V. III-1

受理条件 V. III-2.1; V. III-3.1

受理と不受理手続 V. III-2.3

書面審査の原則 I. I-2; I. II-2; I. III-2

記載の規則 V. I-5

書証の真実性 IV. VIII-4.1

数値と数値範囲 II. II-3.3; II. III-3.2.4; II. III-6.1; II. VIII-5.2.3.3

明細書 I. I-4.2; I. I-7.7; I. II-7.2; II. II-2; II. VIII-4.7.2; II. IX-5.1; II. X-3; II. X-9.2

明細書の記載 II. II-2.2; II. IX-5.1

明細書の添付図面 I. I-4.3; I. II-7.3; II. II-2.3; II. VIII-4.7.2

明細書と請求の範囲 II. II

明細書と請求の範囲の訳文 III. I-3.2.1

明細書の明確性 II. II-2.1.1

明細書の完全性 II. II-2.1.2

明細書が満たすべき要件 II. II-2.1

要約書 I. I-4.5; I. II-7.5; II. II-2.4

送達 V. VI-2

送達日 V. VI-2.3

アルゴリズム特徴又はビジネスルール及び方法的特徴 II. IX-6

当業者 II. IV-2.4

**T**

他者により出願人の同意なく内容が漏洩された場合 I. I-6.3.3

特定の技術的特徴 II. VI-2.1.2 早期公開声明 I. I-6.5

天然物質 II. X-2.1

ヒアリングの原則 I. I-2; I. II-2; I. III-2; II. VIII-2.2; IV. I-2.5

通知と決定 V. VI

通知と決定の送達 V. VI-2

通知と決定の作成 V. VI-1.2

通知書に対する応答 I. I-3.4; I. II-3.4; I. III-3.4; II. VIII-5.1  
通知書の訂正 IV. I-7.2  
同時に販売される I. III-9.2.2  
同時に使用される I. III-9.2.2  
同様の発明創造 I. II-13; I. III-11; II. III-6; II. VII-7; III. II-5.6; IV. VII; V. VIII-1.2.2.2  
同様の発明又は実用新案 II. III-3.1  
同一種類の独立請求項の単一性 II. VI-2.2.2.1  
同一種別の物品 I. III-9.2.1  
突出した実質的特徴 II. IV-2.2; II. IV-3.2.1  
模様 IV. V-5.2.6.2  
模様の統一 I. III-9.2.3  
図面又は写真 I. III-4.2  
返還 V. II-4.2  
返送書類の処理 V. VI-3.1

**W**

意匠 I. III-7  
意匠の非類似 IV. V-6.2.2  
意匠の分類 I. III-12  
意匠の国際出願の審査 VI. II  
意匠の国際出願書類の審査 VI. II-5  
意匠の国際登録出願 VI. I-1  
意匠の図面又は写真 I. III-4.2  
意匠の実質的同一 IV. V-5.1.2  
意匠の同一 IV. V-5.1.1  
意匠の同一主題の認定 IV. V-9.2  
意匠の優先権の確認 IV. V-9  
意匠専利の単行書 V. VIII-2.2.4  
意匠専利公報 V. VIII-1.2.3  
意匠専利の専利権評価報告 V. X  
意匠専利出願の初歩審査 I. III  
外国優先権 I. I-6.2; II. III-5.2.1; II. III-4.1; VI. II-6.2.1  
外科手術方法 II. I-4.3.2.3; II. V-3.2.4  
外国語の翻訳 V. I-3.3  
外国語の証拠 IV. III-4.3.1; IV. VIII-2.2.1  
完全 II. II-2.1.2  
微生物発明 II. I-4.4  
微生物発明の審査 II. X-9.1.2.1; II. X-9.2.4; II. X-9.3.2; II. X-9.4.2.2; II. X-9.4.3

自然法則に反するもの II. V-3.2.2  
法律違反 I. I-7.2 ; I. III-6.1 ; II. I-3.1.1  
公序良俗に違反する I. I-7.2 ; I. III-6.1 ; II. I-3.1.2  
委任 I. I-6.1 ; III. I-5.1.1 ; IV. II-2.6 ; IV. III-3.6 ; V. X-2.5 ; VI. II-6.1  
委任状 I. I-6.1.2 ; III. I-5.1.2  
ファイル V. IV  
書類の部数 V. I-7  
文字 V. I-3  
積極的な効果がないもの II. V-3.2.6  
確定的な形状のない物品 I. II-6.2.1  
無効宣告手続 IV. III-1  
無効宣告手続の終了 IV. III-7  
無効宣告手続における実用新案専利審査に係る若干の規定 IV. VI  
無効宣告手続における意匠の審査 IV. V  
無効宣告手続における証拠問題についての規定 IV. VIII  
無効宣告の理由の追加 IV. III-4.2  
無効宣告請求案件の審査状態通知書 IV. III-3.7  
無効宣告請求の不受理通知書 IV. III-3.7  
無効宣告請求の客体 IV. III-3.1  
無効宣告請求の審 IV. 査 IV. III  
無効宣告請求の範囲及び理由と証拠 IV. III-3.3  
無効宣告請求費 IV. III-3.5 ; V. II-1  
無効宣告請求人 IV. III-3.2  
無効宣告請求の審査決定 IV. I-6. ; IV. III-5 ; IV. III-6  
無効宣告請求審査通知書 IV. III-4.4.3  
無効宣告請求みなし未提出通知書 IV. III-3.7  
無効宣告請求受理通知書 IV. III-3.7  
無効宣告請求書 IV. III-3.4  
五人合議体 IV. I-3.2  
物品の分類 I. IV-8.5  
物証の提供 IV. VIII-2.2.3  
物質の医薬用途 II. X-2.2 ; II. X-4.5.2

## X

自明的 II. IV-3.2.1.1  
顕著な進歩 II. IV-2.3 ; II. IV-3.2.2  
現場調査 II. VIII-4.14

従来技術 Ⅱ.Ⅲ-2.1  
既存のデザイン Ⅳ.Ⅴ-2  
既存のデザインの転用 Ⅳ.Ⅴ-6.2.2  
既存のデザインの組み合わせ Ⅳ.Ⅴ-6.2.3  
類似意匠 Ⅰ.Ⅲ-9.1  
同一内容の発明又は実用新案 Ⅱ.Ⅲ-3.2.1  
同一主題の発明創造 Ⅱ.Ⅲ-4.1.2  
同一主題の発明又は実用新案 Ⅱ.Ⅲ-4.2.2  
同一の主題の意匠 Ⅳ.Ⅴ-9.2  
下位概念 Ⅱ.Ⅲ-3.2.2  
対外出願 Ⅰ.Ⅰ-7.3; Ⅰ.Ⅱ-14; Ⅱ.Ⅷ-4.7; Ⅴ.Ⅴ  
処分 Ⅴ.Ⅳ-6.2  
新規性 Ⅱ.Ⅲ; Ⅱ.Ⅹ-5; Ⅱ.Ⅹ-9.4.1; Ⅲ.Ⅱ-5.4; Ⅳ.Ⅵ-3  
形式審査 Ⅰ.Ⅰ-1; Ⅰ.Ⅰ-4; Ⅰ.Ⅱ-1; Ⅰ.Ⅲ-1; Ⅳ.Ⅱ-2; Ⅳ.Ⅲ-3  
形状 Ⅰ.Ⅱ-6.2; Ⅰ.Ⅲ-7.2; Ⅳ.Ⅴ-5.2.6.1  
形状の統一 Ⅰ.Ⅲ-9.2.3  
性能、パラメータ特徴 Ⅱ.Ⅲ-3.2.5  
補正 Ⅰ.Ⅰ-7.6; Ⅰ.Ⅱ-8; Ⅰ.Ⅲ-10; Ⅱ.Ⅷ-5.2; Ⅲ.Ⅰ-5.7; Ⅳ.Ⅱ-4.2; Ⅳ.Ⅲ-4.6  
補正の方式 Ⅳ.Ⅲ-4.6.2; Ⅳ.Ⅲ-4.6.3  
補正の要件 Ⅱ.Ⅷ-5.2.1; Ⅳ.Ⅲ-4.6.1  
補正書類の訳文の審査 Ⅲ.Ⅰ-4  
選定 Ⅲ.Ⅰ-2.2.3  
選択発明 Ⅱ.Ⅳ-4.3

## Y

期限延長の請求 Ⅰ.Ⅰ-3.4; Ⅴ.Ⅶ-4.1  
期限延長の請求費 Ⅴ.Ⅱ-1  
審査の延期 Ⅴ.Ⅶ-8.3  
解決しようとする技術的課題 Ⅱ.Ⅱ-2.2.4  
優先権主張声明 Ⅰ.Ⅰ-6.2.1.2; Ⅰ.Ⅰ-6.2.2.2; Ⅵ.Ⅱ-6.2.1.2; Ⅵ.Ⅱ-6.2.2.2  
要素を変更した発明 Ⅱ.Ⅳ-4.6  
要素関係が変更された発明 Ⅱ.Ⅳ-4.6.1  
要素を省略した発明 Ⅱ.Ⅳ-4.6.3  
要素が置き換えられた発明 Ⅱ.Ⅳ-4.6.2  
頁番号 Ⅰ.Ⅰ-4.2; Ⅰ.Ⅰ-4.3; Ⅰ.Ⅰ-4.4; Ⅰ.Ⅱ-7.2; Ⅰ.Ⅱ-7.3; Ⅰ.Ⅱ-7.4; Ⅴ.Ⅰ-5.6  
医師の処方箋 Ⅱ.Ⅹ-7.2  
一般消費者 Ⅳ.Ⅴ-4



- 一事不再理の原則 IV. III-2.1
- 職権に基づく審査の原則 IV. I-2.4
- 職権による訂正 I. I-8; I. II-8.3; I. III-10.3; II. VIII-5.2.4.2
- 遺伝子工学 II. X-9; II. X-9.2.2; II. X-9.3.1; II. X-9.4.1; II. X-9.4.2.1
- 遺伝資源 I. I-5.3; II. I-3.2; II. VIII-4.7.3
- 訳文の誤り III. I-5.8; III. II-5.7
- 訳文の訂正費 III. I-7.3
- 明細書を根拠とする II. II-3.2.1
- 他の方法による公開 II. III-2.1.2.3 中国語で提出される国際出願 III. I-3.3 既に存在する技術 II. IV-2.1
- 既知の製品の新規用途発明 II. IV-4.5
- インデキシングコード I. IV-2; I. IV-4.3; I. IV-4.3.3
- 引用文献 II. II-2.2.3
- 応用による分類 I. IV-4.2
- 構造及び/又は組成のみで明確に特徴づけることのできない化学製品の請求項 II. X-4.3
- 用途発明 II. IV-4.5; II. X-5.4; II. X-6.2
- 用途の請求項 II. II-3.2.2; II. X-4.5
- 用途の特徴 II. III-3.2.5
- 用途が限定された製品の請求項 II. II-3.1.1
- 物理又は化学的パラメータで特徴づけられる化学製品 II. X-4.3; II. X-5.3
- 原子核変換方法を用いて取得した物質 I. I-7.4; II. I-4.5.2
- 製造方法で特徴づけられる化学製品 II. X-4.3; II. X-5.3
- 優先権 I. I-6.2; I. III-5.2; II. III-4; III. I-5.2; VI. II-6.2
- 優先権の確認 II. VIII-4.6; III. II-5.3; IV. V-9
- 優先権主張の取下げ I. I-6.2.4; VI. II-6.2.3
- 優先権主張の回復 I. I-6.2.6; III. I-5.2.5; VI. II-6.2.4
- 優先権主張の追加又は訂正 I. I-6.2.3
- 優先権主張費用 I. I-6.2.5; III. I-5.2.4; V. II-1
- 郵送 V. VI-2.1.1; V. VI-2.3.1
- 有益な効果 II. II-2.2.4
- 最初の出願の訳文、添付図面 III. I-3.2
- 最初に提出された国際出願書類の法的効力 III. II-3.3
- 引用による補充 I. I-4.7; II. VIII-3.2.2; II. VIII-4.1; III. I-5.3; III. II-3.2
- 原子核変換方法 II. I-4.5.1
- 認められる補正 II. VIII-5.2.2
- 予期できない技術的效果 II. IV-5.3; II. IV-6.3
- 域外証拠 IV. VIII-2.2.2

## Z

- 留保 V. II-4.1
- 産業上で製造又は使用できる技術的解決手段 II. V-2
- 後続出願 I. I-6.2.1.1; I. I-6.2.2.1; VI. II-6.2.1.1; VI. II-6.2.2.1
- 後続出願の出願人 I. I-6.2.1.4; I. I-6.2.2.4
- 先行商標権 IV. V-7.1
- 先行出願 I. I-6.2.1.1; I. I-6.2.2.1; VI. II-6.2.1.1; VI. II-6.2.2.1
- 先行出願のみなし取下げ I. I-6.2.2.5; VI. II-6.2.2.5
- 先行出願書類の副本 I. I-6.2.1.3; I. I-6.2.2.3; VI. II-6.2.1.3; VI. II-6.2.2.3
- 先行著作権 IV. V-7.2
- 中国で完成された発明 I. I-7.3
- 2回目の審査意見通知書 II. VIII-4.11.3
- 再現性 II. V-3.2.1
- 要約の文字部分 I. I-4.5.1
- 要約の添付図面 I. I-4.5.2; III. I-3.2.3
- 要約の訳文 III. I-3.2.3
- 展覧会 I. I-6.3.1; II. III-2.1.2.2; II. III-5
- 診断方法 II. I-4.3.1
- 全体的な分類 I. IV-4.1
- 
- 全体観察・総合判断 IV. V-5.2.4
- 証拠の調査収集 IV. VIII-3
- 証拠の審査認定 IV. VIII-4
- 証拠の提出 IV. VIII-2.2
- 証明書類 V. I-6
- 証人による出廷証言 IV. IV-10
- 証人の証言 IV. VIII-4.3.1
- 証書 V. IX-1.2
- 書面形式 V. I-2.2
- 書面と電子出願の切り替え V. I-2.3
- 直接観察 IV. V-5.2.2
- 直接送付 V. VI-2.1.2; V. VI-2.3.1
- 植物 II. I-4.4
- 植物品種 I. I-7.4; II. I-4.4; II. X-9
- 指定期限 V. VII-1.2
- 製造方法の特徴 II. III-3.2.5
- 治療方法 II. I-4.3.2
- 治療目的の外科手術方法 II. I-4.3.2.3

知的活動 II. I-4.2  
知的活動の規則と方法 I. I-7.4; II. I-4.2; II. IX-2  
滞納金 V. II-1; V. IX-4.2.1.3  
反対尋問 IV. VIII-4.1  
中国政府が承認する国際展覧会 I. I-6.3.1  
中国政府が主催する国際展覧会 I. I-6.3.1  
中止 II. VIII-7.2; IV. II-8; IV. III-4.7; IV. IV-6; V. VII-7  
検索の中止 II. VII-8  
終了 II. VIII-7.1; IV. II-9; IV. III-7; IV. IV-7; V. IX-2  
自発的な補正 I. I-7.6; I. II-8.1; I. III-10; II. VIII-5.2  
主に生物学的方法である II. I-4.4  
書誌的事項 I. I-6.7; IV. I-6.2  
書誌的事項の変更 I. I-6.7; III. I-5.10  
書誌的項目変更費用 I. I-6.7.1.2; V. II-1  
書誌的事項変更証明書類 I. I-6.7.2  
専利登記簿 V. IX-1.3  
専利の分類 I. IV  
専利公報 V. VIII-1  
専利開放許諾 V. XI  
専利開放許諾声明 V. XI-3.3  
専利開放許諾の実施期間 V. XI-8  
専利権の付与 V. IX-1  
専利権の終了 V. IX-4  
専利権評価報告書 V. X  
専利権評価報告書の請求費 V. II-1; V. X-2.4  
専利権評価報告書の請求書 V. X-2.3  
専利権期限の補償 V. IX-2; V. IX-3  
専利権者の国籍の変更 I. I-6.7.2.5  
専利権者の氏名又は名称の変更 I. I-6.7.2.1  
専利出願権（又は専利権）の移転 I. I-6.7.2.2  
専利出願及び専利の単行書 V. VIII-2  
専利出願手続 V. I  
専利出願書類ファイル V. IV  
専利出願書類 V. I-1  
特許性に関する国際予備審査報告の使用 III. II-5.1  
専利証書 V. IX-1.2  
遺伝子組換動物又は植物 II. X-9.1.2.4  
転用発明 II. IV-4.4

フォント及び規格 V. I-5.2  
フォントの色 V. I-5.5  
一体的な発明構想 II. VI-2.1.2  
総委任状 I. I-6.1.2  
組み合わせ発明 II. IV-4.2  
組み合わせライブラリーの分類 I. IV-8.9  
組成物の分類 I. IV-8.2  
組成物の請求項 II. X-4.2  
組成物の新規性 II. X-5.2  
組物 I. III-4.2.1 ; I. III-6.2.1.2 ; IV. V-5.2.5.1  
組み立て関係が一意でない組物 I. III-4.2.1 ; IV. V-5.4.1  
組み立て関係が一意の組物 I. III-4.2.1 ; IV. V-5.4.1  
最も近い従来技術 II. IV-3.2.1.1

出所：国家知識産権局ウェブサイト

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art\\_526\\_189193.html?xxgkhide=1](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_526_189193.html?xxgkhide=1)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。